

第 6 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（11月29日）（火曜日）

開 会	1 2
開 議	1 2
日程第 1 会議録署名議員の指名	1 2
日程第 2 会期の決定	1 2
日程第 3 諸般の報告	1 2
日程第 4 行政報告	1 2
宮路市長報告	1 2
日程第 5 発議第 4 号日置市議会委員会条例の一部を改正する条例について	1 3
花木千鶴さん提案理由説明	1 3
日程第 6 議会運営委員会委員の選任について	1 4
日程第 7 承認第 3 6 号専決処分につき承認を求めることについて	1 4
宮路市長提案理由説明	1 4
樋渡市民福祉部長	1 5
日程第 8 議案第 7 3 号鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5
益満総務企画部長	1 6
日程第 9 議案第 7 4 号鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に 関する協議について	1 6
宮路市長提案理由説明	1 7
日程第 1 0 議案第 7 5 号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協 議について	1 7
日程第 1 1 議案第 7 6 号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体 の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協 議について	1 7
宮路市長提案理由説明	1 8
益満総務企画部長	1 8
日程第 1 2 議案第 7 7 号鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について	1 9

日程第 1 3	議案第 7 8 号鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について	1 9
日程第 1 4	議案第 7 9 号鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について	1 9
日程第 1 5	議案第 8 0 号鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について	1 9
	宮路市長提案理由説明	2 0
	益満総務企画部長	2 0
日程第 1 6	議案第 8 1 号鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について	2 2
日程第 1 7	議案第 8 2 号鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について	2 2
	宮路市長提案理由説明	2 2
	益満総務企画部長	2 2
日程第 1 8	議案第 8 3 号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	2 3
日程第 1 9	議案第 8 4 号鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について	2 3
日程第 2 0	議案第 8 5 号鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	2 3
	宮路市長提案理由説明	2 4
	益満総務企画部長	2 4
日程第 2 1	議案第 8 6 号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関す る協議について	2 6
日程第 2 2	議案第 8 7 号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関す る協議について	2 6
	宮路市長提案理由説明	2 6
	益満総務企画部長	2 6
休 憩	2 8
日程第 2 3	議案第 8 8 号日置市安全安心まちづくり条例の制定について	2 8

宮路市長提案理由説明	28
益満総務企画部長	28
日程第24 議案第89号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	29
宮路市長提案理由説明	29
益満総務企画部長	29
池満 渉君	30
益満総務企画部長	30
池満 渉君	30
益満総務企画部長	31
佐藤彰矩君	31
益満総務企画部長	31
池上総務課長	32
佐藤彰矩君	32
益満総務企画部長	32
坂口ルリ子さん	32
池上総務課長	33
坂口ルリ子さん	33
田畑純二君	33
益満総務企画部長	33
田畑純二君	33
益満総務企画部長	33
田畑純二君	33
坂口ルリ子さん	33
池満 渉君	34
田畑純二君	34
日程第25 議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について	34
宮路市長提案理由説明	34
外園産業建設部長	35
日程第26 議案第91号日置市火災予防条例の一部改正について	35
宮路市長提案理由説明	35
田上消防本部消防長	35

日程第 2 7	議案第 9 2 号市道の道路の認定について	3 5
	宮路市長提案理由説明	3 6
	外園産業建設部長	3 6
日程第 2 8	議案第 9 3 号平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算 (第 6 号)	3 6
日程第 2 9	議案第 9 4 号平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 3 0	議案第 9 5 号平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 3 1	議案第 9 6 号平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 3 2	議案第 9 7 号平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 3 3	議案第 9 8 号平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	3 6
日程第 3 4	議案第 9 9 号平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 1 号)	3 6
日程第 3 5	議案第 1 0 0 号平成 1 7 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	3 6
	宮路市長提案理由説明	3 7
日程第 3 6	議案第 1 0 1 号平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算 (第 7 号)	3 9
日程第 3 7	議案第 1 0 2 号平成 1 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	3 9
日程第 3 8	議案第 1 0 3 号平成 1 7 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)	3 9
日程第 3 9	議案第 1 0 4 号平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第 3 号)	3 9
日程第 4 0	議案第 1 0 5 号平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	3 9
日程第 4 1	議案第 1 0 6 号平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算 (第 3 号)	3 9
日程第 4 2	議案第 1 0 7 号平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	3 9
日程第 4 3	議案第 1 0 8 号平成 1 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	3 9
日程第 4 4	議案第 1 0 9 号平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号)	3 9
日程第 4 5	議案第 1 1 0 号平成 1 7 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	3 9
	宮路市長提案理由説明	4 0
	宮路市長	4 3
日程第 4 6	認定第 5 8 号平成 1 7 年度日置広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	4 3

日程第 4 7	認定第 5 9 号平成 1 7 年度日置広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	4 3
日程第 4 8	認定第 6 0 号平成 1 7 年度日置地区消防組合歳入歳出決算認定について	4 3
	宮路市長提案理由説明	4 3
日程第 4 9	請願第 3 号産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書	4 4
散 会		4 4

第 2 号（1 2 月 2 日）（金曜日）

開 議		5 0
日程第 1	認定第 1 号平成 1 6 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について	5 0
日程第 2	認定第 2 号平成 1 6 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 0
日程第 3	認定第 3 号平成 1 6 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	5 0
日程第 4	認定第 4 号平成 1 6 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 0
日程第 5	認定第 5 号平成 1 6 年度東市来町水道事業会計歳入歳出決算認定について	5 0
	地頭所決算審査特別委員長報告	5 0
日程第 6	認定第 6 号平成 1 6 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について	5 3
日程第 7	認定第 7 号平成 1 6 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	5 3
日程第 8	認定第 8 号平成 1 6 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	5 3
日程第 9	認定第 9 号平成 1 6 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 3
日程第 1 0	認定第 1 0 号平成 1 6 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	5 3
日程第 1 1	認定第 1 1 号平成 1 6 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	5 3
日程第 1 2	認定第 1 2 号平成 1 6 年度伊集院町水道事業会計決算認定について	5 3
	地頭所決算審査特別委員長報告	5 4
	坂口ルリ子さん	5 6

佐藤彰矩君	57
日程第13 認定第13号平成16年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について	58
日程第14 認定第14号平成16年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	58
日程第15 認定第15号平成16年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	58
日程第16 認定第16号平成16年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	58
日程第17 認定第17号平成16年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	58
日程第18 認定第18号平成16年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	58
日程第19 認定第19号平成16年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について	59
地頭所決算審査特別委員長報告	59
坂口ルリ子さん	61
地頭所決算審査特別委員長	62
坂口ルリ子さん	62
休憩	62
坂口ルリ子さん	62
地頭所決算審査特別委員長	62
休憩	63
日程第20 認定第20号平成16年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について	63
日程第21 認定第21号平成16年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	63
日程第22 認定第22号平成16年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	63
日程第23 認定第23号平成16年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	63
日程第24 認定第24号平成16年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	63
日程第25 認定第25号平成16年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	63

.....	6 3
日程第 2 6 認定第 2 6 号平成 1 6 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 3
日程第 2 7 認定第 2 7 号平成 1 6 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	6 3
地頭所決算審査特別委員長報告	6 3
日程第 2 8 認定第 2 8 号平成 1 6 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について	6 7
地頭所決算審査特別委員長報告	6 7
日程第 2 9 認定第 2 9 号平成 1 6 年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について	6 8
地頭所決算審査特別委員長報告	6 8
日程第 3 0 認定第 3 0 号平成 1 7 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について	6 9
日程第 3 1 認定第 3 1 号平成 1 7 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	6 9
日程第 3 2 認定第 3 2 号平成 1 7 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につい て	6 9
日程第 3 3 認定第 3 3 号平成 1 7 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別 会計歳入歳出決算認定について	6 9
日程第 3 4 認定第 3 4 号平成 1 7 年度東市来町水道事業会計歳入歳出決算認定について	6 9
地頭所決算審査特別委員長報告	6 9
日程第 3 5 認定第 3 5 号平成 1 7 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について	7 1
日程第 3 6 認定第 3 6 号平成 1 7 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	7 1
日程第 3 7 認定第 3 7 号平成 1 7 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につ いて	7 1
日程第 3 8 認定第 3 8 号平成 1 7 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	7 1
日程第 3 9 認定第 3 9 号平成 1 7 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算 認定について	7 1
日程第 4 0 認定第 4 0 号平成 1 7 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につい て	7 1
日程第 4 1 認定第 4 1 号平成 1 7 年度伊集院町水道事業会計歳入歳出決算認定について	7 1

地頭所決算審査特別委員長報告	7 1
日程第 4 2 認定第 4 2 号平成 1 7 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について	7 4
日程第 4 3 認定第 4 3 号平成 1 7 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	7 4
日程第 4 4 認定第 4 4 号平成 1 7 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	7 4
日程第 4 5 認定第 4 5 号平成 1 7 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 4
日程第 4 6 認定第 4 6 号平成 1 7 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認 定について	7 4
日程第 4 7 認定第 4 7 号平成 1 7 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認 定について	7 4
日程第 4 8 認定第 4 8 号平成 1 7 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定に ついて	7 4
地頭所決算審査特別委員長報告	7 4
日程第 4 9 認定第 4 9 号平成 1 7 年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について	7 6
日程第 5 0 認定第 5 0 号平成 1 7 年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	7 6
日程第 5 1 認定第 5 1 号平成 1 7 年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	7 6
日程第 5 2 認定第 5 2 号平成 1 7 年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 6
日程第 5 3 認定第 5 3 号平成 1 7 年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 6
日程第 5 4 認定第 5 4 号平成 1 7 年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 7
日程第 5 5 認定第 5 5 号平成 1 7 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 7
日程第 5 6 認定第 5 6 号平成 1 7 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	7 7
地頭所決算審査特別委員長報告	7 7
日程第 5 7 認定第 5 7 号平成 1 7 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について	7 9

地頭所決算審査特別委員長報告	79
休 憩	80
日程第58 議案第88号日置市安全安心まちづくり条例の制定について	80
日程第59 議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について	80
日程第60 議案第91号日置市火災予防条例の一部改正について	80
日程第61 議案第92号市道の路線の認定について	80
日程第62 議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算(第7号)	80
日程第63 議案第102号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	80
日程第64 議案第103号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	80
日程第65 議案第104号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)	80
日程第66 議案第105号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	80
日程第67 議案第106号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第3号)	80
日程第68 議案第107号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	80
日程第69 議案第108号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	80
日程第70 議案第109号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)	80
日程第71 議案第110号平成17年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	81
松尾公裕君	81
宮路市長	81
松尾公裕君	81
宮路市長	82
田畑純二君	82
池上総務課長	82
田畑純二君	82
益満総務企画部長	83
坂口ルリ子さん	83
池上総務課長	83
坂口ルリ子さん	83

池上総務課長	8 3
坂口洋之君	8 3
池上総務課長	8 3
益満総務企画部長	8 3
坂口洋之君	8 4
田代教育長	8 4
坂口洋之君	8 4
宮路市長	8 4
西園典子さん	8 4
宮路市長	8 4
西園典子さん	8 5
田代教育長	8 5
田畑純二君	8 5
外園産業建設部長	8 5
谷口正行君	8 6
益満総務企画部長	8 6
外園産業建設部長	8 6
谷口正行君	8 7
益満総務企画部長	8 7
田畑純二君	8 8
宮路市長	8 9
益満総務企画部長	8 9
馬場福祉課長	8 9
外園産業建設部長	9 0
樹土木建設課長	9 0
田畑純二君	9 1
宮路市長	9 1
下田平日吉支所長	9 1
田畑純二君	9 2
外園産業建設部長	9 2
坂口ルリ子さん	9 2
樹土木建設課長	9 2

益満総務企画部長	9 3
馬場福祉課長	9 3
坂口ルリ子さん	9 4
池満 渉君	9 4
宮路市長	9 4
鳩野哲盛君	9 5
樋渡市民福祉部長	9 5
鳩野哲盛君	9 5
宮路市長	9 6
休 憩	9 6
佐藤彰矩君	9 6
宮路市長	9 6
福田財政管財課長	9 7
佐藤彰矩君	9 7
宮路市長	9 7
並松安文君	9 7
池上総務課長	9 8
東 孝志君	9 8
外園産業建設部長	9 8
東 孝志君	9 8
外園産業建設部長	9 8
成田 浩君	9 8
池上総務課長	9 8
外園産業建設部長	9 9
成田 浩君	9 9
池上総務課長	9 9
外園産業建設部長	9 9
坂口洋之君	9 9
樋渡市民福祉部長	9 9
住吉東市来支所長	9 9
松尾公裕君	9 9
樋渡市民福祉部長	1 0 0

休 憩	1 0 0
樋渡市民福祉部長	1 0 0
松尾公裕君	1 0 0
宮路市長	1 0 1
日程第 7 2 薩南衛生処理組合議会議員選挙について	1 0 2
長野瑛や子さん	1 0 2
散 会	1 0 2

第 3 号 (1 2 月 1 3 日) (火曜日)

開 議	1 0 6
樋渡市民福祉部長	1 0 6
日程第 1 一般質問	1 0 6
重水富夫君	1 0 6
宮路市長	1 0 7
重水富夫君	1 0 8
宮路市長	1 0 9
重水富夫君	1 0 9
宮路市長	1 0 9
重水富夫君	1 0 9
宮路市長	1 1 0
重水富夫君	1 1 0
宮路市長	1 1 1
重水富夫君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
重水富夫君	1 1 1
宮路市長	1 1 2
重水富夫君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
重水富夫君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
重水富夫君	1 1 3
宮路市長	1 1 3

	重水富夫君	1 1 4
	宮路市長	1 1 4
	重水富夫君	1 1 4
	宮路市長	1 1 5
	重水富夫君	1 1 5
	宮路市長	1 1 5
	重水富夫君	1 1 5
	西藺典子さん	1 1 5
休	憩	1 1 9
	宮路市長	1 1 9
	西藺典子さん	1 2 0
	宮路市長	1 2 0
	西藺典子さん	1 2 1
	宮路市長	1 2 1
	西藺典子さん	1 2 2
	宮路市長	1 2 3
	西藺典子さん	1 2 3
	宮路市長	1 2 3
	西藺典子さん	1 2 3
	宮路市長	1 2 3
	西藺典子さん	1 2 4
	宮路市長	1 2 4
	西藺典子さん	1 2 4
	田代教育長	1 2 4
	西藺典子さん	1 2 5
	宮路市長	1 2 5
	西藺典子さん	1 2 5
	宮路市長	1 2 6
	西藺典子さん	1 2 6
	宮路市長	1 2 6
	西藺典子さん	1 2 6
	宮路市長	1 2 7

	西園典子さん	1 2 7
	宮路市長	1 2 7
	西園典子さん	1 2 8
	宮路市長	1 2 8
	西園典子さん	1 2 8
	宮路市長	1 2 9
	西園典子さん	1 2 9
休	憩	1 2 9
	佐藤彰矩君	1 2 9
	宮路市長	1 3 1
	佐藤彰矩君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	佐藤彰矩君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	佐藤彰矩君	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	佐藤彰矩君	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	佐藤彰矩君	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	佐藤彰矩君	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	佐藤彰矩君	1 3 4
	宮路市長	1 3 5
	佐藤彰矩君	1 3 5
	宮路市長	1 3 5
	佐藤彰矩君	1 3 5
	宮路市長	1 3 5
	佐藤彰矩君	1 3 5
	宮路市長	1 3 6
	佐藤彰矩君	1 3 6
	有村合併プロジェクト室長	1 3 6
	佐藤彰矩君	1 3 6
	宮路市長	1 3 6

佐藤彰矩君	1 3 7
宮路市長	1 3 7
佐藤彰矩君	1 3 7
宮路市長	1 3 8
佐藤彰矩君	1 3 8
益満総務企画部長	1 3 8
佐藤彰矩君	1 3 8
宮路市長	1 3 8
佐藤彰矩君	1 3 8
宮路市長	1 3 9
佐藤彰矩君	1 3 9
福田財政管財課長	1 3 9
佐藤彰矩君	1 3 9
福田財政管財課長	1 3 9
佐藤彰矩君	1 3 9
福田財政管財課長	1 3 9
佐藤彰矩君	1 3 9
福田財政管財課長	1 4 0
佐藤彰矩君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
佐藤彰矩君	1 4 0
宮路市長	1 4 0
佐藤彰矩君	1 4 0
宮路市長	1 4 1
佐藤彰矩君	1 4 1
宮路市長	1 4 1
佐藤彰矩君	1 4 1
宮路市長	1 4 2
佐藤彰矩君	1 4 2
宮路市長	1 4 2
佐藤彰矩君	1 4 2
宮路市長	1 4 3

	佐藤彰矩君	1 4 3
	宮路市長	1 4 3
休	憩	1 4 3
	長野瑛や子さん	1 4 3
	宮路市長	1 4 5
	長野瑛や子さん	1 4 6
	宮路市長	1 4 6
	長野瑛や子さん	1 4 6
	宮路市長	1 4 7
	長野瑛や子さん	1 4 7
	宮路市長	1 4 7
	長野瑛や子さん	1 4 7
	有村合併プロジェクト室長	1 4 7
	長野瑛や子さん	1 4 7
	宮路市長	1 4 7
	長野瑛や子さん	1 4 7
	宮路市長	1 4 8
	長野瑛や子さん	1 4 8
	宮路市長	1 4 8
	長野瑛や子さん	1 4 8
	宮路市長	1 4 8
	長野瑛や子さん	1 4 8
	池上総務課長	1 4 9
	長野瑛や子さん	1 4 9
	宮路市長	1 4 9
	長野瑛や子さん	1 4 9
	宮路市長	1 4 9
	長野瑛や子さん	1 4 9
	有村合併プロジェクト室長	1 5 0
	長野瑛や子さん	1 5 0
	宮路市長	1 5 0
	長野瑛や子さん	1 5 1

宮路市長	1 5 1
長野瑛や子さん	1 5 1
宮路市長	1 5 2
長野瑛や子さん	1 5 3
宮路市長	1 5 3
長野瑛や子さん	1 5 3
靄園秋男君	1 5 4
宮路市長	1 5 5
靄園秋男君	1 5 5
宮路市長	1 5 6
靄園秋男君	1 5 6
宮路市長	1 5 7
靄園秋男君	1 5 7
宮路市長	1 5 8
靄園秋男君	1 5 8
休 憩	1 5 9
坂口ルリ子さん	1 5 9
宮路市長	1 6 2
田代教育長	1 6 3
坂口ルリ子さん	1 6 4
宮路市長	1 6 4
坂口ルリ子さん	1 6 4
馬場福祉課長	1 6 4
坂口ルリ子さん	1 6 5
馬場福祉課長	1 6 5
坂口ルリ子さん	1 6 5
宮路市長	1 6 5
坂口ルリ子さん	1 6 5
宮路市長	1 6 5
坂口ルリ子さん	1 6 5
池上総務課長	1 6 6
坂口ルリ子さん	1 6 6

池上総務課長	1 6 6
坂口ルリ子さん	1 6 6
池上総務課長	1 6 6
坂口ルリ子さん	1 6 6
田代教育長	1 6 7
坂口ルリ子さん	1 6 8
散 会	1 6 8

第4号（12月14日）（水曜日）

開 議	1 7 2
日程第1 一般質問	1 7 2
池満 渉君	1 7 2
宮路市長	1 7 3
田代教育長	1 7 7
池満 渉君	1 7 9
宮路市長	1 8 0
池満 渉君	1 8 0
宮路市長	1 8 0
池満 渉君	1 8 0
宮路市長	1 8 1
池満 渉君	1 8 1
宮路市長	1 8 1
池満 渉君	1 8 1
宮路市長	1 8 2
池満 渉君	1 8 2
宮路市長	1 8 3
池満 渉君	1 8 3
宮路市長	1 8 3
池満 渉君	1 8 3
宮路市長	1 8 4
池満 渉君	1 8 4
宮路市長	1 8 4

	池満 渉君	1 8 4
	宮路市長	1 8 5
	池満 渉君	1 8 5
	田代教育長	1 8 5
休	憩	1 8 6
	池満 渉君	1 8 6
	田代教育長	1 8 6
	池満 渉君	1 8 6
	宮路市長	1 8 6
	池満 渉君	1 8 6
	宮路市長	1 8 7
	池満 渉君	1 8 7
	宮路市長	1 8 7
	池満 渉君	1 8 7
	宮路市長	1 8 7
	池満 渉君	1 8 8
	宮路市長	1 8 8
	池満 渉君	1 8 8
	宮路市長	1 8 8
	池満 渉君	1 8 9
	馬場福祉課長	1 8 9
	池満 渉君	1 8 9
	馬場福祉課長	1 8 9
	池満 渉君	1 8 9
	馬場福祉課長	1 8 9
	池満 渉君	1 8 9
	宮路市長	1 9 0
	池満 渉君	1 9 0
	宮路市長	1 9 0
	池満 渉君	1 9 0
	宮路市長	1 9 1
	出水賢太郎君	1 9 1

休 憩	1 9 4
宮路市長	1 9 4
田代教育長	1 9 6
出水賢太郎君	1 9 7
宮路市長	1 9 7
出水賢太郎君	1 9 7
宮路市長	1 9 8
出水賢太郎君	1 9 8
宮路市長	1 9 8
出水賢太郎君	1 9 8
満尾教育次長	1 9 9
出水賢太郎君	1 9 9
満尾教育次長	1 9 9
出水賢太郎君	1 9 9
宮路市長	2 0 0
出水賢太郎君	2 0 0
田代教育長	2 0 0
出水賢太郎君	2 0 0
田代教育長	2 0 1
出水賢太郎君	2 0 1
田代教育長	2 0 2
出水賢太郎君	2 0 2
田代教育長	2 0 2
出水賢太郎君	2 0 3
田代教育長	2 0 3
出水賢太郎君	2 0 3
宮路市長	2 0 4
出水賢太郎君	2 0 4
宮路市長	2 0 4
成田 浩君	2 0 5
宮路市長	2 0 5
成田 浩君	2 0 6

宮路市長	206
下田平日吉支所長	207
成田 浩君	207
宮路市長	207
成田 浩君	207
宮路市長	208
成田 浩君	208
宮路市長	208
成田 浩君	209
宮路市長	209
成田 浩君	209
宮路市長	209
休 憩	210
田丸武人君	210
宮路市長	211
田丸武人君	212
宮路市長	212
田丸武人君	212
宮路市長	213
田丸武人君	213
宮路市長	213
田丸武人君	213
坂口洋之君	214
宮路市長	216
田代教育長	218
坂口洋之君	218
田代教育長	219
坂口洋之君	219
田代教育長	219
坂口洋之君	219
田代教育長	219
坂口洋之君	220

	宮路市長	2 2 0
	樋渡市民福祉部長	2 2 0
	坂口洋之君	2 2 0
	樋渡市民福祉部長	2 2 1
	坂口洋之君	2 2 1
	樋渡市民福祉部長	2 2 1
	坂口洋之君	2 2 1
	樋渡市民福祉部長	2 2 1
	坂口洋之君	2 2 1
	樋渡市民福祉部長	2 2 2
	坂口洋之君	2 2 2
	宮路市長	2 2 3
	坂口洋之君	2 2 3
	宮路市長	2 2 3
	坂口洋之君	2 2 3
	宮路市長	2 2 3
	坂口洋之君	2 2 3
休	憩	2 2 4
	松尾公裕君	2 2 4
	宮路市長	2 2 6
	松尾公裕君	2 2 7
	宮路市長	2 2 8
	松尾公裕君	2 2 8
	宮路市長	2 2 8
	松尾公裕君	2 2 9
	宮路市長	2 2 9
	松尾公裕君	2 2 9
	宮路市長	2 2 9
	松尾公裕君	2 3 0
	宮路市長	2 3 0
	松尾公裕君	2 3 1
	宮路市長	2 3 1

松尾公裕君	2 3 1
宮路市長	2 3 2
松尾公裕君	2 3 2
大園貴文君	2 3 3
宮路市長	2 3 4
大園貴文君	2 3 4
宮路市長	2 3 4
大園貴文君	2 3 5
宮路市長	2 3 5
大園貴文君	2 3 5
宮路市長	2 3 5
大園貴文君	2 3 5
宮路市長	2 3 6
大園貴文君	2 3 6
宮路市長	2 3 6
大園貴文君	2 3 6
散 会	2 3 6

第5号（12月15日）（木曜日）

開 議	2 4 0
日程第1 一般質問	2 4 0
上園哲生君	2 4 0
宮路市長	2 4 0
上園哲生君	2 4 1
宮路市長	2 4 1
上園哲生君	2 4 2
富迫企画課長	2 4 2
上園哲生君	2 4 2
富迫企画課長	2 4 2
上園哲生君	2 4 2
宮路市長	2 4 2
上園哲生君	2 4 3

	宮路市長	2 4 3
	上園哲生君	2 4 3
	宮路市長	2 4 4
	上園哲生君	2 4 4
	宮路市長	2 4 4
	上園哲生君	2 4 4
	宮路市長	2 4 5
	上園哲生君	2 4 5
	宮路市長	2 4 5
	上園哲生君	2 4 5
	宮路市長	2 4 5
	門松慶一君	2 4 6
	宮路市長	2 4 7
	門松慶一君	2 4 8
	宮路市長	2 4 9
	門松慶一君	2 4 9
	宮路市長	2 4 9
	門松慶一君	2 4 9
	宮路市長	2 5 0
	門松慶一君	2 5 0
	宮路市長	2 5 0
	門松慶一君	2 5 1
	宮路市長	2 5 1
	門松慶一君	2 5 1
	宮路市長	2 5 2
	門松慶一君	2 5 2
	宮路市長	2 5 3
	門松慶一君	2 5 3
休	憩	2 5 3
	田畑純二君	2 5 3
休	憩	2 6 0
	宮路市長	2 6 0

田畑純二君	2 6 2
宮路市長	2 6 3
田畑純二君	2 6 3
宮路市長	2 6 3
田畑純二君	2 6 3
宮路市長	2 6 3
田畑純二君	2 6 4
宮路市長	2 6 4
田畑純二君	2 6 4
宮路市長	2 6 4
田畑純二君	2 6 4
宮路市長	2 6 4
田畑純二君	2 6 4
宮路市長	2 6 4
田畑純二君	2 6 5
宮路市長	2 6 5
田畑純二君	2 6 5
宮路市長	2 6 5
田畑純二君	2 6 6
宮路市長	2 6 6
田畑純二君	2 6 6
宮路市長	2 6 6
田畑純二君	2 6 6
宮路市長	2 6 6
田畑純二君	2 6 7
宮路市長	2 6 7
田畑純二君	2 6 7
宮路市長	2 6 7
田畑純二君	2 6 7
宮路市長	2 6 8
田畑純二君	2 6 8
宮路市長	2 6 8
田畑純二君	2 6 8
宮路市長	2 6 8

田畑純二君	2 6 8
宮路市長	2 6 9
田畑純二君	2 6 9
漆島政人君	2 6 9
宮路市長	2 7 0
漆島政人君	2 7 2
宮路市長	2 7 2
漆島政人君	2 7 2
宮路市長	2 7 2
漆島政人君	2 7 2
宮路市長	2 7 2
漆島政人君	2 7 2
宮路市長	2 7 2
漆島政人君	2 7 3
宮路市長	2 7 3
漆島政人君	2 7 3
宮路市長	2 7 3
漆島政人君	2 7 3
富迫企画課長	2 7 4
漆島政人君	2 7 4
宮路市長	2 7 5
休 憩	2 7 5
漆島政人君	2 7 5
宮路市長	2 7 5
漆島政人君	2 7 5
宮路市長	2 7 6
漆島政人君	2 7 6
宮路市長	2 7 7
漆島政人君	2 7 7
宮路市長	2 7 7
漆島政人君	2 7 7
宮路市長	2 7 8
漆島政人君	2 7 8
宮路市長	2 7 8

漆島政人君	278
宮路市長	279
漆島政人君	279
宮路市長	279
漆島政人君	279
宮路市長	279
花木千鶴さん	280
宮路市長	280
田代教育長	281
花木千鶴さん	282
宮路市長	283
花木千鶴さん	283
宮路市長	283
花木千鶴さん	283
宮路市長	284
花木千鶴さん	284
宮路市長	284
花木千鶴さん	284
宮路市長	285
花木千鶴さん	285
宮路市長	285
花木千鶴さん	285
田代教育長	286
花木千鶴さん	287
田代教育長	287
花木千鶴さん	288
田代教育長	288
花木千鶴さん	289
休 憩	289
下御領昭博君	289
宮路市長	291
下御領昭博君	292

宮路市長	2 9 3
下御領昭博君	2 9 3
宮路市長	2 9 3
下御領昭博君	2 9 3
宮路市長	2 9 3
下御領昭博君	2 9 4
宮路市長	2 9 4
下御領昭博君	2 9 4
宮路市長	2 9 4
下御領昭博君	2 9 5
宮路市長	2 9 6
下御領昭博君	2 9 6
樹土木建設課長	2 9 6
下御領昭博君	2 9 6
宮路市長	2 9 7
下御領昭博君	2 9 7
宮路市長	2 9 7
下御領昭博君	2 9 7
鳩野哲盛君	2 9 7
宮路市長	2 9 8
田代教育長	2 9 9
鳩野哲盛君	3 0 0
宮路市長	3 0 0
田代教育長	3 0 1
鳩野哲盛君	3 0 1
田代教育長	3 0 2
鳩野哲盛君	3 0 2
田代教育長	3 0 2
鳩野哲盛君	3 0 2
田代教育長	3 0 2
鳩野哲盛君	3 0 2
田代教育長	3 0 3

鳩野哲盛君	3 0 3
田代教育長	3 0 3
満尾教育次長	3 0 3
鳩野哲盛君	3 0 3
田代教育長	3 0 4
鳩野哲盛君	3 0 4
宮路市長	3 0 4
田代教育長	3 0 4
散 会	3 0 5

第6号（12月21日）（水曜日）

開 議	3 1 1
日程第1 議案第88号日置市安全安心まちづくり条例の制定について	3 1 1
田丸総務企画常任委員長報告	3 1 1
日程第2 議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について	3 1 2
松尾産業建設常任委員長報告	3 1 2
日程第3 議案第91号日置市火災予防条例の一部改正について	3 1 3
田丸総務企画常任委員長報告	3 1 3
日程第4 議案第92号市道の路線の認定について	3 1 4
松尾産業建設常任委員長報告	3 1 4
日程第5 議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）	3 1 5
田丸総務企画常任委員長報告	3 1 5
長野環境福祉常任委員長報告	3 1 9
松尾産業建設常任委員長報告	3 2 1
休 憩	3 2 2
田畑教育文化常任委員長報告	3 2 2
日程第6 議案第102号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	3 2 7
長野環境福祉常任委員長報告	3 2 7
日程第7 議案第103号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	3 2 8
長野環境福祉常任委員長報告	3 2 8
日程第8 議案第104号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第	

3号)	328
長野環境福祉常任委員長報告	328
日程第9 議案第105号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	
.....	329
松尾産業建設常任委員長報告	329
日程第10 議案第106号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第3号)	330
田丸総務企画常任委員長報告	330
日程第11 議案第107号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	
.....	331
松尾産業建設常任委員長報告	331
日程第12 議案第108号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	332
長野環境福祉常任委員長報告	332
日程第13 議案第109号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)	333
長野環境福祉常任委員長報告	333
日程第14 議案第110号平成17年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	334
松尾産業建設常任委員長報告	334
日程第15 請願第3号産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書	334
長野環境福祉常任委員長報告	334
地頭所貞視君	336
長野環境福祉常任委員長	336
地頭所貞視君	336
長野環境福祉常任委員長	336
池満 渉君	336
長野環境福祉常任委員長	337
池満 渉君	337
漆島政人君	337
池満 渉君	338
日程第16 発議第5号日置市議会議員政治倫理条例の制定について	338
花木千鶴さん提案理由説明	339
日程第17 公共工事不正再発防止等調査特別委員会の中間報告	339

池満公共工事不正再発防止等調査特別委員長	3 3 9
日程第 1 8 閉会中の継続調査申し出について	3 4 2
日程第 1 9 所管事務調査結果報告について	3 4 2
日程第 2 0 議員派遣の件について	3 4 2
閉 会	3 4 2

平成17年第6回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	適 用
11月29日	火	本 会 議	議案上程、表決（給与改定分等）
11月30日	水	休 会	
12月 1日	木	休 会	
12月 2日	金	本 会 議	決算認定報告、総括質疑（11月29日提案分）、委員会付託
12月 3日	土	休 会	
12月 4日	日	休 会	
12月 5日	月	委 員 会	総務企画、環境福祉、教育文化
12月 6日	火	委 員 会	総務企画、環境福祉、産業建設
12月 7日	水	休 会	
12月 8日	木	休 会	
12月 9日	金	休 会	
12月10日	土	休 会	
12月11日	日	休 会	
12月12日	月	休 会	
12月13日	火	本 会 議	一般質問
12月14日	水	本 会 議	一般質問
12月15日	木	本 会 議	一般質問、環境福祉委員会
12月16日	金	休 会	
12月17日	土	休 会	
12月18日	日	休 会	
12月19日	月	休 会	
12月20日	火	休 会	
12月21日	水	本 会 議	付託事件等審査結果報告

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
発議第 4号	日置市議会委員会条例の一部を改正する条例について

- 発議第 5号 日置市議会議員政治倫理条例の制定について
- 承認第 36号 専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第 73号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について
- 議案第 74号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 議案第 75号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 76号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 77号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 78号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について
- 議案第 79号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 80号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について
- 議案第 81号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 82号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 83号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 84号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について
- 議案第 85号 鹿児島県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 86号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 87号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更に関する協議について
- 議案第 88号 日置市安全安心まちづくり条例の制定について
- 議案第 89号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 90号 日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 議案第 91号 日置市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 92号 市道の路線の認定について

- 議案第 93号 平成17年度日置市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第 94号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 95号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 96号 平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 97号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 98号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 99号 平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第100号 平成17年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第101号 平成17年度日置市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第102号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第103号 平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第104号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第105号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第106号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第107号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第108号 平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第109号 平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
- 議案第110号 平成17年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)
- 認定第 1号 平成16年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成16年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成16年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成16年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成16年度東市来町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成16年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成16年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成16年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 1 2 号 平成 1 6 年度伊集院町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 3 号 平成 1 6 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 4 号 平成 1 6 年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 5 号 平成 1 6 年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 6 号 平成 1 6 年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 7 号 平成 1 6 年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 8 号 平成 1 6 年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 9 号 平成 1 6 年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 2 0 号 平成 1 6 年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 1 号 平成 1 6 年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 2 号 平成 1 6 年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 3 号 平成 1 6 年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 4 号 平成 1 6 年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 5 号 平成 1 6 年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 6 号 平成 1 6 年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 7 号 平成 1 6 年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 8 号 平成 1 6 年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 9 号 平成 1 6 年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 0 号 平成 1 7 年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 1 号 平成 1 7 年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 2 号 平成 1 7 年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 3 号 平成 1 7 年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 4 号 平成 1 7 年度東市来町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 5 号 平成 1 7 年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 6 号 平成 1 7 年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 7 号 平成 1 7 年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 8 号 平成 1 7 年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 9 号 平成 1 7 年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 0 号 平成 1 7 年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 1 号 平成 1 7 年度伊集院町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 2 号 平成 1 7 年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 43号 平成17年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 44号 平成17年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 45号 平成17年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 46号 平成17年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 47号 平成17年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 48号 平成17年度日吉町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 49号 平成17年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 50号 平成17年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 51号 平成17年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 52号 平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 53号 平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 54号 平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 55号 平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 56号 平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 57号 平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
- 認定第 58号 平成17年度日置広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 59号 平成17年度日置広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 60号 平成17年度日置地区消防組合歳入歳出決算認定について
- 請願第 3号 産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書

第 1 号 (1 1 月 2 9 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（監査結果報告、議長報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	発議第 4号 日置市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議会運営委員会委員の選任について
日程第 7	承認第 36号 専決処分につき承認を求めることについて
日程第 8	議案第 73号 鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について
日程第 9	議案第 74号 鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
日程第10	議案第 75号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第11	議案第 76号 鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第12	議案第 77号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について
日程第13	議案第 78号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について
日程第14	議案第 79号 鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について
日程第15	議案第 80号 鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について
日程第16	議案第 81号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第17	議案第 82号 鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第18	議案第 83号 鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第19	議案第 84号 鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について
日程第20	議案第 85号 鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

- 日程第 2 1 議案第 8 6 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 2 2 議案第 8 7 号 鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 2 3 議案第 8 8 号 日置市安全安心まちづくり条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 8 9 号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 9 0 号 日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 9 1 号 日置市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 9 2 号 市道の路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 9 3 号 平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 9 議案第 9 4 号 平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 9 5 号 平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 9 6 号 平成 1 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 9 7 号 平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 3 議案第 9 8 号 平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 9 9 号 平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 5 議案第 1 0 0 号 平成 1 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 6 議案第 1 0 1 号 平成 1 7 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 7 議案第 1 0 2 号 平成 1 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 8 議案第 1 0 3 号 平成 1 7 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議案第 1 0 4 号 平成 1 7 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 0 議案第 1 0 5 号 平成 1 7 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 1 議案第 1 0 6 号 平成 1 7 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 2 議案第 1 0 7 号 平成 1 7 年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 3 議案第 1 0 8 号 平成 1 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 4 議案第 1 0 9 号 平成 1 7 年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 5 議案第 1 1 0 号 平成 1 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 6 認定第 5 8 号 平成 1 7 年度日置広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 4 7 認定第 5 9 号 平成 1 7 年度日置広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 8 認定第 6 0 号 平成 1 7 年度日置地区消防組合歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 9 請願第 3 号 産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書

本会議（11月29日）（火曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	地頭所貞視君	25番	谷口正行君
26番	西峯尚平君	27番	佐藤彰矩君
28番	成田浩君	29番	鳩野哲盛君
30番	宇田栄君		

欠席議員 1名

23番 畠中實弘君

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

福祉課長 馬場 恵三郎 君
教育総務課長 坂上 安男 君

土木建設課長 樹 治美 君
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

畠中實弘議員から欠席届が出されていますのでお知らせします。

ただいまから、平成17年第6回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

（テープ中断）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって、漆島政人君、中島昭君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの23日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月21日までの23日間と決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、監査結果の報告であります。10月から11月にかけて行われました本町及び支所関係各課等の定期定例監査の結果及び9月分から11月分までの例月出納検査の

結果について報告がありましたので、その写しを配付します。

次に、畠中實弘君から、総務企画常任委員長辞任願が11月15日付で出されましたが、11月21日の総務企画常任委員会において辞任が許可され、同日、新たな委員長、副委員長の選任が行われ、田丸武人君が委員長に、鳩野哲盛君が副委員長に選任された旨の報告がありました。

また、畠中實弘君から、議会運営委員辞任願が11月21日付で出されております。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

平成17年第6回日置市市議会定例会の開催にあたり、行政報告とあわせてごあいさつを申し上げます。

合併から間もなく7カ月が経過しようとしており、いよいよ師走の忙しい時期を迎えようとしておりますが、これまでの間、議員の皆様におかれましては、ご健勝で市民や地域の付託を一身に受けとめられ、市政発展にご活躍をいただいておりますことに真なる敬意を表すところでございます。

さて、平成17年10月3日に、第1回日置市行政改革推進委員会を開催し、住民代表を含めた15名に委員を委嘱しまして、行政改革大綱案を諮問いたしました。

大綱の実施期間を、平成18年度から22年度までの5カ年間とし、内部機構では、市長を本部長とする推進本部及び3つの専門部会を設置しております。

今後は、進捗状況も議会を初め多く市民の皆様にも公表し、また、各方面からの意見を十分に賜りながら、効率的で効果的な行政委員を執行していく所存でございます。

これまで委員会を3回実施しておりますが、大綱案に示された改革の必要性、具体的規模策につきまして十分に協議を行い、来年1月中には答申をいただく予定といたしております。

また、11月17日から22日にかけて、4地域の地域審議会を開催しまして、第1次日置市総合計画案を説明させていただきました。

それから、24日には、日置市総合計画審議会に、この総合計画案を説明していただき、それぞれからいろいろご意見をいただきましたので、これらを整備しながら来年1月中旬から市内の小中学校単位の住民説明会を開催いたしまして、ご意見をいただき、来年2月上旬に再度、地域審議会と総合計画審議会を開催して、正式に諮問を申し上げ、答申をいただいた上で、来年3月の議会にご提案をさせていただきたいと考えております。

それと同じく、11月24日の日には、日置市異業種交流懇話会の設立会を開催いたしました。この会は、市外から進出されている企業の皆さんで、また、地元の企業、業種といたしましては、食料品から電子分野、精密機械など、今回17社に参加していただきましたが、異業種間の交流を促進し、いろいろな情報を共有しながら課題の解決を図り、また、一方では、新商品の開発や新たな産業の創造、就業機会の増大など、市全体の活性化につなげたいという思いから設立いたしました。

今後、この会と農業、漁業の皆さんや商工会の皆さんとの交流を広げて、市全体の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、11月21日に外部員5名によりま

して、第1回日置市入札等監視委員会を開催いたしました。

会議では、委員会設置の経緯と、これまで取り組んでまいりました予定価格の事前公表の状況を説明し、制度改善に向けまして、今後の進め方を協議しております。

次に、11月22日から29日にかけて、日置市公営住宅のアスベスト調査を実施しました。伊集院地域で2団地、東市来地域で4団地、吹上地域で2団地を実施し、吹きつけ材料における含有量調査、空气中濃度調査を測定しております。この調査における結果は、後日、議員の皆様方にご報告を申し上げたいと思っております。

そのほかには、これまで兄弟都市交流を行ってまいりました、岐阜県関ケ原町、滋賀県多賀町、北海道弟子屈町及び始良郡加治木町との盟約継承締結式を初め妙円寺参り行事大会や各地域の主要な地域イベントが盛大に開催されております。

最後になりましたが、市議会定例会の開会にあたり提案申し上げました42の議案につきまして十分な審議を賜りますようお願い申し上げて、市長あいさつ並びに主要な行政報告にかえさせていただきます。

○議長（宇田 栄君）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5 発議第4号日置市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（宇田 栄君）

日程第5、発議第4号日置市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

発議第4号日置市議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、日置地区消防組合が市の消防本部となったため、委員会条例の一部を改正しようとして、ご提案申し上げるものであります。

改正の内容につきましては、日置市議会委員会条例の総務企画常任委員会の所管について、消防本部を追加し、収入役室を出納室に改めるものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（宇田 栄君）

日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

畠中實弘君から、平成17年11月21日付で議会運営委員会委員辞任願が出されましたので、委員会条例第14条の規定に基づき、議長において許可をしました。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員に田丸武人君を指名し、選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、田丸武人君を指名のとおり選任することに決定しました。

△日程第7 承認第36号専決処分につき承認を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第7、承認第36号専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第36号は、専決処分につき承認を求めることについてであります。

南さつま市の合併に伴う、薩摩衛生処理組合のさきの規約改正に不備が生じたため、早急に規約の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

ただいま議題となっております件につきまして、補足説明を申し上げます。

合併により誕生した南さつま市の構成町であった、旧坊津町の火葬場関係につきましては、枕崎地区衛生管理組合に加入していましたが、合併協議の中では、合併後は、合併する他市町が加入している薩南衛生処理組合にも当然同時に加入できるものとして、両組合への加入のための薩南衛生処理組合規約等の一部変更を行い、日置市におきましても、9月議会で薩南衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び薩南衛生処理組合規約の変更に関する協議についての議案を議決をいただいておりますが、その後、2つの組合への加入は地方自治法上不可能との県の指導があったため、今回、薩南衛生処理組合規約第3条及び第16条第2項の表中で、南さつま市から坊津町の区域と坊津町の区域の人口を除くための変更をするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第36号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第36号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第36号を採決します。

お諮りします。本件については、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第8 議案第73号鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第73号鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第73号は、鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部変更についてであります。

平成18年3月20日から、出水郡東町及び長島町を廃止し、その区域をもって長島町に、大島郡住用村及び笠利町が奄美市に名称を変更し、また、平成16年10月から平成18年3月までの合併により、設立構成団体が当初の75町村から33市町村に減少したため、役員数の変更並びに公有地の拡大の推進に係る法律施行令の改正により、本公社における業務の範囲について変更が生じたことに伴い、定款の一部を変更したいと提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第73号について補足して説明を申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思います。

鹿児島県市町村土地開発公社定款の一部を変更する定款でございますが、先ほど市長の提案理由にございましたとおり、今回、構成団体の町村が75町村から33市町村に減少したために、第6条中にあります理事の数、これを77でございましたけれども、35名に変更するものでございます。

33がなんで35かと申しますと、設立団体でございます鹿児島県と町村会が入っているから、2つ追加されておるわけでございます。

並びに、幹事の152名を68名ということで、各町からの常任理事が2名加わっておりますために152名、倍でございましたが、これを68名、普通は66名でございますが、これに2名追加して、県庁の分と町村会の分を2人追加して、68名にするものでございます。

それと、今回、公有地の拡大の推進に関する法律の改正がございまして、これまでは一団の土地の造成事業等の分譲でございましたけれども、今回、借地借家法第2条第1項に規定いたします借地権、これを設定して、当該造成地を業務施設または立地促進施設の用に供するために賃貸する事業、賃貸事業が加わったということでございます。これが、大きな柱でございます。

それと、別表の第1でございしますが、設立団体のところでは、先ほど申しましたとおり、別表を改正するものでございまして、まず、日置市、三島村、十島村、頰娃町、知覧町、川辺町、東町、長島町、菱刈町を日置市の次に、奄美市、それから、東町、長島町を新しい長島町に変更いたします。

それと、瀬戸内町、住用村、龍郷町、笠利

町、菱刈町、ここの部分を住用村と笠利町を削るものでございます。

附則といたしまして、この定款は鹿児島県知事の認可のあった日から施行するものでございまして、別表中の設立団体及び出資額中の変更は18年の3月20日から適用するものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第73号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第74号鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第9、議案第74号鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第74号は、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてであります。

平成17年10月11日の廃置分合により、串木野市及び日置郡市来町を脱退、いちき串木野市を加入させて、また、平成17年11月7日の廃置分合により、国分市、始良郡溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町を脱退させて、霧島市を加入する。また、加世田市、川辺郡加世田町、大浦町、坊津町及び日置郡金峰町を脱退させ、南さつま市を加入させることに伴い、鹿児島県市町村自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議をしたいので、提案するものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第74号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第74号について討論を行い

ます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第75号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第11 議案第76号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第10、議案第75号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について及び日程第11、議案第76号鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議についての2件を一括議題とします。

お諮りします。議案第75号及び議案第76号は、当局から説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第75号、議案第76号は、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更に関する協議についてであります。2件を一括して説明申し上げます。

まず、議案第75号は、市町村合併より、平成17年度末における組合構成団体数がほぼ確定し、鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の議会及び執行機関の定数等の改正に伴う規約改正及び平成18年3月13日の廃置分合により、構成団体に変更が生じたので、同組合の規約を変更することについて協議をしたいので、提案するものであります。

次に、議案第76号は、平成18年3月20日の廃置分合により構成団体に変更が生じたので、同組合同規約を変更することについて協議をしたいので、提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第75号、76号につきまして、合わせて説明をさせていただきます。

別紙より概要を説明させていただきます。

鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組

合同規約の一部改正する規約でございますが、第6条及び第7条の改正でございます。第6条では、議員の定数及び選挙の方法の改正でございます。

まず第1号でございますが、組合を組織する市の議会の議長の職にある者の中から3名を選びます。

第2号で、町村の議会の議長の職にある者から5名。

議員の選任については、上記の1号、2号に定めるものの互選ということでございます。

参考で、議会の議員に欠員が生じた場合は、速やかに補欠選挙を行わなければならないという規定でございます。

第7条が、議員の任期及び失職規定でございます。任期は2年とするものでございます。

それから、職を失ったときは、その職を失うということでございます。

組合長は、組合の議会に応じて、組合市町村の議会の議長にある者の中から選任するものでございます。

それから、副会長でございますが、組合市町村の議会の議長の者に改めるものでございます。

それから、組合長、副組合長の任期は2年とするものでございます。

別表中の改正でございますが、志布志市の次に出水市を加えるものでございます。それと、出水郡の、野田、高尾野を削るものでございます。

それと、附則といたしましては、この規約は18年の2月20日から施行するものでございます。

それから、別表の改正については3月13日からでございます。

2項でございますが、この規約の施行の日の前日において、議員、組合長または副組合長であった者は、この規約の施行の日にその

職を失うということでございます。

続きまして、議案第76号について説明申し上げます。

別紙をお開きいただきたいと思います。

この部分につきましては、3月の20日の廃置分合の関係でございまして、別表中の出水市の次に奄美市を追加いたします。

それから、東町、長島町を新設の長島町に改正いたします。

大島郡のところで、住用村、笠利町を削るものでございます。

この附則は、この規約は平成18年の3月20日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第75号及び議案第76号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号及び議案第76号の2件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから2件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第75号及び議案第76号の2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号及び議案第76号の2件については原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第77号鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について

△日程第13 議案第78号鹿児島市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について

△日程第14 議案第79号鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について

△日程第15 議案第80号鹿児島市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第77号鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について、日程第13、議案第78号鹿児島市町村交通災害共済組合の財産処分に関する協議について、日程第14、議案第79号鹿児島市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村交通災害共済組合規約の変更に関する協議について、日程第15、議案第80号鹿児島市町村交通災害

共済組合の財産処分に関する協議について、
以上4件を一括議題とします。

お諮りします。議案第77号から議案第
80号までは、当局から説明を受けた後、一
括して質疑、討論、採決を行うことにしたい
と思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、4件について提案理由の説明を
求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第77号は、鹿児島県市町村交通災害
共済組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の
変更に関する協議について、議案第78号は、
鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分
に関する協議について、議案第79号は、鹿
児島県市町村交通災害共済組合を組織する地
方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交
通災害共済組合規約の変更に関する協議につ
いて、議案第80号は、鹿児島県市町村交通
災害共済組合の財産処分に関する協議につ
いてであります。

4件を一括して説明申し上げます。

まず、議案第77号は、市町村合併により、
平成17年度末における組合構成団体数がほ
ぼ確定し、鹿児島県市町村交通災害共済組合
の議会及び執行機関の定数等の改正に伴う規
約改正及び平成18年3月13日の廃置分合
により、構成団体に変更が生じたので、
同組合規約を変更することについて協議をし
たいので、提案するものであります。

次に、議案第78号は、議案第77号の廃
置分合により、同組合の財産処分について協
議したいので、提案するものであります。

次に、議案第79号は、平成18年3月
20日の廃置分合により、同組合規約を変更

することについて協議したいので、提案する
ものであります。

次に、議案第80号は、議案第79号の廃
置分合により、同組合の財産処分について協
議したいので、提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明
をさせますので、ご審議をよろしく願いい
たします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第77号から4件、一括し
てご説明をさせていただきます。

77号の別紙をお開きいただきたいと思い
ます。

鹿児島県市町村交通災害共済組合の規約の
一部を改正する規約でございまして、先ほど
から説明しております規約改正と同じような
ものでございます。

まず、第5条及び第6条を次のようにあら
ためるものでございまして、第5条についま
しては、組合の組織及び議員の選挙の方法を
改正するものでございます。

第1号といたしまして、組合を組織する市
の長の職にある者から2人、第2号といたし
まして、町村の長の職にある者の中から5人、
第3号といたしまして、市の議会の議長の職
にある者の中から2人、第4号といたしまし
て、町村の議会の議長の職にある者の中から
5人ということでございます。

第2項で、互選ということでございます。
選出方法については互選ということでござい
ます。

第3項で、組合議員に欠員が生じたときは、
速やかに補欠選挙を行うという規定でござい
ます。

第6条が、組合議員の任期でございまして、
2年でございます。

それと、第2項が失職の関係、それから、
次が、組合長のことでございますが、組合長
につきましては、議会において、組合市町村

の長の職にある者の中から選任するという
こととでございます。副会長につきましては、
議会の同意を得て、組合市町村の長の職に
ある者の中から、これを選任するという規定
でございます。

それと、第9条が、会長及び副会長として
の在職期間ということで、組合長、副組合長
の任期でございます。2年でございます。

別表中の改正につきましては、3月13日
に、東町、野田町、高尾野町を削りまして、
東町、長島町に入るものでございます。

この規約につきましては、18年の2月
20日から施行いたします。

別表の改正規定については3月13日施行
でございます。

2項で、組合の施行の日の前日において、
組合議員、組合長または副組合長であった者
は、この規約の発効いたします施行の日にお
いて、その職を失うというものでございます。

続きまして、議案第78号について説明を
申し上げます。

議案第78号については、3月13日の出
水郡野田町及び高尾野町が共済組合から脱退
することに伴います財産の協議でございまし
て、鹿児島県市町村交通災害共済組合が所有
する財産については、18年3月13日にお
いて鹿児島県市町村交通災害共済組合に帰属
させると、そのまま引き継ぐというものでご
ざいます。

続きまして、議案第79号についてでござ
いますが、これも同じ交通災害共済でござい
ますが、ちょっと時期的にずれますので、
18年3月20日の廃置分合に関する議案と
いうことでございます。

別紙により説明いたしますと、今回、大島
郡の方の住用村、笠利町が奄美市になります
ので、これを住用村と笠利町を除くものでご
ざいます。この規約は3月20日から施行す
るものでございます。

続きまして、議案第80号でございます。

これにつきましては、3月20日の住用村、
笠利町の脱退に伴います財産処分でございま
す。

別表をお開きいただきたいと思います。

これにつきましても、鹿児島県市町村交通
災害共済組合が所有する財産につきましては、
平成18年3月20日において鹿児島県市町
村交通災害共済へ帰属させるという分でござ
います。

以上4件、ご審議をよろしくお願いいたし
ます。

○議長（宇田 栄君）

これから4件について質疑を行います。質
疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第77号から議案第
80号までの4件については、会議規則第
37条第2項の規定により、委員会付託を省
略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第
77号から議案第80号までの4件につい
ては委員会付託を省略することに決定しまし
た。

これから4件について討論を行います。討
論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第77号から議案第
80号までの4件については、原案のとおり
決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

77号から議案第80号までの4件については原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第81号鹿児島市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第17 議案第82号鹿児島市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、議案第81号鹿児島市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議について及び日程第17、議案第82号鹿児島市町村消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議についての2件を一括議題とします。

お諮りします。議案第81号及び議案第82号の2件については、当局から説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第81号、82号は、鹿児島市町村

消防補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島市町村消防補償等組合規約の変更に関する協議についてであります。

2件を一括して説明申し上げます。

まず、議案第81号は、市町村合併により、平成17年度末における組合構成団体数がほぼ確定し、同組合の議会及び執行機関の定数等の改正に伴う規約改正及び、平成18年3月13日の廃置分合により、同組合の規約を変更することについて、次に、議案第82号は、平成18年3月20日の廃置分合によりそれぞれ協議をしたいので、提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第81号、第82号につきまして一括補足説明させていただきます。

まず、議案第81号でございますが、別紙をお開きいただきたいと思います。

鹿児島市町村消防補償等組合規約の一部を改正する規約でございます。

第3条中の第4号中に34条を45条に改めるというのがございますが、これは、水防法に関する協力団体の部分の記述をしてある条文でございます。

続きまして、第5条を、次のように改めるものでございます。

第5条につきましては、議会の組織及び議員の選挙の方法でございまして、まず、第1号といたしまして、組合を組織する市の長の職にある者、市長の中から2人、それから、町村の長の職にある者、町村長の中から5人。

次に、各この議員につきましては、前項の定める者の互選ということでございます。

第3号で補欠選挙の項がうたっております。

それから、第5条の2の次に、第2項とし

て職を失った場合の記述がございます。

第7条の2項といたしまして、組合長の選任の方法をうたっております。

次に、別表中でございますが、別表中につきましては、出水市を追加する、市のところに出水市を追加するものと、町村のところに野田町、高尾野町を削るものでございます。

この規約につきましては、18年の2月20日から施行するものでございます。

それから、別表の規定につきましては、平成18年3月13日施行でございます。

備考といたしまして、議員、組合長また副組合長だったものは、この規約の施行の日に職を失うというものでございます。

続きまして、議案第82号についてでございますが、別紙のより説明をいたします。

概要でございますが、鹿児島県市町村消防補償等組合格約の一部を次のように改正するというものでございまして、別表中の市の項のところに奄美市を追加いたします。

それから、東町、長島町の東町を削って、町村のところで東町、長島町を長島町にいたします。

それから、大島郡のところで、住用村、笠利町を削るものでございます。

この規約は、平成18年3月20日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしく願います。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第81号及び議案第82号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号及び議案第82号の2件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから2件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第81号及び議案第82号の2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号及び議案第82号の2件については原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第83号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について

△日程第19 議案第84号鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について

△日程第20 議案第85号鹿児島県市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第18、議案第83号鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について、日程第

19、議案第84号鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について、日程第20、議案第85号鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、以上3件を一括議題とします。

お諮りします。議案第83号から議案第85号までの3件については、当局から説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第83号は、鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、議案第84号は、鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分に関する協議について、議案第85号は、鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてであります。3件を一括して説明申し上げます。

まず、議案第83号は、町村合併により、平成17年度末における組合構成団体数がほぼ確定し、同組合の議会及び執行機関の定数等の改正に伴う規約改正及び、平成18年3月13日の廃置分合により同組合理約を変更することについて協議をしたいので、提案するものであります。

次に、議案第84号は、議案第83号の廃置分合により同組合の財産処分について協議をしたいので、提案するものであります。

次に、議案第85号は、平成18年3月20日の廃置分合により同組合理約を変更することについて協議したいので、提案するも

のであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

議案第83号から3件一括して補足説明をさせていただきます。

まず、第83号関係でございますが、別紙をお開きいただきたいと思います。

鹿児島県市町村職員退職手当組合理約の一部を、次のように改正するものでございます。

まず、第5条でございますが、第5条につきましては、議会の組織及び議員の選挙の方法でございます。

まず、第5条の本文といたしまして、定数は16人ということでございます。

第1号で、組合を組織する市の長の職にある者、市長の方から3名、第2項で、町村長の職にある人から5名、それから、議会の議長の職にある人から市議会の議長さんのところから3名、それから、町村議会の議長さんのところから5名ということでございます。

それから、議員の選出につきましては、お互いの互選ということでございます。

第3項で欠員が生じた場合ときは速やかに補欠選挙を行わなければならないという規定でございます。

第6条で議員の任期でございますが、これも前回同様、2年とするものでございます。

第2項で、職を失ったときは、職を失うというものでございます。

それから、組合長は、組合の議会において組合を組織する市町村の長の職にある者の中から選任するものでございます。

次に、第3項で副組合長の選任でございますが、組合長が組合の議会の同意を得て、組合を組織する市町村の長の職にある者の中から、これを選任するものでございます。

第9条でございますが、組合長及び副組合

長のともに任期でございまして、これも2年でございます。その後半の部分では、失職規定でございます。

次に、別表でございまして、別表の町村の中で、野田町を削るものでございます。

それと、組合の項中で、野田・荘地区簡易水道組合、これを削るものでございます。

附則として、この規約は平成18年の2月20日から施行するものでございまして、別表の改正規定は、平成18年3月13日から施行するものでございます。

第2項といたしましては、この規約の施行のときの規定をうたっております。

次に、議案第85号について説明を申し上げます。（「84号で……」と呼ぶ者あり）84号でございまして。失礼いたしました。84号について説明いたします。

この項につきましては、財産処分でございます。

別紙について説明をいたします。

平成18年3月13日から野田町、野田・荘地区簡易水道組合が、退手組合から脱退することに伴う財産処分でございます。鹿児島県市町村職員退職手当組合が所有する財産、鹿児島県市町村職員退職手当組合負担金条例第6条に規定されている精算額を除いて、平成18年3月13日において、鹿児島県市町村職員退職手当組合に帰属させるというものでございまして、第6条と申しますのは、組合市町村が脱退した場合は、その都度、組合議会の議決を経て、当該組合市町村が納付した負担金の総額から事務費へ相当する額を引いた額、それから、当該組合の職員に支給した退職手当の総額、その差額を還付し、または、その差額を徴収するという規定でございます。そういうことでございまして、規定されている精算額を除くんですよということでございます。

続きまして、第85号でございまして。

別紙により説明いたしますが、鹿児島県市町村職員退職手当組合の一部を、次のように改正するというものでございます。

別表の項中、市の項中に奄美市を追加いたします。

それから、町村の項中に東町を削ります。

それと、住用村、笠利町を削ります。

それと、組合の項中、奄美群島広域事務組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合を追加するものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成18年3月20日から施行するものでございます。

以上3件、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから3件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第83号から議案第85号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定より、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号から議案第85号までの3件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから3件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第83号から議案第85号までの3件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号から議案第85号までの3件については原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第86号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

△日程第22 議案第87号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

○議長（宇田 栄君）

日程第21、議案第86号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について及び日程第22、議案第87号鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議についての2件を一括議題とします。

お諮りします。議案第86号及び議案第87号の2件については、当局から説明を受けた後、一括して質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第86号、議案第87号は、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議についてであります。2件を一括して説明申し上げます。

まず、議案第86号は、市町村合併により平成17年度末における組合構成団体数がほぼ確定し、同組合の議会及び執行機関の定数等の改正に伴う規約改正及び平成18年3月13日の廃置分合により、同組合規約を変更することについて協議をしたいので、提案するものであります。

次に、議案第87号は、平成18年3月20日の廃置分合により同組合規約を変更することについて協議したいので、提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長より説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第86号及び議案第87号を一括して説明を申し上げます。

86号でございますが、別紙でございます。鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の一部改正でございます。まず、第5条及び第6条でございます。

第5条では、議会の組織及び議員の選挙の方法を規定してございます。本文で、定数は8名とするものでございます。

次に、第1号で、市長の職の市の職にある者の中から3名、それから、町村の長の職にある者の中から5名ということでございます。

それから、組合議員の選出方法については、

互選とするものでございます。

第3項では、補欠選挙の欠員の場合の補欠選挙をうたってございます。

第6条が、組合議員の任期でございまして、2年とするものでございます。

第2項が、失職規定をうたってございます。

同じく、第8条の2項を、次のように改めることの2項では、組合を組織する市町村の長の職にある者の中から選任した組合長の選出方法でございます。組合長の選出法については、組合を組織する市町村長の職にある者の中から選任して、副組合長は、組合長が組合の議会の同意を得て、組合を組織する市町村の長の職にある者の中から選任するものでございます。

第8条中の第3項を削って、第4項を第3項とすると申しますのは、これまで、組合長及び副組合長は組合議員を兼ねることができないという規定がございましたが、この第3号を削って、次の4項を繰り上げるというものでございます。

第9条でございまして、組合長及び副組合長の任期につきましては、2年とするものでございます。

それから、別表中の項でございしますが、市の項中の改正でございまして、市のところでは出水市を追加するものでございます。

町村のところでは、野田町、高尾野町を削るものでございます。

それから、一部事務組合の項中では、野田・荘地区簡易水道組合、これを削るものでございます。

附則といたしましては、18年の2月20日から施行するものでございます。

別表の改正の規定につきましては、3月の13日から施行するものでございます。

組合の施行の前日において、組合議員、組合長または副組合長であった人につきましては、この規約の施行の日その職を失うとい

う失職規定でございます。

続きまして、議案第87号でございます。

これにつきましても、別紙について説明をいたしますが、鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の一部を、次のように改正するものでございます。

市の項中でございます。市の項中で、奄美市を追加するものでございます。

それから、町村の項中、東町を削ります。それと、大島郡のところでは住用村と笠利町を削るものでございます。

それから、組合の項中、東・長島地区火葬場組合を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成18年3月20日から施行するものでございます。

以上2件、ご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

これから2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第86号及び議案第87号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号及び議案第87号の2件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから2件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第86号及び議案第87号の2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号及び議案第87号の2件については原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第23 議案第88号日置市安全
安心まちづくり条例の制
定について

○議長（宇田 栄君）

日程第23、議案第88号日置市安全安心まちづくり条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。本案については、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑は12月2日に行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第88号は、日置市安全安心まちづくり条例の制定についてであります。

市民が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりについての基本理念を定め、市、市民、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、それぞれが連携及び協力し、

犯罪、事故及び災害を未然に防止し、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第88号につきまして、別紙により補足説明させていただきます。

概要を始めさせていただきます。

今回の日置市安全安心まちづくり条例の目的を第1条でうたっております。

この条例は、犯罪、事故及び災害を未然に防止し、市民が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりについての基本理念を定め、市、市民、事業者及び所有者等の責任を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力のもとに安全安心まちづくりを推進し、安全で安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的とするものでございます。

第2条が定義でございまして、第1号で市民、第2号で事業者、第3号で所有者等を定義してございます。

第3条が基本理念でございます。

第4条が市の責務でございまして、第1号で情報提供とか広報啓発活動、第2号で人材の育成、それから、第3号で事故防止等に配慮した公共施設の普及、その他の環境の整備をうたっております。第4号で、弱者でございまして子供、女性、高齢者等に対する安全対策、第5条で青少年の健全育成に阻害するおそれのある有害環境の排除、第6条が前5号に掲げられるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項でございます。

第2項といたしましては、この規定を策定し、実施するにあたっては、県警察署、その他の関係機関及び関係団体と常に緊密な連携

を図るとともに、必要があると認めるときは、助言その他の支援を求めるように努めなければならないことをうたっております。

第5条が、市民の責務でございます。

第6条で事業者の責務、第7条で所有者の責務、第8条が活動推進団体等への支援ということでございます。

第9条が助言、指導、第10条で推進会議の設置ということで、安全安心なまちづくりを推進するために日置市安全安心まちづくり推進会議を設置するというものでございます。

第11条で、推進会議の所掌事務ということをやっております。

第12条が、会議の組織ということで、委員20人以内をもって組織して、市長が任命しようとするものでございます。この委員20名につきましては、学識経験者、地域安全活動組織の代表者、関係団体の代表者、行政機関の職員、前4項に定めるほか市長が必要と認める者というものを考えているところでございます。

第13条が任期でございます、委員の任期は2年とするものでございます。

庶務といたしまして、第14条で推進会議の庶務は、総務企画部総務課において処理するものでございます。

第15条で委任事項といたしまして、推進会議に必要な事項が規則で定めることとなっております。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

補足いたしますけれども、これまでに県下で条例を制定したところが、平成17年の3月までは国分市でございました。それから、17年の6月議会に瀬戸内町が、14市町が制定しています。それから、9月議会におきましては、14市町、鹿児島市外が14市町が制定をしています。

今回の12月議会に提案しようとしておる

団体が、鹿屋市、始良町、蒲生町、いちき串木野市、それと日置市ということでございます。一応、5団体が今回の12月議会に提案すると、計画しております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

△日程第24 議案第89号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第24、議案第89号日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第89号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

国家公務員の給与の改定等に準じて主要の改正を行うため、条例の一部を改正したいので、地方公共団体第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、議案第89号につきまして補足説明をさせていただきます。

別紙により概要を説明させていただきますが、今回の改訂につきましては、2つの事柄が主なものでございます。

まず、第10条第3項中の配偶者の扶養手当、これを1万3,500円を1万3,000円に改正するものでございます。

それから、第26条第2項第1号中から、これにつきましては、勤勉手当のところを0.05引き上げるものでございます。また、後半の部分については、管理職再任用のあつ

た場合の職員のことをうたっております。

ということで、次の別表でございますが、次のように改めるということで、第5条関係でアでございますが、行政職給料表、この表の改定率が0.3%でございます。これにつきましては、もう400円から500円とか、多いところは1,100円程度でございます。一律0.3%の改訂でございます。

それから、扶養手当跳ね返り分を入れまして、0.06ということで、今回の改訂につきましては、減額の0.36%ということになるようでございます。

次が、医療職給料表の1でございます。ウが、医療職給料表の2ということでございます。エが医療職給料表の3ということでございます。

次のページが、附則ということでございまして、施行期日をうたっております。この条例は公布の日の属する月の翌月の初日から施行するというので、きょう、可決していただきますと、12月1日からの予定ということになります。

それから、第2条が、職務の級における最高の号級を受ける給料月額等の切りかえの規定をうたっております。

第3条が、施行日前の異動者との号級等の調整等をうたっております。

第4条が、職員がこれまで受けていた号級等の基礎についてうたっております。

第5条が、平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置ということでございまして、今回、これまで減額になったものについては、12月の期末手当で調整をいたしますという特例措置をここにうたっております。

それから、1号については、日置市は5月1日で発足いたしましたので、これについては5月1日以降のものであるということでございまして、このアについても、これまでそ

れぞれ介護休暇とか、一時の休職とか、そういうのをした職員につきましては、減額、今までもらった以上の減額はないということで、追加で差額徴収をするようなことはないということをおうたっているものでございます。

それから、規則への委任でございまして、第6条は、附則の第2条から現状に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

主なところは、総務部長、今説明をいただきました。

確認の意味での質問といたしますか、条例やら、非常にはっきりびしびしとわかりにくい部分もございましてひとつ確認をいたしますが、26条の第2項ということで、100分の70を100分の75に、100分の90を100分の95にと、そして、その後は再任用の部分でございまして、100分の70は一般職の職員という考え方でよろしいですね。そして、27条の1項にある者ということは、管理監督の地位にある者ということでよろしいわけですね。それと、この勤勉手当でなくて、この中にありませんけれども、期末手当の分だけ1つ確認をしておきますが、6月、12月で額が違いますけれども、このときも、一般職員と管理職、管理監督者の職にある者ということで率で違いますが、これは、そのとおりに確認をしてよろしいのでしょうか。

○総務企画部長（益満昭人君）

議員の見解のとおりでございます。

○16番（池満 渉君）

この26条の今回の勤勉手当について、26条の中第1項に、その者の勤務成績に応

じて支給をするといったような文言がございます。つまり、職員すべてに対して、一律このことが適用されるのか、あるいは、原課の上司の方で幾らか職員の勤務状況に応じて、この内容が加味されることがあるのか、あるいは、されたことがあるのかということ、ひとつ伺いをいたします。

それから、提案理由の中に、国家公務員の給与の改訂に準じということでありましたけれども、国に準じてということがやらなければならないということなのか、といいますのは、その地方、その自治体に応じて財政力などにも差があると思いますが、そういった場合に、独自で国の動きに準じなくても、こういったことは可能なのかという、この2点を確認をいたします。

○総務企画部長（益満昭人君）

先ほど申し上げました勤務成績のことでございますが、私どもが、今勤務成績等については、それぞれ各所属長から勤務成績の評価聴取書をいただいております、これについては、適であるということ報告承っております。

過去、差があったかということにつきましては、過去、数件あったと私の方では記憶しているところでございます。

それから、先ほど、一律しなければならぬかということでございますが、これまで、旧4町においても、日置市においても同じでございますが、これまでも、すべて国の人事院勧告に準拠してまいりました。そういうことで、今回も職員については準拠していくということでございます。

それから、今後、地域給与とか、そういうのがいわれておりますが、今、総務省の方でもいろいろな制度の指針が示されております。これについては、また次の段階であるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

今回、説明がございましたけれども、いろいろ大変な事情もおありと思いますけれども、一応、今回の改訂の理由、基本的な考えというものが執行としてもおありだろうと思いますので、国の人事案に基づいてということですが、本市の実情的なものも加味しながらされたいということをお考えしますので、その辺についても、ちょっと伺いたしたいと思います。

それから、各級ごとに示されているわけですが、各級ごとの、まず人数を、今現状はどういうふうになっているのか、お示し願いたいと思います。

それから、今回の改正で、現在の人件費の状況と、それから、改定後の人件費の違いというものが総額どれぐらいになるのか、これは一般会計の方と、それから、特別会計、それぞれもろもろございますので、その辺についての説明をお願いしたいと思います。

それから、職員の、今回のこういう問題に対する説明、対応について、執行としてどのような形で職員に説明をされるのか、その辺についても伺います。

○総務企画部長（益満昭人君）

基本的な考え方でございますが、今回は、8月に示されました平成17年度の人事院の国の勧告に基づいた勧告でございます。

内容といたしましては、公務員と民間の給与格差におきまして、2年ぶりに公務員の月例給が民間を上回っているということになったわけございまして、給料表を平均0.3%改訂するということと、配偶者に係ります扶養手当を1万3,500円から500円引き下げることでございます。

また、一方、賞与につきましては、民間が

公務員を上回っているということで、勤勉手当を0.05カ月分引き上げるということでございます。

それから、級別の職員でございますが、行政職の1級に3名でございます。それから、技労職が3名でございます。それから、行政職の2級が31人、医療職の1級が2人、医療職の3級で3人、合計2級が36人。3級でございますが、行政職が36名、技労が6名、医療が3人、医療の3が12人、合計3級が57人。4級でございますが、行政職が65、技労が9、医療の1が1、医療の2が1、医療の3が5、合計で81ということでございます。それと、5級につきましては、行政が117、技労が10、医療が1、合計128。6級が136、技労が44、合計で180。7級が、行政が61、8級が、行政で52、9級が9ということでございます。

それから、職員への説明につきましては、予算編成担当者を初めとして各職員に、（発言する者あり）そうするほか、組合交渉でも説明をしているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（池上吉治君）

今回の給与改定に伴います影響額でございますが、この後提案をいたしております補正予算の中でも出てまいりますけれども、まず、給料で全会計トータルで申し上げますが、給料の影響額が244万8,000円の減額でございます。それから、手当でございますが、手当につきましては55万9,000円の増額、それから、共済費におきましては40万1,000円の減額、合計いたしまして、219万円の減額でございます。

○27番（佐藤彰矩君）

総額219万円という減額でございますが、職員にとっても経済的に非常に困窮するような問題も出てくるんじゃないかということで、

説明並びに問題は、組合を通じてやられたということでございますけれども、職員に対する精神的なアフターまたサポートというものも必要かということで考えます。

というのが、職員の仕事に対する意識の問題ではないかという気がしますので、その辺についての問題というものは、どのようにお考えになるのか、対応されるのか、お尋ねします。

○総務企画部長（益満昭人君）

この問題につきましては、今回の額が適当であるのか、小さいのか、大きいのかといいますと、余り大きいものではないと思いますが、今後、総務省が示しております地域給与については、かなりの減額が出てまいります。そういうことで、そこら辺も含めて、組合等とも、今話し合いもしておりますし、県内各自治体先進町の動向を見てるところでございます。今回につきましては、こういうことで職員についてもほぼ余り動揺はないのではないかと思います。

今後、議員おっしゃいましたとおり、そういうことで説明をして、職員のご理解とご協力は、今後、意識の低下を招かないような方法は考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

年末に、ほんとに悲しいことですが、私も長く公務員をいたしましたので、人事院勧告、スト権を取られたかわりに、人事院が勧告するようになったわけです。年末になったら、本当に人事院の勧告で一喜一憂、こんな悲しいことが起る時代に来ようと私も思いません。

やはり、公務員、小さい政府とって、政府が公務員攻撃あるひとつのあれだと思えますけれども、なぜ、こんな時代になったかの

反省を今の政府はしないで、民間には思いやりを予算、それから、いろんなこと、大企業にはすごくお手盛り、こんなことがここに来てると私も思うわけですが、やはり、ここで毎年こんなにして減っていくことを黙っているわけにはいかないと思うんです。若い職員は人生設計が狂うんじゃないかと思う。子供を学校に出すいろんな条件がある中で、こんな思いをさせてはいけない。やはり、ここも自治労があると思いますけれども、自治労などともよく話し合い、今質問に移りますが、個人的に219万円が一番多く影響を受けるような人たちはどれぐらいになるんでしょうか、と思います。

○総務課長（池上吉治君）

合計では、先ほど申し上げたとおりでございますが、まだ個々の、個人個人の数字は、まだ手元にはじいておりません。

○18番（坂口ルリ子さん）

いいです。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

今までの質問とも関連すると思いますけれども、日置市の場合は、こういうことで条例を改正するんですけれども、近隣の市町、それから、鹿児島県内のほかの市の町の動き、それと、それと比較した場合、本市の場合はどうなっておるか、そこら辺の説明ちゅうか、部長がわかっている範囲でちょっと説明していただきたい。今までと関連はしてるんですけれども、ちょっとそこら辺が触れられていないもんですから、よろしくお願いします。

○総務企画部長（益満昭人君）

今回の改正の施行が12月1日ということで、今臨時議会を各市、自治体やっているとありますが、すべて今回の同じ人事院勧告に基づいた給与の改定を行っているところでございます。

すべて49団体、来年の3月までとおもいますが、それは、すべて今回の人事院勧告をやるということで承っているところでございます。

以上です。

○13番（田畑純二君）

ということは、ほとんど、この市町で、こういう人事院勧告に従って何らかの条例改定はするということですか。そこいら確認、ちょっと。

○総務企画部長（益満昭人君）

そのとおりでございます。

○13番（田畑純二君）

わかりました。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

お諮りします。議案第89号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第89号について討論を行います。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。

○議長（宇田 栄君）

反対ですか、賛成ですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

反対です。先も申しましたが、こんなことが年々年々起っていく、それを何も言わないで通すということは、本当に……議員と特別職は私はいいと思うんです。一般職の市の職員、人生設計が狂いますので、こんな条例には反対いたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

○16番（池満 渉君）

一緒でもいい。

○議長（宇田 栄君）

一緒でもいいんです。

○16番（池満 渉君）

反対の討論が、坂口議員から出ました。私も、今回の、この案については反対でございます。

先ほど、国に準じということもありましたし、人事院勧告の定めもということがありました。人勧が言う、いわゆる民間給与、民間のレベルというのは、ご承知のように、全国のかなり大規模な企業の民間での水準でございます。私たちが生活する、この日置市というのは、市民の大方350万円から400万円ぐらいが年収で一番多いところじゃないだろうかという気がいたします。市の財政状態やらを勘案すれば、職員の現在の給与体系が、決して低いものではあるとは私は思いません。生活が厳しいというものでもないような気がいたします。決して、極端に下げろとは申しませんが、これ以上、幾らでも手当でも上げるということについては、反対をいたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

○13番（田畑純二君）

私は、賛成討論をいたします。

今、総務部長に確認しましたところ、近隣町、それから、鹿児島県内のほとんどの市町が、何らかの差はあるとは思いますが、条例を改正するというところでございます。

それで、いろいろと客観的に総合的に民間企業との比較ともろもろあることはあるんですけども、結論からいったら、私は反対する理由は何もありません。賛成いたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

反対がありますので、この採決は起立によって行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

よろしいです。起立多数です。したがって、本案は可決されました。

△日程第25 議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第25、議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。本案については、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑は12月2日に行うことにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第90号は、日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてであります。

公園の寄附採納があったため都市公園として追加し、あわせて日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例別表の一部を改正したいので、地方公共団体第96条第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明

されますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○産業建設部長（外園昭実君）

議案第90号について説明を申し上げます。

今回の改正は、団地開発業者から公園の寄附採納があり、団地の入居済みも7割を超えたため、都市公園として追加するものです。

別紙で、第1条が日置市都市公園条例の一部改正で、別表第1は都市公園の名称及び所在地であります。ひまわり台公園の次にパーム公園、大字伊集院町徳重字瀬戸口を加え、別表第2は都市公園の占用料についてですが、占用物件、その他のものの単位欄が空欄になっていたため、占用面積1平米につき1年という字句を加え、整備するものです。

第2条につきましては、日置市道路占用料と徴収条例の一部改正で、第1条と同じく、占用物件、その他のものの単位欄が空欄になっていたため、占用面積1平米につき1年という字句を加え、整備するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で、説明を終わります。

△日程第26 議案第91号日置市火災
予防条例の一部改正につ
いて

○議長（宇田 栄君）

日程第26、議案第91号日置市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑等は12月2日に行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第91号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

建築基準法施行令の一部改正に伴い、煙突等に使用されている材料の中から石綿が除外されたため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますのでご審議をよろしくお願いたします。

○消防本部消防長（田上規夫君）

日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

平成16年6月に建築基準法施行令の一部改正が出されました。それに伴い、平成17年の10月1日に、火災予防条例の一部改正がなされたために、条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、建築物に設ける煙突の構造についてであります。

2号、3号、4号の内容につきましては、石綿製の煙突について、条文から削除をし、また、煙突から火の粉の飛散防止、清掃等が容易にできる構造とすること等に改正されたものであります。

第4章第1節の説明中、取り扱いの基準等を取り扱いの技術上の基準等に改める、これは、条文の整備でございます。

以上、よろしくお願いたします。

△日程第27 議案第92号市道の路線
の認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第27、議案第92号市道の路線の認定についてを議題とします。

お諮りします。本案については、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑等は12月2日に行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第92号は、市道の路線の認定についてであります。

公衆用道路として寄附を受けた道路7路線及び鹿児島県から移管される予定の県道2路線を市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長（外園昭実君）

議案第92号について説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙路線を市道認定するものです。

別紙、1番から7番までは伊集院地域で、団地開発業者が開発した団地内の路線で、入居済みが7割を超えたため、また、市道認定路線の基準に合致しているため、認定するものです。

8番は、県道伊集院日吉線、9番は、県道谷山伊作線のいずれもバイパス工事による旧道を市道認定するものです。

延長、幅員、路線名、起点、終点、また資料として位置路線図を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

△日程第28 議案第93号平成17年度日置市一般会計補正予算（第6号）

△日程第29 議案第94号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正

予算（第2号）

△日程第30 議案第95号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第31 議案第96号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第32 議案第97号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第33 議案第98号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第34 議案第99号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

△日程第35 議案第100号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

日程第28、議案第93号平成17年度日置市一般会計補正予算（第6号）、日程第29、議案第94号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）、日程第30、議案第95号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第31、議案第96号平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）、日程第32、議案第97号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）、日程第33、議案第98号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予

算（第2号）、日程第34、議案第99号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、日程第35、議案第100号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）、以上、8件を一括議題とします。

8件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第93号は、平成17年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億5,689万7,000円とするものであります。

内容につきましては、今回の給与改訂の伴い、配偶者扶養手当月額500円の減額、官民給与格差是正による一般職員給与の0.36%の減額、勤勉手当0.05月分の引き上げなど、人件費の減額分の補正であります。

次に、議案第94号は、平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

同じく、給与改定に伴い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,109万7,000円とするものであります。

次に、議案第95号は、平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

同じく、給与改正に伴い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,330万7,000円とするものであります。

次に、議案第96号は、平成17年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

同じく、給与改定に伴い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,447万6,000円とするものであります。

次に、議案第97号は、平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

同じく、給与改定に伴い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,947万3,000円とするものであります。

次に、議案第98号は、平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

同じく、給与改定に伴い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,201万1,000円とするものであります。

次に、議案第99号は、平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

同じく、給与改定に伴い収益的支出の予算では、既定の歳出予算のとおり、予算の総額を3億7,608万7,000円と決めました。

次に、議案第100号は、平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

同じく、給与改定に伴い収益的収入及び支出の予算では、収入支出それぞれ3万9,000円を減額し、予算の総額を4億6,998万2,000円と決めました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑は一括とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第93号から議案第100号までの8件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第93号から議案第100号までの8件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第93号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は

原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第96号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

△日程第36 議案第101号平成
17年度日置市一般会計
補正予算（第7号）

△日程第37 議案第102号平成

17年度日置市国民健康
保険特別会計補正予算
（第2号）

△日程第38 議案第103号平成
17年度日置市老人保健
医療特別会計補正予算
（第1号）

△日程第39 議案第104号平成
17年度日置市特別養護
老人ホーム事業特別会計
補正予算（第3号）

△日程第40 議案第105号平成
17年度日置市公共下水
道事業特別会計補正予算
（第3号）

△日程第41 議案第106号平成
17年度日置市国民保養
センター及び老人休養
ホーム事業特別会計補正
予算（第3号）

△日程第42 議案第107号平成
17年度日置市簡易水道
事業特別会計補正予算
（第3号）

△日程第43 議案第108号平成
17年度日置市介護保険
特別会計補正予算（第
2号）

△日程第44 議案第109号平成
17年度日置市立国民健
康保険病院事業会計補正
予算（第2号）

△日程第45 議案第110号平成
17年度日置市水道事業
会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第36、議案第101号平成17年度
日置市一般会計補正予算（第7号）、日程第
37、議案第102号平成17年度日置市国

民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第38、議案第103号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）、日程第39、議案第104号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）、日程第40、議案第105号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第41、議案第106号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）、日程第42、議案第107号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第43、議案第108号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第44、議案第109号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）、日程第45、議案第110号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）、以上10件を一括議題といたします。

お諮りします。議案第101号から議案第110号までについては、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑等は12月2日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

10件についての提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第101号は、平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億4,370万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244億1,319万円とするもので

あります。

まず、歳入の主なものは、分担金及び負担金で、保育園負担金等の増額により、1,962万8,000円を増額計上しました。

使用料手数料では、施設使用料の減額や塵芥処理手数料等の増額により710万3,000円を増額計上しました。

国庫支出金では、生活保護次世代育成交付金、まちづくり交付金等の追加及び減額により1億9,932万2,000円を減額計上いたしました。

県支出金では、合併特例交付金、民生費の県負担金、補助金、農業費県補助金、県委託金の事業費確定により2億3,166万9,000円を増額計上いたしました。

財産収入では、教職員住宅貸付収入835万円を増額計上しました。

繰入金では、財源調整のために財政調整基金繰入金6億1,865万2,000円を減額計上いたしました。

雑入では、歳計余剰金コミュニティー育成事業、公有建物災害共済金等の増額により、6,541万7,000円を増額計上しました。主体では、農林水産企業債の県単独農業農村整備事業費、土木債の一般単独事業、地方特定道路整備事業、公営住宅建設事業、教育の一般単独事業、災害復旧費採納増額により4,210万円を増額計上しました。

次に、歳出の主なものは、議会費で人件費の減額により122万6,000円を減額計上しました。総務費では、人件費の減額及び広報印刷費の減額、情報管理費の電算第2次開発委託料の増額、衆議院議員選挙費等の減額など446万9,000円を減額計上しました。

民生費では、知的障害者居宅介護支援事業、一時保育促進事業、生活保護扶助費の減額など3億6,377万6,000円を減額計上いたしました。

衛生費では、老人保健医療特別会計繰り出し金の増額、クリーンセンター維持費の減額など1億2,135万8,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、活動火山周辺地域防災営農対策事業、漁協環境整備事業、県単補助治山事業など9,462万5,000円を減額計上いたしました。

商工費では、観光費の委託料及び補助金の減額、吹上浜キャンプ村維持費の執行残の減額など1億1,010万6,000円を減額計上いたしました。

土木費では、まちづくり交付金事業、一般道路整備事業、土地区画整理事業、公営住宅建設事業など2億6,700万9,000円を減額計上しました。

消防費では、消防施設費の消防車購入執行残の減額など4,930万7,000円を減額計上しました。

教育費では、小中高の施設維持費、教職員住宅管理費、給食センター、文化交流センター等の施設維持費の増額、まちづくり交付金事業の組み替えにより7,556万3,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、農地農業用施設災害復旧費の増額、公共土木施設災害復旧費の減額など3,019万円を増額計上いたしました。

次に、議案第102号は、平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,960万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,261万1,000円とするものであります。

まず、歳入に主なものは、療養給付費等負担金、財政調整交付金、保険給付準備金、繰入金など3億6,960万9,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、委託料、一般被保険者療養給付費負担金、退職被保険者等療養給付費負担金、高額療養費負担金、老人保健医療費拠出金など3億6,960万9,000円を増額計上しました。

次に、議案第103号は、平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,544万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,334万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、支払い基金交付金、医療費負担金、一般会計繰入金など3億1,544万2,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、医療給付費、医療支給費、支払い基金交付金、精算返納金など3億1,544万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第104号は、平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,147万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは諸収入で、社会福祉法人等事業補助を37万5,000円増額計上いたしました。

歳出の主なものは、人件費、使用料及び賃借料の増額など37万5,000円を増額計上しました。

次に、議案第105号は、平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入

歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,334万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、受益者負担金及び一般会計繰入金の増額、基金繰入金、公共下水道事業債の減額など3万6,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、終末処理場維持管理費の執行残の減額、水質検査機器、備品購入等の増額など3万6,000円を増額計上しました。

次に、議案第106号は、平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ1億6,954万3,000円とするものであります。

まず歳入は、医療収入を7万円増額計上し、歳出や人件費を7万円増額計上いたしました。

次に、議案第107号は、平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出それぞれ3億2,201万1,000円とするものであります。

歳出では、消費税を112万2,000円を減額、修繕料430万円増額、そのほか委託料317万8,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第108号は、平成17年度日置市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,756万7,000円にするもので

あります。

まず、歳入の主なものは、介護保険システム改修事業費補助金、一般会計繰入金、雇用保険料、個人負担など640万1,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、介護保険システムの回収の委託料及び賃借料、いちき串木野市への負担金返納金など640万1,000円を増額計上いたしました。

議案第109号は、平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算では、収入、支出それぞれ1,176万6,000円を減額し、予算の総額を3億6,432万1,000円と決めました。

収入の主なものは、医業収益の国保診療収益等の減額、外来収益の国保診療収益、社保診療収益等の減額など1,176万6,000円を減額計上いたしました。

支出は、医業費用の職員人件費及び医師研究手当等の減額など、1,176万6,000円を減額いたしました。

次に、議案第110号は、平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予算では、収入、支出それぞれ29万5,000円を減額し、予算の総額を4億6,968万7,000円と決めました。

収入の主なものは、給水収益の水道料金53万7,000円の減と、営業外収益の簡易水道事業債利子、一般会計補助金24万2,000円の増額など、29万5,000円を減額計上いたしました。

支出は、営業用費用の手当と職員人件費の減額及び営業外費用の企業債利息の増額であります。

以上、ご審議をお願い申し上げます。（発

言する者あり)

1つだけ訂正をさせていただきます。

議案の108号の介護保険特別会計で、第1条の中で、印刷の中におきまして、2、4、8、5、この5を削っていただきたいということでございます。この116ページでございますけど、この数字をもう1回申し上げますけど、2、4、8、7、5、6と、7,000円ということで、よろしいでしょうか。

○議長（宇田 栄君）

2、4、8、5、7、6ちなってるはずで。それを、5を抜いて、24億8,756万7,000円ということで訂正をしていただきたい。印刷のミスです。

○市長（宮路高光君）

よろしいですか。ひとつお願いします。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

△日程第46 認定第58号平成17年度日置広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第47 認定第59号平成17年度日置広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第48 認定第60号平成17年度日置地区消防組合歳入歳出決算認定について

○議長（宇田 栄君）

じゃ、日程第46、認定第58号平成17年度日置広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、日程第47、認定第59号平成17年度日置広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第48、認定第60号平成17年度日置地区消防組合

歳入歳出決算認定について、以上3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第58号は、平成17年度日置広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、認定第59号は、平成17年度日置広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第60号は、平成17年度日置地区消防組合歳入歳出決算認定についてであります。3件を一括して説明申し上げます。

地方自治法第233条第1項の規定により、それぞれ平成17年度決算書の提出があり、同条第2項に規定する監査委員の審査を終了しましたので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の意見書並びに所要施策の成果調書及び地方自治法施行令第166条の第2項の規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、認定第58号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定59号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

次に、認定第60号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第58号、認定第59号及び認定第60号は、会議規則第

37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第58号、認定第59号及び認定第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、認定第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第58号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次に認定第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第59号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第60号を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

△日程第49 請願第3号産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第49、請願第3号産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書を議題とします。

請願第3号は、各経福祉常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。12月2日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後0時20分散会

第 2 号 (1 2 月 2 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1 認定第 1 号	平成16年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告以下57号まで）
日程第 2 認定第 2 号	平成16年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 認定第 3 号	平成16年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第 4 号	平成16年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第 5 号	平成16年度東市来町水道事業会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 認定第 6 号	平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 認定第 7 号	平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 認定第 8 号	平成16年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 認定第 9 号	平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 認定第10号	平成16年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 認定第11号	平成16年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第12号	平成16年度伊集院町水道事業会計決算認定について
日程第13 認定第13号	平成16年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第14号	平成16年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第15号	平成16年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第16号	平成16年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第17号	平成16年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18 認定第18号	平成16年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第19号	平成16年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
日程第20 認定第20号	平成16年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第21 認定第21号	平成16年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22 認定第22号	平成16年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23 認定第23号	平成16年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24 認定第24号	平成16年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第25 認定第25号	平成16年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26	認定第	26号	平成16年度吹上町国民宿舍事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	認定第	27号	平成16年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28	認定第	28号	平成16年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
日程第29	認定第	29号	平成16年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について
日程第30	認定第	30号	平成17年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第31	認定第	31号	平成17年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第32	認定第	32号	平成17年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第33	認定第	33号	平成17年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第34	認定第	34号	平成17年度東市来町水道事業会計歳入歳出決算認定について
日程第35	認定第	35号	平成17年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第36	認定第	36号	平成17年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第37	認定第	37号	平成17年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
日程第38	認定第	38号	平成17年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第39	認定第	39号	平成17年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第40	認定第	40号	平成17年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第41	認定第	41号	平成17年度伊集院町水道事業会計歳入歳出決算認定について
日程第42	認定第	42号	平成17年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第43	認定第	43号	平成17年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第44	認定第	44号	平成17年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第45	認定第	45号	平成17年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第46	認定第	46号	平成17年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第47	認定第	47号	平成17年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第48	認定第	48号	平成17年度日吉町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
日程第49	認定第	49号	平成17年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第50	認定第	50号	平成17年度吹上町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第51	認定第	51号	平成17年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第52	認定第	52号	平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第53	認定第	53号	平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第54 認定第 54号 平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第55 認定第 55号 平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第56 認定第 56号 平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第57 認定第 57号 平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について
- 日程第58 議案第 88号 日置市安全安心まちづくり条例の制定について
- 日程第59 議案第 90号 日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 日程第60 議案第 91号 日置市火災予防条例の一部改正について
- 日程第61 議案第 92号 市道の路線の認定について
- 日程第62 議案第101号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第63 議案第102号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第64 議案第103号 平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第65 議案第104号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第66 議案第105号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第67 議案第106号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正
予算（第3号）
- 日程第68 議案第107号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第69 議案第108号 平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第70 議案第109号 平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第71 議案第110号 平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第72 薩南衛生処理組合議会議員選挙について

本会議（12月2日）（金曜）

出席議員 29名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
24番	地頭所貞視君	25番	谷口正行君
26番	西峯尚平君	27番	佐藤彰矩君
28番	成田浩君	29番	鳩野哲盛君
30番	宇田栄君		

欠席議員 1名

23番 畠中實弘君

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

福祉課長 馬場 恵三郎 君
教育総務課長 坂上 安男 君

土木建設課長 樹 治美 君
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

お知らせをいたします。畠中實弘議員から欠席届が出されていますので、お知らせをいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 認定第1号平成16年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第2 認定第2号平成16年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第3 認定第3号平成16年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第4 認定第4号平成16年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第5 認定第5号平成16年度東市来町水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、認定第1号から日程第5、認定第5号までの5件を一括議題とします。

お諮りします。この5件については、委員長の報告を受けた後、一括して質疑・討論を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。5件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題になっております認定第1号から認定第5号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

その前に、本委員会の審査の状況をご報告申し上げます。

本委員会では、平成17年度第3回議会定例会において付託され、閉会中の継続審査となりました平成16年度及び平成17年度旧4町等にかかわる各会計歳入歳出決算の認定について、10月21日、24日に東市来町、10月24日、25日に伊集院町、10月26日、31日に吹上町、10月28日、31日に日吉町、また10月25日に日置地区視聴覚教育協議会、10月31日に日置地区塵芥処理組合の審査を行い、全議案とも全会一致、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

それでは、ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号につきまして、議案ごとに審査の概要を報告申し上げます。

まず、認定第1号平成16年度東市来町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入総額は74億7,593万円、歳出総額は75億3,860万5,000円で、歳入歳出差し引き額は6,267万5,000円の赤字決算となっており、この不足分は、平成17年度一般会計から補てんされています。

歳入は、町税等の自主財源が26億4,498万8,000円、地方交付税など依存財源が48億3,094万2,000円となっています。

また、歳出の性質別構成比は、義務的経費が35.3%、投資的経費が31.6%、その他の経費が33.1%を占めています。

質疑の概要は、ふるさと創生基金などを取り崩し繰り入れしているが、基金はどうなっているのか、また取り崩しの目的はの問いに、16年度当初の措置で合併前に取り崩したものである。福祉・文化施設等建設基金は交流

センターに充て、町債管理基金、財政調整基金は一般財源化したとの答弁。

都市計画について、年間10億円近い事業費で今後も進んでいく。合併前の議論はどうだったのかの問いに、国の認可は平成13年度であり、まだ合併の話は進んでいなかった。工事着工は平成15年度であるが、平成12年度から事業を行っているとの答弁。

東市来文化交流センターの総事業費、維持管理経費、使用料の見込みはの問いに、総事業費は21億6,200万円である。維持管理総額は1,500万円、使用料は本年度150万円を見込んでいるとの答弁。

農林水産のグリーンツーリズムの取り組みの状況はとの問いに、ミカン、イチゴ、ブドウなどの観光農園のほか、尾木場地区の棚田散策、山菜狩り、棚田米づくり体験やイモ掘り体験なども行っているとの答弁。

このほか多くの質疑が出されましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第2号平成16年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は16億4,675万3,000円、歳出総額は14億9,868万円で、歳入歳出差し引き額は1億4,807万3,000円の黒字となっております。

歳入の構成比は、保険税が22.3%、国庫支出金が40%、療養給付費等交付金が15.4%となっており、歳入不足を補うため、基金から9,800万円を繰り入れています。

また、歳出の構成比は、保険給付費が66.2%、老人保健拠出金24.6%となっております。

次に、質疑の概要は、国保税の納付方法は

口座振替がほとんどかの問いに、口座振替が50%を占め、ほかは納付組織や自主納付になっているとの答弁。

高医療費の指定を受けたことがあるのかの問いに、これまで国の指定は受けたことはないが、県の準指定を受けているとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第3号平成16年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は26億2,296万9,000円、歳出総額は26億5,698万3,000円で、歳入歳出差し引き額は3,401万4,000円の赤字決算となっております。

歳入の不足分については、平成17年度会計から補てんされています。

質疑の概要は、歳入歳出差し引き額に3,400万円余りの不足金が出ている一方で、一般会計に900万円の繰り出しがなされているのはなぜかの問いに、医療費支払いの関係から、不足分は17年度から補てんした。老人保健は拠出金を財源とする支払い基金交付金、国庫支出金、県支出金及び一般会計からの繰入金を主な財源としており、繰り出し金は前年度の精算分であるとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第4号平成16年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1億7,031万7,000円、歳

出総額は1億6,896万3,000円で、歳入歳出差し引き額は135万4,000円の黒字決算となっています。

利用者は、宿泊は前年比11.7%の増となっていますが、食堂利用者などが減り、全体では前年比5.1%の減になっています。

また、雨漏り補修工事や客室空調設備の更新などが行われ、一般会計から2,000万円が繰り入れられています。

質疑の概要は、イベントをするような仕掛けがあったのかの問いに、民間支配人によりビアガーデンの再開やカラオケスナックの開設、歌謡ショー等を企画してきたが、厳しい状況が続いているとの答弁。

吹上浜を生かしたタラソセラピーの活用策の検討はの問いに、今後、施設の利活用に検討材料として研究する必要があるとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、報告申し上げます。

次に、認定第5号平成16年度東市来町水道事業会計決算認定についてであります。事業収益収入は1億9,458万5,000円、事業費用支出は1億6,409万2,000円で、差し引き3,049万3,000円の当年度利益となっています。収入は水道料金が96.9%を占め、支出は給与費、減価償却費、企業債利息などがあります。

上野簡易水道事業の収益収入は1,381万7,000円、事業費用支出は907万3,000円で、差し引き477万4,000円の当年度利益となっています。収入は、水道料金、一般会計補助金、支出は減価償却費、企業債利息などがあります。

高山簡易水道事業の収益収入は1,460万5,000円、事業費用支出は996万7,000円で、差し引き463万8,000円

の当年度利益となっています。収入は、水道料金、一般会計補助金、支出は減価償却費、企業債利息などがあります。資本的収入は1,112万円、資本的支出は1億7,779万5,000円で、差し引き1億6,667万5,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補てんされています。収入は、諸収入が主で、支出は鍋山配水池本体工事費と企業債の償還金などがあります。

上野簡易水道事業の資本的収入はなく、資本的支出は421万1,000円、高山簡易水道事業の資本的収入はなく、事業費用支出は404万6,000円で、いずれも支出は企業債の償還金であり、減債積立基金から補てんされています。

質疑の概要は、石綿管の入れかえはどうなっているかの問いに、東市来地域は907メートル残っている。県道改良にあわせて行うので遅れているとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

これで、認定第1号から認定第5号までの報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。1件ずつ採決いたします。

まず、認定第1号平成16年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

全員起立です。したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号平成16年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号平成16年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号平成16年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号平成16年度東市来町水

道事業会計決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は認定されました。

△日程第6 認定第6号平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第7 認定第7号平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第8 認定第8号平成16年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第9 認定第9号平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第10 認定第10号平成16年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第11 認定第11号平成16年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第12号平成16年度伊集院町水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第6、認定第6号から日程第12、認定第12号までの7件を一括議題とします。

お諮りします。この7件については、委員

長の報告を受けた後、一括して質疑、討論を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。7件について、決算特別委員長長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題となっております認定第6号から認定第12号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第6号平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は87億695万1,000円、歳出総額は84億7,608万円で、歳入歳出差し引き額は2億3,087万1,000円の黒字決算となっております。

歳入は、税制等の自主財源が31億6,146万2,000円、地方交付税など依存財源が55億4,548万9,000円となっており、歳出の性質別構成比は、義務的経費が38.2%、投資的経費が29.6%、その他の経費が32.2%となっております。

質疑の概要は、海洋投棄が19年1月で終わるが、これからの計画を考えているのかの問いに、今後のことはいろいろ検討しているところであるが、一般的な処理として、下水処理場で処理できないか検討しているとの答弁。ただいま、一般的と申したそうですが、これは一時的な処理の誤りでございますので、訂正いたしていただきます。

文化会館の事業内容や稼働の状況はどうなっているかの問いに、文化会館の事業内容は自主事業、貸し館事業であるが、自主事業は年に3回開催している。貸し館事業は県内でも多い方である。会館利用は年134回となっているとの答弁。

町づくり交付金事業の内容はどのようにな

っているかの問いに、公営住宅建設、道路整備、集会施設、健康増進施設など、平成16年度から20年度までの事業で全体事業費は46億4,500万円の計画であるとの答弁。

活動火山周辺地域防災営農対策事業関係は、実績が上がっているかの問いに、古城地区の花き生産組合で16年度は生産額2,900万円程度となっており、5年後は4,500万円まで生産を引き上げることで取り組んでいるとの答弁。

このほか多くの質疑が出されましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第7号平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は21億7,777万2,000円、歳出総額は20億6,537万6,000円で、歳入歳出差し引き額は1億1,239万6,000円の黒字決算となっております。

歳入の構成比は保険税が26.8%、国庫支出金が38.6%、療養給付費等交付金が18.1%となっております。

歳出の構成比は、保険給付費が67.2%、老人保健拠出金が25.1%となっております。

質疑の概要は、収入未済額と不納欠損がある。不納欠損は何人ぐらいかの問いに、対象者は26人で5年の時効であるとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告を終わります。

次に、認定第8号平成16年度伊集院町飲

料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は78万3,000円、歳出総額は67万4,000円で、歳入歳出差し引き額は10万9,000円の黒字決算となっております。

歳入は、水道料金繰入金、繰越金等で、歳出は修繕費、手数料などであります。この久木野々地区飲料水供給施設は、現在14世帯に供給を行っています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第9号平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は5億4,504万9,000円、歳出総額は5億4,334万3,000円で、歳入歳出差し引き額は170万6,000円の黒字決算となっております。

歳入は使用料、負担金、一般会計繰入金、事業債、国庫支出金などが主で、歳出は人件費、委託料、工事請負費、公債費などあります。

下水道使用戸数は4,757戸、終末処理場は1日平均4,646立方メートルの流入量になっています。また、年度末起債残高は30億625万円あります。

次に、質疑の概要を申し上げます。起債が30億円あるが、返済は無理なく行われているのかの問いに、起債はここ五、六年がピークで、その後はだんだん減っていくとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第9号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第10号平成16年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1,068万4,000円、歳出総額は1,061万6,000円で、歳入歳出差し引き額は6万8,000円の黒字決算となっております。

歳入は、貸付金元利収入、一般会計繰入金が主であり、貸付金元利収入のうち1件が繰り上げ償還、新築資金15件、改修資金4件、宅地取得金2件の合計21件となっております。

歳出は公債のみで、今年度末地方債残高は3,163万7,000円あります。

質疑の概要は、滞納は何人でどのくらいになっているのかの問いに、滞納は3人で死亡した人もいる。滞納額は多額になっているとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第10号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

次に、認定第11号平成16年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は27億2,462万1,000円、歳出総額も歳入と同じく27億2,462万1,000円の同額決算となっております。一般会計からの繰入金によって歳入歳出の調整が行われています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第11号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

次に、認定第12号平成16年度伊集院町水道事業会計決算認定についてであります。事業収益収入は2億9,689万9,000円、事業費用支出は2億5,117万5,000円

で、差し引き4,572万4,000円の当年度利益となっています。

収入は、水道料金が90.9%を占め、支出は給与費、委託料、動力費、減価償却費、企業債利息などであります。資本的収入は1億618万5,000円、資本的支出は2億9,029万6,000円で、差し引き1億8,411万1,000円の不足は、過年度損益勘定留保資金等で補てんされています。

収入は、企業債、出資金、工事負担金など、また支出は工事請負費、企業債償還金などであります。

質疑の概要は、滞納未納の状況はどうなっているかの問いに、過年度分が72万2,000円で、現年度分が1,292万3,000円になっており、鋭意、徴収に努めているとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第12号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

これで、認定第6号から認定第12号までの報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「18番」と呼ぶ者あり）反対ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）何号議案に反対ですかね。（「第6号」と呼ぶ者あり）

○18番（坂口ルリ子さん）

第6号に反対の立場で討論いたします。

私は議員になって9回目です。9年目です。伊集院町のこの一般会計の地方改善対策費と

いうのに、毎年反対しております。今度も私は、この地方改善対策費、昔は同和予算と言ってたんですが、これが毎年1,200万円から1,300万円使われております。戸数が98戸、たった200人いる地区でございます。それで、私はこの事業は国が2003年の3月に終了せよと指導しているわけです。

それで、合併によってこんな事業はなくなるものと期待していましたが、隣保館の名前を大田ふれあい館という名前に変えただけで、中身はやはり市の職員があそこに常駐しております。常駐して何をしているのかと質問すれば、住民の相談に乗っているという答弁が返ってきます。どんな相談があるか、帳面につけてください、相談らしい相談はない。

私は、きのうあそこの地区の方に聞きました。今度の総会で隣保館事業はやめてほしい。大田ふれあい館は、あの地域になじまないのて壊せというような声まで出てきたそうです。ほとんどの人が、90%がこの隣保館事業をやめてほしい。そして、役場職員が常駐しているが、ほとんど相談事はない。市の職員が来る必要もないという声が出たそうです。そして、同和地区の解消をしようという声まで出て、行政に申し入れようと決まったそうですが、その中に部落開放同盟員が10名ぐらいいまして、この人たちがなかなか市に対して、同和地区解消の申し入れをすることにストップをかけていると。本当、もう差別もないし解消すべきだと。恥だと、こんなことを続けていくことはです。

だから、市だけではこれはほげないと思うんです。私もこの間、県の対県交渉に行つてこの問題を出さなかったことを本当に反省しているわけですが、予算を見ますと1,300万円ぐらいの700万円ぐらいは県から来てるわけですよ、金が。そして、あと町が、16年度ですから町ですよ。町が持ち出しを半分ぐらいしてるわけです。

そして、こんな地区が県下に幾つあるかと言ったら、11地区ぐらいしかないんです。宮之城とか有明とか川内とか、日置市の中では伊集院町だけ、特別この地方改善対策予算を組んでいるんです。

だから、ぜひ合併を機に、私は、まず市役所のそのころは役場でしたが、職員を引き上げるだけでも七、八百万円減額になるんだから、それだけでも引き上げようと言っても、なかなか。かねては、元町長、今市長は、県が言うから国が言うからと素直な町長ですが、これだけはなかなか国の言うこと県の言うことを聞かない。不思議でならないわけですが、枕崎なんかひどかったのが、この事業を全市で改良して、一般に貸しているようですので、日置市もぜひそんな方向に行ってほしい。

あの地区の人たちが、この事業を90%の人が嫌だと言っている現実をよくとらえて、反対の方向に持って行ってほしいと思って、反対討論をいたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○27番（佐藤彰矩君）

私は、認定第6号平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきという立場から賛成討論をいたします。

現況の地方財政は、国の財政事情を反映して税収入増が見込めない中、多額の公債費や少子・高齢化に伴う扶助費など、容易に圧縮できない多額の義務的経費の負担等増加しており、財政の硬直化が進み、厳しい財政状況にあります。

このような中、伊集院町にとりましては、平成16年度は合併を控え極めて重要な年度であったわけではありますが、16年度予算編成におきましては、厳しい財政状況のもと、住民の福祉向上のため、また新市以降を見据えた各種の施策を総合振興計画に基づき、これまで以上に積極的に盛り込まれた予算とな

っております。

予算におきましては、このような中でおおむね適切な執行がなされているということを考えております。住民に身近な社会資本の整備や各種福祉の充実、少子・高齢化に対応した施設等の充実、また地域の特色を生かした町づくり等が進められるなど、各分野において一定の成果が上げられているとの評価をしているところでございます。

また、前者が地方改善事業をもろもろに言われましたが、過去におきまして、この地方改善事業におきましては、当地域におきましては道路の整備、また住民福祉の向上、また社会環境の整備等、過去におきましては非常に効果ある事業として成果が上げられているということを認識しているところでございます。

これまで積み上げられました伊集院町の行政実績が、またこれまで永遠と築かれましたすばらしい歴史や伝統が、新生日置市に生かされることを要請し、私は賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで、討論を終わります。

これから採決いたします。1件ずつ採決いたします。

まず、認定第6号平成16年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は、起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号平成16年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号平成16年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号平成16年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第9号は認定されました。

次に、認定第10号平成16年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてをお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号は認定されました。

次に、認定第11号平成16年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第11号は認定されました。

次に、認定第12号平成16年度伊集院町水道事業会計決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第12号は認定されました。

△日程第13 認定第13号平成16年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第14号平成16年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第15号平成16年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第16号平成16年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第17号平成16年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第18号平成16年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入

歳出決算認定について

△日程第19 認定第19号平成16年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第13、認定第13号から日程第19、認定第19号までの7件を一括議題とします。

お諮りします。この7件については、委員長の報告を受けた後、一括質疑・討論を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。7件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題となっております認定第13号から認定第19号までにつきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第13号平成16年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は31億9,011万3,000円、歳出総額は30億9,469万7,000円で、歳入歳出差し引き額は9,541万6,000円の黒字決算となっております。

歳入は、町税等の自主財源が7億8,464万6,000円、地方交付税など依存財源が24億546万7,000円となっております。

歳出の性質別構成比は、義務的経費が54.2%、投資的経費が12.1%、その他の経費が33.7%となっております。

質疑の概要は、税の未収が増加しているが、その原因と対策はの問いに、主に固定資産税で倒産業者のものである。電話をして訪問、またボーナス時期、給料日等にあわせて徴収するとともに、次回の約束をしているとの答

弁。

福祉協議会に委託している事業は、どのようなものがあるのかの問いに、老人福祉センターの管理運営、ふれあいセンターの管理運営、いきいきデイサービス事業運営、デイサービス事業であるとの答弁。

兼営かんがい排水事業の現状と今後の見通しはどうかの問いに、平成16年度は送水管2,200メートルを布設、ファームポンド設置場所への完了道路530メートルを整備した。当初計画は、平成13年度から平成18年度までであったが、平成20年度末までに完了する見込みであるとの答弁。

山村留学制度があるが現状はどうかの問いに、日新小と扇尾小が指定校になっている。平成14年度に日新小に2名の実績があったが、その後はないとの答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第13号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第14号平成16年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は8億1,678万2,000円、歳出総額は7億3,950万1,000円で、歳入歳出差し引き額は7,728万1,000円の黒字決算となっております。

歳入の構成比は、保険税が22.1%、国庫支出金が44.2%、療養給付費等交付金が15.5%であり、また歳出の構成比は、保険給付費が70.1%、老人保健拠出金22.3%、介護納付金が4%となっております。

質疑の概要は、滞納者が多い。今までの取り組みや努力、また短期保険証と資格証明書の発行状況はどのようになっているかの問い

に、滞納徴収については、税務職員3名であり、地域振興課長も含め4名で2班に編成して行っている。10月は前半2日、後半2日実施した。効果的に行うため、ボーナス時期や給料日に徴収している。平成16年度は短期保険証を104件発行、資格証明書は発行してないとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第14号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第15号平成16年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は12億2,657万4,000円、歳出総額も歳入と同じく12億2,657万4,000円で、同額決算となっております。

一般会計からの繰入金で、歳入歳出の調整が図られています。

歳入の構成比は、支払い基金交付金が60.87%、国庫支出金が25.76%、県支出金が6.56%、一般会計繰入金6.77%となっております。

また、歳出では医療給付費が97.51%を占めています。

質疑の概要は、1人当たりの医療費はどのくらいかの問いに、平成15年度の医療費は、若人が32万2,999円、退職老人が43万315円、老人が91万6,425円になっているとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第15号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第16号平成16年度日吉町簡

易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は2億2,727万7,000円、歳出総額は2億1,577万1,000円で、歳入歳出差し引き額は1,150万6,000円の黒字決算となっております。

料金収入は9,427万7,000円で、歳入に占める割合は41.5%、また一般会計繰入金は2,300万円で、歳入に占める割合は10.1%となっております。

歳出は、工事費、公債費、水道維持費などが主であります。湯ノ谷水源地から山田配水池までの送水施設整備事業が行われ、水不足が解消されています。なお、この事業には8,510万円の事業債が充てられています。

質疑の概要は、自家水の利用者が多いが、簡易水道の普及率はこの問いに、97.3%の普及率になっているとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第16号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第17号平成16年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は509万8,000円、歳出総額は416万2,000円で、歳入歳出差し引き額は93万6,000円の黒字決算となっております。

歳入は、貸付金元利収入、繰越金が主で、歳出は公債費、繰り出し金などあります。

質疑の概要は、滞納者はいないかの問いに、1人いたが平成17年度8月に納入したとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第17号

は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第18号平成16年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は2億9,981万3,000円、歳出総額は2億9,887万6,000円で、歳入歳出差し引額は93万7,000円の黒字決算となっております。合併による出納整理期間の関係で、介護給付費収入額の3月分が未収済み額となり、一般会計から1,800万円の繰り入れを行い、歳入歳出の調整が図られています。

歳入の構成比は、施設介護及びサービス利用者負担金を含むサービス収入が94%、一般会計繰入金が6%となっております。

また、歳出の構成比は、人件費などを含む総務費が77.7%、施設介護などのサービス事業費が13.3%となっております。

なお、この特別会計は平成16年度から設置されています。

質疑の概要は、年間どのくらいの出入りがあるのかの問いに、ほとんどが死亡によるもので20名前後であるとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第18号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第19号平成16年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてであります。病院事業収益収入は4億590万6,000円、病院事業費用支出は3億8,098万1,000円で、差し引き2,492万5,000円の当年度純利益となっております。

収入の構成比は、医業収益が94.9%、他の会計補助金を含む医業外収入が5.1%

となっております。

支出の構成比は、給与費や材料費を含む医業費用が99.5%、支払いリスクなどを含む医業外費用が0.5%となっております。資本金収入は545万8,000円、資本金支出は1,416万8,000円で、差し引き871万円の不足額は、過年度損益勘定留保資金で補てんされています。

収入は、病院助成負担金が主で、支出は有形固定資産購入費、企業債償還などでありません。当年度末の処分利益過剰金は2,492万5,000円となっております。

質疑の概要は、他会計からの補助金の実績はの問いに、平成14年度は2,000万円、15年度が2,500万円、16年度が2,000万円となっているとの答弁。

医師の確保についてはどのように考えているのかの問いに、鹿児島大学医局に頼らざるを得ないとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第19号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

これで、認定第13号から認定第19号までの報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

認定の第17号で、日吉町住宅新築資金貸付事業というのがあります。そして、前の方を見ると、第10号にも伊集院町に新築資金貸付特別事業債というのがあります。東市来町にはありません。吹上町にもありませんということは、これはたしか私がさっき質問した地区で使われている金だと思うわけですが、4町の中でそんな地区は日吉町と伊集院町だ

けあるのかということをおもうわけですが、そういうことですかね。どこに質問、だれに質問。

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

そのとおりでございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

二つあるんですね。わかりました。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時55分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（坂口ルリ子さん）

質問をし直します。

今、言ったように17号です。この貸付資金、こんなことは町によって、こんな特別会計の項目があつたりなかつたりするわけですが、日吉町と伊集院町だけこんな項目があるのはなぜかというような質問は、審議はなかつたのでしょうか。

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

そのような質問、質疑はございませんでした。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。1件ずつ採決いたします。

まず、認定第13号平成16年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りしま

す。本案は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、認定第13号は認定することに決定しました。

次に、認定第14号平成16年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第14号は認定されました。

次に、認定第15号平成16年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第15号は認定されました。

次に、認定第16号平成16年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてをお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第16号は認定されました。

次に、認定第17号平成16年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告の

とおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第17号は認定されました。

次に、認定第18号平成16年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第18号は認定されました。

次に、認定第19号平成16年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第19号は認定されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第20 認定第20号平成16年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第21号平成16年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第22 認定第22号平成16年

度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第23号平成16年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第24 認定第24号平成16年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第25 認定第25号平成16年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第26 認定第26号平成16年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第27 認定第27号平成16年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第20、認定第20号から日程第27、認定第27号までの8件を一括議題とします。

お諮りします。この8件については、委員長の報告を受けた後、一括して質疑・討論を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。8件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題となっております認定第20号から認定第27号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果を

ご報告申し上げます。

まず、認定第20号平成16年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は62億1,326万1,000円、歳出総額は59億7,639万5,000円で、歳入歳出差し引き額は2億3,686万6,000円の黒字決算となっています。

歳入では、町税等の自主財源が20億8,993万4,000円、地方交付税など依存財源が40億4,332万7,000円となっており、歳出の性質別構成比は、義務的経費が44.9%、投資的経費が25.7%、その他の経費が29.4%となっています。

質疑の概要は、ミニ住宅団地造成に取り組んでいるが、販売状況はどうか。また、ほかにも造成を行っているかの問いに、平成3年度から12年度まで取り組み、11団地64区画を造成している。住宅建設に伴う入居者は延べ236人である。未販売区画があるので、今後の定住促進に向けて販売促進に努めるとの答弁。

農道舗装事業に多く取り組んでいるが、毎年、これくらいの事業か。舗装の達成率はどれくらいかの問いに、集落ごとに振興計画を作成し、予算の範囲の中で事業を行っている。16年度農業基盤整備についても例年どおりである。地域によって違うが、まだ未舗装路線もあるので、計画に基づき整備を図っていくとの答弁。

高齢者タクシー運賃助成事業の利用状況と、今後はどのように取り組んでいくのかの問いに、事業開始当時は病院や買い物など喜ばれていた。現在、コミュニティーバスの運行を行っており、利用料金としては高くつくところもあり、総合的に検討する必要があるとの答弁。

地方道整備臨時交付金事業で取り組んでいる和田平鹿倉線の進捗率と、新たに計画する幹線道路はないかの問いに、この線は鹿児島

から錫山を通り農業大学に通じる一番近い幹線道路で、優先して整備を行っており、進捗率は30%ぐらいである。また、幹線道路としては県道永吉入佐線があるが、現在、日吉地域に近いところを整備中である。なお、市道としての幹線道路の新規整備計画は、現在のところはないとの答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第20号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第21号平成16年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は11億7,775万5,000円、歳出総額は10億7,492万6,000円で、歳入歳出差し引き額は1億282万9,000円の黒字決算となっています。

歳入の構成比は、保険税が22.2%、国庫支出金が44.6%、療養給付費交付金が12.4%であり、歳出の構成比は保険給付費が67.9%、老人保健拠出金22.9%、介護納付金が4.3%となっています。

質疑の概要は、レセプト点検で医療費に過誤はなかったのかの問いに、わずかではあるが過誤が見受けられ、その都度、連合会に報告しているとの答弁。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第21号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第22号平成16年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は20億5,399万3,000円、歳出総額も歳入と同じく20億5,399万3,000円で同額決算と

なっていますが、一般会計からの繰入金で歳入歳出の調整が図られています。

歳入の構成比は、支払い基金交付金が60.1%、国庫支出金が26.0%、県支出金が6.6%、一般会計繰入金5.9%となっており、また歳出は医療諸費が構成比の98%を占めています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第22号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第23号平成16年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1億6,224万8,000円、歳出総額は1億5,321万2,000円で、歳入歳出差し引き額は903万6,000円の黒字決算となっております。

歳入は料金収入が1億1,428万6,000円で70.4%を占め、また一般会計繰入金が3,952万円で24.3%を占めています。

歳出では、人件費を含む一般管理費が8,760万9,000円で57.2%を占め、公債費が6,560万1,000円で42.8%を占めています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第23号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第24号平成16年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は673万2,000円、歳出総額は619万1,000円で、歳入歳出差し引き額は54万1,000円の黒字決算となっております。

歳入は、使用料収入が410万5,000円

で61%を占め、一般会計からの繰入金が145万2,000円で21.6%、繰越金が117万1,000円で17.4%となっております。

歳出では、人件費等を含む維持管理費が360万3,000円で58.7%を占め、財政調整基金への積立金が255万7,000円で41.3%となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第24号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第25号平成16年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1,838万2,000円、歳出総額は1,610万6,000円で、歳入歳出差し引き額は227万6,000円の黒字決算となっております。

歳入は、浴場使用料料金が1,177万6,000円で64.1%を占め、基金繰入金が455万円で24.8%、繰越金が196万2,000円で10.7%となっております。

歳出は、人件費等を含む浴場費がすべてであり、また利用者は前年度と比較してふえています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第25号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第26号平成16年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は2億7,098万円、歳出総額は2億5,426万4,000円で、歳入歳出差し引き額は1,671万6,000円の黒字決算となっております。

歳入は、経営収入が2億4,971万円で構成比92.2%、繰越金が1,692万3,000円で6.3%になっています。

歳出は、人件費や光熱水費を含む総務管理費が53.7%、原材料費などを含む一般事業費が36.6%、公債費が9.6%の構成比になっております。

16年度は、新館2階空調設備の改修やマイクロバスの新規購入が行われています。

質疑の概要は、繰入金の状態はどうなっているのかの問いに、平成16年度は繰入金はないが、これまで施設の大規模改修等に繰入金で対応しているとの答弁。

このほか質疑がありましたが、課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第26号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第27号平成16年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は3,966万6,000円、歳出総額は3,638万3,000円で、歳入歳出差し引き額328万3,000円の黒字決算となっております。

歳入は、使用料が1,199万2,000円で構成比30.2%、基金繰入金が2,297万円で58%、繰越金が457万7,000円で11.5%となっています。

また、歳出は公債費が2,860万円で78.6%を占めています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第27号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

これで、認定第20号から認定第27号までの報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決いたします。1件ずつ採決いたします。

認定第20号平成16年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は、起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

全員起立です。したがって、認定第20号は認定することに決定しました。

次に、認定第21号平成16年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第21号は認定されました。

次に、認定第22号平成16年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第22号は認定されました。

次に、認定第23号平成16年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第23号は認定されました。

次に、認定第24号平成16年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第24号は認定されました。

次に、認定第25号平成16年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第25号は認定されました。

次に、認定第26号平成16年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第26号は認定されました。

次に、認定第27号平成16年度吹上町農

業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第27号は認定されました。

△日程第28 認定第28号平成16年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第28、認定第28号を議題とします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題になっております認定第28号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

認定第28号平成16年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は13億4,120万3,000円、歳出総額は13億3,549万9,000円で、歳入歳出差し引き額は570万4,000円の黒字決算となっております。

歳入は、分担金が95.4%、有価物売却などの雑入が1.4%で歳入のほとんどを占めています。

また、歳出は人件費、修繕費、光熱費、委託料などを含む総務費が64.2%、公債費が35.6%で歳出のほとんどを占めています。

質疑の概要は、道路舗装代として溶融スラグの可能性はどうかの問いに、現在、試験的

に伊集院土木事務所管内の工事に使用してもらっている。学校の校庭の暗渠排水用骨材として使用。いい結果が出ており期待しているとの答弁。

このほか質疑がありましたが、関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第28号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます、これで認定第28号の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第28号平成16年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第28号は認定されました。

△日程第29 認定第29号平成16年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第29、認定第29号を議題

とします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題となっております認定第29号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

認定第29号平成16年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定についてであります。歳入歳出総額とも1,203万7,000円となっています。

歳入は、各市町村の負担金が主で、構成比としては91%になります。

歳出は、フィルムなどを含む備品費、人件費などを含む運営費であり、なお日置地区視聴覚教育協議会は平成16年度をもって解散しております。

質疑の概要は、解散したが備品はどのようにしたのかと。備品は構成町にそれぞれ配置したとの答弁。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第29号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。これで認定第29号の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから認定第29号平成16年度日置地区視聴覚教育協議会歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第29号は認定されました。

△日程第30 認定第30号平成17年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第31 認定第31号平成17年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第32 認定第32号平成17年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第33 認定第33号平成17年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第34 認定第34号平成17年度東市来町水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第30、認定第30号から日程第34、認定第34号までの5件と一括議題とします。

お諮りします。この5件については、委員長の報告を受けた後、一括質疑・討論を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。5件について、決算

審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題となっております認定第30号から認定第34号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げますが、その前に平成17年度分につきましては、合併の関係から、いずれも必要と認められる17年度4月の1月分の歳入歳出であり、歳入は町税、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金、町債など、また歳出は給与等の人件費、消耗品等の需用費、施設管理費等の委託料、リース料など使用料及び賃借料、福祉関係の扶助費、火葬場組合や塵芥処理組合、衛生処理組合、消防組合、保健所運営費などの負担金及び交付金、老人保健医療特別会計への繰り出し金、農林水産や土木関係等の工事請負費などであり、このようなことから17年度決算の概要報告につきましては、歳入歳出の決算額だけを申し上げます。

それでは、認定第30号から認定第34号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第30号平成17年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は7億2,598万2,000円、歳出総額は5億2,463万2,000円で、歳入歳出差し引き額は2億135万円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第30号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第31号平成17年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1億

4,845万4,000円、歳出総額は2,731万1,000円で、歳入歳出差し引き額は1億2,114万3,000円の黒字決算となっています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第31号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第32号平成17年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は6,507万2,000円、歳出総額は5,108万5,000円で、歳入歳出差し引き額は1,398万7,000円の黒字決算となっています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第32号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第33号平成17年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は2,056万4,000円、歳出総額は648万7,000円で、歳入歳出差し引き額は1,407万7,000円の黒字決算となっています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第33号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第34号平成17年度東市来町水道事業会計決算認定についてであります。上水道事業収益収入は1,417万2,000円、事業費用支出は657万円で、差し引き760万2,000円の当年度利益となっています。

高山簡易水道事業の収益収入は482万3,000円、事業費用支出は8万4,000円で、差し引き473万9,000円の当年度利益となっています。資本的収入、資本的支出の決算額はいずれもゼロとなっています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第34号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

これで、認定第30号から認定第34号までの報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。1件ずつ採決いたします。

まず、認定第30号平成17年度東市来町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

全員起立です。したがって、認定第30号は認定することに決定しました。

次に、認定第31号平成17年度東市来町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のお

り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第31号は認定されました。

次に、認定第32号平成17年度東市来町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第32号は認定されました。

次に、認定第33号平成17年度東市来町国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第33号は認定されました。

次に、認定第34号平成17年度東市来町水道事業会計決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第34号は認定されました。

△日程第35 認定第35号平成17年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第36 認定第36号平成17年度伊集院町国民健康保険

特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第37 認定第37号平成17年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第38 認定第38号平成17年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第39 認定第39号平成17年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第40 認定第40号平成17年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第41 認定第41号平成17年度伊集院町水道事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第35、認定第35号から日程第41、認定第41号までの7件を一括議題とします。

お諮りします。この7件については、委員長の報告を受けた後、一括して質疑、討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。7件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題となっております認定第35号から認定第41号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第35号平成17年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定についてでありま

すが、歳入総額は6億2,477万5,000円、歳出総額は3億8,096万1,000円で、歳入歳出差し引き額は2億4,381万4,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、認定第35号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第36号平成17年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1億1,452万4,000円、歳出総額は3,644万3,000円で、歳入歳出差し引き額は7,808万1,000円の黒字となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第36号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第37号平成17年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は21万3,000円、歳出総額は5,000円で、歳入歳出差し引き額は20万8,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第37号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第38号平成17年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は590万5,000円、歳出総額は385万2,000円で、歳入歳出差し引き額は205万3,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討

論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第38号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第39号平成17年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は34万2,000円、歳出は支出がなく、歳入歳出差し引き額は34万2,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第39号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第40号平成17年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1,465万7,000円、歳出総額も歳入と同額の1,465万7,000円の決算額となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第40号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第41号平成17年度伊集院町水道事業会計決算認定についてであります。事業収益収入は3,454万5,000円、事業費用支出は994万7,000円で、差し引き2,459万8,000円の当年度利益となっております。

資本的収入はなく、資本的支出は118万5,000円で、この不足する額は過年度損益勘定留保資金等で補てんされています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第41号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告を申し上げます。

これで、認定第35号から認定第41号までの報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決いたします。1件ずつ採決いたします。

まず、認定第35号平成17年度伊集院町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、認定第35号は認定することに決定しました。

次に、認定第36号平成17年度伊集院町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第

36号は認定されました。

次に、認定第37号平成17年度伊集院町飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第37号は認定されました。

次に、認定第38号平成17年度伊集院町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第38号は認定されました。

次に、認定第39号平成17年度伊集院町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてをお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第39号は認定されました。

次に、認定第40号平成17年度伊集院町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第40号は認定されました。

次に、認定第41号平成17年度伊集院町

水道事業会計決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第41号は認定されました。

△日程第42 認定第42号平成17年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第43 認定第43号平成17年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第44 認定第44号平成17年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第45 認定第45号平成17年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第46 認定第46号平成17年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第47 認定第47号平成17年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第48 認定第48号平成17年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第42、認定第42号から日程第48、認定第48号までの7件を一括議題

とします。

お諮りします。この7件については、委員長の報告を受けた後、一括して質疑・討論を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。7件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題となっております認定第42号から認定第48号までにつきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第42号平成17年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は5億3,091万3,000円、歳出総額は1億6,318万8,000円で、歳入歳出差し引き額は3億6,772万5,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第42号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

次に、認定第43号平成17年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は7,333万3,000円、歳出総額は1,202万8,000円で、歳入歳出差し引き額は6,530万5,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第43号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第44号平成17年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は413万

1,000円、歳出総額も歳入と同額の413万1,000円の決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第44号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第45号平成17年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1,849万6,000円、歳出総額は138万3,000円で、歳入歳出差し引き額は1,711万2,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第45号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第46号平成17年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は93万6,000円、歳出はなく、歳入歳出差し引き額は93万6,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第46号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第47号平成17年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は93万7,000円、歳出総額は1,483万6,000円で、歳入歳出差し引き額は1,389万9,000円の赤字決算となっております。このため、金融機関から一時借入れを行い、支払い等の処理がなされています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討

論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第47号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第48号平成17年度日吉町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてであります。病院事業収益収入は376万円、病院事業費用支出は2,744万6,000円で、差し引き631万4,000円の当年度純利益となっております。

資本的収入はなく、資本的支出は135万9,000円で、この不足する額は過年度損益勘定留保資金で補てんされています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、認定第48号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

これで、認定第42号から認定第48号までの報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決いたします。1件ずつ採決いたします。

まず、認定第42号平成17年度日吉町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は、起立により行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、認定第42号は認定することに決定しました。

次に、認定第43号平成17年度日吉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第43号は認定されました。

次に、認定第44号平成17年度日吉町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第44号は認定されました。

次に、認定第45号平成17年度日吉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第45号は認定されました。

次に、認定第46号平成17年度日吉町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第

46号は認定されました。

次に、認定第47号平成17年度日吉町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第47号は認定されました。

次に、認定第48号平成17年度日吉町立国民健康保険病院事業特別会計決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第48号は認定されました。

△日程第49 認定第49号平成17年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第50 認定第50号平成17年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第51 認定第51号平成17年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第52 認定第52号平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第53 認定第53号平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第54 認定第54号平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第55 認定第55号平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第56 認定第56号平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第49、認定第49号から日程第56、認定第56号までの8件を一括議題とします。

お諮りします。この8件については、委員長の報告を受けた後、一括して質疑・討論を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。8件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題となっております認定第49号から認定第56号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

認定第49号平成17年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は7億9,999万4,000円、歳出総額は4億1,578万2,000円で、歳入歳出差し引き額は3億8,421万2,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第49号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第50号平成17年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1億720万4,000円、歳出総額は1,848万7,000円で、歳入歳出差し引き額は8,871万7,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第50号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第51号平成17年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は976万7,000円、歳出総額も歳入と同額の976万7,000円の決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第51号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第52号平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は4,857万3,000円、歳出総額は3,200万7,000円で、歳入歳出差し引き額は1,656万6,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第52号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第53号平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は230万円、歳出総額は44万8,000円で、歳入歳出差

し引き額は185万2,000円の黒字決算となっています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第53号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第54号平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は314万5,000円、歳出総額は5万7,000円で、歳入歳出差し引き額308万8,000円の黒字決算となっています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第54号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第55号平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は3,165万2,000円、歳出総額は566万5,000円で、歳入歳出差し引き額は2,598万7,000円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第55号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

次に、認定第56号平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は511万4,000円、歳出総額は41万9,000円で、歳入歳出差し引き額は469万5,000円の黒字決算となっています。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第56号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

これで、認定第49号から認定第56号までの報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決いたします。1件ずつ採決いたします。

まず、認定第49号平成17年度吹上町一般会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案は、起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

全員起立です。したがって、認定第49号は認定することに決定しました。

次に、認定第50号平成17年度吹上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第50号は認定されました。

次に、認定第51号平成17年度吹上町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第51号は認定されました。

次に、認定第52号平成17年度吹上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第52号は認定されました。

次に、認定第53号平成17年度吹上町温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第53号は認定されました。

次に、認定第54号平成17年度吹上町公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第54号は認定されました。

次に、認定第55号平成17年度吹上町国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第55号は認定されました。

次に、認定第56号平成17年度吹上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第56号は認定されました。

ここでしばらく休憩いたします。続けていきますか。

△日程第57 認定第57号平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定について

○議長（宇田 栄君）

次に、日程第57、認定第57号を議題とします。

本案について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長地頭所貞視君登壇〕

○決算審査特別委員長（地頭所貞視君）

ただいま議題になっております認定第57号につきまして、決算審査特別委員会における審査の過程と結果をご報告申し上げます。

認定第57号は、平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額は1億7,193万2,000円、歳出総額は1,642万2,000円で、歳入歳出差し引き額は1億5,510万円の黒字決算となっております。

関係課長等の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、認定第57号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

これで、認定第57号の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、認定第57号平成17年度日置地区塵芥処理組合歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、認定第57号は認定されました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を13時15分といたします。

午後0時06分休憩

午後1時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第58 議案第88号日置市安全安心まちづくり条例の制定について

△日程第59 議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について

△日程第60 議案第91号日置市火災

予防条例の一部改正について

△日程第61 議案第92号市道の路線の認定について

△日程第62 議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第63 議案第102号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第64 議案第103号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第65 議案第104号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第66 議案第105号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第67 議案第106号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第68 議案第107号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第69 議案第108号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第70 議案第109号平成17年度日置市国民健康保険病院事業会計補正予

算（第2号）

△日程第71 議案第110号平成
17年度日置市水道事業
会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第58、議案第88号から日程第71、
議案第110号までの14件を一括議題とし
ます。

14件については、既に提案理由の説明を
終えておりますので、これより議案に対する
総括質疑を行います。

まず、議案第88号について質疑ありませ
んか。

○21番（松尾公裕君）

質問させていただきます。安心安全のまち
づくり条例ということで、昨日提案がありま
したわけでございますけれども、この目的に
ついては非常にすばらしい条例だなと思って
おるところありますが、市民とかあるいは市
の立場、あるいは事業者の立場とか、その責
務を明らかにするという事は、非常に市民
にとっては心強く感じるのではないかなと、
こういうふうに考えるところではありますが、
その中で市の責務という中で、安全安心のま
ちづくりを推進するための活動を支える人材
の育成活動ということが、うたわれていると
ころではありますが、これは例えば、各種の団
体長とか、あるいは自治会とか、そういった
ところに委嘱をするのか。そこまで進めてい
くのかどうか、そういった点は、どういうよ
うな育成の活動になるのか伺いたいと思いま
す。

それともう一つは、3番目のところであ
りますが、公共的施設の普及、その他環境の整
備ということではありますが、公共的な施設、
いろいろなものがあるわけでありませけれど
も、特に子供たちの学生の通学の道路とか、
そういった面では非常に大切なことではない
かなと思っておるところではありますが、道路

ミラーとか、あるいはガードレールとか、早
急な対応ということなども必要になってくる
かと思いますが、そういった面。

それから4番目の広島での大変大きな殺害
事件が起きたようでありませけれども、こう
いったひとつの子供、女性、高齢者等の安全
の対策というものが、うたわれているところ
であります。そこでこのような市の責務が
ありませけれども、この条例による市の負担
が、今後今まで以上にいろいろな面で重く負
担になってくるのかなと思っておるところで
ありますが、その対応を含めて、今後前向き
に当然これは取り組んでいかなければなら
ないことがいっぱいあるかと思いますが、ど
のような考えを持っておられるか、所見をお聞
きします。

○市長（宮路高光君）

今回の安心安全まちづくり条例は、特に今、
目的の中でありませとおおり、やはり市にお
きます犯罪、事故、そういうものを市民と共
同で守っていききたいと、これが一番大きな
目的でございます。

今お話のとおり、市の責務ということで、
る今ご質問ございませして、4条の中でそれ
ぞれの項目は入っております。

基本的には、今後やはりこの10条で書い
てございませ推進会議、この設置をやっ
ていきたい。この推進会議の中で具体的にい
ろいろと、また行動計画またそれぞれの各種
団体、それぞれ20名の委員も選任いたし
ながら、そこで具体的に今後やっていき
たいと、さように考えております。

○21番（松尾公裕君）

今後の問題は、推進会議の方で決めてい
くというようなことではありませますが、
この9条のところ犯罪及び事故の防止に
配慮した環境の整備に関し、必要な助
言、指導を市長がするという事をうた
われているわけでありませけれども、
市民の責務とか、あるいは事業

者の責務、所有者の責務、それぞれありますけれども、責務を怠ったときに、市からの助言、指導というものが、どの程度その効力が発揮されるものか。

例えば、催促とか勧告とか、罰則まではとも無理だろうと思えますけれども、そういう強制というものは、実際にできるものかどうか、そこらを伺っておきたいと思えますが。

また同時に、もう一つはこの推進会議の庶務は、総務課の方ですということでありませけれども、これはすばらしい条例でありますので、市民にとっては非常に安心できる条例ではないかと思えますが、この安心安全の係と申しますか、いわゆる安心安全の課と申しますか、安心安全まちづくり課というか、あるいは係というか、何かそういう形での市民の要望、要請にこたえる、即答える、そのようなことの方かというものはないものでしょうか。2点、お願いします。

○市長（宮路高光君）

すぐやる課といえますか、この課の問題もございませけれども、基本的にこのまちづくり条例につきましては、特に警察の方と十分このことにはしていかんやならない。今さっき言いましたように、私ども行政は助言とか指導とか出ますけど、罰則的なものにつきましては、警察の了見の中でやっていく。そういう考え方の中で、今後十分警察とこのことにつきましては、協議を重ねていかなければならない。

おっしゃいますとおり、その課の中におきます総務課の中で、特に消防、交通係の方がおりますので、主体的には今ここでやっていきたいと、さように考えております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○13番（田畑純二君）

この条例につきましては、11月29日の本会議での総務企画部長の説明では、県内の

状況としては、17年3月に国分市が制定したと。17年6月に14市町、17年9月に鹿児島市ほか14市町、そして12月に鹿屋、始良、蒲生、市来、串木野市が議会で決定する予定だというふうに説明を受けました。

それで、この日置市の条例をこれらに比較して何か特徴的な、あるいは日置市だからこれをやるんだという、そういう何か特別の条項があるのか、それとももうほとんどの条項は皆同じで、今、申しあげました各市町との条例は、ほぼ横並びなのか、そこら辺をまずお聞かせ願いたい。それと第1点。

それから、字句の訂正でございますけれども、この条例は公布の日から施行するというふうになっていませんで、これは公布の日から施行するというのが正しいと思えますけれども、これに関連しまして、この条例は公布の日から施行することですけれども、公布の日はいつを予定しているのか。

と言いますのは、具体的にこれに該当する事件というか、事柄があるもんですから、その2点質問いたします。

○総務課長（池上吉治君）

まず1点目の他市町村の条例との比較でございますが、内容につきましては、ほとんど変わりはありません。ただ、先ほど市長が申しあげましたように、推進会議の中でそれぞれ各、日置市においては日置市における独自の計画をつくっていききたいと、進めていきたいということでございます。

それから、「公布に日から」となっております訂正をお願いを申し上げます。「公布の日から」でございます。よろしく願いをいたします。（「公布の日はいつか」と呼ぶ者あり）

この条例が可決をいたしましたら、速やかに公布をしたいと考えております。

○13番（田畑純二君）

それはわかっておりますけれども、大体い

つごろかという、その大体の日を聞いております。きょうですか。可決すれば、すぐ公布する。そしたら、もう。

○総務企画部長（益満昭人君）

お答えいたします。本日可決いただきましたら、一両日中に議会の方から市長の方に、可決されましたという通知が参ります。それを受けまして交付手続をとりますので、一両日中には公布できるのではないかと思います。

○議長（宇田 栄君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

安心安全のまちづくり、一般質問でも2回ぐらいしました。そのときにハザードマップのことを質問したんです。合併したら、速やかにつくるような方向でしたけれども、ハザードマップの進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○総務課長（池上吉治君）

現在、作成中でございます。近いうちに配布できるように急いでまいりたいと思います。

○18番（坂口ルリ子さん）

近いうちに、そのうちに、いろんな言葉の使い方がありますが、もう7カ月になりますよね、合併して。合併したら速やかにつくるというような、あれは6月の災害のあるころにも言ったわけですが、いろんなのが。だから、大体予定としては17年度中ですか、今年中はあと1カ月しかないけど、年度中ですか。大体のあれをしないと、いつもはぐらかされているように感じるわけです。全戸配布、ハザードマップを全戸配布するという約束をしているわけですから、そののところ。

○総務課長（池上吉治君）

作業としましては、今年中に配布できるように、今作業を進めておりますが、遅くても今年度中には配布をしたいと思っております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（坂口洋之君）

安心安全なまちづくりというところで、この前、警察の方と話をしたら、私が住んでいるところは市長と同じ朝日ヶ丘団地に住んでいるんですけども、朝日ヶ丘団地は時々窃盗があるけれども、安全な団地ですよということがありました。

今回、県内でも30市町村でこの安全安心なまちづくり条例を制定しているということなんですけれども、先進的な行動計画の例があればお聞きしたいと思います。

もう一点、安全安心まちづくりの条例を制定してこれから計画されておりますけれども、現在、日置市はどのような安全安心なまちづくりの対策をとっているのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（池上吉治君）

先進的な行動計画ということでございますが、まだそれぞれ制定をされたところが6月あるいは9月でございます。ほとんどまだ具体的な内容については、一応まだ調査しておりません。まだこれから先進地におきまして条例ができたところも、まだこれから策定というのがほとんどでございます。

ただ、鹿児島市が先般、会議等を実施されました。そのようなところも参考にしながら、本市の計画をつくってまいりたいと思っております。

○総務企画部長（益満昭人君）

条例ができないうちに、もう昨年でしたか、警察が音頭をとりまして妙円寺守り会というのが発足しております。そういう自主的な防犯グループですか、それも育成していくのが、この条例にも後追いになりますけれども、うたわれておりますので、それから自転車を見つけ隊とか、それからもう一つ、わんわんパトロール隊ですか、そういうのも先行しても

うされておりますので、そういうのも積極的に育成しながら、安心安全なまちづくりに努めていかなければならないということでございます。

以上です。

○5番（坂口洋之君）

数日前、伊集院中学校の近辺で不審者が発生したということで、たまたま私、別なところにおりましたら、学校で集団登校等があったということです。その事件に関連するんですけれども、そのとき行政としてどのような対策をとられたのか、お伺いしたいと思いません。

○教育長（田代宗夫君）

伊集院中学校の前あるいは町内でそういう不審者が、中学生の女の子をとめて、いい仕事があるとかで誘ったりした件がありました。こういうことについては、すぐ私どもは、もちろん各学校にも簡単なファクスで、今すぐすべきことを各学校に送ります。また、教育事務所等にもすべて報告して、必要があれば県下の学校にもそれが流れていくというような仕組みになっております。

したがって、各学校にもお願いしましたことは、各学校の職員及びPTA等などと協力して、パトロールするなり対応していただきたいと、そういう文書なり電話なりで指示をしております。

○5番（坂口洋之君）

最後に、市長にお伺いします。

市長の考えとして、安心安全なまちづくり、どのような考えをされているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ここに目的に書いてあるとおりで、この条例の内容どおりでございます。やはり、市民の皆様方、いろんな事故、犯罪を含めまして、災害、いろんな面が多岐に渡るというふうに思っておりますので、この条例の目的の中で

書かれているとおりの考え方の中で思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

○14番（西園典子さん）

第4条の5項におきまして、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除というふうに書いてありますが、これはやはりアダルトビデオとか、いろいろなそういうもののショップ、自販機などが含まれるのではなかろうかと思っております。また、そのほかに私どもがこうしていつも懸念しているのは、店頭子供たちが簡単に目に入るようなさまざまなそういう部類のものがあるわけですが、そういうことなどの排除ということも含めていらっしゃるのでしょうか。

それから、その第6条に関しまして、事業者は安全安心まちづくりについての理解を含めて、この施策に協力するよう求めるものとするというふうになっておりますが、そういうものを販売している、既に自販機などで先ほどの13番議員の中からの質問でもあったようですが、食べられたものもあると。そういうものを排除できるのかどうか。

それから、また店頭にあるものの、これは事業者が協力するものの協力ができるように、協力しないというような場合にどうしたらいいのだろうか。その辺の件、ご意見をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、今後具体的なものは出てきますけど、今この5条におきましても、有害環境の排除とか、今までも旧町におきましても有害物の排除ということで、いろいろな会議といたしますか、その中でそれぞれの団体にもお願いしたりしておるといふふうに思っております。

特に、今回私ども行政だけでなく、特に警察との連携というのを私どもは強めていき

いというふうに考えております。特に、警察の中におきまして、特に来年に起きまして、この管轄、今私ども日置市には三つの警察署がございまして、これが来年度一つになっていくような方向で、県の議会でも論議されております。

そういうことを含めまして、実施していくのは一つの警察になった中で一緒にタイアップして今後やっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、その事業所にもそのような責任といいますか、お願い事といいますか、そういうものはこの条例でうたってございまして、今後十分この推進会議の中できちっとそこあたりもうたっていきたいと思っております。

○14番（西菌典子さん）

それでは、有害図書とかビデオとかいろいろあるわけですが、そういうのは協力いただきながら、また具体的にはちょっと場所をいろいろと工夫するとか、あるいはまた販売を禁止していただくとか、そういうようなことに進んでいくというふうに解釈をしたいと思っております。

この件に関しまして、ぜひ市長はいろいろと警察やらしていただきたいと思いますが、教育長はこの件に関しましても、私、大変このことを心配して、これができたということに喜んでいて、できるということに喜んでいて、教育長のご意見もいただきたいと思っております。

○教育長（田代宗夫君）

私も、この条例にも書いてありますとおり、そこに書いてあるような目的でこの条例が制定されておりますので、市長が先ほどからお答えいただきましたように、このまちづくりの推進会議等の中で、こういう具体的な問題を検討していただいて、そういう安全な環境づくりをしていただけたら、大変ありがたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、総務企画常任委員会に付託します。次に、議案第90号について質疑ありませんか。

○13番（田畑純二君）

提案理由につきましては、先般の本会議で聞いたわけですが、もうちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

この公園の寄附採納があったためちゅうことですが、どこの団体からあったのかと、記載がございませんので。

それと、パーム公園の広さと遊具と施設の概要を説明していただきたい。

それと、私の勉強不足で申しわけないんですが、3番目に日置市の道路占用料等徴収条例とありますけれども、この日置市の道路占用料とはどんなものか、わかりやすく説明していただきたい。

以上、3点。

○産業建設部長（外園昭実君）

前回の内容でちょっと説明不足がございましたが、このファーム公園の寄附につきましては、この団地を開発しました上田開発株式会社でございます。

それと、公園の面積は780平米でございまして、公園にはぶらんこ、滑り台、砂場、ベンチ、水飲み場、それぞれ1基ずつ設置されております。

あと、道路占用料につきましては、これは道路上に設置された電柱、電話柱、看板等の目的物に対しまして占用料と取るというような内容になっております。

○議長（宇田 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、産業建設常任委員会に付託します。次に、議案第91号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第91号は、総務企画常任委員会に付託します。次に議案第92号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第92号は、産業建設常任委員会に付託します。次に議案第92号について。次に、議案第101号について質疑はありますか。

○25番（谷口正行君）

説明資料でちょっと伺いたいと思います。

ページを申し上げます。22ページ。この情報管理費のことでちょっと伺いますけれども、情報管理費の中で委託料が4,000万円出ておりますが、これは当初の方でも5,000万円ほど組まれておりました。やはり、合併後のさまざまな業務を統合するためにお金がかかるなと思っておりますけれども、たしか6月議会のころ、合併に伴う統合業務は、もうほとんど終わったというようなことも聞いておりましたが、さらに今回、電算システム統合第2次開発業務と、こういったことでありますが、これ具体的にさらに何を開発するのか、これちょっと教えていただきたいと思います。

それと42ページ、農業振興費であります。その中のこれ新規事業になるんだと思

ますが、施設園芸原油価格高騰緊急対策事業、多段式のサーモ74台、東市来が11台となっておりますが、これは施設園芸、ハウス等の園芸施設に大体名前からして効率的に温度かれこれを調整するのかなと思っておりますけれども、これは日吉と吹上がないわけですが、なぜないのかということと、それと新たな事業だと思っておりますけれども、これ単年度事業ですか。そこらあたりはどうか。原油価格が急に上がったから、こうなされたんだと思いますけれども。

それと、今回はこの事業の枠が、もうこれしか取れなかったのか、そこをちょっと2点だけ伺います。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは、22ページの電算システム統合第2次開発業務ということでございますが、今回5月1日で合併いたしました業務につきましては、合併時の統合業務は終わったということでございまして、いろいろ今、各支所、本庁、業務を推進している中で、どうしてもふぐあいとか、まだ使い心地が悪いとか、そういうのが出てまいっております。

そういうことで、とりあえず5月1日から使えるようなということでしておる関係で、まだ住民記録、住民税、固定資産税、19業務でいろいろ細かなところの手直しが必要だということが、各現課からも要望がございまして、今回お願いするものでございます。

中身につきましては、住民記録とか住民税、固定資産税、国民健康保険税とか高額医療関係とか国民年金の関係とか上下水道の関係それから給与の関係、そういうのがございまして、19業務ぐらいの多岐にわたったものでございます。

以上です。

○産業建設部長（外園昭実君）

農業振興費の中の施設園芸原油価格高騰緊急対策事業につきましてでございますが、こ

れは今般の原油価格の高騰によりまして、経営を大きく圧迫するとされておる野菜、花き等及び果樹等の施設園芸について農家を支援するために、今回、省エネルギーの推進に向けた態勢整備を図るということで、国の方から通達が来まして、本年度限りの事業でございます。

内容については、本町のイチゴ農家それと東市来のイチゴ農家、それからミカン農家の方が、これらの要望に乗られたということで、国の2分の1補助それから市は残りの1割補助をするということございまして、日吉、吹上については、今回の事業には一応、要望がなかったということで、2地域の補正を計上したということでございます。

内容については、これまでは一定温度に気温が下がれば、暖房器具にスイッチが入りよったわけですが、今回はより省エネを図るために、夜間の時間帯それから早朝、昼間、夕方と4段階のサーモをこれにつけるという設置事業でございます。

ミカン農家につきましては、この廃熱を利用して再度、温室内に回収して吹き込むというような対応の機械でございます。

以上です。

○25番（谷口正行君）

はい、わかりました。今のサーモの件ですけども、わかりましたけれども、これは吹上、日吉はないわけですけども、これは申し込みがなかったわけですね。こっちは言ったけれども、申し込みがなかったということであれば、これはもう仕方ないのかなと思っております。

こっかがやっぱり言わないと、向こうも知らないわけですから、そこらあたりは平等にした方がいいのかなと思っております。

それと電算のことでありますけれども、非常に半年余りのうちにまた4,000万円要ると。これで合併からいたしますと、1億円

近くになるのかなと思っております。非常に電算は便利であるけれども、お金がかかるんだなと、こう思うわけでありましたが、あと19業務でしたか、相当まだ残っているんだなと思います。

その中での委託の仕方ですね。これどこに頼むのかなと思いますけれども、それをひとつ伺いたいと思います。

前はこれ三菱電機にいろいろ頼んだわけですよ。結果、ああいう事件が起こったわけでありましてけれども、よって、今回どこに頼む計画であられるのかなと。

それと、今度は次の段の旧日吉町の健康管理データが、なぜ日吉町だけなのかということ。これは、ほかの町はまだそんだけの整備がなされていないのかなと思いますけれども、ここらあたり今回なぜ日吉町だけなのかということ。

その下の情報系システムソフトウェア保守業務、これはもうお願いせないかんわけですね。やっぱりどうなんですか。ここらあたりの作業ちゅうのは、やっぱり自前ではできない、むずかしいんですか。そこらあたりはどうなのか、ちょっと。

○総務企画部長（益満昭人君）

まず、第2次の関係の開発業務でございますが、第1次のとりあえずの施工になるのは三菱電機でございまして、基本的には三菱電機のシステムを使わないと、この2次開発はあり得ないというものでございます。そういうことで、三菱電機にお願いする以外にないだろうと思えます。

それから次の旧日吉町の健康管理データの提供業務でございますが、ご存知のとおり、日吉町につきましては県の町村会に委託したわけございまして、例の国民健康保険のデータの移行についても、三菱電機の方で移行しなければならなかったということございまして、この中には日吉町の分ござい

まず町村会が持っているデータを日置市のデータに加工する町村会の方の業務と、私どもの日置市の電算システムに受け入れる、こちらのシステムに移行される、二つの業務に分かれると思います。そちら町村会に委託する分と三菱電機にお願いしなければならない業務、これがこの2番目のに分かれていると思います。

それから、情報系システムソフトウェアの保守業務については、4名おりますけれども担当がですね、専門的に中身突っ込んでと申しますか、経験はあるわけですが、とことん自分たちでやれるかというのは、なかなかちょっと難しいなと思うところがございます。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君） ほかに質疑ありませんか。順番は田畑さんが早かったんですよ。

○13番（田畑純二君）

私は、私の所属する常任委員会以外の案件について、ここで質問いたします。6点ほど質問いたしますので、それぞれお答えください。

まず、補正予算の説明資料、21ページでございます。21ページの企画費需用費の中で、光熱水費、電気料金不足、城ノ下温泉スタンドと、こういうふうにあります。この城ノ下温泉スタンドは、今のところ休止ということでございますけれども、日吉地域の今まで利用していた市民の皆さんから、これは最終的にやめるのか、再利用したい。何とかならんもんだろかという要望も受けております。それで、これを復活する、前みたいに市民の皆さんが自分の風呂用にこの温泉を使う、そういうふうな設備にできないものか。それを検討する余地はないのか。今後どうしていくつもりであるか、まず市長にお伺いいたします。

それから2番目に22ページでございます。

22ページの企画費補助金及び交付金、コミュニティ助成事業追加採択による増、郡地区棒踊り160万円、この160万円につきましては、優先順位はどうしているのか。今回の補正で上がってきた理由、この分に関しては事業者の申請式をとっているのか、あるいは行政が自発的に計上してきたのか。といいますのも、この棒踊りの種類は伊集院町、ほかの地域でもたくさんあるのに、なぜ郡地区のみを選んだのか。その理由を市長に説明していただきたい。これがまず第2点目。

第3点は32ページ、生活保護総務管理費の中で扶助費補助事業、マイナスの2億3,527万2,000円、生活保護費支出見込み額減額によるというふうに説明してあります。この説明資料だけでは不十分、理解できませんので、なぜこんなに多額の当初見込みとの差額が生じたのか、この大金の減額の理由は何か。その内訳を説明していただきたい。これが第3番目。

第4番目、42ページの農業振興費の中の活動火山周辺防災営農対策事業費吹上支所事業減一部採択による、その後はミスプリント、わかりません。6,590万6,000円、これについてはなぜ不採択になったのか。その理由とこの中身、具体的な内訳、これが4番目。

5番目につきましては、要望も兼ねますけれども、48ページの道路新設改良費、節の15から22、それから河川総務費19節の19事業費確定に伴う組みかえ、これしか記載してございません。これは説明資料ですから、今後はこの場でわざわざ質疑しなくても読めばわかるように、場所とできるだけ詳細に記述してほしい。これは要望ですけれども、この要望に対する答え、それとこれに各15から17、19、22、河川総務の19、この内訳、それを説明していただきたい。これは5番目。

最後、6番目、51ページの住宅建設費、節の15工事請負費補助事業、単独事業、それぞれマイナスになっています。どの分か具体的にわかりやすく、どこの分か。前にも言いましたことも関連しますけれども、この説明資料です。これは説明資料だから、我々関係者がみて、なるほどそうだと、これも質問しなくてもわかるというように、できるだけ詳しく記載していただきたい。というのは、入札執行残、事業費の組みかえによる補正、入札執行残の減額補正、これしか書いてごいません。これは、担当者並びに関係者はわかるとは思いますけど、我々関係者以外は、この記載ではわざわざこういう場でこういう質問をしないとわからない。今後もこういう問題出てきますんで、各担当者並びに市長は、そういうことをよく指導していただきたい。

以上、6点に対する答弁をそれぞれ市長並びに各担当の方にお問い合わせ。以上です。

○市長（宮路高光君）

城之下の件につきましては、私も詳しい経緯もまだ調査しておりません。これは電機不足ということで、基本料金、そういうものがあつたという基本的な考え方でおりますけど、このことにつきましては、今後の利用を含めこれ中止するのか、またいろいろと市域の皆さん方と十分検討していきたいというふうに考えております。

コミュニティーの問題につきましては、これは後ほど詳細については説明させますけど、これは申請主義であつたというふうに思っております。申請していただいて、私どもがそれぞれの場所をお願いしたところ、今回、追加補正があつたと、そのような考え方でございます。

全般的にもう少し詳細に書いてくれということでございますので、いろいろとここのところにつきましては、十分また今後、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

ます。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは22ページのコミュニティー助成事業追加採択による増の部分でございますが、まずこのシステムにつきましては、自治総合センターというところから、コミュニティー助成事業の追加要望がありませんかということで、市役所の窓口は企画課の方でございますが、企画課の方に参りました。

それで、主管課といたしましては、市役所内の各課にこういう事業の追加要望が来てるので、該当のところがあれば出してくれということでお願いした経緯がございます。

そういうことで、今回2件たしかだつたと思いますが、2件の要望がございまして、郡地区が追加要望が、国の方から自治省総合センターの方から来たということでございます。

以上です。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

32ページの生活保護の減額の件でございますけれども、10月現在で生活保護世帯218世帯の308人ほどでございまして、10月で4,000万円ほど支払いをいたしております。

市になりまして、生活保護業務が初めてということでございますけれども、予算の編成当時、業務内容というのがまだ十分理解してない中での予算編成でありました。そこで、大事をとりまして前年度実績の110%ということで計上をいたしております。

その中で、医療費の分についてでございますけれども、現在、医療費は2カ月おくれで請求が来るといふようなことになっておるようでございます。当初予算を編成するときは、年分も計上していたと。そして17年度においては、9カ月分の生活保護医療費でいいということで、これが大きな差額でございますけれども、医療補助の方で約2億円、それからその他のところが余計に組んであつた分が

約3,500万円というようなことで、減額の2億3,500万円の減額というようなことになったわけでございます。

○産業建設部長（外園昭実君）

42ページ、農業振興費の活動火山周辺防災営農対策事業の件でございますが、この件については、吹上地域の2生産組合から中期天張型のハウスを建設するということが要望がありましたが、そのうちの1生産、永吉アスパラガス生産組合、これにつきまして3戸、2,856平米のハウスを建設予定でございましたが、そのうちの1名が65歳以上ということで、後継者もないということで、この事業に該当しなくなりまして不採択となった次第でございまして、この生産組合については、既存の施設を補修しながら活用しているということで、今回のこの防災営農の事業には該当しなかったということで減額補正です。

以上です。

○土木建設課長（樹 治美君）

42ページの説明のことですけれども、次回からちょっときちっとした詳しい、48ページです。道路新設改良の関係です。

工事請負費の関係を申し上げます。まず、補助事業等に係る1,243万7,000円の分につきましては、伊集院地域の臨時交付金事業で整備をしております窪田線と、それからまちづくり交付金道路整備で整備をしております新宮線、それから新宮朝日ケ線、この3本の線に係るものでございます。

それから、単独の分です。単独の部分につきましては、金額も言っときますかね。臨時交付金の方で整備する窪田線の保護が1,946万4,000円の追加と、それからまちづくり交付金の分につきましては、702万7,000円を減額して公有財産購入費の方に組みかえるということです。

臨時交付金につきましては、公有財産購入

それから補償補てんの方からこちらの工事請負の方に組みかえるというものでございます。中身については、公有財産と補償補てん及び賠償金の関係との中身の組みかえということで計上してございます。

それから、単独の分につきましては東市来の長里市来線、これが6,490万円の減額、それを減額して公有財産購入費に2,650万円、それから補償補てんに1,710万円の組みかえということになります。それから、公有財産の方です。

それから、半島振興道路整備の関係、委託料が入札で終わったものですから、その分を工事請負費に組みかえると。辺地対策につきましては、工事請負費をば減額するというようなものでございます。

そのようなことで、公有財産購入費と補償補てんの方に組みかえをしているということでございます。

それから、負担金補助及び交付金の単独分の減額ということで1,350万円ですが、これは東市来地域で県が実施する事業の負担金ということで組んでございましたけれども、その予定分だけ事業ができなかったということで、この減額ということになります。

補償補てんにつきましては、工事請負費、公有財産等のその路線の組みかえということになります。

それから河川総務費です。これは東市来の下野山地区、集中豪雨で人家の裏が崩れて床下まで流れ込んだという地域がございましたが、その事業の方が確定したということで、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業ということで整備すると、その事業費ということになります。

それから51ページの住宅建設の関係でございまして、委託料の減額ということは、飯牟礼団地の委託料の減額25万5,000円、中園団地の委託料の減額1,307万

7,000円、それから吹上地域の湯之元の分が43万8,000円減額、それから工事請負費の関係につきましては、飯牟礼団地の分が368万2,000円、それから中園団地のまちづくり交付金で整備している分が7,549万7,000円、それから吹上の公営住宅の分で1,787万3,000円、それから吹上の永吉の一般住宅の関係が485万6,000円と。

中身につきましては、以上です。

○13番（田畑純二君）

順番にお答えいただきましたですけれども、もう一回、質疑いたします。

まず1番目、21ページの城ノ下温泉スタンドの件については、今、市長の方はそういう答弁いただきました。それで、今までの経緯並びに現在の状態については、支所長がおりますので支所長に説明をいただきたい。

2番目の件につきましては、コミュニティー事業要望申請式であったと。2件要望があったということでございますけれども、ほかの皆さんに対して、こういうコミュニティー助成事業金があると、こういう事業があるということをほかのこういう棒踊りあるいはほかのそういう団体に知らしめされたかどうか。広報がされたのか、申請式であれば、ただ2件要望を待ってたと。要望だけであれば、2件のうちから一つ。だから、そういう広報活動、そういう団体に対してどういう情宣、情報公開、こういう制度がありますよと、どういう知らせ方をされているのか、こういう市の事業に対して。そこら辺を市長と部長にお聞きしたい。

それから、今最後の5番目と6番目については、るる説明がありましたけど、余りにも複雑過ぎて筆記もできない。ですから、ちゃんと担当の部長と課長がわかっておられますんで、それをもう一回まとめて、わかりやすいように我々議員に報告じゃないですけど

も、説明資料を配付してください。そうでないと、余りにも複雑過ぎてわかりづらい。これは要望です。

以上、3点についてのそれぞれの答弁求めます。

○市長（宮路高光君）

このコミュニティーにつきましては、今までもそれぞれの町でやっていることでございまして、このいろんな活用というのは、それぞれの団体、地域、またそれぞれコミュニティー事業でベンチをつくったり、またその地域の寄附をしたり、いろいろやっております。

私どもも今後、市といたしましても、そういう広報というのは今後ともやっていくつもりでございますので、公民会長さんを通じたり、いろんな幅広くやっていきたいし、特にそれぞれの課題を解決するために、この助成事業を使うだけのことでございますので、やはり今後とも市民、またそれぞれの団体にはこういういろんな事業があるということの知らしめはやっていきたいと思っております。

○日吉支所長（下田平輝己君）

お答えを申し上げます。

日吉城ノ下の温泉スタンドでございます。これまでは町民にコインを買っていただきまして、100円でスタンドにくみに来ていただいております。スタンドの入り口が、温泉コインを入れて開閉になっておりまして、そこが壊されておりまして、修繕費に何十万円もかかるということでございます。

それで、無料で提供してございましたけど、今度はローリーでくみに来るというようなこともございまして、そしてまた非常に利用者も少ないというようなこともございましたので、経費をかけるよりか、もう休止しようということになりました。9月までは、一応そういう形でやっておりますけど、今はもう10月から一応停止をいたしております。そういうようなことでございます。

今後につきましては、またいろいろ十分協議をしてみたいなどは思っておりますけど、なかなか経費がかかるということもございません。ご理解をいただきたいと思っております。

○13番（田畑純二君）

一番最後の部長と課長の返事をお願いします。

○産業建設部長（外園昭実君）

道路関係につきましては、事業名が多岐にわたっておりますので、後ほど資料としてお渡ししたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

4点ほど質問します。

まず6ページの特殊地下壕の予算が365万円、吹上野首地区と書いてありますが、武岡中で起こった地下壕防空壕での事故で、国も慌ててたくさんの予算を組み、そして各県に割り振って、また日置市にも365万円来たのかと、いいことだと思うんですが、特に地下壕は全国的に鹿児島が一番多いと。その中でも伊集院町が多いと書いてあるんです。南風録なんかには、あたご山壕とかです。

だから、この365万円はなぜ野首地区だけになったのか。伊集院とかほかの町も四つあるわけですから、地下壕にどんなふうになるか。そこを説明願います。

次、さきにも出ました、この22ページですか。コミュニティーの160万円を、私は首をか上げたくになります。一つの郡地区だけに棒踊りに160万円もらうと。聞くところによると、踊りをするたびに寄附を集めて相当金も持っている。なぜ一つの地区にこんな金がおりののか。やはり税金ですから、平等にというのはおかしいですが、いろんなところにも太鼓踊り、四つの町には棒踊りも太鼓踊りもあるわけです。何で郡地区だけに

なったか、これが不思議でなりません。そこを説明願います。

それから3番目、社会福祉総務費の厚労省、伊集院が44戸、何とか旅費の書いてある。ここを説明願います。田畑議員も言ったように、本当に説明資料が不親切です。だから質問するわけですので、こんなところは親切にわかるようにしてほしい。

次27ページ、13節の320万円の委託料は何なのか。次15節の275万円の工事費、それから48ページ、土木総務費の19節の1,075万円ですか。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

坂口さん、3番目の質問、社会福祉。何ページですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

26ページです。

○議長（宇田 栄君）

26ページの内容は何ですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

26ページの一番下。伊集院が44戸とか吹上が32戸とか、これを説明を願いますちゅうことです。

○議長（宇田 栄君）

26ページじゃないんじゃないですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

説明資料。

○議長（宇田 栄君）

伊集院44戸と吹上32戸の説明ですか。

○18番（坂口ルリ子さん）

26ページ、一番下。

○議長（宇田 栄君）

いいですか、どちらからいきますか。地下壕。

○土木建設課長（樹 治美君）

50ページの特殊地下壕の工事請負費の関係ですが（発言する者あり）、はい、わかりました。歳出の方ですすね50ページに、特

殊地下壕対策事業工事費というのが歳出で組んであります。それで国の補助が歳入で2分の1の歳入ということになります。

これは、吹上の野首地区というところがあるんですけども、その人の家の真下に戦時中の地下壕が通っているということで、1年ぐらい前にその住民の方が、前の畑のところでたき火をしようと思ったら、穴がぼこっとほげたんです。こげなそんなあいが地下壕があったということで、調査をいたしまして国の事業が認められましたので、今回こういった措置をお願いしているということでございます。

それから48ページの土木総務費の負担金の関係です。これにつきましては、県道の工事の分でございます。これもあともって資料を差し上げますけれども、県道の谷山伊作線、麓地区ですが5,500万円の5%、275万円、それから永吉入佐鹿児島線、七呂地区ですが、1億6,000万円の5%、800万円、合わせて1,075万円ということで、今回補正をお願いしてございます。

以上です。

○総務企画部長（益満昭人君）

それでは22ページ、再度説明を申し上げます。

コミュニティー助成事業と申しますのは、宝くじの収益を国民の皆様に配分するという事業でございまして、これについては今回、郡の棒踊り保存会の方が該当したということでございまして、これは一事業所が市町村に来てそれを分配するというような性格のものじゃありませんで、申請者が該当すれば、その人のところに行くということでございます。過去においては、伊集院地区で申しますと瀬戸ウバラ太鼓の関係の補修とか、新しく買ったものとか、そういうのが該当いたしまして、今回は郡の集落から上がりまして、着物とかそれからいろいろな道具を買うのについて要るからということで、こういう申請が上がり

まして、内容が妥当であると認められての採択ということでございます。

今後、また先ほどから市長が申しまわるとおりでございますが、各課にもいろいろなこういうことをやってくれということで要望が来ています。そういうことで、この事業が該当するのであれば、そういうところもどしどし申請をしていかなければならないなと思っているところでございまして、先ほどから申しまわっているとおり、申請の窓口は企画課がして、各市役所内の関係課には照会をして、こういう事業要望が来ているところがあれば、財源として採択が認められれば申請しますよというものでございますので、そういう趣旨でございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

26ページの伊集院44戸、吹上22戸、これは何かというようなことでございますけれども、旅費の普通旅費の関係で、一番上の方に平成17年度知的障害児、知的障害者を含む基礎調査というようなことでございますけれども、障害者の生活を支援し、その生活の実情とニーズを正しく把握して、今後における知的障害者等の行政の企画推進の資料にするというようなことで、国勢調査の年に厚労省の方から指定をして、その指定されたところを調査しなさいというようなことで、伊集院においては立野地区44戸でございました。それから吹上地区の亀原地区、亀原自治会ですね、この2地区の指定でございまして、それで32戸と上がっているところでございます。

そのあとにも11節、12節も出てまいりますけれども、100%の補助で、合計1万4,000円の補助というようなことで調査をしております。

なお、対象の中には1戸だけ対象の該当がございました。

○18番（坂口ルリ子さん）

地下壕の野首地区わかりますけれども、ほかの地区にも、また日置市内、地下壕、危ないところがあると思いますので、引き続きこんなことに金を使うように、安心安全のまちづくりに関連しますので、ここはお願いをしておきます。

それから、やはり私はこの22ページの郡地区の160万円がおかしいと思うんです。着物と棒とかまでですか、何で160万円も、幾ら宝くじの何か知りませんが、税金だと思えますよ。だから、またこれを知った人たちは、それはおかしい。何で郡地区ばかりというような声もどんどん入ってきていますので、私はこの説明を受けても理解ができませんので、反対はしていきたいと思いますが。

それから、全体を通じて説明資料を田畑議員が言うように詳しく書いてもらえれば、こんなときの質問は減ると思いますので、それを要望して終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○16番（池満 渉君）

ただいまそれぞれの議員の皆さんから質問が出されました。私も幾つか重なりましたので、もう今の答弁でわかりましたけれども、補正予算の方向、考え方というので一つお尋ねをいたします。

以前、補正をなかなか認められないという話もありました。当初予算、当初主義としてやってほしいということでありましたけれども、どうも全体を見る限り、まちづくり交付金の事業にしても、あるいは生活保護扶助費などの予算の組み方にしても、合併当初という複雑な事情はあります。それぞれ四つの町が一緒になったということで、これもまたやりにくいといった事情はよくわかりますけれども、予算というのは当初主義に徹するとす

ればするほど、どんな事業をどのぐらいの予算でやるのかということをしっかり提案をして、その計画に沿って執行していくというのが、当然でしょう。

しかし、どうもこの状況を見てると、何か当初である程度の予算を確保しておいて、あとは何か修正をかけていけばいいやというような感じを受けざるを得ないという気がいたします。

ですから、来年度の予算の策定も今進んでおるところでしょうけれども、しっかりと計画を立てて、年度途中のもちろん事業が認められなかったとか、予定外であったとかいうのは当然わかりますけれども、それ以外についてはしっかりと計画を立てて、なるだけそれに沿っていけるような立て方をしてほしいと思いますが、この補正予算の説明資料を見た限りでは、どうもなかなかわかりにくい。何かつくり方が非常に大まかな感じがするというふうに思いますが、そこ辺については、市長いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、今までも申し上げてきましたけど、今回は4町におきます寄り集まりの当初の予算でございまして、私の方も査定も何もしてない部分がいっぱいございまして、そういう関係の中におきまして、今まで申し上げてきたのは、それぞれの旧町におきます歳入歳出、それをきちっと合わせていただきたい、これを申してきたところでございまして。

今回の補正につきましては、特に減といいますか、今後財調を含めまして当初予算を策定するに当たりまして、不必要なものは今回落とさせていただきました。当初、3月が普通でございまして、私ども今回、当初予算を策定するときに、どれぐらいの財調があって、どういう運営をしていけばいいのか、それが基本的な大きなねらいの中で、今回12月の補正をさせていただいたのが本音で

ございます。

特に、国とかいろんな事業確定、こういうものにつきましては今回ちょっと入っておりますし、必要最小限の修繕料、これはしなきゃならないのかなという中で入れさせていただきました。

今後の方針につきましては、基本的には当初予算を一番の基本ベースにいたしまして、それに国庫補助、そういう補助金がつくものにつきましては補正等ございますけど、単独の中でというのは、大変今後の18年度を含めたのは大変難しい。そのような基本的な方針の中で18年度の予算編成、また18年度の執行もしていきたい。さように考えております。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○29番（鳩野哲盛君）

説明資料の34ページですが、じんかい処理費の中で今回、コンテナの件が出ておるようですけれども、来年度合併協議会の中でも提言がなされ、このコンテナ移行になるということで出された、今進んでいるわけですが、伊集院地区は早くから取り組んでいたわけですが、ほかの地域ではまだなじんでいないというようなことで、今、モデル地区をつくってやっておられるようですけれども、この辺が地域の方々に十分理解されていない面があるようなんですけれども、今この方式に移行する件について、地域の市民の方々にどの程度周知されたか、把握されているのか。

そしてまた、今後これを進めるに当たって、いろいろ地域の方々からこのモデル地区の方々が今やっておられる中で、いろいろご意見等もあろうかと思いますが、その辺の意見、苦言といいますか、利点あるいはまたデメリット等について、どのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

コンテナ収集のことにつきましては、今、旧東市来、日吉、吹上の地域で二、三の自治会にお願いをいたしまして、そのモデル地区での実施をしているわけでございます。最近そういったこの手法についての疑問視する声もちょっと聞いてるわけでございますけれども、今後まだそういったことで、各地域におきましてこのコンテナ収集についての周知といいますか、ことで要望等が出てくれば、この地域だけじゃなくして、ほかの自治会においてもやっていこうかなというふうに考えているところでございます。

あと、デメリット等につきましては、今、コンテナ収集に係る経費等がどれぐらいかかっていくのか、計算を今させているところでございます。その結果をまた出たら、議員の方にもお知らせもできるんじゃないかと思えます。

○29番（鳩野哲盛君）

経費的な面もあるわけですが、実際、市街地ではある程度まとまったところにこのコンテナを設けて収集する場合には、利便性もあろうかと思いますが、一方ではこの据つける場所等も市街地の場合は問題があろうかと思えます。

また一方では、地方のところでは、遠いところからわざわざ年を取ったお年寄りが運んでこんな済まん。今までだったら、袋を近くに持っていけばそれで済んだのが、わざわざ遠いところまで持っていかな済まん。であれば、非常にそこまで持っていききらんから、もうごみは捨てんという形で、かえって逆効果になるんじゃないかというような声もあるようです。

いろいろ今、モデル地区を設けてされていると思えますけれども、その辺も考慮されて、今後、来年の3月ですか一斉に取り組むということですが、その辺がもしそういった形で計画どおりやられるのであれば、早

急にその辺の地域の方々の声を十分くみ取って、またモデル地区をふやすというようなこともあるようですけれども、この辺の取り組みもやってもらいたいと思いますけど、この1点についてはどうかよろしく。

○市長（宮路高光君）

この環境の中におきまして、大変今おっしゃいましたとおり、大変面倒くさいとか、いろんな意見があるというのは十分わかっております。今後、やはり共同共生をしていく中において、自分たちのしまえといいますか、市民の皆様方にも若干お願いしていかなければ、私はこの環境問題というのは大変難しいというふうに考えております。

いろいろとモデルの中でいろんなご意見はありますが、やはりこれをする事において、リサイクルして、またこれを私どもは塵芥処理場の中でいろんな選別をしております。その手間も省けたり、やはり市民がそういうごみの意識に参加していただく。このことが、今後におきます行政に大変大きなものであるというふうに思っておりますので、これにつきましては、来年4月からそれぞれの地域、公民館の中で実施していきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君） 休憩とりたいと思うんですが、よろしいですか。もう1時間20分過ぎましたので。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時45分といたします。

午後2時35分休憩

午後2時46分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○27番（佐藤彰矩君）

12月議会では、4億4,370万円の減額補正ということで、先ほど市長も説明があ

ったとおり、3月議会の最終的な問題ではないかというような減額の細かい点までされたような気がいたします。

特に、ことしは旧4町の持ち寄り予算ということで、苦勞もあつたと考えますが、具体的にどのような執行に対しての問題、整理を考えて今までこられたのか、1点。

それから、今回4億4,370万円の減額補正を組み、歳入歳出が244億1,300万円の予算になった中で、歳入においてちょっとお伺いしますが、最終的な問題は、地方交付税の57億円、市税の35億円などの歳入においての見通しのもの、これが今後どのような、あと三、四カ月になりますけれども、見通しを持っておられるのか。

また、その他の歳入においても、計画どおり見通しがたっているのか、その辺についてまずお尋ねいたします。

それから3点目におきましては、歳入において国庫支出金が1億9,900万円、歳出において国庫の支出金が1億3,700万円のそれぞれの減額になっておりますけれども、この点について原因とどのようなとらえ方をされているのか、3点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたけれども、今回の17年度は持ち寄り予算ということにおきまして、それぞれの継続の形の中でできている部分が多々あつたというふうに思っております。

その中におきまして、やはり住民に直接関係する、そういうものにつきましては、十分執行する中におきましても配慮させていただいたというふうに考えております。

特に、今後の歳入の問題でございますけれども、市税、市税は大方このような状況でございますし、特に地方交付税の中の普通交付税、それと特別交付税、基本的には普通交付税は確定しておりまして、全部この中に出し

ております。もう少し特別交付税が3月に確定いたしますので、これも私どもはこの予算に計上しているよりも、若干ふえるのかなというので、これはちょっといろんな条件がございますして、わからない形でございますけど、今回新しい市になった中におきます特別交付税の算定の手法が、今までは町村におきましては県が配分しておりますけれども、市になる段階におきましては、これは国から直接配分してくる。そのような違った形がございますし、今回、私ども合併しておりますので、そういう事情を特別交付税の中でどれだけ見ていただけるのか、この中で若干の歳入面の差異が出てくるのかなという、基本的な考え方はそのようなことでございます。

○財政管財課長（福田秀一君）

国県支出金と国庫支出金等の件でございますけれども、これにはもろもろの事情が入っておりますして、それぞれ事業費の確定による精算という形で、その結果でございます。

○27番（佐藤彰矩君）

市税においては35億4,263万5,000円という予算の中で、一応見通しが立っているということですね。そしてまた、地方交付税の場合は57億4,200万円と。それで、特例の交付金ですね。現在6,508万2,000円ということなんですけど、今後この辺がどのような、ふえるということですけども、どういう形になるのか、大体の予想が立てば、一応お示し願いたいと思います。

それと今、課長の方から国県の補助事業の件につきまして、執行残的なものがございました。国県の補助事業、これは支出金の補助事業ですけども、非常に補助金を要請し、また国県に要望し、難儀しながらもらってる大事な補助金でございます。

そういう中で執行残で返納というようなことは、非常にもったいないような気もするんですけども、この辺の款項目の中で調整し、

そして流用するような形、例えば、新規の新たな事業を再度起こすというような、そういう形の事業の編成はできないものか。その辺について再度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、さっき合併におきます特例交付金、これはもう一応17年度分は確定でございます。この地方交付税の中におきます特別交付税が、どうなるのか。そこあたりが、私の方が予算計上しておりますけど、それ以上確保できるような形の中で、もう国の方に申請をしておりますので、幾ら来るか3月でないとは確定はできないというふうに思っております。

今おっしゃいましたとおり、国県補助事業でございますけど、特にこのまちづくり交付金におきましては、その用途でいろんな用地とかいかなない場合につきましては、その事業計画の中で変更するという事はできます。

ですけど、補助金の場合につきます一つの目的の補助金でございますので、このときにつきます変更というのは大変難しい。これは補助金の適化法を含めた中においても難しい。今後、やはりこの補助金のあり方と国の制度の中で交付金のあり方、この割合というのが大変、今後変動してまいりますので、交付金におきましては、そのような変更が今回の予算上の中におきましても、大変まちづくり交付金の中で変更が出てきておりまして、いろんなわかりにくい形の中でありまして、交付金は変更ができると、そのような理解をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（並松安文君）

1点だけ質問します。説明資料の52ページ、消防施設費の11節需用費の中で、防災行政無線の戸別受信機交換用乾電池とありま

すが、今ここに括弧書きで吹上と書いてありますが、吹上町だけで多分あると思います。これはほかの町は現在、この乾電池の交換というのはないと思いますが、これ質問したいと思います。

○総務課長（池上吉治君）

ご質問のとおりでございます。戸別受信機につきましては、ほかの地域はそれぞれ個人で負担をしております。その関係の執行残の一応今回は補正でございますが、18年度からは、この件につきましては日置市で統一をしてみたいと思います。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

○19番（東 孝志君）

46ページの19節の森の恵みの産地めぐり事業、本庁になってはいますけれども、これはどこにつけられて、これはメーカーとかキロ数とかというのは、何キロワットぐらいなってるんですか。粉砕機です。

○産業建設部長（外園昭実君）

森の恵みの産地づくり事業ということで、負担金補助金が出ておりますが、この内容については、伊集院地域の下谷口生産組合が環境保全資材需要拡大という目的で、竹炭を使った粉砕機を設置しようという事業でございまして、国の3分の1、受益者が3分の2ということの事業でございまして、機械の内容まではちょっと詳細には調べておりませんが、目的については利用法につきましては、製品化した利用法については、竹炭を粉末にして床下の乾燥剤とかトイレ悪臭対策、枕等に利用できるということで、この生産組合が今回取り組もうとしている事業でございまして。

○19番（東 孝志君）

粉砕機のメーカーはわからないとおっしゃいましたが、キロワットは何キロぐらいの粉砕機でやって、それを床下とかいろいろ使われていいんだろうと思いますけど、メッシュ

はどのぐらいの操作でやられるんですか。大きさは、粉砕機は。

○産業建設部長（外園昭実君）

現在のところ、中身についてはまだ決まっておられません。私もわかっておりません。
(笑声)

○議長（宇田 栄君）

いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

○28番（成田 浩君）

9ページの石油貯蔵施設立地対策等交付金というのでお金が出ておりますが、これはどういう目的で交付金が交付されているのか、ご説明を願いたい、こう思います。

それと62ページ、災害のところの工事のところは日吉町分の工事が非常に多く出ておりますけど、台風14号で被害に遭った農地、あるいは道路、河川等が非常に多いわけです。これから先、春の田んぼの整備等にどうしても早くしてもらいたいところがありますが、いつごろこの工事が発注され、いつごろ完成を見るのか。それによって、また農業の方の段取りが違ってくると思いますが、説明をお願いいたします。

○総務課長（池上吉治君）

説明資料9ページにございます石油貯蔵施設立地対策等交付金の今回の補正でございますが、今回の補正は過年度分の16年度分の交付金が17年5月に参った関係で、いわゆる従来でありますと決算のその調整期間の5月に来れば、前年度のその年度の収入で入るわけですが、今回、17年5月に参った関係で、17年度予算で受け入れをせざるを得なかったということで、この274万1,000円は16年度分の交付金として、今年度受け入れるものでございます。

これにつきましては、串木野の石油貯蔵施設の関係の交付金でございまして、その使途内容につきましては、本年度は消防ホースの

購入費に充てております。

○産業建設部長（外園昭実君）

今回の台風14号に伴います災害についてですが、非常に件数が多く発生しておりますが、80件につきましてはきのうまで国の査定が終わっております。それから残り40件、これは日吉町分ですが、これは8次査定ということで、12月中にまた査定が行われるということでございます。

事業につきましては、本年度完成を目指して1、2、3月で工事は完了したいという計画でございます。

○28番（成田 浩君）

9ページの件で、追加の質問といたしますが、ただいまの答弁で消防ホースの購入の方に充てると言われましたが、その消防ホースどういう目的でどこに配布されるのか、お答えをお願いしたいと思います。

それと今、災害の方ですが、日吉町はまだまだたくさんあるような気がします、これに乗ってない災害箇所、あるいはまだ気づいてない災害箇所もありそうな気がしますけど、その辺については全部が把握されているのかどうかを返答をお願いいたします。

○総務課長（池上吉治君）

石油貯蔵施設の交付金につきましては、対象が東市来と伊集院でございまして、その旧2町のところの非常備消防の消防ホース購入に充てているところでございます。

○産業建設部長（外園昭実君）

災害に乗らない場所につきましては、市単独事業でそれぞれの地域ごとに把握をしておりますので、補助災害以外は単独で実施する計画にしております。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

○5番（坂口洋之君）

33ページの4款1項4目公害対策費につ

いて質疑いたします。13節に東市来所管内で公害の水質調査委託料ということで、工場廃水に対して15万円が計上されております。工場からの廃水を調査して、公害が出たということなんですけれども、その場所と具体的に自然環境にどのような影響を与えたのかお尋ねいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

公害対策費の委託料の関係でございまして、工場廃水の水質の検査委託ということでございまして、これは東市来の方にサンアイサービスという工場があったということで、そこは倒産をされたということで、今回、その水質検査を行いたいということで、予算を計上させていただいております。

○東市来支所長（住吉伸一君）

これは、場所は上野地区です。地域住民の方が心配されて申し出がありまして、今いろんな影響が出てるということでなくて、心配されましたので、今回調査を実施するというところでございます。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第102号について質疑ありませんか。

○21番（松尾公裕君）

国民健康保険のことでございますけれども、今回この補正が示されたわけでございますけれども、非常に県の給付費というのがアップをしているわけでありまして、これは当初は31億7,000万円であった、失礼、補正前からしますと3億1,700万円増額したということでございますが、これはやはり非常に割合から見ますと、高い金額であるわけ

でありますけれども、一つの疾病の傾向、動向と申しますか、そういう事情があったのかどうか。そこら辺を伺っておきたいと思えます。

それともう一つ、基金を今回は投入しておりますが6,600万円、基金の繰り入れがございます。前回もお尋ねをしましたけれども、今、この基金の繰り入れをした後の基金の合計額というのは、幾らになっているのか伺っておきたいと思えます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

国民健康保険の医療費につきましては、非常に今、医療の高度化とか薬品の進歩などで、医療費そのものも伸びてきているし、また受診率等も伸びてきていると思っております。

そういう形で、今回大幅な医療費の不足が見込まれまして、今回補正をさせていただいております。

そういうことで、今後はこの医療費の動向を十分把握をしながら、予算編成においてもやっていかなければならないと、今、考えているところでございます。

あと基金の状況と申しますか、今回、基金を充当いたしておりますけれども、ちょっとしばらくお待ちください。

○議長（宇田 栄君）

しばらく休憩いたします。

午後3時07分休憩

午後3時08分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

基金の現在高ということでございますけれども、今の現在高は3億4,620万円ほど国保の基金はございます。合併まではあったわけでございますけれども、9月と今回の取り崩しの予定額が1億3,471万1,000円ということで、差し引きますと残額は2億

1,489万円ほどになる予定でございます。

○21番（松尾公裕君）

基金の金額が非常に少なくなってくるわけでありまして、やはり基金条例にもありますように、相当な金額を積み立てなければならぬという、一つの条例で決まっておりますけれども、そこまでは非常のほど遠い感じでありまして、しかも、それが下がってくるような状況でありまして、全体のこの予算を組むにしても、非常に窮屈な予算になってきているなというふうに考えておるところであります。先ほどの医療費の向上というのは、医療の高度化とか受診がおおくなっているというようなことの原因であるということではあります。そこで、やはり今後この医療費がまだまだ向上していくようなことになりますと、例えば今はやりのインフルエンザみたいなものが流行してまいりますと、大変な医療費の向上ということになってしまうわけでありまして、国保税を来年、再来年、非常にだんだんこんなに窮屈になってきますと、国保税をひよつとしたらという、上げてしまうんじゃないかなというふうにも感じたりもしております。またそれをやらないと、この国保会計は持たないというように感じるところであります。そこらについて将来の危険度と申しますか、危機的な考え方というものはあるのでしょうか。

国庫の補助金というものは、やはり限界があるのではないかなというふうにも思ったりもしているところでありますけれども、総額の要するに抑制をしていかなければならない。

例えば、はしご診療とか、あるいはたくさん薬剤をたくさんいただくとか、そういうものはできるだけ少なくして、そして適正な医療のやり方でないといけないと思ったりもしておりますけれども、今後の対応等含めて、どういうふうにご検討される

か伺っておきます。

○市長（宮路高光君）

今、議員がご指摘していただいたとおりでございまして、大変、最近におきます医療費の伸びというのは、大変病的にも多岐にわたり、また高度の医療関係の中で、大変高額の医療費の出費というのが多いというのは事実でございまして。

国の方におきましても、今、診療を含めた医療関係の改革の中で、来年、再来年、その次まで3カ年のそれぞれの負担の問題を含めた中で、いろいろと診療費の見直し、いろんなことが今、改革されている中でございます。

特に、私どもも来年度の医療費のそういう動向、また制度上を十分把握しながら、この保険料というのを考えていかなきゃならん。基本的に今申し上げました2億1,000万円ぐらいの基金じゃ、この私ども日置市におきます国保会計、本当にもう1年間でパンクしそうな感じがいたします。

基本的には、それぞれ市民の皆様方に健康を含めた中で、予防というのをどうしていくのか。今おっしゃいましたとおり、レセプトとかいろんなものも点検もさせていただきまして、それぞれの周知もさせておるところでございまして、やはり今後、予防関係を私ども行政、またそれぞれの市民の皆様方と一緒に考えて、やはり医療費の抑制というのをみんなで取り組んでいかなければならないと、そのような姿勢の中で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、環境福祉常任委員会に付託します。

次に、議案第103号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第103号は、環境福祉常任委員会に付託します。

次に、議案第104号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第104号は、環境福祉常任委員会に付託します。

次に、議案第105号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第105号は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第106号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第106号は、総務企画常任委員会に付託します。

次に、議案第107号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第107号は、産業建設常任委員会に付託しま

す。

次に、議案第108号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第108号は、環境福祉常任委員会に付託します。

次に、議案第109号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第109号は、環境福祉常任委員会に付託します。

次に、議案第110号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第110号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第72 薩南衛生処理組合議会議員選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第72、薩南衛生処理組合議会議員選挙についてを議題とします。

薩南衛生処理組合規約変更に伴い、本市議会から組合議員選出2名となり、このため新たに1名を選挙することになりました。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

薩南衛生処理組合議会議員に、長野瑛や子さんを指名します。

お諮りします。ただいま指名しました長野瑛や子さんを当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、長野瑛や子さんが薩南衛生処理組合議会議員に当選されました。

当選されました長野瑛や子さんが議場におられますので、会議規則第32条の規定により、当選の告知をいたします。

○20番（長野瑛や子さん）

ただいま指名いただきましたので、職務に一生懸命努めてまいります。よろしくお願いいたします。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。12月13日は、午前10時から本会議を開きます。本日は、これで散会いたします。

午後3時16分散会

第 3 号 (1 2 月 1 3 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（22番、14番、27番、20番、9番、18番）
-------	------------------------------

本会議（12月13日）（火曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

合併プロジェクト室長 有村 芳文 君
土木建設課長 樹 治美 君
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

福祉課長 馬場 恵三郎 君
教育総務課長 坂上 安男 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

ここで当局から12月2日の本会議における一般会計補正予算（第7号）の質疑にかかわる発言について、発言訂正の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

去る12月2日の本会議におきまして、議案第101号の5番議員の質疑の中の答弁で、「会社は倒産している」と申し上げましたが、「倒産はしていない」ということですので訂正し、おわびを申し上げます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、22番、重水富夫君の質問を許可します。

〔22番重水富夫君登壇〕

○22番（重水富夫君）

おはようございます。平成17年最後の議会の一般質問で一番くじを引いた喜びをかみ締めながら、ヒットが出るように気合を入れて質問を行いたいと思います。今回、私は市長に4問の質問であります。

まず1番目に、産廃施設処理施設についてであります。東市来地域と吹上地域の2件を通告いたしておりましたが、15日に漆島議員が、吹上地域につきましては予定されていますので、私は東市来地域のみ質問を行いたいと思います。

私どもが日常生活を営む上で、ごみは出しくなくとも生活水準が上がれば上がるほど、また地球自然環境の保全を考えると、土中への埋設、焼去もできなくなってきており、ますますごみの量はふえてきております。今

後は再生できるもののリサイクルに、住民も行政も力を注ぐべきだと思います。

一方、産業廃棄物、一般廃棄物がふえ続けている今日、いずれどこかにごみの処分場をつくらざるを得ない状況にあります。そこで処分場が設置されるには、地域住民への二重、三重の安全性が保障された上での設置となるだろうと考えられます。

今、東市来の高山地区に廃棄物処分場の計画の話があるやに開きますが、市長はこのことをご存知でしょうか。もし、ご存知であったら、どのようなお考えなのか、今の気持ちをお聞かせください。

次に、2問目の江口浜荘についてであります。私は6月議会で質問をいたしました。まだ半年しかたちませんので控えようとも思いましたが、早くしないとますます出おくれる。年々経営が悪化して、市からの繰り出しがますますふえてくると思います。

ひいては市民の税金のむだ遣いとなります。昭和45年に老人休養ホーム、48年に国民保養センターが設置され、35年が過ぎようとしています。所期の目白は十分果たした、ご苦労さんと申したいのですが、まだまだ捨てるには忍びがたい、生き返らせる方法はないのか。

市長はいろんな方々の意見や、江口浜荘審議会などの内容を参考に、今後、検討をする、と答弁をされております。現在のところどのように進展しているのか伺います。

次に、3問目の道路整備についてであります。これも同じく3月議会の質問でいたしましたが、どのようになっているか伺うものであります。

東市来地域より伊集院中心部へのアクセス道路であります。一つ目は、美山地区から国道3号線への市道の拡幅改良、2つ目、梅木の自在原の広域農道から野田の国道3号線までの新設、この間は市道だと思いますが、現

在、2つの狭い路線がございます。3つ目、田代から下神殿、伊集院北小まで、それから郡の徳重機までは整備されておりますが、神之川を渡って猪鹿倉までの徳重地域ですか、ここは新設もありますが、以前、伊集院町で計画されていたのでしょうか。

合併して広域になったところでありますが、中心部への整備がおくれているように思われます。合併特例債での有利な事業展開はできないか、計画はされているのか、どこまで進んでいるのか伺います。

最後に4間目、湯之元球場入り口、国道3号線上に建設中の陸橋の双方への道路改良、整備はどうなっているのか、市長に伺います。

旧町のと時から建設省、現在の国土交通省へ長年の陳情が実を結び、完成間近になっている橋の双方への道路の整備であります。公民館の分館と言っております体育館より総合運動公園への路線整備、一部路線も決定しているようにも聞いていますが、どうなっているのか。遅々として進まないように思いますが。

また北側へのB&G海洋センターへのアクセス道路ともなる大変重要な路線であります。こちらの整備はどうなっているのか伺って、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の産廃処理施設についてということで、高山地区につきましてのご質問でございます。このことにつきましては16年の12月、旧東市来町時代におきまして、特に中岳のゴルフ場計画ということで、146ヘクタール用地買収が終わってゴルフ計画をしておりましたけど、いろんな諸状況の中でこのゴルフ計画がもうできなくなったということでございます。

そのような状況下の中におきまして、ある業者の方から旧東市来町の方に産業廃棄物施

設を建設したいという、そういう打診があったということはお聞きしております。そのような状況下の中におきまして、特にこの地域でございますけど、高山地区の中岳でございますけど、八房川や大里川の上流に位置しております。特に高山地区におきます水源地もあります。

そのような状況下の中におきまして、このことにつきまして、その業者もやはり地元の同意が大変難しいというそのような意向は、その旧東市来時代にも話があったということもお聞きしております。また私自身自身としてもやはりこのことにつきましては、本当に十分熟慮していかなければならないという気持ちも持っておりますし、ある仲介の方が2カ月ぐらい前、私の方にもやってまいりました。そのときにお話を申し上げたときにも、やはり自分自身としても市長としても、このことにつきましては考えはない、ということを引きちと申し上げた次第でございます。

大変こういう環境の問題につきまして、いろいろと住民のご意見というものもお聞きしていかなければなりませんけど、また議会、市民の皆様方とともに、やはりこのことについては十分今後、見守っていかなければならない問題だというふうに思っております。

吹上地域につきましては、今、ご指摘のとおり、また漆島議員の中でお答えをしていきたいというふうに思っております。

江口浜荘につきましては、先般もお話を議会の中でも質問がございました。特に、この30年間経過しておる中におきまして、特に施設の老朽化して大変、今、営繕、修繕費というのに費用がかかっているのが事実でございます。先般も申し上げましたとおり、今、本市におきまして日置市の公的な施設に係る指定管理者制度について、施設の概要調書また管理運営にかかわる調書等を作成しております。この間、指定管理者制度をどの

部門に当てていくのか、今、それぞれの担当課の中におきまして、今、作業を進めているところでございます。

今後、この江口浜荘につきましても、本制度の対象施設として考えておりますので、今後、検討委員会等を含めながら行政改革委員会、そういうもろもろ上げながら、また議会のそれぞれご意見をいただきながら、江口浜荘の問題につきましても、恐らく今、その資料作成でございますので、18年度の中で十分検討をしていかなきゃならないというふうに考えております。

3番目の市道整備についてということでございます。市道整備については交付金、起債事業等財源確保の有利な事業で、年次的計画により整備をしているところでございます。市町村合併による財源的メリットとして合併特例債事業があり、合併後10カ年の財政計画でも普通建設事業として合併特例債充当事業が明記されております。特に、旧町間の交流連携、市民相互の一体感に関する事業ということで、この特例債対象に、この市道関係はなっていくというふうに思っております。

ただいま、ご指摘のございましたこの3路線につきましても、今、事務局の方で年次的な計画の中で特例債を使いながら、またそれぞれの状況を見ながら実施をしていく予定でございます。

4番目の諏訪之原跨道橋につきましても、国土交通省が工事を受託し、施工をして行っております。現在の状況につきましても、先日橋げたをかけ終わり、橋梁部分の附帯工事に入り、平成18年3月に完成の予定でございます。

ご質問のとおりの中におきまして、その双方のアクセス道路はということでございますけど、市道湯之元山田線の中におきまして、諏訪神社前から諏訪之原跨道橋までの350メートルの区間の改良工事を平成

15年度から計画し、用地取得が全体の4割近く終了しております、用地取得と並行しながら改良工事を進めてまいりたいと考えております。

また、諏訪之原跨道橋から旧国道方向への道路は、公営住宅キャナハイツ湯之元の建築にあわせまして、平成5年に公営住宅取付道路として建設しております。また、諏訪之原跨道橋の完成に伴い、この道路の利用者も増加すると予想されることや、現在、この道路は勾配がきつく、市道認定の基準を満たしていないことから、隣接地に市有地もありますので、まず現地測量を実施し、拡幅を含めた局部的な改良をやっていくよう検討していきたいと考えております。

以上で終わります。

○22番（重水富夫君）

ただいま1回目の答弁をいただきました。順を追って、再度質問をしていきたいと思っております。

産廃の方であります、市長のところは打診があったということでの答えであります、この打診の仕方、公式だったかどうか、またどのくらいの処分場を考えておられるのか。例えば、最終なのか中間なのか形です。

それと、規模。どのくらいの、先ほどは46ヘクタールの敷地ということで、全体は土地は持っておられると思うんですが、その中のどのくらいの規模をしたいのか。あるいは、時期的にいつごろつくりたいのか、ということがあったのかなかったのか。もし、あったのであればお示しいただいたらありがたいです。

それに、差し支えなかったら設置者です、業者、つくりたいと言ってきたところ、都合が悪かったらいいんですが、よかったら代表者名が、だれがつくりたいのであるのか。土地は、最初市長の答弁のとおり、ゴルフ場の計画東海リアルエステートというところだっ

たと思いますが、その後、田園都市開発が土地を買い取ったということで、今、この方だと私は思うんですけど、どういう形に流れているのか、差し支えなかったら答弁願います。

それと、地元民は、今までもできそうな話があって反対運動まではなかったんですが、絶対につくらせないという反対はしておりますので、今もやはり同じであると思います。市長も考えとしては、当然地元民は反対だろうということを知っておられたかどうかわかりませんが、市長としてもこれには前向きではないということで答弁されたということであったようであります。

それともう一つ、最近公共が関与する形の処理場が処分場があちこちできつつあるんですが、もしこういう形になったら、市長はどういうふうにお考えかです。この分だけお願いします。

○市長（宮路高光君）

今回、お話に来た方は東京の業者の方ということでございまして、郡山の出身の方でございましたけど、具体的な計画は何も話をしていなかったようでございます。こういう産業廃棄物をつくりたいが、市長の考え方という大ざっぱな考え方でもございましたので、私の方も、基本的に旧東市来町の経過を踏まえた中におきまして、市長としてもこのことにつきましては設置する考え方はないと、そういう形で回答をさしていただきました。

特に、今後、公共の中でするということでございまして、大変今、国分の方を含めまして大変難しい問題がある。やはりこれは基本的には地域といいますか、その周辺、やはりここの方々の本当の気持ち、同意というのがなければ、私は大変難しいというふうに考えておりますので、やはりその周辺の町、そういう公共的なものにつきましても、やはり地域のそれぞれの意見を十分尊重して対応していきたいと、さように考えています。

○22番（重水富夫君）

市長が、先ほども前向きではないと、私は聞いたわけですが、地元住民の意見を尊重してということで、ぜひそうやっていただきたい。私は、地元の人ほとんど、全員と言っていいと思います。水源地の関係もあります。そういうことで反対だということで、市長もその市民の代表ですから、ぜひそうしていただきたい。

次に、江口浜荘の方に移ります。市長も老朽化は十分認めていただいているということでございます。私も宿泊を考えた大改修をして、たくさんの予算を使うのは必要ないと思っております。私は、湯之元の温泉を利用した温泉施設です、これをもうつくるのが一番の得策ではないかと思っております。東市来だけではなく、日置市民が健康で長生きできる、そういう憩いの場所の提供が必要だと思っております。

まず、温泉施設について、市長はどう思われますか質問いたします。

○市長（宮路高光君）

私も日置市におきましては、この温泉という大変湯之元、また吹上両方に素晴らしい泉源があるというふうに認識しております。この活用につきましては、また後ほどの議員の方もご質問がございまして、今後、やはりこの温泉を核としたやはり市民を含め、また市外からの来訪者という形の中で、十分活用をやっていくような努力をしていきたいというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

はい、わかりました。泉源も一応グラウンドの下に1本は確保してあります。たしか温度が66度、源泉があったと記憶しておりますが、現在の使用中の泉源では温度が低いので、重油のボイラーで追い炊きを行っております。市長は燃料代が幾らかかるかご存じですか。

私もちょっと資料を見てびっくりしたんですが、大体の予想はつけとったんですけども、平成16年度で重油代が191万円か、年間です。17年度で248万円、18年度、これは今までの入浴者の予想でいきましたときに260万円、ちょっと重油代が上がりましたのでかかるんです。大体1万9,000人、温泉を利用しております。その中で源泉が温かければこの追い炊きは必要でない。200万円ぐらい捨てたものと一緒なんです。

源泉のいいものを持っておりながら使わない。これには使うまで配管をしなけりゃなりませんのでしてないんですけど。これが、市長、民間だったら、私はすぐやると思うんです。これだけの金をむだ遣いしているんです。

そこで、私がいつも早くしないとイケないというのはここなんです。ここはまた参考にしていただければいいんですが、私は今の江口浜荘、ここを生かす方法として、休養と運動とレジャーを考えた施設というようなことで考えているんですけども。

この近くに遠見番山というのがあります。運動公園のすぐ上です。あそこまで遊歩道をつくり、運動公園とまじり結びます。この遊歩道にはそう金はかけなくてもコースをいろいろつくって健康づくりにコースをつくれればいいと、このように思うんですが。

それと、江口浜荘の横のドームです。ここにはゲートボール、そしてテニス、その近くの芝生のコースのグラウンドゴルフ、ことしオープンした江口の海浜公園です、蓬萊館、江口漁協、こういうのと関連づけ、そしてまた球場、運動公園と球場です。こういうのを全部一体化したら物すごく皆さんが、市民だけじゃない、よその人たちも憩える楽しく遊べる、そして健康づくりにいい、そういった総合的な施設ができる。

私はこのように思っているわけなんですけ

ども、市長としてはそういうような構想についてどう思われますか。

○市長（宮路高光君）

今後の問題の中におきまして、重水議員の構想はすばらしい構想であるというふうに認識をしております。今後、私どもやはり行政が、そういう公共施設を含めたこういうレジャー施設、これに関与していいのかどうか。

やはり、今、言っております地域、民間活力をどう入れていくのか。私はやはり基本的に、今後、行政が進めていく中におきましては、民間の力をお借りしてそのような風景のあるところは活用していただければいい、行政としてはそこまでサポートしていく。今後、やはり行政がそのようなものを主体的に運営する、これは本当にいかばかりなものかなという、私の基本的な考え方を持っております。

そのような状況の中で、この江口浜荘におきます現時点を考えた場合に、もう改修していかなければならない。今、おっしゃいましたとおり、温泉源はあるというふうに認識はしておりますけど、またこれはこれとしてまた別の利用方法もあるのか。

基本的には、先ほど申し上げましたとおり、この18年度におきまして、江口浜荘におきます今後の問題につきましては検討委員会をきちっと立ち上げて、今後の方向性は18年の中で整理をさせていただきたいというふうに考えております。

○22番（重水富夫君）

市長は、江口浜荘の検討委員会立ち上げてという言葉が、今、返ってきましたけども、旧町時代は審議会があったわけです。3月の時点でも市長は、そういう審議会の会を開いて、早い機会にそういうことを検討して答申をもらって、その方向に向けて行政執行をしていく、ということで答弁をもらったと思います。確認です。まだ、その審議会はできていないんですか。新市になっての審議

会はできていないんですか、できているんですか。

○市長（宮路高光君）

まだ、審議会は立ち上げておりません。この中におきまして、さっきも申し上げましたとおり、もう指定管理者制度の中の方で考えておりまして、今、その資料をそれぞれの部門から出さしておりまして、ただ江口浜荘だけという問題でなく、今、公共施設の問題をトータルした中で考えておりますので、その中におきましてこの江口浜荘につきましても、その公共関係の施設の一部という考え方の中でとらさしていただき、また大きな場面を迎えたときにおきましては、それぞれの部門の方向性をどうするかということにおきましては、さっきもお話のとおり検討委員会、審議会、こういうもので十分もんで、その施設の先を考えていくと、そのような考え方で進めていきたいと思っております。

○22番（重水富夫君）

現在はまだできていないということですが、私は、合併が急に降ってわいて生まれたのなら仕方ないとしても、十分準備をかけてやって合併して、即対応をする形をとるべきじゃったかと、今、思うんです。これは立ち上げが非常におくれていると、私は思います。

というのは、業務はもう一分一秒を待たずにずっと継続しているわけですから、それを緊急を要する場合もそういうのが、立ち上げが半年になってもまだできていない。それからやっとなし、今、できたにしても、まだ答えが出るのは半年、1年先だと、私は思うんです。そういう手ぬるいことをやっておればですね、場所、施設によっては非常に困る、緊急を要するものもあるんです。やはりそういうことを考えて、所管のところでどんどんそういうのは煮詰めていっていただき、早くしていただきたい。ここで市長にいつつくのかと言っても、はい、来月つくります、という

ことは言えられないと思いますけれども、これは早くしていただきたい。

先ほどから指定管理者制度が出ましたけども、私もこのことについて第三セクター、そして民間委託、指定管理者等、また近くなる一緒みたいなものですが、ここを江口浜荘にはどうするかということで聞きたかったんですが、検討委員会の中で十分検討してからそういう方向になるようなふうに、私は思ったんですが。

市長、その辺をもう少しはっきりと、私は早くしたいんだとかという、市長が思っておられたら、その辺をひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

私、先ほどから答弁をしておりますとおり、早くしたいとかそういうことじゃなく、基本的にはこの指定管理者制度の中におきましてそれぞれ全体を上げまして、その江口浜荘もその一環の中で検討をどうあるのか。

これはまた、来月の議会、3月の議会を含め、基本的には来年の9月までという一つの期限がもう決まっておりますので、その中でもう指定管理者制度ができなければどの方向でいくのか、やはりそこらあたりが十分、私は論議をした中で、このことは決定していかなきやならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

わかりました。江口浜荘については、市長もご存じと思いますが、直営は直営でありませうけども、支配人は民間を起用しております。どうしても起用しなければ運営が余り好ましくなかったというようなことで、試行的でやられたと思うんですが。吹上砂丘荘もそうなんですかね。やはりもう、今、こういったことで公務員がああいう施設に全部いるということは、いろいろと伸び悩んでいるのが多いというようなことで、民間の知恵を入れたいということをやっているんですが、もう過渡

期と言ってもいいんです。

そういうところで、今、例えばの話です。指定管理者制度にして、ならだれかが、はい、私がやりましょう、と言ってくれるような施設なのかと。私は到底だれもしないと思いません。それにはそれだけの器をつくっていなければ受ける人はいないと、私は思うんです。ということは、今の現時点でそういった運営経営をなしていないと、ただ首をすげかえて済むかと。おそらく受ける人はいないと、こう思うんです。

だから、やっぱり真剣になって考えて、早くそういった体制をとるべきだと。もう本当にこれは急がんと、私はおくれると思うんです。これがもうやめるんだったらいいんです。そういうふうに市長、もう少し早く立ち上げていただきたいと思うんですけれども。先ほどはちょっと私は答弁は、市長は審議会に任せちよりのいいやというような感じで受けたんですが、自分から早くどうしてもやれという、そういう指示をしていく気持ちはありませんか。

○市長（宮路高光君）

このさっきもお話のとおり、この江口浜荘だけという考え方は持っておりません。さっきも言いましたように、一応その想定で、今、議員の方がいないとか何とか言っておりますけど、現実的にそういうことを発足して、そういう募集をして、それでいなかったら、次のことをきちっとしていかなきゃならない。

私は、それまでやはりこの江口浜荘に対しますことにつきましては、指定管理者制度の中でそれぞれ市民を含め、市外の中におきまして一応募集していきたい。それを済んだ後の中で対応というのは、今後即座にそのときに考えていきたいと、さように考えております。

○22番（重水富夫君）

はい、わかりました。市長は全体を考えて

のことですから、そう答弁をなさると思うんですが、みんな全体一緒であればいいんですが、特に私は、今、江口浜荘を早くしないとという意味で強く申し上げたわけでありまして。また、どっかにそれを置いておってもらったらありがたいです。

次に、道路です。市道の整備についてに移ります。先ほどいろいろ、市長答弁をいただきました。ほとんどというか、全部の路線を計画してやっていこうということのようですが、すべてと申しますか、合併特例債が適用になる事業だと、私はこのように思うんですけれども、この合併特例債の総額、日置市が大体どれぐらい特例債が可能なのか。

それと、その中で道路に使われる分が大体でいいです、どのぐらいの計画をなさっているのか。これには今のこの路線に、幾らかずつしていただけたらと思います。それと、何年間ぐらいかけてこの路線をやられるんですか。

○市長（宮路高光君）

今、はっきりとした数字はちょっと覚えておりませんが、この合併債を私ども日置市で使えるのは約200数億円だったと記憶しておりますけど。この中の張りつけという中におきまして、基本的にこれを全部使うという気持ちも考えておりませんが、また財政計画の中におきましても約70%程度の中でやっていくという、大まかな合併協の中でも話を進めさせていただいたところでございまして、それを道路予算にどれだけとか、また今後、このことにつきましてはほかの事業もそれぞれ国、県補助金を含めた中で最優先しながら、その後に対しまして、この合併債をいかにして使って有効にこの4町融和を図るのか。

まだ、今の段階の中で合併債の使い目的という形は、まだ、今、していないというふうに思っておりますけど、やはり早く4町が融合するこの短期間の中におきましては、こ

の合併債も使うことを主としていかなければならないというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

総額が200億円ぐらいの枠があるだろうと、市では70%ぐらいを計画しようかなというような答弁だったと思いますが、全くこの総額を全部使う必要はないと思います。どうせ借金ですから返さなきゃなりません。できたら少ない方がいいんです。その中で道路などのインフラ、今、市長が、ちょっとまだはっきりわからなかったのじゃないかなと思います。まだ計画中かどうかわかりません。わかっておったら、その中で道路等に何割ぐらい使おうかなというような総枠です、わかっておったらお示しいただきたい。

それと、私は合併したら、即17年度、本年度からその合併債が使えるのかなと思っておったんですが、18年度からだ聞いてるんですが、これは18年度から特例債が認可になるんですかどうですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、今すぐ17年というお話がございましたけど、今、10カ年計画を、今、策定中でございます。その中におきまして、今、審議会また総合計画の審議会、こういう審議会等を経まして、また議会の最終的に議決をいただかなければ今後の計画というのはいけません。その中におきましてもやはりきちっと、その合併債を含めた起債を含めた中におきましても、その部分の中で財源の内訳というのが出てまいります。そういうことでございますので、基本的には18年度以降の中で実施をしていく。そのような認識をして思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○22番（重水富夫君）

来年度から適用になるということでもいいんですね、はい。

では、最後の諏訪之原の陸橋へのアクセス

です。これに移らしてもらいます。先ほどいろいろ答弁がありましたが、私も平成5年だったと、私はまだまだ後だと思うんですが、相当古かったと思うんです。キャナハイツのときの取付道路、これが急遽あそこが取付道路としてつくりましたので急な坂です。用地がありませんので非常に難しい路線だと思います。

どうしても市道認定の道路であればループ橋何かかけて、相当なお金を使わんとできない道だと思うんですが、これは勾配が急であつても幅員さえ取れて何とかなれば、交通安全上支障がなければ幾らか仕方ないかなと思うんですが、ぜひあれはあれだけにつくっていただかないと、橋をかけた意味がありません。

市長が、明確な答弁ではなかったんですが、何年ぐらいかかって貫通といいますか、完成できるのか、計画があるのか。まず、それを伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの諏訪之原跨道橋につきましては、特にあそこにあります公営住宅の方々の利便性を含めて、その部分の中であの橋ができたというふうに認識はしております。そのような中におきまして、特に旧国道からの、また海岸の方に行ける1つの道路の、国道を横断する1つの道路というふうには認識しております。

基本的に、今、この急配な高低のあるこの道路を何年後ということの中で、これは本当に大きな大変莫大な本当に実施していけばどういう測量をしていくかは、私もわかりませんが、現地を見た中におきましては大変な急勾配であると。

とりあえずそれぞれ支障のない局部的に、離合に大変そごをする場合につきましては、また離合箇所を、またその部分を部分的に改良していく。とりあえずはその部分的な改良

ということを主にやっていきたいと。全体的な改良というのは大変難しいというふうに認識しておりますので、道路上の中におきま
す狭い部分につきましてはその部分だけを広げる。これを二、三年のうちに、年次的にちょっとやっていかなければならないというよ
うな認識を持っております。

○22番（重水富夫君）

はい、わかりました。私もたくさんの方の予算が必要ですから、おっしゃるとおり全線、先ほど申しました市道認定の基準に合うようには相当な金がかかります。今の時点ではちょっと無理じゃないかと。まだ、ほかにやるところがたくさんあります。そういうことではないと思いますが、使用可能になるように早くしていただきたい。

それと、今度は跨道橋から運動公園の方、こっちですが、どうも私は、平成15年に町で設計あるいはもう買収にかかったと思うんですが、当然できていなきゃならないのが何でこんなにおくれたのかなと、今、思っているのですが、まだ4割ぐらいしか用地が買収できていないということのようです。ちょっと難しいのであるのか知りませんが、これも先ほど申しましたように、運動公園と球場、そしてB&Gのプール、これを結ぶ重要な路線に、今後はなってくるんです。

そこで、早くこれはつくってもらいたいということではありますが、こちらの方は目途としては、市長はどう思っておられますか。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁をいたしましたとおり、まだ用地が4割程度ということで、大変この用地問題に難航しているというのが事実でございます。基本的にこの用買が進む中におきまして、いわゆる諏訪神社前から歩道橋まで、あの野球場の横でございますけど、その350メートル、この区間だけは用地買収ももう入っておりますので、この区間だけは早

く完成できるよう、特にその地権者の皆様方、またいろんな方々にご相談していかなきゃならない。

基本的にはこの道路整備というのは、私も行政も含めましてやはりつくりたい要望がございますけど、基本的にやはりこの要望、地権者の理解を早く得る、これがやはりいろいろと、私もいろいろとこの集落、自治会長さんを含めた中におきまして要望が参ります。その線形的な部分もございますけど、今はもう進め方というのは、基本的に用買がもう8割、9割、そういうもので地元できちっとまとまったところからやる。そのほかでないところは当然置いていかれる、それをことを基本に、今後もこの道路整備というのはやっていきたいというふうに考えております。

そういうことでこの部分に着手しておりますので、やはり私も行政も全力をいたしますけど、やはり議員の皆様方にもそれぞれの立場の中で、その用買というのをお願いしなければならぬというふうに思っておりますので、そこらあたりのご理解をいただきたいと思っております。

○22番（重水富夫君）

おっしゃるとおり、用買がなかなか難しいところがあったりして、我々も困ったりしておりますが、おっしゃるとおりだと思います。答弁を聞きますと、用地買収がうまくいけば早くできるよということに聞こえたので、一生懸命関係者は用買に努めていってもらいたい。我々もそのように何らかの協力ができるところはやらなきゃならないと、このように思います。

この問題はこれで終わりますが、先ほどの1つ漏れておりました。伊集院の、先ほど申しました下神殿から徳酬までは改良ができました。郡ですね、それからずっと神之川を経て、先ほど私が申しました何か伊集院町時代に総振に載してあると。あるいは、国道利

用計画の中でも盛り込んであるというような話も聞いたんですが、これがもう立ち消えになったのか、まだ路線の考えがあるのか。市長は、町長時代のことでありますが、あれはどうなんでしょう。

○市長（宮路高光君）

もう一回、どこの路線ですか。

○22番（重水富夫君）

徳酬重機から神之川に橋をかけて、徳酬重機からです。そうすると、こっちの猪鹿倉の方にずっと向かう道路、あの半分は新設だと思います。伊集院町時代に論議をされて、何かもうつくれるんじゃないかなというところまで、もう話はあったりしたように聞いておりますが、もう立ち消えになったんですか。

○議長（宇田 栄君）

ちょっと待って、重水さんが通告してある場所。

○22番（重水富夫君）

はい、先ほどのもれ。

○市長（宮路高光君）

今、話の中で鳥越を通して、今、徳酬重機を来て神之川を渡る。私も基本的にそういう横断する計画、そういう構想というのは、議会の中で若干の人が話をした部分はございますけど。具体的にその路線をどうこうというのは、こちらの方も計画をした覚えもございませんし、今、私どもが区画整理をしておりますこの道路ですね、やはりこの県道1本ではどうしても大変という中におきまして、今、役場の東側の方を道路整備しておりますけど、この道路が今は主体的に考えておまして、今、議員がおっしゃいましたこの道路というのは、今、ここに議員もいらっしゃいますけど、話は具体的な話はなかったというふうに思っております。

○22番（重水富夫君）

それはまあ具体的には進まなかったということだと思います。私もこれは当事者ではあ

りませんので知りませんでしたが、計画には載した載せなかった、載ったか載らんかというような話だったと思います。最後で、変な質問になりましたが、先ほどこれはこの路線の中で、田代からずっと伊集院町への路線の中のことでありました。

これで、以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、14番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔14番西菌典子さん登壇〕

○14番（西菌典子さん）

おはようございます。2番バッターでございます。私は、合併して新生日置市が誕生いたしましたして、今、約半年が過ぎました。そのことにつきまして、今回は2つの視点で質問をいたします。

1つは、旧4町のなされてきた中で、できたら協力し合ったり、知恵を絞って日置市全域に広げていけないかという事について。もう一つは、これからの日置市にとって最も重要と思われる環境対策と少子化対策。この2つの視点から通告いたしました2項目を具体的な方法として質問をいたします。

1問目は環境対策、資源循環型社会を目指したいということであります。去る11月28日から二、三日前までカナダのモントリオールで「地球温暖化防止に向けた京都議定書の第1回締約国会議の閣僚級会議」が110カ国以上参加して開かれました。

ご存知とは存じますが、京都議定書は、1997年12月、京都で開かれた地球温暖化対策を国際的に話し合うための「気候変動枠組み条約第3回締約国会議」で採択された議定書であります。その中で二酸化炭素を中心とした温室効果ガス発生量を、2008年から2012年までの間に1990年に比べて、締約国全体で5%以上削減しなければならないという拘束力のある数値目標が示され

て、日本は6%削減が決められております。

今回、欧州連合、EUは、イギリス、ドイツなど含めた15カ国を合わせた2010年時点の温室効果ガス排出量が9.3%削減が可能であるという見込みで、EUの目標であった8%削減を達成できる見通しという報告がなされました。自然エネルギーの導入、省エネ推進、取引制度や環境税などで経済成長を維持しながら削減を進めて、京都議定書の約束を実に現実のものにしつつあります。

一方、日本は、6%の削減が義務づけられてはいるものの、2003年国内排出量が1990年に比べて8.3%もふえました。これからの数年で、合わせて15%もの猛烈な削減をしなければならないというところまで追いやられているということは、皆様もよくご存知のことと存じます。

昨今の異常気象はただごとでないということは、多くの方が体感しております。でも、私自身も含めて、人ごとのように真剣な努力を惜しみ、現代の甘い汁を吸い、そのつけを未来に送ろうとしております。日置市においても、行政計画大綱やまちづくり計画総振などを見ても、本当にそれらに真剣に取り組もうという姿勢があるのかどうか、疑問に思えて残念に思っております。

私は、5年ぐらい前の5月、ドイツと北欧に研修に行ったことがあります。ドイツの広い農地は一面の金色の菜の花畑でした。菜の花は、菜種油として食料だけでなく、ディーゼルエンジンとして1970年代の石油危機以来、化石燃料や原子力発電にかわる地球に優しいエネルギー源として使われております。

また、食料自給率99%あるいは100%と言われるドイツは、広い農地を荒らしてはならないという国策と、農業を食料生産のみならず、エネルギー供給源として使うという国策としてとらえております。これらの成果が、京都議定書の削減目標達成だけでなく、

それ以上の削減まで可能という成果のもとにあるのだと、大変うらやましく思い起こしているところです。

日本では、琵琶湖の生活廃水や合成洗剤による深刻な赤潮発生から、1970年代から廃食油で石けんをつくろうという廃食油のリサイクルが滋賀県愛東町で始まって、琵琶湖の再生を図ろうとしました。それと、ドイツの菜種油の燃料化を組み合わせる環境対策と資源循環への取り組みが、「菜の花プロジェクト」として始まった次第です。

今では全国的に広がって、鹿児島でも大崎、屋久島、開聞などと取り組んでおります。特に、大崎町では、各家庭から回収された生ごみを堆肥化、その堆肥を使って菜の花を栽培、その黄色いじゅうたんを観光資源として楽しみ、ハチみつの養蜂の手助けをした後、純粋な菜種油を安心して使える地産地消の特産品として、廃油は各家庭から回収して軽油代替燃料として公用車などに再利用するという、資源循環型社会づくりに取り組んでおります。

また、廃油は安全な石けんとしても使われて、油かすは良質な肥料や飼料にもなります。「菜の花エコプロジェクト」は、食用油のほとんどを輸入に頼って資源が乏しい我が国で、休耕田の転作としても全国的な広がりを見せております。抗酸化物質が豊富に含まれて、ビタミンEや栄養の多い植物油の自給率4%、菜種油の自給率は0.04%という日本の現状で、安全な地産地消、地域特産品おこし、また、そうした活動に子供たちにも参加させて、昼食などにも大いに利用した地産地消や省エネの環境学習にまで広がりを見せております。

東市来は、早くから環境保全率計画の作成、官民一緒の省エネ学習、役場や公共施設や道路の街灯などにも太陽熱発電、風力発電、氷蓄熱など自然エネルギーを利用したり、屋根に植物を植えて省エネをしたりと、多くの

努力や意識改革も重ねてきました。また、菜の花エコプロジェクトも、難しいかも知れないがやってみよう、という職員の熱い思いで取り組んできました。合併によって、そうした省エネへの努力や思いが薄らいでいくようなことになってほしくはありません。

日置市を回れば、広い遊休地がたくさんあります。大切な農地を疲弊させることなく、春は美しい金色の菜の花に輝かせて、安全な食用油やハチみつの地産地消や特産品づくり、廃油は回収して川への流れ込みを防ぎ、安全な石けんで川の汚染を防ぎ、新たなバイオエネルギーとして燃料に使ったりして環境対策と、省エネの環境に優しい空気と土と水と資源を大切にする、未来に優しい日置市を目指すことを検討していかなければならないかを伺います。

次に、「もったいない」という言葉が世界の共通語の1つになるとも聞いておりますが、他の外国語に訳しにくいということも言われます。あるドイツの方は、ドイツでは、もったいないことをしないから不必要だ、というのも聞きました。私たちが、「もったいない」という言葉を使っているのは、もったいないことをしている証拠とも言えましょう。

その1つが、先ほどから申し上げている廃油をすばらしいエネルギー源としても、自然にも優しい石けんとも変身するのに、凝固剤を使ってきて固めて袋代も使って燃えるだけのごみとして扱う。あるいは、そのまま台所から川へと流されて、多くの生物に悪影響を与える。そういうことが、繰り返されてよいものでしょうか。使えるものとは、大量消費になれてしまった私たちは、物と一緒に心まで捨ててしまって、昨今の嫌な世の中をつくってしまったのかもしれないとまで思ったりいたします。

大崎町では、廃油1リットルで同じ量の硫酸化物や窒素酸化物の少ない排煙の少ない製油が、人件費まで入れて30円でできて、

ガソリン代高騰の今日、集まるだけ収入になるとのことでした。また、家庭からの回収は、病院のポリタンクのリサイクルを使って、搾油や製油化への機械購入はNEDOの半額補助でやって、その意義を考えれば負担には余りならなかったとのことでもあります。

家庭のてんぷら抽なども大変処置に困っております。同時に、もったいない気持ちでいっぱいです。廃食油の回収の検討はできないものかを伺います。

次に、日置市の次世代育成総合計画作成についてお尋ねをいたします。

少子化対策は向こう5カ年間で勝負であると、昨年の少子化社会白書は言っております。それは数の多い団塊ジュニア世代が出産年齢にあるからです。今、手を打たねば、出生率回復は難しいという意味であります。合計特殊出生率が1.29まで下がって、2年後と予測されていた我が国の総人口の減少が、ことしからと始まりそうです。放置すればその影響ははかり知れないものがあります。

少子化の原因は複雑であります。政府や本市においても、仕事や家庭の両立支援、児童手当、育児休業制度など意識改革を含めて取り組みつつあります。しかし、現実には、正規雇用者中心の雇用政策であったり、厳しい条件のため、恩恵を簡単に受けられないなど、雇用者側と女性就業者とのミスマッチ、周囲の理解や協力も充分とは言えず、幼い子を持つ女性労働者が働くのはいばらの道であります。

おまけに、やめてしまえば正規雇用への復職は難しい。出産や子育てには大きな出費が伴って、出産による休業は若い世代の家計を圧迫します。世間は、核家族化の浸透と地域力の減退、子供や女性が犠牲になりやすい恐ろしい今日の社会現象、男性はリストラかサービス残業、子供たちの未来はどうなるかという不安、挙げればきりがありません。

国際的に見ても、我が国の家族政策への財政支出は低く、国内総生産、GDPに占める給付は、経済協力開発機構OECDの30カ国中の25番目であります。社会保障給付の内訳でも、高齢者向けが70%に対し、子供や家族向けは4%弱。それでいて、行革の名における社会変化、予測される負担増。これでは、女性が安心して子供を産もうという気になれないのは当たり前ではないでしょうか。目先のコストや労力を惜しんで、少子化を放置して労働力や消費を始め、社会発展のさらなる縮小を招くかどうか、今、取るべき道ははっきりしておると思います。

そうした視点で具体策をお尋ねいたします。

旧4町の次世代育成行動計画が出されております。市長も、子育て支援は緊急の課題であると、さきの議会でも言われたのをはっきり記憶しております。市としての行動計画作成はどのようにお考えでしょうか。時期、内容、ビジョンとするところ、課題などお知らせ下さい。

2番目、子育て中のお母さん方と私も何回かお話ししました。子育てには、母親自身、子どもを始めとして多くの要素が複雑に絡み合う課題であって、今こそ多岐にわたる広い視野で、社会全体で支えるという意識がなしでは前には進まず、保健や福祉、地域や事業所などさまざまな連携や支援と意識改革が必要であります。

多くの親が悩みや不安を抱え、行政への手助けを心から望んでおります。子育てで見過ぎてはならないことの1つに、お産の前後の母子を守るということがあります。母親の体が思うように動けない、またそのときの状況ひとつで、その女性や子どもの生涯にわたる健康状態を左右するという大切な時期があります。核家族の進む中、近くに手助けしてくれる方のいないお母さん方などにとって、旧吹上町で実施されてきた子育て支援ホーム

ヘルプサービスは大変心強いものであり、いざという時は支援がもらえるんだという安心感が、子供を生み育てやすい環境づくりの基本と思える大変すばらしい事業であると思っております。

日置市がより発展してゆくために、子供を安心して生み育てやすい環境づくりは不可欠です。今は吹上地域のみの実施のようですが、ぜひ他の地域の子供や母親にも温かい手を差し伸べてくださいますよう、広げられないものかをお尋ねいたします。

3番、昨今、幼い子どもの犠牲になる事件や虐待など悲しいことが多く発生して、どなたも心を痛めておいでだと思います。特に、子供の虐待事件はことし10月までの統計を見ますと、加害者は実の親が約7割、年齢は20代、30代が6割以上、母親が加害者というのは4割、その母親の中でも無職の母親の割合が6割、加害者の子供の年齢はゼロ歳、1歳が4割。それらの結果は、若い親が家庭という密室の中で孤立感を深めて、育児能力の低さや、ストレスや疲労などから起こる育児への嫌悪感などがある、というふうに分けられております。

保育園や幼稚園に入っていない子供や親を支える子育て支援センターが本市にも2つあり、活発な活動をしております。いずれも市の委託で補助をフルに活用して、幼い子を持つ親を支援しております。より充実した活動を期待するところでありますが、どのように図っていかれるおつもりかをお尋ねします。

特に、東市来地域の美山保育園にある子育て支援センターは、保育園とともにあるという利点も生かして、小規模という中でありながら常設並みに、それ以上に子育て支援センターとして頑張っております。現場は質をもっと上げたい、物言えぬ子供たちをもっと大切にしたい、より生み育てやすい環境づくりへと、親子を一生懸命に支援していきたいと

願っております。その支援策をどう図っていかれるかもあわせてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時17分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の循環環境型社会を目指してというご質問でございます。地域資源の循環型農業推進事業の一環におきまして、現在、東市来の田代地域で「菜の花エコプロジェクト」として生ごみや厩肥を堆肥化し、遊休農地や水田転作地に菜の花を栽培し、菜種から食用油を生産、さらに廃食油を回収、再利用するという資源環境型社会を目指す取り組みを推進しようとして、研修等を実施しているところでございます。

また、これまで田代地区においては、平成16年度菜種の栽培面積2ヘクタール、17年度5ヘクタールの計画で水田における菜種栽培をしておりましたが、排水不良による生育障害のため、現段階では景観作物や緑肥の地力増進作物として栽培されています。

このため、排水対策等農地の整備とあわせ、本来の目的に沿うような生産性の確立に向けた取り組みをしている状況でありますので、今後におきましては、これら東市来地域の経過を踏まえながら、循環型農業の基盤が整った段階で、1つのモデル地域として取り組み、その経過を見守って、全市ということもございますけど、この田代地域をモデルとして、今後、展開していきたいと、さように考えております。

その中におきまして、コンテナ収集の中で廃油回収を加える考えはないかということでございますけど、現在、資源ごみのコンテナ収集につきましては、東市来、日吉、吹上地域でモデル的に実施をしているところでございます。今、3カ月が経過した中におきまして、あと3カ月でございますけど、それぞれの地域のこの試験的にやっておりますので、経過等を踏まえながらこのコンテナ収集の総合的に、来年4月ということに実施をしていくつもりでございますけど、またその結果を地域のそれぞれの皆様方からご意見も集約していきたいと、さように考えております。

このような状況の中で、まだコンテナ収集が確立していないという部分もございますので、現段階におきましてはこの廃油回収までというのは、大変難しい状況であるというふうに認識をしております。

2番目の次世代育成につきまして、特に日置市の子育て支援計画についてということでございます。次世代育成支援計画につきましては、平成17年3月に各自治体で作成することになっておりまして、それぞれ旧4町におきましても作成済みでございます。そのような状況の中におきまして、特に日置市としての計画書を策定しなければならないということございまして、今、協議会の設立のために関係機関の皆様方の内諾書を、今、ただこうとしているところでございます。協議会の委員にいたしましては約17名程度を考えておりまして、特に今は内諾の段階でございますので、来年1月に設立をさせていただきたい。それから、3回ほど会を進まさせていただき、この日置市の計画というのを策定したいと、さように考えております。

特に、今回の作成につきましては、旧4町におきまして合併ということがございましたので基本的な施策、これは共通した中で策定されているというふうに認識しております。

その中におきまして基本的な施策の考え方の中で、地域における子育ての支援が1つ、2番目に母親と乳幼児の健康の確保の増進、3番目に子供の心身の健やかな成長のための教育環境、4番目に子育てを支援する生活環境、5番目に職業生活と家庭生活の両立、6番目に子供の安全、7番目に要保護児童への対応、この7つの基本方針の中でそれぞれの旧町におきまして策定しておりますので、今回は3カ月程度という大変短い期間でございますけど、そのすり合わせだけだというふうに認識をしておりますので、共通的な基本事項というのはみんな一緒でございますので、来年の3月末には一つの計画ができるというふうに考えております。

続きまして、子供支援ホームヘルパーの派遣事業についてということでございます。現在、吹上地域で実施されている子育て支援ホームヘルパー事業につきましては、平成14年度で1件でございます。平成15年度はゼロ件、平成16年度が2件、17年度が1件ということになっておるようでございまして、この数字を見ますと、制度の意義というのはすばらしいことではございますけど、利用者が少ないというのが状況でございます。

特に、今現在、吹上地域におきましては、あけぼのの福祉会の方に委託をしておるところでございます。今後、特に全市に広げようとする中におきましても、やはり社会福祉法人の方に委託をせざるを得ないのかなというふうに考えておきまして、その委託を受けるところとも十分今後、協議しなければならぬ。また、この利用者の問題もございまして、広報、PR等につきましては、私どもも十分やっていく所存でございます。こういう受け手の方もどれだけの実態がいるのか、そこらあたりも十分把握しながら、今後、全市への広げ方ということは実施してまいりたいというふうに考えております。

子育て支援センターの充実ということでございます。子育て支援センターは、現在、伊集院地域で1カ所、あづま保育園でございます。登録者といたしましては親が157人、子供が181人というふうになっております。東市来地域におきましては美山保育園、親が108人、子供が120人ということでございまして、子育ての悩み相談やしつけの問題、教育や入学等いろいろな相談が行われているところでございます。特に、この次世代計画のそれぞれの旧町の中におきましても、それぞれの中に計画に盛り込まれているということでございます。

今後の問題でございますけど、特にこの吹上、日吉地域にこのようなセンターがないということでございますので、またさっきも申し上げましたとおり、この委託先といいますか、このことも十分考えて、今後、そのような需要がある場所につきましては広げてまいりたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○14番（西園典子さん）

1番、2番、お答えいただきました。まず、循環型、自然循環型社会を目指してということについてお尋ねをいたします。

まず、市長にお伺いしたいのですが、先ほど京都議定書のことなどちょっと詳しく申し上げてみました。これは削減目標というものがあつたわけではございますが、この環境問題、非常に大切な問題で、今後、避けてはならない問題だというふうに思っておりますが、このことに関しまして、市長はどのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今後、本当にこの温暖化を含めた中におきます環境問題、これは私どもが生活をしていく中で大変重要なものであるというふうに認識しております。今後、やはりリサイクルを含め、また省エネ、こうい

うものにおきまして、それぞれの各機関と十分このことにつきましては協議を進めながら、やはり温暖化の中におきますCO₂の排出量を含めた中で検討をしていく必要があるというふうに認識をして、このことは大事であるというふうに思っております。

○14番（西菌典子さん）

大変重要であるというお答え、もっともなことであると思います。総合振興計画の案が出て、まだ案の段階ではありますが、やはり環境に優しいまちづくり推進プロジェクトという第6節などしてあります。その中でも、また特に吹上浜という表示で日置市の宝と呼ばれるこのこれも、きちっとするためには水の保全、水の保全をきちっとするためには、その上にある土の保全からを含めて大切なものであるというふうに思います。

そういうことをこうしてきちっとしていくのは、やはりそういう滋賀県などが取り組んできた「菜の花プロジェクト」が1つの大きい、1つのモデルではなかろうかというふうで、私はこれを以前から大変関心を持っておりました。それを東市来が取り組んでおりますが、東市来の場合はなかなかちょっとまだ田んぼがやはり多いというところで、いろいろと水はけの問題とか、そういうことなどで厳しいところもあるようなところもあります。

でも、日置市はこうして私も回ってみますと畑地も多いし、また遊休地もたくさんあります。そういうところで、また先ほど、今、問題にもなっております産廃、広いがゆえに産廃という問題なども出てきておりますが、きれいなどころにはごみは捨てないと。やはりそういう危険性、そういうふうになりやすいところにそういうものがやってくる心配があると。

ですから、やはりきれいな町にすると。そして、環境やそういうものを本当に日置市が、これは先ほどから申し上げましたように地産

地消、健康づくり、それからそれに基づく教育、そしてまた特産品改革、そして観光、また土地を荒らさない、ドイツのことも申し上げましたが、自給率が非常に高いというドイツであっても、荒らしてはならないという政策で、今、菜の花を植えて、それでバイオエネルギーとして20%、30%をエネルギー源として使っているということですが、やはりそういういろんな視点から考えたときに、これはマイナスじゃないと。

日置市が、光り輝く春には黄色に輝く市だよなどと、そして汚いものは持ってこれないよねと言える、そういう町になって、そして安心してそこの中で安心して食べられる食用油、菜種油の自給率も非常に低い。安心して私たちがそこで食べるものは、安心して食べられるものはしたいと、そういうこと。

そして、できたら大崎町では「ヤッタネ！ 菜ッタネ！」というようなブランド、菜種油の特産を始めて私も買ってありますが、そういうふうにして、また外部までにも日置市を売り出すと。一石何鳥にでもなるんじゃないかというような、非常に夢のあるプロジェクトではなかろうかと、私は思っております。

それがなかなか東市来をモデルと言っても、東市来の地域性といいますか、土地柄というのが、水はけが悪いというところなどでそうですけども、そこをやはり全市というふうでなくて、協力ができるところの協力を得ながらも、それを広げるということはできないかということをお尋ねしておきます。

○市長（宮路高光君）

先ほど来、話を聞いておきますと、この菜種の栽培技術、大変今までもこのくらいの油の食用油ということで大変重要がられているのは認識しております。特に、この栽培技術を含め、収穫から播種を含めた中で、大変、今、私どもも農家の方に推進した経緯がござ

いましたけど、これが実質的に、農家が経営的に採算ペースを含めまして合うのかどうか。これが今までの全市4町におきまして、そういうことをした経過はあったと思っております。

特に、伊集院地域におきます菜種会社がございまして、どうしてん広げてその農家の説明会をしてくれということも、ただいつも聞いておりますけど。現実的にこの栽培の技術を含め、収穫、農家を含めた取り組みの姿勢、そこあたりは十分協議をしていかなければ、ただ、本当に基本的に理想の中の形はよろしいと思っておりますけど、やはり農家にとってそのことが経営を含めて、また収穫機会を含めてどうあるべきなのか。大変今までこの菜種の問題につきましても、作物の生育状態を含めた中で、大変難しい作物であったというふうに、私は認識しております。

○14番（西菌典子さん）

私は、なかなか農業をしておりませんので、そこら辺のところの現状の農家の方々の厳しさという難しいということなどは、ちょっとよくわかりかねるところではありますが、国の方の転作などにも大豆、麦、それから菜種油も入っているようでございます。やはりそれは養蜂をハチみつを取るといふ、そういうようなことも含めてもう菜種油ということだけでなく、そういうことも含めてだというふうにも聞いております。

また、今までの農家の方々の菜種の作成の仕方というのは、昔は畝をつくって1本1本植えていくというような形で、大変ご苦労があったと思っておりますが、今はよく背の低い菜種をもう直まきでして、そしてやっていくという方法に変わりつつあるというふうに聞いております。そういう方法でしていくならば、割とできるのはなかろうかというふうに、大崎の方でもおっしゃっております。

そういうふう、先ほども申し上げましたが、

そこ辺のもうことのまた研究、私も研究したいと思っております。研究したいと思っておりますが、またそういうことも含めて、そしてまたあそこ、今、ガソリンなどのエネルギー源の高騰でありますけど、ちょうど言っている廃油がもう1番、2番、一緒に含めちゃっての質問になってしまいますけれども、廃油が、大崎は取れた廃油でまたディーゼルエンジン化というふうで、完全な循環型をしているようでございますけれども、結局燃やさないんだと。ごみは燃やさないんだという方式で、すべてを家庭のごみもすべてもう生ごみも回収して堆肥化すると。

それに、「菜の花エコプロジェクト」を合体させたと。それそういうような形でしていらっしゃるようでございます。その廃油がやはり、今、ディーゼルエンジンと普通の石油からのディーゼルエンジンはいろいろと問題になっておりますけれども、この菜種油からのエンジンは、排気ガスが非常に硫黄分とか窒素ガスの酸化がそれが少ない、非常にきれいなのであるというふうに聞きます。そして、またそれがやはり、今、原油が高騰しておりますので、30円でできると。100円ぐらいしておりますので、70円ぐらいの得になって、ありがたいと思っているというふうなお話もあります。

やはりそうしてきれいな、もうけながらきれいな菜もできて、理想論を申し上げているのかもしれませんが、やはりこの本当に、先ほどの京都議定書のことでも申し上げました。それは根本的に今からきちっとそういうふうにして、どこでそれを15%近くをどういうふうに削減していったらいいのかというのは、私たち一人一人が、また自治体が本当に真剣に取り組まないといけないんじゃないかと。それに本当目をつぶって、私たちが大切なことに取り組むという気持ちが、やっぱりもっと足りないんじゃないかと、今、非常に心配

しております。そういう意味でやっぱり真剣に、難しいかもしれませんが検討を、そして研究をしながらしていけたらなというふうに思っているところです。

そして、まさに「菜の花プロジェクト」のことではありますが、それから廃油の回収のコンテナ収集のことも難しかろうということは十分わかっております。そこもまた、皆様方とそこ辺のことを一挙に廃油まで入ったということになるということは、また住民の方々の反発もあるかもしれません。難しいなと思う方もいらっしゃるかもしれません。

でも、逆に私たちは、何で袋収集できちっとやっていたのを、コンテナ収集という面倒くさいことまでするかというような疑問もあります。でも、そこがコンテナ収集にして、今まで油の処置に困っていたんだと。でも、油というものの処置ができるよということは、完全なプラス、コンテナ収集にプラスされたプラスという部分でもあるというふうにも、私は思ったりもしますが。そして、そこをよく理解してくださっていただけらなおさらです。そこは研究をしながら、よく住民の方にも理解を深める努力をしながら、していただけたらなということを、ちょっと2つ一緒にお答えをいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの全市に広げると、前にさっきも申し上げましたとおり、こういう1つのプロジェクトというのはモデル地域できちっといろいろと研究、実践し、データを出してそれぞれの受け入れ態勢、そういうものが両方確立していかなければ、本当に実施していいのか。やはり全市にただ広げた中において、ぱっと種をまいた中でしては大変大きな効果は、私は出てこないというふうに認識をしておりますので、とりあえずこの田代地域が今までも取り組んでおりなので、私ども行政につきましてはその地域が本当に二、三年こういう形

の中で菜種を植え、また廃油を回収し、そういう栽培からそういう技術確立がきちっとできた中で全市の方には広げていきたいし、また回収につきましても、特にこの田代地域においてそのようなものがどうなのか。

やはりこのことにつきましてもそういう地域を含め、市民のそれぞれの考え方も多様化しておりますので、そこあたりのきちっとしたデータができるようなモデル地域をしながら、今後、ほかのところにはその確立ができた後にやっていきたいと。今回の場合につきましては田代地域に、このようなことで実践的に行政とて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○14番（西園典子さん）

それでは、今のお答えをお聞きしましたら、そのモデル地域でうまくいったら、またそれをということですが、なかなかうまくいかないという結果が出たら、もうおじゃんということになりますか。どうなんでしょう。

○市長（宮路高光君）

基本的にはモデル地域にうまくいかないものを、行政が広めてみて、本当にこれが市民でいいのか。やっぱりその責任の体制も問われますので、今回、田代地域の中でこの二、三年、じっくり研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

まず、地理的、地質的な問題もあるかと思いますが、ほかの地域でもしてみませんかというようなこと、モデル的に田代ではやっているけど、ほかの地域でもしてみませんかというような呼びかけなどはいかがなものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そのようにその地域が自発的に来る地域だったら、私はいつでもお願いしたいと。やっぱりそういう素地をきちっと、同様にこのことについては、ただ一つの観点から考え方で

できるものじゃない。やっぱり総体であの地域が、やはりそれぞれの校区ごとにまとまっていなければ、こういう仕事はできないと。やっぱりその受け入れ体制だと思っておりません。

お話のとおり、そういう自分たちが菜の花をつくってやりたいというところがあれば、私どもの方は、今後、そういう地域と十分協議をさせていただきたいという考え方を持っております。

○14番（西園典子さん）

この「菜の花エコプロジェクト」ということをやはりなかなかこうして、菜の花マラソンは知っていますけど、このエコプロジェクトというところまでいくということ、住民の方々がどれだけ知っているかということのその意義を含めて、知っているかということはちょっと疑問な部分があって、やはりそれをこうしてこういうものだということで頑張っているんだという、なかなか田代地区は頑張っているところではありますが、私もよく存じております。

ですが、やはりそこをこうしてまた宣伝とか、なかなか厳しくても頑張っているこれを目指しているということなどの、ほかのところへのいろいろな宣伝とかっていろいろなものがあれば、またやってみようかなというところも出てくるかと思えますけれど。ぜひそこ辺などはいかがでしょう。

○市長（宮路高光君）

私どもも推進をする中におきまして、ある程度データといいますか、そういうものがなければ、ただ構想の基本的ない、表面上のものじゃ推進はできないということになるというふうに思っております。特に、こういうものについては農村振興運動重点地区、集落自体、校区自体がきちっとした体制、組織づくりができているところでなければ、大変こういうことを持つていくのは難しいというふ

うに認識をしております。

そこらの考え方の中では、議員が、中どこかいとこがあるって、するところがあったらご推挙もいただきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

私も推薦できるようなふうに一生涯懸命探してみたいと思いますが、これは一つの地域づくりだというふうに言われております。自立する地域づくりだと、市長がおっしゃるとおりだというふうに、私も思っております。

また、このまたやはり食の安全と、そして子供たちを含めた環境づくり、環境教育という意味でのこともあるかと思いますが、そこは、教育長、食の安全、地産地消、食の安全、そして環境教育という意味で、やはりこういう理想、教育というのはある意味理想を求めるといえるか、本当に子供たちに理想ある姿に育ててほしい、そういうふうにならしてもらいたいという思いを伝えて、やはり子供に接していくと。そういうような役割もあるかと思いますが、教育長は、その点はどうなるかと思われませんか。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

「菜の花エコプロジェクト」学校教育の中で実施をしないかというようなことですが、学校教育の中ではこのような活動というのは、中学校では1、2年生が、生活科の中で栽培活動、3年生以上中学校までは、総合的な学習の中でいろんな栽培的な野菜とか、あるいは簡単なさつまいもとかソバとか、あるいは花などを比較的にやさしいものをつくったりして、そして、その収穫して食べる活動まで行っております。また、米づくりなども、これは保護者の絶大な協力をいただきながら、やっぱりもしているところが大変多いんです。

確かに、先ほどからお話があるとおおり、こ

の「菜の花プロジェクト」というのはすばらしい活動であると思っております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、いろいろな栽培活動を、現在、学校でやっておりますのは、学校の限りある授業の時間を使って実施している活動でございます。したがって、すばらしい内容ですけれども、内容的には大変すばらしいんですが、このように時間がかかったり、先ほどからお聞きしていますと大変込み入ってうまくいかないような活動を、この限りある学校の授業の中で実践するという事は、大変これは難しい活動であると思っております。

むしろ、実施するんであれば、時間的に非常に十分に余裕のある地域社会の中で、例えば自治会の活動の一環として地域の子ども会活動あたりで実施をされる方が、もっと家庭と連携して取り組んだりして、もっと効果的な取り組みができるのではないかなと、そんなふうに考えております。

○14番（西園典子さん）

この「菜の花エコプロジェクト」というのは、よくこうしてリサイクルの図になったりしておりますが、あれは一つの例であって、ここにこの日置市にあった形ですればいいわけであって、何もこうして難しいから、こういうふうにこうしなければいけないというのではなくて、日置市において、どういうふうな形が望ましいかというふうでしていけばいい問題ではなからうかというふうに、私は思っております。

これは、これからの東市来を含めて、またほかのところもまたいろいろと関係等を、またご理解をいただきたいという段階ではなからうかというふうに思っておりますが。あきらめずに市長も応援していただきますように、教育長も応援していただきますように重ねてお願いして、次にまいります。

次世代育成のことについてでございますが、

次世代育成といいますが、次世代、次の世代ともいいますが、次世代とは一体どういう人と言っていると、市長はお考えですか。

○市長（宮路高光君）

この次世代という言葉も、未来の中で大変10年後なのか100年後なのかございますけど、基本的にはこの子供たちといいますが、私どもを中心としたときはこの子供たちが、今後、どういうふうな中で生活環境の中におられるのか。手短な中におきますこの次世代は、私は、子供たちを指しているというふうに認識をしております。

○14番（西園典子さん）

あるところでそのことについて議論したという話を聞きます。ひいじいさん、ひいばあさんからの次世代はおじいさん、おばあさんだと。おじいさん、おばあさんの次世代はお父さん、お母さんだと。お父さん、お母さんの次世代は子供だと。子供の次世代はそのまた子供。またその子供の子供の子供というふうに、だから次世代というのはみんなのことだと。何か次世代育成ということはみんなのことであって、みんなを守るために、また今、市長がおっしゃいましたように、未来の子供たちのことを育てなければいけないんだと。未来を育てるために、今を育てるためにも未来を育てないといけないと。

これは、先ほどから私も環境のことでも申し上げましたが、相共通するものがあるかと思えます。やはりそういう意味での考えで、これは子供たちの問題だよというふうでお考えになってくださらなくて、今のみんなを守る、私たちみんなを守るために未来を守るという気持ちで、ぜひよく検討をお考えいただきたいと思えます。

そこで、1番のことについてでございますが、協議会をもう1月設立して、3月末には出したいということでありました。やはり実行性のある計画などをするために、アンケー

ト調査などもあったかと思えます。アンケート調査などを讀んだり、私は前のときにやはり、親や子供のためにはまずそういう現場の声をお母さん方などの声を聞いた方が手っ取り早いですよと、ぜひそうしてくださいということを市長にも申し上げたことがあります、なさいましたでしょうか。そして、どういふ感想をお持ちだったでしょうかお伺いします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、現場の声というのはやっぱりお母さんたち、特に今は小学校、幼稚園、保育園、それぞれの関係の中で、私もそれぞれ会議等には出席をさせていただき、今、本当にお母さんたちが望んでいるのが何なのか、またお母さんたちも自分たちができるのは何なのか、これはやっぱりそれぞれ多様化している部分があるというのは認識しました。

今後のこの策定におきましても、このようにして4つの計画書がきちっと出てきておりますので、この時点におきましてもアンケート調査等をしておりますし、またこの委員会17名の中におきましても、直接そのお母さんたちの声が反映できるような方もその委員会の中に入れて、策定をしていきたいというふうに思っております。

○14番（西園典子さん）

先ほど策定委員を11名とおっしゃいました、11名（発言する者あり）12名、（発言する者あり）ああ、17名ですね。17名。その中の男性対女性の割合、それから年齢的に子育て世代の年代が何%ぐらいか、それから実際その2つをちょっとお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

まだ、それぞれ内諾をもらっているところまでございまして、基本的にはバランス的に4町の地域もバランスよく、またその職種のなものとかまた年代層とか、そういうものを

ある程度バランスを配慮した中で17名の中で、今、内諾をもらっているところまでございまして、まだはっきり内諾書がいただいておりますので、今月中の中で内諾書を17名の皆様方からいただきたいと。その結果の中で、それぞれの比率というのは出てくるというふうに思っておりますので、今、議員がおっしゃったようなことは十分配慮して、17名を選定しているつもりでございます。

○14番（西園典子さん）

十分検討をして入れていきたいというふうにお答えをいただきましたので、期待しております。やはりこれ男女共同参画推進懇話会、これもつくろうというようなふうのお話で、まだちょっと具体化しているのかなのかです。やはりそこの連携というものも必要ではなからうかと思っておりますので、そこはつけ加えさせて、そこも早いところしていただきたいと思っております。やはりこの次世代とこの男女共同推進のこれは、切っても切り離せない部分もございまして、ひとつまたそこは要望をしております。（発言する者あり）要望はいけないので、希望します。したいと思っております。

それでは、うまくそういうことをしていただきたいと思っておりますが、2番目の、2番目に吹上町がしておりましたそのことについてでございますが、実績は確かに少ないというふうに、私もあけぼのに行って調べてまいりました。

でも、今、これを利用される方というのはどういう方々が利用されやすいかといったら、やはり近辺に親とかそういう地域に助けられる人たちが少ないという家庭の核家族も含めて、そういう方々が多いんじゃないかと思っております。そういう方々といったら転勤族とか、また仕事でこちらに来ていらっしゃるのかというふうになったりする可能性が多いと思っております。

そうしたときには、一番やはり農村地帯よりも、伊集院地区とか東市来などのように、やはりそういう会社とかいろんなものが多いところが利用者が多いのではなかろうかと。また、潜在的にいるんじゃないかというふうに、私は思いますが、やはりそういうところなどでも、これは実施の方法などを検討しながら、イエスともノーともつかないお返事をいただいたわけで、すぐにはできないかと思えますけれども、本当は市長の地元である伊集院町が、一番希望者が多いんじゃないかと、私は思っております。その2番目が東市来だというふうに思っております。

やっぱりそういうふうに、私自身も思った時期もありましたし、そういうヘルプサービスが欲しいと、私自身も子育てしながら思ったり、またお母様方の声にもよく聞きます。ぜひそれは検討を、ほかの地域など、実績がそれほどでもなかったというふうだけでなく、ぜひ実施の方法などを含めて検討をするということです。前向きに検討をしていただきたいと思いますが、お答えをお願いします。

○市長（宮路高光君）

このホームヘルプ派遣事業という中におきまして、対象者というのが、産前産後60日間において日常生活を営むのに支障のある母親、また病気等により乳幼児の世話が困難な家庭、こういう限定されている部分がございます。みんながみんな、これをすぐ対象とできるということじゃございません。

特に、今、こういう関係の中におきましては、私どもも妊婦を含めた、また産後の中で1歳健診はそういう保健婦としての悩みの聞き取りもさしていただき、後ほど出てきます子育て支援センター、こういうところでもいろんな相談業務を行っておりますので、そういうところでこういう事業がたくさん必要であると、そういう声が出てきた場合におきま

しては実施していきたいと、さように考えておりますので、ここに書いてございますように、この対象者の限定している部分があるということが、私は大きな要因であるというふうに、その対象者がです、少ないというのは、こういうものであるんじゃないかなと思っております。

○14番（西園典子さん）

これは日置市において、またつくるというふうに要望して、いや要望と、提案しているわけでございますが、であるならば、これはまたこっちに合った形で、また支援センターなどにもちょっと話をしましたら、やはり支援センターもこんなのが本当に必要であると、自分たちもしたいという声もありました。

ですから、やはりそういういろんなものを枠の検討なども含めて、前、今からの子育てのためには非常に核家族が進んでおります。そして、その家庭にいらっしゃるそういうようなお母さん方が煮詰まってしまうというふうなふうに、発散するものがなくて煮詰まってしまうというふうなことで、表現をなさるということですが、そこに手助けという意味でも、また相談という意味でもしていただけるように前向きな検討を期待いたします。

それでは、お答えがちょっとはつきりとしませんが、なかなか難しい、今、難しいという、単純に広げるということは難しいかもしれませんが、いろんな検討をしながらまた形を変えてでも、また検討をしていくということをする気がおありかどうかということをお尋ねしたいと思うんですが。

○市長（宮路高光君）

もうさっきも申し上げましたとおり、その対象者が多く、またその受け手をする事業者、こういう方々とも十分お話をしていかなきゃならない。そのような中にも1人2人ということでございます。これが多く、それぞれの地域にそれぞれ声が上がってくる場合につき

ましては対応していきたい。そのためにはやはりその受け手をしていただくそれぞれ社会法人、そういうところも自分のところがしたいと、そういう意向を出していただかなければ、総論の中でしますとかどうするか、それは、私はちょっと今の段階では言えないと。そういう声とかそういう実数がたくさん出てきたらやると、そういうことで認識をしてほしいと思っております。

○14番（西園典子さん）

よくわかりました。今後の課題であるというふうに理解をいたします。

3番目につき、もう時間になりますので3番目のことについてでございますが、また吹上、日吉などにはセンターなどが無いということで、やはりそういうことも検討していかなければいけないということでもございました。

一つその中で、東市来地域の美山にありますそのことにつきまして、あそこも一生懸命頑張っていて、私も行って見ましたけれど、親の方々とも相談、お話ししまして、大変利用が多くて伊集院地区からも、それから鹿児島からも通ってくると、そういうようなふうにいるんなことをしていらっしゃって、また保健センターという役場のところ近くのところにまで出向いて行って、いろんな活動もしていらっしゃるというところでもあります。

先立つものはやはりもうお金ということで、今、看護婦さんを、そしてその補助金をいただいでしていただいでいらっしゃる、それが大変親にとっても、また園にとってもセンターにとっても助かっているということでございますが、その予算措置など、または今後も続けられるのかどうなのか。

それから、小型と常設型というのは補助、交付金です。交付金というものはやはり公平に本当にいろんな人たちにこうして使えるようなふうには、こうしてみんなの利益になるよ

うに使われるべきだというふうな認識に立ちますが、立つ、私は思っております。

そうしたときに美山は小型、現在、常設以上のと言ってもいいぐらいの活動をしておりますが、いまだに小型であります。小規模の型であります。その補助金が。そこ辺を検討ができないかどうか。事業者主体が、今、県から市町村の方に移りつつあります。そういう意味でも、市長はお考えがないか、そのことをお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

あそこの支援センターの設置におきましては従来型と小規模型、2つがございます。その中の要件におきまして、事業者がそれぞれの選択であるというふうに思っております。それぞれの事業がたくさんございますけど、メニュー方式の中でこの従来型の施設をすると、その事業を3つしていかなきゃならない。小規模の場合は2つということでご指摘のとおり、美山の場合は事業メニューの中で2種類を実施していく、そういうことで最初申請をしております。

基本的に従来型につきましては、事業費について約七百七、八十万円、小型の場合は260万円、そういうふうにして定額で決まっておりますので、これは私どもがどうするという事じゃなく、その事業所の方がそれだけの職員の配置を含め、自分たちができようとしたら、従来型に手を挙げていただければよろしいというふうに思っておりますので、これは園の選択でございますので、私ども行政がこれだけということはおしておりません。そのようにして美山保育園にして、従来型をひきたいというそのメニューをやっぱり克服していただく。それが本当の義務で2つに分けられるというふうに考えております。

○14番（西園典子さん）

園の選択であるということで、園は4つ、いろいろとこうしてありますが、5つ、どこ、

ちょっと私、今、ばたばたと12時が過ぎたと思っただばたばたしますが、3つ以上の4つの項目をこうしてクリアして、常設以上のことをしているというふうに聞いております。

ですから、では今のお答えでいえば、それを解釈すれば、園が、じゃ4つの項目をしているから常設型ということをしたというふうに言えば、できるということでございますね。その答えをお聞きしてありがたく存じます。

また、先ほどお答えにちょっとなりませんでした看護婦の健康支援に関する補助金のごことは、今後はいかがなものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

看護師というものじゃなくて、これをする場合は、従来型は2人以上の職員を配置する、小規模の方は1人以上ということで、そういう看護師だけじゃなく、やはり常設したら人をそれだけ配置していかなきゃならない。その分だけ基準額は上がると、そういう認識です。ただ看護師を雇ったからそれにお金を与えると、そういう仕組みじゃございませんので、やはり職員を含めた中で保育士を含めて、じゃどっちをするか、その選択だと思っております。

そういう中で、さっきも言いましたように、2人と1人と職員の配置もそのように規定をしておりますので、そこはさっきも申しあげましたとおり、保育園の裁量だというふうに認識をしております。

○14番（西園典子さん）

では、園がきちっとそういうふうにして整えて申請をすればいいというふうに解釈いたします。では、そういうふうで園が頑張ってくださいることを期待いたします。

先ほどからちょっといろいろと申し上げましたけれども、未来のことも子供も声を上げられないと声を言えない、声として出せない

ということをまず、そういう立場にあるということを考えて、本当に私たちは未来、そういう声を出せないものの立場ということをよく認識していただきまして、温かい支援とかいろんなことをしていくのが行政だというふうに、私は思っておりますので、市長、よくわかりだと思いますが、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。私も頑張ります。

以上で終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を13時15分といたします。

午後0時07分休憩

午後1時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、27番、佐藤彰矩君の質問を許可します。

〔27番佐藤彰矩君登壇〕

○27番（佐藤彰矩君）

さきに通告しておきました3点について質問をさせていただきます。

その前に、実は10月24日、西日本新聞によりまして、合併効果薩摩川内市1位という大きい見出しの報道がされております。九州の48新自治体検証ということで、平成の大合併で誕生した自治体の行財政効果率や民間の受け皿づくりが、どう進むのかを検証されたものでございます。

これによりますと、九州管内48市町村の合併問題ランキングの中で、我が日置市としましては、ほかの鹿児島県内の市町村が40位ぐらいに低迷する中におきまして、1位が川内市、薩摩川内市、そしてまた48市町村の中で、我が日置市は7位にランクされるというような位置づけでございます。

非常に合併というものが効果的に第三者から見た場合、日置市においてはよかったんじ

やないかなという気もいたしますけども、今後について期待されるというものもありますので、今後、行執行部、そしてまた議会の同僚の皆さん方と協力し、市民サービスと福祉の向上をお互い努力し合いながら頑張っていきたいという気がいたします。

そこで、まず提出しておきました質問に入らしていただきます。まず、指定管理者制度導入と行財政改革についてお尋ねいたします。

まず初めに、行財政改革から始めさせていただきます。

まちづくりの主役は市民です。今、この市民と行政の関係が大きく変わろうとしております。これまで地域の暮らしや教育、文化、まちづくりなどの公共的活動は、行政が独占的に直接担ってきました。しかし、安定した成熟社会に入り、市民と行政が公共的活動を共有し、それぞれの役割を果たす協働、常に働く、協働して働く協働でございます、社会の時代へと移行をし始めていると思います。

また、少子高齢化社会の到来、国、県、市町村の財政状況の悪化、地方分権の本格化など、地方自治体を取り巻く状況も厳しさを増してします。この変動する社会経済情勢を通し、旧東市来町を初め、4町が一丸となって合併問題に取り組み、そして平成17年5月1日、日置市が誕生しました。

この経緯を踏まえると、今後、本市は限られた行政資源をもとにさまざまな手法を活用して市民志向の行政改革、つまり市政改革に取り組み、簡素で効率的、効果的な行政体制を確立することが強く期待されるところでありますが、市長の考えをまずお尋ねいたします。

次に、同じ1問目の中の指定管理者制度導入でございます。これまで公共施設の管理運営につきましては公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資の団体等に管理運営を委託する方式に限られていました。しか

し、平成15年、地方自治法の一部を改正する法律が同年6月公布され、同年9月2日から施行され、民間事業者にも管理運営をゆだねられるようにする指定管理者制度が設けられました。これにより、現在、管理委託をしている公の施設については施行日から3年以内、すなわち平成18年9月1日まで直営か、または指定管理者制度かに移行することになります。

本市の現在、指定管理者制度導入の進捗状況はどうなっているか。また、18年度へ向けての取り組みは、特に市長のマニフェストにも18年度の計画として、指定管理者制度の導入による公共施設運営の見直しと計画されておりますので、市長の考えをお尋ねいたします。

設問の大きい2番目になります。18年度予算編成についてでございます。平成18年度予算編成に際し、国は補助金等についてより徹底した見直しを行い、その整理、合理化を積極的に推進することとしております。基本方針の中で国庫補助金、負担金の削減、国が国民に最低限保障すべき行政サービス水準の維持、達成など、国の負担が特に必要なものに限るとしているようであります。

また、県においては、県財政が危機的状況にあることから平成刷新大綱を作成し、平成18年度予算においてはこの大綱を踏まえた行財政改革に取り組みこととともに、当面の収支不足に対応するため、これまで取り組みから、さらに踏み込んだ歳入歳出両面にわたる徹底した見直しを行う計画のようであります。

一方、本市の財政におきましては地方債残高の増嵩に伴い、公債費負担が増加する中で人件費、扶助費等の義務的経費が膨らむ一方、雇用情勢、景気低迷の影響等から市税収入等の安定した伸びが期待できない状況が考えられます。

また、地方交付税についてはこのような状況のもと、財源となる法定5税の減収により、市町村等に交付される額が大幅に減額されると思われまゝ。本市の17年度当初予算においては、5月1日の合併に伴い、旧4町の持ち寄り予算として11カ月分の予算で、12月議会においては歳入歳出総額244億1,300万円の予算になっておりますが、いよいよ18年度の予算編成の時期になりました。

17年度は4町持ち寄りでしたが、18年度になりますと単独で宮路市長からのまちづくりの予算となります。そこで、基本的な考え、また財政計画、特に財源の確保についてはどのような考えを持っているのか。また、重点施策はどのようなものと考えているのかについて、執行者としての市長の基本的な考えをお尋ねいたします。

次に、3番目の神之川水系総合治水対策の推進についてでお尋ねいたします。

2級河川の神之川は旧郡山町を水源とし、伊集院町下谷口地域内で旧松元町からの福山川を初め、6本の2級河川が合流し、さらに伊集院町寺脇地区内で野田川を含めた2つの2級河川が合流し、旧日吉町、東市来町を経て東シナ海に流出をしている河川であります。

近年、当地区は著しく発展し、土地区画整理事業、大規模住宅開発、道路交通網の整備、自然河川整備、特にまた水田圃場整備等が進み、流域の変化が著しく、治水安全度の低下が見られ、特に近年の出水期には超水や排水の不足で浸水し、社会生活に多大な影響を及ぼしているところから、早急な抜本的治水対策の必要性がよばれているところであります。

また、神之川は一部の改修を除き、ほとんどが自然河川で屈曲部が多く河川幅も狭く、さらに、今後、上流部の開発が計画もされているようであります。さきの集中豪雨による災害を教訓として、河川の整備と住民の憩い

の場としての河川、空間の有効利用を考慮していただくよう、流域旧5町で神之川水系総合治水連絡協議会を結成し、整備促進を強く要望しているところでありますが、平成14年度新規採択事業として採択されてから神之川総合河川整備事業に着手されておりますが、住民の目でなかなか目に見えるような事業に見えないところの内容であります。

現在の進捗状況と今後の取り組みについてさらにお尋ねし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の指定管理者制度導入と行財政改革というご質問でございます。指定管理者制度の導入については、これまで市内のすべての公共施設について、それぞれ施設所管課から施設の概要、施設管理など現在の利用状況について資料を収集しており、その資料に基づきまして、庁内の行政改革推進本部の専門部会で施設の指定管理者制度への移行について検討をしているところでございます。

指定管理者制度は、管理経費の縮減を行い、その結果として施設の利用料金の値下げや利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることにより、利用者へのサービス向上を図ろうとするものでありまして、現在、そういった観点から導入の可能性について検討しているところでございます。

今後、指定管理者制度へ移行可能な施設を決定しまして、来年早々には施設条例の改正作業に取りかかり、また業者への説明を行い、改正議案を3月議会に上程し、その後、指定管理者候補の公募を行い、その次の議会で指定管理者の指定議案を上程する予定でございます。議決後は指定管理者の指定、協定締結を行い、18年9月からの管理開始を行う計画でございます。

行財政改革については、識見を有する者、

公共的団体の代表者、住民代表、企業代表など15名による日置市行政改革推進委員会を立ち上げ、第1回を去る10月3日に開催し、日置市行政改革大綱について諮問をいたしているところで、これまで3回の行政改革推進委員会を開催しているところでございます。

市議の皆様方にも、去る9月議会の全員協議会で大綱（案）につきまして、説明をさせていただきますましたが、大綱（案）は改革の必要性や推進期間などの基本方針と具体的方策で構成されておりまして、委員会ではこれらについて協議をいただいているところでございます。

大綱（案）の推進期間は平成18年度から22年度までとなっております。具体的に実施計画を策定し、18年度から実施しているものがございます。今後、組織、機構の改善、定員管理の適正化、財政の健全化、民間委託の推進、指定管理者制度への移行などを行い、大胆な行政改革と住民、民間との協働による効率性と透明性の高い行政体づくりを進めようとするものがございます。

3番目におきます質問でございますけど、市長のマニフェスト、17年度の実行と18年度をどうするかということでございますけど、17年度は2人助役制を導入し、また、地域審議会におきましても公募を行いまして、2回ほど開催する予定でございますし、また異業種交流懇話会も結成させていただきました。

今後、残された期間の中におきまして、17年度のマニフェストに上げてあります項目について、随時検討をさせていただきたいというふうに考えております。18年度におきましては、今、策定中でございます総合計画に基づきまして、実施をしていく予定でございます。基本的には職員の資質の向上を図り、旧4町の一体感を目指し、市民本位の

サービス提供ができるよう努めてまいりたいと思っております。

18年の予算編成についてというご質問でございます。歳入については、市税におけます課税客体の的確な把握と国、県支出金や合併特例債、過疎債などの交付税措置のある地方債の活用で財源確保を図り、歳出については、費用対効果を十分検討した上で、効率的な施策の展開を進めていきたいと考えております。

18年度の財政計画につきましては、市税、国、県支出金など歳入の減額が予想されます。歳出は、既に借入れた公債費の償還の増額が見込まれており、経常経費である人件費、物件費の削減、投資的経費の効果的な配分により、17年度と比較いたしまして歳出全般の削減を考えていかなければならないと思っております。

重点施策でございますけど、合併後の4地域間の均衡ある発展が重要と考えておりまして、特に継続事業の公営住宅整備事業、区画整理事業、まちづくり交付金事業、海浜公園整備事業、農業施設整備事業など重点的な整備を進めながら小中学校の建設事業など、新規事業も出てくる予定でございます。

3番目の神之川水系につきまして、神之川水系総合治水対策につきましては、関係自治体5町で連絡会議を平成11年に結成し、これまで総合治水対策の推進を図るべく、県への整備促進を強く要望してきておりまして、今年度も11月14日、県土木部長に直接お会いいたしまして要望書を手渡してきました。

県におかれましても14年度から新規採択事業として、神之川総合河川整備事業に着手され、17年度も県内の他地域よりも、この2級河川におきます予算1億5,400万円の予算を確保いたしまして、特に神之川下流域の河口部の用地補償事業に手がけております。

ご指摘のとおり、まだ目に見えないということでごさいます、今現在、それぞれ測量、用地買収というふうに入っておりますので、直接的な工事関係につきましてはもう少し時間がかかるというふうに思っております。

また、特に伊集院市街地部におきましては、18年度におきまして、そのちょうど中心部におきます街区の調査事業を実施するという報告を、県の方からいただいております。

近年、区画整理事業や道路網の整備におきまして流域の変化は著しく、出水期におきまして社会生活に影響を及ぼしており、緊急性をご理解いただき一日も早い事業完成に向け、今後も県の方に要望してまいりたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○27番（佐藤彰矩君）

今回、行政改革と指定管理者制度導入を一緒にこうして質問をしたのは、本来ならば別々ということも考えられるんですけども、行政の市民へのサービス提供範囲にこれをフィールドということであらわしますと、今、市役所の業務フィールドが多く、民間による活動フィールドが少ないと思います。これを今後、どのぐらいの割合に持っていくかということで、これを一緒に一応さしていただいたわけでごさいます。

ということで、まず行政改革の方から再度ちょっと質問をさせていただきます。

行政のスリム化と言われているんですけども、具体的にどのような、再度、ものを考えていらっしゃるのか、まずここからお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、この行財政の構築化という形を考えてみますと、基本的にそれぞれ人件費の削減というのが一番大きな課題であるというふうに思っております。そのような状況の中におきましてそれぞれ費用対価といえますか、そ

の比較というのが大事であると。直営におきましてもそれぞれの事業によっては、経費的に民間委託するよりも安い部分がある公共施設もあるようでごさいますし、そのようなことを含めまして、またある反面、民間企業者の活性化とその両面を、今後、考えていかなければならないというふうに考えておきまして、先ほど申し上げましたとおり、今、その洗い直しをやっておるところでごさいますので、またもうじきいたしましたら、それぞれの費用効果を含めた中で、皆様方にお示しする時期が来るというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

行革の策定のねらいとしては、限られた経営資源、これは人、もの、金を最大限活用し、最小限の経費で最大の効果を上げる。このように詰めながら、市民が求める公的サービスを最良の形で提供できるようにする、ということが目的ということで理解しているんです。

そこで、これを、今後、行動計画の策定というようなものがあると思いますけども、今後のこの行動計画の策定、各部署においての進めていくアクションプランというのが出てくるだろうと思います。どのような形でこれを各所としての各部の進め具合で進めていって、アクションプランをつくられる計画かお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、今、行政改革推進会というのがございまして、その中でそれぞれ専門部会を庁舎内で立ち上げております。その中におきまして、今、具体的に先ほども申し上げましたとおり、今、その施設の箇所を把握しているところでごさいます、それに基づきまして、18年から22年までそれぞれの行動計画というのを策定するつもりでごさいます。先ほども申し上げましたとおり、今、これを把握中にごさいます、この18年度から年次的に目標を数

値目標も入れながら、実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

佐藤よしのり君。

○27番（佐藤彰矩君）

はい、彰矩でございます。

○議長（宇田 栄君）

済みませんでした。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、各鹿児島市、川内市、今、行革とこの指定管理者制度に取り組んでおりまして、多々新聞報道等にも載っております、先日、鹿児島市の推進委員会の市長に対する提言というものも載っていたようでございます。担当課の職員の方も見ていらっしゃると思えますけれども、この中で目標年度と数値目標を設定するよう要望ということになっております。大事なことだろうと思えます。

その辺について重点、そしてまた提言の中で重点項目というものがいろいろたわれておりまして、あと職員のコスト意識の徹底、民間資本を活用するPFI制度の積極的な導入などを一応市の、鹿児島市の場合は提言されているようですが、本市においてはどのようなお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この行政推進委員会の中でどういうまとめ方をしてくるのか。今、私どもはその資料提供を、今、把握して、推進委員会の方にご提案をしておるところでございますので、推進委員会の方がそれぞれの、今、鹿児島市、薩摩川内市のことも含めながら、私ども日置市におきますその客体を、きちっとした中でご提言をいただけるというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

それと、一応改革を進める中において、市政改革の公聴並びに広報体制というのが出てくると思えます。この辺について、まだ委員

会からの一応提言はされておられませんけれども、執行としての考えをお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの広報、公聴という形の中におきましては、もう行政推進委員会の中におきましても公開をさしていただいておりますし、まだ中間報告ということもいただいております。そのような状況の中でございますので、委員会としてどうあるべきとの姿を近いうちにこちらの方に中間答申でもいただければ、広報もできるというふうに感じております。基本的には来年の3月までの間に、いろんな諸この改革案というのが出てくるというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、18年度から独自の予算、またまちづくりが始まるわけでございますけれども、この改革の評議会というものが18年度の予算編成の中で生かされるような、一応そういうふうなものとしては考えられなかったのか。こうしてずれ込んで来年の3月となりますと、提言の時期には、もう18年度の予算編成には間に合わないという形になるんですけども。今までこうして遅れた理由が何かあるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

遅れた理由ということの中におきまして、今回、この合併いたしまして約7カ月間、それぞれの総合計画もつくっていかなきゃならない、いろんな一つ一つ大変数多くのそれぞれの会議というのを開催しなければならなかった。時間的な大変制約する中でございました。特に、この18年度の予算編成につきましては、基本的にはこの今後の18年度から20年度までいきます実施計画、こういうものの基本的な考え方の中で、私どもは18年度の予算編成も並行してやっていきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

改革の中で、市職員の心構えというのが一番大事かという気がいたします。市民は市役所のお客であるということを常に意識し、行動し、またまちづくりの主役は市民であり、市民の立場に立った市民本位の公共サービスを遂行するため、市民に親しまれ信頼されるようにしなければならないと思います。市民サービスの提供に当たっては、原則で丁重にわかりやすく対応するよう心がけ、市の事務、それから事業、また税金等で賄われていることを常に自覚しながら、質の高いサービスを提供できるように、職員の一応心構えが必要かと思えますけれども、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおり、職員の資質向上、そうすることで住民サービスの、また向上というふうにつながってくるということを考えておりまして、この職員研修というのにはあらゆる角度の中でやっていきたいというふうに思っております。今までのこの7カ月間の間におきまして、それぞれの職員研修もさせていただきました。

また、特に、先般臼杵市の職員が参りまして、臼杵市におきます職員としてのそれぞれの実態の行政方針に基づいたことも講演会をしていただき、また私どもその後に、それぞれの関係する部署がまた一緒にディスカッションをする。そのようにして今からあらゆる研修の場をつくっていきたくと、さように考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

ということで行政の方の仕事というのは、今後、限られた中からいかにしてスリム化していくかというのが行革になります。そしてまた、行革をしながら仕事量というものは今までと変わらないわけでございます。そして、今、市長が言われるように、職員の減というようなことになると、非常に仕事量にお

いて職員に無理がくる。それをいかにして民間に移管していくかというのが、指定管理者制度のあり方ではないかという気がいたします。

そこで、12月の8日のこれも新聞からですけど、鹿児島市が管理者制度の条例を43件提案しております。そして、同課によると、この指定管理者制度の経費的な削減が9.4%という形で財政的に見られている、というふうな報道がされているわけでございます。

これからちょっと指定管理者制度についての質問をさせていただきます。

今後今、さっきから市長が、指定管理者制度の導入を若干説明をされておりますけれども、本市においての制度、設立の目的と理解というものをどのような形で、市長は取り組まれているのか。まず、目的についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この指定管理者制度の導入というのはやはり財源の削減を第1目標にし、民間の皆様方が活力できる一つの方法でありますし、またサービスが公平にまたできる、そういう部分も含んでいるというふうに認識をしております。

○27番（佐藤彰矩君）

次に、指定管理者制度のポイントというのがございます。大事なことでございます。この指定管理者制度のポイントとしてはどのようなものを考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、この管理経費の削減、さっきも申し上げましたとおり、これが一番大きなポイントであるというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

ポイントとしていろいろあるわけでございますけれども、公社、今、日置市においては東

市来、そして旧吹上町が管理公社委託ということ、それから旧伊集院町と日吉町が人材センターのシルバーセンターの利用ということでやっているんですけども、今後、そういうものの引き継ぎというようなことになると思いますが、現在、本市におきましては市有施設のアウトソーシングの概要を、この辺についてはどのような形で進められているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今まで旧町におきましてその公共施設の管理方法というのが若干違っておったというのは認識しております。特に、今、公共施設のこの施設等を含めた中で、またこれ以外にまたやっていかなければならないというふうに思っております。特に、今後、予想できるのが保育所のものとか給食センター、いろいろなもの、そういうものも費用効果、いろいろなものを出しながらやっていかなければならないというふうに考えておりますので、総括した中で、さっきも申し上げましたように、今、実態でどれぐらいの一つの経費的な中で運営されているのか、公社またシルバーセンターの中にどれだけ委託をしているのか、そういうものの、今、洗い出しをしておりますので、その費用を十分比較検討してやっていきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

この指定管理者制度の導入に入るには、まず現施設のアウトソーシング的なものができなければ、これが始まりだろうと思うんです。だから、これによって対応する施設が何カ所あるのか、その施設をどのような形で配分していくのか、その辺の配分の把握、これを一応アウトソーシングと言うんですけども、その辺についての把握が、現在、できているのか、それをお尋ねしているところでございます。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

公共施設につきましては、大きく区分しまして250ぐらいの施設があるということで把握しております。これらにつきまして、これまで施設の概要につきまして調査をいたしておりまして、今回、やっているのが主なものとしましては指定管理者制度への移行ができるものはどの施設なのかというのを、今、検討をいたしております。それに該当しない、今回、指定管理者制度へ移行しない分につきまして、今後、民間委託できるものはどういったものがあるのか、いつできるのか、そういうものをまた検討をしていきたいと思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、アウトソーシングの中で一応直営にするのか貸付にするのか一般委託にするのか、委託か指定管理者制度か民営化にしていくのか、休止するのか廃止するのか。その辺の施設を区分する、こういうアウトソーシングを把握して、そして指定管理者制度のものの中を、今後、進めていくというのが手順になるんです。

ですので、この手順からしますと、例えば薩摩川内市を例に挙げますと、管理区分の中で一応対象になるやつが1,363件あります。そして、ことしの6月議会から始めて、今回の12月議会で60件の指定者制度の一応もう相手が決まった、契約事項の議案を取り扱うということになっております。

そういうことで日置市においては、非常にこの問題が流れとして遅れているんです。ですので、今後、指定管理者制度の、ことしは250件というものをアウトソーシングの中でどのような形で区分をし、そしてその中で指定管理者制度の枠はどれぐらいに考えていられるのか、一応お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

川内、鹿児島、私どもよりちょっと早く合併いたしましたので、そういう期間的な余裕があ

って今の時期だというふうに思っております。私どもも7カ月間の間、今、それぞれの整理をさしているところがございますけど、今後におきまして、今、お話のとおり、この整理といいますか、今の施設の中で本当に管理者制度でできるものなのか。おっしゃいましたとおり、これはほかの今のままがいい、そういう収集、出ましたのが今月中にして、今月中に内部検討委員会をやって、それぞれの一つの方向性というのを出していきたいというふうに考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

導入の流れとしまして、今後今、委譲方式を考えますと、条例の改正というのが議会で最初に出てくるんです。そして、その中で委託業者が決まった場合、指定議案が出てきます。そういう流れの中で条例改正、そしてまた委託開始、そういう指定議案の提出、実は条例改正をした後、公募をし、そして参考委員会を開き当初予算を要求し、管理者指定制度案の調整をし、そして次に入るわけですが、これが大体6カ月かかると言われているんです。公募の場合。これは公募の場合です。

ですので、今から始まった場合、うちの場合は最短距離で走っても、3月議会の方で条例改正の議案提出しかできないんじゃないかと。そうすると、公募をして本当に公募をして集まる業者がその間にいるか。そして、ヒアリングができるか。そして、9月の1日、9月にこれはもうしなければならない条例なんです。しなければならないんです。しなければならぬんです。しなければ管理者制度にするか、直営にするか、2つの選択しかないんです。

ですので、時間的に、本当にこれは指定管理者制度の公募から入られるか、その辺についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

限られた時間の中でこのことをしていかな

きゃならないというふうに思っております。特に、今後、この条例改正というのが入ってきますけど、その前にやはり基本的に受けられる条件のものであるのかどうか、それぞれの精査はこちらの方で十分やっていきたいというふうに思っております。

本当に、今、ご指摘のとおり、来年9月までにするには大変窮屈な時間しか残されていないという事は思っておりますので、このさっきもちょっと室長の方から話がありましたとおり、約250ぐらい上がっておりまして、このうちの何%できるのかわかりませんが、そこらあたりの早く精査を今月中にやっていきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

今、時間がないと認識されましたので、何とか時間内において、これは解決しなければならない問題でございます。そういうことでやった場合、3月に入った場合、一応公募選考委員会、それから管理者指定制度案の調整、当初予算の措置、そういうものが果たしてどうなるか。なった場合、今後というものが恐らく無理じゃないかなという気がするんです。

そうなりますと、現在、やっております、先ほどから申し上げました東市来、吹上の公社、それから人材センターです、シルバーセンター、こういうものに対する対応となりますと、もう随分しかできないという状態が生まれてくると思います。ですので、そうなった場合、経済効果、管理者公社移行に対する経済波及効果というものが薄れてくるんです。いかにして民間の方にこういう業務を委託し、管理者制度導入で民間活力を生み出すというものがこの目的なんです。

ですので、いかにして民間から公募し、そして民間の業者の育成、社会的な経済波及効果を図るかというのがこの事業の目的だろうと思っておりますけど、それについての認識をお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、その民間におきます仕事場の提供というのが、大きな一つの民間活力の原動力になるというふうなことは認識しております。そのような状況の中におきましても、さっきも申し上げましたとおり、一つの手順というのがございますので法的なもの、条例改正、そういうものもやはりきちっとしていかなきゃならない。

お話のとおり、この公募の問題を含めましてこの公募期間をやはり短くするなり、いろんな手法をとりながらこの指定管理者制度の中で取り組んでいきたいと。数的にどれだけのものが指定管理者に移行できるか、今のところはちょっと見当がつきませんが、今後、それぞれの作業的なものを急ピッチで早めていきたいと、このように思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

そうなりますと、一応うちの本市の現状から考えますと、先ほどから申し上げます東市来、それから吹上地区が公社方式でございませぬ。振興公社ということで、それを一応こうしてちょっとまとめてみますと、吹上が、公社方式でゆーぶるを含めて23件で5,412万8,000円、これは委託です。旧日吉地区が、シルバー人材センター方式で7件で80万円ぐらい、これは少ないです。伊集院が、人材センター方式で23件、3,200万円ぐらいです。それから、東市来が、公社方式で17年度で45件から四十五、六件ということで4,900万円ちょっとです。全市の合計をちょっと計算しますと件数で98件でございます。そして、9,110万円というのが委託料になっています。

そのほか、ちり収集を含めた松元にあります一応塵芥処理場、こういうものの委託というのもございますけれども、現在、この今、私が申し上げました98件以外で総額、今、委託しているのは本市の場合、どれぐらいにな

りますか。

○総務企画部長（益満昭人君）

ここに統計的な数値を持ち合わせておりませんので、後で報告をいたします。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、この数字がわからなければ、市有施設のアウトソーシングの概要の中に入れていないと思うんです。これが基本になるんじゃないかということを考えます。ですので、一応こういうことなんです。実は、今、あるこの人材センターや管理公社だけで、この今、委託しているこの業種だけで指定管理者導入に入っては意味がないと思うんです。では、これ以外の施設でいかに民間に公募をして、そしてそういう民間参入の業者があらわれるかというものが、この指定管理者制度の導入の効果になると思いますけれども、その辺についてはどういうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、この指定管理者制度に中におきます公募いたしましても、金額的なものが恐らく一番大きなポイントになってくるというふうに思っております。さっきも申し上げましたとおり、この公社方式の直営の場合につきましても、管理者制度よりも安い形の中で公社運営がなされておれば、それも一つのことであるというふうに認識をしておりますし、また新たにその管理者制度に入れる物件があるのか。さっきも申し上げましたとおり、今月中にそのデータが出そろうということでございますので、内部検討を十分、今後、していきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

行革から指定管理者制度導入ということで、行政のフィールドと民間のフィールドと、今、恐らく80%対20%ぐらい、8:2ぐらいでの状態じゃないかなという気がいたします。よって、今後、このフィールドの守備範囲を

民間と行政とフィフティフィフティ、50%ぐらいの問題として持っていければ非常に行政のスリム化につながるし、また職員の仕事の軽減的なやつもつながってくるんじゃないかという、そしてまた民間の活力というものも生まれてくると思うんです。

そこで、指定管理者制度の導入は本市の目玉にも、また市長の目玉的事業にもなると思います。市民のためにも役立つ事業ですので、少しちょっとおくらしているような気もしますが、市長を初め、各課からの提案、これが大事だと思います。各課からの各部からの提案ということで、全職員がこの問題については取り組んでつくっていかねばならない問題だろうと思います。今後、日置市の大きい今後の運命を左右する大事な問題ですので、この問題については市長を初め、みんなでしていただくということを考えますが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

おっしゃるとおりでございます。今、さっきもお話いたしましたとおり、もう今月中にそれぞれの部課長を含めまして、この問題につきましては、さっき申し上げましたとおり、今、基本的に全課からその250幾つものあれが上がっておりますので、早くそういう専門部会を開催して、全職員がこのことに取り組むよう努めていきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

次に、18年度の予算編成についてお尋ねいたします。

ちょっと18年度の予算編成の前に、何点か、現時点でのチェックをさせていただきます。というのは、現時点での財源の確保とチェックを何点かさしていただくということで、まず現在の基金について、現時点においては約58億8,400万円でこのうち財調が33億円ということで、これで一応確認です

けども、これは17年度の財源としてのお尋ねですけども、まずお尋ねいたします。

○財政管財課長（福田秀一君）

財政調整基金でございますが、16年度末で33億367万6,000円でございます。その後、補正予算の方に取り崩しをしておりますして、現在のところでは26億1,790万円がこの17年度末の見込みでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

現在、26億円ということですが、今年度末の残高は幾らぐらいと考えておられるでしょうか。

○財政管財課長（福田秀一君）

16年度末の現在高から、現在、取り崩しをいたしましたのが6億8,625万3,000円でございます。これには利子積み立てがございますが、これを47万7,000円見込みまして26億1,790万円ということでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

ついでに、負の方のお尋ねをもうちょっとさせていただきます。普通会計及び普通会計外の方で、現在、地方債ですが、現時点ではどのような形になっているでしょうかお尋ねいたします。

○財政管財課長（福田秀一君）

地方債の現在高見込みでございますが、一般会計で申し上げますと、17年度末の見込みで318億1,387万1,000円ということでございます。

○27番（佐藤彰矩君）

こういう中で18年度の予算編成が始まるわけでございますけども、日置の中央合併協議会で確認をされた内容がございます。55ページで財政計画一覧表というのがつくられておりますが、この記載されております数字と、現時点の一応進められております問題、これは本年度は持ち寄りということになって

いますけども、大分差が出てきているんです。ですので、この原因についてはどのようなお考えでしょうか、説明を求めます。

○財政管財課長（福田秀一君）

合併協議における財政計画の考え方でございますが、これはあくまでも推計をもとに財政企画を立ててあります。例えば、歳入で申し上げますと、単独推計という方法で市町村民税あるいは固定資産税の税收、そういったものを推計をしてございます。歳出の方も、平成15年度を基準として、その後の推計で歳出の見込みを立てております。

公債費につきましても、一応けさほどもありましたけれども、合併特例債を190億円ぐらい使うと、単年度より20億円ぐらい使っていくんだというような計画になっておりましたけれども、現実といたしましては、ちょっとそのような財政計画は立てられない状況でございまして、そういった推計で立てた財政計画と現実の財政計画との間に、このような乖離が生じてきているというふうに考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

17年度から18年度に一応計画がなされるわけでございますけども、基本的な考え、また規模的なものとしてはどのようなお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今現在におきまして約240億円、これは11カ月でございますので、基本的に17年度の総一般会計の予算につきまして、約260億円程度というふうに認識をしております。が、この中で合併協の中でしてございましたこの中におきまして繰入金、いろいろなものが入ってない中でやっておりました。基本的に、今、当初予算をそれぞれ原課から一応上がってきているところでございまして、少なくともことし17年度分につきまして約10%以上は減をしていかなければ、歳入の

確保というのが大変難しいという認識をしております。

○27番（佐藤彰矩君）

今、市長の説明によりますと、17年度の問題を等々されましたけども、17年度の場合は4月分が1カ月分、これは合計が執行が14億2,188万9,000円ということになります。そして、現在、先ほど申し上げました244億円ということで、258億3,500万円ぐらいになるんです、1年分が。というこれを基軸にしなが、一応新しい年度の予算を組んでいくという形で理解していいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

そのような理解でよろしいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、13年度から14年度、15年度、16年度のこの4町の歳出を一応ちょっと調べてみました。16年度が250億8,400万円、15年度が233億円、14年度が221億円、13年度が225億7,700万円という形になっているようです。ですので、これが一応17年度がピークかなという気がするんですけども、今後、いかにして健全な財政運営をしていくかということになるのかと思います。

特に、基金においては13年度が4町で80億円あったんです。それが現在においては45億円ぐらいになっておるんです。持ち寄り。そしてまた、負の方、借金です。地方債、これが13年度が281億円あったんですけども、現在は345億円というふうに逆になっているんです。ですので、この辺を考えながら新しい市政としての財政運営というものが、非常に大事になってくるという気がいたします。

そこで、今後、18年度以降に新しい出てきます合併特例債の問題です。実は、今度の

計画では最初合併協議会の中では、244億円というのが総額ということで説明があったと思います。その80%を一応導入するということで、181億円になります。こういう説明を我々は受けたんです。それを17年度から5年間は21億7,600万円ずつ一応導入していくということで計画されておまして、前半の5年間で108億円というものを、60%ぐらいは前半で使って経済効果を上げるという計画でしたけども、これについてはどのような、訂正が大分出てくると思いますけども、長期的な計画の中での説明をお願いします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、今、総合計画をつくっておまして、その中におきまして18年度からの約5カ年を含めた中でどれだけの財政計画をするのか、どういう仕事をするのか仕事内容によって、やはりこの合併債の使い道というのは年度別に分かれてくるというふうに思っております。基本的にこの合併債を今後使っていくのは、さっき申し上げましたように、地域間の道路整備またイントラネット、こういうものに、今回、使っていきたい。ほかのものにつきましては大変難しいと。

さっきも申し上げましたとおり、いろんな事業展開におきましては国、県、またはそれぞれの過疎債を含めた有利なものもございまずので、そういうものを優先してこの財政計画の中につきまして、約百七、八十億円をつぎ込もうという考え方でございますけど、やはりこれだけの形じゃ大変財政が逼迫してくると思っておりますので、やはりそこらあたりは十分考慮した中において、単年度単年度、やはりきちっとした中でやっていきたいというふうに思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

そこで、この合併特例債の方で歳出の方で、17年度に22億9,100万円という予算

が組まれていたんです。それで、17年度にはこの金額は使われていないわけですけども、今後、10カ年計画となった場合、あともう9年になるんですけども、ことし使われていないこの合併債の予算というものは、どのような使い方をされるのか。これはもう使わないのか、それとも、今後、繰り延ばして各年度に振り分けする計画なのか、その辺の基本的な考えをお示し願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に17年度はその予算編成の中におきましては持ち寄りということで、それぞれの有利なものをやっておまして、この17年度は合併債は使いません。今後、さっきも申し上げましたとおり、そう大枠はございますけど、これはまた18年度以降にどれだけ使うか、その中をまた、今後、新しい総合計画も出てまいりますので、その充当を考えていくというふうに認識していただければいいと思っております。（「簡潔をお願いします」と呼ぶ者あり）

○27番（佐藤彰矩君）

簡潔にと、これは大事な問題です。

○議長（宇田 栄君）

はい、私語は慎んで下さい。

○27番（佐藤彰矩君）

時間内にちゃんとします。今、申し上げましたとおり、大事な今後の市の長期的な問題ですので、ここは入り口として大事にお互いが研究し合って討論をしていく、そういう形でやっておりますので、議員の皆さん方もご理解をしていただきたいと思っております。

このような形で合併債の中での協議事項と、そしてまた現実的にも若干違ってきた問題も修正もあろうということで理解はします。ですけども、基本的には限られた財源をいかにして有効的に使っていくか、そういうことが大事だろうと思っております。そして、住民サービスと、そして住民福祉の向上というものを図

っていくというのが、我々の使命であろうということに理解しているところです。

ですので、今後、市長においては18年度は、最初申し上げましたとおり、宮路市長の独自の独特な市政になると思いますけども、その辺を最後にお聞きしまして、この問題につきましては終わりたいと思いますけども、次、神之川ですけども、まず最後に18年度についての最終的な市長の考えをお願いします。

○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、17年度の中におきます継続事業、これはきちっと継続事業の中でやっていかなければならないというふうに思っております。特に、今、18年度から手がけていきたいというのは、やはり4町間の融和を含めた面におきましては、この通信網を含めたこういうやはり身近でそれぞれの場所でいろんな行政サービスができる、市民が役所に来なくてもできる、やはりそういう整備というのを基本的に18年度からやっていきたいと考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

神之川の水系の方に入らせていただきます。これは伊集院地域、本通り周辺の自治会長さんたちが平成5年の8・6水害を教訓にして、神之川対策を何とかしてもらいたいということで県庁に陳情を出した経緯がございます。あれからもう11年目になるんです。ですので、今でも大雨が降ったりしますと、もう荒瀬地域や小城の地域は浸水し、本当に大変な状態で今でもあるんです。

そこで、本通りの商店街の皆さん方も大雨が降るたびに、川を見にいきながら心配しているのが現状でございます。ですので、もうあれから10年以上になるのに何もなかなかあと、というのが地域の皆さん方の心情なんです。ですので、説明はし、今、神之川の3地区で神之川寺脇、そしてこの本通りのこの町地域、

この3カ所をやっているんだと。そしてまた、神之川の川口の方から工事を進めているという説明はしているんですけども、早く早くというのが、市長もご存じのとおり、住民の心情です。

そこで、先月、県に市長が打ち合わせに行かれたということでちょっとお聞きしたんですけども、その辺の内容についての説明をお願いしたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

基本的には、この公共事業のあり方ということにおきまして、県、国におきましてもそれぞれ前年度から約10%の予算減というのが一つの中であると。そういうのを県の方からも指示ございました。そういう中におきましてやはりこの事業展開をするには、約100億円ぐらいの事業費であったと思っております。そうする中におきまして、ことし17年度が1億5,000万円という形でございますので、私どもはやはりこの重点配分ということを常々、県の方にはお願いをしておりました。

県の意向の中は、ほかの2級河川よりも多くここには配分したと。そのほかの例をとっていただいた中で説明もいただきました。そのようにして、特に私どもはやはり早く実施ができるようにするには予算獲得ということで、今後とも県土木事務所、県本課、河川課、こういうところと十分打ち合わせをしていきたいと思っております。

○27番（佐藤彰矩君）

実は、この事業が始まる前に、郡山、松元、そして伊集院、東市来、日吉、旧5町の神之川水系総合治水連絡協議会というのができておりました。こうして合併をし、また松元、郡山が鹿児島市に移行して、その後、この協議会のあり方というものほどのような形で、そしてまた、今後、どこが中心になりながらこの事業を実施していくのか。その辺のお尋

ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

この中におきましては、もう日置市が1つになりました。日置市ということでございますので、日置市の方で中心的に協議会の中でやっていきたいというふうに考えております。

○27番（佐藤彰矩君）

そうなりますと、日置市、また中心になります市長の役割というものは非常に大きくなると思います。よって、今、神之川の川口の地区、それから寺脇、そして町周辺の問題でございますけれども、全部日置市にあたいします。そこで住民の不安、また今後の取り組みというもので大きい責任も出てくるかと思えます。一刻も早く、予算が1億5,000万円ということでございますけれども、今後、何とかどうせ我々を含めた行政を中心にしながら、予算の確保というものを図っていく必要があるかと思えます。

その辺についての今後の市長のお考えをお聞きして、質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

こういう評議会を通じた中でもう県の方としてもこの事業の重大性、河川におきます、特に中心部のはんらん、こういう実態というのを十分認識しているというふうに、いつもお答えをいただいております。そういう中におきまして、私ども行政、議会また市民の皆様方と、今後、一体となって、やはりこれは予算獲得に精出していきたいと、さように考えております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時35分といたします。

午後2時24分休憩

午後2時35分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔20番長野瑛や子さん登壇〕

○20番（長野瑛や子さん）

私は、さきに通告しております2つの問題について市長に質問します。

第1の質問は、集中行政改革プラン策定への取り組みについてであります。国、地方ともに大きな政策課題として取り組んでいる問題の1つが、行財政改革の強力な推進であります。旧4町におきましても行政改革大綱が策定されて、それなりの推進がなされてきました。

このような中、総務省より去る3月29日付で、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を決定して、各自治体における、さらに積極的な行政改革の推進に努めるよう指導、助言をしていることは周知のとおりであります。

この指針によりますと、少子高齢化による人口減少時代を目前に控えた国、地方は厳しい財政状況の中で、1、今後は地方公共団体が中心となって、住民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要がある。2、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要である。3、住民と協働し、首長のリーダーシップのもとに危機意識と改革意識を、首長と職員が共有していくことが求められている。

そして、具体的には集中改革プランの公表を上げて、1、事務事業の再編、整理、廃止、統合。2、民間委託等への推進、指定管理者制度の活用も含む。3、定員管理の適正化。4、手当の総点検を初めとする給与の適正化。給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等、諸手当の見直し等。5、第三セクターの見直し。6、経費節減等の財政効果。など6項目

について住民にわかりやすく明示して、本年度中に公表することとしております。

先般、9月議会中の全協の席で、突然日置市行政改革大綱の案の説明を受けましたが、総務省よりの集中改革案の具体的な方策として示されていないように受けとめております。

そこで、市長に3項目について質問します。

第1点、市長はどのような具体基本構想で臨むのか。2点、数値目標を示すことが、特に強調されているが、どうするのか。第3点、集中改革プランの公表の見込みはいつか。

次に、歴史と文化を生かすまちづくりについて質問をします。

我が国の近代化は西方より起こり、とりわけ薩摩は地理的にも南の端でありながら開明を持ち合わせ、明治維新の原動力となりました。薩摩の政治的成功は地方性、地域性を捨てることなく、むしろそれを基盤として生かした郷を中心に、人間形成や人間教育の場とした中世における郷中教育の伝統が脈々として薩摩の地に生き残ったことにあると言われます。

薩摩の強さは、この地域性の持つ保守性と欧米の文、物をほかに先駆けて摂取していく開明にあると言われております。その文明開化と郷中教育の先駆けは、日置市を生誕地、そして修学の地とする日新公であることは周知のことです。

また、近世島津の聖地と言われる伊作城跡は総面積50万平方メートルで南九州を代表する山城であり、戦国の九州を疾風怒濤の勢いで制圧した島津4兄弟、義久、義弘、歳久、家久は亀丸城本丸で誕生し、祖父日新公の子孫、三代開運の説は成就し、戦国大名として平和に領国を統一し、貴久公を初めとする3子4孫の活躍の下地をつくったとされます。

日新公の数々の偉業や精神の深さ、ほぼ原形をとどめている伊作城跡等は、鹿児島県郷土史上においても厳然たる事実であり、その

史実の源流にある日新公の精神なくして、鹿児島県の歴史は語れないものと考えております。

新市まちづくり計画の中にも、いにしへのロマンを織りなす歴史と文化のまちづくりが掲げられておりますが、日新公がつくり上げた鹿児島県の精神風土を生誕地、そして修学の地としての日置市の核として発信させ、郷土愛としての一体感をつくる柱として啓発し、観光活性化の一つの方策を図るべきと考えます。

そこで、市長に質問します。

第1点、平成16年3月、鹿児島県の観光振興を図り、地域の活性化につなげるべく、鹿児島県を舞台としたNHK大河ドラマの放送を実現することが極めて有効手段の1つとして考え、官民挙げて署名活動が展開された経緯がありますが、当時、鹿児島県からは4件の希望があり、絞り切れずに候補になりきれませんでした。私はむしろそのチャンスは大いに残された状況にあると考えます。

宝暦治水、薩摩義士の平田靱負も伊作の地頭を務め、日新公の精神に深く触れた1人であり、その源流には何があるのか、語られていない、また知られていないものがあり、また三州統一のころ、ポルトガル船が種子島に漂着し、島津家第15代当主貴久公にも鉄砲が献上され、鉄砲伝来のもととなり、それにより、それより6年後に日新公の治世のよさを「この国人は、最も高き道徳の水準にある」と知り、ザビエルは中国から薩摩の地を訪れ、一字治城で貴久、また母の寛庭と会見し、このこともキリスト教伝来また西洋文化伝来のもととなりました。

この2つの事件は日本史的にも大きな役割を果たし、またボーイスカウトの創始者、ベーデンパウエルは薩摩の郷中教育を参考にしたとされ、日新公の戦没した敵味方の供養のため、六地藏を建てたことは世界赤十字大会の先駆けをつくり、博愛精神の主として世

界的にアピールもできる題材であります。

私は、再度大河ドラマ誘致候補として1つの軸に日新公の精神を置き、中世からの光を当て、鹿児島県の歴史の深さを日置市から発信し、全国に知らせしめるべく、官民一体となった取り組みが必要と考えるが、どうお考えなのか。

第2点、戦国時代という最も動乱の世に急ぐことなく、豊かな薩摩独特の士風、学風、仁政、平和の精神を民衆のために築き上げた伊作島津忠良を、薩摩の人はその昔から日新公と尊敬を込めて呼びますが、戦国の他国の武将たちに見ることに珍しい学を好み、道義を守り、戦略智謀により、島津にも劣らない名門や家臣団をも導き、従わせ、ひところは九州制覇の勢いであったとされます。

日新公は、3歳のとき父親を殺され、朱子学を好んだ祖父や才色兼備の賢夫人だった母親、梅窓、頼増法師の厳格な指導のもと神道、仏教、儒学を修学したと言われます。鹿児島県の地域、人が一点のもとに等しく統合、円融したのは、実に日新公の薩摩、大隅、日向の三州統一にあります。

また、いろは歌、薩摩琵琶、流鏝馬、妙音十二楽、敵中突破、妙円寺参りなどなどいろいろな伝統、文化、歴史の根源にある誇りは何なのか。中世島津の名武将を生み育てたこの歴史を支え、元祖薩摩おごじよたちの行き方や教えとは何か。

日新公の生まれ育ったふるさとは、私たちの住む日置市であり、鹿児島県を生んだ母胎であり、鹿児島県のふるさは日置市と発信するためにも、中世島津の成り立ちに光を当て、日新公の偉業を顕彰する本を作成し、さらに郷土愛を深め、歴史と文化をまちづくりに生かすべきと考えますが、どうお考えか。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の集中行政改革への取り組みについてというご質問でございます。私のマニフェストの1番に、大胆な行財政改革と住民、民間との協働による効率性と透明性の高い行政体づくりを進めることを掲げております。これは経費の節減合理化等による財政の健全化を行い、新市のまちづくりは、市民と民間、行政の協働によるまちづくりを進めようとするものでございます。

ご存知のとおり、国においても平成16年、今後の行政改革の方針が閣議決定され、さらに、17年度に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針が策定されております。その指針には、今後、地域において住民団体を初め、NPOや企業等の多様な主体が提供する多様な仕組みを整えていく必要がある。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、新しい公共空間を形成するための戦略本部となり、行政みずから担う役割を重点化していくことが求められているとされております。

私は、行財政改革の最優先課題は、やはり定員適正化計画による職員数の抑制を考え、またこれまで行政が実施していた業務を、地域やNPO、民間などができるものについてはできるだけ委託し、官と民が一体となったまちづくりができるよう、努めていきたいと思っております。

集中改革プランの公表につきましては、行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、事務、事業の再編、整理、廃止、統合や民間委託等の推進、定員管理と給与の適正化のおおむね21年度までの具体的な取り組みを、市民にわかりやすく明示した計画を17年度中に公表することになっております。

本市におきましては、現在、行政改革推進本部の専門部会で行政改革大綱の行動計画策定のための数値目標等を検討しております。

これらをもとに、今年度中に公表していきたいと思っております。

2番目の歴史と文化を生かすまちづくりについてというご質問でございます。日置市には、豊富な文化や歴史遺産が数多く残され、これまで4町がそれぞれ大切に伝承してきたものと受けとめております。この継承につきましては新市のまちづくり計画の中にも盛り込んでいただいております。

さらに、これらを積極的にアピールしていくとする意気込みについては同感でございます。日置市の有する温泉や自然を活用した展開を図りながら、歴史と文化を生かした観光を推進してまいります。今後におきましても、気運の醸成を図ることが重要であり、さらに県観光連盟等との連携も図っていく必要があると思っております。

それぞれの町の郷土誌にも中世紀の中に掲載されているようでございます。旧吹上町の経緯を伺いますと、顕彰会が中心となって署名活動等と呼ばれてきたようでございます。地域の特色として、ほかにも歴史や文化が数多く残されており、大切に継承されておりますので、冒頭で述べましたとおり、日置市のまちづくり計画を積極的に展開していきたいというふうに思っております。

特に、今、この大河ドラマの誘致ということでございます。ことしは義経でありますし、また来年から山内一豊の妻の放送があるようでございます。大変このNHKの大河ドラマにおきます誘致というのは、全国的に大変大きな波紋の中でそれぞれの地域で頑張っておるようでございます。

また、このことにつきまして、私ども日置市だけでなく、鹿児島県としても本当にこのことは、また一つの展開をすべきだというふうに認識しておるところでございますので、今、お話のとおり、またNHKの方にも行きながら、このことの中世の日新公のことを含

めながら、NHKの方にはお願いにいきいたいというふうには考えております。

以上で終わります。

○20番（長野 瑛や子さん）

20番。ちょっと答弁も漏れていたような気もいたしますが、本の作成も言ったつもりですが、まあここの中で言ってまいります。

まず、集中改革プランのことではありますが、同僚議員も質問をされていて大体のいきさつはわかりました。納得はいたしておりますが、その中で大綱、これを示されております。これを具体化するのが今年度中ということなので了解いたしております。

まず、この大綱をいただいたんですけど、ここの中で推進体制といたしまして推進協議会の設立、またその答申を待つてというお話ですが、また本部においては市長を本部長として推進本部が、また専門部会が掲げられていると。このことは平成18年度から22年までのおおむねの大綱期間であります。この体制はずっと続くのでしょうか。推進委員会と専門部会等の。

○市長（宮路 高光君）

基本的にはこの推進会議につきまして答申をいただいた中で、推進会議は終わるというふうには思っておりますけど。推進本部等につきましてはそれぞれ実施していく年度を含めまして、ずっとこれは継続して、やはりこの検証というのをずっと実施していきたいというふうに考えております。

○20番（長野 瑛や子さん）

そのことでもあります。ここにはPC、PD、CA、プラン、ルー、チェック、アクション、このことのこのサイクルに基づいて業務スタイルを改善、評価していくということがうたっておりますけど、私は、推進協議会は今年度中だと。これはこれでいいと思っておりますけども、やはりこの姿勢とか、あれは期待は成果が出ることを期待しておりますけども、私は、

このことでPD、CAサイクルも結構ですが、やはり庁舎内だけでは自分たちの目線というんですか、そういうのしかできないと思います。

いっそここで評価員制度ですか、第三、民間から見た評価員制度の導入、やはり改善また評価していくということ。こういうこともやはり民間を入れてこう評価していくという、こういうお考えはないですか。

○市長（宮路高光君）

先ほどもちょっとことしで終わるということでしたが、行政推進会議、これは2年間ということですので、今後、やはりこの推進協議会の方にまたそれぞれ検証ということでいろいろと実行したものとということで、2年間2年間で、今後、やはり五、六年はこのことは続けなければいけない。ただし、民間を入れているのはこの推進会議でございますので、これがずっと継続して検証等、あそこにまた諮問じゃないけど報告し、また意見をいただくと、そういう形になっていきたいと思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

そうしたら、その評価員制度等はつくらなくて、この推進協議会を続けていくということですか。

○市長（宮路高光君）

はい、そのとおりです。

○20番（長野瑛や子さん）

この、今、メンバーも配られたから見たんですけれども、第一年齢が書いていないんです。推進委員会という。やはりどこ、もう一つ、いろいろ審議会また委員会等がありますけど、やはり私は、重なるというんですか、こういう意見を言う人が重ならないように、またこういう委員の人たちの年齢層というんですか、若者の視点で、せっかく新しい新たな時代を切り開くとなつていきますので、こういう年齢層というのの視点はなかったかどうかです。

ここの中に、また若い人が入っているかどうかです、メンバーに。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

メンバーを選考します場合に年齢という観点からは、今回は選考はいたしておりません。ただ、ここにもございますけれども、識見、公共的団体の代表、住民代表、企業代表という観点からでしかやっておりませんので、結果的にこういう年齢、ここには書いてはございませんけれども、こういう委員になったということがございます。

○20番（長野瑛や子さん）

やはりですね。いつも思うんですが、協議会、審議会、同じ人がどの場に出ても同じような意見になる。やはりちょっと視点を変えろというんですか、また若者の視点というのもこれから、これは2年間ということですので、またそういうことも配慮されたらと思っておりますが、どうですか、市長。

○市長（宮路高光君）

2年間ということですので、またそのメンバーの更新につきましては、また十分今のご意見等を配慮した中で決定していきたいと思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

20番。ところで、この大綱の中にやはり行政改革です。6月議会、9月議会で庁舎内の不祥事件、不正、いろいろありました。その中でやはり一番、私はこの改革プランの中にも、先ほども私も言いましたように、危機意識、職員の意識改革と、2つを重点的にこの国の指導においても危機意識、また職員の意識改革、これは大きく掲げられておりますけれども、やはりこの大綱の中にも意識改革及び資質向上と、で研修をすると。

これは、ただどこも並べている言葉だろうけれど、日置市独自のそういうことがあったならば踏まえて意識改革、そういうプロジェクトでもないです、そういう組織、そういう

こともしていかなければいけない。具体策に盛られるかどうかわからないですけど。4番目に、ただ意識改革及び資質の向上と、3ページですが、書いてありますけど、このことはやはりこの市長が、これをつくる上において入れられなかった。どうしてか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今後、職員の意識改革、資質向上、これは一番重要なことをごさいますして、今後、18年度からにおきます、この職員におきます登用する制度もやっていきたいし、やっていくつもりでございまして、また特に若い職員のプロジェクトチームをつくり、みずからの提案型の研修を含めた中で、18年度から実施するつもりで職員の公募等、そういうことを18年度をやっていきたいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

ぜひ、いろいろな方々が質問にも出されました。また、提案もあります。また、職員の提案制度、また何というんですか、ネームのそういうのも、私も言いましたし、そういうのをやはり具体策の中には盛り込んでほしいし、できるならばこの4番の後にも危機管理についての、やはり条項も必要だと思いますが、これはどうですか。

○市長（宮路高光君）

一応、このことにつきましては、行政委員会の中にも上げてございまして、委員会の中でも十分このことにつきましてはもんでいただき、答申いただければいいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

行政事務のやはり透明化、また責任の所在の明確化、やはりこういうことをうたっておりますので、図るためにもぜひそういうことをしていただきたいと思っております。

それと、やはりこの今度の集中改革プラン

の一番の、特にと書いていまして、定員管理の適正化計画については退職者数また採用者数の見込みを明示し、書いてありますが、市長のマニフェストには、定員適正化計画による職員数の抑制として職員80人削減とありますが、私は、この中には削減は書いてありますが、私も、そういう純減というのかな、純減、この中には退職したら、またそこに採用すると。そういうのをうたっていない。ただ、80人削減と書いてあるのが純減、そういうことも、私は入れていかないといけないんじゃないかなと。ただ、削減はしますけど、また採用はしますよと。

また、今回、合併により、退職制度の条例の見直し等もあったと思うんですが、また変わってきたと思うんですけども、この退職制度についての勧奨制度というんですか、年齢的なもの、またそういうこともどう考えておられるのか。多分、条例も変わってきたと思うんですけど、そこらあたり40歳以上とかそこらあたりが出てくる、出てきていると思うんですけども、それはどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にはこの削減というのは、基本的には純減という理解をしていただきたいと思います。その中で退職者と新採、そういうものを含めて純減の中で目標で、そこに私、5年間で80名という形をしております。今、お話ししたとおり、ことしから退職に対しまして新しい退職制度というのができました。これも17年度から5年間です。限定でございまして、今、ことしが何人出てくるのか、ちょっとまだ数の方は実態をしておりますけれども、この5年間の中で退職者の数以上にその減というの、今回の制度を使って退職する人も出てくるというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

それと、この定員管理のこの辺、その次の2番目です。給与等の適正化、これのことですが、やはり人件費においても日置市においてはどれぐらいになるか。ちょっと予算の十五、六%だと思いうんですけれども、大体200人程度でラスパイレス指数ですか、これが91%と聞きますけれども、うちの場合はどの程度になるんでしょうか。

○総務課長（池上吉治君）

ラスパイレス指数でございますが、この指数につきましては前年度の給料をもとに算定をいたします関係で、本年度算定しております指数は、それぞれ旧町ごとの指数でございます。東市来町が96.9、伊集院町が94.9、日吉町が94.8、吹上町が97.0という数字になっております。今後、日置市の数字といたしましては今年度の実績をもとに来年度、日置市としての指数は算出をされることとなります。

○20番（長野瑛や子さん）

20番。今、やはり開きが随分あるんですけれども、このことは国家公務員に対して地方公務員のこれは給与のあれですけど、関数だと思えますけれども、やはりこれを100までは上回らない数字だと思えますけれども、やはりこれは平準化に向けて推進されたいと思っております。

あと、いろいろもう民間委託等は、もう先ほどの同僚議員において納得いたしますけれども、このもう一つ、専門職というんですか、このことについてであります。やはりこれからは地方債にしても許可制度が協議制度というんですか、こういうことになっていくと。18年度からはやはり大変難しくなる、許可制が協議制です。やはりこういうことが入ってきたら、やはり政策決定能力というのが非常にかかわってくると思うんです、職員の方々でも。このことをどうとらえているか、質問をします。

○市長（宮路高光君）

基本的には地方分権の中で、それぞれの自治体に権限が移譲していくということは否めないというふうに思っております。そのような中におきまして、特にこの定員の適正化計画という中におきまして、まだどういう部分の専門職を入れていかなければならないのか。ここの計画の中で十分検討しながら拝聴していきたいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

やはりこの地方債にしても、やはりそれだけの政策決定能力の有する、結局協議ですので、ある程度国、県の方々といかにここに自立性を高めて、また自主性、そういうのが、また責任を問われることと思いますので、このことも重点を置いて取り組んでいただきたいと思います。

また、介護にしても、これからは保険制度が見直されます。包括センターにおいてもやはり社会福祉士、介護福祉士、いろんな専門分野における指導、助言、そういうのが入ってくると思うんですけれども、そういう体制はどうお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

新しい制度の中で介護保険の計画、これはもう先般、策定委員会等を設立した段階でございまして、その策定委員会におきまして介護保険、老人保健計画を策定するつもりでございまして。その状況下の中におきまして、今、包括支援センターの中身につきまして十分人の配置を含め、またそれぞれの制度上の改革案に基づきまして、計画書の中で盛り込んでいきたいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

大綱の中の5番に8ページの、人材育成の推進、やはりこのことを専門職がおるかおらない。先ほどのことでもありますが、専門職のやはりこれ専任というんですか、専任職員というのは、私はこれから力を発揮すると

ころに来るんじゃないかなと思いますので人材育成、このことも十分に踏まえていただきたいと思います。

先ほどの数値目標、これは3月をめどにということですが、これはもう全部すべてのものが3月の時点で21年度までの、また集中改革プランの公表にもなりますけど、これはどういう公表をなされるのか。この2点について。

○合併プロジェクト室長（有村芳文君）

公表の内容につきましては、今、県の方で大体おおむねの統一された様式を、今、検討中でございまして、内容的にはそれぞれの、例えば事務事業の再編・整理、廃止、統合という項目につきましては、17年度から21年度までの5年間における再編整理の目標という、そういう見出しです。それで、何年度に何々事業について何%縮減とかというふうなふうの内容で、今、検討中でございまして、まだはっきりどれどれについてこうするという内容のものは固まっておられませんけれども。内容的にはそういうふうにして策定しまして、公表していこうという方向にございます。

○20番（長野瑛や子さん）

やはり通達が来ておりますので、これに沿うような形で、一日も早く公表ができることに努力されたいと思っております。

次に、歴史と文化を生かすまちづくりについてであります。先ほど市長のお言葉で、NHKに出かけていくということですが、2年前、これ大河ドラマが宝暦治水ですか、このことで随分話題になり、署名の30万ぐらい集まったということでしたけど、私たちも一応そのことでNHKに行ったんです。宝暦治水をいうんだったら、日新公じゃないかと。その精神は。

日新公がなぜ知られていないか、私も非常に県に入っても連盟に行っても、お話をした

ら、ああ、そうですかという感じなんです。NHKの方々もそんなことがあったんですかと。そうしたらということで、一応私は歯どめに行ったんです。宝暦治水をいうんだったら、日新公じゃないかと。

こんだけ三州統一もし、鹿児島県を、私は、つくった人だと思っているんです。生まれた鹿児島県が。私は、中世の合併だと思っているんですけども、それをなし遂げた人、しかも平和に。普通の戦国武士とは違うと思います。やはり平和、博愛の精神というのを示されたと思うんですけども、なぜこの人が本当に、吹上町でもまだ知らないというんですか、なぜここまでまちおこしができなかったんだろうといつも懸念していたんですけど。

私も旧横山町長もいらっしゃいますけど、相当私も歴史を生かすまちづくり、これ第4次総合振興計画に入れてはくださったんですけど、なかなか、ああやったなというところまでは来ていません。だから、今度は横山助役も、合併してから合併してからとおっしゃったので、私はこのことは引き継がれていると思うんです。市長、これはどうでしょうかね。

○市長（宮路高光君）

基本的にはそれぞれの旧歴史的な部分を含めまして、合併協でも引き継いでいくということにございます。さきにお話し申し上げましたこのNHKの大河ドラマ、私どももまず先般も、島津家の中におきまして義弘公を中心、この日新公、こういう中でお話しした経緯もございます。

そのときに言われたときが、それだけの大変全国にアピールものであるのか、何かいろいろとそういう形も言われました。ですけど、また新たな気持ちの中でこの大河ドラマにおきます、これがいいのかどうか、それぞれ鹿児島県の中を含めまして大河ドラマになる作品といいますか、それがどうであるの

か。こないだNHKのところに行ったときも、局長からそのようなぶげんもさせられまして、今後、やはり一つの観光を含め、歴史的な背景の中におきますと、大変このNHKのドラマというのは大変有望視されているというふうに思っております。

特に、今後、やはりNHKの中におきましてこの歴史的なものを含めまして、やはりいろいろNHKで取り上げていただける、この大河ドラマでなく昼の散歩道、いろんな問題がございますので、やはり手軽にできるそういうものから、私はこの地域のものもPRしていき、また向こう局の方におきましても、それぞれの映画、テレビの中におきます作成につきましても情報をいただいておりますので、いろんな、例えばNHKのど自慢とかいろんなもののそういう要望というのは、今後とも活動していきたいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

私は自信を持っていいと思います。なぜかといったら、やはり鹿児島県を本当皆さん、もう少し理解をしていただきたいんですけど。鹿児島県を生んだ、吹上町がそうだったんですけど、助役が合併してからと言われた。今度は日置市になりましたので、やはりここから発信するべきだと思うんです。

宝暦治水は岐阜県の海津町からでした。向こうから発信してこちらに来て、須賀知事が会長となって、もう本当議会も一緒になってして30数万の署名活動でした。それだけのことがよそから言うて来て、それだけのことができるんだったら、まだ宝暦治水の平田靱負も、吹上町の地頭（発言する者あり）え、（「名前は「名前はひらたゆきえ」」と呼ぶ者あり）あ、「ゆきえ」でした。済みません。間違えました。その人も地頭職だったんです。吹上の。そして、日新公のやはり250年前ですか、あれですけども、その精神は十分あ

ったと思うんです。ただ、平田靱負をいうなら、日新公だと思っているんです。ただ、それであれだけ薩摩義士のことで盛り上がっているんだったら、日新公自身がまだ本がないんです。

だからNHKの人と私が見会ったときに、「長野さん、何か有名な人が本を書いてくたされれば一番いい」と、こうおっしゃったんです。だから、なぜ本が書いてないんだろう。もううちにも昭和12年に松崎時勉さんという教育長でしたが、その人が、これは言うていかにやいけない、吹上町のもう本当に吹上町の財産、県の財産だと、そういうふうに言われて、昔の古い本しかないんです。いろんな歴史の本はありますが、そういう資料に基づいた、やはり脚本化されていないと。原本はいろいろありますが、古いのが。

だから、まず私たちは、子供にもいろは歌のよさをということで、吹上町では小さい漫画化した本が、今、つくられて、またそれが、今、子供たちにもいろは歌の暗唱とかかるた取りとか、今、やっていますけども。やはり大人が、子供だけがやっているのに、何も大人がしないというのはおかしいなど。教え導いていくのにそれをしないちゅうのはおかしいと思いますけど。市長はこのことをどうとらえますか。

○市長（宮路高光君）

このそれぞれ本の作成、人の人物の本の作成は大変難しい部分があるのかなとは認識しております。特に、この日新公につきましても、旧吹上町の中でも顕彰会というのがあるというふうにお聞きしておりますので、やはり行政主体じゃなく、やはりそのような民間団体を含めた皆様方がこういうものについては中心的に役割を、私は果たしていくべきだというふうに認識をしております。

○20番（長野瑛や子さん）

日新公顕彰会も十分に、私が声を上げてつ

くっていただいたんですけども、はっきり言って機能してはおりません。いや、なぜかちゅうたらやはりもう会長たちが、本当歴史家の方がたくさん入っておられるけど、そういう勢いちゅうんですか、なかなか歴史のことには非常にこう詳しいんですけども、勢いがないと。だから、そこがちょっとあれかなとマイナスかなと思うんですけど。もっともっと商工会も一緒にという気運も、今は少しは上がってきています。

とにかく、私はこの前、あるイベントでいろは歌関係のところに行きまして、そこに加来耕三さんという歴史家の先生がいらしていました。この講演を聞いて、その後、質問等がありましたので分科会でしたので、またそれが全体の会になるちょっとの何分かの隙でしたので、私は質問をいたしました。

日新公のことも、その方もおっしゃっていましたので、私は、大河ドラマはやはり鹿児島の歴史でいえば西郷隆盛、「飛ぶがごとく」もあったんだけど、あれから12年、そろそろまた鹿児島も回ってきてもいいんじゃないかなと、順番が。だから、この方を置いて、西郷さんもそれは日本を揺るがした人ですので、その精神はやはり日新公の精神じゃないですか、と言ったら、そうだ、とおっしゃいました。じゃ、日新公の大河ドラマ化はどうですか、とお聞きしたら、可能ですか、と言うたら、可能です、とおっしゃったんです。そして、私が、じゃ先生、書き下ろしを、と言うたら、大きな宿題ですね、とそういうことも言われました。

また、横山町長は、私に、ジェームス三木にでも作家にいろいろ資料を送るなどして接触し、実際にやっていく方法、そのあたりの検討はしていきたいと思います、と答えてくださいました。やはりジェームス三木さんは川辺出身ですよ、鹿児島です。また、京セラの会長、稲盛さんも非常にこの人も推進し

ておられます。あとリコーの会長は桜島出身です。やはりこういう方ともちょこっとしたコンタクトですか、とれば、また島津家の人たち、修久さんとか、私は、もっともっと本当に財源がない、観光に生かす「飛ぶがごとく」が一時はあったけど、大河ドラマがあったらその後、観光が減ったと。

これは鹿児島県の、私は担っていると思うんです、日置市が。それぐらいに私は何というんですか、観光に生かせるものはその地域に眠っていると言います。地域おこしというよりもそこに眠っていると、その光を当てる鈍い光に、光を当てるのは地域力だと、私はこうとらえているんです。だから、こういう接触です。

さっきはNHKにでもとおっしゃったけど、NHKは、本を書かないとだめ、とおっしゃいました、はっきり私に。だから、私は歯どめに行ったつもりです。まあ宝暦治水が決まらなくてよかったと、正直言って喜んでいきます。じゃ、日新公の出番だと思っていますので。鹿児島県を代表する、私は、鹿児島県のこの人は歴史上の大人物と思いますけども。

市長は、この京セラの稲盛さんやリコー、まずはこの方たちと。NHKに何度行っても一緒ですので、まずこの人たちとコンタクトをとられる気持ちがあるか。また、歴史家の作家に本を書かせるような気持ち、やはり大きいくかないといけないと思うんですけど、どうでしょう。

○市長（宮路高光君）

大変難しいご質問でございまして、本当この歴史の見解の相違にはそれぞれみんなが千差万別であるというふうに、私は認識しております。そのような中で市長としてどう思うかということでございますけど、さっきも申し上げましたとおり、市長も大事ですけど、やはりそういう顕彰会というのがきちっと、さっき話が機能していなければ機能できるよ

う、特に長野議員を中心として、今後、頑張っていたら、やはり顕彰会自体が、今後、推進して私ども行政、一緒にやっていかなければ、幾ら市長が旗を振ってみてもそれぞれ難しい部分があるというふうに思っております。

その中におきまして、特に、今、鹿児島県におきます大変有名な実業家、そういう方々とは、私は、今後ともコンタクトをとりながら、いろんな問題の日置市におきますアピール、いろんなことはやっていきたいというふうには思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

20番。市長が旗を振るとかいうけど、これはだれかが手を挙げないとだめだと思います。鹿児島県知事も前は会長になってされました。貴久公が、今、妙円寺参りでやられていますけど、あのルーツは貴久公が、15代の太守になるならないということで清水城に一たん15代当主として入りました、鹿児島の。そこからやはり実久というんですか、出水の実久、この人たちが、いや、あれはだめだということで追い出して、その逃げる道、清水城からずっと逃げて伊集院、松元、伊集院を通過して昔の道ですので、亀丸城まで逃げ延びた道、これが本当の、私は道じゃないかなと、いにしえの道です。

このとき、逃げるときにもうあとちょっとで伊作に着くなというときに、乳母のタカさんというんですけど、この人が、髪を乱れているからちょっとへこんでいる石のところで髪をこうなでたと。その乳母がその鬢してあるんですけど、それもまたしっとり歴史があるんです。現存するんです。その乳母が井尻タカというんですけど、井尻神力坊がその息子です。

○議長（宇田 栄君）

長野さん、簡潔に要点だけ質問をしてください。

○20番（長野瑛や子さん）

はい。だから、その人が、今、伊藤知事の子孫なんです。だから、ひっかけようと思ったら何でもひっかけられます。だから、知事にやはり、これはハートだと思うんです。その歴史を生かしていこうかなと、日置市には何が、歴史とロマンとかいろいろたい文句はありますけど、何かな、核は何かなと。やはりそのハートがあるかないかと思います。やはりそういう伊藤先生も、前、私が神力坊の子孫だと聞きました、私も。だから、そういうちょっとした接点で動かすこともできると思います。

あれだけ宝暦治水が動いたのに、じゃそれよりもまだ大きいものを持っているのに動かないというのはどうかなと思いますけども、やはり機会があるごとに、また知事にもそういうことをおっしゃってください。どうですか。

○市長（宮路高光君）

長野議員は、大変歴史的に詳しい、大変いろいろと尊敬いたします。私、自分自身も本当にこういう歴史的なのが勉強不足であるということを認識しております。今後、やはり私どもも、日置市にありますこういうすばらしい歴史の中でどう生かせるのか。今、おっしゃいましたとおり、この大きな一つの観光としての一つのNHKの大河ドラマ、本当に鹿児島県全体でやっていかなければ本当にまともにならないのかなと思っておりますけど、少しでも日置市におきます歴史的な、また伝統的なものが光が当たるよう、それぞれの皆様方を含めた中でアピールはしていきたいというふうに思っております。

○20番（長野瑛や子さん）

とにかくいろんな文化のもととなる人ですので、薩摩琵琶にしる、よその町がやる、いろは歌もまたよその町がやる。そのもとはだれかといったら、やはり生誕地、また修学の

地である日置市だと思います。この発信することは、私は何も堂々とやれることだと思いますので。

また、まちづくりには、やはり自分たちの町について絶対にぐちを言わない。過疎だ、高齢化だ、商店街が寂れると、我が町の悪口を言うところには人は来ないと言います。そして、ほかの人も訪れる人も関心を持たない。広い視野を持ってまた資源をどうするか。その資源は、私は歴史が一つだと思います。

また、隣接地やら他県、国とのその連携を図るというんですか、それもやっていく。見出すと、接点を見出す。中央の権力には弱みを見せずに、また高齢者を含めた住民参加のそういうことをしていく。これがまちづくり。

第4は、温かさがあるちゅうんですね。やはりこの例が、私は、南郷村というのはこれが一つの例じゃないかなと。たった一つの銅鏡が出てきた。本当これは何だろうと。韓国の王様のあれだと、遺品だと。それが東の正倉院に飾ってあると。じゃ、村づくりを、99%まで90%ぐらいが93%ですか、山林。農地はわずか2%。この百済のまちづくりというのをしたんです。たった一つの銅鏡ですよ。だから、ハートだと思います、その村長の。10年ぐらいかかりましたけども、これは市長もご存じだと思うんです。

だから、ここに百済のまちづくりをしよう、この鏡でまちづくりをしよう。そして、今ではそういうもう百済のまち以上の韓国との交流です。最後にはもう宮内庁また文化庁の、そういう正倉院をつくるんだったらそういうところからの資料が要るんです。そういうのも、おれが責任を持つ、おまえらは汗を出せ、知恵を出せちゅうて、村長さんが。そして、とうとうあの文化庁、400年祭にもその村長さんが向かえられたと、政府にです。だから、そこまでやると。やはり知恵と汗、小さな2,800人ぐらいの村からそういうこと

を発信したと。やはり小さいものに何か光っているものに何かを見出す。

私は、大きいものが日置市にはあるんです。だから、それを活用していない。こんだけの三州を統一した人、また儒学等何かそういう基づいて、精神教育、また子供たちにも教育した学問の神様と言われる人がいたところなのに、堂々とうちが発信して、よそがしたからじゃないと思います。まず、まだ我が町は生誕地、修学の地として発信するべきだと思いますので、ぜひ市長、ハートを持ってください。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、9番、靄園秋男君の質問を許可します。

〔9番靄園秋男君登壇〕

○9番（靄園秋男君）

私は、さきに通告しました2点について市長の見解を伺います。

妙円寺団地は昭和55年に入居が始まり、県都鹿児島市に近い交通の便利さも手伝って人口も年々ふえ、若い家族の多い新興団地として、現在、1,769世帯、5,600人が住んでいるのであります。しかし、昨今の経済不況により土地分譲や建売等が伸び悩み、平成18年度までの完売計画は減少し、今後、見直さなければならない状況にあります。

近年、ちょっと待ってください、のどの調子が悪いものですから。近年、南九州自動車道伊集院インター等が開通し、昨年3月には九州新幹線鹿児島・八代間も開通するなど、日置市における交通網と利便性が、日ごとに向上しつつあるのはまぎれもない事実でございます。

このような状況を踏まえ、本市が一体となって新しい地域づくりを展開する上で最も生かすべき条件は、60万都市に隣接する地理的特性を最大限に生かしながら、定住人口の

拡大を図ることが重要であると考えてるのでございます。

そこで、長年の念願でありました妙円寺地区公民館が、まちづくり交付金事業で平成20年に建設予定でございますが、昨年17年、私が質問したときに平成17年度までに土地購入を済ませるといことがその当時、町長から答えがあったんですが、これまでの経過とその進捗状況を伺います。

2点目に、妙円寺団地中央部に位置する旧中学校予定地2万7,830平方メートルが不用地となり、現在、空き地として昭和54年団地造成以来、26年間空き地のままになっております。このことを解決するには、分譲価格のプライスダウンや販売促進に鋭意努める必要があると思うが、市長の見解を伺います。

以上です。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

妙円寺地域の交流センターの建設計画というご質問でございます。このことにつきましては今回の補正の方に1,933平米を購入するというので予算計上をさせていただきました。今回、建設計画の進捗状況を含めまして、今後の展開でございますけど、今回、17年度に用地取得をいたしまして18年度に造成工事ということでございます。基本的にもう実施設計はでき上がっております。

そのような中におきまして、このまちづくり交付金事業の関係の中で、当初20年度に建設予定ということでしてございましたけど、今回の取得を含めまして19年度中に建設できるよう、国に変更要望をしていく考えがございます。

2番目の、旧中学予定地についてということでございます。ご指摘のとおり、2万7,830平米がございまして、この間、大変20数年放置されております。このことに

つきましては、今までも公共事業の用地や大学誘致、いろんなことを模索した今まで経緯がございます。

県の住宅公社としてもこれだけの大きな面積でございますので、大変用途に苦慮しているというのが事実でございます。先般この用途の変更ということも考えまして、この地域の変更をしようということで地域説明会もさせていただきましたけど、そのときに出てきたご意見というのが、目的がきちっとしたときにおいてはその用途変更も構いませんということで、今のところにおきましてはその用途の使途というのが、県住宅公社としてもはっきりしていないということでございます。

そのような中でございますので、私ども市といたしましても、早くこの土地の有効利用というのを図らなきゃならないという見解は持っておりますので、公社と今後とも活用策に検討していきたいと、さように考えております。

○9番（霧園秋男君）

第1問で質問したとおりなんですけど、平成20年度の建設計画であったか、19年度に一応建築するという報告等はいただいたんですが、これも土地の購入までがいろいろ時間がかかったちゅうことだったんですが、一応平成20年度の建設計画が1年早くなったということで、本当にありがたいと思っております。これまでの経過の中で妙円寺団地は人口もだんだんふえていろんなことがございましたけれども、20年間振興計画の中にうたってございましたけれども、なかなかこれが進まなくてきょうになっていい言葉を回答をもらったんですが、一番の悩みは今までの悩みは、火事事件とか災害とか起きたときの対応策ができなかったちゅうのが、一つの問題でございました。

それで、幸いにしてこういう事件もなく済んだわけですけども、あと1年間の間に

何が起こるかわかりませんが、できるだけ19年度の早い時期にできてもらいたいと思うんですが。もう既に、市長の言葉の中に設計図等もできておまして、私もその設計図を見ていいことだなと思っておったんですが、できれば住民の願いというのは料理教室とか加工室をつくってもらいたいと。例えばみそをつくったり、それからソバをつくったりというようなことがありまして、ちょっと設計図を見てみるとこの調理室がちょっと何だったので、今からまた詰めていきたいと思うんですが。

そういうことで、今回、できることになったわけですが、公社から言いますと、今回、土地を購入したところに、住民の方が車を約80台ぐらい入れておったんですが、それが結局、もう公社は、今まで住民の方には黙認しておったということなんです。これを今度、山形屋がありますが、山形屋のそこにちょっと100坪ぐらいあるんですが、そこを市が借りて、お金は取らんとですよ、お金は取らんと市の方で借りて、その住民の方が駐車するのを管理していただけたらいいんですけど、ということだったんですが。

今まではその公社の土地に車をとめるのは、公社は黙認しておったわけです。それで、もう黙認をもう今後、できないから市が借りて、お金は要らんとです。お金は要らんけど、借りたちゅう形でそれを無料でとめてあげたらどうかと、そういうのを言われましたが、どうでしょう。

○市長（宮路高光君）

先ほどちょっと答弁した中におきまして、20年度の予定の中でやっておりましたが、19年度にこれは国の変更をしなきゃならない。国の変更計画をして、国が認めれば19年度というふうになるという、そこらあたりをちょっとご理解していただきたいというふうに思っております。

その中で、まちづくり交付金というのはいくら限度が決まっております、今、話の中で実施設計を、すぐこれをまた変更をするというのは大変難しいのかなという考え方は持っております。

また、その土地の問題でございますけど、いろいろと大変難しいのかなという、市がそのために借りて黙認してするというのは、またそこで事故が起こったり何かしたり、大変なそれはまた大変難しいということで、今回の中におきましては市で取得いたしますので、またそこに駐車している人は自分たちで借りるなり、何かの方策を個人的にさせていただかなければ、市が無償で借りてそれを黙認してやるというのは、やはり事故とか、いろんなものが起きたときの責任の所在が大変難しくなるというふうに思っており、大変今の見解の中では難しいという認識をしております。

○9番（靄園秋男君）

9番。公社が言うには、一応無断で市に、貸せるわけにはいかんから、私は公社にも言うたんですけども、空き地がありやどこでも車はとめても、公社は何とも言わんとです。黙認ですから。とめていいよ、ここはとめるなちゅうことは言やならんということです。

そういうことで、それはどうしたらいいんですか、ちゅうて聞いてみたら、市の方が仮契約ちゅうことで、その土地を借りるということをしたらいいんじゃないですか、と向こうが言うものですから。そうしたら何か結局、それも黙認という形で市の土地が、市が借りているんだちゅうことを黙認ということですか、と私が聞いたんですけど、まあそういうことですね、ということですから。

黙認でとめる事態が本当は間違っているんですが、それを住民の方が、じゃどげんすると。車をとめるところはなかよ、と言うてやったものだから、私は公社の方にそう申し出たら、それは表面だけ、市が借りたらいいん

じゃないか、というようなことを言われたものですから。それは今からまた、公社とも詰めていきますから、それはそれでいいですけども。そういう話がございまして、それでやったんですが。

先ほど変更で19年度にということですから、それは理解できました。もう設計図も一応できておりますので、一応変更で19年度ということですね。それがそれで一応、もうこれは補正も組んであるし、間違いのないと思いますので、ひとつこれで一応この項は終わりたいと思うんですが。

次に、中学校の予定地、もうこれは不用なんですけど2万7,830平米、これはあそこは1筆になっておりまして、これを各また1戸住宅にすると相当経費がかかるわけですが。今、公社によると、今、大体負債が270億円ぐらいあるんですが、この負債を10年ぐらいかけて払うということ言うてあるんですが。公社は、この中学校跡地については、これはもうこれを分筆して1戸住宅はちょっと難しいだろうと。そして、その仕方に相当何億円という経費がかかると。それで、このまま置いておって、だれか大きな企業でもどっかでも来ればいいんですけど、それも不可能だと。今のところは不可能と言うんですけども。

そこで、私は考えるんですけども、あそこの荒れ地をそのままにしないで、そいつをまた市が公社から借りて、これを1坪農園でもしてやったらどうかということは話があるんです。それで、公社に私が言ってみたら、市が借りたちゅうことであれば、いつでもそれは使ってください、ということなんです。私は、課長、それは課長と話をしているんですが。それはもう何であれば、そしてこれを貸していただけたら野菜をつくったり花を植えたり、しがなっから助かるちゅう住民の声があるんですが、いかがお考えですか。

○市長（宮路高光君）

状況を見て判断するにおいて、この2万7,830平米、大変大きな面積でございます。その中で1坪菜園という大変画期的ないい考え方だというのは思っておりますけど、これに対します経費というのがどれだけのものなのか、大変莫大な経費を入れていかなければ、これを1坪菜園にするには大変難しいというふうに考えております。

また、地域の皆様方もそれぞれの自分でよりどころの中で、それぞれの場所で妙円寺団地の皆様方は何かそれぞれ菜園をしたり、いろんなグループで、また別な場所にまだ団地じゃなく、大変田園広いところに車で行って菜園としていっていると、そういうグループもたくさんあるというふうにお聞きしておりますので。果たして、これを全部開墾してそれだけの応募があるのか、大変難しい時点なのかなというふうに考えております。

○9番（靄園秋男君）

それはもう希望者が多くて、あの広さで足りるだろうかという声もあるんですが。そういうことを言うて何ですが、私は、その話を聞いてから、犬迫に鹿児島市都市農業センターというのがあります。あそこに行って私も見てみました。これは30ヘクタールですからかなり広い土地なんですけど、ここに3つのゾーンがあるんです。市民農園ゾーンとか、それから農業研修ゾーンとか、それからふれあいゾーンとかこういうのがあって、1家庭には6坪ですか、6坪区画のところを、私、見学をしたんですが、家族でこう花を植えたり野菜を植えたり、そしてまた週末にあそこで野菜をとって、肉を買ってきてそこでバーベキューができたりすると話を聞きましたけれども。

そういうにぎやかなところがあるんですが、そこはまたもともと畑だったのでそのまま整地をして、障害者の方も車いすで行ってでき

るようになっているところなんです。私は、ここを見て、これは妙円寺のあそこをやった方がえやなかどかいと、私はそんなに思ったんです。

それできょう質問、こういう質問をするんですけど、これは結局、本市の特性を生かした都市型農業の振興を図るとともに、土と触れ合いなどを通じて市民の農業に対する理解と相互の交流を深め、あわせて市民の健康づくりに資することが目的であるということを書いてあるんですが。まことに行ってみれば目に優しい、本当に環境にすぐれたところなんです。

この妙円寺団地のそこも黒土を入れようと思えば、黒土をもらうところがあります。それで、それを入れて何したら簡単ではないかと、私は思うんですけど、いかがですか。そういうことを考えたときに、土が、私も行ってみればでこぼこして、もうそれは石ころもあります。大きなこんな石ころが転んだり、いろんなしてありますけど、それを整地すればできないことはないんですが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

特に、あの地域についてはシラス台地の中であるというふうに思っております。やはり作物をつくるには大変畑の大変いい土でなければ、ただ農園という中ですというのは大変そこあたりの部分が、大変さっきも申し上げましたけど、あれを大変畑として作物ができる状況に持っていくには、大変な費用がかかるというのはいま思っております。

その中において用途の問題、いろんな問題が多々ありますし、基本的にここの坪単価を考えれば、17万円ぐらいのする中でそういう農園の価値があるのかどうか。そういう部分がやはり早くこの農園というよりも公共施設を含めた、またそのゾーンを価値観のあるものに変更していくべきじゃないかなと、私

はこのような見解をこの場所については思っておりますし、今、霧園議員が言う発想は大変そういう、今、健康の森の1坪、6坪ぐらい、ここの場所につきましてはやはり市街地におりまして、大変心等また新しい新鮮な野菜をする、やはりそのリフレッシュをできるそういう中で、健康の農業センターというのは活用されているのかなというふうに思っております。

この問題とこっちの利用とまた参考、1坪農園というのはまた別の世界の中で、またそれぞれの担当部署の中で検討していけばいいということに思っておりますので。ここを1坪菜園にするというのはいかな、私、自分自身は大変それよりも早く一緒に、活用の別の土地の活用ができる方策を考えていくべきだというふうに思っております。

○9番（霧園秋男君）

実は、本音を言って、私もそう思っていたんですが、一応住民の意見としてそういう意見が出たものですから。それと同じで、私は、都市のあその犬迫に行ったときに思ったんですが、子供が学校給食で野菜がきらいだったと、うちの子供は嫌いだだったと。そして、子供たちが、育てた野菜を家で食べたら食べられるようになったということもありまして、これはすばらしいことじゃなと、私は思ったんですが。

さっきお答えがあったとおり、私もあの現場を見てみると平地であればいいんですけども、石がたくさん、あれはたしか墓のこんな石が転んでいたり、私はつまづいて本当ははんとげたんですが、そういうところなんです。これをまた平地に直そうというのは、これはもういけんだらうかいちゅうて、私も思うたんです。一応、こういうのはやったちゅうことをせんといかんもんですから。住民の代表ですので、一応そういうことを言わないと。

とにかく目に優しい菜園でもできればいい

んですけれども、私ももう一回公社の方に行って、またよく日にちがなかったものですか
らよく話す機会がなかったんですが、そういう
ことで一応これで質問を終わりたいと思
います。ありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議
を16時5分といたします。

午後3時53分休憩

午後4時05分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、坂口ルリ子さんの質問を許
可します。

〔18番坂口ルリ子さん登壇〕

○18番（坂口ルリ子さん）

一番最後になってしまいましたが、お疲れ
のところと思いますけれども、疲れな
ように大きな声で申し上げます。私は、日本共
産党の議員として市民が主人公であるという原
則を踏まえ、女性議員の立場から市民の要求
に基づいて、次の4点について質問をいたし
ます。

まず、質問の前に、近ごろの子供を取り巻
く環境が悪くなり、次々子供が殺されていま
す。我が市でも誘拐に近い事件が起こって
います。今度の質問には間に合いませんで
したが、子供を守る地域ぐるみの通学路点検や見
回り隊など、学校、父母、地域、行政の連携
した運動が必要です。一人一人の命が大切に
される社会、犯罪を生まない社会をつくら
なければならぬと思います。

児童憲章というのが1951年制定されま
した。児童は人としてとうとばれる。2番目、
児童は社会の一員として重んぜられる。3番、
児童はよい環境の中で育てられる。この3点
でございます。この児童はよい環境の中で育
てられる、というのに関係があります第1問

でございます。

今、うだるような暑さの中、今ごろ扇風機
をつけよう、時期外れな質問じゃないかと思
われますけど、今、質問をしておかないと、
次の予算に組み込まれないので扇風機の問題
を質問するわけですが。きのう、実はベスト
電器に、こんな名前を言うといかんですね。
行ったら、今ごろ扇風機のカatalogはないで
すと、今、冬だから、と言われましたが。

子供たちは、地球温暖化のせいで夏の異常
な暑さに、蒸しぶろのようなところで頭が
ぼーとなる子供たちがおります。今、牛、豚、
鶏でも扇風機がついていたり、クーラー、寒
いときは暖を取っているわけです。人間は牛、
馬以下じゃないわけですから、人間を大事に
してほしい、そういうことを考え、扇風機を
夏の暑いときに設置してほしいということ
です。

串木野市がこれをやっているということで、
照島小がやった。串木野は90学級ある中、
もう20校ぐらい扇風機がついているとい
うので、照島へ電話をかけたなら、僕のところ
よりも、生福小がほんのこのごろつけたので
9月からつけているので、生福小に行っ
てごらん、と言われましたので、高速を走
って25分、生福小まで行ってきました。

6学級プラス図書室に扇風機が4個ずつ
ついていました。そして、合計かかった予算は
11万7,000円、1個4,000円つくか
つかないかです。そして、予算はどこから
ですか、と聞いたら、それがPTAだったわけ
です。それで、PTA戸数が70幾つあ
って500円ずつ出して、あとはPTA
予算の中、つけたら本当に体育が済んだ
後、給食時間、暑いときはスイッチを入
れれば4基の扇風機が回って涼しくて快
適だ。毎日にかけていた室温も30度
を超えることがあったけども、28度
ぐらいで快適だ、という担任の先生や
校長先生の話でした。

私たちは伊集院高校にも行ってみました。ここは完全な冷暖房です。学力が上がったり、子供が卒業文集に、本当に快適な中で学習できたという言葉を残して卒業していくと、校長先生が言われました。1人のこれは、負担は毎月900円です。リースですので870人いる生徒から900円集めて、毎月リースで75万円ずつ返しているというようなことも聞きました。

私はクーラーは望みません。小さい子供にクーラーに入れたら体に余りよくないし、やはり扇風機が小中学校では適当じゃないかと思うし、余り負担もないと思いますので、ぜひつけている学校を見てもらって、来年度の予算に組んでほしい。そのことをどう考えられるか、市長に伺います。

2番目、（発言する者あり）あ、教育長に、済みません、教育長に伺います。

2番目、はり、きゅう補助について、合併前、800円の45回でした。合併後、800円の30回、サービスが低下しました。市長は、合併でサービスは下げない、負担は重くしないというような公約だったと思いますが、どうでしょうか。

私は、はり、きゅう屋さんに電話してみました。50%ぐらいの人たちが30回では足りない、45回に返してほしいという声がいっぱいあるそうです。ぜひもとへ戻してほしい。それでなかったら鹿児島市並みに1,100円の補助は考えないか、市長に伺います。

3番目、平和宣言都市復活を、鹿児島県下96市町村と県も入れて、97が平和宣言をしていました。今、合併したところでは新市になってから調整すると言っているようです。9月議会、5番議員も質問しましたが、具体化されていないようです。

昨年、私は、伊集院高校の80周年記念で先輩の授業をしました。今、世の中で一番大

事なもの何か、子供たちは、愛とかお母さんとかお金とか言いましたけれども、平和が出てこないんです。私は、平和が一番大事だと、スポーツができて勉強がよくても、平和でなければそれは生かされない。平和の大事なことを語り、私は戦争体験者ですのでそういうことを語りました。私はずっと教員をしてきましたが、平和にこだわって生きてきました。

これからも平和にこだわって生きていくつもりですが、市長の平和宣言都市です、の復活と平和に対するコメントが欲しいです。

4番目、有事法制その後、私は、有事法制についての質問は2002年の6月、2003年の3月、6月、2004年の9月、これで5回目です。自分でもびっくりしました。有事法制について5回も質問したのかと。

まず、2002年のときは、小泉首相は、有事法制3法案を早期に成立させようとしていました。3法案というのは、1番が、アメリカが起こす戦争に参加していく。2番目が、国会にかけずに首相と一部閣僚で決めていく。3番目が、地方自治体、民間を従わせ、罰則つきで強制的に動員する仕組み。これが3法案です。

役場へ有事立法担当係という係へ書類が送ってきていました。まだ、そんな課もないのに、有事立法の係もつくっていないころでした。総務課へ書類が来て、こんなにとじてありました。私も見ましたが、もう難しかったり小さな字で書いてあるので、避難訓練とかそんな方法だったように思います。

2003年3月、質問したときはこういうことを、その当時は町長ですので、町長は、この有事法案について法制についてどう思うか、と質問したら、町長は、自治体への国の説明がないのでコメントできない、という答弁でした。町長の考えは、と追求しましたが、自分の考えは言わずじまいでした。

その質問の後、2003年3月20日、イラク戦争が始まりました。この有事法制は、戦争放棄をうたう憲法の平和原則と相入れない戦争立法です。2003年6月、5月15日、この法案が有事3法案が5月15日、衆議院を通過し、6月の6日、参議院を通過して成立してしまいました。もちろん日本共産党、社民党は反対です。有事法案は、アメリカの要求に基づき、海外派兵国家づくりを新たな段階にエスカレートさせる重大な内容を持っています。

今月の8日、イラク派兵を1年延長したときも、この3法案の中の2番目にある、国会にかけずに首相と一部閣僚で決めていく、このとおりです。首相と一部閣僚で1年延長を決めてしまいました。それに使う金もタベのニュースで、たしか86億円とか言っていました。本当にこんな金をイラク派兵に使う必要があるのか。私たちはニュースを見ながら、92歳の母と私とぶつぶつ言うんです。むだ遣いをしてとか。だから、本当にこの法案が生きているわけです。

2004年9月、戦後59年平和が続き、戦争で1人も死なず殺さずに過ごせたのは、平和憲法があったからです。でも、戦争を知らない子供たちでなくて、今、戦争を知らない大人たちが国民の8割近くになっています。今、ここの議場だって、戦争を知らない人は9割じゃないでしょうか。

政府は憲法9条をターゲットにし、憲法を改悪しようとしています。日本を戦争ができる国にしようとしています。今の憲法を変えようというのに、新憲法という言葉を使っています。今まであったのが旧憲法と思っているわけです。変えようと思っている人たちは。本当に怖いことです。アメリカの要求にノーが言えない日本政府です。

私は、今、思い出しました。高校生に伊集院高校に授業をするときに、言いにくい言

葉て何ねと。わからない。イエスとノーだと、はいといいえだと。だから、嫌なものはノーと言う勇氣を持たないとだめだ。友達から誘われて一緒に悪いことをしたり、ときには自殺するような事件もあるけども、おかしいときはノーと言う勇氣を持ちなさい。

ノーと日本が言えないために、日本がおかしくなっている。こう言ったのは、大江健三郎なんだよ、大江健三郎って知ってるねちゅうたら、こうしていました。あのね、息子が光ちゃんちゅういるでしょう。音楽家の、と言うたら、ああ、わかったわかった、と言いましたが。

本当に日本はイエスとノーが言えない。ノーが言えない日本政府だと、私は思います。本当にこんなことが国会にかけずに決まってしまう。有事法制の日置市の担当の方に来て、総務課の名前は忘れました。会って伺いました。県から来た書類を見せてください。こんなに厚くとじた有事法制の書類が県から来ているわけです。その方がおっしゃいました。私もまだ勉強不足で申しわけないけれども、今から勉強をします、とおっしゃいました。

これは福井県の美浜町でしたけ、国民保護法の実践だといって何原発、ありゃ、美浜（発言する者あり）原発の避難訓練でした。これがニュースで放映されていました。国民保護法という名前によって、こんな訓練が始まっております。

知覧町では今度の議会に50万円予算が組まれて、ある部屋を改修して、そこに自衛隊員が4人常駐するという案が出てきたそうです。もうそして、あわててあそこにも女性の共産党議員がいますが、先生、手おくれだった、決まってしまった、と言うんです。ああ、有事法制でそんなのが自治体に押しつけられてくるのかと。何で知覧の役場に自衛隊が4人常駐して、平和会館の前の辺をうろうろ

しているというわけです。

だから、あ、日置市にも何が起こるかなど不安なんですけど、国から県、県から地方自治体へどんなことが要求されているのか、住民に知らせないうちにいろんなことが決まったら、本当に大変です。

私は余りいい例えじゃないですけども、チャンスは後ろはげちゅう言葉があるんです。ちょっと下品な言葉ですけども、後から、前から来るときつかまないと後から行ってしまってから、しもた一と思ってももうどうしようもないというか、例えに使う、これは我が高校のときの先生の言葉なんですけど。本当にそんなことにならないように、ぜひ有事法制が市役所に要求していること、どんなことか、この法案が具体的におりてきているわけですから、それを知らせてほしいと思います。

第1問、終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2番目のはり、きゅう補助のサービス向上についてというご質問でございます。はり、きゅう補助につきましては、旧町それぞれの補助基準がありましたけど、合併時に調整し、800円の30回としたところでございます。現在、70歳以上の高齢者は、5月1日現在で1万1,468人おりまして、779人が申請をしておるというのが実態でございます。

旧町の料金につきましては、東市来、日吉が500円、吹上町が600円、伊集院町が800円ということでございまして、この利用券の枚数も旧東市来が40枚、旧日吉町が60枚、旧吹上町が60枚、旧伊集院町が45枚ともうばらばらでございました。それを統一する中で、30枚としたわけでございます。

この30枚にした一つの基本的な考え方というのが、それぞれの平成16年度の実績が737名でございまして、その1人当たりの

平均枚数というのが、13.5枚でございました。また、ちなみに伊集院の45枚を全部利用した人は5.6%ということ。また、東市来におきます40枚を全部利用した人は6.6%と、大変平均的に13.5枚ということでございましたので、その平均をとりまして30枚にしたと、そういう合併の調整の中であつたと。

おっしゃるように、サービスが低下したということに言われましたけど、これだけのそれぞれの実績に基づきました形の中で、30枚ということに決定したということでございますので、今後、当面このままで推移をしていきたいというふうに思っております。

ちなみに、鹿児島市のように1回、鹿児島市の場合は1回1,100円ということでございますけど、このことにつきましては国保の加入者で納税をきちっとしている人、国保関係者だけでございます。私、ちなみに日置市の場合につきましては国保であろうが社保であろうが、全市民を70歳以上を対象としていると。そういう中で国保の場合につきましては、これは国保会計の中で1,100円出しているということでございまして、鹿児島市の場合とすると、若干そこあたりの制度上の予算計上が違うということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

2番目の平和宣言都市についてということでございますけど、それぞれ旧町におきましてこの宣言の文言が違ったようございまして、「非核町宣言」とか「平和都市宣言」「非核・平和自治体宣言」等を行っております。

一般の5番議員の質問もございましたけど、このことにつきましては多くの市民の声を聞いて、まだ十分内容を精査した中で取り組んでいきたいという答弁もございましたけど、今もそのとおりでございます。

基本的に合併して1年の中におきまして、

一番私ども、この1年間を通じた中で何を最初一番掲げていくのか、その1年の行事をしなければなりませんけど、特にまだそれぞれの旧の中におきまして町歌とか、またいろんな問題がございますけど、また市民憲章という、それぞれ町には町民憲章というのがございましたけど、1年後の中におきましてはやはりこの市の市民憲章ですか、これを早くつくっていくべきじゃないかなと、そのように考えておまして、そういうものの市民憲章をつくった中におきまして、それぞれの宣言をやっていけばいいのかなというふうに考えております。

来年、この問題につきましては十分論議もさしていただき、また市民の皆様方にもまた地域には地域のそれぞれの審議会等がございますので、この問題につきましては来年、十分検討をさしていただき、また議会の皆様方もこのことにつきましては議会の中でも十分論議をして、一つの統一する都市宣言ができるよう努めていきたいというふうに考えております。

4番目の有事法制のその後ということでございます。国は、有事関連法の1つであります「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法に定められた措置に基づき、国民の保護に関する基本指針を平成17年3月に示したわけでございます。

基本指針では、国民保護の実施に関する基本的な方針、国民保護計画及び業務計画の作成の基準等を示し、国民保護計画の作成については、都道府県及び市町村のモデル計画を消防庁で作成しておまして、都道府県におきまして17年度、市町村におきましては18年度、策定するというふうになっております。

鹿児島県の国民保護計画につきましては、素案が10月に示され、11月に市町村等へ

の説明会が行われ、県議会への説明後、平成18年3月に計画公表の予定であるということでございます。日置市におきましては、国民保護法に関する関係条例の整備を進め、18年度に市の国民保護協議会等を設置し、計画の作成を進める予定でございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

坂口議員の扇風機の設置についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、子供たちが学習する場がありますので、それなりの教育的なよい環境を設定してあげる必要があると思います。当然快適な環境であれば、それなりに学習効果は高まるものと思っております。

それなりの教育的なよい環境とはどんな環境かについては、意見の分かれるところだと思っております。物的な環境もあればいろんなものがあると思います。人間というものは、私は、本来いろんな環境に対応して体の機能をうまく調整するなどして、生きていく能力を持っているものだと思っております。成長発達の途上にある子供たちですので、そのような体の機能を十分使わせて育ててあげることも教育的な配慮だと思っております。

現在、日置市内の普通教室に扇風機が設置してありますのは、寄附によってつけられました日吉中学校だけです。また、教室に空調設備があるのは、妙円寺小学校のプレハブ校舎の2教室だけです。それはプレハブ校舎であるために、室温がかなり高温になるということから設置されたものと聞いております。

ご質問の扇風機の設置は、今のところは考えておりませんが、空調の設置につきましてはこれでも設置してまいりましたが、保健室、図書室、パソコン室などの特別教室などを中心に設置して、今後もいきたいと考えております。

○18番（坂口ルリ子さん）

18番。まず、はり、きゅう補助のことで、800円を30回、これは4町の平均でいけばそうかもしれませんが、伊集院町はサービスが下がったことは確実にございます。私は、伊集院町で一番大きいようなはり、きゅう屋さんで電話したんですが、自分のうちの患者の半数近くは30枚じゃ足りないと言います。だから、たった6.何%とおっしゃったのは、それは事実かなと思ったりするんですが。

結局、はり、きゅうを利用する人は、お年寄り普通の整形外科の電気治療よりも高いんです。あそこは350円か200円かです。保険がききまして。お年寄りは150円ちゅう人もいるみたいですが。あそこに行くと、今、1,900円払うわけです。治療が2,700円ですので、それから800円引いて1,900円なんです。だから、本当に金がないと行けないちゅうのが実態なんです。

だけど、整形外科の電気を当てたり、ちょっとバイブレーターみたいなこんなのをするのもいい人がいますけれども、やはりはり、きゅうの方が効くといつて、はり、きゅうに無理して財布をはたいて行く人もいます。それで、その方が老人医療の持ち出しにも、私は、この人たちは貢献していると思うんです。本当に根治するというんですか、根っこから治すちゅうんですか、はり、きゅうの方が治ると、電気を当てるよりもという人がいるわけです。

だけど、サービス低下はこのままでいくとおっしゃいますから、やはりその30回で足りない人の調査をもう一回して、はり、きゅう屋が何軒日置市内にあるのかなと、私も調査不足なんです。もしわかっていたらそんなところで調べてもらって、30回を40回でもいいんです。ちょっとサービスをもとに戻してほしいちゅうのが、旧伊集院町のお年

寄りの声です。

周りの声やほかの3町は、私は調べませんでしたので、そういうことですのでずっとこのままで推移するんじゃないかと、そのうちにはやはりサービスを少しでもよくしてほしいというように思いますが、そこはどうですか。

○市長（宮路高光君）

あれは16年度の実績でございますけども、旧伊集院町におきましては427名のうち、この45枚を使い切った人は24人、5.6%であったという、これは実績が出ております。そのような状況の中におきまして、今、30回した中におきまして、この30枚をみんな使い切ってくるのかどうか。ここあたりの推移を17年度、そういう推移も見なければ今後の問題には難しいのかなと。また17年度の実績もきちっとまたデータを取りまして、そこあたりの動向を見た中でやっていきたいと思っておりますけど。17年度、18年度までは現行のままやっていかなければならないというふうに考えております。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい、わかりました。私は、17年度のことを聞いたら半分、50%の人が足りないと言われましたので、また17年度、18年度データをとって、お年寄りが何千人いる中の779人が申請しているということは、パーセントにしたらどれぐらいになるわけですか。

それで、やっぱりこれを申請するということは、はり、きゅう屋に行って1回1,900円払うという能力が、ポケットマネーがないとできないわけです。だから、はり、きゅう屋さんによっても差があると思っておりますけれども、もしわかっていたら日置市内にあるはり、きゅうの数とその、今、申請しているパーセントがわかったら答えていただきたいと思いません。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

はり、きゅう、鍼灸院の数でございますけ

れども、合計で日置市内に23カ所ほどございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

はい、ありがとうございます。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

それから、何%かということでございますけれども、先ほど市長の方が答弁いたしましたけれども、5月1日の人口が70歳以上で1万1,468人おまして、申請が779人申請しておりますので、これは7%に相当いたします。

○18番（坂口ルリ子さん）

7%、たった7%。はい、希望がないわけじゃないんで17年度、18年度を調査して、またサービスを上げる方向にいくように希望をするわけです。そのところは終わります。

次、平和宣言です。各市町村によって文言が違うといいますが、ここで平和に対する市長のコメントも欲しいと、さっき一般質問で言ったんですけれども。平和という言葉が市長はどうとらえるか、それを質問、そこを壇上でしたんですけれども、抜けていましたので。

○市長（宮路高光君）

平和という言葉を含めまして、やはりそれぞれの日本、私ども自治体を含めてみんなが安心して暮らせる、やはり私はこの平和というのはとうい言葉であるというふうに認識しております。

○18番（坂口ルリ子さん）

とうい言葉、本当ですね。子供たちに平和の反対は何と言え、戦争と言いますよ、子供たちは。だから、平和が崩されれば戦争だと。市長も戦争を知らない時代ですから、ここにいらっしゃるほとんどはそうじゃないかと思うんです。だから、昔「戦争を知らない子供たちよ」ちゅう歌がありましたけれども、今、戦争を知らない大人が8割ふえているわけです。

だから、そこのところは、子供たちに遺産として何を残すかと言ったら、ほとんどの人が、金を残すよりも財産を残すよりも平和を残さんといかん、と心ある人は言っております。やはり平和を大事にし、平和を守っていかないと、そのときの親たちは何をしていたのかと、うらまれるようなことになるんじゃないかと思います。

だから、ぜひ私たちも5番議員と一緒に請願か何か出して、議会にかけて議会で決めていきたいと思っておりますので、そのときはご理解のほどをよろしく願います。それで平和宣言のことは終わります。

今度は有事法案です。総務課の有事法案の係の方の書類を、市長は目を通されたでしょうか。

○市長（宮路高光君）

詳しくは見ておりませんが、今度来た中におきます表題を含めた概略だけは見ております。中身については、さっきも議員がおっしゃったように膨大なものがございますので、基本的にさっきも答弁いたしましたとおり、私ども市におきましても18年度、この計画をつくっていかなきゃなんということでございますので、このときに十分協議会等をつくって熟読しながらやっていきたいというふうに思っております。

○18番（坂口ルリ子さん）

私も見ましたけれども、本当にあれを読むすごいエネルギーだと思います。担当の方も勉強不足だということも言われていました。だけど、本当は小さいところまで読まない。私たちは生命保険に加入して、細んかところを見ないものだから、いざというときはそこを見ていないから、ちょっとしもうたということはあるわけですから、やはり見ないといけないんじゃないかと思うんです。

それで、国民保護法という法で17年度は県が制定し、18年度に各市町村で計画を立

てるようになっていると。そういうときにその国民保護法の何か、委員会をつくるというようなことをおっしゃいましたよね。そこをもう一回、お願いいたします。そこでその法案をつくるのかなど。県から来たものの具体化ね。

○総務課長（池上吉治君）

先ほど市長が説明を申し上げましたが、県が17年度にその計画を作成をいたします。それに基づきまして、市町村が18年度に計画作成を進めるわけですが、その計画を作成する内容の協議をしていただく、いわゆる国民保護協議会を市で設置をして、その中で一応計画案に盛り込む内容等の審議をしていただくというような計画でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

ほう、じゃ国民保護法協議会というのが立ち上がれば、そのメンバーを選んで市民の中からされるだろうと思いますけれども、こんなことを具体的に決めて違反したら罰則つきですから。だから、よっぽどこんなのを協議するメンバーは、さっきもどっから出たように若い人、男女の差、いろんなのを考えてしてもらわないと、とんでもないことが起きて、戦車が通る、そのけそこのけと。のからんと罰金よというような、そんな法案が出てこないとも限らないんです。

それから、さっき知覧町の例を言いましたけど、ぜひ総務課で知覧町に電話を入れて、事実かどうか調べてみてください。そういうようなことがないように、その協議会のメンバーはどんなふうに考えておられますか。私は怖い気がします。

○総務課長（池上吉治君）

国民保護法の中でいわゆるその協議会のあり方というのが示されております。委員の選出に当たりましては、市町村長が任命をするわけですが、まず指定地方行政機関の職員、それから自衛隊に所属するもの、あ

るいは都道府県の職員、市町村の助役、市町村教育委員会の教育長、消防の関係者、それから市町村の職員、あと知識、経験を有する者、そういったメンバーの中から、市町村長が任命をするというようなことになっております。

○18番（坂口ルリ子さん）

人数はわかりませんか。

○総務課長（池上吉治君）

人数についてはまだ未定でございます。

○18番（坂口ルリ子さん）

その中に自衛隊が出てきましたね。だから、自衛隊が役場に部屋を1つつくって、常駐するようなことになるんじゃないか。知覧のようなことがあるんじゃないかと、私はちょっと思っていて心配をしております。だから、今、憲法が、今、まだ憲法は変えられておりませんが、憲法を変える勢いが強まっております。

小泉は、9月11日の衆議院選で大勝利したのを、あれでアメリカの言うとおりに憲法を変えて、日本をどういう国にしようかと思っているか、私は不安でたまりませんが、こんなところは首長の市長として自分の町、住民の安全、安心です、平和はとうといということ言葉を聞いて安心したんですが、そんなことがないように身を張って、地方自治法にあるように自分の市民の暮らし、福祉を守る方向で頑張ってもらいたいと思います。

最後に、扇風機のこと。教育長は、一番初めはよい環境で快適な環境でと、すごくいいことを言われて、これはしめたと思っていたら、とんでもない。子供の異常な暑さの中でも子供の機能を十分発揮とか、うだるような汗をかきながらうだるような異常気象の中で、40人詰め込まれた中学生の教室なんかを想像してみてください。何で暑さに耐えなければならぬか。寒さは着るもので調整できますけれども、暑さはどうもならない。その中で授業をしっかり受けて、学力が身につくか

ということなんです。

だから、ぜひ教育長も串木野のあたりの、私は生福小を見ました。そんなところも見て、いつでも扇風機をつけるわけじゃないですよ。体育から帰ってきた後、物すごい暑いとき、ああ、扇風機のありがたさ、もう給食時間は、私は妙円寺小学校のプレハブによくクーラーがつかないことは言っていました。町長が「坂口さん、余り妙円寺小学校はいっきゃんな」ということまで聞きました。

それがプレハブ校舎というのは、もう異常な暑さなんです。32度ぐらいなんです。おばちゃん、給食時間と掃除時間は地獄だよと、クーラーつけて、と言うんです。私も1時間座っていました。もう背中からどっから汗がたらたら流れる。しかも、プレハブ校舎ちゅうのは、普通2年生を入れるものなんです。午後の授業がないから。それが4年後には6年生が入っていた。2年生を入れればこんなことはないのにとちょっとは思いましたけれども。

私も武岡あたりでプレハブの2階、2階があそこは建っていました。もう桜島の降灰がひどいころでした。本当に地獄でしたよ、子供たちは。もう給食は食べ切らんでこんなに残るんです。半分ぐらい残る、残滓が。

だから、そんな中で子供の機能を発揮するために暑さにも耐えよ、という教育長の発言の中からそんなのが受け取られるから、それは間違いです、先生。本当に快適な中でしたら学力もつく、子供は熱中症にもかからない。あのクーラーがあれについたのは妙円寺についたのは、その年に県道で高野君が死んだから。8月9日。すぐついたんです、夏休みに。で、9月から快適になったんです。犠牲者が出たからついたのかなと、私も思うんです。

だから、串木野は90学級ある中、今、20学級ぐらい扇風機がついているそうです。ぜひ見にいった、そんな大きな負担じゃない

です。私は、もう本当は公費でつくるのが、あ、今度は串木野市は公費でつけるようになったそうです。公費がどうしてもだめだったら、PTAの会長たちに生福小を見に行きなさいと。生福小は、親がつけるのはボランティアでしてくれたと。扇風機は4,000円もせんかったと。そういうことです。それで、1クラスに1万6,000円じゃないですか。

今、日置市の学級が、普通学級が197、障害児学級が14、合わせて211、それに私は4基つけた場合の1万6,000円を掛けました。337万円です。大した金じゃないですか。公用車が2台あるあのクラウンの1台を廃棄して、いじわるを、いじわるじゃないです。私は子供が大事だと思うからこんなことを言うんですが、300どしこのお金がないとは言わせない。

そして、PTAでお母さんたちは見にいった。いや、これはよか、もうこどんがよかちゅうって、生福小なんかすぐつけたそうです。だから、公費でどうしてもだめならPTAをたきつけてでも、本当は公費でするのが当たり前です。だけど、子供にいい環境を与えるためにはPTAでもどこでも、私はもういいと思います。

ぜひ、教育長、見にいった、暑さの中で鍛えよというようなことは考えを直してほしいと思います。だって、暑い中に汗をたらたらたらしして学力がつかますか。伊集院高校の校長も言いました。環境がいいと。それを卒業文集に書くような子供も出て、してよかったと思う、とおっしゃいましたので。

そういうことで教育長のコメントを聞いて終わりにします。

○教育長（田代宗夫君）

伊集院高校の場合は夏休みに補習をしたり、一番暑い時期に授業を行っている、そういう事情もあるかと思えます。でも、私、ことし3月までは市内に5年間おりましたけれど

も、当然扇風機がついているのは多分ゼロだと思います。子供たちは、確かに6月とか9月は暑いです。昼休み時間、外でいっぱい汗をかいてまいます。教室に入ってきてタオルで一生懸命ふいている。本当に人間らしく、暑いときは汗をかいて元気いっぱい遊んで、そしてまた元気よく回復していくわけだと思います。

しかしながら、そのそういう環境が人間の、私、さっき対応できると言いましたが、そういう能力をはるかに超えるようなものであるとするならば、問題がありますので、そういう場合はまた考えていかなきゃならないと思っております。

以上です。

○18番（坂口ルリ子さん）

だめじゃ。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
あす12月14日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時51分散会

第 4 号 (1 2 月 1 4 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（16番、1番、28番、15番、5番、21番、10番）
-------	---------------------------------

本会議（12月14日）（水曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

総務係長	仮屋求君	議事調査係長	川崎美智也君
議事調査係	東まりさん		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

福祉課長 馬場 恵三郎 君
教育総務課長 坂上 安男 君

土木建設課長 樹 治美 君
農業委員会事務局長 大北 節雄 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

日置市が誕生して7カ月、宮路市長が誕生して半年が経過をいたしました。「ひらけ日置市・夢をかたちに、みんなの知恵を集めて」と、あらゆる分野にたくさんの選挙公約を上げられ、初代日置市長に就任をされました。概ね5年を目処に、年度ごとのマニフェストを市民に示されました。昨日もございましたが、10月24日の新聞に九州48新自治体の合併効果ランキングがございました。日置市は7位でしたけれども、これからが本番であります。

私は、初年度の今年17項目の公約のうち、次の6つの事項についてその進捗状況、取り組みの様子などについて、年度途中ではありますが、質問をいたします。

まず1つ目、誘致戦略プログラム策定を通じた進出企業と地元企業の連携を進めるとありますが、どうですか。

2つ目に、風情ある温泉街の整備やサービス向上による集客向上のための検討組織の設立はどうなっていますか。超高齢化社会を迎える日本、本市での高齢者の元気づくり支援事業の整備は十分ですか。そして、高齢化以上に深刻な少子化に伴う次世代育成支援のための環境づくりはどうでしょうか。また、安心・安全のまちづくりの基本であります広域

消防・防災体制の確立と機能の充実は図られているでしょうか。国の将来を担う子供たち、安心できる学校生活のための体制確保について、スクールカウンセラーや専門相談員の配置やその整備はなされてきたでしょうか。就任時に発生をした職員汚職問題や個人情報の紛失問題など、想定外の忙しさもあっただろうが、これらの取り組みや今後の予定をお示しください。

次に、旧4町のこれまでの職務の遂行方法の統制はとれているのでしょうか、また、500名を超える職員の一体感は図られ、新しいまちづくりに向けた職員意識の高揚は図られているのでしょうか。対等合併でのスタートであります。本庁は伊集院となりました。一つに統一する必要は認めますが、私が見る限り、すべてにおいて伊集院式を強制されているような気がいたしますが、どうでしょうか。役所の仕事、各事業課ごとの職務について、その内容や方法は最善なのか、十分な協議はできているのでしょうか。合併しても、これまでの住民や仕事が本所地域に集中するわけではありません。各地域・支所における現在の職員数は適正なのでしょうか。500名を超える大世帯になった職員の人事管理は大変だと思いますが、その管理はこの部署で、だれがやるのですか。地域の発展は住民一人一人が主役ですが、何といたってもその中心は職員であります。日置市の発展のかぎを握るのは職員の資質の向上であり、やる気を引き出すことでもあります。その方策はいかがですか。

さきの国会で障害者自立支援法が成立をいたしました。現在は身体障害者・知的障害者・精神障害者、そして、障害児それぞれが障害の種類や年齢により受けられる福祉サービスの内容が決められております。新しい自立支援法では、すべての障害者が共通の福祉サービスを受けるようになります。そして、

来年4月から原則費用の1割負担が実施されます。いまだにはっきりした指針が国から示されておりませんが、このことについて本市ではどのような対応をおとりになるのか、質問をいたします。

まず、これまでの障害者への支援は、新しい自立支援法によりどう変わのでしょうか。そして、この改正により本市で影響がある施設はどこでしょうか。また、影響がある障害を持つ市民の数はどれくらいでしょうか。この改正により不安を抱いている市民もあります。何よりもその不安を和らげるために市として、市民が納得できるサービスをどのように提供していくのか、質問をいたします。

以上、3項目について、市長、教育長の誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市長就任後半年が経過したが、初年度の公約の17項目のうち次の項目の進捗状況はどうかというご質問でございます。

1番目の誘致戦略プログラムの策定については、企業のニーズを把握しながら具体的な日置市に合ったプログラムを策定したいと考えております。その企業の皆様とのニーズを探るため、新たな産業の創出や新たな商品開発を行い、就業機会を増大させ、市全体の活性化を図るための異業種交流懇話会を、11月24日に発足させました。

この会は、市内で操業されている電子部品や電気機械製造業の進出企業の方や、地元の食料品や焼酎製造業の方など、今回は17社の方々から参加を得ることができました。この会の中で、生産設備を地元から調達したいという意見や情報関連のインフラ整備はどうかできないかとか、また、従業員を募集しているがなかなか集まらないなど、それぞれ抱えている課題が出されました。企業側が進出される場合にできるだけ資産をふやさずに

リースによる進出、できれば建物まで含めた物件がないのか、そのような意見も出されました。

このようなことを踏まえて今後、工業団地を含めました分譲の手法や優遇措置、業種を特定した方がいいのか、多方面から検討を行い、また、今後におきましても、この異業種交流懇話会との情報交換を行いながら、日置市におきます活性化を図っていきたいというふうに考えております。

2番目のご質問の中で、特に温泉街の整備やサービス向上における集客向上のための検討組織の設立というご質問でございます。

このことにおきましては、地域おこしや地域の活性化はそこに生活する住民の協力体制や先導的なリーダーの存在が不可欠でございます。温泉を核とした市内全域の結びつきとなる組織の設立は、今現在まで設立はしておりません。特にこのことに一番大きく関与いたします商工会・観光協会の合併というのが私は一番大きな観光開発にする核となるというふうに認識しておりまして、商工会・観光協会が19年度をめどに合併をしたいとそれぞれ勉強会しておりますので、合併と同時並行しながら今後におきます、温泉街におきます種々たる、いろんな検討組織を並行しながら組織立てをしていきたいというふうに考えております。

3番目の高齢者の元気づくり支援の整備はどうかということでございます。

特に日置市におきます高齢者クラブの統一ということも図られたようでございます。特に高齢者クラブの皆様方が中心になりまして、17年度におきましてもグラウンドゴルフ大会、また、ゲートボール大会、スポーツ大会、このような一つの日置市としてのまとまりのある高齢者クラブの活動が行われております。

また、福祉協議会も一つになりまして、11月25日に福祉協議会主催によります福

社大会も開催されております。また、介護予防を含めた中におきまして、高齢者におきまず筋力向上トレーニングの実施も本年度、伊集院・東市来地域におきましてゆすいで実施しておりますし、また、吹上・日吉地域につきましては馬場病院で行っております。

今現在、日置市の老人保健計画、介護保険計画を策定中でありまして、今後におきましても新しい計画に高齢者の皆様方が元気でいけるような支援づくりができる計画内容になるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

4番目の少子化に伴う次世代の環境づくりということでありまして、このことにつきましては、昨日のご質問の中でも出てまいりましたとおり、新しい日置市の次世代計画を策定するつもりであります。この策定の中に、特に地域における子供支援策といたしまして子育てボランティアの育成とかネットワークづくりとか、そのようなものを盛り込んでいきたいし、また、母親と乳幼児の健康の確保の増進、また、要保護児童への対応、このような基本的な7項目がございますので、このような項目をきちっと新しい計画書の中に盛り込んでいきたいと考えております。

5番目の広域消防体制についてどのようなことということでございますけど、防災体制につきましては、単独消防となりまして、10月11日以降、従来の出場体制を見直し、日置市管内で発生した建物の延焼火災については、署の担当区域に関係なく、本署の消防車は全域に出動し、防災体制の強化を図っております。

人員につきましては、常備消防の体制は1本部1署2分遣所で66人体制であります。18年度におきまして3人の新規採用を予定しております。

また、消防車の設備につきましては、18年度に水槽付消防自動車1台を北分遣所

に配置し、消防体制の強化を図る予定でございます。

平成15年11月におきまして、県の消防防災課から概ね広域消防というのは人口10万以上を基本とするということでございますけど、今、私ども消防本部におきましては合併に伴いまして小規模になったというふうに思っております。その中におきまして、議員の皆様方にも最後までいろいろとご心配かけまして、日置消防組合の解散を含めまして広域的な形の中で協議をしてみたいと思いましたが、実現に至りませんでした。今後におきましては、また広域的な再編というのも出てくるというふうに考えておりますので、今後それぞれの消防本部と連携をとりながら、今後に広域再編というのはやっていかなきゃならないというふうに思っております。

次に、安心できる学校生活の体制については教育長の方に答弁をさせます。

2番目の大きな項目の旧4町のこれまでの職務と遂行方法の統制はとれ、職員意識の高揚・一体感は図られているかというご質問でございます。

1番目の質問の中で、伊集院方式を強制されているような気がするということでございますけど、事務整理につきましては合併協議の中におきまして、それぞれの担当で構成された専門部会で協議されて決定した経緯がございます。ほとんどは合併前に統一が図られ、合併時からその事務事業マニュアルに沿って業務が進められております。しかし、新市においてさまざまな業務を遂行する中においては合併前に予想されなかった、あるいは合併前の協議で漏れていた事務が発生しているのも事実でございます。これらにつきましては、とりあえず現在の担当課で旧4町のいずれかの方式を採用し、あるいはまた複数の町の方式を組み合わせ新市マニュアルとしております。しかし、議員ご指摘のように不具

合が生じている業務につきましては、職員及び関係者の意見を十分参考にし、最も効率的な簡素な方式を18年度からも取り入れ、常に改善していかなければならないと考えております。

2番目のことにつきましては、事業課における事務処理方法に関するご質問でございますが、これにつきましても、今後お答えいたしました事務事業の調整と同様、関係課で本庁・支所合同の連絡会議を開催し、問題点、改善点を協議しておるところでございます。

3番目のことでございますけど、新市の各部署におきます職員数についてでございますが、事務組織及び機構の取り扱いにつきましては、合併協議の中でも十分論議をいたしました末、今日の日置市の組織となり、この構想のもとに事務分掌及び人員配置を行ったわけでございます。

合併をした後におきましても、いろいろと支所間におきます事務量とか、また、合併前におきます想定しなかった事務量、そのようなものがあつたということは認識しております。合併当初それぞれの課におきましては長時間勤務をせざるを得なかった部署もあつたように思っております。そのようなことを踏まえまして、総務課の方でそれぞれの各所におきます課の実態把握もさせていただきました。その中におきましていろいろと大きな課題もございまして、今後におきましてこれを是正していかなければならないというふうに思っております。特に来年の4月におきましてそれぞれの支所、本所におきます人の配置というのを改めさせていただきたい、そのように考えております。大変なところもございましたので、二、三の方々につきましては年度内の中におきましても異動をさせた部分もございまして、総体的に今申し上げましたとおり、4月の異動の中で是正をさせていただきたいというふうに考えております。

人事管理に関するご質問でございますけど、職場全体の人事管理につきましては、職員のやる気を引き出していくため、職員それぞれの能力や勤務成績、さらに個々の適正などを公正かつ客観的に把握、評価する必要があります。それが職員の士気を高め、公務能率を増進するための重要な要素となることから、既に実施している勤務評定、自己申告、そして、18年度から実施します昇任試験など個々の手法による工夫を加え、また、それらをリンクさせるなど適正な人事管理のあり方を研究してまいりたいと考えております。

また、各職場におきます人事管理につきましては、仕事の面ばかりでなく、部下職員の行動について適切に指導監督することや、職員間の人間的なつながりをつくることも重要な職場環境づくりが課題であり、管理監督者である所属長の責務として努力していかなければならないことと考えております。今後におきましても、個人がその能力と個性を十分に発揮できる働きがいのある職場環境の整備及び風通しのよい職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

職員のやる気を引き出す方法でございますが、人事管理の方法で述べましたように、職員それぞれの能力や勤務成績、さらに、個々の適正などを公正かつ客観的に把握、評価し、職員のやる気を出してまいりたいと思っております。さきも述べましたとおり、今回自己申告書を約600名の職員に出していただきまして、私も600名の職員の自己申告の中におきましてそれぞれの職員の考え方や、また、改善すべき方法といういろんなご意見がございましたので、このことを十分肝に銘じて、4月におきます職員配置等に参考にさせていただきたいというふうに思っております。

3番目の障害者自立支援法が成立した。来年4月から1割負担が実施され、本市での対応ということでございます。

平成17年11月に障害者自立支援法が制定され、これまでの支援制度から新たなサービスへの転換が図られていくことになるようでございます。大きく変わっていくのは、身体・知的・精神の3障害を一本にまとめたこと。費用をみんなで支え合うとのことで、原則1割負担が出てきたこと。利用者が申請しやすいように相談支援事業者を設置したり、適正な判断を行う審査判定委員会の設置などのほか、介護保険と同じように入所者については、食費や光熱水費は自己負担になるとのことであります。

利用者負担額の改正については、更生医療等の自立支援医療や居宅サービス、施設サービスといった障害福祉サービスは、平成18年4月から施行され、補装具給付サービスについては、平成18年10月から施行されることになっております。また、ホームヘルプ、デイサービス等の居宅系の事業所については、平成18年10月から新体系に移行され、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設等の施設系の事業所については、平成18年10月から5カ年で新体系に順次移行されることになっております。

なお、新たな制度については、まだ見えていない部分があり、また、県でも今後、説明会が予定されており、市町村まで十分伝わっていない状態でありますので、国・県の動向を見ながら推進を進めていきたいと思っております。

2番目に、改正によりまして影響がある施設はどこか、影響のある障害を持つ市民の数はどれぐらいかということでございますけど、現在、日置市においては、身体障害者が3,017名、知的障害者が413人、精神障害者が255人、合計3,685人になっております。身体障害者施設については、身体障害者更生施設ゆすの里、身体障害者授産施設太陽の里等県内13事業所、64人が利用しており、知的障害者施設については、知

的障害者更生施設ふるさと学園、知的障害者授産施設みどりの里等の県内36事業所、141人が利用している状況です。また、身体障害者居宅事業所については、寿福園身体障害者ヘルパーステーション、誠光園等県内11事業所、42人が利用し、知的障害者居宅事業所については、第二わかたけ荘、ホームラン等県内12事業所、18人が、精神障害者居宅事業所については、秋光園、ジャンプ等県内4事業所、9人が、児童居宅事業所については、陽のあたる家やまびこ医療福祉センター等県内14事業所、53人が利用している状況であります。合計90事業所、327人の利用者に影響が出てくると見込まれ、法改正による利用者の1割負担や食糧・光熱水費等個人負担がふえることに伴い、利用者が減るのではないかと懸念する声も聞かれています。

利用者の1割負担については、所得に応じて負担額の上限が決められていますが、現行の支援制度と比較いたしまして、身体障害者療護施設を例に挙げますと、自己負担額が上限に達している場合での低所得者1が5万3,900円の増、低所得2が4万8,500円の増、一般世帯が2,200円の増となっております。しかし、上限額を軽減させる方法も考えられており、個別減免、補足給付といった減額措置をとれば、低所得者1で2万1,900円の増、低所得者2で2万900円の増、一般世帯で2,200円の増という結果になります。

3番目の不安を抱いている市民も多いが、市として納得いくサービスをどのように提供していくかというご質問でございます。

新たな制度に変わっていく中で、個人負担の増になる部分が大変大きな問題だと認識しております。しかしながら、新たな制度の中では、障害者がサービスを利用しやすいような相談支援事業所を設置することや認定審査

会の設置により適正なサービスが受けられるなど、利用者にとって使いやすく改正されている部分があるようでもあります。今後は、特に相談支援の部分に市として力を入れて、よりよいサービスが受けられるような体制づくりを目指したいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

池満議員のご質問にお答えいたしますが、まず、高齢者の元気づくり支援事業の整備についてでありますけれども、社会教育面では多様な公民館講座を開設するとともに、高齢者学級や総合学級などを開設しております。

なおまた、高齢者学級等を利用してゲートボール・グラウンドゴルフなどを初め、軽スポーツ紹介・普及にも努めております。さらに、世代間交流事業として異年令集団ですが、これとか、あるいは地域の教育力の向上のために子供会活動との連携を進めているところでもあります。

それから、学校におきましては、先だって県民教育の集会在11月第1週ありましたが、その中でも半数以上の学校が高齢者との触れ合いや、あるいは高齢者を交えたもろもろの行事等を行っている現状であります。そのほか小、中学校におきましては高齢者を敬愛する心や態度を育てるとともに、福祉のあり方について学習し、社会や身の回りの人々に貢献・奉仕する精神を養うことなどを目的に、学校のあらゆる教育活動の場において高齢者の方々との交流活動を積極的に取り入れてきております。

具体的には総合的な学習の時間で、グラウンドゴルフや昼食会、餅つき大会等を通じた交流活動、あるいはこれまで祖父母の授業参観とか、そういうものも実施をしております。高齢者の方がたくさん学校に来られております。また、日曜参観日等には高齢者をお

招きして竹トンボとか、水鉄砲、竹馬とか、おはじきなどの昔の遊びなども教えてもらっております。また、教科の面でも、国語の時間に地域の高齢者の方々から戦争の体験談を聞いたり、あるいは社会科の時間には昔の道具の使い方などを勉強していただいたり、そういうお話もしていただいております。これらの活動を通して高齢者の方々と本当に触れ合いを深めながら、高齢者に対して敬愛する心や態度を育ててきております。

次に、少子化に伴う次世代育成支援のための環境づくりはどうするかということですが、まず、少子化に伴って教育の現場でどんなことが考えられるかということですが、子供の数が大変少なくなりまして、小規模校がふえたり、あるいは複式学級とかがふえてくるのではないかなど。そうなりますと、地域の中においても子供の数が少なくなってまいりますので、地域の活性化にとっても大変不利でありますし、あるいはこれまで自分たちが守り育ててきた伝統芸能とか、あるいはそういう生活の知恵、そういうものを引き継いでいく子供たちが少なくなってくるというようなことも考えられます。それらもろもろのことがありますけれども、私どもそれらに対して今後どうしていくかということでは、特に社会教育の役割として地域の教育力をもっと高めて、子育てがしやすくしていくような方策とか、あるいは家庭教育学級等を開いて、そこで子供の育て方をどうするかとか、そういうこと等もしていく必要があるのではないかなと思います。

なおまた、現在、東市来の方では国の補助事業を使いまして、幼児教育支援サポート事業というのを、これは国の試行的な試みとしてやっております。つまり、子育てで悩んでおられる幼稚園とか保育園とか、そういうところの保護者の方々に対してサポートをしていく、そういう試行的なこともやっております。

すので、やはりこういう活動をこれから進めながら地域において、あるいはそういう学校等において保護者の方々の子育てを支援していくことも考えられるのではないかなと思っております。

次に、安心できる学校生活のための体制確保についてご答弁申し上げます。

安心できる学校生活のための体制確保につきましては、さまざまな方策を実施しているところでございますが、教育相談関係の事業について特にお答えいたします。

まず、「スクーリングサポート事業」を実施しておりますけれども、これは不登校の児童生徒の早期発見・早期対策を初め、より一層きめ細かな支援を行うために家庭の訪問指導、子供の指導などを中心とした不登校対策に関する中核的な機能を充実して、学校や家庭等と連携した地域ぐるみのサポートネットワークの整備に係わる実践的な調査研究もやっております。現在、日置市伊集院地域活性化センターで、「ふれあい教室」という名称で教育相談を実施したり、あるいは学校へ復帰及び社会的自立のための支援を行っているところでございます。

次に、心の教育相談員派遣事業ですが、これは東市来地域と吹上地域で実施をしております。東市来中学校に相談員を月に五、六回派遣し、教育相談に当たるようにしている事業です。また、巡回教育相談をその他の東市来中学校を除く7校でも実施をしております。毎週2回の巡回日を学校に割り当てて実施をしております。吹上地域でも心の教育相談派遣事業をやっておりますが、これは吹上中学校に教育相談員を派遣するものです。週3日程度、吹上中学校での教育相談に当たっております。

次に、スクールカウンセラー事業ですが、県の補助事業で、平成17年度は伊集院中学校と伊集院北中学校に専門のカウンセラーを

週1回派遣し、教育相談を行っている事業であります。平成18年度は、市内全学校を対象に必要なに応じて派遣できるようにしてまいりたいと考えております。そのほか子供と親の相談員配置事業の一つであります「生徒指導推進協力員」の配置もあります。現在1名、伊集院小学校に配置され、年間90日生徒指導の問題解決のために尽力をしてもらっております。

次に、教育専門員の配置ですが、教育専門員は、これまで教育に関する豊かな経験と豊富な知識、そして、深い専門的知識を生かして職務に当たっております。教育委員会に勤務しておりますが、進学指導など、あるいは親や学校・地域からのさまざまな教育相談に応じております。

以上でございます。

次に、旧4町のこれまでの職務の遂行方法の統制はという項目のすべてにおいて伊集院方式を強制されているような気がするということですが、これは市長の方で答弁いただきましたので、事務処理等についてはそのようなことではございますが、それ以外の面については、特に私どもはないのではないかなというふうに考えておりますが、個々にありましたらお答え申し上げたいと思います。

2番目の各事業課ごとの職務についてという項目ですが、教育委員会では本庁に教育総務課、学校教育課、社会教育課、市民スポーツ課があり、支所には教委総務課及び社会教育課を設置しております。支所の教委総務課は、本庁の教委総務課と学校教育課部分の事務を担当しており、また、支所の社会教育課は本庁の社会教育課と市民スポーツ課部分を分担しております。現在、総合支所方式でありますので、この方法に合わせていますが、教育関係は管理部門的な内容が多いので、今後に向けて指導主事等の本庁集約を図るなどの検討もしているところであります。また、

本庁と支所との打ち合わせ会を毎月及び臨時に実施をして、問題点などを協議して、解決に向けて取り組んできております。

3番目に、各地域・支所における現在の職員数は適正かということですが、現在、教育委員会は本庁に4つの課があり、支所に2つの課があります。合併による事務の調整も多く、また、本庁と支所の文書のやりとり、通知、連絡などの事務が煩雑で、さらに、各種調査、報告など教育事務所等との分掌も多く、多量の事務があります。現状においてはぎりぎりの職員で執行しているところでもあります。

なお、日吉、吹上の小、中学校の事務用パソコンを18年度には設置して、事務の効率化も図っていく予定で考えております。

教育委員会の人員配置は、本庁に50人、支所に65人配置されて、本庁、支所、それぞれが事務事業の推進に当たっているところでもあります。今後、各所属における事務量を勘案しながら、職員の適正な配置を検討してまいりたいと考えております。

なおまた、派遣社会教育主事が4地域から2人、本年度なくなっております。また、来年度はなくなる予定ではありますが、その分の職員数を何とか考えていきたいと考えているところです。

なおまた、新しく建物ができたところあたりは、それだけの仕事、事務量が多くなってくるのではないかなと思いますので、それについてはまた別途検討してまいりたいと考えております。

4番目の職員の人事管理はどこ、部署はどこかということですが、教育委員会職員の人事につきましては教育委員会が任命権者でありますので、協議を行っております。

なお、市長部局、教育委員会等の異動など市長部局との連携をとりながら、これからも異動していきたいと思っております。また、採用については市長部局で行っています。

5番目に、職員のレベルアップの問題ですが、先ほど市長の方からも答弁がありました。が、重なりを避けまして、教育委員会で何を考えているかということでお答え申し上げたいと思っております。まずは一人一人の職員の意識改革を図ることが不可欠ではないかなと思います。そして、既存の枠組みとか、あるいは従来の発想にとらわれない柔軟な発想や、あるいは問題意識を持ってみずから施策の方向とか、あるいは実践方法等を考えていくような職員の育成が求められているのではないかなと考えております。そのために事業を行うにしても一事業、一改善とか、このような事業を組んでいくとか、あるいは教育委員会内での研修の充実とか、あるいは教育委員会におきましては社会教育等にありましては県のいろんな研修会等もございまして、その派遣とか、あるいはこれからは多様な人材の確保も必要ではないかなとも思っております。そのほか学校関係ではよく自主研究グループをつくってみずから学習しておりますけれども、こういうのも今後、課内でも、教育委員会内でも、もう少しこういう自主研究グループの育成も必要なのかなと、そんなことも考えているところでもあります。

以上で答弁を終わりたいと思っております。

○16番（池満 渉君）

かなり広範囲にわたって質問をいたしまして、ご答弁をいただきました。中で幾つかについて再質問をいたします。

まず、市長の公約のことを幾つかでございしますが、期間もまだ半年余りということ、あるいは公約をしたけれども、さまざまな事情でなかなかというのを私もよくわかります。100%全部というのは、なぜできないんだというようなことは言いませんけれども、幾つか質問をしたいと思っております。昨日もありましたが、異業種交流懇話会、市長、説明をされました。17社が参加したということで、

誘致戦略プログラムを策定するためにさまざまな企業の方々のニーズを探るんだと、そのためにということでありました。手段としてです。この懇話会の今後はどうなんでしょうか、今後、例えば、策定がされたとしたときに、その後もこういったことの情報交換というのは続くのかということどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この懇話会につきましては、少なくともこの間のそれぞれの話の中におきましては年2回程度やっていこうという一つの話が出ました。さきも出ましたように、この話の中でプログラムを策定をするに当たりましては、地元のそのような企業のそれぞれの課題を解決していかなければならないというふうに考えておまして、年2回ほどはこのことは続けていきたいというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

その懇話会の中で、いわゆる従業員を募集するけれども、なかなか集まらないとか、あるいは生産設備は地元から調達したいといったような要望、あるいは業界の方々から見た立地しやすい場所というんですか、そういったような条件が出されてきていると思います。まさに的を得た会議だと思いますけれども、実はもっと早くこういったことができていればよかったというような気もいたします。今言っではどうにもならないというところかもしれないかもしれませんが、労働力が豊富だとか、水が豊富だとか、あるいはトラックのターミナルが近くにあるんですとか何とかということを行行政のインフラの整備の中で一つ一つ先を見てやってきて、その中で話をしていくということで、企業が望んでいるからこうということはなかなか財政の厳しい中で大変だろうと思いますが、しかし、これはぜひ続けていただきたいと思います。民間の方々がどういったことを望んでいるのかということ、生の声を参考にさせていただきたい。すばらしい戦略

プログラムができることを期待をいたします。

伊集院あるいは吹上にまだ未分譲の工業団地といったものもございます。ここ辺について現在の状況ですが、幾つかのアプローチとか見てみたいとかといったような話はどうなんでしょうか、来てるんでしょうか、どうですか。

○市長（宮路高光君）

今、工業団地の中におきましてまだ進出してないといいますか、土地があいてる部分がございます。今までの戦略の中におきましては土地の売買といいますか、そういう形でいろいろと誘致活動をしておりましたが、先ほど出ましたとおり、いろんな今の企業の体力を含めた中で、大変企業にしても、進出するにして大変土地の取得等に難しい部分があるという部分の話もお聞きいたしました。

だから、今それぞれ二、三、それぞれ引き合いがございますけど、これらの土地につきましては土地開発公社の方で管理しておりますので、また、土地開発公社の理事会等におきましてこういうお話を賜ったことをきちっと理事会の方にお話を申し上げ、また、理事会の方で制度上の改正といいますか、そういう理解をいただきながら、今後、誘致活動をしていかなければならないというふうに考えております。

○16番（池満 渉君）

土地開発公社は、理事長は市長です。表裏一体でございますので、ぜひ一生懸命やっていただきたいと思います。大変時節柄厳しいのはよくわかりますけれども、目的やら使用、何というんでしょうか、工業団地をつくったときの分譲の条項とかいったものを見直すことができれば、そういったふうにしていただきたいと、柔軟に対応をしていただきたいと思います。まさに息の長い話でありますし、また、企業が来たからといって市民の方々の中で職がないという話があったときに、希望

する職種でなければ集まらないという非常に変な現象もあるのも私も存じております。厳しい中でありますけれども、しっかり連携をとって、このことを一步でも成果を出せるようにやっていただきたいと激励を送りたいと思います。

さて、ふるさとの資源としてやっぱり温泉、市長もおっしゃいました。その温泉というのは、特に温泉街の整備ということに限って言えば吹上、あるいは東市来の湯之元のあたりを指すのでしょうか、どうでしょうか。ゆすいんも温泉でありますし、日吉町の老人福祉センターですかね、あそこ辺も温泉を使っておりますけれども、いわゆる温泉街というのは吹上、湯之元といったような部分を解釈してよろしいのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には温泉街という形でございますので、ある程度それぞれのところにつながっていなければならない。それぞれの温泉宿を含めたのが町並みをしている。議員ご指摘のとおり、湯之元地域と吹上地域にそれぞれの温泉街ございますので、そのことを今後、集客ができるようそれぞれの、さきも申し上げましたとおり、特にこのことにつきましては商工会、観光協会、こういう形の連携というのが十分大事であるというふうに考えております。十分今後そういう団体の皆様方と話をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

もちろん、市長もおっしゃいましたけれども、観光協会あるいは旅館組合、温泉組合といったようなものを直接タッチする方々の努力が一番であります。指導団体として商工会などがあり、商工会の合併なども控えているということもありますけれども、市長として市長の夢というか、考えとして、温泉街といったときにどのようなイメージをお持ちなの

か、お尋ねをいたします。市長がああこんな温泉街ならいいなというようなみずからの思いか、夢とかというのをひとつわかりやすくお願いいたしますが。

○市長（宮路高光君）

温泉という中におきましては心をいやしていける、そのことが一番大きなことじゃないかなと。心をいやし、心身を本当にいやしていただける、そういうことをしてくれるところが温泉宿じゃないかなというふうに私は思っております。

○16番（池満 渉君）

質問が抽象的過ぎたかもしれませんけれども、旧来の別府、いわゆる熱海とか、旧来の温泉街というのが沈んでおります。よくご承知のようにですね。ひなびたというか、小さなところ、今みんなが余り行かないところに行ってみたいというようなのがどんどんはやっておりますけれども、逆に東市来、湯之元も寂れてしまいました。そして、吹上温泉もそんな感じもしますけれども、このことをチャンスととらえればいいんじゃないかという気がいたします。

そこで、そういった思いというのを民間の努力が第一ですが、行政が金を出すとかということは別として、検討組織をつくりたいということですので、これからに向けてぜひそういった地域の方々ところに、市長、お出かけになって夢を、思いをしっかりと話をしていただきたいと思っております。

そして、行政としてはこんなことでバックアップができるという話もしながら悩みを共有するというんでしょうか、そういったようなことをやっていただきたいと思っておりますが、民間の人間がリーダーになるか、行政の人間がリーダーになるか別としましても、そこ辺の話というのをぜひやっていただきたいと思っております。これも期待をしておきたいと思っております。我々もまた一緒にやっていきたい

と思います。

高齢者の支援であります。

高齢者の方々元気になって地域に貢献をしていただかないと、まだまだ手が足りないという感じがいたしますが、全国で65歳以上の方が世帯主の世帯は600万を超えていると言われております。日置市においては、日置市の世帯数が2万2,236、65歳以上の世帯主の世帯は2万2,000の世帯のうち1万682と大体半分です。大体半分がそういった世帯でありますし、また、人口では5万3,300の人口のうちに65歳以上の人口が1万4,600、70歳以上が1万1,400と、おのおの27、あるいは21というパーセンテージであります。少子化もあわせてですけれども、ぜひ力をかしてもらわないとならないという意味では、出番をつくるということが元気づくりの支援事業だろうと思います。

そこで、1つ、仕事をするという、仕事を与えるというような変な言い方ですか、それから、精神的に市長がおっしゃいました、あるいは教育長の方からもありましたけれども、高齢者の方々が交流をする場とかというのがあります、仕事をしていただいて活躍の場というのがシルバー人材センターなどございますが、そのほかに行政としてお願いができる、お願いを今後していこうというような部分はございませんか、高齢者の皆さんにですね。

○市長（宮路高光君）

特に高齢者の皆様方の経験というのをどう生かしていくか、2つあると思っております。知的な経験の部分は大変宝である。特にさっき教育長の方も話いたしましたけど、子供たちにおきますそれぞれのいろんな話を伝えていく、そういう知的な部分の活用といいますか、これを子供たちに、後世にいろんなことを教えていただく、これが1つの大きな仕事

があるのかなと。

また、もう一つは、生きがいを含めましてそれぞれの地域の活性化をする。これは特に食と農の問題を含めた中におきまして私どもの地域の土地を守っていただく、また、そこからすばらしい生産物を出していただき、また、そのことで消費者が喜んでいただける、ご高齢の皆様方には大規模なそれぞれの農業というのは難しい部分がございますけど、特に今、地産地消という一つの大きな中におきまして、私ども日置市におきましても、それぞれの地域の物産館がございます。物産館を支えているのは、私は高齢者の皆様方というふうに認識をしております。そういう中で、2つの体力的な部分を含めたものと知的な部分、こういうすみ分けをした中で、今から働いていける場というのが創作していけばたくさん出てくるというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

息の長い仕事であります。高齢者の方々がお互いにほっとするというか、精神的に寄り合って、お互いに励まし合ってということでは「いきいきサロン」とかというのがいろんな各地にもあります。これむしろ自主的に運営がされて、行政が金を出すとかということではなくてあります。そういったところでも、いろんな場を通じて、高齢者の方々にどんな形であれば生きがいを感じるのかというのをこれからもぜひ吸い上げていただきたいと思っております。

高齢化と同じように少子化であります、少子化のことについて、きのう西園議員もありません。重なったことは余り申しませんけれども、二、三、話を聞かせてください。

少子化に伴う次世代の育成というのはよくわかります。社会構造が変化をしております、女性の社会進出やら、いろいろな要因があつて、早くから少子化は予想されておりましたけれども、なかなか抜本的な手だてがな

いというのが本音であります。

そして、どんどん子供を産めということを強制するわけにもいきませんし、難しい問題ではありますが、少子化による子供たちが少なくなってきたことによる市への影響という、少子化による本市への影響というのを市長はどうお感じになりますか、今後の予想として子供たちが減ってどう予想するかと。教育長からは先ほちょっとありました。学校現場でも子供たちが減っているいろんなことが出てくるだろうということがありましたが、市の行政としてはどのようなことが予想されますか、幾つかで結構でございますので。

○市長（宮路高光君）

特に今後、少子化で一番大きなポイントといたしましては、私ども社会保障の問題の負担ということを含めた中におきまして大変介護、また、国民健康保険、こういう税を含めた、活力ある税負担をしてくれる人がいなくなってしまう。そうすれば大変、国もですけど、私ども市の中におきまして、大変これが一番大きく今後においてマイナスになっていくことじゃないかなというふうに考えております。

また、特に人口減少の中におきまして子供たちがいなくなる急激な過疎化といいますか、そういうものも起こってくるし、また、それぞれの担い手の中におきまして、その土地を含めて維持管理できなくなってしまう自然社会崩壊という、そういう少子化におきます大きな影響というのは私ども市におきましても出てくるんじゃないか、そのように考えております。（「要領良く」と呼ぶ声あり）

○16番（池満 渉君）

市長、おっしゃるとおり、まさに国の形をなさなくなってくるんじゃないかというぐらい心配をしております。

そこで、少子化による次世代というときに、まず、少子化をとめるためにこれまで農家の

嫁さん探しとか、あるいは商売をしている方の後継者の嫁さん探しとか、いろんなものが制度としてというか、何か機運としてありました。そして、地域に肝いりどんというような方々もいらっしゃいましたけれども、何か行政の方としてそんなことをもう少し積極的に旗を振るとかというようなことはできないものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

前、農業委員会が中心になりまして結婚相談所とか、いろんな中でご苦労してくださった方がたくさんおったような気がいたします。今はそこまでするような中心的な人というのが少なくなったというふうに思っております。今ご指摘のとおり、結婚問題を含めた中が一番大きな少子化対策の中で私は重要視されている。また、新たな角度を変えた中でこの問題は農業後継者じゃなく、地域後継者を含めた中で考えていかなければならないものだというふうに認識をしております。

○16番（池満 渉君）

大変難しい問題ではありますが、これを一つ一つ解決していかないと、まさに先が厳しいというのは一致するところであります。ぜひ我々も力を合わせてやりたいと思います。保育料の問題とか、さまざまな子供たちの医療費の軽減の問題とかもあります。ぜひそういったところで、これからの視点というのを子供たち、次世代への予算の配分といいましょうか、金がない中でございますけれども、なるだけそういった方に目を向けていただきたいということを期待いたします。

さて、広域消防のことではありますが、市長からありました人口概ね10万程度を広域という見方をするというような指針といいますか、があるということではありますが、合併によって日置地区消防組合、いろんなところはもちろんそうであります。それが単独の消防組合になって、少し広域という意味では小さ

くなりましたけれども、そこ辺を国や県も大規模広域ということをおっしゃりますが、大きな地震があったとか、市町村の枠を超えて出動しないといけないというような災害救助などのときにどのようにするかということでは、例えば、鹿児島県全体、あるいは薩摩半島単位とかいう段階で、消防組合などの話し合いとか、そういったことに対する協議会、協議というのはどうなんでしょうか、今始まってあるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

消防関係におきますそれぞれの総合協定書というのがございます。特に隣接している消防本部、広域消防におきましては災害を含めて救急、そういうものにおきましては総合協定書を結ぶということで、私ども今回の日置消防本部におきましては鹿児島市と、また、いちき串木野市、そういう隣接するところと総合協定結びながら、大惨事があったときにはお互いにそのところに応援をやっていく、そのような総合協定書を結んでおるとというのが事実でございます。

○16番（池満 渉君）

ぜひまちづくり、住民がそこに住むことを選択をやる一番は、やっぱり安心して住めるかということだろうと思います。そのときに救急車の出動の時間がどうか、防火体制がどうかということがまず基準になりますので、ぜひしっかりと進めて、頼もしいと言われるような体制をつくっていただきたいと思っております。

頼もしいといいますか、現在は救急消防と言われることがありますけれども、救急車の到着時間、レスポンス時間と言うんでしょうか、これは本市の場合はどうなんでしょうか、目標とする時間と実態の時間はどんなものなんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基準的な到着時間というのはございますけ

ど、これはそれぞれの市の受けます分遣所、本署、この設置の数によって大分違うようでございますけど、基本的には5分以内というのが理想であるというふうには思っておりますけど、本市におきましては今現在8分程度、8分以内の中でそれぞれのところに平均して行けると。特にこの管内におきまして一番所要がかかるところにおきましては、吹上地域に十郎田地区といいますか、ちょうど金峰町の境のところから15.5キロということでございまして、ここまで行くには約20分程度かかるのかなと、そういうところもあるというふうには思っております。救急体制につきましてはなるべく早く短時間で行ける体制の中でつくっていかなくちゃならないということを思っておりますけど、分遣所の場所の問題を含めた中で、そのようで数カ所程度時間がかかるところがあるというふうに認識しております。

○16番（池満 渉君）

鹿児島市の郡山とかいったようなところもこの前、新聞にも出ておりました。レスポンス時間、私もレスポンスというのは初めて聞きましたけれども、救急車が要請されてから到着するまでの予定時間と実際の時間のそういうところ出ておりましたけれども、そういった意味では現在の資機材、陣容というのが足りているんだろうかという議論になると思います。財政も厳しい中でありますけれども、本当にこれでいいのかと。市長が先ほどおっしゃいました一つ一つのタンク車の装備をするとかということで、年次的にやっていくことになるだろうと思いますが、そこ辺は十分足りているのかということと。

それから、もう一つ、レスポンス時間、早く到着する交通事情とか、いろんなことがあって一概に言えませんが、早く到着することを助けるのは現場にいる市民の方々だろうと思います。一般の方々がいかに

救急措置ができるか、救急車が到着するまでにお手伝いができるかということですので、そういった方々の訓練、非常備消防の消防団員とか、いろんな方々に訓練はありますけれども、その訓練というのも今後どのような呼びかけをされていくのかという、この2つをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に今後におきましても消防本部の大変大きな役割というのは、仕事上、救急業務が9割程度だと私、認識しております、消防活動につきましては非常備の消防団もごございますので、こういうものを十分フル活用しながら消防救急体制というのをやっていきたいというふうに思っております。その中におきまして、特に救急に必要なのはやはり人的な研修ということで救急救命士、私、管理者を長くしていた関係の中におきましても、そこに救急救命士という大変これは難しい資格を、また、6カ月、1年、2年かかって研修していかなければならない。本部にどれだけの救急救命士が必要であるのかということで、このことにつきましてはほかの地域よりも早くから派遣をさせてもらっておりまして、救急救命士に伴いまして高規格車を含め、高規格車がなければ高規格車に相当する機材をそれぞれの救急車に整備をする。今の3分遣所におきます、救急体制の中におきます資機材、十分とは言われませんが、精いっぱい今、整備をさせてもらってるところでございます。今後におきましても救急救命士の資格を取れる職員研修ということで、今後も毎年研修にやらせるつもりでございますし、また、救急資機材につきましても更新時期が来ます。更新時期の中におきましてぴしっとした整備もさせていただきたいというふうに考えております。

また、その中におきます、特に市民協働の中におきます応急措置、これは一番初期的な

初歩の中で大事だというふうに思っております、今後におきましても救急措置の市民への周知の方法ということで、広報誌等も使っておりますけど、特に事業所、事業所等におきましても、それぞれの大きな事業所におきましては救急訓練を含めた養成がございます。特にちなみに、平成16年度の救急講習の受講者というのは2,236名の皆様方が救急講習を受けております。今後におきましてもこのような講習会を通じ、また、集落、自治会におきましても火災予防期間を含め、救急の日といろいろございますので、消防職員が非番を含めて日夜、土日を問わず、そういう講習会には今後におきましても積極的に参加させていくよう努めていきたいと思っております。

○16番（池満 渉君）

大変どれをとればいいのかというところもあると思います。財政の問題やらですね。しかし、一つ一つそれぞれができることをクリアできるように期待をいたします。

さて、安心できる学校生活のためのという部分で、教育長にほぼお答えをいただきましたが、ひとつ、スクールカウンセラー、あるいは専門相談員といったような方々の配置がございますが、具体的に何か相談内容といったようなことがありますか、1に、もし子供たちの相談の内容でこんなことが多いのだというのがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

子供たちの教育相談における内容ですけれども、大きくは学校生活にかかわる問題と家庭生活にかかわるような問題とあるようです。学校生活等に関するものでは、友達、級友の問題、あるいは先輩、後輩の問題とか、あるいは交友関係、担任の問題、あるいは教科の担任の問題、あるいは部活動の顧問等の教師との問題、こういう人間関係にかかわるもの

や、あるいは進路指導等にかかわるもの、それから、学習とか、そういうもの、あるいは身体に関するもの、こういうものがあるようでございます。

なおまた、家庭生活に関するものでは親とのかかわりとか、兄弟とのかかわり、あるいは経済的な問題、あるいは家族の健康等に関する事など、こういうもろもろのものが教育相談の中では話されているようでございます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時25分といたします。

午前11時15分休憩

午前11時26分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（池満 渉君）

相談内容を詳しく教育長に挙げていただきましたけれども、これらの相談に対する成果というのはどうでしょうか、子供たちが相談をしてよかった。100%いなくても、明るくなってきたとか、解決されたとかいったようなことが見えているのか、そこ辺の結果はどうですか。

○教育長（田代宗夫君）

具体的にはそういう事例を挙げますと、4月ごろに小学生が学校に復帰をした例も1つことしありますし、9月ごろから積極的に、伊集院中学校の子供ですが、学校に登校できるようになった者、それから、先ほど言いました「ふれあい教室」で学校には行けなけれども、伊集院地域の活性化センターで指導員の指導を受けながら学習している子供が今、これは学校には行っておりませんが、ふれあい塾で一生懸命勉強して、高校入試に向けて今取り組んでいる例、それから、このふれあい塾には大学生のボランティアが

「メイクふれんず事業」というんですが、来て、友達感覚で一緒に接してくれたりしておりますので、そういう関係もあるかと思えます。

それから、9月ごろに学校に復帰して、現在、保健室登校をしている生徒もおります。これらの成果があるようですが、「ふれあい教室」の指導員とスクールカウンセラーとの連携によるお互いの成果というのも重なって考えられるところでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

100%の成果は上がらないかもしれませんが、子供たちに学校は楽しいところだというような希望に満ちて勉強ができるような環境をぜひつくっていただきたいと思えます。

さて、職員の意識高揚一体感といったような部分であります。各支所における職員の数は市長からもありましたが、今後またいろいろと精査をしながらやっていきたいということもありましたけれども、合併前の職員数と現在の職員数がわかりますか、支所ごと。

○市長（宮路高光君）

それぞれの支所ごとの中でございますけど、本所におきましては、合併前が161名、合併後が237名ということでございます。東市来支所におきまして、合併前が131人、合併後が98名、日吉支所が、合併前が76、合併後が61、吹上支所が、合併前が126、合併後が88人、そのようになっております。7月1日現在。

○16番（池満 渉君）

この数ですが、もちろん合併協議のときで決めて、現状を見て今後またということもありますけれども、現場の職員の方々といった支所、あるいは本所も含めてですが、何か見た感じ支所に行きましても閑散としているという、これまでと当然ですが、感じがします。

しかし、よく見てみると、何かばたばたし過ぎて、何から手をつけていいかわからないというような部分もあるんじゃないかという気がいたしますが、支所の方からのそういったような声というものはないのでしょうか、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今まだ合併いたしまして7カ月ということで、この間に大きく課題になってきておるのが、本所でする仕事、支所でする仕事、すみ分けというのがまだはっきりしてないと。その間、いつも部長会、課長会をしてる中におきまして、それぞれの課を通じた中において、それぞれの事務分掌をもう一回きちっとやってほしい、そういうことも通達したり、指導したりしておりますけど、仕事の分担というのをどうしていくのか、また、それぞれの前の延長というところも多々あるようでございます。今後、来年の3月までの間に、早くそこあたりの事務分掌の整理というのをきちっとそれぞれの原課で話し合いをするよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

さて、職員の人事管理の部分であります。どこの部署でやるのかと、職員の人事の管理を、500名を超える職員の人事、市長は先ほど600名近い職員から自己申告書を出してもらったということもありました。そこ辺もしっかり目を通されて、参考にされていんでしょうけれども、通常の職員の人事管理というのは総務課という話もありましたが、いわゆるだれがやるのかということでありませぬ。個人名をとということではありませぬが、そういったところをもう少し、管理についての仕事をどこが、だれが、どういったこととということ、その基準とあわせて、人事管理の基準というのとあわせてお示しをいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

これは総務課の方で管理全体をしております、特に人事給与係の方が中心になって総まとめをしているというふうに、そのようになっております。（「評価の基準がわかりませんか」と呼ぶ者あり）

○16番（池満 渉君）

今度職員の評価というんでしょうか、そういった部分の話であります、地方公務員法の第30条に「サービスの根本基準」というのがあります。「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務をし、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」、31条が、「サービスの宣誓」でありますし、我が日置市の条例にも職員のサービスの宣誓に関する条例もあります。一生懸命やっている職員というのが基本であります、ぱっと見たときに一生懸命やるんでしょうけれども、職場内でのスリッパばきがあつたりとか、あるいはぱっと見て電話をかけるときの応対、態度、いろんなものを見たときにどうかなというような感じを受ける部分もあります。すべてではありませんが、そういった職員の態度、あるいは公僕としての自覚、あるいは倫理観といったものを含めて人事管理をするときの評価の基準といったようなものがありますか、どういったものが基準となるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

これは勤務評定という中におきまして、特に課長が職員は評価、それぞれの課長がいたします。課長が第1次評価をし、第2次評価はそれぞれの部長が職員を評価いたします。また、課長、部長につきましては、第1次におきまして助役が行いまして、その後、市長が第2次査定と、そのように2つの上司がそれぞれのところの勤務評定を年1回やっておるということとでございます。そのことが今後その評価を踏まえた中で、今後の人事を含めた管理制度の中で運用していくというふう

なっております。

○16番（池満 渉君）

管理職、いわゆる課長は部長がやると、部長については助役、あるいは市長といったようなところで、上層部でやるということではありますが、地方公務員法の32条に、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」というのが明記されております。職員はみずからの思いに反するというのは変な言い方ですが、があったにしても、上司がこういったふうなやり方をしなさいと言え、それに背くことはできないというような解釈をすればなるんですが、つまり、何を言いたいのかといいますと、一生懸命しようという職員がいたときに第32条という地方公務員法の法律があれば、いい上司に恵まれないと、やる気をそがれるというような部分が出てくるんじゃないかという気がいたします。職員は上司の命令に従う義務があるわけですので、すべての上司が変な命令を出すという意味ではありませんよ。しっかりと職員を伸ばしていけるような、そんなやり方ができるようにですね。

40条というところは「勤務成績の評定」があります。「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」と、いわゆるそこ辺が昇任であり、さまざまな職種の異動であったりするんだろうと思いますけれども、こういったようなことが職員の評価、人事の管理をして評価をしたときに、職員の評価にしっかり反映されているのかという気がいたします。もしかしたら人事の面で公正というよりも幾らか違った見方が出てくる場面もあるんじゃないかという気がしますが、そこ辺はしっかり地方公務員法の趣旨をのっとしてやっているんでしょうか、できてるんでしょうか、どうですか、市長。

○市長（宮路高光君）

基本的には今、議員がおっしゃいましたと

おり、それぞれの評価をしまして、そのことが人事、また、給与、そういう部分に反映していく。今おっしゃいましたとおり、それぞれの所属の中におきまして大変上司に不満があったり、人間でございますので、人によってそれぞれあるというふうには認識しております。今まで私どもがそのこともしておりましたが、今度、18年度から昇任試験というのをやっていきたい。それは公正、公平、みんなが見てできていく、人事管理評定も大事にしながら、今後の18年度から行います昇任試験、こういうものでその部分はカバーしたり、そのようなことを、いろんな手法をとりながら今後、職員の管理監督というのをやっていきたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

いろんな角度からぜひ評価をしていただきたい。そして、いい職員の評価、配置ができないと、管理職も含めて能力を發揮しにくいという部分があります。昇格試験というものの中にどうでしょうか、人間性というものの考慮、公僕としての極端な言い方をすると頭がいいだけでびんたまを下げんというんじゃないくて、ちょっとびんたまは落ちるけれども、本当一生懸命頑張るといような、いわゆる人間性というものの考慮はどうされるんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、任用試験の要綱というのを策定をしようとしてるところでございますけど、基本的には一番、試験と面接というふうに考えております。特に今回面接につきまして、特に外部を入れたいというふうに考えております。内部だけの評価ではいろいろとございますので、外部から面接の試験官を登用していきたい。基本的には今後の人間育成等を含めた中におきまして、学科の方は約40点程度、人物といいますか、その評価というのが60点、100点満点、そういう制度の中で今後、職

員の登用、そういうものを図っていくべきじゃないかな、私は基本的にそのように考えております。

○16番（池満 渉君）

さまざまな研修が倫理観を醸成するためにもありますけれども、やっぱり職員のやる気を引き出すのはもちろん給与の面でもそうありますが、一番はいかに正当に評価ができるかという部分だろうと思います。ぜひ外部の審査員というか、そういう方々も導入したいという話もありましたので、そのことを頭に入れてしっかりとやっていただきたいと思っております。

さて、障害者の自立支援法について幾つかお尋ねをいたしますが、まだはっきりしない部分もございます。そういった中で、正確なお答えをいただくことができるかは、それはわかりませんが、私の方もそこを含んで質問をいたします。

障害者自立支援法、変わる大きな内容は市長が説明をされたとおりでらうと思います。大きくは24時間を通じて施設の中で生活をしてきた人たちが地域とかかわる、交わる暮らしへと日中活動という昼間の活動と夜の生活する場が分離をするんだというような考え方、それから、入所期間の長期化など本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消するというようなことが大体書いてあります。これまではそれぞれの施設でおったり、あるいは通所であったのが、今度は日中の活動と、あるいは今度は生活する場と分けるというような、大まかそういったようなことであると思っておりますが、この自立支援法、新しく始まりますが、市民の方々からどうなるんでしょうかとか、あるいは私たちのケースはどうでしょうかといったような問い合わせなどはないでしょうか、窓口にも、どうですか。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

個人的に相談に来るというよりも、施設側

の方からいろいろ問い合わせが来ているようでございます。

○16番（池満 渉君）

施設も大方の施設が該当するわけでありますので、大変だろうと思いますが、日中活動の場と生活の場が分離をするということでもあります。施設に入所していた人で、これまでずっと入所しながら施設で療養をしていた人が、例えば、退去しなければならぬといったような事態は発生しませんですか、どうでしょうか。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

現在のところ今、入所している人が状況によって退所ということは考えられないと思っておりますけれども、本人の意思によって退去し、居宅支援の方を受けたいという方は出てくる可能性はございます。

○16番（池満 渉君）

状態やらでいろいろまだわからない部分もあると思っておりますけれども、1割負担、それが一番心配だという感じではありますが、費用について利用者負担の軽減というのがあります。軽減措置、市長も先ほどありましたけれども、幾つかの軽減措置がありますが、こういったような軽減措置に本市の対象者は該当する人たちが大体何割ぐらいいるんでしょうか、感じて結構です。部長、課長がお感じになった感じで、つまり、軽減措置を設けてありますよということが非常に宣伝文句になってるんですが、実際はそこまでいないんじゃないかという気がしております。いかがでしょうか。

○福祉課長（馬場恵三郎君）

実態の数字については、今ちょっとよく掌握しておりませんが、ほとんどの方が私は該当するのではないのかなという感じでございます。

○16番（池満 渉君）

該当するようであれば、制度の中で優遇を受けられるわけですので、助かるというふう

に思います。1割の負担ということでありませんが、本人に支払い能力がない場合、1割の負担ができない場合に、これをだれが負担するのかということなんです。そこ辺わかりますか。本人に負担能力がない場合にだれが負担するのか、そして、どこまでの範囲の人が負担するのかということです。つまり、子供のために、例えば、親が負担をすれば、親が亡くなったらだれが負担するんですか。次々とどこら辺までが負担の範囲になるか、わかりますか。

○市長（宮路高光君）

負担の問題につきまして、特に施設を含め障害者関係の中におきましては障害者年金というのがございまして、障害者年金の1と2とございますか、その程度で違うようございまして。大方の方が障害年金を受給されている人が私は対象じゃないかなというふうに考えております。そうでない方がどれだけおられるのか、まだ若干実態は知っておりませんが、施設、いろんなところに入っている方はそのように大方年金を受給している。今ございましてとおり、年金を受給している範囲の中でそれぞれの上限額が決められるというふうに考えております。一方は障害者年金を払う。けど、その施設におる場合については年金の方からそれぞれの中で一部負担をして、さきもお話ございましたとおり、今回3つのそれぞれの障害者が一つで、共同で支え合うということございまして、特に施設等に入っている方々は障害者年金をいただいている方が大半であるというふうに認識をしております。

○16番（池満 渉君）

大まかな介護保険のような制度になるというふうなことでありますが、障害者年金でも非常に変な言い方、手元に2万5,000円ぐらい残せば、あとは残るよというふうな、何かそんな書き方も説明の中にもあるようではありますが、先ほどの免除制度でありま

すが、資産が一定以下の人は個別の免除制度があります。資産が一定以下の人。資産が一定以上、いわゆる資産があって、負担を肩がわりする親族がない、あるいは障害者年金などでなかなか賄えないといったような場合は、わかりますか、財産があって、そして、親族とか、かわる人が負担をする分が亡くなった。そのときにあります。資産の売却などをして負担しなければならないのかという気がいたしますが、そこ辺はどうですか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、資産の問題でございまして、それぞれケース・バイ・ケースが違うというふうに認識をしております。まだ今のところ具体的にどこまでどう試算をするのか、まだ私どもも詳しい説明を受けておりませんので、今後こういう適用というのが来年4月、また、10月、それぞれの部門でなっておりますので、ここあたりの国からのそれぞれの資産を含めた形は説明があるというふうに思っておりますので、そういう情報を早く入手して、また、一般の方々に説明していきたいと思っております。

○16番（池満 渉君）

はっきりまだわからない中での質問というので難があったかもしれませんが、生活保護世帯と比較するというような文言も幾らか説明書の中に出てきます。生活保護世帯と比較すると、何か非常に大変になるんじゃないかなという感じをやっぱり受けます。

最後になりますけれども、生まれながらにして障害を持ち、あるいは不幸にして途中で障害を持つことになった、そういった人たちに市として、行政としてどのような対応、バックアップをしていけるのかということが問題になってくるだろうと思います。

先日、私は恐らく70を超えてるだろうと思います。方にお会いして切実な声を聞きました。40歳になろうとする我が子が施設

に今入っておりますと。お世話になっておりますということでしたが、自分も70を超えて、先々のことを考えると、我が子より先に死ねないというような切実な声でありました。

日置市も新しい市になって、単独で福祉事務所の機能も持つことができましたし、今回の自立支援法の中でも地域生活支援事業というんでしょうか、いわゆる市町村が一番障害者の方々の身近にいるわけですから、身近にいる市町村がいろんなことに相談に乗ると、市長もおっしゃいました。その相談業務、国で決められてくれば負担割合をまけてくれとか、市が助成してくれとまでは言いませんけれども、困っていること、あるいは悩んでいることについて最も身近にいる市がそういった方々の心のフォローというか、一緒になって悩んでいくということをやっていないとならないと思います。そういったことでの市長の決意を最後にお聞きをして質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回の障害支援法におきまして、基本的にはこれを含めまして介護保険、いろんな制度が新たな形の中で成立しておりますけど、基本的な一つの考え方というのはみんなで支えていこうと、また、いろんなことが市町村にそれぞれの権限が来ておると、これが今までと若干違ってきているのはあると思っております。そのような中で今ご指摘のとおり、基本的に私どもの体制を含めた中で、市として福祉事務所の中を含めました市民の皆様方よりどころになる相談、基本的にはここから始まってくると思っております。そういうことを踏まえまして、今後、相談業務の充実と、また、いつでも気楽に話が来れる、そのような体制をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、1番、出水賢太郎君の質問を許可し

ます。

〔1番出水賢太郎君登壇〕

○1番（出水賢太郎君）

10分ほどで終わりますので、もうしばらくのご辛抱を願います。私は、さきに通告いたしました内容に従いまして2点の事項について質問をいたします。

まず、1点目でございます。

市民と行政が「協働」で行う地域づくりの制度化についてでございます。この「協働」というのは「協力して働く」「協働」という字でございますが、合併してはや7カ月が過ぎました。さまざまな場で旧4町の日も早い一体化というのが言われておりますが、その中で、自治会再編の話が出ております。市長も6月議会の施政方針の中で、自治会再編の問題について取り上げておられました。もし、自治会の再編が行えば、集落の声が市役所に届きにくくなり、地域の活性化に影響が出ることも懸念をされております。そういう懸念を踏まえた上で、自治会の再編の問題につきまして、今後の方針、それから、計画について第1点目、市長にお伺いいたします。

次に、自治会再編を進めた場合に、先ほど申しましたとおり、地域の活性化に影響が出るといった、そういう懸念を払拭するためには、市の職員が地域にみずから出向いて要望や意見を吸い上げて、行政の施策に反映させる「市職員の地区担当制度」を導入できないものでしょうか。

合併により市の面積は広大になりましたが、市民と行政の距離は近づくところか、ますます離れているのではないかと市民の皆さん、そして、私どもも感じております。この市職員の地区担当制度は、地域主体・市民主体のまちづくりを推進し、地域の意向や地域住民の要望を行政に反映させるシステムをつくり、市民と行政の密接な「協働体制」の確立を図るために提案をするものでございます。

地域住民がみずからの地域をどうすべきか真剣に議論するとき、市役所は業務の分担制度、いわゆる縦割り行政で地域の住民の意見や要望に100%対応できずにいるのが現状ではないかと思われます。特に2つ以上の部署、課がかかわる案件のときは、住民の方々もどこに相談をすればいいんだろうということに困っている現状があります。

また、市民の市政に対する需要、ニーズが多種多様になってきたことも踏まえ、市職員の市政発想を住民本位のものに変えて、自治体に内在する「官僚主義」的な発想や体制を排除し、市民の要望や意見を的確に受けとめて、施策に反映させる必要性がございます。

この市職員地区担当制は、既に千葉県の習志野市では昭和43年より実施をされておりますし、ほかにも兵庫県の川西市、それから、北海道の江別市、そして、宮城県の合併をしましたが、旧鳴瀬町などでも実施の例がございます。我が日置市でもこのように市職員の地区担当制度を導入するお考えはないのか、市長にお伺いをいたします。

それから、地区担当制度と同時に、各小学校区に「まちづくりの予算会議」を設置し、各自治会からの要望を協議・検討、そして、整理し、市へ予算要望を行う制度の導入も同時に提案を申し上げます。

この「まちづくり予算会議」は、各自治会やまちづくりに積極的な地域のリーダーなど、そういった住民の代表と地区担当の市の職員がメンバーとなって構成されます。住民代表は市の財政の状況や予算に対する理解をした上で、土木・教育・福祉・農林水産・環境などあらゆる分野で地域が抱える課題や要望を整理し、その対応について協議・検討を加えるものでございます。

その結果、各自治会などから出された要望の中で、行政が主体となって取り組むべき課題のうち、翌年度以降の予算で実施しなけれ

ばならないものについては、緊急性・重要性に応じて優先順位をつけて、このまちづくり予算会議の中で、「地区の予算要望」としてまとめ上げます。

そして、この「要望」は、地区担当の市の職員を通じて市役所、市長部局に提出され、各担当部署で要望内容を精査、検討し、翌年度の予算編成の中に組み込まれ、そして、新しい年度の事業として実施するものであります。合併して住民と行政の距離を縮める意味でも、この「まちづくり予算会議」は日置市に必要な制度かと思われまますが、市長のお考えをお伺いいたします。

2点目です。

学校の安全対策についてでございます。学校の施設は児童生徒が1日の大半を過ごす勉学生活の場であるとともに、災害の際の地域住民の応急的な避難場所にもなります。本年3月、福岡県の西方沖地震や、それから、昨年の新潟県中越地震では、公立小、中学校の施設において、直接的には子供たちの生命を脅かす事態はございませんでしたが、学校施設は多大な被害を受けており、児童生徒、そして、地域住民に大きな不安を与えたことは記憶に新しいところでございます。福岡県の西方沖地震は、よく言われております東海地震や東南海地震だけでなく、今後も全国各地で大規模な地震が起こり得る可能性があることを示してくれました。

それを踏まえて地震発生時において児童生徒の人命を守るとともに、災害発生時の児童生徒及び地域住民の避難場所として必要となる機能を果たせるよう、学校の施設や設備の損傷を最小限にとどめるために、十分な耐震性能を持たせて学校施設を整備することが重要となります。

全国の公立小、中学校の施設、全13万棟のうち64%に当たります約8万4,000棟は、現行の耐震基準が定められました、

1981年（昭和56年）以前に建築された施設でございます。その8万4,000棟のうち、耐震診断が実施されたのは、本年4月現在でその56%に当たります4万7,000棟、鹿児島県におきましては実施率が15.5%で、全国でもかなり耐震診断のおくれている地域となっております。

このように全国的に学校施設の耐震性の確認がおくれている状況でございますが、本日は国会でも耐震偽装問題で証人喚問が行われており、市民の関心も注目も集まっている中で、日置市の場合は、1981年（昭和56年）以前に建築された学校施設の耐震診断の状況及び耐震化の現状、そして、今後の耐震化促進へ向けた計画がどうなっているのか、それから、耐震性がない建物が日置市内で確認をされているのか、教育長に伺います。

次に、日置市内には昭和30年代に建築された築40年以上の老朽校舎がございます。古い順に申し上げますと、伊集院小が昭和30年から36年に建築、伊集院北小学が昭和34年から35年の2年間に建築、伊集院中学校が昭和36年から40年の間に建築、それから、伊作小学校が昭和39年から41年に建築をされております。伊集院中学校につきましては、耐力度調査を実施して、改築の計画が出されておりますが、あとの3校の耐力度調査の実施の状況について、教育長に伺います。

また、該当する老朽校舎の今後、何カ年かの耐力度調査や改築・改修の具体的な計画につきまして、財源、財政的な裏づけ、それから、国庫補助の採択の見通しも含め、今後の方針について、市長に伺います。

次に、学校の防犯体制について質問いたします。

広島と栃木で小学校1年生の女子児童が殺害されるという痛ましい事件が起きました。さかのぼれば2001年6月、大阪教育大学

付属池田小学校の児童殺傷事件以来、児童生徒の安全を守ることに對し全国的にさまざまな対策、取り組みがあったにもかかわらず、またしてもこうやって子供が守られなかった、大変残念なことでございます。私ども大人の責任がより一層問われていることは皆様もご承知のとおりかと思われます。子供たちの生命の危険、安全が脅かされることは、日置市でも十分あり得ることでございます。他人事ではございません。

私は、6月議会の教育文化常任委員会で、不審者対策「門扉やインターホンの設置」など学校警備の状況について質疑をいたしました。そのとき、「PTAを初め地域の方々に呼びかけて見回りを強化する。インターホンや防犯カメラの設置、門扉の完全閉鎖などは検討に入っていない。給食配送や業者の出入りの関係から、常に門を閉鎖することは難しいと思われる」との答弁を教育委員会の方からいただきました。

しかし、このような痛ましい事件が続いている現在、答弁内容のような対策では追いつかず、より一層の対策が求められると思います。地域、PTA、ボランティアの協力が既に始まっているところもございませうが、教育委員会の対応はおくれているように私は思われます。この点について教育長はどのようにお考えになるか、現状と今後の対策について伺います。

次に、通学路の安全・防犯対策について質問をいたします。

通学路の危険箇所の確認は、各学校及びPTAの方で点検・実施を常にされているとは思いますが、今度の殺傷事件、殺害事件を契機に何か緊急の対策などは行われているのでしょうか。

また、防犯対策も大事でございますが、通学路の交通安全対策も早急に必要でございます。通学路のガードレールや街灯の設置、歩

道の拡幅など整備が急がれます。特に夕方、部活帰りで遅くなる児童生徒にとっては大きな問題でございます。道路が国道とか県道・市道にかかわらず、日置市内を通っている通学路全般の整備をより一層進めるべきではないでしょうか。財源が厳しいことは十分にわかっておりますが、未来ある子供たちの育成のために、通学路整備事業として予算措置を講じる考えがあるのか、伺います。

以上、2点の事項につきまして、総括して最初の質問とさせていただきます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議は13時といたします。

午後0時08分休憩

午後1時01分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市民と行政が「協働」で行う地域づくりの制度化についてご質疑の中で、1番目の自治会再編の今後の方針ということでございます。

自治会再編の考え方につきましては9月議会でお答えしたとおりでございまして、自治会活動を行うにはおのずと適正規模というものがあるはずであり、そのことを公民館活動の推進を通じて住民の方々にご理解していただく努力を続けていきたいというふうに思っております。

現在、274の自治会がございまして、その中におきまして、特に今現在、日吉地域におきまして自治会の再編を含めた話を具体的に進めさせてもらっているところでございます。特に日吉地域におきまして77の集落、自治会がございまして、特に並行いたしまして行政連絡員の方も77というふうに設定をさせ

ておるところでございます。

そのようなことを踏まえまして自治会活動と行政連絡員のあり方ということを総合的に判断をした中におきまして、特に日吉地域におきます活動を分析したところにおきまして、自治会、公民館活動という形は18の再編でできるのかなど。このことにつきましては今まで自治会長さんたちとも話をしたわけでございます。基本的には18の行政連絡、行政嘱託員を18にやっていきたいというふうに考えておるところでございます。今後、日吉地域の具体的な話し合いを12月、来年の1月ごろまでして、基本的には来年の4月からこの方式の中で進めていくよう地元の皆様方と十分話をしていきたいと思っております。

ほかの地域でございますけど、現在、伊集院地域におきましても、自治会の中におきまして専門部を設け、随時検討しているというふうに報告を受けております。また、吹上、東市来でも、今後、自治会の再編につきまして自治会長さんと話をしていかなければならないし、特に18年度の中におきまして、ほかの地域におきましては具体的に話をしていきたいというふうに考えております。特に自治会の合併につきましては、特例の中におきまして5年間それぞれの特例措置と財政的な措置もしていく、そういうことも合併協の中で打ち出しておりますので、十分今後、再編という中に取り組んでいきたいというふうに考えております。

2番目の職員の地区担当制の導入が必要ではないかということでございます。

地域のいろいろな課題については、地域からの要請があれば積極的に業務の担当職員が地域に出向いて相談を受けたり、必要な講習や研修会を行っていくなど、大変重要なことと受けとめております。これからの地域づくりや自治会の充実、市民と行政の協働体制が不可欠でありますので、地区担当制につき

ましても取り組んでまいりたいというふうに考えております。特に災害等におきましては、今現在におきましても、特に自治会を含めた区割りの中でそれぞれ担当職員を張りつけているということになっております。特に旧吹上町におきましては、地域づくりの策定におきましても職員の方が地域割りをいたした中でそれぞれアドバイスをしながら地域づくりの振興計画の策定に携わったという、そういう経験もございますので、そういうものを基本にしながら今後、地域割りの担当制というのを18年度からやっていきたいというふうに考えております。

2番目の校区にまちづくり予算会議の制度ということでございます。

少子高齢化の進展に伴い、これから人口減少社会を迎える中で、市民と行政の協働というのは最も大きなテーマであると認識しております。このテーマをどのような手段で解決するかということによって、日置市は合併協を進める中で地域審議会を設置して、それぞれの地域課題につきまして協議をしていくというふうに合併協の中でうたっております。今、旧4つの地域に地域審議会を設置いたしまして、特に今まで2回ほど会もさせていただきました。今回、今、審議会の中で審議していただいている主なものにつきましては日置市の10カ年の総合計画、このことにつきましてそれぞれ意見集約を今しているところでございます。この地域審議会というのも10年間の期限つきということになっておるところでございます。特に今後、合併した中におきまして行政と自治会が遠くなったとか、そういう声を聞かれないことはないわけでございます。

そういうことを解消していく上にしていけば、どう方法があるのかということでございます。特に今こういう地域審議会等の意見集約ということも一番大きなことでございます

けど、基本的に私の考えているのは、公民館活動の中におきまして自治会の活動、また、地区公民館と申し上げまして、それぞれ小学校区、一つのそれぞれの行事を行ったり、自治活動をするには小さい単位といたしましては小学校区におきます公民館活動、これが一番大事なことじゃないかなと。ちなみに、日置市におきましては20の小学校区がございます。その小学校区ごとにおきますそれぞれ課題、問題解決ということで、今後におきましては地区公民館の活動といいますか、これを充実していきたい。特に地区公民館の制度といいますか、これがある地域とない地域がございますので、なるべく20の地区館活動ができるような、基本的にはまだ館もないところもございます。人のないところもございますので、このことにつきましては18年度以降、人、それぞれの館、そういうものを含めまして整備をしていきたいというふうに考えておきまして、今後、合併後におきましては地区の公民館活動を主体的にそれぞれの行政に対しましてご意見の集約ということをやりたいというふうに考えております。

学校の安全対策につきましては総括的に教育長の方が答弁いたしますけど、特に今ご指摘のございました築の30年から40年の間の学校でございますけど、この間、それぞれの中で大規模改修というのもその途中でやっておりますし、基本的には耐震度の調査等を行って、年次的に整備をしていかなければならないというふうに思っております。

また、そのことの財源の裏づけ、これが一番大きな課題でございます。今、文科省を含めまして国の三位一体改革の中におきまして補助金のあり方というのが大変いろいろと論議をしている中でございます。また、施設の整備について今までどおり補助金の制度になるのか、これが交付金化になるのか、それ

とも一般財源の中で対応していくのか、ここあたりの財源移譲というのがこの一、二年の間である程度の方向性というのは示されるといふふうに思っておりますので、その財源の裏づけをきちとした中において今後早く、30年、40年度に建築した年次的に古いものから改築というのをやっていきたいと、そのように考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学校の安全対策についてですが、4つほどご質問をいただいておりますが、答弁の都合で2番目からご説明をさせていただきますと思うんですが、昭和30年から40年代に建設された老朽校舎の改築、改修の計画について、今後の方針を問うということですが、まず、日置市内27の小、中学校には昭和30年代に建設された校舎を持つ学校が伊集院地域に3校、それから、東市来地域に1校、吹上地域に1校、合計5校がございます。これらについては大規模改造工事等を途中では実施しているところであります。

なおまた、40年代に建設された校舎を持つ学校は、伊集院地域に3校、東市来地域に1校、日吉地域に1校、吹上地域に1校、合計6校あるようでございます。これらの今後の計画についてですが、これらの中で伊集院中学校につきましては、来年度から予算に組み入れる予定でありますけれども、改築の方向で検討がされております。そのほかの学校につきましては、平成18年度、あるいは19年度におきましてこのような耐震耐力度等の調査をするように今現在、総合計画の年度別実施計画の中に入れて込んでございます。もちろんまだ決定ではございませんけれども、今そのような予定で進めてきております。

なおまた、東市来の1校については入っていないようですので、今後考えていきたいなと考えております。

それからさらに、屋内運動場につきましては、3つほど、上市来中が40年、これは現在、改築中であります。伊集院中が41年に建設されておりますけれども、これは来年度予定で今考えています。日吉中が48年ですけれども、平成9年に大規模改造済みでございます。あとはすべて屋内運動場につきましては50年代以降に建設されたものとなっております。

次に、これらの学校施設の中で56年以前の学校での耐震の率はどうかというご質問でございますけれども、現在、56年以前に建てられた棟の数でいきたいと思っておりますが、70ございます。70のうちで、既に調査済みであったり、あるいは必要のないもの等を合わせますと18ございますので、計算しますと、棟数からいきますと25.7%は実施済みというふうに考えていいのではないかなと考えております。でございますので、済みません。先ほどの続きになりますが、残りについては総合計画の中にまた位置づけながら年次的、計画的に調査を実施していきたいと考えております。

次に、学校の安全対策についてですが、まず、学校の防犯体制の現状はどうかということですが、市内には小学校20校、中学校7校がございますが、門扉のある学校は3校でございます。それから、インターホンや防犯カメラを設置している学校はございません。それから、防犯ベルの設置状況等についてですが、火災報知器を防犯ベルとして活用している中学校2校を含めて、全小、中学校に防犯ベルはとりあえず設置されております。

次に、通学路の安全・防犯対策についてですが、保護者から通学路の安全に関する

る調査アンケートを行ったり、あるいはPTAの生活指導部、あるいは学校でこれらの通学路の安全についてすべて取りまとめをいたしまして、その結果をもとに現時状況の点検を行い、その結果に基づいて警察の関係であれば警察、教育委員会、私どもであればこちら、あるいは市役所の担当課、そういうところへ連絡をして処理をするようにすべての学校でやっております。学校においてはスクールゾーン委員会という名称でやっているとありますが、PTAの生活指導部が中心になってやっているとありますが、このように防犯マップ等を各学校ではつくりまして、危険箇所には印をして各家庭に配付をしているということです。それと、地域の教育モニターからの情報の提供をいただいたりしながらやっているところでございます。

それから、子供の携帯用の防犯ベルについてですけれども、これまで旧町で東市来と日吉につきましては、行政等ですべてに配付されていたようです。残りの吹上と伊集院につきましては個人で買ったものは持っている子供もいますが、すべてに持ってるかどうかということではございません。したがって、来年度予算で全員にとりあえず携帯用のベルは持たせたいという気持ちで今、予算を計上してございます。

○1番（出水賢太郎君）

自治会の再編の件につきましては、今、市長がお答えいただいたとおりで、日吉の方で具体化されているということで、全体的に全市で274ありますけれども、市長の考えとしてはどれぐらいの数に全体的にしていきたいか。

それと、一自治会当たり何世帯ぐらいの規模が適正規模なのか、これは地理的条件とか、歴史的な条件もありますから、一概には言えないでしょうけれども、適正な自治会の規模というのはどれぐらいなのか、市長のお考え

をお伺いします。

○市長（宮路高光君）

自治会の活動の内容、基本的に特に2つが考えられると思っております。今、高齢者クラブの活動の中におきましてそれぞれ数がございまして、そのものと子供たちの育成会、このことを踏まえまして今それぞれの274の自治会がございまして、こういう活動をしていくにはその数が恐らく基本になってくるのかなというふうに思っております。そういうことを踏まえていきますと、地理的な条件の中で、どうしてもそういう一緒になってないところもございまして、そういうものは世帯数の数にはよりませんが、基本的には100世帯ぐらいの程度の中において一つの自治会活動のあり方というのが望ましいんじゃないかなと思っております。さきもお話のとおり、ここには歴史的な、また、それぞれの自治会の財産とか、いろんな問題もある、自治会の館とかございまして、そこあたりも踏まえながら、特に私は行政連絡員と、また、自治会の活動というのは若干違う部分がございまして、基本的には行政連絡員の数というのはある程度の整理をして、早急に整理をしていきたい。それと並行に自治会の統廃合というものであればいいというふうに考えておりますけど、自治会の活動というのは地域におきます子供たちからおじいちゃん、おばあちゃんたちまでそれぞれいろんな活動が一緒である、そういうエリアがいいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

自治会の件はわかりました。

次に、職員の地区担当制について18年度から実施をしたいということで、前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。それで、設置をするとなった場合にこれ事務局とか、所管はどこが対応されるのかを教えてください。

○市長（宮路高光君）

基本的にはさきも申し上げましたように一番大きな安心、安全の災害関係、これが一番基本的に私は考えて配置ということをしていかなきゃならない。そうする中におきましてはこれ総務課の中でそれぞれ交通災害、いろいろございますので、所管的には総務課の中で配置等を、区割り等を決めていくべきだというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

市職員の地区担当制と3番目のまちづくりの予算会議、予算会議については地区公民館をベースにということだったと思うんですが、私もこの2つの制度に関してはセットで考えておきまして、地区の担当職員がいて、地区公民館、ここでは予算会議ですけれども、地区の公民館のそういう会議の場に職員が、例えば、総務から1名とか、各部から何名かずつ、2名ずつとか、そういう形で、職員のプロジェクトチームをつくって、地区公民館の方に何かあるときには出向いていろいろ話を聞いたりすると。例えば、先ほども言いましたけれども、1つの課だけで解決することだったらいいんですが、2つ以上の課が絡む場合、企画課が今まではされてるでしょうけれども、そういう中でいろんな形で、いろんな視点から、各課から意見を出して、じゃこういうふうな解決法、対応策がいいんじゃないかというふうな形で、それが具体的に予算化、事業化されるという意味で今回提案をさせていただきます。

それで、具体的にじゃ地区担当制としてその地区に何人ぐらい職員を配置して、それから、チームの中身というのがどういうふうにするのか、どこからどういうメンバーを出すのか、それから、班長はどうするのか、課長がするのか、部長が担当するのか。

それから、もう一つ、習志野市の場合は保健師が各地区に2名ほど配置についてるんで

す。その辺のところもどういうふうにお考えになっているのか、説明を求めます。

○市長（宮路高光君）

まだ今の中で具体的にそのような班編成どうするということでは、まだ考えておりませんが、基本的にさきも申し上げましたとおり、具体的な事業の実施に來ればそれぞれ担当課に私はなってくると思っております。職員はそこの中に行って、どういう状況があるんだと、これは職員が、また、職員のそれぞれの連絡調整をすればいいと、そういう形の中で役割分担としていくべきことじゃないかなと。それぞれその地域におきまして年配の課長、管理職がおるし、また、新しくまた入ってきた人もおるし、全般的に行政の中におきましてはそれぞれいろんな課を回っていらっしゃると思いますので、それぞれのある程度の道筋というのは、私は行政職員だったらわかると思いますので、そういう中におきまして、また、時の時代の流れで、それぞれの事業展開で、具体的な部分がわからない部分があるというふうには思っておりますので、これを今の事業課とつないでいく、それが最初の役割分担じゃないかなというふうに考えております。

○1番（出水賢太郎君）

18年度ですばらしい制度ができるように期待をいたしております。

それでは、2番目の学校の安全対策について質問に移ります。

まず、先ほど教育長からも答弁がありましたが、耐震診断ということであるんですけれども、25.7%が実施済みと、残りは総合計画で年次的に整備すると。あとの75%、かなりの数になりますよね。

それから、耐震診断というのは大体1棟100万円ぐらいの費用がかかるというふうに思うんですけれども、この財源、それから、裏づけしっかりしてるのか。

それと、年次計画でというふうになってますが、大体1年当たりどれぐらいの棟数、校数しようというふうに計画をされているのか、説明をお願いします。

○教育次長（満尾利親君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、耐震調査の棟数でございますけども、年次的には18年度で伊集院小学校8棟、伊集院北小4棟ということでございますので、10棟ぐらいの目安でしたらどうだろうかということを考えております。耐震診断につきましては、これまでも取り組んできたんですけども、補助制度がないということ等もありまして、そういう面で少しおくれてるんじゃないかなということも思っているところでございます。

○1番（出水賢太郎君）

それと、耐震診断とは別に耐力度調査を行っているわけですが、これも年次的にということなんですけれども、18年度から19年度に調査をすると。とにかく40年以上たって、大規模改修はしてるとはいつても、基礎とかコンクリートの柱とか、こういうのは老朽化が進んでくれば劣化は進むわけですから、早急にしないといけないと。18年度、19年度で残りの3校ですか、伊集院小学校、北小学校、それから、伊作、東市来はどちらかよくわからないんですが、するにしても相当な費用がまたかかると思うんですが、この辺も、ですから、早いうちにしないといけないと。18年度、19年度と耐力度調査をすれば、その後、何らかの形で改修、改築の計画は出さないといけないわけですが、そこら辺は具体的に、財源もですけれども、何年度に大体どこをどういうふうにするのか、ビジョンを持っておられるのか、計画あるのか、説明願います。

○教育次長（満尾利親君）

耐震審査におきましては建物の構造的な強

度の調査ということでございまして、これが新基準に合っているかどうかという調査をするものでございますが、耐力度調査というのは建物を建てかえる場合に建物の状況等を総合的に判断をいたしまして、この補助基準に合致してるかと。したがって、補助に適用ができるかどうかの調査をするものでございまして、例えば、今年の平成18年度に伊集院中学校を予定をしておりますけども、そういうことで、耐力度調査については調査をしているものでございます。したがって、今後、総合計画によりまして建築の計画がある場合は耐震審査をした後に耐力度調査をして、その補助基準に合うという形で今後は進めていくという状況になるのではないかなと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

伊集院地域の3校がかなり老朽化が進んでいて、整備もおくと。ほかの地域は昭和50年代、60年代で大分建て直しをしたりとか、その後、平成に入ってから改修をしたりしてるんですが、なぜ伊集院だけ建てかえをされずに3校が残っているのか、ちょっと理解ができないところがありました。

それで、各市町村から異動をされて先生方は来られるわけですが、先生方もおっしゃるんです。ほかの市町村はみんな建てかえが進んでるのに何で伊集院だけ、3校だけこれ残っちゃうのかなと、古いよなど。

それから、もう一つ聞いたところによれば、先月の11月4日に県の福元教育長が伊集院北小学校に教育週間で来訪されたんですが、なぜじゃ伊集院北小が選ばれたのかなという、何か日置教育事務所から言わせれば、古い校舎を大事に使ってるから、それを見てほしいというのもあったそうです。（笑声）これは私も又聞きなんですけれども、何か古くから見に来たのかなというのもあって、なぜ伊集院の3校だけが今までそういうふうにな

ったのか、財政的な問題もあったと思います。

ただ、国庫補助が建てかえの場合は3分の1きくわけですから、その辺のところを今まで市長でいいですけども、町長時代どういうふうな形で計画をされてて、ここまで延びてこられたのか、そして、なぜそういうふうな、改修の要望が上がっていたと思うんです、各校長からは。その辺のところをどう処理していたのか、教育委員会の方で。そこら辺またお聞かせ願います。

○市長（宮路高光君）

旧伊集院町におきましては3つの中学校、5つの小学校ということでございまして、私も就任する中におきましてそれぞれの校舎の点検というのをさせていただきました。その中におきまして一番大きな課題があったのは、土橋小学校でありました。これもう全面的に建てかえをしていかなければならなかった。それから、伊集院北中、統廃合を含め、また、いろんな論議をする中におきましてどの部分からやっていくのか、そういう中におきまして基本的に部分的な改築というのはいできない部分の中で、全面というのが大変あったと。

そういう経緯の中で、それぞれを整備していく中におきます一つの学校を建てかえるのには約10億円から15億円かかってしまいます。それぞれ体育館とか、校舎とか、一部とか、棟で違いますけど、そういう大きな一つの10年間の統廃合を含めました、そういう大きな背景がありまして、基本的に教育的な建設の予算につきましては、総額の中におきましては大変つぎ込んでおります。その中におきまして今言ったように部分的に30年、40年代に建てられたのが残ったということでございまして、その耐震度を含めた中におきまして今後、計画の中に伊集院中、また、伊集院小、北小、この3つの部分が今後、年次的な計画の整備をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

改築となると、かなりの15億円ほどの事業費がかかるということで、非常に財政が厳しいときですから、どうかなという意見もあるのは重々私もわかっておりますが、先ほどの耐震化を含めてなんです、今、文科省の方は改築で予算がかかるのであれば、改修を進めるということで通達も出してるようでございます。例えば、改修にしても、耐震化を高めるために外の校舎の建物の外の壁の方に補強を施すとかいうような形で、例えば、あれは鹿児島市の原良小学校なんかそういうふうな形で、ちょうど昭和31～2年にできた建物なんです、そういうふうなやられておられる。そういう形で、少しでも学校の施設に安全をちゃんと施すための施策が必要かと思われま。

あと教育長に伺いますけれども、伊集院の3校、それから、日置市の教育長になられて、教育長も鹿児島市の学校の校長先生されていたからよく経験でわかられると思うんですが、率直に言って古いというふうに感じられましたでしょうか。（笑声）

○教育長（田代宗夫君）

確かにご指摘のとおり、古い建物でありますので、古いなどは思いましたが、先ほど市長から答弁がありましたとおり、大規模改造を伊集院小学校が昭和59年に、それから、伊集院北が60年に、それから、伊集院中学校が昭和61年に大規模をやっておりますので、中に入りますと割ときれいな感じで、子供たちは勉強できているんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

60年といっても20年たってますから、そこら辺はまた学校の要望も、学校長の要望もしっかりと聞いていただいて、教育委員会の方でもしっかりとした計画を出してほしいと。計画がわからなければ、学校の現場サイ

ドの方もどういった改修の要望を出せばいいかというのでわからない面もあると思いますから、そこはしっかりとこれからやっていたきたいなと思います。

次に、防犯と通学路の問題でございますけれども、防犯体制で門扉をつけている学校が3校ということでございましたでしょうか、その他の学校は門扉がないということですよ。前回の6月議会の教育文化常任委員会でも業者の出入り、給食の配送とかで、なかなか難しいという答えはいただいていたんですが、ちょっとどうなのかなと、安全対策上、設置すべきじゃないのかなと。あけ閉めはそのときにちゃんとすればいいわけですから、最低限の安全対策を施す必要があると思います。その門扉の設置についてはどういうふうにお考えなのか、お聞かせください。

○教育長（田代宗夫君）

まだ本市では先ほど答弁しましたとおり、3校しか門扉がきちっとしたのがないという状況ですけれども、できたら門扉も年次的に計画してほしいなとは思っております。

ただ、門扉がありまして、今度は門扉の周りの校舎の金網が整っていなければ全く同じことでございますし、門扉をつけたにしても、かぎをかけるわけにはいけないわけなんです。

ですから、一応形の上では門扉で閉まっておりますけれども、保護者の方とか、特にどんどん出入りされますので、開けたらまた閉めると、こういう状況ですので、もし仮に不審者等が入ろうと思ったら、もし門扉があろうと金網があろうと、もちろん入れます。そのあたりの問題が非常に私ども苦慮しているところなんです。

したがって、もし一番というんですか、最もいいのは金網で全部入れなくしてしまって、よじ登るのもできないような金網を張って、門を閉めて、かぎを閉めて、守衛さんをそこ

に置いて、一人一人チェックして入れると、こうするとかなりの安心度は上がるんじゃないかなと思いますが、なかなかそこまではできないんじゃないかなと思います。

それともう一つは、地域の方々には学校を開放しますよ、どんどん来てください、いつでもと言っておきながら、かぎを閉めて入れないようにするという、その矛盾が大変苦しいところがあります。

ただ、ある程度の危険な箇所とか、あるいは人通りの多くてどうしても門扉を一応閉めとかなないといけないとか、そういう部分については少しずつでも計画的にしていきたいなと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

インターホンをつけるとか、先進地を見て、しっかり勉強をされて、前向きに計画をしていただきたいと思います。

防犯ブザーについてですけれども、伊集院地域は個人で購入していると。18年度で予算で計上して、全員に配付したいということなんです。すばらしいことだと思います。ぜひやっていただきたいと思うんですが、ただ1つ、ちょっと気になることがあります。人家が少ないところの通学生が持ってたとしても、ブザーを鳴らしたとしても、周りに人がいなければ意味がないと思うんです。そこら辺のところはどうなのか、例えば、今、何ですか、PHS機能がついた防犯ブザーとか、ちょっとお金がかかるかもしれませんが、そういうのを配っている自治体もあるようです。どういシステムになってるかということ、ブザーを引くと、PHSの電波で、例えば、教育委員会、学校、その辺のところちょっとコンピューターにぱっと地図のところに出て、持ってる子の名前までわかるんです。どこどこ小学校の何年のだれだれ君がここで今、何かブザーを鳴らしたよと。そういう形のシステムというのが必要になってくるかと思いま

す。これは特に妙円寺とか、伊集院の中心部みたいに人家が多いところだったら、そこまでしなくても、鳴ればある程度人が気づくと思うんですが、山奥、特に山間部の場合はそういうわけじゃないですから、即座にそういう通報を受けるシステムというのをつくっていかなければ、防犯ブザーを配っても意味がないと思うんです。そこら辺のところを、ちょっと財政的にそこら辺までカバーできるかどうかわかりませんが、そういう方針があるのかどうか、これは先々でもいいです。そういうふうな配置を考えてるかどうかまで含めてご答弁をお願いします。

○教育長（田代宗夫君）

私も4・5日前でしたか、テレビで品川区だったかどうか、私も見ました。ブザーを引きますと、引いた子供のいる場所が管理センターみたいところで画面に映し出されて、そのブザー等が今度は電話にもなって話ができると、こんなのがあればいいなと思って、大変うらやましく思った次第ですけれども、とりあえずは全員ブザーを持たせて、安心度を高めるというのをまず今回は優先させております。

それともう一つ、ブザーが鳴っても、そのブザーを地域の方がこれが何なのかというのを地域の方にも周知しないといけないというのもあると思います。幾らブザーが鳴っても、何の音だろうかと、こう思うんじゃなくて、あっ、このブザーは子供が持ってる携帯の音なんだと。そのあたりの周知を今後、各学校を通してもしていきながら、とりあえずはブザーを持ってみんな警戒してるんだよという、その程度を今のところは考えておりますが、今後の課題としては大変大事なことだと思いますので、勉強させていただきたいと思いません。

○1番（出水賢太郎君）

こんだけ事件が多いものですから、各学校

ではPTAとか、地域のボランティアの方含めてパトロールを車を出してしようとかされてますのはすばらしいことだと思いますし、我々もそういうので協力をしていかなければならないんですが、どうしてもパトロールの車を出したり、そういうのでいろいろ何というんですか、ステッカーをつくったり、たすきですか、蛍光塗料がついたたすきを持って夕方見回りをするとかなったときに、どうしてもそういうステッカーをつくったりするのにお金が必要だと。今はボランティアでPTAの方が今度はPTAの予算からとかやりますけれども、例えば、パトロールカーを出すにしてもガソリン代ありますよね。そこら辺のところでは教育委員会から補助なり何なり出すことができないのか、そういう助成をするお気持ちはないのか、答弁をお願いします。

○教育長（田代宗夫君）

確かに今おっしゃいましたように、地域の方々が一生懸命今やっていただいております。特にこの前の事件がございましてから、各学校にも教育委員会の方からもいろいろお願いをしながら、PTA以外の地域の方にもぜひ協力をいただいて、何らかの対応をしてほしいということをお願いしましたところ、例えば、ウォーキングをされる地域の方に黄色い帽子を差し上げて、その帽子をかぶってパトロール中ということでウォーキングをしていただくとか、そういう新しい手だてをとったり、青少年町民会議の方々が吹上の方では車で広報してくださっているとか、いろんな地域の取り組みもやっていただいております。大変感謝を申し上げているところです。確かにお金もかかるかと思うんですが、地域で子供を育てていただくということも非常に大事なことであります。

だから、それが相当な額でどうにもならないとか、そういう場合であれば、またいろんな対応を考えることがあるかもしれませんが、

今のところPTAの方で協力していただいたり、いろんなところで地域でみんなで何とか子供を守ろうと、そういう動きが出てきておりますので、今のところはそういう方々をお願いしていきたいなと思っております。

○1番（出水賢太郎君）

もし、PTAからそういうような要望がもし出てきたときには、柔軟に対応をしていただきたいなと思います。

それで、次は通学路の問題なんですが、私が住んでいます伊集院北小学校校区、これは旧伊集院町の中で一番国道3号線に接している横に長い地理的な条件があります。私が住んでるつつじヶ丘団地から北小学校まで大体4キロ、北中まで大体5キロぐらいですか、ございますが、中学生は自転車通学、小学生は徒歩で通学をいたしております。国道3号線の下神殿の家畜市場の入り口から麦生田西の石森ドライブインのちょうど山内製菓の入り口のところです。あそこまで1本も街灯がない状況なんです。これは私、16年前まで小学校に通っていましたが、何も改善されてないわけです。地域の方々も明るい中で通学をさせたいと。特に夕方5時になると真っ暗ですから、中学生も自転車で一生懸命通ってますけれども、どうしても安全面で問題があるんじゃないかなと思います。そこら辺をしっかりと把握をされているのか。

それから、もう一つ、例えば、通学路の安全マップというのが各学校でつくられてると思うんですが、そこら辺をしっかりともう一回見直す必要があるんじゃないかなと思います。その辺の見直しの作業がどうなっているのか、各学校からどういうふうな報告が上がってきているのか、これをご説明願います。

○教育長（田代宗夫君）

街灯等の設置につきましての把握ですが、これは今のところ私どもは地域の町内、場所によっていろいろ違うと思うんですが、PT

Aから直接役所や警察やいろんなところ、行くところ等地域で取りまとめて3月の時点とか、そういうところから地域の要望としていろんな市役所の関係課所とか、要望されるところいろいろとあると思うんですが、今のところはそこにお任せしているところでございます。

でも、それでもどうにもならんよと、何とか教育委員会で別途に——別途じゃないですが、働きかけをしてほしいとかということがあれば、私どももまたそれなりの努力はしていくつもりでおります。

それと、マップの見直しについてですが、これについては今回小学校1年生のいろんな問題が出ましたときに、各小学校に再度お願いをしました。これまでのマップはそれでいいんだけど、もう一度、本当に子供が安全かどうか、再度見直してほしいということで、今お願いをしております。それが多分改善されたかどうかというのは、まだ私ども把握はしておりませんが、今現在、近ごろここに各学校が現在取り組んでいる様子は、それぞれの学校から今上がってきておりますけれども、それと同時にマップをもう一度子供が本当に大丈夫かという、暗がりがないかとか、そういう視点でもう一度見直しをしてほしいというのは今度の通知で出してあります。

○1番（出水賢太郎君）

安全マップの方は今、作業も進んでいるところでしょうから、また18年度以降、しっかりと各学校にも拡充を図るように要望を出してください。

それと、3号線の件でございますけれども、これは国道事務所の管轄ですからどうこう言えないんですが、ただ、保護者の方にしてみれば、道路が国道であろうが、県道であろうが、市道であろうが、道路は道路、関係ないわけです。ですから、市も一緒になってPTA、それから、学校と一緒に要望をし

っかりとしていくべきじゃないかなと思っております。

それで、新潟の方の国道事務所などは学校と、それから、教育委員会と一緒にあって、PTAも一緒になって街灯設置の事業をどんどん進めているようでございまして、国道49号線でしたか、4カ所ぐらい足りないところに500メートル置きとか、300メートル置きに街灯を設置しているようでございます。これは地域、PTAのアンケートを実施して、それから、教育委員会と国道事務所で協力して行った事業だそうです。

それで、こちらの日置市の方でも3号線だけじゃなくて、市内でそういう場所はたくさんあると思いますが、どこかモデル事業をまず指定して、そういった事業を実施するべきじゃないかなと思います。予算的な裏づけが非常に厳しい中で大変だとは思いますが、子供に関する予算というのは、教育に関する予算はしっかりつけなければならぬと思いますので、そういった事業をするおつもりがないかどうかを市長か教育長、どちらでもいいです。答弁を願います。

○市長（宮路高光君）

今それぞれの先進的な事例もお話をさせていただきました。基本的に防犯灯の設置という中におきまして、基本的には設置は行政の方で設置をいたします。管理運営の中におきまして、それぞれの自治公民館の中で管理運営をさせていただきまして、基本的には電気代という中で2分の1ですか、は補助をしておる。今はそういうことで、大変今、集落間の間、これがひとつ一番いつまでもそういう課題になってきているということで、今まで至っておるといふふうに思っております。今後、今、お話の中でも国道、県道、それぞれの設置の中におきまして、特に国道3号線の中におきます歩道の問題で、大変今までも改良されていない部分があったので、このこと

につきましてはPTAと私ども行政の中で、国、県、国土の方にも何回となくお願いに行き、また、基本的には地権者の問題がございまして、大変地権者との交渉を含めた中でおくれた部分があったというふうには認識しております。今後、街灯につきましてはそれぞれの道路管理者を含めた中で、今後大きな課題でもございますので、いろいろと要望をしていくなり、解決策を探っていきたいというふうに思っております。

○1番（出水賢太郎君）

やはり国道3号線というのは通行量も多いです。

ただ、湯之元の方に行けば家がたくさんあって、街灯というか、家の方からの光とか、お店の光とか、自動販売機の光とか、ああいふのでも十分防犯の効果があると思うんです。たくさんあるところはいいんですが、市長もよくご存じかと思っておりますけれども、家畜市場のところから麦生田の間というのは本当に寂しい、立ち食いそばが1軒、光をこうこうと照らしていると、そういう中を253名、小、中学生、つつじヶ丘と麦生田から通っております。北小全体の校区全体でいきますと394名という小学生、中学生があつた国道3号線を使っているわけです。ですから、早急に整備をやってほしいというふうに思います。

で、先ほどの新潟の事業につきましては国道上の街灯ですので、新潟国道事務所が街灯を設置して、地元自治体が維持管理を担うという形で設置をされたそうです。ですので、国道事務所等にも市の方からもある程度の働きかけというのが必要じゃないかなというふうに考えます。それで、その取り組みをどうするのか、18年度、それをお聞きしまして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

この問題は国道だけでなく、県道、市道、

全体的なもので、一つだけで解決しそうじゃありません。今回新しい日置市になれば、そういう箇所というのはいっぱいございますので、全体的な調査、いろんなことをした中で、今後どうしていくかということ判断させていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、28番、成田浩君の質問を許可します。

〔28番成田 浩君登壇〕

○28番（成田 浩君）

私を含めてきょうであと5名ほど残っておりますので、手短かに質問をし、また、手短かに答弁をお願いしたいと、こう思っております。今回日吉地区経営の畑かん事業について伺いたします。

今、農業を考えると、日置市全体で同じ悩みを抱えているはずの農業でございますが、このままでよいのか、これからどのようになるのか、先の見えない不安を抱えながらの毎日であり、効率のよい高収益を上げるにはどのような方法で農業をやっていくのがよいのか、それぞれの地域でも突き当たる問題であろうと思っております。省力化には機械化の手段がとれるが、用水に対してはダム、あるいは井堰等を利用するか、あるいは天水となります。農業と水、切り離すことはできない課題であります。特に今回の問題であります日吉地区は大きな河川もなく、これからの農業を守っていく、発展させていくとき、当然十分な水を確保していかなければなりません。

そこで、県のかんがい排水事業で整備をし、農地、農業を守っていくことになったわけでございます。水田地域の圃場が整備されたが、主水源となる大川やため池の流域が狭く、慢性的な用水不足にあり、生産性の向上が阻まれ、農業経営は不安定となっております。また、畑地帯では天水依存の農業が営まれておりました、作物が限定され、高生産性作物へ

の転換が図られていない状況でございます。この事業を通して新規水源となる神之川からの導水により、地区内の用水不足の抜本的な改善を行って、作物の生産性及び品質の向上、農業経営の省力化及び合理化を図って、「飯の食える」農業をやっていないと、後継者も育たないことになるし、土地を守り、自然を守っていくことも難しくなると思っております。いい農業、いい仕事をしてもらうためにも、この日吉地区の県営かんがい排水をうまく利用していきたいものであります。

その上で、次の6点について、市長に対して質問いたします。

平成14年度から工事着工しているが、工事完成、供用開始はいつごろになるのか、神之川からの導水であるが、取水場所、取水方法が決まっているのか、地元への説明会を旧日吉町時代からお願いをし、そのときの首長さんからも約束をもらっていたが、いまだになされていないが、今後どうされるのか、幅広く利用方法を検討していくことはできないのか、導水管の工事だけではなく、取水施設の整備は進んでいるのか、受益面積の確保はできているのか、以上、6点を市長に伺いたします。明確なご答弁をお願いいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

日吉地区の県営畑かん事業につきましてご質問でございます。

1番目の質問でございますけど、県営かんがい排水事業日吉地域につきましては、平成13年度に事業が採択され、平成14年度から送水路工事に着手し、計画では、平成18年度完成予定でしたが、財政状況の変化により、平成20年度の完了予定で、供用開始も20年になる予定でございます。

取水場所については、日吉町川口下流付近の神之川護岸で、取水口を設置し、水路を流入させる方式で、取水した水を加圧ポンプに

よりファームポンドまで揚水することになっております。ポンプは300ミリ規模が1基、150ミリ規模を2基設置し、取水量によって使い分ける計画になっております。

かんがい排水事業の関係地区及び工事に伴う用地取得など、関係者への説明会は実施してきたところでございますが、当地区への事業概要説明を現在まで実施しておりませんでしたので、早い時期に開催をしたいと思っております。また、平成18年度に取水施設の工事・ファームポンドの建設が計画されており、その設計ができ上がった時点で、周辺集落・用地関係者の説明会を実施したいと思っております。

また、かんがい排水事業は、特に水不足を来している水田への補給水と畑作へのかんがいを目的とした事業であり、本事業の採択要件として、圃場整備地区及び計画地区への補助用水としての整備となっております。現時点で、送水路を大川の上流まで延長することは事業効果・事業費等の関係から変更が難しい状況にあります。今後、地域の状況を把握するため、アンケートやワークショップを実施するなど、地域の意見を農村振興基本計画に盛り込み、新たな事業推進を図っていききたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

現在、送水路の工事と並行して、ため池にも送水する施設工事を行っております。ため池においては永田ため池を老朽化ため池事業にあわせて送水施設も設置中でありまして、若宮用水の下流と大橋用水の下流にも今年度中に送水施設を完了予定でございます。今後も用水路の工事とあわせて既設のため池・井堰等への送水施設工事を実施していく計画であります。

この事業は、採択要件として受益面積が200ヘクタール以上となっております。現在のところ水田が200ヘクタール、畑が

98ヘクタール、合計298ヘクタールの受益面積になっておるようでございます。特に今後の問題におきましては区画整理、基盤整備を含めました畑地の用地整備、特に吉利地域におきまして大変地権者の皆様方のご同意というのが今難しいといえますか、90数%了解いただいておりますけど、大規模の農地を持っている方々の賛同が得ていないという今の現況でございます。今後この事業、特に約二十二、三億の事業でございますして、17年度まで約11億ぐらい、あと18、19、20で約10億ぐらいの事業でございますして、これは県の耕地事務所が事業主体になってやっておるわけでございますけど、また、今後、計画の変更というのを余儀なくされる部分が出てくるのかなと。今後、県と私ども市、地元と十分協議をしながら最終的な方向性というのを出していかなければならないというふうに思っておりますのでございます。

以上で終わります。

○28番（成田 浩君）

大まかな工事の概要を説明していただきましたが、受益者が何名なのかがまだ答えの中にありませんでした。畑地の同意が90数%しかもらってないということですが、面積的にいけば60%ぐらいしかもらってないんじゃないかなという話がありますが、その辺がどうなっているのか、現在の工事の進捗率が大体どれくらいなのか。平成20年度から供用開始となっておりますが、相当な規模で工事をしていかないと、この後の10億円の工事を消費、消化できないんじゃないかなと思っておりますが、どう思われますか。

○市長（宮路高光君）

受益の農家戸数は若干ちょっと、あと支所長の方で答弁させますけど、今言ったように事業費ベースで、今、約半分であるということでございます。さきも申し上げましたとお

り、9月20日にそれぞれ関係機関の中で話し合いを持っておりまして、特に今後の18年、19、20年度計画につきまして、いろいろと見直しもしなければならないのかなというのを報告をいただいております。特にかんがい排水事業とは別の関連事業という中におきまして、特に排水施設事業はこの事業でいたしますけど、さっき申し上げました日吉地区におきましてはまた別の事業で、約7億円ぐらいの事業費でその当時計画をされておるようございまして、金額にいきますと約30億円ぐらいの予算規模のようございまして。

その中におきまして、特にこの割合、財政負担の中におきまして、国、県、市町村という中におきまして、特に市町村も20%の持ち出しをしていかなければならない。大変厳しい環境であるというふうに財政的な負担も持っておりますし、計画当初、平成12年度の新規採用する中におきましては水田だけの水不足という形でやっております、13年度に採択になった関係につきましては畑総もいるよという一つの計画の中であったようございまして。そこあたりの事業絡みというのを、さきも申し上げました。特に畑総の事業関係で、受益者の方が本当にそれだけの同意といいますか、総意があるのか、もう一回そういう部分について地元と十分検討しながら、基本的な18年、19年、20年度の計画の練り直しというのもやっていかなければならないというふうに思っております。

○日吉支所長（下田平輝己君）

お答え申し上げます。

受益者の総数でございまして、840戸という数字を押さえております。

○28番（成田 浩君）

受益者総数が846戸ということになっているらしいですけど、その中の840戸だったら100%に近い状態かなとか思っております。

ますが、先ほど市長の方からもあったようにこの事業は地元負担が20.5%入っているわけです。この地元負担が受益者にどれぐらいの負担になっているのかを説明お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

簡水事業に関しましては全部地元の負担はございません。基本的に今しております管理運営、今後の場合では土地改良区におきまして大変管理運営が大変大きな負担になってくるのかなというのを懸念しております、土地改良区の皆様方とまたここを十分協議をしていかなければならない。これだけの維持管理をしていく上の今1田んぼ当たり約1,600円ぐらいの経常賦課金というのをいただいておりますけど、これをその中におきますと1田んぼ当たり恐らく5,000円ぐらいの負担金というのが必要になってくる。今後そういう小さな詰めもしながら、この事業を展開していかなければならないというふうに思っております。かんがい排水の本体事業につきましては地元負担と個人負担というのはなく、市町村と県、国という中でなっておるというふうに理解していただきたいし、また、さきも申し上げましたように今後の畑総におきます整備事業につきましては負担割合というのは、また今後どういうふうにしていけばいいのか、これはまた別の事業でございまして、今回のかんがい排水の事業につきましては地元の農家の個人負担というのではないようございまして。

○28番（成田 浩君）

地元負担がない、個人的な負担がないということで、この事業、相当有益な事業かなと、こう思っております。国が50%、県が29.5%、地元負担が20.5%となっている事業でございまして、総額が30億円もいくような工事をしてもらって、これがどのような形で農業のこれからの生産性に役立って

いくのかなと、こう思っております。で、役立っていくためには地元の農家と地域の人たちとの話し合いがうまくなされていかないと、事業への参加も、また、協力も得られないんじゃないかなと、こう思っております。

だから、先ほどから地元でタンクができる地域を、旧日吉町の草原地域というところまでできるんですが、その草原地域で1回もまだ説明会がないということ自体がちょっとおかしいんじゃないかなと、こう思っております。で、そこから今年度、18年度の計画は神之川から取水口をつくろうということに予定がなっているらしいですけど、その場所も今までの計画の場所よりはずれてきているような話を聞いておりますが、市長はその辺を聞いておられませんか。

○市長（宮路高光君）

この関係の中で成田議員が私にご質問するよりも、本人が今まで何年間の間に十分旧議員として熟読されているというふうに思っており、私に聞いてわかる部分なのかなと、ちょっと不思議に思っておりますけど、基本的には地元の議会を含め、執行部がきちっと論議をしたことを私どもは新市になって引き継いでいくというのが基本でございます。そのような中におきまして、そういう部分を今までの日吉地域におきます制度のあり方という中におきまして私がお答えしていくのは、今引き継いだ中において本当にこれでいいのかなという私なりの疑問点を持っておりましたので、さっき言いましたように今後見直しをしていくものはきちっと見直しをしていかざるを得ない。この間の審議会の中で話が出た中において、地元としても大変行政に協力をしてくれと、そういうお話ございましたけど、地域の地域の住民の方々が今後それぞれの基盤整備をするなり、それぞれの高度化を図る上においては自分たち地域のことでございますので、やはりきちっと話をしてくださいという

こともお話をしたわけでございます。今、草原地区のことをお話ございましたけど、さきも申し上げましたとおり、その地域におきます形におきましてはまだきちっと私、市長なりも説明に参ります。参りますけど、さきも申し上げましたように、このことにつきましては5年以上、それぞれ旧町におきましても、県の方が事業採択をしたということでございますので、そこあたりのご理解をいただきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

私はやはりみんなが知っていくべきじゃないかなと、こう思っており市長にお尋ねをしたところでございます。この事業で、先ほども言ったように成果が見られないと、何もなくなった。ただ、土木業者がもうかって、何の仕事だったのかというようなことになってしまったらいけないんじゃないかなと、そこを危惧するわけでありまして。これから先そういうことで水田も畑地も水が潤って、農業に力が出たらいいと思っておりますが、この事業を通して市長は地元の休遊地対策、あるいは転作、農作物等のどういう形で作っていったらいいのかということなども視野に入れてあるはずですが、どう考えておられますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に日吉地域におきましてはそれぞれ大きな川もなく、大変水不足をしておったというのは認識しております。特に今後、畑総におきましても水利用した施設園芸、こういう形の中の展開の中で農家所得を上げていけば、すばらしいまた所得経営ができるというふうに考えておきまして、また、水田の場合、裏作につきましても、また、それぞれの園芸取り組み方があると。やはり基本的に農業をしていくには水との相入れるといたしますか、水なしではいろんな作物の計画的な作付ができないということでございますので、今後こんなすばらしい大きな事業でございますので、

今後の事業費の効果、対価、こういうものも含めながら作物選定を含めた中で、また、普及所、農協、各関係の皆様方とも十分説明を、話をしながら、また、受け入れ態勢として、地元としてどういう形の生産作物の組織団体が導入に関してまた施設的な拡大をしていくのか、十分今後とも話をしていきたいというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

そういうことで進めていってもらいたいと、こう思っております。私は、先ほどの話の中で、別途事業があつて、総額で30億円になっていくということでしたが、その別途事業もいろんな使い方がある、事業があると思うんです。この水を田、畑だけでなく、住民の安全に使えるんじゃないかなと。私は前言ったことがありますけど、途中、水を利用して防火水槽をつくったり、消火栓、今、家屋だけの消火栓じゃなくて、山林の消火栓などもつくっていかないといけないということで、日吉町を北から南まで縦断するわけですから、そういうことの利用も非常に有効利用ができるんじゃないかと思いますが、そういう利用ができるような方法がないものなのか、市長にお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

県営かんがい排水事業という一つの目的がございまして、これは基本的には畑作を中心とした排水事業でございます。総合的に中山間総合事業というのもございますけど、これは集落形態をする補助事業、補助事業のあり方の中におきます内容によって、私は導入の方法というのは違うんじゃないかと。その中で、今おっしゃいましたのはまた別途の事業の中で、水利を含めたものの水を活用すればいいんですけど、施設整備等についてはまた別途のそれぞれの事業を実施していかねばならないのかなというふうに思っております。

○28番（成田 浩君）

まだ言いたいですけど、先ほど言ったようにあと4名ほど残っておりますので、（笑声）これを最後に終わりたいと思っております。今も市長からもあつたように別途事業をどうしてもしていかないと、こういういろんな事業ができないと言われました。この辺も考えてこの事業の成果を大いに出していってもらいたいと、こう思っております。

で、1つ気がかりなのは水というのはどうしても下に流れていく。ポンプを使えばまた別ですけど、大川の上流の方に放流ができないかというのが一番私は念じておったわけですが、それもできないような形ですが、実は去年、おととしから旧伊集院町の茶農家が我々草原地域の中に2町、3町歩ほど開墾をしてつくっているところがあるわけです。やはりそういう畑地やらお茶にも使えるんじゃないかということになったら、今までの計画の水路線ではむだが出てきて、どうしてもその人たちを生かすスプリンクラーなどをつけるんだったら、路線的にいったら東の方にも水路を延ばしていかないといけないんじゃないかなと思いますが、茶農家なんかの一つの一助になるような事業にも加えてもらえないか。どうしてもそこを考えてみますと、草原地域で広い輪の中の話し合いをしていかないといけないと思いますが、いつごろそういう形で話し合いができるのか。後のことを考えたら少しでも早い時期に相談会、話し合いをつくっていただきたいと思いますが、とりあえずそこを聞いて、この事業の成功を祈っているわけですが、いい形の答弁をお願いして終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

事業計画の変更という中におきまして、今、私の方が事業主体でなく、県の工事事務所の方が事業主体でございますので、確約はできません。その中におきまして、地域との今ま

でのすり合わせがどうだったのか、それは今まで5年ぐらいあった中におきまして成田議員がおっしゃった中で、以前に旧日吉町時代にそういう論争があったのかどうか、そこあたり私もちょっとはかり知れない部分がございますけど、今後、県との打ち合わせをさせていただき、私も前回の話し合いに出ておりませんので、今回自分自身も耕地事務所ときちっと話をし、その計画の中におきまして、また後日その地域におきます説明会の日程はお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時30分といたします。

午後2時20分休憩

午後2時30分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、田丸武人君の質問を許可します。

〔15番田丸武人君登壇〕

○15番（田丸武人君）

今回が私は10番目で、きょうは4番目ということで、ちょうど私が済んだら峠を越すということになるようでございます。手短かにさせていただきます。私は、今回1件だけ通告しましたので、質問させていただきます。

ただいま本市にとっては新年度予算作成を初め、向こう10カ年間の第1次総合計画作成に日夜励んでおられ、大変重要な時期を迎えておられることは言うまでもありません。総合計画作成に当たって財政計画をもとにして「目指すべき日置市の姿」を明らかにし、市政を進めていく上で最も重要な契約と位置づけ、これを実現するため、市民と行政が協働して取り組むまちづくりの基本的な方針を示すものとなっております。それにはどこに住んでも安心、安全、健康づくり、福祉、消

防防災、農林水産、土木、教育行政、環境問題、何一つとっても大事なことが山積しております。

そこで、今回生活環境の整備促進について伺います。

総合計画素案第2章、日置市を取り巻く情勢、第1節の4番目に、環境問題への配慮の中で、「我が国では急速な経済発展により、国民生活が大きく向上した反面、大気汚染や水質汚濁により自然環境の破壊が起こり」云々と地球環境の問題にまで達しているということで、日置市においても、この環境問題は重要な課題であり、「環境に配慮した自然と共生する」といったまちづくりを求められているとなっております。私も大変期待しているところであります。

市長のマニフェストにも豊かな自然環境を守り、安全で安心できるまちづくり事業を進める。1人当たりのごみ排出量を5年間で10%減らせたいと公約されております。市内どこに住んでも住みやすいまちづくりは、まず、生活環境の整備、すなわち、道路網の整備を初め通信、消防防災、上水道、下水道、ごみ処理、浄化槽の普及は極めて重要な課題であります。

そこで、平成3年度からし尿処理、雑排水を浄化する小型合併浄化槽が下水道に匹敵するというので、国は、平成3年度から浄化槽法を整備され、国、県、市町村、それぞれ3分の1ずつ負担して補助することになっておりますが、旧伊集院町、それ以前から、昭和52年度から妙円寺団地169ヘクタールを最初に、現在は447ヘクタールと市街地周辺まで認可区域を広げてこられ、本当に素晴らしいことをされたと高く評価しております。

質問内容に入ります。

現在、市内で旧町別に下水道集落排水、小型合併浄化槽の進捗状況は幾らになっている

か、また、何%に達しているか、伺います。
これに対してどのように認識されているか、
伺います。

2番目に、全国及び鹿児島県内の状況も伺
います。旧伊集院町を除き相当おこなっている
と思われませんが、どう解釈をされております
か、お伺いいたします。

小型合併浄化槽普及以前から単独浄化槽の
設置状況は、旧町別に確認のため示していた
だきたい。

4番目に、生活環境の面から、洗濯水、炊
事場の水、ふろ場等の雑排水を垂れ流されて
いる状況であります。水生生物が住めるよう
なすばらしい河川にしていくため、今後積極
的に推進していく方策を考えられないか、市
長の前進的な答弁を期待申し上げ、1回目の
質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

生活環境整備促進についてのご質問でござ
います。

1番目の質問の中におきまして、市の下水
道・集落排水・合併浄化槽の現在の進捗状況
は、平成16年度末の汚水処理人口は日置市
全体で62.59%で、各地域ごとに見ます
と、東市来地域が36.17%、伊集院地域
が85.98%、日吉地域が52.33%、吹
上地域が46.77%となっており、前年よ
り2.62%伸びております。16年度の合
併処理浄化槽設置数は、東市来が78基、伊
集院が59、日吉が40基、吹上が68基で、
合計245基でありました。項目ごとに見ま
すと、下水道の整備は、伊集院地域のみで
27.58%、集落排水が吹上地域のみで
1.18%、残りが合併処理浄化槽等が
33.84%となっております。公共下水道
は、伊集院地域のみで、全体計画、認可区域
とも549ヘクタール、うち整備済み面積が
447ヘクタールで、整備率は81%でござ

います。今後の整備におきましては、徳重、
猪鹿倉地域の区画整理、また、小原地域の汚
水管の本管整備が主なものでございまして、
管整備も終息に近い状況でございます。平成
16年度で一般会計から公共事業会計への繰
り入れとしては2億2,000万円程度繰り
越しておりますけど、下水道事業には地方交
付税措置として1億5,600万円程度
が算定されておるところでございます。

2番目の全国及び県の普及状況は、平成
16年度で全国の平均が79.4%、鹿児島
県が58.56ということございまして、
先ほどそれぞれの地域のパーセントの中で伊
集院地域をのけたほかは全国、県を下回って
いるという状況でございます。

旧町からの単独浄化槽の設置状況というこ
とでございますけど、し尿のみを処理する単
独浄化槽は、東市来地域で1,582基、伊集
院地域で1,104基、日吉地域が463基、
吹上地域が638基で、合計3,787基と
なっております。単独処理浄化槽は、平成
13年4月から法の改正により浄化槽の定義
から削除されておきまして、今現在、単独浄
化槽というのは設置はしておりません。

生活環境の面からも合併浄化槽設置につい
ては、今後積極的に推進していく方向で考え
ております。県下の中におきまして浄化槽設
置に対する補助を見ますと、国庫補助を超え
て補助している市町村が21町村、単独処理
浄化槽を合併浄化槽に切りかえをする場合に
補助金の上乗せをしている市町村が16町村
ございます。そのような状況の中で今後、合
併浄化槽を推進していく中につきましましては財
政的なこともございますけど、ある程度の上
乗せをした中でやっていくことが合併浄化槽
の進捗率を上げる方法であるというふうに思
っておりますので、18年度以降、十分この
ことについて検討させていただきたいという
ふうに思っております。

以上でございます。

○15番（田丸武人君）

今後の状況については合併単独浄化槽についてもということですが、私、平成12年の12月の東市来町の議会で、非常に東市来町は単独浄化槽がその当時1,500～1,600もうできておったようでしたが、これがどうしても水を垂れ流して各家庭は非常に快適な生活をしてあって、まだまだ100万円以上単独浄化槽に入れてあって、さらに、合併浄化槽へということはする必要はないものですから、できないから、何らかの補助金をやらんと東市来町はおくれるということでしたが、平成12年、13年4月から答弁として、法律が改正されますから、またそれに対して優遇措置があるであろうということであったんですけど、それから全く廃止になりましたけど、単独浄化槽に対しての切りかえに補助がなかったようでございます。私も今度の生活排水対策ガイドブックを見て、15年度末までですけど、本当にびっくりいたしました。これは一番進んでいるところが名瀬市、その次が鹿児島市、その次が伊集院町ということで、15年度でも84%に伊集院町さんは達しているということでございます。

その中で、東市来はこうして合併いたしまして、15年度で33%、日吉町が47.9%、吹上町が44.8%ということで、これは15年度末の現在でございますが、先ほど非常に東市来が特におくれていることに対してまことに恥ずかしいことでございます。

なお、東市来の場合は単独浄化槽も合併浄化槽も湯之元の密集のところはつくれない状況です。密集してですね。それで、今、飲み屋であっても本当の簡易水洗がついているところもあるようでございます。そういう中で厳しい状況で、本当にこれは下水道事業をやらんにゃいかんたっどん、難しい点がありま

した。

そこで、先ほどから何とか国庫補助に上乘せしているところが21町、それから、単独浄化槽に16町もあるということですが、どうかその件について検討していただきたいわけですが、大体私、今、単独浄化槽を合併浄化槽に切りかえれば、単独浄化槽の撤去費が5万円から10万円かかるそうです。そしてまた、配線の撤去やら4・5万円かかるわけですから、せめてその分だけでも上乘せしていただければいいんじゃないかなと思っております。どうしてもこれは河川の浄化が必要でございますので、その辺についてまだお決まりでないんでしょうか、どの程度負担してくれるということは。

○市長（宮路高光君）

18年度からというのは無理かもしれませんが、18年度中に今ございました切りかえの中の上乗せがいいのか、全体的にしていくなのか、合併浄化槽を市の直営の中でやっていくのか、いろんな手法があります。これを18年度にいろんな角度の中からちょっと検討をさせていただいて、それぞれの地域がスムーズにいくようにさせていただきたいと思っております。今、単純に上乘せはそれぞれ20とか11ありますけど、特にこれを町営といいますか、公共下水道と同じ中におきまして市が管理してそれぞれ設置をしていく、そういう町村もあつたりいたしますので、これはちょっといつときかかると思っていますので、18年度中にその方向性、どれだけ上乘せをしていけばいいのか、そこあたりも十分原課の中で検討させていただきたいというふうに考えております。

○15番（田丸武人君）

ただいま市長の方から合併浄化槽の上乗せであるが、全体的に市の運営に、その市の運営というところがちょっと私には理解、単独浄化槽を市が運営ということ、ちょっと理解

ができないんですが。

○市長（宮路高光君）

合併浄化槽の中におきまして、今それぞれ個人の所有になっております。それで、補助金を出して、それぞれ設置をしているのが通常の設置の方法でございますけど、その普及をいろんな問題を含めて、これがそれぞれの行政の中でその設置も管理する、例えば公共下水道と一緒になんです、考え方が。それぞれ市が設置して、個人の方から使用料をいただく。合併浄化槽であっても、それぞれ清掃をしていきますので、そうすることでぴしっと維持管理ができていく。基本的には公共下水道はここに一つある施設を集約しておりますけど、今、市の運営という中には個々であるけど、これは個々を市の方がきちっと管理監督をして、それぞれの清掃もやっていく。そのときは個人から、設置は市の方でし、また、設置するときも負担金は個人からもいただきますけど、また、今後の維持管理については基本的に使用料をいただいて運営をやっていく。そのようなところが今、鹿児島県の中におきまして単独浄化槽、合併浄化槽を設置しているのが4つか5つぐらいの町村があると思っております。そういうことも含めながら、18年度にどういう方向でしていけばいいのか、また、単純に合併浄化槽に上乘せをすればいいのか、浄化槽に切りかえた人にどれだけすればいいのか、これはちょっと幅広い検討をさせていただき、できたら19年度の中でやりたいと思っております。これはちょっと時間的な研究する深いものもございますし、また、基本的には住民の皆様方の意向といいますか、それもありますし、今、既存にやっているものをどうすればいいのか、今から新しくできるのはそのような手法でできますけど、今まで合併浄化槽を設置した人がまた寄付採納の市にして、それを維持管理してほしいとか、それも今からこの中で市民の皆様方

のご意見もちょっと伺いをしながら、市としての方向も出していきたいと、そのような考え方を持っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○15番（田丸武人君）

ただいまのご答弁は私の考えよりうんとうんと進んだお考えでございます、（笑声）まことにありがたいことでございます。

ただ、ただいま今お聞きいたしますと、例えば、浄化槽のメックさんとか、西薩、私、東市来、串木野でこういった検査をしたり、くみ取ったりする業者がいますが、その方々が首になるような形ですが、そっちにまた委託すればまたいいことではありますが、その辺は心配ありませんか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ設置についても、それぞれの業者の入札で行いますし、維持管理につきましてもそれぞれの方々に検討する。市の方が管理委託をしていく。そういう手法でそれぞれの今まで町で——町が主なんですけど、町で事業主体になっているところはそのようなことをしておりますし、そのときに面的にきちっとしていく。そういう町が事業主体になるときはばらばらなんです。個々個々なんです。

だけど、それぞれ市が事業主体になれば、面的にこの地域は何年度に全体的にやりますよと、公共事業の整備と一緒になんです。そうすることによって10年かかるかわかりませんが、面的な環境整備がきちっとできるんだと、そういうご理解を。お互いにこのことにつきましても、私ども行政も議会も一緒に勉強しながら、18年度に大きな課題としてやっていきたいというふうに思っております。

○15番（田丸武人君）

ただいま市長の方から18年度にいろいろ検討していくということでございます。こういうことになれば、まだくみ取りで未設置の方がいっぱいいらっしゃると思いますので、例えば、

20戸等あっちこちから地域を攻めていく方法やら、あるいはぼつんぼつんする方法やいろいろな考えがあると思いますので、十分検討していただきまして、積極的に推進していただくよう期待申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

次に、5番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔5番坂口洋之君登壇〕

○5番（坂口洋之君）

社民党の坂口洋之でございます。時間も3時になりまして、非常に眠くなってきましたけれども、（笑声）簡潔に質問をいたしまして、明答な答弁を期待いたします。

1点目であります。

日置市内の小、中学校の職員室及び事務室の空調設備設置状況についてであります。私も議会に送っていただきまして7カ月が経過いたしました。教育文化委員会に所属しまして、少しでも学校現場の声を聞いてまいりたいと思ひまして、日置市内の小、中学校から幼稚園まで可能な限り訪問してまいりました。一番大きな旧伊集院町の妙円寺小学校から、比較的小規模校の吹上の和田小学校までまいりまして、各学校独自の教育がなされていることに大変感動いたしました。また、子供たちの元気な姿を見まして、私自身非常に元気になったような気もいたします。

ことしの夏もうだるような暑さが続きました。7月から10月にかけて30度を超える日が続き、また、時折35度を超えるという猛暑の日も続くことしの夏でした。そういった状況の中におきまして体調を壊したり、また、児童生徒さんに至っては熱中病で倒れる、そんなケースが全国各地で発生し、死者まで発生したという、そういった状況であります。

今、学校現場ではさまざまな問題が起こっ

ております。先週も小学校女児を襲った事件が多発し、社会的な大きな問題になっております。教育現場を見渡しますと、教育の多様化、また、さまざまな課題や問題点などで教員の方々は多忙な日々を送り、子供と深く接することよりも、むしろレポート提出やさまざまな課題・問題の準備に追われまして、子供とゆっくり話をしたり遊んだりする、そういった時間がなかなかとれないという声も上がってまいりました。

11月は教育週間ということで、日置市内でもあちこちで校内開放、公開授業、学習発表会など非常に忙しい日が続いているとのことです。当然子供を教育することと並行しまして事務的な仕事が年々増加しているということで、夜遅くまで残業し、事務作業に追われる、そういった先生方がふえております。また、そういう環境の中、心の病や体調を壊すケースも増加し、休職者も続出しているとのことでございます。

教職員の方が少しでも働きやすい環境をつくることにより、子供の教育指導をより充実させる取り組みも大事ではないかと思ひます。今の気候は異常気象が続きまして、地球温暖化に伴いここ10年、夏は猛暑と言われるほど異常な暑さが続いています。私が小学生のころには、夏はせいぜい30度を超えていた、そういった夏の期間も今では35度を超える日も続くことでもあります。空調設備は体調管理の面、また、事務作業の効率化という点で必需品と私は考えております。市役所に空調設備がなければどうでしょうか、職員が十分に仕事ができるでしょうか、汗をかきながら書類を作成し、効率的な仕事ができると思ひません。学校現場ももちろん同じでございます。働きやすい職場ほど、仕事の経済効率が上がると思っております。

その点について2項目、質問いたします。

伊集院地域の学校職員室、事務室では空調

設備の設置が比較的高いようには思いますが、旧3町ではまだまだ職員室、事務室の空調設備の設置率が低いようでございます。旧3町の先生方から、旧3町はまだまだ伊集院に比べては設置率も遅い、おくらしているという声も上がっております。その点について設置率はどうなっているのか、お尋ねします。

また、地域により空調設備設置率に差があります。環境整備面を含めて差があるが、教育長はどう考えるか、お尋ねいたします。

2点目でございます。

国民健康保険会計の状況と医療費抑制について質問いたします。

2003年度の医療費が、患者負担を含まない医療給付費が27兆円、このまま団塊の世代が75歳以上になる2025年には医療給付費が56兆円にもなるそうでございます。医療給付費は高齢化と医療技術の進歩を背景に年々増加しております。政府・与党が12月1日に決定しました医療制度改革大綱では、高齢化の進展で増大する医療給付費の伸びを抑制するため、高齢者負担増のほか、若年層の生活習慣病の予防効果など長期的対策が盛り込まれているようであります。今度の改正によりまして70歳以上の75歳未満高齢者医療負担が一部を除いて基本的には2割負担ということになります。長寿を誇る老人大国日本であるからこそ、今後の医療費の伸びを考えると、これからも負担の増加が予想されます。若い世代は収入の大きな伸びもない中におきまして、将来の負担だけが重くのしかかる。国の方針として、財源不足ということで窓口負担をふやすことは十分理解できますが、患者負担をふやす前に診療報酬や薬価の見直しをこれまでどんどん進めるべきではなかったかと思えます。

日置市も国民健康保険財政は大変厳しい状況だと、さきの議会の同僚議員の質問で答弁されたようでございます。全国的な流れとし

て正社員の数の減少とともに、パート、アルバイト、派遣社員が年々増加し、社会保険から会社の都合により国民健康保険に変更する、そういったケースも非常にふえております。

12月議会で同僚議員も国民健康保険に関して質問して答弁をいただきまして、一部重複する部分もありますが、今後の医療費削減の意味を含めて質問をいたします。

1項目め、現在の日置市の国民健康保険の現状はどうか、厳しい会計状況であるという回答もありましたが、今後の見通しを含めてお尋ねいたします。

2点目に、現在、市として市民を対象とした集団健康診断を実施してると思われますが、その種類と市民の受診率はどの程度なのか、お尋ねいたします。

厚生労働省は、医療費を減らそうと、生活習慣病の予防を強化するなど力を入れておりますが、市としても生活習慣病への啓発活動を積極的に取り組むべきではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

4点目に、本庁の保険福祉課は連日遅くまで残業をしているという状況であります。生活習慣病は地域住民の協力なしに非常に難しい病気と思えます。食生活と運動が今こそ必要であると思えます。現在、日置市には管理栄養士と歯科衛生士が嘱託職員として働いているようでございますが、今後の予防活動を含めた上で正職員として配置し、より充実した予防活動を進めるべきではないかと思えます。

3項目目でございます。

第156回通常国会におきまして、公の施設に関する地方自治体の一部改正が行われ、従来の公共的団体への管理委託制度にかわり、議会の議決を経て指定される指定管理者に管理を委任する制度が導入されました。2003年9月から自治体は公共施設の運営を民間企業や非営利組織などにも任せられるようになり

ました。日置市としても、来年9月までに日置市行政改革大綱をもとに行政改革推進委員会を設置して、指定管理者制度の導入に向けて検討されているようであります。厳しい財政状況の日置市であります。コスト削減は必要であるが、市民の税金で建設された公共施設であります。全国的に指定管理者制度の問題点やトラブル、住民サービスの低下、職員の失業という問題もあるようであります。指定管理者制度の導入と市長の考え方、10月に発足した行政改革推進委員会の設置活動状況、導入を今後どう進めていくか、昨日の同僚議員の質問と重複する点もありますが、改めて質問をいたします。

以上、3点質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

国民健康保険会計の状況と医療費抑制についてということをごさいまして、その中におきまして国保会計の現状と今後の見通しというご質問でございます。

平成16年度における旧4町の年間平均国保世帯は、昨今の社会経済情勢を反映いたしまして1万1,911世帯で、前年度に比べ116世帯の増、被保険者は2万1,210人で158人ともに増加しております。

被保険者の内訳は、一般で9,865人、老人保健医療給付対象者は8,286人で、全被保険者に占める割合は39.07%となり、70歳から74歳の前期高齢者が増加するため、年々老人数が減少する傾向にあります。

過去の医療費総額の対前年比では、平成15年度21.3%、平成16年度9.9%の高い伸びを示し、平成17年度においても6.0%の伸びが見込まれています。また、1人当たりの医療費で見ましても、14年度は51万6,262円、15年度が55万4,937円、16年度が57万1,282円

と年々増加の一途をたどっています。これは高齢化に伴う老人医療費に占める割合が高くなってきたほか、医療技術の高度化・医療品の進歩などが要因として考えられます。

このように医療費の伸びによりまして、ますます厳しい状況に追い込まれ、合併後の国保会計も旧各町からの持ち寄り基金が総額3億4,620万円ほどあるものの、この基金も合併後直後の平成17年度の財源不足に約1億3,470万円の取り崩しを余儀なくされており、残り2億1,100万円で、今後の医療費の伸びを賄い切れない状況でもあります。

国保会計は、国民健康保険制度の使命とその性格にかんがみ保険給付を適正に行い、これに足り得る保険税を公平に賦課徴収することを主眼としていることから、医療費の伸びによっては今後、保険税の改定を行わざるを得ないことも予想されています。

2番目のご質問の中で、日置市では市民の疾病の早期発見と早期治療を図るため、基本健康診査とがん検診等を集団健康診断として実施しております。

具体的には老人保健事業の基本健康診査として、40歳以上の市民に対して検尿・血圧測定・血液検査・心電図・眼底検査・診察等を実施しております。がん検診については、胃がん・肺がん・大腸がん検診を40歳以上の市民を対象に、乳がん検診については40歳以上の女性を対象に、子宮ガン検診は20歳以上の女性を対象に実施しております。

平成16年度の基本健康診査の対象者は7,357人で、受診者は3,711人、受診率は39.7%になっております。また、がん検診では、胃がん検診の対象者は8,823人で、受診者は2,242人、受診率39.7%、肺がんの検診の対象者は1万3,361人で、受診者は2,322名、17.4%、乳がん検診の対象者は1万2,173人で、受診者は

644人、受診率5.3%、大腸がん検診の対象者は9,823人で、受診者は3,589人、36.5%となっています。今後も受診率の向上に努めてまいりたいと考えていますが、受診率については対象者把握の状況に左右されるため、毎年2月に実施している検診の受診希望調査を徹底していきたいと思っております。

なお、国民健康保険の被保険者に対しては、がん検診の一部負担金の助成を実施しており、より受診しやすい環境づくりに努めているところでございます。

生活習慣病とは、食生活、喫煙、飲酒、運動、休養などの悪い生活習慣が糖尿病・高血圧・高脂血症を引き起こし、強いては脳血管疾患、心臓疾患、悪性新生物を発症します。発症を予防するには生活習慣の改善を中心とした一次予防と病気の早期発見・早期治療に重点を置いた二次予防が重要でございます。

日置市の15年度の死亡割合では、1位はがん、2位が脳血管疾患、3が心臓病、三大生活習慣病が約6割を占めて、国保医療の状況においても、生活習慣病の治療者の割合が高い状況です。

また、要介護認定者の原因疾患においても、生活習慣が起因する脳血管疾患が上位を占めてる状況でございます。これを踏まえて市民に対して積極的に生活習慣病対策を実施していく必要があります。

日置市においても、広報ひおき8月から「健康情報ひおき」を掲載し、年4回「いきいき国保だより」を全世帯に配付しております。それ以外にも各地域独自で健康に関する情報提供を実施しております。

さらに、各種健康診査やがん検診、健康相談、健康教室、訪問指導、国保保健事業においても積極的に生活習慣改善のための啓発を実施しているところでございます。今後、生活習慣病予防健診を実施し、生活習慣病予防

対策を充実していくことにしております。

特に管理栄養士と歯科衛生士の正規職員の配置ということでございますけど、現時点におきましては、管理栄養士、歯科衛生士につきましても非常勤といたしますか、非常勤の扱いの中で雇用してるということでございます。特に職員の問題につきましては今後、専門職の充当というのを考えていかなきゃならないというふうに考えておりますけど、職員の適正化計画の中におきまして、このことにつきまして十分配慮できるよう、また、年次的な計画の中で正規職員の採用をやっていききたいというふうに考えております。

3番目の指定管理者制度でございますけど、このことにつきましてはきのうそれぞれ私の考え方の話をさせていただいたところでございまして、同じでございます。特に行政改革推進委員会の設置状況につきましても、15名の委員を設置をいたしまして、今後ことしが5回ということに開催する予定でございます。特に町内の組織としても、本所、支所の課長以上による推進本部で、また、係長以上におきましても、財務会計制度部会、また、行政機構改善部会、情報システム部会、3つの専門部会でそれぞれのたたき台をつかって、今後とも行政改革をやっていこうという考え方を持っております。

また、指定管理者制度におきましても、来年の19年度が最終的なことでございますので、特に推進本部会議におきまして、最終的に決定したことにつきましてそれぞれの場所のご意見をいただきながら、法改正も来年の3月になるというふうに思っております。今、それぞれの専門部会において洗い出しをしておりますので、また、議員の皆様方にも洗い出しの形が出てきましたらご説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

数字の訂正をさせていただきます。

基本健診の対象者の数を「9,357人」を「7,357人」と言っておりますので、正解は「9,357人」ということで訂正させていただきます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

日置市小、中学校の空調設備の設置率はどうかということですが、市内の小、中学校は、小学校が20校、中学校が7の計27校ありますが、そのうち職員室に空調設備がありますのは、小学校では5つの小学校です。また、中学校では2校が設置されているようです。職員室の設置率は、小学校で25%、中学校で29%となります。小、中学校合わせますと26%になります。

さらに、事務室に空調設備があるのは、小学校では7つの小学校、中学校では2校があるようです。事務室への設置率は、小学校で35%、中学校では29%で、小、中、合わせますと33%となります。

次に、旧町の空調設備設置状況に差があるが、どう考えるかということですが、ご指摘のとおり、各地域に差がございます。各地域の学校教育施設の全体的な整備状況についても、先ほど発言いたしました、それぞれ差があるところでございます。

したがって、これから設置していく場合に考えなければならないことは、まず、子供が共通に使うどうしても必要な部屋の設置の問題、それから、もう一つは各学校の、夏休みも先生方は、職員は仕事をします、その暑さの状況が地域によって違うだろうと、学校によって、そういう状況の問題。それから、厳しい財政の中ですので、どれだけこちらの方に受けられるかなど、全体的なバランスを考えながら、地域間の差を是正してやらなければならないと考えております。

○5番（坂口洋之君）

教育長の答弁があったとおり、小、中学校、

職員室、事務室に空調設備に差があるという答弁でありました。先週、実は私も同僚議員と伊集院高校に空調設備の見学に行きました。私自身、伊集院高校に行くの初めてだったんですけれども、伊集院高校の場合は2学期制を導入しているということで、夏も勉強をしなければならないということで、PTA、同窓会ということでクーラー設置をしているようであります。今の学校現場も昔は自宅学習ということで、夏は結構自宅で仕事をされる方がいらっしたんですけれど、今、制度が変わりまして、自宅学習というのがほぼなくなりまして、夏も毎日仕事に行くという、そういった状況であります。部活指導をされる方は外で仕事をされるわけですが、それ以外の方は職員室でさまざまな会議や、また、事務作業をする機会があると思います。

それと、私、日吉の日置小学校の事務室にちょっと行く機会がありました。事務室は日置市内の学校ほとんど専門の部屋がなくて、あいてる部屋を活用するということで、日置小学校の事務室に関しましては更衣室、子供たちが使用する更衣室に机を入れまして、そこで仕事をしているということでした。当然更衣室ですので、窓も大きな窓ではなく、非常に小さな、上の方にぼこんとしたドアがあるだけで、そういった環境の中で事務の方は1年じゅう仕事をしているということでありました。

鹿児島市は、活動火山対策特別措置法ということで、教育長も鹿児島市内の学校に長く勤めていらっしたんですけれど、ほとんどの学校職員室についてほぼクーラー設置がされている状況です。鹿児島市内から来た先生方は、鹿児島市内はクーラーがあったけど、日置になるとほとんどクーラーがないという状況の中で、夏の暑い日は35度近い中でいろんな仕事をしないといけないということで、体調管理を含めて空調設備を導入していただ

きたいという、そういった声があります。今、厳しい財政状況ということで答弁がありますが、早急に少しでもクーラー設置についても、早急な対応をしていただきたいと思います。

昨日の同僚議員の答弁としては、鹿児島市内は扇風機がないから、日置市も扇風機がなくてもいいんじゃないかという答弁だったんですけど、鹿児島市内はほとんどの学校が空調設備があるわけですから、日置市も早急にそういった設置を求めてまいりたいと思います。

次の質問です。

今年度、土橋の空調設備の設置工事が実施されたと思います。今後、空調設備の設置計画の予定があれば、その学校名を教えてくださいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

まだ今、今後そういうことを詰めていく作業をするようにしております。

○5番（坂口洋之君）

先ほど1番議員の質問の中で、学校の耐震調査のことがありました。全国平均が56%、鹿児島県が15.5%ということで、耐震調査がなかなか進まないという状況です。ある方が、耐震調査をすると、校舎をつくらんにゃいかんで、金がかかるで、耐震調査をしないという、そういうことを聞いたことがあるわけなんですけれども、今、全国一律の教育水準というのはかなり近づいてきております。今後のクーラーの設置状況にも大きな影響があるかもしれません。義務教育費の国庫負担制度が今、全国一律、国からの負担が2分の1になっておりますが、国の方針の三位一体の改革ということで3分の1まで削減されることとなります。今後、予算に関しては一般財源化されるのか、その辺を含めて今後、検討課題となりますが、空調設備の設置工事も大きな影響があります。義務教育の国庫負担制度、今後どういった形になるのか、お尋ね

いたします。

○教育長（田代宗夫君）

せんだって新聞等にもちょっと載っておりましたが、国庫負担制度については県費負担、教職員の給与費ではないかなと思うんですけども、多分おっしゃっておりますのは、本日市長の方からもありましたとおり、学校施設等の国庫補助金の問題になるかなと思います。

で、空調設備等については、大規模改造をしたところについては空調等の補助がこれまではございましたけれども、ほかについては一応これまでも補助はございませんでしたので、したがって、これから義務教育の学校施設等の国庫補助金についてどうなるかは、これはまだ未知数であると思っているところで

○5番（坂口洋之君）

都市部の学校の職員室はほとんどクーラーが設置されております。鹿児島県はほとんどの学校——鹿児島市内はほとんど設置されているわけなんですけれども、地方にいけばほとんど設置されていない状況があります。そういった中で、都市部はクーラーもあり、また、この前、NHKのテレビだったと思うんですけども、今、学校の施設の中身についても格差が出ているそうです。千葉県の幕張の小、中学校はほとんどクーラーが設置されて、また、学校に司書が正規職員として配置されて、通常の教員にプラスして加配教員ですか、補助教員も配置されておまして、都市部の地域はますます教育設備を含めて充実しますけれども、地方の学校はますます予算が縮小される傾向にありまして、教育の格差が広がっております。全国一律の教育の格差が今、発生しております。地方と都市部の教育の整備状況の格差について教育長はどう考えるのか、お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のようにこれまでの国庫負担が2分の1から3分の1になると、残りの分については税源移譲するというようなことが言われておりますので、そのことが結果的にこれまでは必ずそちらに回さなければならなかったわけですが、それを別の方に回せばそれだけ少なくなるとは思います。そういうことは本市ではないと思います。そういう負担制度等の変更によりましてご指摘のようなことは全体的には懸念されていることですので、そうならないように私ども一生懸命お願いしていきたいと考えております。

○5番（坂口洋之君）

続いて、国民健康保険のことでお尋ねします。

答弁のとおり、合併時に3億4,000万円あった国保の基金が今年度中に1億3,410何万円取り崩されているということで、先日の答弁もありましたけれども、1年ぐらいいかもたない可能性もあるという、そういった状況です。私も今、旧伊集院町で国保を毎月支払いしてるんですけど、非常に高いなあと思ってたんですけども、市の財政状況を考えるとそういったのが、そのぐらい厳しいということがありました。

実は日置市には国保の適正化を含めて国民健康保険運営協議会というのがあると思います。これは国保運営について活発に議論をされる委員会だと思っておりますが、メンバーが13人で構成されております。日置市の国保運営にさまざまな助言、提言をされておりますけれども、この13人のメンバーと、また、国保運営についてどのような意見が出たのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

国保運営協議会につきましては、旧市の中におきましてもあった協議会でございます。メンバーについては後ほど部長に答弁させますけど、基本的に運営協議会におきましては

特に保険料と申しますか、こういう設定をするときなどにおきましてここに答申いたしまして、この保険料でいいのかどうか、そういうものの決定をしていく協議会であるというふうに思っております。特に先般も開いたわけでございますけど、特に医療費の伸びと抑制をどうしていけばいいのか、この中にはそれぞれ医師の方もいらっしゃいますし、また、被保険者の代表もいらっしゃいます。今後この協議会の中におきまして、大変大きな保険料の問題と抑制の問題を審議していただくというふうに思っております。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

国民健康保険運営協議会への委員の方々でございますけれども、条例を見ておわかりかと思っておりますけれども、被保険者を代表とする委員、これは今、日置市といたしましては各旧町の自治会長会の会長さん方をお願いしているところでございます。

それと、2号委員ということで保健師、薬剤師、そういった医療機関の代表ということでお願いをいたしております。市民病院の院長先生とか、吹上の椎野先生とか、それから、東市来の阿久根先生、それから、伊集院町の松崎先生、こういった方々をお願いしているところでございます。

それとまた、広域を代表するというところで、議会議員の中からもお願いをいたしておるところでございます。そういった方々で構成されて、国民健康保険についての予算とか、また、税率のパーセントとか、そういったものは今後、審議をまたしていただくことになっておまして、日置市の場合、8月に第1回だけ本年度は開催をいたしております。

以上です。

○5番（坂口洋之君）

先ほどの中に、その委員会の中でどのような意見、提言があったのかという点もお聞きしておりますので、再度質問いたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

ちょっと答弁が漏れました。その中で意見といますか、1人当たりの医療費が国、また、県と比べまして非常に高い額、その理由はこういったことが考えられるかという質問とか、また、医療費に対する抑制策をどのようなふうにしてはしているのか、そういったこと、それからまた、今、議員もおっしゃったように非常に基金等も減ってくるわけですが、そういった財源不足に対する保険料の改定、時期なんかも考えなければいけないんじゃないとか、そういったこと等は言われております。

以上でございます。

○5番（坂口洋之君）

国保の医療費の現状ということで、平成15年度の鹿児島県の国保医療費は総額で3,260億円ということです。1人当たりが平成15年でいきますと、全国平均で35万円です。鹿児島県平均が45万円ということです。先ほど答弁がありました日置市の平成15年度が54万円ということで、鹿児島県平均よりも9万円も高いということです。日置市の高齢化を考えると多少高いのかもしれませんが。鹿児島県がなぜ医療費が高いということが載ってるんですけども、鹿児島県は全国でも1人当たりのベット数がトップクラスだということと、老人医療費の占める割合が非常に高い。入院医療費の占める割合がまた高く、長期入院の割合が非常に高いということでもあります。日置市は、平成15年度で57万円ですけども、高医療費の原因をもう少し詳しくお尋ねいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

1人当たりの医療費が高いのはこの前も申し上げましたかと思いますが、医療技術の進歩とか、そういったこと等で高くなってきていると思っております。それとまた、そういったことで受診率の今度はまた高騰と

か、そういったこと等も考えられると思っております。

○5番（坂口洋之君）

集団健康診断の種類について先ほど答弁がありました。受診率についてはそんなに、実質を計算するのなかなかしづらい状況なんですけれども、基本的には受診率は低かったように思います。特にこの前の新聞に載ってましたけれども、30代、40代の主婦の受診率と自営業者の受診率が非常に高いということで、国もそういった点を問題視しておりました。健康診断は基本的には、受診は義務ではありますけれども、まだ強制力がないということで、2008年から国が健康診断についても力を入れて、なるべく受診をできるように促すということを具体的な政策でこれから持っていくということが新聞に掲載されておりました。

実は国からの方針によって県の技術支援のもとに地方自治体で健康増進計画を作成するように指導されていると思います。旧町時代は吹上町が健康増進計画を立てられたということを知っておりますけれども、日置市の作成状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

今、議員がおっしゃるとおり、健康増進計画につきましては国の健康増進法の中で今、各市町村計画をつくるということに努めなければならぬというようなふうになっておりました。旧吹上町の方で作成をいたした経緯がございますが、他の町につきましては策定をいたしておりません。そういったことで、今後18年度をめどにそういった増進計画についても策定の方で検討していかなければいけないと考えております。

○5番（坂口洋之君）

早急な計画を作成するようにお願いしたいと思っております。これから先、この前の医療制度

の中でも、これから先は生活習慣病対策というのが盛り込まれて早期発見、早期治療、いかにして発見率を早めることによって医療費を抑制するかということが文言に組み込まれたと思いますけれども、やはり医療費の削減というのは行政だけの責任ではありません。本当市民一人一人がコスト意識を持っていかにして、病気の人に病院に行くなということとは言えませんので、いかにして早期発見、早期治療が必要ではないかなと思っておりますけれども、そういった意味で、今、日置市は食生活推進員、健康運動推進員ですか、そういった制度を設けておりますけれども、食生活推進員、健康運動推進員の人数と地域での役割というのはどういうものがあるのか、お尋ねいたします。

○市民福祉部長（樋渡健郎君）

健康運動実践指導者ということで、日置市の場合は生活習慣病予防事業や介護予防事業のための専門職として、現在2名の方を委嘱しております。また、運動普及推進員ということで、地域の健康づくりのこれはボランティアをしてもらうということで、日置市で50名ほどお願いをしているところでございます。

それと、食生活改善推進員につきましては、食生活の正しい考え方、知識、そういったのを理解をしてもらうということで、この方々についてはただいま92名を委嘱しているところでございます。

○5番（坂口洋之君）

この前、私は東市来の健康祭りに行ってきました。その中で、食生活推進員の方たちが1年間の活動状況を含めていろんな発表がありまして、食生活推進に関しては十分理解できました。

先ほど市長の答弁がありました管理栄養士と歯科衛生士、管理栄養士というのは食生活に関して専門的な知識を持っていらっしゃる

ます。いちき串木野市は管理栄養士が1名、栄養士が1名いらっしゃっておりまして、十分に研修を積まれた上で、その地域の食生活推進などに食生活を通しての管理指導をされているようであります。日置市は管理栄養士、今、正規職員ではありません。月に何日来るか、私もわかりませんが、やはり正規職員を置いてこそ、今、保健福祉というのは年々いろんな法律も変わりますし、また、いろんな制度もありますので、正規職員を配置してこそ、十分な研修を積んだ上で、地域の食生活推進員などから管理指導が十分できるのではないかと思います。

市長は職員の適正化を言われておりますが、実際私、保険福祉課に行きましたら、いつも帰りが9時、10時という、そういった状況の中で、本当にこの人たちが十分勉強する機会や研修する機会があるのかなと思うぐらい、日々の仕事に追われている状況であります。職員の適正化もこれは必要ですけれども、専門的な分野にはこれからの多くの市民の方が福祉の充実を望んでおりますので、専門的な知識を得る上でも管理栄養士の正規職員配置を早急に取り組むべきではないかと思っております。

また、歯科衛生士は、また、鹿児島県ではそこまでなじみがないと思いますけれども、8020運動ということで、80歳になっても20本歯を残そうという運動が実際あるわけです。80歳で20本、歯がある方は1人当たりの医療費が兵庫県の歯科医師会が調査した結果によると20%、通常の方に比べて医療費が安く上がったということです。医療費の削減は長い目で見ると、本当にすぐに医療費削減というのは非常に難しいかもしれません。生活習慣を含めて、気の長い地域医療の充実を求めてまいりたいと思います。

3点目の指定管理者制度の問題です。

同僚議員も同じような質問があったと思い

ます。日置市行政改革推進委員会15名のメンバーで選出されておりますが、各分野の経営の第一線で働いている方のメンバーが多く、なかなか一般の方が入っていないんじゃないかと思えますけど、メンバー設置についてはどういった基準で選ばれたのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

専門的な分野を含めた中で、一般の中におきましては基本的には公募もさせていただきました。その中におきまして企業の代表とか、識見、公共団体の代表ということで、一般の方々には公募員ということで3名、4名ですか、それぞれのところから公募もさせていただきました。

○5番（坂口洋之君）

1月に行政改革推進委員会の専門部会で、該当箇所が250カ所ある指定管理施設について直営ですか、民営化についてするかについて結論が出されるわけでありましてけれども、最終的な結論を前に、例えば、指定管理者制度の場所に給食センター、市立病院、老人ホーム等が選ばれております。全国的な流れを見ますと、給食センターの民間委託の問題、非常に進んでいるのではないかと思いますけれども、実際このメンバーは学校給食を、子供を持つ親とか、先日ももっと幅広い意見を出すためにいろんなメンバーを出すべきではないかという同僚議員の意見もあったと思いますけれども、そういった実際利用している立場の人たちの声というのは反映されるのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この行政改革推進委員会は幅広く考えていただきたい。その部分部分におきましては、その部分の中におきまして専門部会を含め、また、意見の聴取というのはやっていきたい。これは行政改革ですので、今おっしゃいましたように給食センター、保育園も部分的

なものじゃなく、全体を含めた中でどうするという意見聴取した中で決定をしていかなければ濟まないというふうにして、広域な考え方の中で委員の選定をしたというふうに認識してほしいと思っております。

○5番（坂口洋之君）

250カ所が日置市で指定管理者制度に当たるといことです。鹿児島市も指定管理者制度の場所も決定し、また、薩摩川内市も指定管理者制度の指定もあつたようでございます。実は今回指定管理者制度、日置市の場合の特徴として指定管理者制度に指定された場所に、日置市の市の正職員が非常に多いケースがありまして、市民病院、老人ホーム、給食センター等が上げられていると思います。指定管理に当たりまして委託先の今後、職員の待遇はどうなるのか、もし、指定が決まった場合、公務員法28条によりまして、公務員の分限免職という、そういった問題も今後出るかもしれません。福岡県立病院で、そういった事例があります。今後、指定管理に当たって職員団体と十分協議されるつもりなのか、そのあたりについて質問をいたします。

○市長（宮路高光君）

250ありますけど、これが指定管理制度で該当するかどうか、これは今からの問題でございます。今後それぞれの中におきます収支計を含めて、どの部分が該当していくのか、そういうものを十分今から検討していくこととございまして、また、特に今、職員の問題でございますけど、これは基本的に組合とも十分話をしていかなきゃならないと思っておりますし、また、それぞれのケースの内容で職員がおるところ、また、嘱託であるところ、いろいろさまざまであるというふうに認識しておりますので、十分今後のこの協議については組合とも話をしながら進めていくつもりでございます。

○5番（坂口洋之君）

今後とも職員団体とも十分協議をされていくという答弁でありました。指定管理に当たって日吉の方々から今回、市立病院、給食センター、給食室ですか、老人ホーム、多くの方から、日吉は今、学校ごとに学校の給食室を設けております。薩摩川内などは指定管理になりまして、鹿児島県内の大手の給食センターが入札によってとられました。入札したおかげで、相当経費は削減されたということですが、旧川内市以外の地域で自校方式をとっていた給食室などもすべて給食センターになったということでもあります。祁答院の給食センターは自校方式でしたけれども、4,000万円近くかけてつくった給食室も合併を機に給食共同調理場になって、自校方式の給食がなくなったということです。日吉の町民の方からも、これまでどおり日吉独自の学校給食を、自校方式を残してほしいということでありました。

私の考えは9月議会で同僚議員が質問したと思いますけれども、学校給食というのは食育という点で非常に重要だと思います。コストだけで計算できない食育指導というのでもできますので、そういった市民の声がありますので、十分そのあたりは市民の声を聞いて、指定管理者に充てるにしても、市民の声を十分に、十分説明をした段階で、最終的な判断をしていただきたいと思います。（「同感」と呼ぶ者あり）

今、全国各地民営化の問題が非常に大きな議論になっております。郵便局もいつの間にか民営化になりまして、民営化すれば採算を重視しますので、地方の郵便局もどんどん切り捨てられて、特に日置市は小さな郵便局があっちこちにあります。そういった中で、民間委託も十分審議をして、市民に情報を出して、十分な調査を含めて検討して、最終的な決定をしていただきたいと思いますということを伝えまして、私の質問を終わらせていただきます。

（「同感、同感」と呼ぶ者あり）

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を16時といたします。

午後3時51分休憩

午後4時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔21番松尾公裕君登壇〕

○21番（松尾公裕君）

私は、3項目にわたりまして質問をしますが、質問効果を上げながら、ひとつ能率よくやりたいと思います。

観光の振興についてでございます。

本市の基本計画、まちづくり計画でも、観光振興は重要な位置づけであり、市の知名度アップや地域の振興には大きく期待が持てる産業であります。東シナ海に広がる日本三大砂丘の吹上浜、延々と続く松林、他の地域にないかけがいのない財産であります。

また、400年前に朝鮮陶工たちが渡ってきて、長年の歴史と伝統を築いてきた美山の薩摩焼など温泉地として名高い吹上の温泉、東市来の湯之元温泉など、数々の景観やいやしの観光地、長年の伝統と実績を築いた観光地を持っております。市民の声ではこのようなすばらしい資源を生かし切っていない、もっと活用して、観光客が行き交うにぎわいのあるまちにしてもらいたいものだという声が多数であります。

そこで、まちづくりの基本計画にもある湯之元地区の再整備の方針であります。この湯之元は都市計画区域の地域と将来は都市計画すべき地域と2つに分かれ、現在は風情や情緒ある温泉街を目指し、その発展、振興を模索しているところであります。がんばろ

う湯之元会を立ち上げ、夏のとうろう祭りや温泉の日イベント、花いっぱい運動などで盛り上げてやっているとありますが、一朝一夕に活性化しないのが現状であります。

また、吹上温泉地の湯之元温泉も町営の公衆浴場や旅館等もあり、両側山に囲まれ、風情のある温泉地でもあります。磨き次第では、まだまだ温泉街の発展、振興の可能性を持っております。まちづくり計画に地域別振興に出てくる湯之元地区の再開発整備、吹上温泉街の再開発整備が重点事業として出ていますが、どのような振興を目指しているか、伺います。

また、美山の薩摩焼、日本三大砂丘の吹上浜、さつま湖周辺、両地域の温泉地など、すばらしい観光地を抱えております。このそれぞれの点と点を線で結び、一体となった周遊性のある観光の振興によって、その相乗効果を上げ、観光ルートの確立につながると考えるのでありますが、どのような方針で考えておられるか、伺います。

次に、商店街の振興について、最近では大型店が進出してきておりますが、一昔前までは商店街が中心になり、住民の需要にこたえ、そのまちの中心街を築いてきたのでありますが、最近では大型店に押され、商店街の活気も失われて、まさに青息吐息の状況で、シャッターを閉めているところもあり、時代の波にのまれているようであります。

また、個々の地域の小売店も地域のコミュニティーの場としての役目も持ちながら経営を続けていますが、継続するのに持ちこたえない状況であります。このような厳しい状況の中で、もしも商店街がなくなったり、地域の小売店がなくなったら、その地域の活力はなくなり、ますます落ち込んでいくと考えられます。現状の商店街や小売店の状況をどのように認識され、今後の振興をどのように進めていくか、伺います。

また、プレミアム商品券を吹上、日吉、東市来地域で実施し、その効果、実績を上げております。今後は伊集院地域も含めた日置市全域でのプレミアム商品券の取り扱いや市の行事での賞品、日当等、また、敬老祝い金に商工会の商品券の活用を実施していただければ、小売店や商工会会員の店も元気が出て、しかも、地域活性化や地域コミュニティーにつながり、実施することでその効果が十分に上がり、市長の人気もまた一段と上がるものと思われそうですが、（笑声）いかがでございますでしょうか。

次に、間伐と木材需要についてでございます。

森林の持つ機能は言うまでもなく、地球環境にはかけがいのない森林であります。また、治山や治水、防災の面から見ても、飲料水の源水や農業の多面的振興、私どもが生活する上で、なくてはならない財産であります。

さて、戦後パルプ伐採や木材需要のために杉、ヒノキの植林が大量にその後植樹され、山の谷間から山頂まで杉、ヒノキの連山の状況であります。その年輪も30年から50年生の中年の木が中心であります。植えたものの山林が多く、やせ細って、山の中は真っ暗で、先端の部分だけしか葉がついていない植林が多いようであります。昨年の台風の襲来によって途中から折れたり、根が浅いために倒木したり、その傷跡が多く残っております。杉やヒノキを丈夫に育てるには間伐が何より大切であります。植樹してから10数年は汗水垂らして、木の下刈りに一生懸命手入れをした木をその後放置してあります。今、間伐をしておけば、今後、将来の木材の需要のために、また、環境のために重要と思いますが、間伐推進を積極的に進める考えがあるか、伺います。

また、最近住宅建設が減少しており、木材の需要が少なくなっております。韓国や中国

に木造住宅の輸出が進められておりますが、その量は微々たるものであり、今、重要なことは「地材地建」であろうと思います。地元で育てた木を地元で使うことが地元の木材の需要につながり、森林の価値観も上がり、地域産業の活性化につながるのであります。

そこで、地元の木材で建築をする住宅に対して支援はできないか、伺います。

また、公共事業への地元木材の積極的な活用はできないか、伺います。

県は今年度からすべての県民で森林を守り育てることを目的とした森林環境税を導入して、木材の利用促進対策が進められておりますが、どのような効果をもたらすか、伺います。

以上、3項目であります。誠意ある答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の観光振興についてということでございます。

観光振興については、湯之元地区の再整備の方針と吹上温泉街の再開発をどのような方針を持って進めるかとのご質問でございます。東市来町湯之元地区の再整備の方針といたしましては、都市計画整備及び魅力ある町並みや温泉街の風情を持つ商店街活性化対策として商工会が中心となって策定いたしました「温故知新のまちづくり」を尊重し、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

また、吹上温泉街の再開発につきましても、吹上温泉街活性化基本計画が作成されておりますので、その中の「まちづくりの基本方針」を尊重し、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、薩摩焼、日本三大砂丘の吹上浜、さつま湖周辺、温泉との周遊性を生かした振興策が必要ではないかとのご質問でございます。

ご指摘のとおり、日置市には薩摩焼きの里の美山、江口浜海浜公園、さつま湖、白砂青松の日本三大砂丘の吹上浜、すぐれた泉質を誇る湯之元温泉、吹上温泉など貴重な観光資源が豊富にあります。鹿児島市に隣接した交通利便の優位性を生かし、そのほかのスポーツ施設利用やスポーツイベントを誘致して、観光振興につながって来ると考えております。

商店街の振興についてでございますが、本市だけでなく全国的な問題ですが、車社会の発展とともに、広い駐車場を有する大型店舗等を利用する比率が高くなっているのは実情であります。また、商店街は利用客がない等の理由で、週末にシャッターをおろす店舗も多く、客足はさらに商店街から遠のいているようでございます。今後の振興策であります。商工会と連携しながら、地元商店街の活性化を図るため、消費者が親しみやすく利用しやすい商店街の環境整備など、受け入れ態勢の整備も不可欠であると思っておりますので、市といたしましても、こうした意識の醸成や取り組みへの支援を行ってまいりたいと考えております。

また、プレミアム商品券や市の行事での賞品、日当等や敬老祝い金に商工会の商品券の活用をすべきとのことですが、市内に4つの商工会があります。商工会も平成19年4月合併を目標として協議を検討されております。商品券の活用についても、それぞれの商工会でアイデアを出しながら取り組んでおり、今後も推進してほしいと思っております。

3番目の間伐と木材需要についてご質問でございます。

森林は国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など重要な役割を持っており、その多面的機能を十分に発揮させるためにも間伐の推進は必要不可欠であると考えております。

しかし、外国産材の輸入増加、木材価格の長期低迷、林業従業者の減少・高齢化や林業

生産コストの増加など厳しい状況に置かれております。また、森林施業が十分行われぬ人工林の発生、不在村者の所有者の造林増加、さまざまな課題に直面しております。

このような中、平成12年度から16年度にかけて対策が講じられました緊急間伐促進計画により、間伐未実施森林の解消や団地間伐の推進を図り、日置市全体といたしまして5年間で1,741.3ヘクタールの間伐を実施してきたところでございます。また、今後につきましても、平成17年度から19年度にかけて緊急間伐推進3カ年計画で1,100ヘクタールの間伐を計画しており、団地間伐の取り組み強化、管理不十分な森林の解消、間伐材の生産・利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、「地材地建」に対して支援はできないかというご質問でございます。

現在、国・県が木材関連業者等の組織する団体に対しまして補助を行う「かごしま材利用推進事業」により、消費者ニーズに対応した高品質なかごしま材の生産体制を確立するための「かごしま材認証」制度や、「地材地建」の普及・定着を促進するための県産材のPR活動、展示会の開催、技術者養成等、さまざまな取り組みがなされているところでございます。本市におきましても、公営住宅等に地域材を使用しており、今後も地域材の活用を積極的に図っていきたいと思っております。

森林環境税がもたらす効果ではありますが、ご存じのとおり森林環境税は森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策の財源確保を目的として、平成17年度に新設されたものであります。平成17年度の税収見込み額は2億9,900万円で、「森林に学びふれあう推進事業」による森林環境の広報啓発や体験活動支援、「森林を守り育てる整備事業」による間伐等の推

進や作業路等の整備に充てられることになっております。

森林環境税のもたらす効果といたしましては、広報啓発活動により、県民が森林に関心を持ち、森林を県民で守り育てていこうとする意識が醸成されます。森林ボランティア活動が活発化し、森林整備が促進されます。間伐材等木材利用の意義に対する県民の認識が高まるとともに、木材利用が促進されるなどの効果が期待できるのではないかと考えております。

以上で終わります。

○21番（松尾公裕君）

ただいま答弁をいただきましたが、湯之元地区の再整備の方針でございますが、都市計画や町並み、それから、風情を出して「温故知新のまちづくり」を進めていくということでございますが、現状は非常に厳しい状況であります。これはどこもそうだと思いますけれども、特に湯之元地区の今の観光の状況というのは非常に厳しい状況ではないのかなと思っております。特に宿泊客が少なくなっている。また、飲食店の落ち込みということなどがあるわけですが、そういう中で、湯之元地区においてはがんばろう湯之元会を立ち上げまして、温泉を生かしたPRというものをやっているところでありますけれども、なかなか先ほども言いましたように一朝一夕にいかないというような状況であります。

そういう中で、先ほど市長もおっしゃいましたような「温故知新のまちづくり」、風情を生かすということは、これは非常に客の心をいやしてくれるという面からすれば非常にいいことかと思っておりますが、なかなかそれだけのインパクトがないせいか、なかなか市外、県外の人が集まってくれないというような状況であります。そういう中で、湯之元の今の再整備ということではありますが、風情のあ

る、情緒のあるまちづくりだけを追っておっては地域の住民の人たちの生活も困るんだと。地域の生活道路もちゃんとしてくれないといけないと。それから、観光客も温泉に入るにしても、あるいはそこを行き来するにしても、非常に道路が非常に狭かったりしてということで、街路の整備等も含めながらやっていかなければいけないのかなと思うところでありますが、今、市長がたびたび湯之元の方にも来てくださっていると思いますけれども、その状況を見てどのようなふうと考えられるか、伺います。

○市長（宮路高光君）

「温故知新のまちづくり」を目指して、大変素晴らしいものができていると認識しております。松尾議員もこの中のメンバーであったようでございまして、これをそれぞれの中で論議をして、このような素晴らしい計画ができておるといふふうに思っております。今お話のとおり、本当に一朝一夕の中でそのまちの活性化というのは大変難しいというふうに思っておりますし、また、湯之元地域におきましては今、区画整理事業という中におきまして事業を展開させてもらっておるところでございまして、また、区画整理事業におきましてきちっと町並みが整備された部分、まだ整備されない部分、そういう中におきましていろいろと私も現場に行きますけど、その風情を残したいという方々もいらっしやいますし、また、そこあたりの調整というのは大変難しいのかな。基本的に区画整理事業が入っている区域は今から年次的にやっていきますけど、ほかの地域におきましてどうしていけばいいのか、基本的には消防を含めた、そういうものの道路といいますか、それはしていかなければならないのかなというふうに感じております。

今後におきましても、その地域、区画整理事業の進捗を見ながら、また、地域に残すも

のが何であるのか、特に商工会、また、観光協会、また、特に地元の温泉旅館の組合の皆様方と、このことにつきましてはひびきを交えて十分論議をしていかなければならない大きな課題であるというふうに思っております。

○21番（松尾公裕君）

市長もおっしゃるように非常に大きな課題であるかと思えます。区画整理をした部分と、これから先、将来してくれるだろうという期待を持っておる地域の、いわゆる国道から南側の方、海岸端の方、そういう期待の一部もあるわけでありまして、地域の住民の人たちは道路の整備もきちっとしてもらいたいと、同時に観光の振興もしてもらいたいと、そういう気持ちであります。そういう中で、先ほど市長は消防もちゃんと入れるような道路が必要であるというような答弁でありましたけれども、私は今、伊集院がやっているまちづくり交付金事業、これは素晴らしい事業で、大変多額な予算をつぎ込んでやっているわけでありまして、こういった予算を湯之元の将来的なビジョンを含めながらこれを当てはめてみたら、両方が納得しながらいい観光振興にも、あるいは地域住民の生活道路の振興にもなるのかなと思っております。そういう中で、よくここに出てきております町並みの整備をしなければいけないということがこのまちづくりの中にも出てきておりますけれども、そういう中で、具体的なビジョンを示していくべきではないのかなと思うところでありまして、そこらについても一回見解を伺っておきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

私は、基本的にこの冊子を読ませていただきましたけど、ここに基本方針というのが書いてございます。具体的な施策につきましても、それぞれ皆さん方で論議してこられました基本原則、景観にいたしましても、こういうものは十分残していくべきでございまして、

私は「温故知新のまちづくり」ということで、それぞれ論議したことでございますので、これを基本的な考え方の中で行政としても、さきも話ございましたとおり、道路整備をすればどういう事業をまた入れればいいのか、そういうもののまた多面的な角度の中で行政としては支援していかなければならないというふうに考えております。

○21番（松尾公裕君）

わかりました。このことはこれでおきまして、次に、吹上の温泉街のことでありますが、私も何回か行かせてもらいました。私が行ったときにはたまたまお客さんもほとんどなくて、全く静かな状況でございましたけれども、山に囲まれた静かな温泉地ということで、非常にまた風情があるのではないかなと思うところではありますが、今、吹上の場合は砂丘荘とか、あるいはゆーぶる、こっちの方に人が流れているのではないかなと思うのでありますが、そこでは基本計画をつくって関係機関に働きかけていくと、さっきの答弁でありましたけれども、温泉客と、いわゆる宿泊客をどのようにして今後、吹上の温泉街、ハード的な面、それから、ソフト的な面で具体的な一つのビジョンと申しますか、そういうものがございましたら、ちょっと伺っておきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

吹上地域につきましては以前からスポーツの合宿を含めた取り組み方をしておきまして、特に温泉街におきますそれぞれの方々も一緒にメンバーに入りまして、飲食店の弁当をつくる部分とか、また、宿泊をしてもらえる部分、協働の中で、砂丘荘、ゆーぶるを含めまして、一体化してそれぞれスポーツイベントを通じた合宿の誘致、協議会といいますか、そういうものをつくって今やっておりますので、やはりこのような形は今後とも十分残しながら両方、今、砂丘荘、ゆーぶると温泉街

の旅館業の皆様方が両方伸びていくように、また、それぞれまた協議会の中でも努力をしていращやる。その中の料金にいたしましても、低料金の中できちっと泊めさせていただく。そのようなことを今後とも続けていけばいいのかなというふうに感じております。

○21番（松尾公裕君）

わかりました。具体的なビジョンと申しますか、そういった構想の中で、スポーツイベントを生かしていくというようなことでございますが、そういう方向で、吹上は非常に周遊性と関係をしてくるわけではありますが、さつま湖の周辺、いわゆる正円の池、それから、もちろん三大砂丘の吹上浜、それから、砂丘荘の周辺というのは非常にすばらしい景観であるかと思えます。

ですから、いろんな宿泊の利用者の数などを調べさせてもらいましたけれども、観光商工課の山口さんに調べてもらいましたが、非常にそんなに伸びてはいませんが、吹上の砂丘荘などは約1万6,000人ですか、宿泊客が。ゆーぶるも4,000人近い人が宿泊しておりますので、非常にそういう面ではそっちの方はどんどんウエートが高くなってきているのかなと思っておりますが、今後、温泉街の再開発ということにも積極的にやっていただきたいなと思っております。

周遊性のことでございますが、先ほど市長が言われましたようにそういう幾つかの薩摩焼も含めて吹上浜周辺、そういう一つの鹿児島市をターゲットにした県外客ももちろんですが、日帰りのコースとか、あるいは宿泊のコースとか、そういったものを日置市で一つの観光のルートというものを確立してはどうかと思うところですが、そういう面ではどう考えていращやるか、伺います。

○市長（宮路高光君）

4町におきますそれぞれの観光スポットと

いますか、そういう場所もありますので、基本的に、例え申し上げますと、温泉街の活性化もでございますけど、薩摩焼といますか、窯元、これも基本的に美山だけじゃなく、ほかのところにも点在しております。それが一つの日置市としての大きなスポットのマップになってくる。そういうものを含めまして観光マップを含めた点で結べれる、そういうものも作成していかなければならないというふうに考えておまして、それぞれの今後の観光マップを含めたものも今後、作成をしていきたいと、さように考えております。

○21番（松尾公裕君）

それじゃそのように観光マップをぜひ、点と点を結ぶ一つの観光ルートをつくっていただきたいということをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、商店街の振興であります、これは最初に登壇したときに言いましたように、非常に厳しい商店街の状況であります。湯之元の商店街も伊集院の商店街も聞きますところによりますと、非常に厳しい状況であるということをお聞ひしております。五、六年もすれば本当にまだまだシャッターが閉まってくるころがどんどんふえてくるのではないかなと思ひるところです。

ですから、できるだけいろいろな形で援助、助成を、あるいは応援をしていただければ非常に助かるわけですが、プレミアムと敬老金のことについては商工会にしてもらいたいというようなことの答弁でありましたけれども、これまで東市来は1,500万円、プレミアム商品券を前年、その前の年やってきました。吹上も横山助役のところですが、ここも2,100万円出してきてやって、非常に効果を出しておるわけがあります。

ですから、例えば、市で全体を通して、伊集院も含めて5,000万円、例えば、プレミアムをしたとしても5%ぐらい出してあげ

れば、どこも大体それぐらいの率でございますが、250万円の負担で済むわけです。市の負担はですね。

ですから、私はこれぐらいのことは商工会にしてやってもいいのじゃないかなと。商業者にもそれぐらいの応援をしてやるべきではないのかなと思ひるのでありますが、きゅうきゅうに言ったってはねのけられそうな気がしますけれども、しかし、市長、これは地域の商業のことを考えてもらって、小売店の今の状況というものを、あるいは商店街をなしている状況も考えてもらって、ほかのところは東市来と吹上、今までやってきたわけですから、ぜひこれはやっていただきたいですね。どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今まで旧吹上町、東市来町やってきておりました。プレミアムをつくる中におきまして日置市として一本でつくっていいのか、私ちょっと商工会の方にいろいろとご審議をしていかなければ、それがその中で、商店街の区域外の市内の中においてもどこでも買っているものなのか、そこあたりの区分けというのは大変ちょっと難しくなってくるのかな。近郊にすれば、市内の中でもそれぞれまたいろいろと文句が出そうな気もいたしますので、今回合併をする中におきましてプレミアム制度を旧町村ごとにするのか、一つにするのか、私としてはそういう十分論議をした中でこのことをしていかなければ、すぐ全部いいですよという形の中での一つの市にした場合については、ひょっとしたら吹上の方も伊集院の方で買ったりしたり、いろんな波及効果というのは旧商工会に大変大きな波及効果も、また、問題も出てきそうな気がいたしますので、先ほど申し上げたのは十分4つの商工会の中で論議をしてから、一つの提案として行政の方に出していただきたい、そのような形で答弁をさせていただきます。

○21番（松尾公裕君）

そのことについてはいろいろなやり方があるわけです。制限を、制約を設けなければ、それは大型店に行くのを防いで、小売店が、あるいは商店街が反映をしていくための一つの手段でありますので、そこはそういう制限も設けてやらなきゃ商工会の中で、いわゆる本店が日置市にある店という形をとらないといけないのかなと思うのでありますが、例えば、それでもいろんな部門に今まで使われてきたわけです。タクシーにも使われる。土建業の支払いにも使われる。ガソリンにも使われる。灯油にも使われる。金物にも使われる。それから、地元の電気屋さん、酒屋、床屋、いろんなものに使われるわけですから、そういうふうによく東市来も吹上もやってきたわけですから、それはやり方次第ではできるわけですから、それは商店街とか、小売店とか、そういうところのためにやるんだということをお願いして、このことを実行すべきだと。

これはプレミアムのことだけではなくて、敬老金、敬老会の、あるいは賞品も含んでいきますけれども、そういうところで使える。どこでも使えるが、本店が日置市にある店が使えるということを制限枠を設けてやれば、私はこれは非常にいいやり方であると思いますので、そこらをよく考えていただきたいと思います。

で、敬老金についても、全体では非常に多額であります。これは今まで東市来や、あるいは吹上やってきておるわけでもありますけれども、市全体で見ますと1,500万円ぐらいは優にあるのかなど。敬老金、お祝い金、これをせめて半分でも商品券を使わせてもらったなら、非常に小売店が助かるということでもあります、いかがでしょうか、両方含めてですね。

○市長（宮路高光君）

敬老祝い金の問題につきましても、それぞれ今まで半分とか、そういう形でやって、商店街の活性化を図ってきたということも十分理解しております。また、もらう側の方からして商品券がいいのか、現金がいいのか、ここあたりのそれぞれのこれも選択であるというふうに感じております。今後このようにして商店街の全般的な活性化、みんなが、市民全体がそういう気持ちの中でなっていくような、そのようなサービスといいますか、商店街としても受け入れ態勢、そういうものをきちっと今後ともやってほしいというふうに考えております。今後、今さきも申し上げましたとおり、商工会も4つの合併というのが18年度それぞれ検討されてきますので、このようなものを4つ、今後、新しい事業展開の中におきましても、その中で十分協議をしていただき、商工会としての一つの考え方を私ども行政の方にもまた出していただきたい、そのように考えております。

○21番（松尾公裕君）

よくわかりました。それは市の考え方というか、特に市長の方向性、考え方ということが、これが一番重要になってくるわけでありますので、それはもちろん市民の側から考えなければなりませんけれども、やっぱり市長が方向性を示して、商店街は本当に今、大変衰退しているなど、小売店が非常に落ち込んでると、これを少しでも応援をしてやろうかと、市長がそういう気持ちになってくれば、市民の説得もできるわけですから、そこはひとつ市長ぜひ前向きに考えていただきたいということをお願いしておきます。で、あと商店街の振興については門松議員が明日質問をする、商工会の会長でありますので、もっと詳しく質問をするかと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

あと間伐のことではありますが、先ほど市長の方から言われました。間伐の状況は非常に

大分進んできているところでありましてけれども、私などが今回所管事務調査とか、あるいは地域別にあっちこっち吹上や伊集院町や日吉町を見させてもらいました。やっぱり無間伐のところが多いうであります。これは山のために本当にいいことではありませんので、間伐はぜひ前向きに進めていただきたいと思いますが、そういう中で東市来は、先ほど今までの状況、話が少しありましたが、トータルで話がありましたけれども、今までの各地域による間伐の計画と実績が、東市来町は12年度から16年度の間合計で522ヘクタールの計画でありましたが、748ヘクタールやっております。実績率で143%です。伊集院町は351ヘクタールの計画のうち289ヘクタールで82%であります。それから、日吉町は206計画の中で137、66%であります。そして、吹上町は878の計画のうち565ヘクタールであり64%であります。

このように東市来は非常に前向きにここ四、五年前から間伐事業を推進をして、ある池田、今、補佐でございますが、この人を中心に一生懸命やってきました。これはもちろん議員の人たちもそれぞれ地域的に頑張っ、そして、間伐を推進してきたのでありますけれども、このようにほかの日吉町、伊集院、吹上、特に吹上の実績が非常に悪いようでありますので、山林は非常に多いところありますが、これではやっぱりもっと力を入れて頑張っていかなければいけないのかなと思っておるところであります。そういう差があります。

そこで、地材地建のことでございますが、山の間伐をしたり、山の手入れをするのは木材が有効に使われるということが、それが山の手入れにもつながっていくと思うのであります。最近住宅は大手メーカーがほとんど建てていくというようなことで、地元の大工

さんの活用が非常に少ないようであります。

それで、今まで定住促進事業などがございましたが、東市来などは50万円の補助事業を出しました。吹上も100万円の補助を出してございました。そういう中で、地元の木材、あるいは地元の大工さんが建築する、あるいは製材に対して市として今後これからそれに対して援助、補助と申しますか、そういう形での木材活用ということではできないものか、伺います。

○市長（宮路高光君）

お話では単独でそのような助成をして考えないかということでございます。基本的にどの範囲をしていいのか、いろいろと私どもは基本的には公共施設を含めた木材の利用というのを図る、こういう形の中で促進をしていかなきゃならない。個人的にそれぞれ需要する中において地元材の援助策とか、そういうものがどうあるべきなのか、今後十分検討だけはさせていただきたいというふうに考えております。

○21番（松尾公裕君）

時間が大分たってきておりますので、検討だけはと言わないで、検討をしていきますと、（笑声）検討をしていきますと、そういうふうにひとつお願いしたいと思います。あと公共事業には使っているということでございます。県の森林環境税についてはよくわかりました。

いろいろと要求を申し上げましたけれども、先ほど申しました商店街のこと、それから、間伐のこと、それから、地材地建、これはぜひ前向きにいろいろなこういった地域的な問題を前向きに取り組んで、やっぱり市長がその気持ちにならなければ、その事業には入っていかれないわけでありまして、そこらのところをひとつ前向きに取り組んでくれることを期待をしまして、私の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここで本日の会議を18時まで延長いたします。

次に、10番、大園貴文君の質問を許可します。

〔10番大園貴文君登壇〕

○10番（大園貴文君）

予定した時間より2時間ぐらい早く順番が回ってきましたので、ゆっくりやりたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

私は、さきに通告いたしました定住人口策について市長にお尋ねいたします。

日置市が発足し、市内全体の様子を見ますと、やはり本庁を中心とした伊集院地域への流動人口が多く、の会合や役所に出入りする人たちにより大きく増加してきているのではないかと思います。

また、定住人口にしても生活条件として特に重要視される各種学校・病院・役所・交通といった公共機関、その他生活環境に至るまで整い、充実してきていることから、日常生活に利便性がよく、老若を問わず伊集院地域への定住人口が増加してきているものと思われます。このような状況であることから、一般住宅やアパート、さらには大型ショッピングセンターが盛んに建設されているようですが、これは一つに合併の効果のあらわれで、今後、伊集院地域の発展が見込まれ、よい方向へと進んでいくものと思われます。

一方、過疎地域である東市来・日吉・吹上においては、支所を中心に広がる商工業の状況は人の流れもまばらで、合併後、支所の職員の数も減少し、外部からの来客数も激減する中での商店街は一段とひっそり感を漂わせ、産業面にしても地域内の仕事量も少なく、民間はもちろん公共の仕事も競争が激化し、経営に不安を隠せない状況であります。また、若い人たちの声は、Uターン等で帰ってきたものの、農村地域ではなかなか安定して働くところもなく、独立して定住するところもな

く、生活環境を見ても不便で魅力がない。その上、過疎、高齢化により地域活動や奉仕活動も若い人たちにと都市部にはない押しつけが当たり前のようと言われることが、無理してまでとの声上がる要因であります。

そのような中、地域を守っている方々からは、これから後、この地域をだれが守っていくのか、人が絶えることにより地域の歴史や文化が絶え、すべてのものの荒廃が今より進んでいくことが何よりも心配であるとのせつない声でした。合併前には地域がよくなる話は聞いたものの、現実はどうも衰退して、負担だけが重くなっていく気がします。ぜひ農村地域でも人が住みたい、希望の持てる日置市をつくっていただきたいとのことでした。

私は、このような状況や声は今後の日置市総合計画の中で最重要課題として早急に、具体的に取り組まなければならない対策と思います。これまで旧吹上町・日吉町では過疎対策として定住促進と地域活性化を図る目的で3,000平米以下の面積でミニ住宅団地をつくり、貸し付け20年で払い下げをするといった事業を行ってきました。

内容、実績について申し上げますと、自治会から主体的に要望が出され、同時に土地所有者の同意承諾書が添付されたものを行政に申請され、審査の上、議会の議決により1区画100坪平均で、6区画1団地として造成建設されます。土地については、遊休農地等が多く、比較的安い価格で建設されております。貸付単価は1区画100坪平均で1カ月1万円となり、貸し付け要件としては基本的に町外者で、本町に永住できる人で、年齢が45歳以下の世帯主で、同居する家族があることとなっております。関連して住宅建設を地元の業者にお問い合わせすれば100万円を限度に建設補助金もあり、利用者からは大変喜ばれていました。

これまで建設された団地は、吹上地域で平

成3年から12団地、70区画となり、うち58区画は現在、貸し付け中及び払い下げとなっております。また、日吉地域では平成7年から5団地、27区画すべて貸し付け中であり、世帯数は両地域で85世帯となり、世帯人員は326人となっております。本事業のすべてを行政に頼らず、地域でできる限りのことは地域で協力し、地域をきれいにし、定住呼びかけの看板や広報活動も取り入れ、また、出身者への積極的な働きかけをしてきています。

これらの活動を通して学校の存続を図り、地域を活性化し、守るためにこの事業を最大限に活用されていると思います。まさに地方の自治と言われるこの時代に日置市として過疎、高齢者の多い農村地域には、今後も定住促進策が必要不可欠であります。そして、時代のニーズも激しく変動する中で、旧町の条例を見直し、魅力ある日置市定住促進策にかえ進めていくべきではないでしょうか。

県都鹿児島市に隣接する地理的優位性を最大限に生かし、「人が住んで栄える日置市」「人が住んで豊かな財政が築ける日置市」を実現していく政策を進めていくべきと思いますが、市長の基本的な考え方をまずお聞きし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定住人口策についてということでございます。

貸付住宅団地につきましては、今ご指摘ございました日吉地域におきまして27区画、吹上地域に70区画を設けておりまして、特に吹上地域の12区画が残っている状況でございます。この団地は定住人口をふやし、過疎化を抑制することを目的に造成したことから、新規に募集する場合は、そこに永住することを前提に住民票を移すことができる方を対象としております。したがって、市外から

の転入者を対象としております。

そこで、今回のご質問でございますが、吹上地域に12区画残っておりますので、できるだけ早期に貸し付けできるよう取り組む必要があると考えております。

ただ、これまでの吹上町営ミニ住宅団地貸付に関する条例は、日置市に引き継がれておりますので、これまで吹上地域の審査委員会の中で協議されたことも生かされることとなります。この委員会では造成後3年をめぐりにあいている場所については、市内居住者への貸し付けもされているようでございますので、これらを踏まえて対応をしたいと考えております。

また、特に合併いたしまして、特に過疎対策、定住対策、これは大変必要なことでございますので、また、それぞれの別な事業等も取り入れてやっていかなきゃならないと思っております。

また、今、住宅公社の方におきましても、東市来地域、また、新たに吹上地域の方におきまして住宅公社の中で販売促進をしていく、そういうこともございますので、その売れ行き状況というのも十分考慮しながら、過疎対策を含め、定住対策に努めさせていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

済みません。「住宅公社」ではなく「土地開発公社」でございました。

○10番（大園貴文君）

今、答弁をいただきましたが、ほかの団地とは性格が違い、このミニ住宅団地というのは過疎地域において、そして、地域の方々がみずから主導的にやっているところでございます。その団地とほかの団地は同じように考えるところでは少し違うんじゃないかと、そのように考えておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

制度上は違ってるというふうに思っております。さきも申し上げましたとおり、地域の問題、また、地区の問題、それぞれあるというふうに思っております。ここに答弁いたしましたとおり、貸付事業の条例は日置市に引き継いでおりますので、これは存続して、それぞれの地域のところのよさを出していく。さきも申し上げましたとおり、吹上地域につきましては早く12区画を処分していく、これを早く先決していきたいというのが願いでございまして、また、新たにそれぞれの要望箇所、いろんな問題が出てくると思いますので、そういうところにつきましては対応をしていきたいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

今あと12カ所ということですので、今どういった声があるかと申しますと、田舎ではあるが、市内に近いため、車社会で不便さは余り感じないと。そしてまた、残された12区画について聞いてみまして、会社も不景気だから、休みを利用して貸し農地であれば農業もして稼ぐこともできると。そういった声や年齢条件を撤廃して、家族ありには優遇策をしてあげればいいと。それから、田舎に家をつくりたい人、日置市内に住んでいる若者がいるんですが、市内、市外問わず、認めていただきたいという声があります。そしてまた、店舗つき住宅ができることにより地域も便利がよくなり、活性化するのではないかと。これまでの吹上町の貸し付けの条件、対象者について対象外になる人たちが1回帰ってきて、また出ていくと。例えば、吹上町に、日置市に住んで、住所を1回鹿児島に移してから、またこっちにそういった書類上の形だけをしようとしている人たちもいらっしゃいます。僕は、そういったことを考えさせずに、そういった意向を聞きながら、前向きに吹上の条例を引き継ぐ中に時代の動き、総合計画の方に書いてもありますが、時代の

動きに合わせて横断的に積極的にかつ対応をしていくというふうに書かれてあります。そういった人の声も聞かれて、市長の方はその辺の吹上町の条例を生かしながら、そういった声の方は対象というふうにしていかればいいのかと思っていられるか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

いろんな社会情勢の中におきまして、また、不況を含めまして、これは本当に対応を変えていかなければいけないというふうに思っております。その中におきまして、今、審議会等のご意見を十分反映されていかなければならない。日置市にこの条例を引き継いでおりますので、その改正等を含めながら、早い時期に真に必要な人は、そのことで地域が活性化されれば、私は十分またその目的は果たせると。今言ったように過疎または定住、両面もございしますが、やはりその地域に若者が地域内であっても残るといふ形があれば、目的は達しておると思っておりますので、そういう柔軟な考え方の中で、最初の目的の趣旨を継承しながら、柔軟な対応の中で貸付事業が進められていけばいいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

市長の柔軟な体制でそういった若い人たちが定住するということが理解できれば、見ることができれば許可していいよというふうに理解してよろしいでしょうか、お聞きします。

○市長（宮路高光君）

特に審査委員会というのもございますので、ここで十分そういう趣旨を踏まえた中で論議をして、結論をしていけばいいというふうに思っております。

○10番（大園貴文君）

また、店舗つき住宅等については、その辺はどう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

店ができればいいことかもしれませんが、さきも言いましたようにそれまで、今までの経緯もございますので、一つの条例を変えるとか、要綱を変える場合につきましては、さきもお話申し上げましたとおり、そういう審議会等がございますので、そういうところにきちっとお諮りをして、そういう答申をいただいて、私は変えていけばいいし、また、店舗つきというのもみんな現場の場所もあると思うんです。場所等もみんな現地であって、総体的に判断をして変えて、それが了解という形になればいいというふうに考えております。

○10番（大園貴文君）

市長の前向きな答弁をいただきまして、今、我々のそういったミニ団地、いろんな声がつくった当初からは大分変わってきていると、そういうことについては市長も審議会の中でテーブルにのせて、役場の中だけの判断じゃなくて、審議会の中に通して、その地域に合うのか合わないのか、そしてまた、若い人たちにしても1回こちらに住んでると。その中でどうしても自分の家をつくりたいと。つくることによって固定資産税やいろんなものが、税金も入ってくるし、いいんじゃないかと、そういうふうに私は考えますが、その辺もひっくるめて審議会の中で、また、市としての条例をもとにしながら、その中で変えられる部分は横断的に見て、必要と思えば進めていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

条例改正につきましては議会の皆様方の判断でございますけど、その前に言いましたように地域におきます審議会の意見が集約して、私どもそれぞれ行政の立場の中で変えられていくものはきちっと変えてそれぞれ、特に12区画残っている。このことで今までの間にいろいろと社会情勢も変わってきたし、い

ろいろ変わってきた中でございますので、なるべく早く12区画を処分していく方向をみんなで見出していけば、私はいいと思っております。

○10番（大園貴文君）

私もそういうふうに今回の質問の中で、時代の流れを見て、その中で過疎地域を何とか守っていく、若者たちの定住組織と地域の活性化ということで一般質問をさせていただきました。

理解できましたので、これで一般質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。あす12月15日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後5時05分散会

第 5 号 (1 2 月 1 5 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（2番、4番、13番、11番、6番、3番、29番）
-------	-------------------------------

本会議（12月15日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

総務係長	仮屋求君	議事調査係長	川崎美智也君
議事調査係	東まりさん		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	教育次長	満尾利親君
消防本部消防長	田上規夫君	東市来支所長	住吉伸一君
日吉支所長	下田平輝己君	吹上支所長	坂口文男君
総務課長	池上吉治君	財政管財課長	福田秀一君

企 画 課 長 富 迫 克 彦 君
土 木 建 設 課 長 樹 治 美 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 北 節 雄 君

福 祉 課 長 馬 場 恵 三 郎 君
教 育 総 務 課 長 坂 上 安 男 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。まず、上園哲生君の質問を許可します。

〔2番上園哲生君登壇〕

○2番（上園哲生君）

皆さんおはようございます。3日目に入りました。さきの質問通告に従いまして、早速地上デジタル放送への対応につきまして質問をさせていただきます。

地上波テレビは、2011年7月末をもってアナログ放送が停止され、完全デジタル化されることが国策として決まっております。それに従い、鹿児島県の民放4局にも地上デジタル放送への予備免許が11月15日に交付されました。本免許交付後、2006年、来年の12月1日よりデジタル放送がいよいよ開始される予定になっております。まさにデジタル時代の秒読み段階に入ったと言えます。当面は、アナログ波、デジタル波共有アンテナから同時に送信されますが、アナログ放送を視聴される市民は、現状のままではテレビを見ることのできない状況を迎えることになります。

そこで本市の現状を鑑みますときに、単にVHFのアンテナをUHFのアンテナに変更し、デジタル放送の対応のチューナーを取りつけたり、チューナー内蔵型のテレビに買い換えさえすれば、そこにも市民の新たな負担が発生するわけですが、一応個人的対応でテレビを見続けることのできる場所もあります。

一方、難視聴地域のために今やっと共同受

信施設を設け、管理組合でもって管理運営し、鮮明な映像が見られるようになったところもあります。

市内30カ所を超えるとと言われる共同アンテナの受信施設あるいは中継局、そして、50カ所を超えるとと言われる管理組合もそれぞれの組合員戸数、それに基づく財政内情を抱え、例えば、毎月一定額の負担金の協力を住民、組合員に求め、修繕費用あるいは耐用年数による施設の取りかえに備え、営々と積み立てをしている組合もあれば、新幹線関連で20年間分の運営費の支給を受け、財政的に大変豊かで独自に対応可能な組合もあります。また、海辺の受信施設においては、潮風にさらされ、取りかえの検討を始めようとしている管理組合もあるやに聞いております。今やテレビの見れない生活は考えられません。本市のどこに住んでいても不便さを感じない社会基盤づくりを目指す以上、残された5年7カ月の期限の中で本市のさまざまなケース、事情に対し、当然デジタル化は国策として決定されている以上、国においてもいろいろな補助事業があると言われておりますが、それをも含めて市民の負担をできるだけ小さく抑え、このデジタル化への対応をどのような整合性ある方針で臨まれるのか、最初の質問とし、そのご答弁をいただいてから、小さな項目の2番、3番、4番の質問へと移っていきます。どうぞよろしく願いをいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

地上デジタルテレビ放送対策についてとうご質問でございまして、鹿児島県では、来年12月から鹿児島市の紫原に設置されたアンテナを使って、鹿児島市と霧島市、鹿屋市、垂水市、指宿市の一部でデジタル放送が始まります。その後は、順次エリアが拡大され、2011年、平成23年にはすべてがデジタル放送に切りかわることになっております。

このデジタル放送を一般家庭で見る場合には、UHF対応のアンテナとデジタル放送のいろいろな機能を使いたいということであれば、デジタル放送対応のテレビが必要になります。それに対して、今使っているテレビで見る場合には、地上デジタルテレビ放送用のチューナーとUHF対応のアンテナが必要になります。

それから、ご質問の難視聴解消のための共同受信施設については、市内には県単むらづくり事業やNHKの事業、県住宅供給公社の事業など30カ所程度で共同受信施設管理組合があります。この組合に加入されている皆様は、まず、共聴施設、アンテナのところで周波数の変換が必要になります。それと、一般家庭と同じように、デジタル機能を使う場合には、デジタル放送対応のテレビ、これまでのテレビでごらんになる場合には、チューナーが必要になります。

この共聴施設の改修に必要な経費については、その施設の状況によって違うようですので、個別に検討が必要になります。

市が取り組もうとしている市内の公共施設、小中学校や地区公民館などを結ぶ地域インターネット基盤施設整備事業について、合併により本庁と支所の暫定的なネットワークは構築しておりますが、旧東市来町では、小中学校や社会教育施設約20カ所、旧日吉町では7カ所を既に結んでおり、市内全域を考えたときに不均衡が生じていることから、来年度、何らかのこの事業に取り組むたいと考えております。この事業は合併年度とその翌年度に限り、国の2分の1の補助があることから、日置市として来年度活用できれば非常に有利な事業であります。

これからこのネットワークについては、将来的にケーブルテレビ網の整備も活用したいと考えております。ケーブルテレビはご承知のとおり、基地局と各家庭をケーブルで接続

し、その中で従来のNHKと民放の放送に加え、CS放送で見られるいろんな番組、BS放送、それと自主制作番組など、40チャンネル程度を想定しており見ることができます。

なお、ケーブルテレビは都市部では既に普及しておりますので、地方と都市の放送環境の格差をなくすことで、都市部から来られても不便さを感じさせないという側面があると思います。これに加入する場合は、今の想定では当初の加入負担が1世帯当たり9,000円程度、毎月のテレビ使用料4,000円程度、インターネット接続をした場合も同額程度を想定しております。

それと、デジタル放送の関係については、今のテレビでごらんになれる場合は、コンバータを取りつけるだけでアンテナは一切必要ありません。テレビをデジタル対応に買い換えられた場合でもアンテナは必要ございません。

このようにケーブルテレビに加入していただければすべての家庭でアンテナが不要になりますので、共聴施設そのものも不要になります。

このケーブルテレビ網の整備はまちづくり計画でも前面に出して説明しておりますので、できるだけ早く整備を行い、2011年以前にデジタル放送が見れるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○2番（上園哲生君）

ただいま市長により、現在、本庁と支所間をつないでいるケーブルを拠点となる公共施設、そういうところへ広げ、すなわちインターネット整備をすることによって、共同受信施設への対応もできると。いわゆる放送と通信の融合ということはこの事態に対応していきたいということのように認識をしたわけですが、それで結構でございますか。

○市長（宮路高光君）

今来年度の事業要望を国から取りまとめをする中におきまして、本市といたしまして、この地域イントラネット基盤施設整備事業というのがございますので、これに手を挙げているところでございます。来年度事業枠といたしまして約7億円から8億円という考え方の中におきまして、基本的に申し上げましたとおり、各支所または公共施設、特に学校、地区館、とりあえずこの整備といたしますか、このところを結ぶ形を来年度やっていきたい。また、今後におきまして、それぞれ家庭を含めましたそのネットにつきましては、まだ多くの事業費がかかりますので、今後、国の補助事業を見ながら整備をしていきたいと、そのように考えております。

○2番（上園哲生君）

それでは、まずその前提になりますイントラネットの整備事業についてちょっとお尋ねをいたします。

本市の場合、その事業への補助金等も含めまして、予算総額今7億円から8億円ということでございましたけれども、拠点となる公共施設の大体の数とか、あるいはどういうところほどの程度までとか、あるいは国の今イントラネットの補助事業の総額です。それをお尋ねしたいと思います。

○企画課長（富迫克彦君）

それでは地域イントラネット基盤施設整備事業で接続を予定している箇所のことですが、小中高校、それで27カ所、それから、公民館施設、図書館、それ以外の公共施設、地区館でございましたり、活性化センターとか、そういった施設でございますが、そういったもので73カ所ですので、合計100カ所程度新しく接続するということになるかと思っております。

それから、事業費といたしましては、先ほど市長が申しましたように、想定の中では7億円から8億円程度ということで今考えて

おります。これにつきましても、実際、総務省の方の補助が大体確定してまいりますと、それにあわせてまた精査していくということになります。

以上でございます。

○2番（上園哲生君）

国のその補助事業の総額をお尋ねしたんですけれども。

○企画課長（富迫克彦君）

失礼いたしました。18年度の総務省のこういう情報関連の予算措置がいろいろされております。それで、公共ネットワーク関係では、大体100億円程度今概算で要求されております。

以上でございます。

○2番（上園哲生君）

大体総額で100億円ぐらい。それに対して、7億円から8億円の事業を見込んでいると。そして、合併によりまして、負担率が50%ということで、大体その半額の3億5,000万円から4億円というところで補助の申請をしていると。そうしますと、その残りが今議会でも市長が公言をされておりますその合併特例債を使って、そのイントラネットの事業を進めるということですが、その補助事業が採択をされたときには、言うなればその金額で合併特例債、いわゆる半額でできるわけですが、やはり残された時間が少ないということを考えますと、仮にこれが採択をされなかった場合でも、全額でもってその合併特例債を使ってこの事業を推進していくというお考えかどうかお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に補助事業、いろんな有利な補助事業を探っておりますけど、基本的にはこの特例債を使った中でもやっていきたいというふうに考えております。と申し上げますのも、やはり今後の住民サービスを考えたと

きにおきまして、基本的にやはり地区館を含めた小学校の中におきまして、今私ども市民が一番要求しているのは、やはり住民票とか各証明とか、そういうものもその施設で今後対応ができる、そういうものを考えて、今後やはりこういうイントラネット整備をすることによって、やはり住民サービスの向上になるんじゃないかなと考えておりますので、これは、そのときは補助事業が対応できなくても合併債の中でやっていきたいと、さように考えております。

○2番（上園哲生君）

補助事業が採択されることを願っておりますけれども、されない場合でも合併特例債を使って推進をしていくというお考えをお伺いしまして、そこで、このイントラネットが整備をされ、そして、そういうケーブルで、言うなれば、拠点となるような公共施設にケーブルがついてくる。いろいろな組合の対応に応じて、そして、いろいろなものを考えていくと、その中の選択肢の一つとして、そういう拠点となる公共施設から、公共を受信施設へつないでいくという、ケーブルでつないでいくという方法も出てくるわけですが、そこで、それを前提に2番目の質問に入らせていただきますけれども、2番目に書いてありますように、やはり組合戸数の少ないところは20何戸数とか、そういう組合もあります、その受信施設の運営管理者の方々は、その施設の改修、あるいは基金の調整負担といいますか、その負担についてもものすごく思い悩んでおられるようでございます。なかなかその個別の対応でわからないところがあるかと思っておりますけれども、一つの選択肢でありますイントラネット整備がなされて、そして、共同受信施設の方へケーブルをつなげたとした場合、そして、デジタル放送に対応するということになった場合に、どこまでのその工事助成といいますか、例えば、先ほどチュー

ナーと言われましたけれども、ケーブルテレビの場合は、STB、セットトップボックスと申します。それを設置をしなきゃならないわけですが、そういうところまでのその工事助成というのを見てくださるのかどうか。あるいは個人負担というのがどの程度出てくる、そういう場合でもお考えをお伺いさせていただきます。

○市長（宮路高光君）

今現在、この共同受信施設でそれぞれ組合の中で運営をしているというふうに思っております。さっき申しましたこの地域イントラネットが来年でき、2011年度まで全世帯に網羅できるのか、そこがまだ不確定な部分がございます。今後、やはりこの推移を見ながら、やはりそれぞれの今の共同施設、また全市の家庭のテレビの、そういう状況を推移を見ながら今後検討していかなくちゃならん。今の段階で、そのチューナーに補助するとか何とかと、そういう部分は今のところはちょっとまだ考えていないというのが実情でございます。

○2番（上園哲生君）

今の市長の答弁を聞きながら、市長の方でもそういう管理組合の運営責任者の人たちも聞かれているかと思っておりますけれども、ますますやはり不安になられてるんじゃないかなと思います。限られた時間の中で、そして、その積立金が本来の趣旨ではないところに使わなくちゃならない事態が生まれていると。それも国策で決まって、自分らの要望から生まれたものではなくて、上から決められたものに対して対応していかなくちゃならないと。そういうことで、先ほどの話の中では、私はケーブルテレビを使った、言うなればこれが受信管理組合にとっては一番当初の負担が小さいのかなと思いがいたしたものですから、そういうところまでのお聞きをしたわけですが、けれども、なかなか今の時点では、そういう

助成というのは難しいというふうなお話にも聞こえたり、あるいはまたそういうのは個別で対応していくというふうに聞こえたりするんですけども、やはり幾らかの助成の対応はあると考えてよろしんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

2011年まであと五、六年ございますので、基本的には今イントラネットの中で公共施設を結びますけど、基本的には2万2,000世帯を全戸本当に結んでいきたいと、そのような考え方を持っております。その中で、その進捗状況を見ながら、どういう方向でまた今後の施策をやっていけばいいのか、もう少し時間をいただきまして、そこあたりの検討をさせていただきたいと思っております。

○2番（上園哲生君）

ぜひ前向きなご検討をいただきたいと思えます。

今まで、そこまでの負担がかかってテレビを見ているという実感がなかったんですよ。確かにNHKの受信料を払ったりしておりますけれども、ケーブルテレビでも先ほどお話がありましたように、入会金が9,000円ぐらい、そして、利用金額が4,000円ぐらいと。これやっぱりテレビを見るのにこんな負担がかかるのかというやっぱり思いをする市民の方々も多かろうと思えます。ぜひ前向きな検討をいただきたいと思えます。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。このデジタル放送への対応、あるいはイントラネットの整備によっては、それと色々なものが関連してくるかと思えます。例えば、ただいまのこの議会中継も各家庭のテレビで見れると。言うなれば、この顔が茶の間のテレビで見れると。それは喜ばしいことかどうかわかりませんが、システムとしてはそうなるということはすばらしいことだと考えます。

そこで、この関連の中で2点ほどお伺いをしたいんですけども、まず第1点目は携帯電話への関連でございます。今年度の予算の中にも、旧日吉町の扇尾地区の移動通信施設をして鉄塔建設費の計上がされておりましたけれども、本市は、殊にそのテレビの共同受信施設のあるようなところは、総じて携帯電話の通話も余りよくないと。つながり状況がよくないと。そういうところのその共同受信施設に仮にそのケーブルがつながっていった場合に、これまでのような大掛かりでない方法で携帯電話の不通の解消をできるのではないかなと思うんですけども、お伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

先ほどからご説明申し上げましておりまして、この地域イントラネットの中におきまして、公共施設のそこまで配線ができれば、難視聴区域の中におきましても、その設置をするには大変格安でそれぞれの難視聴の中におきます鉄塔等を含めた中でできるということを考えておりますので、なるべく早く通話が、携帯が届かない地域の解消ができるのかなというふうに考えております。

○2番（上園哲生君）

やはり我々の地域の特性を考えますと、山間部が多くてなかなか携帯電話がつかない。あるいは災害時のことなどを考えますと、消防団の方々がいちいち体を運ばなくてもそういう連絡がとれるという状況になるためにも、ぜひそういう関連で広げていただきたいと希望いたします。

2点目には、昨日も1番議員からありましたように、子供たちの登下校の安全性のための通信機能付きの防犯ベル、あるいはやはりお年寄りが多い地域でございますので、散歩の途中で帰り道がわからなくなったというお年寄りに対しましての現存地の発見でありますとか、これはGPSの対応でやるともあ

るかとは思いますが、やはりこういうところにも起用するようなハードシステムというものは考えられないかお伺いをいたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今後の活用の手法の中におきまして、そういう光インターネットの整備ができておれば、福祉、福祉の中におきまして、それぞれ家庭から、それぞれの緊急時に発信ができる、そういうものの活用というのは、やはりいろいろな方策の中で市民の皆様方が利便になるような、その活用方策というのは今後考えていかなければならないというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

このインターネット、広域ネットワークです。この情報通信整備において、これが多方面に生かされますように希望しておきます。

それでは、最後の4番目の質問に入らせていただきます。デジタル放送が始まったということで、このデジタルテレビに対する、あるいはその工事についての加入活動が大変激しくなっております。総務省も、株式会社日本デジタル放送によるその放送受信に係る請求書については、国も総務省も一切関係はないとホームページで警告を出しておりますが、市民の中にはよく理解ができない方々も大勢いらっしゃると思います。

また、先ほどの話に戻りますけれども、共同受信施設の管理組合の方にもいろいろな営業活動がなされておきまして、その運営責任者もどういう負担をどういう程度で住民組合に求めればよいのか皆目つかないと、思い悩んでおるとい状況のようでございます。それだけに、できる限り、早期にわかりやすい説明をし、広報をし、そして、誤った判断で判断をすることのないように、いつの時点でも今の段階では言えないと思っておりますけれども、そういう早期説明、方向についてどのよ

うにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、このようなデジタル放送、本当に初めての中でございますので、市民の皆様方もいろいろと不安があられる。また、いろんな業者がおって、セールスに来たりいろいろすると思っておりますので、やはりここあたりの分につきましては、広報誌等できちっとした情報を今後流していきたいというふうに思っております。

○2番（上園哲生君）

いずれにしても、デジタル放送が始まりますと、さまざまな情報が錯綜して、そしてかしましくなると思います。よき対応をなるべく早きに対応してくださるよう希望いたします。

それでは、最後に、この事業は、やはり地元の電気屋さん、電気工事屋さんにとりましても、ビジネスチャンスになるはずでございます。それだけに市の方針次第ではいろいろな対応を迫られてくるだろうと思っております。消費者との無用なトラブルが発生することなく、商売を伸ばせますよう適切な時期に説明が必要かと思っております。その対応についてお伺いをいたし質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、それぞれ地元におります電気屋さんとか、それに関係する工事屋さんそれぞれいらっしゃるというふうに考えております。やはり、このことにおきましても、やはり地域の経済的な潤い、それぞれの業種の中ではそういう方も出てくるというふうに感じておりますので、やはりそこあたりは本当に公正に適正な形の中で今後の運営ができるよう、行政としても指導、また、市民の皆様方にもきちっとした広報をやっていききたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、4番、門松慶一君の質問を許可しま

す。

〔4番門松慶一君登壇〕

○4番（門松慶一君）

私はさきに通告してありました商工業のこれからの課題と商店街の活性化について質問をいたします。

現在の商工業を取り巻く環境というものは非常に厳しいものがあります。中央では景気も回復し、株価も上昇し、デフレも終わりを告げようという話も聞いております。しかしながら、この鹿児島日置市においてはまだまだその域に達していないのが実情であります。逆に、前よりも零細小売業にとって非常に厳しい状況であります。

旧伊集院町のことでありますが、13年前タイヨーの増床問題で商業活動調整協議会という、俗に言う商調協が開かれました。

今はなき寿屋が前の年に出店したことにより、タイヨーの2倍の増床問題でありました。学識経験者、消費者代表、商業者代表の10名ぐらいの委員で構成され、その当時、商調協の力は強く絶対の権限がありました。今思えば懐かしい話ですが、9分9厘増床で決まりつつありました。消費者にとって大いに好ましいことであるわけではありますが、我々商業者にとっては大変なことになるわけであります。

私は、そのとき、商工会青年部長でこの委員に入っておりまして、最後の最後、今この商店街を青年部が中心になって活性化のためにいろいろ企画しているところであります。あと一、二年見守っていただけないでしょうかと提案をいたしました。うれしいことに、消費者の代表の方が、今まで不自由なく買い物できたのはこの商店街のおかげでした。この商店街がまだまだ大きくなっていただきたい、待ちましようという言葉が出ました。全会一致でゼロ回答でした。非常にうれしい限りでした。

そのとき始まったのが商店街を中心とした花火大会納涼夏祭りでした。

しかしながら、消費者の方々の期待はむなく、いろいろな企画をしましたが、大きく低迷しているのが現実であります。

このことは、私は思いますには、寿屋屋が出店した以前は、タイヨー、Aコープ、商店街が3、2、1のレベルで共存、共栄してうまく消費者の指示をそれぞれ得ていたわけがあります。その後、寿屋が4のレベルで出て出店したことにより、タイヨーとの大型店同士の競争が始まり、あっという間にこの大型店2店は、7、8、いやもしくは9、10のレベルまで到達し、そうなりますと、消費者の方々も、下の2の1のレベルが見えなくなるわけであります。要するに、消費者と大型店のレベルの向上であります。その開いたレベルの差は大きいです。2年後ぐらいにAコープが撤退いたしました。今この商店街に食品小売店は1店舗だけです。豆腐とかしょうゆとか、いつも使う最寄品をかうのにも遠い大型店に行かなくてはいけないのが現状であります。

また、後継者へのバトンタッチが進んでおらず、経営者の高齢化が急速に進んでおり、世代交代がうまくいっていないのも原因の一つであります。

商工会法が昭和25年に施行され、本年度45年がたちます。この間、商工会は地域経済団体、指導団体として経営改善復旧事業を始め、商工業の総合的改善、発達を通じて、地域活性化に主導的な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、補助金の削減、行政合併の進展、過疎化、少子高齢化、中心商店街の空洞化、大型店の進出等で、今商工会に取り巻く環境はかつてないほど危機的な状況にあるといっても過言ではないわけです。特に、市町村合併という社会環境の急激な変化の中で、

商工会も合併を迫られているわけであります。

平成19年度に予定されており、あわせて観光協会も合併の予定であります。現在、合併合同研究会を立ち上げ、職員で構成されておりますワーキング会議等で論議されているところでありますが、ただ、この合併はあくまでも予定であります。

平成15年度に消費者購買動向調査が実施されました。鹿児島県内16商圏のうち、国分、志布志などは、商圏規模は拡大している反面、伊集院、隼人、枕崎は大幅に減少しているわけであります。消費者は、商店や商店街に価格や品揃えのほか、快適性や娯楽性を求めているということです。

問題はこの娯楽性であります。日置市、この伊集院地域にこの娯楽性なるものがないわけであります。通常は地元で最寄品を買いますが、土曜日、日曜日になりますと、快適性、娯楽性を求めて鹿児島に出ることにより、高額の買い回り品を買うことが原因ではないかと思っています。

今鹿児島中央駅のアミュプラザができ、まだまだマイナスが大きくなっているようにも思います。また、最近、伊集院地域にもできた生協、コスモス、ダイソー100円ショップ等も驚異の存在であります。

商工業が厳しい状況の中で、特に伊集院地域は大きなダメージを受けております。さきの談合事件で、当事者はもちろん、その従業員、家族の方々が厳しい状況にあります。それに伴い、それに関連する業種の方々、例えば、土木機材、土木資材に関する業種、スタンド、写真屋、金物店、それに飲食店等までも相当の影響を受けております。このことにより、伊集院地域の全体の経済の低迷があらわれているのは事実であります。このことは商工会で調査をいたしました。実質は来年の8月まで影響があると聞いております。どうか早く回復してもらうことを願うわけで

ありますが、市当局としても、このことをご理解していただきたいと考えます。

そこで、市長に質問いたします。まず、第1にさきに述べたように、商工会の合併も平成19年度に予定されているわけですが、これからの日置市の商工業のあり方、課題等についてお尋ねいたします。

また、商店街の低迷があるわけですが、特に、伊集院地域の商店街は二分化され、旧商店街は非常に厳しいものがあります。そのことについて市長のお考えをお聞きします。

また、補助金の問題ですが、余りにも商工費が低過ぎます。全体の6%、これまでは、商工業者は自立できているということで少ない補助金であったと考えます。現在は非常に厳しい状況で、特に零細小売業は大変な実情です。どうかできないものか質問いたします。

第2に、市庁舎への物品納入の件であります。旧伊集院町で申しますと、金額でいくと、町外の割合が相当多いと聞いております。市外の業者の場合、日置市には税金は一切おちないわけでありまして、日置市内の企業を育てる上でも考えていただきたいわけであります。市長の見解をお聞きします。

第3に今まで述べてきましたように、商業の厳しい状況の中、商工会の合併を機に、4町共通のプレミアム商品券の発行を商工会で企画しております。この商品券は、本社、本店しか使用できない条件をつける方向であります。そのことで税金が全部市におちるわけであります。このことは、プレミアムの分の補助金が伴います。前向きな市長の見解をお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

商工業のこれからの課題と商店街の活性化問題についてというご質問でございます。各

地域の中心市街地は、地域住民にとって地域の歴史、文化の継承やコミュニティの形成など、住民の暮らしに大きな役割を果たしてきました。しかしながら、道路体系の変化や大型店舗の出店など、消費者行動が変化しているのが現状であります。

商工業に対する補助金の問題であります。商工会経営改善普及支援事業、また共通商品券の発行、商工振興資金利子補給等の補助金の運用で活性化になるよう実施しているところでございます。

また、吹上地域におきましても、本年度、国、県、市の助成を受けて、空き店舗を活用した商店街等活性化事業を実施しており、今後においても、必要において各種補助事業の導入を模索していきたいと考えております。

その中で伊集院地域におきます商店街の二分化という形でご質問でございますけど、現状として、やはり基本的に道路網の体系が変わってきました。そういう中におきまして、新しい店等がそれぞれの道路沿いの中に出店していく、それが二分化しているのが現状でございます。

その中におきまして、やはり商工会の中におきます一つのまとまり、やはり今後の職種の変化、後継者等を含めまして大変いろいろと苦慮されているのは事実でございますけど、やはりまた新たな職種の変換も含めて、私ども行政もですけど、商工会みずから考えていただきたいというふうに考えております。

特に、ご質問でございましたこの商工会、観光協会、日置市としては早い段階の中で一つになっていただき、それぞれの地域も特色がある商工会運営をしておりますけど、日置市としてのお互いがやはり助け合いができる、そのような一つの商工会になってほしいというふうに思っております。

2番目の物品導入の件でございますけど、17年度日置市になってからの発注状況で

ございますけど、市内業者からの購入は本庁が件数で71.7%、金額で71%、東市来支所で件数で57%、金額で49%、日吉支所が件数が51.3%、金額で31.2%、吹上支所が件数で82.4%、金額で61.7%というふうにして、基本的には地元調達の中で行政の物品購入については努めております。今後にいたしましても、やはり地元業者の育成ということを視野に入れながら、またそこにはやはり価格の競争というのも出てきますけど、やはり基本的に地元育成ということも視野に入れながら、物品購入をやっていききたいというふうに考えております。

共通商品券のご質問でございますけど、現在について、各地域で商店街の活性化の一部として実施しております。東市来商工会、日吉町商工会、吹上商工会、伊集院町の商工会だけが今まで実施していなかったということでございます。

今後、先ほど申し上げましたとおり、この合併を契機の中におきまして、私ども行政としてどれだけの補助をできるのか、トータルの中で考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○4番（門松慶一君）

ただいま前向きな姿勢の考え方を市長からいただきました。非常に厳しい状況に商工業あるわけでありましたが、まず、その前に町の活性化についてちょっと話をしたいと思いますが、現市長が13年前ぐらいに伊集院町長になったときに、まず最初にしたことが、妙円寺詣りの日曜開催でありました。これは、我々まだそれは青年部のときに要請したことは、まず最初にやっていただくのが妙円寺詣りの日曜日開催でありました。これは賛否両論ありますが、私たちは非常によかったと思っております。今それに、その年あたりから、民間と行政と一緒に手を取り合ってやっ

ていこうということで、運営委員会が大体発足したのはそのころだと思います。妙円寺詣りのときの妙円寺フェスタウォークリー、それから、夏祭り、まるごと、それに梅マラソンを一緒にしたまるごと、今民間と行政が一緒になって運営委員会をつくり上げて、そして、その中でもんだものを実行委員会に答申するという形が今伊集院町はできておりますが、これは非常に私はうれしい限りでありまして、町の活性化が民間主体、行政助成が一番いい形になると聞いております。その中で今までのこの13年間をどのような形で思われておるか、市長のお考えちょっとお聞きします。

○市長（宮路高光君）

その地域のいろんな行事を含めまして、やはり民間、それぞれの団体、住民の皆様方が主体になって盛り上げていく、やはり私はこれが一番大事な手法だというふうに考えておりました。行政とそれぞれ住民団体の皆様方と一緒に共同の中でそれぞれ実行委員会をつくりながら、やはりそのことが地域におきます大きな活性化、エネルギーになるというふうに考えております。

○4番（門松慶一君）

先ほども前で言いましたように、20年前、15年前、その時代は非常にいい時代でありました。物を出しても売れる時代であります。ここ四、五年、非常に厳しい状況があるのはやはりそういう時代になってきたのかなと思うところもあるんですが、今、商工会並びに商工会青年部、いろんなイベントがありますが、前は余裕があって出てこれたところもあるんですが、今非常に厳しいということで、そういうイベント等、行事等に参加できるのも非常に難しいと。それは何でかという、自分の仕事が厳しいというのもあるわけでありまして。

これまで商工会は、ご存知のとおり、ボラ

ンティア組織でございます。給料とか、そういう手当もないわけですが、そういう中で、今まで頑張ってきたわけでありまして。今こういう厳しい状況の中でどうにか手助けをしていただきたいのが本音であります。そういう意味できょうの質問をしているわけでありまして、今までは、自力でできていたのが現実であります。今本当に手助けをしていただきたい、そういう形があるわけです。その件に対して。

○市長（宮路高光君）

それぞれ商工会だけでなく、それぞれの農業団体、いろんな中で今こういう経済的に低迷している時期でございますので、大変そういう苦しいというのは十分認識しております。また、行政としても、今本当に行財政を含め、行政改革という大変厳しい形の中でやっていかなきゃならない。そういうことを踏まえながら、お互いに厳しいければ、お互いに汗と知恵をどう出して、それぞれのことを進めていかなければならない、そのように思っております。その助成の問題につきましても、やはりお互いがそれぞれのできることはきちっとやっていく、やはりそういう姿勢を見せていくことが私は今後にまた次のエネルギー、また次の活力になるというふうに感じておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○4番（門松慶一君）

私ども商工業者もこれからも知恵を出して頑張っていきたいと考えております。

先ほどこの消費購買動向の調査がございました。伊集院には、この日置市にはそういう施設がございません。実は、五、六年前に高速の入り口のところに福岡の大きいレジャーセンターが進出したいという話があったわけでありまして、それを市長にもってきまして、うまいかなかったという今までのちょっといきさつがあるわけでありまして、

やはり土日に鹿児島に吸い込まれていくのは今現実であります。今、この地域にじゃあどっか遊びにいこうかというところはないわけでありまして。これから市長のお考えの中で、そういう施設がもし来るとしたら、誘致しようとか、お考えはないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの娯楽施設の中の誘致という考えはないかということでございますけど、基本的にそれぞれの消費圏、または生活圏を含めた中の人工的なものの中でそういう娯楽施設というのは設置がされるというふうに思っております。この日置市を取り巻く5万3,000の中でどこが一番ベターなのか、また、そういう企業があらわれれば、まだ、民間主導の中でやられることには私は何も差し支えないと、そのように考えておりますので、またいろいろと情報等をいただければありがたいというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

その点をちょっとお考えしていただきたいと思っております。

以前、日吉町の方々とか話をしたことがありますが、伊集院には海がないということで、海を使ったレジャーセンターをどっかつくってもらえればこっちから行きますよと。伊集院は海に飢えてますという形で、そういう意味でも何かそういう一つの総合的なものをつくっていただければなと思うところもございます。

続きましては、商店街の低迷ということでもあります。旧4町、どの地域も今商店街が非常に厳しい状況であるわけですが、これは、後継者の問題とか、高齢化という問題もございます。特に、伊集院町は二分化されておりますが、これは、どうやって解消するのは非常に難しいわけですが、一つの企画としまして、先般、去年、おととしから話が出たのがありますが、伊集院の商店街

を植栽をとりまして、あすこに駐車帯をつくらうじゃないかと。そうすると、店の前に駐車車が全部できるということで、これはお客様も喜ぶ。これは警察署の問題もあったんですが、そこに話に行きましたところ、警察の所長さんも大いに賛成していただきまして、全面的にバックアップするというので、というのも、朝夕はあすこの商店街、車で相当な渋滞をいたします。これはやっぱり駐車する路上駐車が多いということもありまして、相当の渋滞をするわけですが、そういう意味でも、あすこに駐車ができればスムーズにあすこは通るということありまして、警察の方々は非常に前向きな姿勢でございます。

土木事務所に行きましたら、所長さんに言いますには、美化の問題、それから、地域の理解の問題と交通の問題、この3点がクリアできればできますよということでありました。これ予算も当然伴いますが、支援センターの方々からちょっと補助金等の問題も話を聞きましたが、それについて何か施策があれば、これから非常に難しい問題ですけど、そういう問題も踏まえて前向きな姿勢でいきたいと思うんですが、市長のご見解は。

○市長（宮路高光君）

商店街を通っている道路はもう県道でございまして、県道におきまして、本当に住民の皆様方の憩いを含めた、大変水路等があり、また鯉も飼っていらっしゃいます。そういう整備を本当に20年前ぐらいにされたというふうに思っております。

それぞれ商店街におきます駐車場の問題を含めまして、大変いろいろと商工会の方でも論議をされたということはお聞きしております。本当に今後この打開策といいますか、今おっしゃいましたとおり、警察、この県道の管理者、また地元のそれぞれにいらっしゃる皆様方がそのような賛同が得られるのか、やはり三者の共通理解の中でなければ、この駐

車場というのは難しいというふうに考えておりますので、今後ともやはりこのことについてはいろいろと検討していくべきなことじゃないかなというふうに考えております。

○4番（門松慶一君）

まさにそのとおりだと思います。今の伊集院の場合は、この通り会という会を五、六年前につくりまして、商工会が全部この通りにいろいろするのはまずいんじゃないかということで、商工会は全体の会ということで通り会ができております。この通り会がもっと活発にしなければ本当はいけないわけですが、このほか4町もそういう形で、いい形でこの商店街が、通り会がまとめていくのをこれから期待したいと思います。これも商工会の務めかと思っております。

次に、庁舎への物品納入への件であります。今、数字を聞きますと非常にいい形ができて、これも聞いております、係の方に。大体伊集院が70ぐらい、いっしょですよ、件数、金額として出していますが、そういうのは非常にいい形になっていると思うんですが、ただ、問題は価格の問題でありまして、やはり、この鹿児島市内の業者の方が入ってきますと、特に問屋、メーカーの方々が直接入ってきますと、これは値段は太刀打ちできないわけです。私の理想とするものはやはり100%市内の方でやらせていただきたい。というのは、1社でも入るとその値段がやはり目安になってきますので、どうにかそこをクリアできないかと。これは、税金の問題にもかかわります。要するに、本店、本社がある市内の業者の方が物品納入した場合は、全部税金がこちらにおちるわけです。市外の方がやはり納入すると税金はほかにもっていかれます。そういう意味でも、ご努力できないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

公共におきますこの物品、基本的にはある

程度の価格の中でいろいろとやっぱりそれぞれ同じ品物の中でいいもので安い価格がそれが一つの基本じゃないかなというふうに考えております。今おっしゃいましたとおり、ほかの市外の業者は納税していない、そういういろんなお話もお聞きしておりますし、また、そこにおる、また勤めにいっている私ども、この日置市から鹿児島市に含めてそれぞれの企業に勤めていらっしゃる、そこで働いていらっしゃる、そういうのも一つのまた地域における貢献度があるのかなと思っておりますし、大変今ご指摘のとおり、地元だけでさした方が一番価格的にも安くならないでいいんじゃないかというご質問ですけど、大変ここあたりが難しいという考え方を持っております。

○4番（門松慶一君）

まさに本当に非常に厳しい問題でございます。この企業を育てる上でも、よく聞きます。納入はするけど、利益は全然ないと。ただ、納入するだけだと。これが今の現状だと思います。価格の競争というのは非常に厳しいものがあります。メーカーいかにしてくれるか。そこで値段がおちてくるわけですけど、そこは、今小売店、小売業、値下げ売りはある程度限界があるかと思えます。その中で納入の場合は、ある程度利益がやっぱりないと、ただ入れた意味がないという気もいたしますが、これは、ちょっとこれからの問題だと思います。

ただ、私が思いますには、件数、平成16年度、いや、15年、14年度も数字を持ってありますが、相当低い数字でありました。今こういう数字が出てきてくれるということは、これ先すぐく臨みがあるかなと思っております。

それでは、3番目のプレミアム商品券の件であります。今、伊集院町はやっておりません。これは、2年前までプラスシールという

シールをやってまして、シールの方で商品券をやっておったんですが、この商品券はプレミアム商品券という形で共通の商品券をつくらうのではないかと。これは4商工会、会長さんも全員一応ご理解をさせていただいております、できれば早くつくりたいなというのが現状であります。

平成19年度の合併期には、この商品券をしていきたいという考えがあるわけですが、当然、先ほど言いましたように、補助金の額も上がってまいります。吹上町は7%と聞いております。ほかは5%と聞いております。これは、5%で吹上町は2%をまたプラスでもらっていると聞いておりますが、そういうことで、このプレミアムが問題になってきてるわけでありまして、1万円の商品券を9,500円で買える、これが一つの魅力になってこの商品券が動いてくるかと思っておりますが、この商品券を使うことによりまして、消費者の方々が地元で買い物をしていただく。そして、この商品券を買うことによって税金並びに消費税の税金もこちらにおちるということで、金が回るということで、ぜひともご理解とご協力をしていただきたいと思います。見解の方よろしく願います。

○市長（宮路高光君）

私ども、行政の中でそれぞれの印刷とかいろんな問題もあられるというふうにはお聞きしております、お互いが買い物をする中において、100円のものにしたら行政も5円ぐらい、また、その当事者も5円ぐらい、そうすることにしたら、それが100円が90円になる。お互いがそういう努力をしあって消費者によくなればいい。そういうお金が回っていく、いろんな問題の過程も大事なことでございますけど、私ども行政としても、やはり消費者のためにどうなってくるのか。やはりそのことも、やはり品物にしてもいろんな限定、いろんなものが出てくると思って

おります。今後、このプレミアム商品券については、お互いがその内容もまた今後勉強していけばいいことじゃないかなというふうに思っております。

○4番（門松慶一君）

まさにそのとおりだと思います。我々商工会もやっぱり頑張っていかなければいけないと思うわけでありまして。もうその中で、今なぜこの商品券なのか。要するに各商店、商工業者の方々が売上が低迷しているわけです。普通の形じゃ売れないわけですから、この商品券によって少しでも売上を確保したい、それが今この商品券の一つのポイントだと思います。

聞きますと、吹上町が3,000万円、それから、東が2,000万円、日吉町が600万円だと、今700万円だと言っていましたね。それでも相当な数が、現金額が各地元におちるわけです。これは、大型店には行ってないと聞いております。ただ、吹上町だけがちょっと今違った形をとっておりますが、ほかは全部地元におちる。これは全く一緒におちるわけですからいい形になってくると思います。小売店の零細企業の売上確保、これが非常に重要になってくると思います。そういう意味でもぜひともご検討していただきたいと思います。私ども、これから、4商工会、会長さんたち、またいろんな理事さんたちとお話をしていきながら煮詰めて、何回も足を運ばなければいけないと思いますが、そのときはよろしく願い申し上げます。

それから、最後に談合事件の問題でありまして、その後非常に厳しい状況に、先ほど言いましたように、関連の業種の方々が大変であります。商工会で調査をしましたところ、どこも軒並みダウンをしております。その中で、来年の3月までもその先8月ごろまで影響があると聞いておりまして、これをどうしようかというのが非常に私ども、ましてや商

工業者、伊集院地域は厳しい状態にあるわけであり、これも非常に難しい問題で、どうするのが手助けとか、そういうのはないかと思うんですが、市長のご見解を一言お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては大変気持ち的には心苦しい部分がございますけど、一つのけじめは、それで手法を含め、またいろんな立場の中でさせていただいたというふうを考えております。

○4番（門松慶一君）

これから、この一、二年が、私ども商工会並びに商工業の転機だと思っております。どうかいい形でご支援、ご協力いただくことを期待いたしまして質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時16分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、田畑純二君の質問を許可します。

〔13番田畑純二君登壇〕

○13番（田畑純二君）

まず、私の一般質問に入る前に、ここにおられる皆さんにお願い申し上げます。我々議員に与えられました執行部の答弁を含めず、一人につき1時間以内という一般質問の持ち時間を、私は私のやり方で私なりに最大限有効に使いたいと思っておりますので、皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問いたします。これまでの同僚議員の質問と重複する部分もありますが、私は私なりの観点から質

問をさせていただきます。

日置市政の最高レベルの方針を引き出す質問といたしまして、第1の問題、市行政改革大綱に関連する事項についてであります。

①合併後、7カ月経過した日置市において重要と思われる課題の一つは、住民に選ばれる自主自立の地域づくりであります。

我が国の人口は、少子高齢化の進行により、来年にはピークを迎え、その後はいよいよ総人口が減少する時代が始まります。また、地方分権の進展により、国から自治体への権限移譲は今後さらに進んでいくことが予想され、地域のごときは地域で決める体制づくりが必要となります。

一方、住民の意識も住みよさを求めて移動することに抵抗はなくなってきており、自治体が選ばれる時代は既に始まっていると言えます。安心度、利便度、快適度、娯楽度などを指標とした自治体ランキングも注目を集めています。このような中、自治体には、地域の価値を高めて地域間競争に勝つこと、すなわちそこに住むことは楽しくなり、住民に選ばれるような、地域づくりが極めて重要な課題となっています。

このような課題に対し、自治体のとるべき対応は次の3つであると思われれます。第1に、地域の特色を生かし、魅力ある地域づくりを実行することです。現在、高層マンション等の供給増によって、都心部への人口回帰が続いています。しかし、この動きが落ち着くと、その後は長期的には人口が減っていくことは避けられません。その中で、地域としての活力、賑わいを維持していくためには、交流人口の増加が必要であります。そして、文化や歴史を前面に出した観光施策や若者が広く集えるような地域イベントの創出に力を入れるべきです。そして、こうしたことを住民が主体的に担えるように、住民活動に対して、さまざまな支援を行っていくべきであり

ます。

第2に歳入歳出の構造改革を行うことであります。分権が進むほど、自治体はみずからの財政力、税収額などに見合った地域運営を行うことが求められます。これまでも、本市は事業見直しなどによる歳出抑制に努めてきておりますが、今後は、外部監査や有識者、住民代表からなる委員会の設置など、新たな手法でより根本的な検討をしていくべきであります。

第3に未来を見据えて的確なまちづくりを行っていくことであります。今後は、道路などの都市施設は供給拡大ではなく、維持管理型に切りかえ、なるべく低コストで長期間使用しなければなりません。そのためには、予防保全型の管理手法を確立する必要があります。また、少子化の一層の進行で児童生徒数はさらに減少していきます。したがって、今後はすべての学校を適正配置対象校とする必要が出てきます。そして、複合施設として積極的に改築することで新しい教育にふさわしい施設設備を実現するとともに、建物の他用途への転換を視野に入れていくべきであります。

以上の3点であります。

そして、ことしは、戦後60年に当たりますが、この間、我が国は人口減少を経験していません。また、地域間競争が人口に影響を与えることはほとんどありませんでした。しかし、これからは行政運営の内容が注目され、住民が住みよさを求めて移動することが多くなり、結果として、各市の人口が変動することは大いにあり得ます。行政のかじ取りが重要となるゆえんであります。我々もこのような状況にめぐり合ったことを前向きにとらえ、日置市が地域としての価値を高めて市民から選ばれるまちとなれるよう、行政、議会一体となり、力を合わせて全力で取り組むべきであると思っております。

次に、自主・自立したまちづくりを実現するには、まず、まちを構成するメンバー、地域住民や地元企業、そして、自治体の3者が一体となり、市民発、市民参画、市民協働型社会、ともに考え、ともに行動し、協力して働く社会を構築することです。自主自立とは孤立することではなく、そこで暮らす人々が人と人とのつながりを大切にしながら、お互いに支え合う中でおのおの一人立ちできることを指すからであります。

それに具体的に次の3点を実行すべきであります。第1に、行政が開かれた市政づくりを行い、周りの人々を積極的に市政に引き込むことです。住民基本条例や自治基本条例などの例規を整備し、各種協議会や検討委員会に市民委員を活用することです。パブリックコメント制度やオンブズパーソン制度など、市民の声を市政に反映させやすい制度を導入するなど、なお一層オープンな体制へと移行すれば、市民のまちに対する関心もさらに高まると思われまます。

第2に、地域の自立支援を強化し、その実力を高めることです。地域団体によるコミュニティづくりにかかわる事業について、より積極的に補助金を交付したり、あるいはアドバイスをしたりして、活動の支援をすれば、地域に自立する基盤を築くことができるし、継続した活動も可能になります。

第3にNPO団体や地元企業などと連携を図り、住民活動に積極的に参画してもらうことです。特に最近のNPO団体の活躍はめざましく、活動実績の評価も高いものがあります。住民の活動と関連する団体と連携を図れば、お互いの活動の幅も広がり、また、地域活性化にもつながります。また、地元企業等も地域住民とかわりを深めることで、経済活動の場を広げることでもできるし、住民にとってもメリットは大きいものがあります。また、無名な人たちが集い、隠れた異才を発

揮できる場となれば、より一層活性化すると思います。

日置市は、自主・自立したまちの実現を目指し、共同型社会の構築に果敢に挑戦し、チャレンジ精神あふれるベンチャー自治体を目指すべきであると思います。

以上を踏まえ、市長に質問をいたします。そこが住むことが楽しくなり、住民が住んでみたいと思うような住民に選ばれる地域づくりをしていくために、旧吹上町で作成していた集落民による集落ごとの集落振興計画と同様の計画を新市でもつくっていくべきと思いますが、どうでありましょか、お伺いするものであります。

②公務員の給与は、給料のほかに調整手当が大きな比率を占めますが、この調整手当は特に大都市周辺の市職員で高く、財政難にもかかわらず給与水準で国家公務員を上回る自治体が多いのが実態であります。こうした実態を是正するためには、情報公開を進め、住民による監視を強化する必要があります。

去る11月29日の本会議において、議案第89号日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議決しましたが、この別表に給料表がありました。ここにいう、給料とは、通常俸給表から自動的に計算される最低限の所得をいい、公務員では給料に扶養手当、調整手当を加えたものを基本給と呼びます。基本給に住居、通勤手当、在勤勤勉手当など毎月定額に支払われる手当を加えたものが給与月額であります。給与月額が民間企業でいう決まって支給する現金給与額に相当します。公務員と民間企業ではこのように給料と給与の差は明快であります。

国や県の職員より市の給与が高い現象を可能にしたのは、地方議会の機能不全であると言われております。地方自治法第204条では、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないと

いう条例給与主義の原則がある以上、条例を定める議会が責任を負うのは当然であります。しかしながら、地方議会の議員の多くは、職員給与は職員と使用者である執行当局が決めるものと思い込んでいるようです。そして、住民が議員を監視する機能が弱い地域ほど、この傾向が強いようであります。

自治体職員の給与は、住民、その代表者である議員など、自治体内部で決めるのが地方自治の本旨であります。そのためには、職員給与の実態についての透明性、情報公開が不可欠であります。

ところが、県や市の広報誌の載る職員給与の大半は諸手当を除いた給料に過ぎません。議会は監視機関、チェック機関でもありますので、我々議会人はこのことを十分認識し、再確認して職員給与水準と各手当の適正化を行政当局にただしていくべきであります。そして、執行当局と議会は一体となって分権時代の地方公務員の給与はどうあるべきか模索していくべきであります。また、執行当局は地方公務員給与の実態を隠さずすべて開示する必要があります。

そこで市長にお伺いするものであります。本庁職員の給与等の適正化をどう実行していくつもりですか。また、その給与は地場の民間企業の社員の給料と比較してどうであるのか具体的見解をお示してください。

3番目、本市でも、2007年8名、2008年21名、2009年15名、2010年27名、2011年15名と多数の定年退職者が予想される。団塊の世代が定年を迎える公務職場の2007年問題についてであります。戦後のベビーブーム期、1947年から49年に生まれた団塊の世代は全国に約680万人とされます。職業人として豊かな経験をもち、2007年以降に定年を迎えますが、その専門知識や技術の継承をどうするかが課題になっていることに加え、財政的には、一時期に

多額の退職金が必要とされることから、負担が増大します。県内の7年問題は喫緊の課題であり、鹿児島銀行の調査でも、県内主要企業の3割余りが危機感を持っており、その有効な取り組みについては、希望者を嘱託として再雇用が50%でトップ、雇用延長し、指導者として活用が39%などとなっています。団塊の世代が60歳を過ぎた後も、職場に残り、蓄積した技能や経験を若い人に伝えることは人材を育てる上で極めて有効であります。60歳を過ぎても働く機会が提供されれば、高齢者の雇用確保にもつながり、来年4月からの定年年齢の引き上げや継続雇用制度の導入をうたう改正高年齢者雇用安定法の趣旨にもかまいません。

本市の場合も、再任用制度の活用やあるいは住民を非常勤、臨時職員として採用することでおおむね対応し、正規職員の定数を抑制していくことも考えられます。

市長はこの2007年問題にどう対処していくつもりか、市長の率直なご所見をお伺いするものであります。

④市長は都市へのマニフェストの1番目に大胆な行財政改革と住民、民間との共同による効率性と透明性の高い行財体を進めると挙げられています。そして、その冒頭に定員適正化計画による職員数の抑制、職員数80人削減、5年以内と述べられています。合併後約7カ月経過した現在、日置市政はまちづくり計画に従って粛々と進められ、第1に日置市総合計画とその実施計画及びそれらの円滑な推進を支えるにふさわしい行財政システムの構築を目指していく、日置市行政改革大綱を策定中であり、また、来年度の予算編成作業も本格化しているものと思います。

市職員も合併直後に比べ落ち着いてきて、新組織及び新業務内容にもある程度なれてきて、まだ大なり小なり、課題は残しながらもむだなく効率よく業務を推進されているので

はないかと思っております。

ですから、当初予想された合併のいろいろなメリットも一般の市民、我々議会人とも、もうそろそろ実感し始めてもいいのではないかと、私自身密かに期待しているところでもあります。

市長におかれましても、上記5年以内に職員数80人削減という公約を実現するため、もうそろそろ平成17年度、18年度からの計画を立案、実行されていることと思います。ですから、この公約に現在どのように取り組んでおられるか。また、今後具体的にどう取り組んでいくのか、詳しくはつきりと答えていただきたいと思います。

⑤自治会の再編統合については、昨日の同僚議員と重複する部分もありますが、私は私なりの考え方、観点から質問をさせていただくものであります。

去る11月4日に日吉地域において、自治会長及び自治公民館長合同研修会が開催され、市長みずから行政嘱託員制度と自治会再編統合について説明されたと聞いております。

合併協議会時のまちづくり計画でも、新たな自治組織の構造として、第1層、4つの地域中央公民館、第2層、20の小学校区地区公民館、第3層、自治会の3層構造がイメージされていました。

これらを踏まえた第1次日置市総合計画（案）でも次のように述べられています。すなわち、自治会については、過疎・高齢化の進展により、地域活動が困難になってきている自治会もあることから、地域の実情を踏まえながら住民の主体的な取り組みをもとに、小規模自治会等の再編を促進しますとあります。市長は、自治会再編統合をどのように計画し、その育成交付金等の見直しをどう考えているか、具体的に明確に答弁してください。

第2点、地方公共団体における行政の担うべき役割についてであります。

まず、1番目、指定管理者制度について、これにつきましては、同僚議員が質問をしておりましたが、私は私なりにまた質問させていただくものであります。

平成15年地方自治法の改正によって公の施設の指定管理者制度が創設されました。これまで公的な諸団体に限定されてきた従来の管理委託制度が純粋な民間企業やNPO等によって管理運営されることが可能となったのです。同制度導入のためには条例の改正を初め、事業者の公募などの手続が必要であります。また、導入の事例が少ないため、募集型の地方自治体も応募する民間事業者とともに模索している状態であります。これは、民間参入で施設の経費削減やサービス向上を図るのが目的であります。厳しい財政運営を迫られている全国の自治体では、現在、行財政改革の一環として、指定管理者を初めとする民間委託やアウトソーシングが活発に行われ、自治体市場化テストへの試みさえも始まっております。

自治体は直営の場合を除き、今まで同僚議員も何回も言ってきましたように、来年9月までにすべての施設について指定管理者を決めなければなりません。指定管理者制度の検討を通じて、いま一度公の施設は何のため、だれのためといった基本的な問いかけを行うことはもとより、今後の自治体のあり方、住民自治のあり方にも及ぶ深い議論が期待されているところであります。

鹿児島県のまとめによりますと、10月1日現在で20市町村が142施設で導入しています。薩摩川内市が106施設と圧倒的に多いですが、県内でもこの制度が進みつつあり、まだ導入していない市町村もこの制度を取り入れ、財政の効率化に努める姿勢が必要と思われれます。

薩摩川内市は11月18日、この制度を導入する243施設を発表しました。12月議

会で関連議案を提案しますが、可決されれば、同制度導入可能の施設は導入済み施設を含め計520施設に拡大します。そして、12月9日、来年4月から9月にかけて指定管理者制度へ移行する市有395施設の経費削減効果が1兆3,000万円程度見込まれることを明らかにしました。

本市でも、公共施設運営の民間委託や民営化のため、指定管理者制度をどのように活用していくつもりか改めて市長に答弁願います。

2、PFI事業方式についてであります。第1次日置市総合計画21ページ、第2節生活環境の中で述べられています。すなわち、住宅宅地については、民間活力の導入を積極的に進めながら、温泉つき住宅や農園つき住宅など、各地区の特性にあわせた個性ある住宅宅地の供給を促進します。公営住宅などについては、需要の多い地域での老朽住宅の年次的更新や過疎地域を中心に高齢者用、単身者用など、各地域のニーズに合った多様な公営住宅等の整備を進めるとともに、PFI方式などの民間活力を利用して、供給力の拡大を図りますと述べられています。私は、9月定例議会の一般質問でも提案しましたが、隣の金峰町は、民間活力を活用した3棟目の町営住宅を建設中であります。

このように民間活力を導入した公営住宅の建設も一方法と思いますので、日置市でもぜひ具体的に検討してみてもどうかと提案いたしました。しかし、9月議会では、何ら具体的答弁はありませんでしたが、上述のごとく、日置市総合計画(案)にも明確に記載されていることでもあり、PFI事業方式をどう具体的にどう導入していくつもりであるか、今回は具体的明確に答弁してください。

③日本経済は既に民間部門を中心に活力を取り戻しつつあり、民間部門は十分に効率的であるのに、問題は非効率的な政府部門であると言われております。官民格差拡大を防ぎ

つつ、官を後退させ、官から民へ資源を移動させることが、これからの日本経済の最大の課題であり、郵政改革はその第一歩であろうと言われております。

政府は、来年度公共サービスの競争原理の導入をねらい、行政サービスの担い手を官民の競争入札で決める、市場化テスト法案を来年の次期通常国会に提出すると明言しておりますが、大いに歓迎されるところであります。

このように、政府は公共サービスの民間開放を促す市場化テスト、官民競争入札の法案づくりを進めておりますが、市長は政府が制度化を目指している市場化テスト法案をどう受けとめ、どのように活用していくつもりであるか、市長の率直なご所見をお伺いするものであります。

4番目、本市は5月1日合併以来、総合支所方式を採用して、東市来、日吉、吹上支所の職員80名が伊集院本庁に異動したため、伊集院本庁の職員はすし詰め、3支所の旧役場はがらがらといったいびつな形になっております。

旧3町役場を訪問し、その空き部屋の多いことや、がらがらの職場に何か一抹の寂しさ、むなしさを覚えるのは、私1人ではないと思いますが、皆さんどうでありませうか。3支所を訪問される市民の大部分の皆さんも、そのことを実感されているのは紛れもない事実ではないでしょうか。合併直後のことでもあり、また、一部予想されたこともでもあり、合併とはこういうものだから仕方がないとあきらめては進歩がないと思います。芸がないと思うのです。これを打開するには、知恵と気概が必要と思うのです。合併後7カ月も経過しましたので、一日も早くこの状況を何とか打開するため、市民、行政、議会が三位一体となって創意工夫し、知恵と汗を出し合っ、早急なる具体的対応策を出していくべきであると思います。そのための対策室かプロ

ジェクトチームを立ち上げ、各校区でのタウンミーティングも開催するなどして、市民の皆さんの知恵もおかりし、市民の皆さんと共同で3旧役場の多くのスペースの有効活用を図っていくべきであります。展示室等のさまざまな活用方法をこれから考えて、旧役場の空きスペースを活用し、地域の伝統や文化事業の継承と発展に努め、支所機能の充実を図るべきであります。事業費は4年で1億円、財源は合併特例債、一般財源とすることも考えられます。市長は、3総合支所の旧町長室、助役室、議場、議会事務局室など多くの空き部屋を今後どのように有効に活用していくつもりであるかお尋ねいたしますので、市長の明確なる答弁を求めるものであります。

第3点、日置市まちづくり塾の開設についてであります。

①日置市になって第1回目の6月議会の一般質問で私は次のように申し上げました。すなわち今後日置市の行政を進めていく上で、すぐには難しいことではありますが、時間をかけてでもその行政のすべてに協調と競争、連携と協働の関係を構築し、旧4町が少しでも早く一体感を形成し、融和を図れるように市民の皆さんと行政執行部、我々市議会議員30名全員が三位一体となり、心を一つにして一致協力していくべきであると申し上げました。合併後、7カ月経過した現在、その具体化を図る必要があります。新市の一体化を進め、合併4町をなお一層の基盤整備を進めていくためには、地域住民の生の声に耳を傾け、その民意を吸い上げて、本当に必要な施策に集約する具体的な仕組みづくりが必要です。そして、旧4町地域が一緒になって取り組める交流の場づくり、旧4町地域代表が集うイベントなどで一体感を高めていく必要があります。

その手段として、既存の市長の諮問機関である旧4町ごとの地域審議会とは全く別の市

民主体の市民発想の町おこしの担い手の育成を目指した仮称日置市ふるさと塾の創設が考えられます。市長は、日置市の一日も早い一体感の醸成と町おこしの担い手の育成を目指した仮称日置市ふるさと塾を創設する考えはないか、お伺いするものであります。

②地域づくりには、政治、経済、文化、教育、福祉、医療、交通、防災、治安等さまざまな観点からのアプローチがあり、それにかかわる行政機関、関係者も行政各種団体、地域住民、時には市町村外からの応援者等さまざまであります。

また、今日的なとらえ方をするならば、人、物、金、情報等のあらゆる面の東京一極集中に対抗し、地方が国の援助だけに依存することなく、自立、自助の精神で、過疎化、少子高齢化、情報化、国際化、地域活性化、環境問題などの諸課題に立ち向かう、地域の取り組みをさして、地域づくりということもあります。個性的で魅力ある地域づくりの推進に当たっては、地域住民がみずからの手で発想し、取り組んでいく姿勢が重要であります。

これらの取り組みが自発的に生まれ、育っていくためにはそれを牽引し、推進していくための組織づくり、住民合意形成、民間諸機関との調整などを指導的に行え得る地域づくりの担い手、地域リーダー、キーパーソン、仕掛け人とも称されるが、地域住民の中から輩出してくることが望まれます。地域づくりに成功した全国各地の市町村を見ても、その団体には必ずそれを支え推進した地域づくりの担い手が存在します。したがって、全国各地域で行われている行政サイドの地域づくりの取り組みにおいても、その担い手となる人材の発掘育成は不可欠なものとされ、近年人材育成のための各種事業が実施されるようになってきました。

まちづくりは人づくりとよく言われ、地域の活性化のためには、よそ者、ばか者、若者

がそろうことが必要であることは先進事例が教えております。市長は、地域づくりの担い手の必要性をどう考えているか教えてください。

最後です。地域づくりにかかわる人材育成事業は実施主体、対象者、事業内容、期間、費用負担などにより、各種形態を取り入れます。従来これに関連する事業として、研修会、講習会、協議会（シンポジウム、フォーラム、市民会議、サミットなどの呼び方もされる）などや、国内先進地への視察、海外研修などが実施されてきました。近年、新しい人材育成の方法として、ふるさと塾、まちづくり大学、地域リーダー養成講座、コミュニティーリーダー塾を開設し、みずからの地域を見つめ直すとともに、地域づくりに成功した地域リーダーたちのノウハウを学び、さらに地域での実践活動を通じて、経験を積むことなどにより、地域づくりの担い手を育成する方法がとられるようになってきています。

ふるさと塾は昭和60年代に入り、全国各地の自治体で開設されるようになってきましたが、特に、平成元年前後からは自治省のみずから考え、みずから行う地域づくり事業として、いわゆるふるさと1億円事業を呼び水として、多くの自治体で実施された経緯があります。平成元年からは、財団法人地域活性化センターにより全国市町村の職員の中から地域づくりに指導的な役割を果たす人材を育てることを目的に、全国地域リーダー塾も開設されました。そして、現在まで1,000人弱の卒業生が全国各地で活躍しており、来年度も18期生として各県を通じ40名を募集中であります。市長は、地域づくりにかかわる人材育成事業を今後具体的にどう考え、どう実行しようとしておられるのか明確にお答えください。

以上を申し上げ、具体的に明確、誠意、内容のある答弁を期待いたしまして、私の第

1 回目の質問を終わります。

○議長（宇田 栄君）

答弁も長くなるそうですので、ここで休憩をとりたいと思います。ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の市行財政改革大綱に関連する事項につきまして、5 つのご質問でございますので、1 つずつお答えしていきたいと思っております。

旧吹上町では、昭和57年から農村振興運動の一環として、16の地域ごとに集落を振興し活性化するために集落振興計画を策定し、住民本意の地域づくりに取り組んでおりました。この計画は、集落の概要や基盤整備、環境整備、そのほかの事業、ソフト面、ハード面の両面で構成され、策定に当たっては各地域ごとに推進員を決め、担当の職員を配置して、話し合い活動を中心にして計画にまとめるといった手法で取り組んでおります。

このようなやり方を日置市でもつくるべきというご質問でございますが、昨日1番議員のご質問でも答弁したとおり、日置市は地域審議会を設置しております。まず、この地域審議会を中心とした地域づくりを進めながら、将来的には住民自治の中で申し上げている3層構造の第2層、地区公民館の中で計画をつくっていくべきなことじゃないかなというふうに思っております。

今後、20の日置市地区小学校区がございますので、基本的には小学校区ごとにこのような振興計画をつくっていただき、また、毎年の予算に反映できるようにしていきたいとい

うふうに考えております。

2 番目の給与の適正化、ご質問でございます。市職員の給与水準に関しましては、情勢適応の原則に基づき、国の人事院勧告及び地元企業従業員の賃金を反映させた、県人事委員会の勧告の準じ、毎年のように改定されており、年間平均給与も平成11年と比べますと50万3,000円ほど減額になっている状況でございます。

また、17年度の人事院勧告の中には、地場の民間企業と均衡をとる、いわゆる地域給与も盛り込まれていることで、地域においても官民格差の少ない給与構造へ転換され、一層の適正化が図られると考えております。なお、この地域給与の導入につきましては、総務省の運用方針が固まり次第、県やほかの自治体の動向を見きわめながら、検討してまいりたいと思っております。

現在、国の経済状況は幾分明るさが見えてきたという報道が一部にございますけど、市の財政状況は依然として先行きの見えない厳しい情勢下であり、また、地域及び市民の皆様も同じく大変厳しい状況にあるわけでございます。

今後におきましては、このような現状を深く認識し、市民の期待と要請に答えるよう改めて全体の奉仕者としての使命を自覚し、職務に精励していくことが職員に求められているものと考えております。

2007年はいわゆる団塊の世代で一番多いとされます昭和22年生まれの方が60歳定年を迎える年であり、この年から2年、3年間、大量の定年退職者が生じることにより、公務の推進に深刻な影響が出ると懸念されているところでもあります。

本市におきましても、平成19年度末の定年退職者は、本年度末の約3倍の21名程度となる見込みでありまして、以後も15人、27人と続くこととなります。

職員の5年以内に80人削減ということでございます。私が掲げております旧4町の職員の5年間80人削減につきましては、これからの地方分権の進展、福祉・環境等の市民ニーズの拡大による事務量の増加も予想されることから、今後、さらに職員を削減することについては、決して容易でないという実感も持っております。

しかしながら、限られた財源の中で市民ニーズに適切に対応し、新市、日置市づくりを計画的に進めていくことがこれからの本市の一番正念場であるというふうに思っております。

今後、この80人削減につきましては、退職者を含めまして、今現在早期退職勧奨制度も設けておりますので、なるべくこの数字に近い形の中で取り組んでいきたいというふうに感じております。

自治会の再編でございますけど、先般の1番議員のご質問でも申し上げましたとおり、現在、274自治会、または行政連絡員ということで、大変多い数であるというふうに認識しております。そのような状況の中におきましても、先般申し上げました旧日吉町におきまして、行政嘱託員を18にしたいと、そういうことで地元と話をしておるのが実情でございます。

特に合併協議で確認されました自治会統合特別補助金の交付対象にはならず、来年において、日置地域だけを対象とした集落再編特別補助金交付要綱を制定いたしまして対応していきたいというふうに思っております。

そのような状況の中におきまして、育成交付金が現況よりも約560万円程度減額になります。そのような状況でございますので、先ほども申し上げました新しい集落再編特別補助金におきまして、対応を5年間やっていきたいというふうに考えております。

2番目の地方公共団体における行政の担う

べき役割についてというご質問でございました。公共施設の指定管理者制度移行については、現在平成18年の9月から実施できるように準備を進めているところでございます。ご承知のとおり、指定管理者制度は多様化するニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものでございます。また、民営化による新たな民間ビジネス創設が可能となり、地域の経営改革に大きなチャンスもあり、まさに行政経営から地域経営の時代へと向かっております。公的サービスの享受者としての「住民」、地域の公的サービスの質を担保する「行政」、新たな公共サービス提供者としての「民間」の3者いずれかがメリットを享受する関係の構築を目指し、今後におきましても、積極的に指定管理者制度を活用していきたいと思っております。

行財政改革の視点の観点から民間活力の積極的な導入を図る必要があります。PFIの導入につきましても、積極的に検討する必要があります。

本来、公共の責任において実施すべき事業であっても、民間活力を導入することにより、公共サービスの質的向上やコスト削減が図られ、より効率的な効果的な執行が期待できるものについては、従来の直営による実施にこだわることなく、さまざまな手段の中から最適な方法を選択し、その導入を図っていく必要があります。

PFIは、民間活力導入の有力な手段の一つであり、今後PFIの適用が見込まれるものについては、その可能性を積極的に検討し、適切な導入を進めていきたいと思っております。

市場化テストとは、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、

官民競争入札を実施し、価格と質の両面で、より優れた方が落札し、当該サービスを提供していく制度であり、官の世界に競争原理を始めて導入し、これまでの官における仕事の流れや公共サービスの提供のあり方を改革するものであります。これは多くの先進諸国、我が国の民間企業でも実施されており、限られた財源の下で国民に質の高いサービスを提供するためには、官業にとっても、民と同様の考慮が求められております。

国においても、制度の本格導入に向けて制度設計が進められており、平成17年度から3分野8事業のモデル事業が思想的に実施されております。

総務省の公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の中に、地域共同の推進が上げられており、住民や住民が参加する団体など、多様な自治体が公共サービスの提供を行おうとする取り組みについて、積極的に推進することが望ましいとされており、その中に活動場所の提供が上げてございます。

本市におきましても、自治会や市民団体、NPOなどの共同における行政経営を進めていかなければなりませんので、そういった方々にご利用いただければと思っております。

また、このほかに子供議会やミニコンサート、生涯学習講座受講生の活動発表の場、市民による文化、芸術展や個展などの会場、公的団体へのレンタル、歴史資料室など活用する方法も今後考えていきますし、また、地域の皆様方にも、この総合支所におきます各会議室等が空いている分につきましては、活用できるようご意見等いただきたいというふうに思っております。

日置市まちづくり塾の開設についてというご質問でございます。日置市の一体感の醸成と町おこしの担い手の育成をどうするかというご質問でございますが、まず、市内の町おこしに係る団体については、それぞれのイベ

ントの実行委員会に農協や商工会の方々や地域の住民の方々が参加され、取り組まれております。また、吹上地域では青年団や婦人団体、そのほかの団体を含め、吹上ハリケーンクラブという形で全体をまとめた組織があり、それぞれ活動がされております。

このようなそれぞれの地域には、それぞれの町おこし団体もありますので、今後は、これらの組織の連絡会的な組織の設立を視野に入れながら、また広く市民が参画できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

地域づくりの担い手の必要性については、議員が言われるとおりに大変重要なことと考えております。特に、今後は高齢化が進んでまいりますので、町おこしに携わっておられる方々の後継者の育成が重要でありますから、先ほど申し上げました連絡会を中心にしながら、底辺の拡大に取り組む必要があると考えております。

地域づくりにかかわる人材育成には、まず、職員が変わらなければ地域も変わらないのではないかと考えておまして、提案制度など意識改革に取り組んでいるところでございます。また、来年度は、市役所に採用されてからおおむね15年以下の職員を対象にまちづくり研究会を立ち上げたいと考えております。その上で、この研究会と商工会青年部や農協青年部などと協力しながら、まちづくりに取り組む人材育成を進めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○13番（田畑純二君）

それぞれに答えをいただきましたが、それぞれにさらに質問していきます。

まず、1番目の1、旧吹上町は今市長も言われましたように、生活環境と生産基盤の整備で豊かな暮らしを実感できるまちづくりの手段として、平成13年度で集落振興計画、

平成14年度から18年度を作成しております。その内容は、1、集落の概要として、2、基盤の整備として、3、環境の整備として、4、その他の事業、その他の事業は共同作業、伝統芸能などとして、共同作業、伝統芸能及び行事名、自治会名、共同作業、伝統芸能、行事の内容及び実施時期、関連集落との関係、問題点と対応策、実践経過を各集落ごとに事細かに定めております。これは、昭和57年に初めて作成し、その後、四、五年ごとに5回見直して、最終版が平成14年度から平成18年度分であります。そして、各地域、各地区ごとに各集落代表1名からなる推進員が作成する形になっています。現在、本市は、第1次日置市総合計画とその実施計画、及び行政改革大綱を作成中ではありますが、これらと旧吹上町が作成したこの集落振興計画との整合性、どうなるかまず市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

基本的に今回の総合計画の柱になりますが、旧町におきます総合計画であり、また、合併協におきますまちづくり計画であると思っております。この集落計画がもとになりまして、それぞれの吹上地域におきます総合計画ができたというふうに思っておりますので、この集落計画が新しい日置市の計画にも関連して動いているというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、2の方に関連して、ことし3月の地方革新指針は集中改革プラン期間中に地方公務員の給与制度、運用、水準の特性化を強力に推進し、給与情報の公表システムによって自治体間の比較を管理すると宣言しました。総人件費抑制がねらいであります。さらにそうした中、2005年度人事院勧告は50年ぶりとも言われる改正内容を突きつけて、関係者にショックを与えています。つまり、人事院は地域によって国家公務員給与が民間に比べて高い実態の是正に向け、基本給を平均

4.8%引き下げることが柱とする給与構造の改革を2006年度から5年間で実施するよう勧告しています。完全に実施されれば、1957年以来、約50年ぶりの改革となるわけであります。

市長は、国のこられる動きをどう受けとめ、どのように管理、今の地方公務員給与のどこが問題なのか、どうあるべきなのかなどにつき、どう考えておられるか答えてください。

○市長（宮路高光君）

この今回のことにつきましては、この地域給与という形で私どもの方にもそのような報告が来ております。それぞれ都会と地域、いろんな物件費の問題を含めまして、国家公務員含めた中で同じ給与でいいのか、やはりそういう疑問点の中でこのような制度というのが人事院の方から発表されたというふうに思っております。

また、特に公務員におきます、やる気を出していく、一生懸命頑張った人にはそれだけの対応をする、そういうものも今後この地域給与を含め、公務員の給与の是正といえますか、そういうことが今後大きくウエートを持つように給与体系が変わってくると、そのように認識をしております。

○13番（田畑純二君）

これに関連しまして、具体的に本市職員の給与の実態は、国会公務員、県職員及び地場企業会社の社員と比較してどんな感じをどういうことになっているのか、市長の考えを答弁願います。

○市長（宮路高光君）

特にラスパイレスの中におきまして、国、県にいたしまして先般総務課長の方が述べましたように、それぞれ旧町違いますけど、それぞれ100以下であるというふうには感じております。また、地域のそれぞれの中小企業といえますか、皆様方の給与体系と年齢構成の中でいきますと、やはり公務員の給与は

高いというような認識をしております。

○13番（田畑純二君）

団塊世代職員の退職金問題についてお尋ねします。退職金問題の当面の対応として、その第1は、退職金の割増をして定年退職前の退職を勧奨することにより、退職職員数の年度間の平均化を図る方法が考えられます。第2は、退職金計算のもととなる給料の減額、退職金手当、支給率の引き下げ、退職金特別昇給の廃止、普通昇給の延伸、通常1年に1回、高齢職員に対する給与停止などの給与制度の見直しであります。第3は、退職手当の財源を確保するために、退職手当基金の積み増しと職員数の削減、第4は、職員の給与、給料プラス諸手当はその金額を一時的に支払わなければならないことから、退職手当の財源を退職年金基金や単年度予算措置で賄い切れない場合には、最終的に厳しい条件のもとでの退職手当債の発行に頼らざるを得ない状況にあります。市長は退職金問題への当面の対応をどうされるおつもりか、見解を示してください。

○市長（宮路高光君）

この退職金の支給につきましては、県の退職手当組合の方に私どもの方も加入しております。今までこのような状況が起こり得ることも想定した中で、それぞれ今までも年次的にこの組合の方に積み立てをしております。その大量に出た場合につきまして、今おっしゃいましたとおり、退職手当債といえますか、そういうものも考えなければならないというふうに感じておりますけど、今の段階の中におきましては、県の退職手当組合の中におきまして支給ができるというふうに認識しております。

○13番（田畑純二君）

次に退職金問題の根本的な解決のために関連して、まず1番目、給与情報の徹底公開、自治体はこれまでも職員給与等の状況につい

ては、広報誌などにより公表されていましたが、情報公開として十分なものとは言えない。特に給与の仕組み実態は財務状況とともに複雑でわかりにくく、一般市民が公表されている情報によってどれだけ理解しているかわかりません。市民にわかりやすい形での自主的な取り組みが求められていますが、全職員の年齢構成を図表で示したり、退職員総額とその財源手当などをわかりやすい形で市民に公開するとともに、職員の周知を図るべきと思いますが、市長はこれをどう思いますか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、市民の方に公開していく。その内容につきまして、それぞれ財政公表の中におきます様式の中で今現在広報誌等で公表しております。ほかの各種団体を含めた中でどういう方法がまだいいのか、こういうものに手法につきましては検討していかなきゃならない。ほかの類似団体も十分参考にして、公表の様式を考えていかなきゃならないというふうには思っております。

○13番（田畑純二君）

今度は給与制度の抜本の見直しと人材戦略、現在は本給、給料だけで一定の生活水準を維持できるようになっており、年金制度も整備されています。したがって、本給給料と退職金や期末勤勉手当などの諸手当を含めた給与総体のあり方を抜本的に見直す時期に来ているとも言えます。さらには、給与に関連して、職員の福利厚生制度の見直しも必要になっていると言われております。市長はこれらをどう考え、どう対処していくつもりですか、答弁ください。

○市長（宮路高光君）

特に特殊手当ですか、そういう見直しも今回やらせていただいておりますし、また、福利厚生におきましても、最小限の中におきまして予算措置をしていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

職員の意識改革についてですけども、これに関連して、職員の意識改革から構造改革への転換についてちょっとお伺いします。

自治分権時代にあって、自治体の政治行政に携わるものは、選挙と納税を通じて市民の信託に基づいて自治体の仕事をしているという原点を再確認することが何よりも重要なことでもあります。すなわち職員給与の原資も信託の意味を持った市民の負担する税金であることを強く再認識すべきであります。職員の意識改革とはこの認識を徹底し、緊張感を持って仕事に取り組むことでもあります。そして、意識改革は窓口対応を含めたサービスの向上を図る構造改革を伴うことによって、市民の理解を得ることができる。市長はこの点をどう思い、職員にどのように伝え、指導しておられるか、あるいは今後どうされるつもりですか、お答えください。

○市長（宮路高光君）

職員は市民の全体に対します奉仕者、そういう自覚を持ちながら公務員になったというふうに思っております。特に、昨今大変厳しい公務員に対する非難も批評もあるようでございます。やはり自分たちがサービス提供したその見返りに、その給与をいただいている、これは市税である。やはりそういう気持ちを市民の皆様方に丁寧にサービスをしていることが、また市民にとって、それがありがたがわれてる、そういう評価、やはりそういう評価というものも十分職員として意識しながら働いていくよう意識改革を今後ともさせていきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、5年以内に職員数80人削減という公約に関連してでございます。5月1日の合併に伴い、東市来、日吉、吹上の3支所から80名の職員が伊集院、本庁に移動しました。この80名は本来の本所の職務、機能、役割

と伊集院地域の業務、職務、役割機能の2面を十分に兼ね備えるべきであることは当然であります。しかし、残念ながら、部によっては本所機能の役割分担が明確になっていないため、実態は従来の伊集院地域の業務推進のみに負われ、肝心な本庁機能業務が十分に働いているとは思えず、3総合支所の業務量は合併前と余り変わらず、職員が減った分かって多忙になっているかもあるように思えてなりません。市長は総合支所方式が十分に機能しているかも含め、この実態をどうとらえておりますか。また、4月の定期移動は大規模なものになるとも伝え聞きますが、4月の移動、何の目的で行い、適材適所の人材配置をどのような視点でどのようにされるつもりか教えてください。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、今回の5月1日の合併に伴いまして、職員の移動の中におきまして、本所機能に約80名、特にこの集中できたのが総務、企画、会計、そのような議会、それぞれの支所機能で今まで旧町でやっておりましたが、この本所の中で総括してやる。それぞれの部署におきましては、人的な配置の中でさほど多い形のは今回はできなかったようでございます。

ご指摘のとおり、本所と支所の事務的な機能分担というのが、まだまだそれぞれの課ですり合わせが行われない部分もあるというふうに認識をしております。

今後、やはり本所、支所機能という形の中で、役割分担というのをきちっとしながら、人員の配置というのを今後やっていきたいし、また、先ほど申し上げましたとおり、今回の、来年の4月には、やはりそれぞれの一体感といいますか、職員同士も含めまして、早く一体感になっていくには、やはりそれぞれの適所の配置がえというのも、私は必要であるというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、市長にお伺いします。日置市政は、収入役を置かず助役2人制で推進されていますが、助役2人制を採用して何がメリットなのか、業務遂行上どんな利点があるのか、どんな点に効果が出てきているのか、外部からは見にくいというのが実態であります。市長が感じられる助役2人制における改善点、メリット、効果などを具体的に説明してください。

○市長（宮路高光君）

助役につきましては、総務と産業部門という一つの役割分担の中で仕事をしていただいております。特に、この600名の職員の指導と、そのような状況の中でそれぞれの部門の中で職員指導を含め、また合併した当時におきまして、本当に地域のいろんな行事に私どもトップにしっかり要請があります。

たとえをいいますと、土曜日曜日はそれぞれ重なりまして、約10数カ所のところから来ておりまして、この7カ月間、土日に1回も出なかったことは1回もございません。それぞれ3人の中におきまして役割分担をしながら、やはり合併して行政と遠くなると、そういう気持ちを市民の皆様方に持たせてはいけない、そういう中におきまして、2人制をして、私は大変十分地域の皆様方とコミュニケーションがとれておると、そのように思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、職員が削減されても市民にとっての価値を生まない仕事を徹底的に効率化せず、市政業務の無駄、無理、むらがなくならず、従来の業務の見直し、効率化、合理化が図られなければ、残った従業員の負担が重くなるか、あつてはならない、従来の市民への行政サービスが低下されることが懸念されます。市長はそこら辺のことをどう考え、どうされようとしているのか、具体的に明確に答えて

ください。

また、公務員は、できない理由を説明するのは得意だが、やるための知恵を出すのは下手とも言われています。これをかえるため、市役所のスリム化と職員のやる気を同時に引き出す新制度として、東京千代田区などが実施している能力主義を決定したボーナス制度なども考えられます。市長はそのための新制度をどのように考えておられますか、見解を。

○市長（宮路高光君）

職員を削減する中におきましては、やはり人件費の抑制、また、今行政改革の中におきましても、やはり行政のスリム化の中で特に民間委託できるものは民間委託していただき、またこのような財政状況でございますので、市民の皆様方にも自分たちでできるものは本当に自分たちでやっていただく、いつも申し上げております市民との協働、やはりこのことをきちっと整理を今後していく必要があるというふうに思っておりますし、また、それぞれの職員のやる気を含めまして、今後の能率給を含めたこの給与の体系の中で、やはり私は今後この期末手当、勤勉手当を含めた査定、そうすることによって、やはりある程度の対価が得られれば一生懸命頑張ってくる。やはり今後についてはある程度の差をつけていかなければやる気が出てこないというふうに認識しております。

○13番（田畑純二君）

次に、本所職員一人当たりの市民数は何人で、全国の市で何番目ぐらいに位置しているか。答えられる範囲で結構です。それで、現時点で答えられる範囲で結構、市長の考えられる理想的な職員一人当たりの市民数は何人ぐらいであるんですか。突然の質問であれすけど、市長どう考えられるか。

○市長（宮路高光君）

基本的には1,000人に1人といいますか、それぐらいの職員数であればいいのかな

というふうに思っておりますけど、やはりこのことにつきまして、それぞれの自治体の中におきましても、面積の問題とか、いろんな所要面積がございますので、やはりなるべく少なくしていかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

次に、自治会等の再編統合についてさらにお尋ねします。日吉地域の場合、現在18ある公民館長が自治会長の役割を担うことになると思われますが、その呼び方はどうするのか。その下の従来の自治会長、前の集落会長の呼称はどうなるのか。また、行政嘱託員は具体的にだれを指すようになるのか再確認の意味で市長の答弁を求めます。

○市長（宮路高光君）

今回日吉地域の方でいろいろと今話をしておりますけど、18名の皆様方、行政連絡員でありますとともに、また自治会で区長さんという形の両面の肩書きがあるのかなと思っております。今まで77ございましたそれぞれの集落におきます自治会長さんを含めた、その諸手当といういろんな問題が残されておりますけど、基本的には旧日吉町におきます平成16年度に支給しておりましたその額を下回らない形の中で総支給を自治会の方に支給すると、そのような全体枠を今決めておりますので、またここにはそれぞれの差が出てくるというのは認識しておりますので、また、さっきも申し上げましたとおり、5年間それぞれの要綱にのっとりまして、この5年間の間はその集落の方に助成金もやりますので、その中で今まで自治会長さんをしたその方々の手当とか、そういうものになっていくのかなというふうに思っております。

済みません。さっき1,000人じゃあございません、100人に1人ということで理解してください。

○13番（田畑純二君）

これに関連しまして、説明の中で日吉地域で行われた説明の中で、18自治会の下に班を置くと説明されたらしいですけど、この班の意味が現在の自治会のことか、あるいは説明資料の中にある今までの自治会の班を指しているのか、はっきりしない、この点を明確にしてください。

それと、行政の文書をどのようにして自治会におろしてくるのか、定かでないので示してほしい。

それと、新しい自治会が発足するまでに日置市のどの主管課、地域振興課かあるいは社会教育課が指導的役割を果たすのかも、現在までに確立されてないようである。これをどうするつもりか、この3点改めて答弁ください。

○市長（宮路高光君）

今の組み合わせで幾つの今の集落が一緒になるのか、5つのところか2つだったり、それぞれさまざまだと思っております。それぞれの機能的に班という考え方の中でいいのかどうか、それぞれ自治会長さんがおって、旧、前の5つあった場合は5つのところは班長さんという形になるのかなという、そういう説明をさせていただきましたし、また、文書配布につきましては、一つの自治会でございますので、その自治会長さんのところに配布をし、基本的には、その中で自治会でどういう配布をするかはまた検討していただければよろしいと思っております。

また、今、役所の中でどこが主体的になって指導するのか。特に、行政連絡につきましては自治振興課ということでなっておりますけど、基本的には自治振興課の方がいろいろと指導をしていかなければならないというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

来年制定される予定の市場化テスト法について市長のアクションについてお伺いします。

早目に本庁内の体制づくりの一環として、助役を委員長とする市場化テスト等推進委員会を設置して、検討を進めてこれに関する条例の制定なども目指すべきだと思いますが、市長はこの点をどう考えられますか、答弁願います。

○市長（宮路高光君）

この市場化テストにつきましては、国の方も18年度から本格的導入するというところでございますので、いろいろとそのモデル的なケースということはまだはっきり示されておられませんので、私どもも国の動向を見ながら、この内部組織のあり方というのを決定していなければならぬというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

最後に述べました財団法人、地域活性化センター、これを市長はご存じですか、まずそれをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ総務省の出先といいますか、総務省関係にする団体であるというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

これは、先ほど一般質問の中でも言いましたように、平成元年に総務省の中の財団法人としてつくられまして、現在までにその全国各地域リーダー養成塾を行って、毎年。そして、その卒業生は現在まで1,000人弱であると。来年度も18期生として、県を通じ40名を募集して募集中であります。地域活性化センターの研修交流課というところで実際にやっています。本市でも、それで、私、12月12日にこの活性化センターの総務課長の安藤さんという方がおられます。ここに問い合わせをしまして募集の件を聞いておりますけれども、各県を通じて今全国からこの全国各地域リーダー養成塾塾生を募集中というふうで、鹿児島県にもそういう要請が来ている

はずです。ですから、今まで1,000人以上あって、全国各地で地域リーダーを育てるための研修をするために、職員がそれぞれに活躍されているということでもありますので、本市でも、一遍そういうところにコンタクトされて、ぜひそういうことを利用されて、地域リーダー養成塾、それらのことを研究されて検討されたらどうかと思いますが、どう考えられますか。

○市長（宮路高光君）

それぞれの地域リーダーという中におきます研修、やはりこれは大事なことでございますので、今地域活性化センターのそういう人材育成、こういうものも勉強させていただきたいというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

残り時間があと5分になりましたので、最後の質問にやりますけど、今度は、指定管理者制度について、このことは今までも何人も同僚議員も説明され、また、市長も答弁されておるわけですが、この指定管理者制度はまだまだ成熟した制度であるとは言えません。地方自治体にとっても、ただ単に行政運営の合理化、効率化の一環としてだけでなく、住民参加の促進やNPOなどの新しいタイプの活動体への場の提要など、いろいろなさまざまな観点から指定管理制度の導入方針を明確化する必要があります。さらに、指定管理者制度導入を通して、施設そのものの社会的猶予性、効率性などを検討する必要にも迫られます。国にも、指定管理制度に関して、自治体が制度を活用していきやすい、しやすい仕組みづくり、施設の基準の策定、補助金を行ってほしいという要望もあります。さらには国家公務員、定数削減もままならない現状ですので、みずからも指定管理者制度を導入することにより、一層行政のスリム化を進めてほしいという要望なり考え方もあります。市長はこの制度をより成熟したも

のにしていくために、国はどのようなふうにするべきであると思いますか。そして、それを国にどのように要望していきますか。市長の考え方をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今回この指定管理者制度という中で、私どもの方もやはり公的な施設をこの手法を使ってやっていきたいということがございます。基本的にまだこれが本当している制度なのか、私どももまだやってみなければわからない部分もございます。その不都合が悪くなってきた部分につきましては、またいろんな法的なこういういろんな手順をとっていかなきゃならない難しさがあります。こういう部分をある程度簡素化した中で、こういう制度が使えないものか、こういうものをまた国の方にもいろいろと要望して手順を簡素化できるように要望していかなきゃならんというふうに思っております。

○13番（田畑純二君）

もうあと3分になりましたんで、これで終わりとなりますけども、今私は一般質問から市長の答弁、並びに2回目の質問でいろんなことをお聞きし、市長からも答弁いただきました。それで、市長からの答弁に関しては、いちいち反論というか、議論はしませんでしたけど、市長は、それなりに答えていただいたというふうに思っていますんで、答えられたことをぜひ実行に移して、具体的に日置市の市政が市民の皆さんが本当に合併してよかったな、これからも日置市に住みたいな、ぜひ日置市を愛する心を市民の皆さんが持てるような、そういう施策を今後続けられることを期待いたしまして、私の一般質問は終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、11番、漆島政人君の質問を許可します。

〔11番漆島政人君登壇〕

○11番（漆島政人君）

さきに通告していました2つの件について質問いたします。

初めに個人情報の紛失に関することについて3点ほどお尋ねします。

1点目は、三菱電機が、住民の個人情報の入ったUSBメモリーを紛失して約半年が過ぎました。しかしそのメモリーはいまだ見つかっておらず、情報が悪用される心配は依然として残されたままです。仮に、個人情報の悪用によって損害が発生した場合、三菱電機がその責任を負うとのことですが、悪用されたかどうか、その因果関係を明らかにすることは非常に難しい気がいたします。

また損害といっても、どこからどこまでが賠償責任の対象になるのか、その期限はいつまでなのか、考え方によって双方の認識に違いが出てきそうですが、こういったことについて、三菱電機と協議されたのか。

2点目は、日置市は情報が紛失したことによって、新聞やテレビ報道等により社会的な信頼を失っています。また、情報が紛失した住民への連絡等へも経費を要しています。今後発生する損害は別として、三菱電機に対しての賠償責任はどう処理されたのか。また、今回の事件では、幾つかの契約違反も発生していますが、このことに対する責任追及はどうされたのかお尋ねいたします。

3点目が、今回の紛失事件を起こした三菱電機に対し、3カ月の指名停止処分がなされたようですが、3カ月で三菱への信頼は回復したと認識されているのか、以上、この3点についてお尋ねいたします。

次に、旧吹上町における、産廃問題についてお尋ねいたします。

吹上町には3つの産廃処理場が設置されていますが、いずれも何だかの問題を抱えています。一つは、今回住民の反対運動になっている滝之平安定型処分場です。この処分場は

開設以来、10数年も処理実績がなく、平成15年に新たな処理業者である栄和産業が買い取り、現在、事業再開に向けた計画を進めています。

2つ目は、現在閉鎖されている芋野の管理型処分場ですが、これについても同じく栄和産業が関連施設や周辺の土地を購入し、今後、第2第3の事業計画を進めようとしています。

3つ目は、同じく閉鎖されています弦掛安定型処分場ですが、平成14年の9月、不法投棄をめぐって現在も裁判中である原告側によって有害物質の入ったドラム缶56本が掘り出され、今もほかに埋められている可能性もあることから、不安は解消されていません。

これら産廃問題につきましては、旧吹上町でも県との協議や要請、さまざまな角度から解決に向けた議論を重ねてきましたが、まだ、多くの課題が残されています。

そのような中、さきに申しあげました栄和産業による「滝之平安定型処分場」の事業再開に向けた動きがことしの5月ごろから具体化し、去る10月には住民説明会も開催され、その後、11月には事業再開を求める許可申請が県の方へ提出されました。

一方、これを受け、市当局におきましても、これまでの経緯や今後の動向等について住民説明会が開催されました。また、その後「事業再開問題について、今後どう対応していくべきか」このことについて、市長との話し合いももたれましたが、市長が提案されました「公害防止協定を結ぶ」、その考え方と住民意向とが折り合わず物別れの状態で終わっています。

その後、地元住民は署名を集め、事業再開反対を求める陳情書を県議会の方へ、請願書を日置市議会で提出されています。

私も、この問題につきましては、7月ごろ個人的に県の担当課を訪ね、弦掛安定型処分場跡地の問題も解決していないのに、新たな

事業再開は納得できる話ではないということで議論いたしました。結果的に法の枠を超えての言い分は通りませんでした。

そのときの内容から判断して、私の個人的な見解ですが、事業再開の許可につきましては、申請手続に不備がない限り法的に県も許可せざるを得ない状況だと認識しています。仮に許可しなければ申立産廃訴訟で例を見るように、栄和産業が県を訴えてくる可能性も出てきます。

一方、住民が提出されました県議会の陳情書につきましては、一昨日の委員会審査で継続審査とすることが決まっているようです。この問題は今後住民生活に密接に関係する問題だけに、私は今必要なことは、住民にとって今後どういった策を講じていくことが一番いいのか、このことを基本に今後の方策を講じていくべきだと認識していますが、市長は今後この問題についてどう方向づけをされていくのか、お考えをお尋ねいたします。

また、今回、住民の反対運動につながった大きな要因でもあり、いまだ不安が解消される見通しが立っていない弦掛安定型処分場跡地問題について、今後どういった対応策を講じていかれるのか、このことについてもお尋ねいたします。

これで総括して1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の個人情報の入ったメモリーを紛失した三菱電機に対する責任についてというご質問でございます。

実害に対する共通認識は図られているのかということでございます。新聞報道でもありますように、おれおれ詐欺や振り込め詐欺から住宅のリフォームに関するもの、それとこのようなもの以外の新たな詐欺行為など、いろいろなケースが考えられますが、今回紛失した情報がこのような詐欺行為などに使われ

た場合は実害が発生することになります。実際にこのような問題が起これば、契約に基づいて三菱と協議して賠償を考えなければならぬというふうに思っております。

このような問題が発生したことによって、市民の皆様方に多大な不安を与えたという、市役所に対する信用を失わせたということ、信用を失墜させたことも実害として考えられております。

今回の事件に関しまして、大変いろいろと市民の皆様方にもご迷惑をかけましたし、この実害のあり方というのはやはり信用という大変大きな実害を与えたというふうに認識をしております。

2番目の紛失に対して経費や浪費を費やしているか、また、社会的な信頼を失っている、これに対して謝罪だけで終止するのかというご質問でございます。基本的に市が被った、信用失墜ということに対して賠償を求めるといことができるかということで弁護士にも相談いたしましたけど、市が三菱に慰謝料を請求することはなじまないという見解でございました。そのようなことでございますので、実費的に対象世帯に通知文を発送した郵便料とか、また封筒代、消耗品、また人件費、そういうもろもろにつきまします実費につきましては、今後三菱の方に請求していきたいと、さように考えております。

また、指名停止の件については、建設工事にかかわる措置基準に基づきまして、全国の事例を参考に3カ月という期間を指名停止いたしましたけど、これは、あくまでも今回の事故に対するペナルティーということで、これにより市民の信頼が回復されたとは考えておりません。今後、時間をかけまして市民の皆様方に信頼回復できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

2番目の旧吹上町における産廃問題についてというご質問でございます。議員がご指摘

ございましたとおり、きのうの県議会の方でも継続審議というふうになり、また、私どもこの日置市の議会の方にも請願が上がっておりまして、このことにつきまして、委員会でも今審議をしている途中であるというふうに思っております。

ご指摘のとおり、10月24日と11月7日に野首地区の方に私も出向いていきまして、いろいろと地区民の声というのを聞かせていただきました。その中におきまして、地区民の皆様方はどうしてもこのことを再開したくないと、そういう大変強い気持ちがあらわれたということで、大変心にとまりました。そのような状況の中、皆さん方が署名活動をした約1,800名ぐらいの署名だったと思いますけど、このことも私の方に渡していただきました。私どもも、今県議会、市議会、そういうものも十分今後見守っていかねばならないというふうに思っております。

そのとき申し上げたときは、市長はやはり住民の皆様方を安全で安心である、これを守るのが私の務めであると、そういう説明もさせていただきました。その中におきまして、今、栄和産業の方が県の方に産業廃棄物処理の許可申請を出しておる、これも事実でございます。基本的に許可が下りた場合、私は、どうして今後市民の皆様方を守っていくのか、これも本当に大変な大きな課題であるというふうに思っております。そのときにも申し上げたのが、もしそのような許可が出たときに、やはり入ってくるときには、やはり私どもが今後はチェックができる、そういう体制も本当に腹をくくっていかねばなりませんよという、そういう説明はさせていただきました。今地区民の皆様方もそれぞれ議会に含め陳情書を、自分たちの気持ちとして上げておりますので、そのことをそれぞれの議会がどう取り扱うか、私も十分見守っていきたいというふうに思っております。

また、弦掛の問題でございますけど、このことにつきまして、今裁判で係争中ということでお聞きしております。この裁判が終了しなければ私ども行政もどうしても手の出れるところじゃないのかなという気持ちをしておりまして、それぞれの周辺部におきますその水質検査とか、そういうものは今からもずっとやっていきたいと、さように考えております。

以上で終わります。

○ 1 1 番（漆島政人君）

初めに、情報紛失の問題からお尋ねいたします。今、市長の答弁の中ではいろいろおれおれ詐欺、住宅の悪質リフォーム等いろんな詐欺行為も発生する恐れがあると。それに対して実害が発生した場合は、三菱と協議をして賠償していかなければならないと、そういった答弁ではなかったかと思えます。私は今回の紛失事件で一番懸念されることは、情報が悪用されることです。しかし、この情報が悪用されたかどうか、それを明らかにするのは悪用した人が悪用しましたと言わない限り、その根拠を明らかにしていくことは非常に難しいのではないかと思いますけど、まず、このことについて市長にお尋ねいたします。

○ 市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、その情報の悪用の実態把握というのは大変難しいというふうに思っております。私どもも広報誌等を通じまして、何かそういうものがあつたらすぐ知らせてくれという、そういう広報誌等でお願ひしたわけでございますけど、1,600件の中におきます一つ一つ実態把握していくのは本当に難しいというふうに認識しております。

○ 1 1 番（漆島政人君）

例えば、身近に悪用される一つの例として、最近いたずら電話や金を借りないかという金融機関からのファックスが頻繁に来るようになったと。これに対して住民の方は、工事費

を出して毎月の手数料を払って防止策を講じた。このことについては、さきの情報紛失が関係しているのではないかと、そういった住民からの訴えがあつた場合、市長はどういった対応をされるのか。また、実害が発生する原因がはっきりしない、そういったことに対する、そういったものについて住民から訴えがあつた場合、これについては、だれがどういう形で責任を負うていくのか、このことについてお尋ねいたします。

○ 市長（宮路高光君）

大変難しい問題であるというふうに思っております。責任の所在、今例を挙げましたそういう中におきまして大変その方に電話とかファックスとかいろんなことがして、そういう精神的な苦痛がこのメモリーから発生したのかどうか、やはりそこを選定するのも大変難しくございますけど、私ども行政としては、その紛失したことにはもうかわりございませんので、やはりその訴えてこられた方とは誠意をもってお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○ 1 1 番（漆島政人君）

私は、いたずら電話に限らず、情報が紛失した情報との因果関係を明らかにすることは非常に難しいと思えます。したがって、情報紛失によって実害が発生した場合は、三菱電機の方で責任を負いますと、そういったことは契約の中にうたわれているわけですけど、果たしてどこまでその実効性があるのか、非常に疑問です。

そこで市長にお尋ねいたしますが、今後、情報を扱う契約については、住民の立場に立って損害とそれに対する賠償責任、このことについてはもう少し具体的に見直していく必要があるのではないかと思いますけど、このことについて市長はどうお考えかお尋ねいたします。

○ 市長（宮路高光君）

住民保護の問題の中におきますプライバシーの方、大変これは私ども行政によって本当に大事なことであるというふうに思っております、さっき話ございましたとおり、いろんなことが起こらないとは限りません。そのときに、やはり責任所在、賠償、こういうものはやはりきちっといろんなところで決めていかなければならないというふうに思っておりますので、今後、このようなそれぞれ保護に関しますことに対します、そういう賠償、そういうものは明確化をきちっとやっていきたいというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

次に、実費として損害が発生した、要するに切手代とか封筒代、そういうものについてはこれから請求していくという答弁だったわけですが、私も当然こういったことについては、こういった実質損害が発生したものについては請求していくべきだと思います。切手代だけで12万8,800円ですか、これはやっぱり日置市民の皆さんのお金ですから当然請求していくべきお金だと思います。

そこで一つお尋ねしますが、もう既に事故が発生してから半年も、半年近く経過するわけですが、なぜこれから請求されるのか。なぜ今まで請求されなかったのか。このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この指名停止も3カ月ほどきちっとやっておりましたので、そういうものが進んだ中においてこういう実費的なものは請求しようという考えの中でおりました。

○11番（漆島政人君）

次に、契約違反に関するのですが、三菱電機は契約書の中にうたわれています「複製の禁止、情報持ち出しの禁止、再委託の禁止」幾つかの項目において契約違反を犯しています。にもかかわらず、事件発生後の日置市に対しての報告書、謝罪文、この中にはこ

の契約違反に関することは何も触れられていません。それどころか、市長もお感じになったと思いますけど、紛失の原因、これについても、三菱電機が業務委託した、つまり下請け会社です。下請け会社の責任指摘がほとんどです。また、再発防止策についても、委託先との契約再点検とか、監督強化とか、もう責任転換も甚だしい。三菱電機自体の非はほとんど示されていません。

私は、こういう三菱電機の姿勢に、情報を紛失した責任意識、このレベルを疑います。

そこで、市長にお尋ねいたしますけど、三菱電機に対して3カ月の指名停止処分で責任追及は終わったと認識されているのか。また、私は、今後、三菱電機との契約については、契約違反に関する明確な罰則規定、ここをきちんと定めておくべきだと思いますが、例えば、契約違反を犯した場合は、委託料の5%カット、こういうことまできちんとするのが、本来契約書がもたらす本来の効果だと、そういうふうに私は認識しますが、市長はこのことについてどうお考えかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

漆島議員がおっしゃるとおりだと思っております。今から、そのような罰則といいますか、やはりそれを犯した中におきましては、やはり相当のそういう罰則ということをおはしていかなければならない、そういうものもかえられるところはかえていくと、さように思っております。

お話のとおり、もう3カ月と、これは本当にその基準に基づいた形の中でやっただけでございます、さっきも申し上げましたとおり、これで本当に済んだという気持ちは私自身持っておりません。やはり、今後それぞれ仕事をする上の中におきましては、このことを犯したことに対しての責任を含めまして、今後の取り扱いを含めた中でも、やはりきちっとやっていきたいというふうに思っております。

ます。

また、先般電話でございましたけど、部長の方からやはり道義的といいますか、その責任はしたいと、そういう形で来ましたので、どういものが道義的かちょっとわかりませんが、三菱としても、そのような意向であると。この3カ月の停止が終わった後にこういうものがきちっと出てきたということでございます。

○11番（漆島政人君）

次に、三菱電機への指名停止の件ですが、今、市長の方から基準に基づいてと、指名停止をしたと、そういった趣旨の答弁があったわけですけど、さきの公共土木に絡む談合事件では死活問題に発展するぐらい厳しい指名停止処分が課せられました。その土木事件と同じレベルで比較できないことは、私も重々承知していますけど、そこでお尋ねしたいのが、その指名停止期間を決める規準、それとまたさきの談合事件との取り扱いの違い、その根拠、これについてお尋ねいたします。

○企画課長（富迫克彦君）

指名停止の3カ月という期間につきましてお答えをしたいと思います。

これは、先ほど市長の方からもございましたように、市の建設工事に関する措置基準がございまして、その中に契約に違反し、市工事等の契約の相手方として不適当であると認められるときというような条項がございまして、事実を認定した日から2週間以上4月以内という一つの基準がございまして、これに基づきまして全国のいろんな事例を拾い上げました。例えば、原子力発電所の点検報告書の問題とか、ある県立図書館での個人情報流出、それから、ある県で個人情報を廃棄したというような事例がございまして、そういった事例を指名停止の期間を調べましたら、いずれも3カ月の指名停止というふうな事例がございましたものですから、それらを適用させて

いただいたところでございます。

○11番（漆島政人君）

指名停止処分というのは、私の個人的な認識ですけど、これは市長独自で判断される政治判断だと思うんです。それに対して、ほかのいろんなところで3カ月だったからこうだったからそれを基準に指名停止を、だからうちも3カ月でいこうと、そういう考え方ですべきかどうか、私もちょっと疑問は感じます。

いずれにしても、談合は犯罪行為です。しかし、今回の情報紛失も、意図的でなかったとはいえ、やはり契約違反を犯して、きちんと日置市の方に職員の方にいえば済むことを、それを言っていないわけですから、もう怠慢です。そういった中で、平気で契約違反を犯してやっての行為です。まだ、情報紛失事件というのは犯罪じゃないかもしれないですけど、犯罪につながっていく可能性はすごく高いです。そのことを考えれば、3カ月の指名停止処分が妥当なものであったのか疑問を感じます。

したがって、当然、私は3カ月で三菱電機の信頼が回復したとは思えません。

そこで、この件に関する最後の質問ですけど、私は今回の事件を振り返ったときに、三菱電機に対する責任追及にあいまいさを感じます。だからといって、三菱電機に厳しい責任追及をしていくべきだ、厳しい制裁を加えていくべきだ、そういうことを言っているんじゃないんです。一番私が申し上げたいのは、不祥事を起こした三菱電機に対しては、やはり問うべきは問い、賠償を求めるべきはきちんと求め、今回の事件で、改める必要なものについてはきちんと改め、そして、過失責任に応じた制裁を課していく、このことをきちんと処理していくことが、職員の方に情報管理に関する意識改革を訴えていく、その説得力にもなると思います。それと同時に再発防

止にもつながっていくと思いますけど、このことを、この件について最後に質問したいと思います。

○市長（宮路高光君）

本当にこの三菱が犯したこれについて、私自身自身を憤りを感じている1人でございます。そのような中におきまして、やはり罰するものは罰する、そのようなさっきもお話ございました規約いろんな変更をしながら、今後対応していきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を14時35分といたします。

午後2時24分休憩

午後2時35分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○11番（漆島政人君）

次に、栄和産業による滝之平安定型処分場事業再開問題についてお尋ねいたします。

私もこの問題について住民の方が反対されるお気持ちは十分理解できます。しかし、これからの住民生活のことや、今置かれている現状を考えれば、市長がさきの野首地区での話し合いの中で住民の方に提案されました、公害防止協定を結ぶ方向で進めていくことが最善の策だと認識しています。しかし、市長の先ほどの答弁では、議会に提出されている陳情書、請願書、そういったものの結論も見た上でと、そういった内容で明確に市長として今後どういった方向づけをしていくか、そういう答弁はなかったようなんですけど、当然、行政は住民生活を守っていく、そういった使命もあります。そういうことも考えたときに、時間的な問題もありますから、市長自身は現時点でどういった方向づけが、先ほど言われました住民生活を守っていく最善の策

だとお考えなのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましては、先ほどもご回答を申し上げましたとおり、議会にも出ていると審議をしております。基本的にこれは県が許可を、決定権を持っております。私どもは、県がどういう形の中でどういう決定をするのか予測もしていかなければならないというふうには思っております。

基本的に野首地区に参ったときにお話申し上げて、最悪のことも考えて自分たちは対応していかなければならない。県が許可した場合につきましては、やはりそのときは、今後運搬とか、いろんなどういふものを持ってくるのか、やはりそういうチェック体制、そういうものを考えた場合には、やはりこの公害防止協定書、こういうものもやはりお互い知恵を出しながら結ぶ、これも一つの手段である。そうすることで、地区民の皆様方が安心して過ごされるその方策じゃないかなど。基本的にはやはり陳情としてあすこに再開してもらいたくないというのも、市長の本音でございます。

○11番（漆島政人君）

再開してほしいくない、これは市長に限らず地元住民の方はだれしも思っていることです。でも、そうなれば、そういう流れになれば、その方向で進めていけばいいわけですけど、議会に出された県議会の方の陳情書、これについては、冒頭私も申し上げましたけど継続審査です。継続審査処理をしたということは、市長もどういったことか重々理解されていると思います。悪くいえば、この問題については判断を控える、そういうことになるんじゃないのかなど、私は思います。

また、日置市議会に出されている請願書につきましても、これについては、議員の皆さんが判断されるわけですから、どういった結

論が出るかわかりませんが、仮に、採択されてもそれがどこまでこの許可をかえていく拘束力になっていくのか、そのことも市長自身は重々理解されているのではないかと思います。

そしてまた、一昨日の新聞記事の方にも掲載されてきましたが、県当局は法的な問題がなければ許可するだろうと、もうはっきりそういうふうに書いてありました。したがって、住民の反対意向が叶う見通しはほとんどないんじゃないかと。そうなった場合に、今、必要なことは、栄和産業が不適切な産廃処理ができないような仕組みを、公害防止協定で結ぶことしかないと思います。市長もその認識をお持ちだったから、さきの野首地区の話し合いの中では提案されたのではないかなと、私はそのときはそう認識したんですけど、改めて市長このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

このことにつきましての議会におきます採択を含めてどこまで効力をするのか、旧吹上町の議会におきましても、県の方には反対ということもきちっと述べられておりましたけど、それでもそのような県議会を含めた中で、今回につきまして継続審議という形にあるようでございます。そういうことを含めて総括判断いたしますと、やはり公害防止協定、議員がおっしゃいますとおり、やはり栄和産業が本当に決められたもの以外といたしますか、それだけしか搬入ができない、そういうように、基本的に今そういうことを含めて、やはり道路の占用を含めまして、車両の通過を含めた、また、私ども市道でありますので、そういう破損した場合にどうするのか、いろんな問題が今後まだ搬入するには想定していかなくちゃならないというふうに思っておりますので、ここはやはり地元と十分協議もさせていただきながら、この協定書の内容は十分協議もさせていただきたいというふうには考え

ております。

○11番（漆島政人君）

私はなぜ今住民の方も傍聴に来ておられるようです。私は住民の方と相反するような意見を言っているのではないかなと、自分自身今感じているわけですけど、でも、やはり公害防止協定を結ぶ方向でいくのが一番住民の方にとってもいいと。また、そのことについては、県の許可がおける前に協定交渉をしていかないと、許可がおけるからの協定交渉であれば、お願い交渉になってしまって、こちらの意向がどこまで反映されていくのか、なかなか難しい面が出てくるんじゃないかと、私はそこを懸念しているわけです。

そこで、先ほど市長の方からもう既にその協定交渉の中身について、一部ちょっとお話もありましたけど、市長は野首地区での話し合いの中で、積んできた廃棄物は、1台1台展開調査をして、安全確認をして処理していくぐらいの取り決めが必要だと、そういった趣旨の説明をされたようです。私は、栄和産業には協定書を結ばなければならない、法的な義務はないと認識していますので、やはりそのレベルでの交渉は難しい気がいたします。

でも、ここできちんと協定を結ばないと、旧吹上町においては、弦掛安定型処分場の問題があるわけです。住民の頭の中にはこの問題が一番あるわけです。だから、やはり、弦掛安定型処分場の二の舞を踏まないためには、私は最低でも次の3項目、このことについては、絶対に協定の中で約束していただきたい、その絶対条件なんですけど、まず1つは、営業中はいつでも住民が処理状況を見学できる場所を整備すること。市の担当職員は、いつでもマニフェストの閲覧と立ち入り調査ができること。3つ目が不適切な処理や住民生活環境に影響の出る問題が発生、もしくは発生の恐れのあるときは即営業を停止し、市長の方へ報告と改善を図る。なお、再開に当たっ

ては市長の許可を得ること。最低でも、この3項目については責任を持って、市長締結していただくべきことだと私は認識しているんですけど、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃった本当に最低の中におきます項目だというふうな認識しております。ここまでいけるよう私どもも、地域住民の皆様方も、やはりまだその結果が基本的に議会もまだそういう結果も出ておりませんので、そこあたりの出た中で最終的にまた地区民の皆様方ともお話をしなければならないというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

吹上地域にとって、栄和産業とどういった内容で協定を結ぶか、このことはとても重要なこととなります。そこで、まだその協定交渉の段階、その具体的などころまでも、まだいついつどうこうちゅうところまでもいかないわけですけど、私はそう長くないうちに県の許可もおりるんじゃないかと。そのことを踏まえたときに、仮に栄和産業が、今私が申し上げたその意向を受け入れなかったとき、県の産廃処理に関する指導要綱の中に、今言ったこの権限が行使できるよう、県へ新たな整備を求めていくべきだと、そういった気持ちを持って今後交渉も必要だと思いますけど、市長が今の時点で仮に栄和産業が先ほど言ったことを受け入れなかったら、県の方にそこまで強く求めていきますよと、そういう徹底したお気持ちを持っておられるのか、そのことをお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

県の許可のことをございますので、基本的にそれぞれ地域住民に不利益を与える中でやられると、これは、私も行政のトップとしてやはり県にはきちっと許可した、その責任ということの中におきましては、追求、言及していきたいと、そのように考えております。

○11番（漆島政人君）

私どもも、旧吹上町においては、今市長が言われるとおり、許可権者である県がきちんと責任を持ってやっていくべきだと、当然その方向でやっていってもらいたいということで、今までも何回も県の方に足を運んで言ってきたわけです。でも、横山助役のご承知のとおり、なかなかそういう状況にならない、法的なものも含めてなかなかそうはいかないと。吹上住民の意向は、県は受け入れてもらえない。そういうのが今までの私が受けた印象でした。

したがって、やはりこの公害防止協定できちんと約束をして、約束できないことについては要綱の中で整備してもらい、指導要綱の中で整備してもらい、そこまでしなければとてもじゃないけど、吹上住民はまた不安の中で生活をしていく、そういうことになるんじゃないかと思います。

市長もそのことは十分ご理解いただいて、今後許可がおりる前にぜひそういった方向で進めていただきたいと思います。

次の質問は、直接事業再開については関係ないわけですけど、市長もさきの住民との話し合いの場で感じられたと思いますけど、住民の方は芋野集落に設置され、既に閉鎖されている管理型処分場についても、管理型処分場跡地、これについても不信を抱いておられます。また、栄和産業が残りの施設を利用して、新たな事業再開、こういうのをやるんじゃないかと。そうなった場合に、栄和産業が残りの施設を利用して事業再開する場合に、今設置されて、そのまま使えるその施設を利用しての事業再開の許可と、今後、規模や構造を変更してしなければならない、そういった事業再開に対する許可基準、こういうものについていろいろ誤解もされているようなところがあるようです。この2つのことについては、今後いろいろ後日問題が発生しないよ

うに、県の許可がおりの前に、住民の方にも詳しく説明しておくべきことだと思いますけど、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先般の10月24日の日に県の担当者も来ましていろいろと説明したようでございます。私どもも、やはり今後のこの吹上におきます産廃につきましましては、やはり地区民の皆様方にいろんな情報を含めた中でやはりきちっと説明し、また情報を流していかなければならないということを思っております。

○11番（漆島政人君）

次に、有害物質が入ったドラム缶が掘り出された弦掛安定型処分場跡地の問題についてお尋ねいたします。

この問題につきましましては、旧吹上町でも、ドラム缶が掘り出された時点で、即近くの水源地を閉鎖すると同時に、許可権者である県の方へも、ほかに埋められている可能性があるのですべて調査していただきたい、このことを申し入れました。しかし、県の対応は、水質検査で監視していく、生活環境に影響が出ない限り、水質検査以上の対策を講じる考えはないと、そういった見解でした。

これに対して、旧吹上町議会でも県が調査しないのであれば、吹上町独自でも調査していく、そういった検討していくべきではないかと、そういったことで、執行部の方にも提言した経緯がありますけど、合併時期等も重なり、具体的などころまで至らなかったのが今までの経過です。

この問題については、ほかに埋められていないか調査していただきたい、そう願うのは、吹上町住民全体の願いです。

市長もこの問題については、現場も確認され、また、今までの経緯については、詳しくお聞きされていると思いますけど、今の状況をどう認識されているのか、また、ほかに有害物質が埋められている可能性についてはど

うお考えなのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この弦掛の現場も見させていただきまして、今までもその経過は報告をいただいております。それぞれ今まで旧吹上町におきましても、議会、執行それぞれ取り組んだ経緯があられるというふうにも認識しております。

お話によりますと、この場所が今それぞれ裁判になっているということをお聞きしております。裁判の土地に行政として入れるのかどうか、大変ここには疑問を思っておりますし、また、さっきも申し上げましたとおり、裁判が継続しているということでございますので、早く裁判が終了した後の中において、また私ども行政としてどうこのことに向かい合っていけばいいのか、やはりこのことも十分皆さん方と協議をしていかなきゃならないというふうに、今はそういうふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

今裁判中ということですけど、私もこの問題については、裁判所に行ってみました。この問題はこういった問題があるんだと。だから、大体いつごろ最終判決が、最終判断が下されるのか、このことを聞きにいきましたら、当然、今の時点ではわからないと、いつになるのかわからないと。経過としては結構長く、何回も法廷は開催されてますと。そういうことでした。

でも、この問題で一番心配するのは、仮に同じようなものがあの場所に埋められていたとすれば、私もさきに掘り出されたドラム缶を見たわけですけど、さきに掘り出されたドラム缶の腐食状態からして、これから腐れて中身が出てくるんじゃないか。そうなった場合に、水質検査で異状が出てからでは当然手遅れになってきます。そうなってくれば、もう日置市全体にかかわる影響がはかり知れな

いものになってくるんじゃないかと、風評被害的なものを含めて、だから、裁判の途中でありますけど、やはりこれについては、市独自で調査していく、そういった考え方をお持ちであるのかどうなのか、このことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

市の中の独自で調査をするに至るにいたしましても、やっぱり地権者の方のそれぞれの承諾というのにも要するというふうに思っております。そこあたりの承諾ができるのかどうか、やはりまた費用的にも大変な費用がかかるのか、私は何もまだそういうことは考えておりませんが、まだそういう推測したことはございませんけど、やはりこのことについても、やはり議会の皆様方とか、いろんな方々にも相談して、市でやるときの一つの利便的なものをもって対応していかなければならないのかなというのは考えております。

○11番（漆島政人君）

私も調査するとなれば、財政的なことも含め、いろんな課題が発生してきます。しかし、今の現状を踏まえたときには、やはり最後は自分たちの町は自分たちで守っていく考え方で取り組んでいかないと、この問題はいつになっても解決しないのではないかと。また、不法投棄については徹底した姿勢で解明していく、そういった市長の取り組みが今後栄和産業の不正処理を抑止していく大きな力にもなっていくと思います。

そこで再度お尋ねいたしますけど、具体的に取り組んでくれということじゃないですけど、裁判の状況も見なければなりません。でも、今後調査に向けた考え方で検討していく、市長の考えがあるのか、このことについて再度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

もう今の現時点で、本当に言明は難しいというふうに思っております。さっきも申し上

げましたとおり、どういう手法があるのか、調査だけなのか、それを掘り起こしてどっかに運んでどうするのか。また、いろんな手法というのはありますので、十分そういうものも考えて、今後対応していかなければならないというふうに思っております。

○11番（漆島政人君）

どうやって調査の経費を抑えるか、どうやって地権者の理解を得るか、このことについては、今回の定例会で安心安全なまちづくり条例というのにも提案されました。まさに安心して暮らせていける安全な自然環境、そういうものをきちんとやはり行政の責任としてやっていくべきだろうと。ぜひ調査していく、とにかく不安を解消していく、不安を解消していくために何をすべきか、そのことをぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問で最後の質問としますけど、私も産廃処理施設の必要性には認識しています。しかし、今の産廃問題に対する法整備のあり方は、吹上町の産廃問題を例にしたときに、不法処理等の問題が発生しても、住民が納得する解決を図れないまま、次の処理事業が許可されようとしています。このことが、産廃事業に対する住民の理解が得られない、また、信頼されない根本的な要因になっていると思います。今後、上部機関へ住民本位の産廃行政を訴えていくためにも、また、豊かな自然環境の上に成り立っている日置市の産業を守っていくためにも、市長の産廃問題については絶対妥協しないという主体的な取り組みが強く求められてくるのではないかと思います。今後の産廃行政についてどうお考えか、このことを最後にお尋ねして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

この産廃問題は本当にどの自治体によっても頭の痛い問題であるというふうに考えてはおります。その中で、やはり私どもはやはり

物を生産し廃棄していく、だれかは一つの処理をしていかなければならない。基本的に総論賛成、各論反対という大変産業環境につきまとう言葉であるというふうに認識しております。やはりきちっとした手順、こういうものがやはり最終的にはその地権者を含め、その地域の住民の理解、こういうことがコンセンサスがきちっとなさなければ、このそれぞれの産業廃棄物に関します仕事というのはできないというふうに感じておりますので、やはり今後におきましても、やはり産業廃棄物以外を含めましても、やはりきちっとした手順を踏まえた中で今後行政としてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

次に、6番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

私はさきに通告した2点について質問いたします。

本市の17年度予算は、5月に合併したということもあり、旧町での予算を持ち寄った形で基本的には編成されたところであります。したがって、合併したとはいえ、旧町での事業をそのまま引き継いだものであるため、合併効果や新市長の見解、新市の将来像、方向性などが反映されたものとは言えませんでした。平成18年度からいよいよ本市に見合った予算を編成し、新たな市政がスタートするものと期待しているところであります。

そこで、12月現在は、新年度の予算編成に向けて全庁体制で取り組んでいるものと思われま。さきに何名かの質問の答弁で明らかになったものもありますが、確認も兼ねて通告してあった次の点について伺います。

1、平成18年度の一般会計の予算総額はおおよそどのくらいになるのか。2、旧町で取り組まれていた単独事業等については、今

後どのように進めていくのか。また、その中で廃止するもの、継続するもの、全市的事業として取り組み場合の考え方についてお尋ねいたします。3、合併特例債はどのような事業にどの程度の資金を投入する考えか。

次に、教育問題について伺います。教育は国家百年の計と言われるほど重要な課題であります。今日、教育を取り巻く諸問題は深刻な社会問題に至っているところであります。家庭の教育力や地域の教育力が減退していると言われる中で、学校教育への期待が増大しています。しかし、一方では、学校教育現場の行き詰まりを指摘する声も挙がっています。

現在、三位一体改革の中で義務教育の国庫負担制度をめぐる、文科省と税源移譲を求める地方6団体、そして、堅持を求める学校現場の団体、PTA等の議論や運動が展開されました。国庫負担3分の1で一応の決着を見ましたが、今後も多くの課題を残しており、「義務教育や高校教育の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討するということで議論は続くものと思われま。

そこで、教育の中でも特に国の義務教育と位置づけられている小中学校の設置主体である本市の考え方と今後の方向性について伺います。

1、日置市の教育目標、目指す子ども像のスローガンを掲げる考えはないか。2、義務教育9カ年で身につけるべき事柄（力）をどのように考えているか。3、小中一貫教育について教育長のお考えは。4、日置市として小中一貫教育に取り組む考えはないか。（モデル実施、研究、指定校の取り組み等を含めて）お尋ねをいたします。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

平成18年度の予算編成に向けての基本的な考え方についてというご質問でございます。

平成18年度の一般会計の総額ですが、今後の予算編成で決定しますが、将来の安定的な財政運営を考慮すると、歳出を削減する必要があると考えております。平成17年12月現在の一般会計予算及び旧町決算額、塵芥処理組合、消防組合、広域連合、一般会計の総額で約260億円程度となる見込みでございます。平成18年度の予算編成では、主要施策には重点的な予算配分を行いながら、適正な歳出規模に近づけていきたいと考えております。

さきの議員の質問でもお答えいたしましたとおり、17年度をベースにしていけばやはり10%ぐらいは削減していかなければならないという認識を持っております。

単独事業について、事業ごとに事業効果を検討する必要があります。また、事業の廃止、存続や全市事業とするかについては、事業効果を見きわめながら、個別に検討していきたいと考えております。

また、合併特例債については、合併に伴い必要とされる事業でかつ、事業採択には一部制約があります。道路整備であれば、旧町の間を結ぶ道路の整備や旧町間の地域間格差を解消する事業などが対象となる見込みでございます。

具体的な事業については、今後の予算編成で事業選択していきますが、一部の市道整備事業や平成18年度から整備予定の地域インターネット整備事業に活用していきたいと考えております。

2番目の小中一貫教育についてというご質問でございます。このことにつきましては、詳しいことは教育長の方で答弁させますけど、子ども像のスローガンを掲げる考えはないかということでございますけど、来年の1年の中におきましてやっぱり市民憲章というのがやはりきちっと私は基本的にやはり早くできるべきであって、それに基づきまして、それ

ぞれの教育とかいろんな分野におきますスローガンというのが出てくるというふうに思っております。このことは、市民憲章を含めまして、来年の中で考えていかなければならないというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

日置市の教育目標、子ども像のスローガンについてでありますけれども、教育目標につきましては、日置市の教育行政要覧に掲げております。基本目標といたしまして、「あしたをひらく心豊かな人づくり」を基本方針といたしまして、「郷土の教育的な伝統や風土を生かした全人教育・生涯学習の推進に努める。」を設定し、それを達成するために具体的な努力点や重点施策等を設け、努力をしてきてるところでございます。

目指す子ども像につきましては、簡潔な表現にはしておりませんが、「生きる力を身につけた子ども」を目指して「確かな学力を身につけた子ども」、「豊かな人間性を身につけた子ども」、「健康・体力のある子ども」の3つの子どもの姿を掲げ取り組んできております。

しかしながら、簡潔でわかりやすいスローガンのものとしては取り扱っておりません。各学校には、子どもたちにわかりやすい表現でそれぞれ設定されております。小学校、中学校の子どもたちの発達段階が大きく違う中で簡潔でわかりやすいスローガンのものが設定できるのかどうか。また、各学校が掲げております子ども像との重なりや違いなどの関連を考えますと難しい問題であると思えます。

したがって、今のところ、各学校が掲げている子ども像を包含するような表現のもので特に支障はないのではないかなと考えているところです。

先ほど市長の方からもございましたが、設定するとしたら、市民憲章ができてから、それとの関連を考えながら、また、表現は各学校の子ども像を包含するような表現のものとして考えていかなければならないのではないかなと考えております。

次に、義務教育9カ年間で身につけるべき内容・力についてであります。これは学校教育目標第17条に小学校は心身の発達に応じて初等普通教育を施すことを目的とすると述べられております。目標につきましては、1つ、学校内外の社会生活の経験に基づき、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自立の精神を養うこと。1つ、日常生活に必要な国語を正しく理解し、使用する能力を養うことなど、8つの目標が設定されております。さらに教科等の内容につきましては、学習指導要領に具体的に示されております。中学校につきましても同様でございます。

3番目の小中学校一貫教育についてどう考えるかということなのでございますが、中高一貫教育につきましては、学校教育法の中で中等教育学校として小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて専門教育を一貫して施すことを目的として、目標、修業年限等を決められておりますが、ご質問の小中学校の一貫教育につきましては、通常の場合、基本的にはできないことになっております。したがって、実施する場合は、構造改革特別区域の申請を行い、校舎建設等を行っていくことになると思います。

小中一貫教育では、小学校と中学校に分けてこれまでのように別々のものとして考えるのではなく、9年間を一つの義務教育期間として考えていきますので、各学年がより連続したものとしてとらえられ、学習指導計画が立てられますので、小学校と中学校の授業内容に連続性が生まれ、小学校から中学校への移

行がスムーズに行えること、また、これまでは小中学校間の環境の違いや考え方の違い、理解不足等がありましたが、これを一つの学校ということで、同じ教育間に立って子供たちに接し、9年間一貫性のある教育をしようとするものであります。

さらに9年間という年齢差が大きい子供たちが一緒に教育を受けて交流などをしていきますので、そこには、後輩を思いやる心や先輩を敬う心などが育つなどの効果も期待されております。

一方、小学校を卒業して、これから中学校へ進学するのではという進学の喜びとか中学校への期待感というものが薄れてくるのではないかと、あるいは9年間という長いスパンでの教育となるので、緊張感がなくて惰性に流されることはないかなどの課題も指摘されております。

全国的に中高一貫教育につきましては、既に多数の取り組みがなされておりますが、小中一貫教育につきましては、数少ない状況で現在はあります。

したがって、その成果とか課題等も明らかにはされておられません。このようなことから、小中一貫教育そのものの実施につきましては、制度上の問題など難しいと思われまじけれども、一貫教育の長所を生かした小中学校連携の取り組みにつきましては、これから進めていかなければならない課題だと思っております。

○6番（花木千鶴さん）

それでは、財政からお尋ねをいたします。私は2番せんじか3番せんじぐらいになるのでしょうか、18年度の予算編成ですけれども、何点かお尋ねをしたいと思います。まず、本年度が260億円の1割ということですから、大体来年度、財政管財課長と話をしましたときにも、240億円ぐらいかその前後だろうという額は伺いましたけれども、先般の

佐藤議員のときにも少し出たかと思うのですが、合併するときのまちづくり計画の中で、財政計画が出ておりました。それは、あれは計画なので計画どおりには行かないのだということですが、それでも、あの計画の中では、約17年度、18年度は217億円ぐらいだったと思うんです。それが、260億円ということは、大変な差があるわけですがけれども、同じにならないといけないということではありませんが、住民に一応説明をして通ったわけですので、その大きな差が出た、その辺のどんな理由があってこれほど大きかったのか、その辺の見解をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的にはこの合併に伴いまして、広域連合の部分が入ってまいりました。消防、塵芥、こういうものが一括して一般会計の中に入ってきました、今現在260億円というふうになっております。特に、まちづくり計画の中につきましては、きのうも答弁しましたように、繰入金が入れておりませんでしたので、この繰入金をどれだけ入れられて、また、財政計画ができるのか、そういうことでまちづくり計画の財政計画と、今の予算の差というのは、それが一番大きな差であるというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

先日もそのような回答だったわけですが、それにしても、それを合算しても随分違いがあるなということで計画そのものがスタートの時点でどうだったのかなというふうに思ったり、それと、各町のやはり16年度の決算の状況等を見てもみますときに、やはり随分たくさんさんの事業をやった、それはよそのことは言えない、私も伊集院地域の中ではいわゆる駆け込みなわけではないと、各町においては思っても、よそからはいろんな思いがあるのかもしれないけれども、そういったことが多少なりともお互いを感じるような事業もあっ

たのではないかというふうにも思っているところでは。

それで、少なくとも予想していたよりは大きな数字でスタートすることになっております。そのスタートに来年度は20億円も減額する、それを目標にしているわけです。この減額の20億円の主なものについて結構ですのでお示してください。

○市長（宮路高光君）

歳出の方の考え方の中におきまして、基本的には新規事業というのは大変難しいという考え方を持っておりますし、また、基本的に今回の約20億円ぐらい、17年度と比べまして大きな事業が終わったと、そういうものもございまして、総額とすれば約20億円程度は削減できるというような考え方を持っております。

○6番（花木千鶴さん）

来年度にならないと大きな事業が終わったというのがいろいろ数字として出てこないとあれなんでしょうけれども、そういった形で大きな事業が終わったということになれば、先ほどの総体的な答弁からいきますと、細かいところもまだ次の段階で、これまでの単独事業のようなものとかというのを整理もできていないということですので、その20億円を、大きな事業そのものでどう出てくるのかということでは、少しその合併効果といえますか、そういうのが出てくるのかどうかという判断は、今の時点ではつかないわけです。

では、そのヒアリングを終えていないこともあるんでしょうし、そしてまた、細かい単独事業もどうするかということは現段階では説明することができないということではありますが、そのことは大変住民にとっては関心のあるサービスだったりするわけですよね。単独事業というのは、その自治体、その自治体が単独でやるわけですので、よそにはないというような事業なわけです。それが、どうな

っていくんだらうかと、私も16年度の予算、決算の特別委員会におりましたが、もう大変な量だなど思うことでした。それを、これからだということでありましたが、基本的に減らしていくもの、ふやしていくものについて、市長はどんなふうを考えて、その根拠みたいなのはおありなのか、その辺はお話はできませんか。

○市長（宮路高光君）

単独事業につきましては、合併協議会の中でも今まで論議をしてきたことでございまして、基本的には3年以内におきまして廃止という方向に暫定的になっていくというふうに思っております。そういう部分を来年急にとすることはございませんので、その事業の中でそれぞれ精査していきますけど、基本的には3年以内の中でいろんな事業の廃止等は決定していきなきゃならんというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

確かに3年以内に見直していこうというのはありました。協定の中であったのは私も存じておりますが、それを3年、それほどたくさん事業を引きずっていくほど余裕があるのだろうかというふうには、私は財政全体を見て感じるから質問しています。

国保一つを見てもみますときに、国保は激減緩和措置というんですか、4町に国保の料金がばらつきがありました。高いところ、低いところ。それを5年で調整しようという協議がなされているところです。それはそれでやるんでしょうけれども、もう一步、国保の基金がもう底をつこうとしているわけですよ。計画では、これこれの段階に応じて調整するといいながら、一方では足りなくなっている。これを見ただけでも料金はいつとは言えないでしょうが、国保の料金は上がると見込んで構わないんですか、ご答弁いただけますか。

○市長（宮路高光君）

5年間で保険料の緩和策というのはしていきますけど、特に医療費の伸びを中におきましては、やはり設定といいますか、それぞれの基準の設定は恐らくかえていかなければ賄うことはできなくなると。その5年間の暫定的なものをしますけど、また、保険料の見直しというのもお互いにどの時点ですか、やはり試算も出してやっていかなきゃならんというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

国保は一例だと思うんですが、やはり予定どおりにはいかない、協議どおりにはいかない、現実には厳しくなっているということ、この国保はいい例としてあるんだと思うんです。現実は大変厳しいので、先ほどの3年で見直すというのも、それほど余裕があるのかなかなと思っております。

合併は財政効率のための手段だったわけですよ。先ほど特例債の話もありましたけれども、特例債は、その財政効果の手段としてやった合併に必要最小限にとどめていかなければ、大変現実には厳しいという状況です。国の特例交付金が鹿児島県は随分ことしは多くなりました。鹿児島県は合併が進んだこともあると。市町村分も多くなったと言われて、新聞では書いてありましたが、市の借金ですか、地方債残高は本年度末で318億円の予測となっています。類似団体と比較してみると、やはり100億円ぐらいは多いという状況ですよ。非常に本市の財政は厳しい。

また、一方で借金を返済するという意味の公債費も毎年40億円は支払っていかなければならないという状況です。

これを見てもみますと、日置市は一体どうなるのかなという状況ですが、とても特例債を新規の事業にとか、ハードに使える余裕はないと私は感じています。

さっききょう上園議員の中にもあったように、そして、先ほど市長が答弁されたように、

イントラネットのような事業が、それはこういうことを利用しなければ時代の流れですので必要ですが、それ以外の箱物、そして、ハードの整備はいつまでもじゃないでしょうが、あと数年間はみんなじっとがまんして、必要最小限の維持管理というものをしのいでいかなければならない事情じゃないかなと思っ

○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃったような考え方も私も一緒でございますので、やはり歳出を本当に削減していく努力をしていかなければならないというふうに思っておりますし、もう一つ来年、再来年におきまして、交付税と補助金と三位一体改革の中におきますこの税収、ここあたりが変わってまいりますので、今の算定の率の中とまたこの二、三年でその財政計画というのを組み直しをしていかなきゃならない。そういうことも予期していかなきゃならないというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

本市の財政は大変厳しい。その厳しい財政を住民にどうわかってもらうのかっていうことも一つあると思うんですね。これから、それぞれの町のサービスを切っていかなければならない。サービスを切るといいますか、単独事業を切っていかなければならないということは大変住民にとっては、言いにくいことだったり、勇気のいることかもしれないですが、もう一つ考えてみれば、住民は合併を選択したときに、そのことは、もう半分以上の人は覚悟していたということもあると思うんですね。その辺のところもよく考えて勇気をもって財政運営には当たっていただきたいと思うんです。それは、最初にやらないと、覚悟していても、ずるずるずるずる何とかなるのかもしれないということを引き伸ばしていけば、また決断もしにくくなるし、住民の要

求は強くなっていくんじゃないかと思うんです。平成18年度の予算編成はそういった意味でも大変な覚悟が要るのではないかと思います。ぜひきちんとした財政のめどをもって、そして、説明責任の果たせるようなそんな勇氣ある、そして、市民が数年後に期待が持てるような財政計画を立てていただきたいと思うのですが、その辺のところでもう一度市長のご覚悟のほどを伺います。

○市長（宮路高光君）

やはり市民の皆様方には本当に財政状況というのを的確にやはり広報誌等を使いながら、またいろんな説明会の中でも説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

○6番（花木千鶴さん）

では、教育問題についてお尋ねいたします。

私はこの小中一貫教育については難しさを、そして、これからの問題だということも十分承知しながら期待を持って私自身の希望を持って質問をさせていただきたいと思っております。

市長がお話を、前々からこのことについては私はお尋ねもして、前回の一般質問でも突如一問一答の中でお尋ねした経緯もございます。私がなぜこの問題を取り上げたかといいますと、市長は、旧町時代にこの義務教育国庫負担制度が議論されているときに、大変その6団体の考え方にももちろん首長ですから、6団体のお1人でもあられるわけですが、大変な推進派でいらっしゃいました。そして、一般質問で私もやりとりをさせていただきましたときに、権限が移譲することが何よりも大事だとはっきりおっしゃいました。市長は教育に対して首長として大変な意欲を持っておられるということをお場で私も伺った経緯がございます。それでお尋ねをしたところでもあります。18年度中にその方向性をもって示していきたいということでありますので、市民憲章とあわせて期待をして待っていいようかなと思っております。

教育長のご答弁をいただいたわけですか、今義務教育の中では問題視されておりますのが、子供たちの生きる力、学力、そして、コミュニケーション能力、その辺は大きな問題だと言われております。この3つについてちょっと教育長からもありましたので、私もお尋ねをしたいと思います。

まず、一貫教育と学校教育との絡みをもう混ぜてお尋ねをいたしますが、来年度、鹿児島市は中高一貫教育、玉龍がそうなりますが、大変に取り組みやすい、そしてまた制度的にも取り組みやすいので、全国的にも中高一貫は進もうとしています。そして、一方で親や子供たちも大変そこに集中していくのが高校入試というハードルのせいもあろうかと思えます。

しかし、今取りざたされているこの義務教育の権限移譲というのから考えれば、私たちの自治体にとって、義務教育の9カ年というのが何よりも重要なわけなので、私はこのことを9カ年の学びの連続性と言われました。このことについて、私は力を込めて言いたいわけなんです。

今の小中別々で連携ということもあろうかとは思いますが、今この中で、昔は中卒で働くことができた。皆さん多くの人たちがもう大変な労働力として中央の方に行った。中学を卒業したら社会に出て働く力を持っていたわけです。しかし、どうして今の子供たちは生きる力が欠けていると言われるんでしょうか。この今の義務教育の小学校、中学校の位置づけの中で、どうして生きる力が欠けていると言われるのか、教育長はどのようにお考えですか。

○教育長（田代宗夫君）

即答ではなかなか答えられない難しい問題ですが、生きる力というのは、今私どもが考えておりますのは、子供たちが何かをするときに自分で考え、自分で計画を立てて、そし

て実践していくという能力だと思います。人から与えられたものを実践していくというものじゃなくて、自分で計画を立て、そして、自分で判断して、自分でそれを実践していく、そういう総合的な力が生きていく力であり、端的にいいますと、どこに投げ出されてもそこから這い上がって生きていけるような子供に育てなければならないと。

ところが、今一般的に子供たちに言われておりますことはよく耐性がないとか、耐える力がないとかいうことがよく言われております。昔があって今がないということかどうかわかりませんが、昔の私どもの小さい時代を考えますと、勉強もでしたけれども、学校から帰ると外で遊んだり、山に行っているいろんなこといっぱいたくさん自然体験、大人とつき合う体験、私も中学校のころも川さらいにも行きましたし、もういろんな人との付き合い、いろんな自然とたくさんの体験がいっぱいあったと思います。そういう中で、学校でのその知的な学習や技能を学ぶことや、それ以外に今申し上げたような自然体験、人との体験、体験活動がいっぱいあったと思うんです。そういうものが、今現在生活の中で失われてきているというのも一つの原因ではないかなと思っております。

したがって、今、せんだって何年か前でしたか、学校教育法の中で改正になりました中の一部を申し上げますと、子供たちに学校の中で自然体験やそういう体験活動をいっばいさせてくださいというふうには、そういう項目が新たに入ってまいりました。したがって、その中で今、今度の学習指導要領の改定でも、総合的な学習というのが入ってまいりました。この中では、今私が申し上げましたように、ただ単なる教科で算数とか国語とか教科単独でそれを勉強するのではなくして、総合的学習の中では、自分で何かをしようと計画を立てたら、そのやりたいことを計画し、自分で実

実践まですべてやっていくと、発表までやっていくという一連の活動があります。したがって、その活動の中には調べる活動もありますし、書く活動もありますし、こうして皆さんに自分で考えたことを発表する場もありますし、自分で調べにいった体験する場もあります。すべての活動、すべてとは言いませんが、たくさんの活動が総合学習の一連の活動には入っております。そういうものが今現在の中に入ってきております。

したがって、そういう活動を通してこういう生きる力をつけたいということで、今盛んに言われていることだと思っております。

○6番（花木千鶴さん）

生きる力というところでは、今お話を伺ったわけですが、生きる力がない子供たちと言われて、それをどう育てていくのかということが、現場の中ではいろいろ努力されていることだとは思いますが、それでも一生懸命現場が頑張っても、なかなかその形になってあらわれてこない。それで総合的な学習も位置づけられたということだろうと思いますが。

もう一方では学力の低下と言われている。教育長はその生きる力がどうして欠けているのかと言ったときに、学力偏重があったというのもありました。一方で教育に一生懸命なるといいながら、どうして学力の低下につながっているのかという疑問があるわけです。

それで、一貫教育の中で先ほど教育長も言われたような、9カ年の学びの連続性があると、これが何よりも特徴なんだと言われました。9年間で日置市の子供たちの学力をどうつけるのかというところで、小学校で頑張る、中学校で頑張るといふのは全く一貫教育は違うということです。そこで、その9カ年の学びをきちんと系統づけることができるのが、この一貫教育ならではのということになるわけですね。そして、確かな学力を小学校でど

うだ、中学校でどうだではなくて、9年間でどうするかということをするのが一貫教育。そして、もう一つは、その今教育長が言われた体験活動、多様な人間関係と多様な経験をつくり出すことができるのも、この一貫教育の特性だと言われているわけです。ですから、私はぜひ取り組んでいただきたいと思います。そして、総合的な学習というところでは、東京の品川区が平成18年度から、もう区を挙げて小中一貫教育に取り組みが始まります。もう冊子、本も出ています。特別な本が出ておりますが、総合的な学習の時間というのもなくしました。そして、市民科という、教科書の科という、市民科という教科をつくって取り組んでいるところです。さまざまな問題を抱えた義務教育ではありますが、特区を申請してという流れになっていくと、先ほど教育長も言われましたけれども、そのハードルを越えるのは非常に高いと思われませんか。

○教育長（田代宗夫君）

ハードルが高いとか低いとかということではなくして、先ほど今品川区の話されましたけれども、品川区の方では4、3、2というスパンを考えて9年間を基本的に考えているようでございます。で、小中一貫校教育となりますと、今ご指摘がありましたとおり、小学校から中学校までのカリキュラムを今度は全部それ独自で中学校までを組みかえということですか、その学校で並びかえてつくるができるわけなんです。そして、特別区申請をして、2006年、18年度から実施される方向で今品川の方では準備がなされているところです。したがって、そういうカリキュラムをまたつくらなければならない。

それと、私ができないと言いましたのは、そういう現在の段階ではまだ法律的に制度ができておりませんので、特別区の申請をして、それが認められてからの実際のことになると思います。

それと、内容的にはそのカリキュラムをつくるというのは、もしやろうと思えば、これはできないことではないと思います。例えば、近くの小中学校と一緒にあって、そういうカリキュラムをお互いに研究してつくることはこれは不可能ではございません。これはできることだと思うんです。ただ、できないのは、一貫教育の中で、そこの先生たちが自由に行ったり来たりして授業ができ合うとか、あるいは校舎を建てるとか、そういうことはもう全くできないとは思いますが、内容的なソフトの面では、かなりのものができるのではないかなと私は思っております。

したがって、先ほど申し上げましたのは、とりあえずそういう連携の中で一貫教育のよさを生かした教育活動を研究していくことはできるので、そちらから始めたいと申し上げたところでございます。

○6番（花木千鶴さん）

すぐには難しいことですし、その特区を申請して云々というところも難しい手続があることは承知していますが、そういった方向に向かって取り組むことが、本市にとっても大変いいことではないかと私は思っています。

これを質問したというか、提案をしているのは幾つかの理由があります。一つは合併をいたしました。近いうちに小中学校の統廃合が議論されなければならない日がやってくると思うんです。そのときに、まずは財政が優先されるような議論であってはならないと思うからです。いずれにしても、財政が最終的には考慮されて統廃合を考えなければならないかもしれないけれど、やっぱり教育論的にきちんとそのことを議論することができなければ、子供たちのためにならないと思っているから、そのためのきちんと自分たちの町の小学校と中学校、そして、この9年間、15歳までをどう育てていくのかというのは、市独自で考えて作り出していかなければ、

この議論は進んでいかないし、将来のまちの教育は成り立ってこない。これまでのような文部省がおろしてくる教育制度でなくなるから私は申し上げているわけです。

そのことをしていくと、私は、まちにとって教育に力を入れていくことは、若い世代の流入、定住人口につながっていきますし、また、その質も向上させていきます。そして、そのことは治安にもつながっていくと言われていると思います。

ですから、鹿児島市に隣接しているこの日置市としてはぜひ難しいことだということではなくて、精いっぱい取り組んでいただけると、教育と文化を誇るまちになれば、市の発展には非常にやっぱりいいことなのではないかと思って提案させていただくわけですが、教育長その辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

確かに本市の学校の方も児童数がだんだん少なくなって小さな学校はふえてきておりますので、当然それらの方向も研究していかなければいけないというのは考えております。

鹿児島県でもこの前新聞によりますと輝北町が特区申請を行って小中学校一緒にしたいということで、実施に移すのは合併してからのことになるということでしたけども、新聞情報ですけれども、あすこの児童生徒数を見てみますと、大体概略ですが、小学校全部合わせて200幾ら、中学校が100幾らで三百四、五十名ぐらいになるのかなと思っております。そういう実際にできるとすれば、輝北町で一つの小中連携の学校が、建物が建て、子供たちが全部そこで小中学校一緒に勉強するというような形に実際なっていくのかなと思っております。

私が先ほど申し上げましたのは、現在のところは一応連携をとりながら、将来的にはやはりそういうことも含めながら、これは研究していきたいと思っております。

○6番（花木千鶴さん）

ぜひ本市では一つの学校というわけにはいかないかもしれませんが、例えば、モデル校とか研究校とかを指定してやることのできるのであれば、ほかの小中学校への影響も出てくるんじゃないかと思うので、検討していただきたい。私もこの本市の状況からいきますと、東市来の上市来小中学校、伊集院の土橋小中学校は規模的にも取り組みやすいのではないのではないかなど思っているところではありますが、ぜひ検討してきていただきたいと願うところです。

最後に、私はこのことで福岡市の北崎小中学校というところに行きまいました。研究会も見せていただきましたし、授業も何度も見にまいりました。研究の中にこう言うのがありました。研究の成果は子供たちが学び合う小中学校、教師が学び合う学校、地域と学び合う学校を全職員で実感できていることです。実践は難しくも楽しくも、実にすばらしくもあつたとつづられています。そういう授業を本当に見せていただきました。学校現場は大変だということはもう十分承知していますが、ぜひ一つの方向性をもってみんなでやっぱり地域の学校を盛り立てて自分たちのまちの子供たちの教育をつくり上げていくことができたらなと思っているところです。期待を込めて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を16時といたします。

午後3時51分休憩

午後4時01分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き、会議を開きます。

次に、3番、下御領昭博君の質問を許可します。

〔3番下御領昭博君登壇〕

○3番（下御領昭博君）

残すところ私を含め2名となりましたが、どうしても質問内容が重複するところが多くありますが、私は私なりの考えのもと質問しますので、最後まで回答をよろしくお願ひいたします。では、質問に移ります。

先般通告しました2項目の6点について質問します。

1、行政改革に対する意識の向上、日置市行政改革大綱につづらいている草案で、新たな時代を切り開く自治体経営戦略に基づいて、よりよい合併効果と新たな公共空間の創造を求めてを基本に実行されていかれると思ひますが、日置市市民の5万3,400人のトップとして、宮路市長の手腕が問われる大変大事な時期を迎えています。市民が安心・安全な生活が送られるような市政を目指していただけることを信じ、あえて再度確認する意味で質問します。

①今までの職員は、旧町内だけの人事異動であり、4町合併と同時に、大規模な人事異動があり、強いてはこれが大きな行政改革であり、今後もこのような改革があると思ひます。日置市行政改革大綱の資料にもつづらいているように、行政改革に取り組む職員の意識が極めて重要です。これがため、職員一人一人が行政改革の意義を自分のものとして理解し、「開かれた行政」「最小の経費で最大の効果があがる行政」に徹し、提案制度を設けて意見の徴集に努め、部課長会議で問題を取り上げるよう期待してやみません。

全庁挙げて職員の行政改革に対する意識の助成が何よりも重要です。改革は単に経費、職員の削減にとどまるものでなく、なお一層の住民のサービスの向上を目指した住民のニーズ、行政効果、効率化、適応性など、多方面から見直して、市民に満足を得られるものでなければなりません。

そこで適材適所という言葉があるが、職員の持つ能力、適正、個性を組織体の中でどう活用するか、職員が意欲を失わないよう志気を高める人事管理がなされているか、具体的かつ明確に伺います。

2番、地方公務員の採用試験に合格し、いわゆる縁故採用が見られなくなって、優秀な人材が集まるようになった。しかし、一度採用されると、身分と給料が保障され安住の職場となり、可もなく不可もなく平凡に職場にとどまり、志気の沈滞が見られているのでは。

これまで各町、昇格は、それぞれ千差万別であったかと思いますが、管理職になられた方は多方面に優れ、何といても統制・決断力のある人物だと、私はそのように思っています。また、そうでなくてはならないと思います。

今回、合併後、母体も大きくなり、新たに部長職が設けられ、ますます市役所内の体制が厳しくなったかと思うが、合併と同時に、今までの管理職はそのままなのか。今後は、いろいろな面で行政に対する住民のニーズ、価値観が多様化して、行政環境が著しく変化し、厳しい状況になる。今後、さらに管理職に求められる責任は今まで以上に重くなっていくと考えられる。人が人を管理する。これほど難しいことはないと思うが、今後の日置市の発展のためにもぜひとも取り組んでいくべきだと思います。

そこで市長のマニフェストに平成18年度より、管理者昇格試験の導入などによる、職員昇格制度の見直しとあるが、具体的かつ明確に答弁を伺います。

③合併と同時にいろいろな事件が多発し、日置市は暗いニュースばかりで信用と信頼がなくなり、職員も影響を受け、元気がない市役所になっているように思われます。できるだけ早い時期に明るい市役所にしなければならない。市民へのサービス、対応もよく、職

員一人一人が活気にあふれ、元気のよい市役所と市民の皆様から言われるような市政を目指さなければならないと考えます。

そこで評価できるような市役所に生まれかわるため、また、心身ともに健全でなければよい仕事ができないと私は思います。花を植え、慈しみ育てる心のゆとりが持てるような環境も必要ではないかと考えますが、その一環として環境整備を含めた美化運動をする考えはないか伺います。

④現在、日置市の人口は約5万3,400人であり、市の職員数は527名で100人に1人の割合である。今後、5年後職員数80人削減すると言われていますが、そうした場合でも人口割合で120人に1人の割合となる。また、高齢者は全国では20%に当たるが、我が日置市は27%であり、3.6人に1人の割合である。景気も一向に回復せず、企業も厳しい状況に置かれ、企業で働く職員は年々所得が下がる一方である。

そうした場合、市民税、法人税も余り期待できない状況にある。また、地方交付税も年々少なくなることが強く懸念される。果たして5年後、10年後、行政は財政運営が圧迫されることが強く懸念されるのではないか。そこで、日置市のかじ取りを担っていくためにも、市長を初め、助役・管理職で思い切った行政改革を進め、安心・安全な市政を目指してほしいと思うが、市長自身はどうかわり、どのように心がけているのか伺います。

2番、公共工事の入札制度改革について、私も昨年の8月までは経営に携わっていましたが、今は経営より退いています。企業も行政側もまだまだ改善しなければならない問題点が多く、検討を加え最善の体制で促進していくべきと考えます。

そこで質問に移ります。①景気も一向に回復せず、企業は今は大変厳しい状況に置かれている最中で、合併と同時にいろいろな事件

が多発し、入札制度のあり方、指名のあり方が大幅に改善され、行政側も思わぬ仕事量が増加し、大変な時期を迎えていると思います。

しかし、公共工事は、物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて、初めて確認されるものであることから、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がされることによって確保されるものである。品質のよい仕事をするには、最低限必要な原価がある。それ以下の価格だと果たして品質は保障されるのであろうか。また、そこで働く従業員の給料、雇用は保障されるのであろうか。以上のようなことを考慮すると、どうしても最低制限価格を導入するべきと思うが、どのように考えるのか伺います。

②都道府県における低価格入札が推移を続中、全体の1割は落札率85%未満の工事で社会的に大きな影響を及ぼす公共工事の品質不良が出ている。ここで国は、公共工事における品質確保の促進に関する法律案を平成17年4月1日に施行した。公共工事の品質確保の促進に関する法律のポイントは、以下に述べるとおりである。①公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化。内容として、公共工事は物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて初めて確認できるものであること、受注者の技術的能力によって品質が左右されること等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備するものである。

②「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換。内容として、「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換を図り、公共工事の品質確保を促進するための諸規定を整備するものである。

③発注者をサポートする仕組みの明確化。内容として、発注者は基本理念にのっとり、

発注者の責務を遂行することが必要であるものの、一部には体制が脆弱な発注者も存在することから、これらの発注者をサポートするための諸規定を整備するものである。

以上のようなことを政府は掲げている。

公共工事の品質確保が国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

以上のことを踏まえ、公共工事の品質確保が問題とされる昨今、今後は価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換が求められている。我が日置市も導入して、公平で安心・安全な構築ができるよう入札システムの改善に取り組む考えはないか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の行政改革に対する意識の向上ということをごさいますして、人事管理におきましては、職員の能力や実績を公平公正に評価して、適材適所により登用し、市職員全体のやる気を引き出していくことが重要であります。そのため、職員の適正を把握するための自己申告制度を本年度から全職場で実施しており、さらに、職員が新しい課題に積極的に学ぶことができるための研修制度も設け、やる気のある職員の登用に努めてきているところでございます。

今後とも、こうした取り組みをさらに推進し、広くやる気のある職員を積極的に登用することにより、組織全体のチャレンジ精神を高め、市全体の持てる力を最大限に発揮できるよう、公平公正な人事管理に努めてまいりたいと存じます。

昇任試験につきましては、来年度より係長級及び課長級職員への昇任を対象に試験制度を導入していく考えを持っております。実施時期、方法の詳細につきましては、現在検討中でございますが、単に、選抜だけのための

試験ではなく、管理職と常に市政の重要課題を意識するように、また、自己啓発の動機づけにもしていきたいと思っています。また、試験の手法も筆記試験だけでなく、真に管理者としての資質を見るため、面接や勤務実績なども考慮したものとしていきたいと考えております。

市役所を一番のサービス産業にするために、市職員自身が真にお客様である市民の皆様方に、いかに心の通ったサービスができるかということが、これが基本ではないかと考えます。

議員からご指摘ありましたように、やはり市役所からこうした環境美化についての気運を盛り上げていくということは、非常に大切なことだと思っています。

つきましては、環境美化運動を初め、現在募集を行っております職員提案制度の意見等も参考にし、職員の意識改革につながる活動について、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

合併して7カ月、まずは旧4町の融和ということに努めてまいりました。このことは一朝一夕にできることではございませんけど、これからもさらなる努力を傾注してまいりたいと思います。

そのためには、まず、各地域の実情を知り、地域との対話を重ねることだと認識し、私自身これまで多くの機会をとらえて、地域へ出向いてまいりました。

今後におきましても、今まで同様、地域からの声を大事にしながら、行財政改革に取り組み、住みよい日置市を目指してまいりたいと思っています。

公共事業の入札制度改革につきましてのご質問でございます。現在、建設工事の入札は、予定価格の事前公表の試行に伴い、最低制限価格の設定を見送っている現状でございます。予定価格が500万円を超える工事の入札に

については、工事費内訳書の添付を義務づけており、内容をチェックし、合格した業者だけが入札に参加できるので、低価格での入札は企業努力によるものと理解しております。

現在までの状況を申しますと、建設工事の入札件数203件に対しまして落札率が70%を下回ったものが16件あります。そのほとんどが大手企業が落札していますが、設計どおり工事が終了したもの、まだ工事中のものなどがありますが、現場監督、検査等も十分させ、何の問題なく順調に進んでいるところでございます。

今後、17年度の結果を入札監視委員会にも報告しながら、この最低制限制度のものを含めて入札制度の改善策に努めてまいりたいというふうに思っております。

国・地方公共団体の発注する契約を競争入札に付する場合の契約の相手方・落札者は最低の価格をもって申し込みとした者とすることが定められています。

しかしながら、価格そのほかの条件が地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをしたものを、契約の相手方・落札者とする旨の規定があります。これを総合評価落札方式といいます。この総合評価方式においては、民間企業などからの技術提案を求め、提出された提案書に対して技術の実績や実施体制等を審査し、得点をつけ得点と提案価格を比較し最もコストパフォーマンスの優れた提案を採用するものであります。

今後は、入札監視委員会の意見も聞きながらさまざまな手法を検討していきたいと思っております。

○3番（下御領昭博君）

今明確な答弁をいただきまして、1番からいきます。今まで議員が同じ質問が多くもう答えは出てますので、1番の1について、2点ほどお伺いします。

各課の管理職の有資格者のエキスパートは、市全体で何名ぐらいいらっしゃるのか。現在、民間企業では、有資格者でエキスパートの知性が高い人材が求められています。日置市はこれから先どう考えているのか伺います。

それで、もう一点、窓口業務等での市民からのクレームなどはないのか。あるとすればどのようにだれが対応しているのか。このことから、責任の所在を明確にするためにも、ローテーションシステムを作成し、窓口に掲示するのも一つの方法と思うがどう考えるか。職員も掲示されたことにより、より一層責任を持って対応すると思うが、どう考えますか伺います。

○市長（宮路高光君）

管理職におきまして、資格を、その中におきまして行政、公務員という中におきましては、専門職、建築士とか土木士、また農業技術士、保健師、通常事務的な中におきましては、そのような資格を持っている人がいると思っております。一般的には、それぞれの公務員に対します資格要件というのはないようでございますが、それぞれまた自分でいろんな資格をとっている職員もおおるようございます。今後、やはりこれだけ高度化する中におきましては、やはり有資格を持つ職員の登用というの今後十分考えていかなければならないというふうに思っております。

2番目の中で特に窓口対応の中におきまして、お客様からそれぞれ苦情といろいろなものがあつたことも事実でございます。そのときに特に課長等におきまして、すぐ行っておわびをしながら対応をさせておるところでございますが、やはり言葉の掛け方とか、また返事の仕方とか、そういう一つの作法の中においても、やはりお客様に心外になると思いますか、そういう気に障る、そのような中においてお叱りを受けた場面は何回もありますので、今後やはりお叱りを受けてもすぐ謝

りながら、丁寧に対応をできるよう職員にも指導していかなければならないというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

よくわかりました。確かに公務員の場合は資格は必要ではないかと思えますが、現在、県庁なんかの技術系の職員なんか、もう最近資格をとらないといけないということで自主的に資格をとっているようです。わかりました。

2番に移ります。管理者試験は係長から一応行うということをおっしゃいましたが、市役所に入ってその係長を受けるために、何年ぐらい勤務してどのような条件があるのかお聞かせください、お願いします。

○市長（宮路高光君）

今内容的にはそれぞれ要綱を検討中でございますが、係長を受ける資格と申しますか、やはりそれぞれ入る年齢と申しますか、大卒、高卒それぞれあるというふうに思っておりますが、やはり基本的には30歳前後、年齢的には30歳前後の方はもう係長ぐらいを受ける資格の中で試験を受けるような、そういう要項をつくっていきたくと、さように考えております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。そしたら、係長になって、また課長になる試験があるわけですね。そうした場合に、係長を大体何年ぐらいして課長の試験を受けられるのか、それが1問と。

きのうの一般質問の中で筆記試験を行うということで、100点満点にした場合に筆記試験は40点満点を採用すると言われてましたが、その中で面接とか、今までの勤務状況、仕事に対する姿勢、総合的に優れた人材の方が管理職になるのが私は一番ベターだと思ってるんです。その辺から市長はどのように思われているのかお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今お話のとおり、この昇任試験というのは、係長級と課長職級というふうに2つに分けまして、隔年おきにこの試験をやっていききたいというふうに思っておりますし、また、その課長に受ける資格と申しますか、これは係長になって課長補佐というポストもございますので、そのポストについて中において、恐らく課長試験を受ける資格が出てくると。これはもう上についてはもう年齢制限がなく、やる気のある人は早い形の中でも課長試験の年齢でなく受ける要件は満たされるというふうに思っております。

また、特に今後の内容の中におきまして筆記試験、面接というふうにありますけど、やはり人間本位と申しますか、やはり私どもこの仕事というのは、やはり私一番のサービス産業と申しますか、そういう意識を持っていかなければならない。デパートにいたしましても、銀行にいたしましても、やはりお客様は神様と、そういう気持ちぐらいの中で接しれる人間性を養っていかなければならない。そういうことを含めながら、やはりある程度の法律的なやはり行政の中におきます白黒をつけていくにはいろいろ基礎になっているのは法律、条例でございますので、そういうこともある程度熟得をした中において、やはり今言いましたように、人間性をおもんだ中で、評点を、おもきをそちらの方に赴きを置いていきたいと、さように考えております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。1の3について、美化運動のことについてお尋ねします。美化運動を進めていくということでありましたが、職員は1回採用されると定年まで約40年近く勤務し、人生の半分は役所で過ごすわけですが、その職場を大切に思う心や感謝の気持ちを持った職員が果たしてどれぐらいいるのだろうかとか。大切に思う気持ちがあるとすれば、花などを植えてもっと職場内

の環境をよくしようと思う気持ちになるはずだと私は考えます。ごみ一つない清潔感のある庁舎、そして、きれいな花などを植えてあれば、来庁された方もだれしも好印象を持つはずであります。市民は変わろうとする職員の姿、取り組みを期待していると。今までと違う変化を市民も目にすれば納得がいき、職員と市民との協力体制も構築できるんじゃないかと思えます。市長はその辺をどのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

基本的に自分たちの机を含め、職場、これを本当に自分たちの手できれいにしていくべきだというふうに感じておりまして、今朝におきましても、それぞれ自分たちの職場を含めまして掃除等を行っております。また、1週間に1回は外部の清掃もしておりますけど、やはり職員としてやはり自分たちの仕事をやる環境と申しますか、ところはやはりきれいにしていく、やっぱりそういうことを目指してほしい。また、その他そのようなことを今後とも指導していきたいというふうに思っております。

○3番（下御領昭博君）

はい、わかりました。4番に行きます。今までたくさん議員から似たような質問なので答弁をいただいているんですが、やっぱり意識改革を成し遂げるには、トップの考え、情熱、思いを末端まで浸透させることが成功の秘訣という雑誌の記事を目にしたことがあります。5月に4町が合併し、今まさに改革の必要なときであると思えます。市長はどのような取り組みをされているのか具体的にまた伺います。

○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、この7カ月間を振り返ってみますと、それぞれの地域におきます行事を含め、またそれぞれの団体の会合にも積極的に出席するよう努めて

まいりました。やはり私どもトップがそれぞれの地域に行きまして直にいろいろと話をする。その問題解決というのは大変難しうございますけど、やはり市民は何か直接的に聞いてほしいと、そういう気持ちをみんな持っているというのをこの7カ月間、それぞれの地域で感じました。やはり、今後におきましても、やはり現場主義といいますか、いろいろな物事につきましては現場の中でいろいろなことがまた動いておりますので、今後におきましても、やはり隅々まで地域に出向いて行って、いろいろご意見をいただく、そのような行動をとっていきたいと思っております。

○3番（下御領昭博君）

よくわかりました。南日本新聞にも掲載してありますように、日置市の大鋼案の決定が新聞にも載っておりますが、宮路市長は、我が日置市は俺が改革するんだという強い思いと行動力に期待しまして、今後の改革を進めていかれることを期待いたします。

次、入札制度のあり方について質問します。先ほど金額の安いというのは余りないと言われましたが、一つの案といたしまして、工事金額で小さい金額の物件ですが、一応案をつくりましたので、今から申しますのでご検討をよろしくお願いします。

土木工事請負積算資料案としまして、A案、B案と両方設けまして、直接工事費がA案は60万円、B案が350万円にした場合に、共通架設費というのがあります。共通架設費には運搬費とか準備費とか安全費、いろいろ入ってくるわけですが、工事の内容とか請負金額によってパーセントは異なりますが、共通架設費を21.21%にした場合に、A案は12万7,260円、B案が74万2,350円、それと純工事費としまして、直接工事費と共通架設費を足したのがA案の場合72万7,260円、B案が424万2,350円。今度は現場管理費ですが、現

場管理費といいまして、共通架設費には入らない経費が入ってくるわけですが、労務管理費とか保険料とか退職金とか、いろいろ福利厚生費とか入ってくるわけですが、それが、もうこれも工事の内容と工事金額によって異なりますが、今の小さい金額だと大体27.14%した場合、A案が19万7,378円、B案が115万1,373円、そして、工事原価というのが、純工事費と現場管理費を足して、A案が92万4,638円、B案が539万3,723円です。それに一般管理費といいまして、工事施工に当たる企業の継続運営に必要な費用として、14.38%が入ってきます。それがA案の場合13万2,962円、B案が77万5,617円です。そして、工事価格というのが、工事原価と一般管理費を足して、A案が105万7,600円、B案が616万9,340円です。工事価格、これが今市役所がやっておられます発注者側が事前公表している金額です。

私が思うには、この発注者が事前公表している金額の中で、多分市長の査定が4%から6%、7%ぐらいはあるんじゃないかならうかと思っております。そうした場合、請負契約書とか施工計画書、成果品の作成、納品書、検査まで、両案とも手間は一緒かかるんです。はっきりいいまして。また、建設機械の運搬、準備と、工事用の看板設置や警察に提出する道路使用許可証など、この道路使用許可証なんか1カ所出すのに手数料として2,400円かかります。それはもう1億円の仕事をする人でも2,400円です。50万円の仕事をするでも2,400円かかるんです。そうした場合に、金額が小さいのがいかにもうその時点で経費を費やしてしまうかということが強く懸念されるわけですが、最近では、その工事金額もある程度役所も考えて、以前よりは金額が大きくなってきたと思っておりますけど、どうしてもやむを得ず100万円以下の請負金

額もあるわけです。それに業者間の異常なダンピングもここ最近伊集院地区なんですが多いこともあります。それで、最近ではコスト削減と叫ばれている中、原油の値上がりで、それに伴って材料費も非常に高くなって非常に厳しい状況にあるわけですが、その辺を踏まえて市長はどのようにお考えですか、ご意見を伺います。

○市長（宮路高光君）

今議員の方からこの工事積算料の説明ございまして、高い価格と安いもの、それにやはりそれぞれの現場管理、一般管理、このパーセントです。経費のとり方がいろいろとあるというふうには感じております。今後、やはりこの2つの案でどう思うかということであるんですけど、一概に私も高いのをセッティング、そういう仕事をつくれればいいのか、低いをつくったとき、おっしゃるとおり、金額が低くなれば低くなるほどその儲け率は少ないと、そういうことは認識はしております。

○3番（下御領昭博君）

経費率というのは、たしか600万円ぐらい以下の工事金だと経費率というのは私は一緒だと思います。また、600万円から1億円、金額の段階がありますからはっきりしたことは私も丸秘ですのでわかりませんが、大体600万円ぐらい以下の工事金だと、その経費率というのは一緒だと思います。

それで、よくこの共通架設費なんかは、例えば、重機運搬とかいろいろ運搬費とか入ってきますが、重量が20トンを超す重機を運搬する場合は、別途積算をなさいとなっているんです。いろんなそういう規定があるんですが、私が今まで見た感じでは、そういうのがために積算してあるのかなというところがただあると思ってるんですが、いかがなものでしょうか。

○土木建設課長（樹 治美君）

確かにおっしゃるとおりです。多分工事の

発注方式というのは、実際採算がとれる業者が受注してくれればよいと思ってますので、いろいろそれは高ければ高いに越したことはないんです。私はそうと思ってます。

終わります。

○3番（下御領昭博君）

確かに課長が今言われたとおりだと思いますが、私が思うには、ただ安い仕事も、自分たちは安い仕事も業者はそれでもすると思いますが、やはりこの小さい金額の中で最低制限価格をやっぱり設けないと、ダンピングが多くて、果たしてそうした場合に、日置市もやっぱり業者が潰れたりすれば、税収も集まらないわけです。そういう意味から、最低制限価格を公表することないと思います。下手に公表すると、今度は入札じゃなくてくじ引きになると思います。だから、私は業者も勉強して積算をして、やっぱりお互いに勉強していかなければならないわけですから、これはやはり最低制限価格は公表したら私は絶対にまずいと思います。それは業者も勉強しないし、最低制限価格があったら、それをかえていけばいいわけですから、確かに500万円以上になると積算資料を出す、その積算の根拠を出せとありますが、あれはつくろうと思ったら簡単につくれるわけですから、やっぱり業者も積算の方の勉強はしないといけないし、また役所も、やっぱりその規定にのっとった積算をしてほしいと私は考えます。この質問はこれで終わります。

最後に、公共工事の入札の2番についてです。今国土交通省なんか一般的に指名競争入札を廃止しようということで取り組んでおりまして、国土交通省でも12月の1日からもう原則として指名競争入札は廃止というふうになっていますが、やっぱり業者も勉強をする意味で、いろんな施工条件とか考え方とか一応提案書を提出して、その中から役所の方が審査して指名をするような、公募型指名

競争入札にもっていった方が、私は談合もなくなるしいい仕事もできるんじゃないかなというふうに考えます。

ただ、問題になるのが、余りにも小さい金額でそういうことをすると大変ですので、幾ら以上とか、試験的に何本か行ってみて、よければ採用していくというような考え方で、とにかくその公募型指名競争入札というのを、日置市でも1本ぐらいはやってみて、効果をどうなのか、やっぱり見る必要がないんじゃないかなと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今は来年の3月までいろんな試行をやらせていただいております。今議員がご指摘ございましたような公募型、またいろいろとさっきも申し上げました総合評価方式の入札、こういうもろもろがたくさんございます。これを先ほども言いましたように、この監視委員会等の委員の先生方にもご相談しながら、やはり公募型にいたしましても恐らく金額の問題が出てきます。小さいもので大きな価格については何をするとか、いろんなケース・バイ・ケースの中でいろいろと試行錯誤を今後ともやっていきたいというふうには考えております。

○3番（下御領昭博君）

この前の新聞に、日置市の入札の改善ということで、外部から5名選ばれて、市長を加え7名で入札の改善ということで取り組んでいらっしゃるようですが、これは、入札の改善というのは、あくまでもこの文章から見ると談合事件のことを受けて、入札の改善のやり方ですか。それとも談合防止ですか、これ伺います。

○市長（宮路高光君）

今回のこの入札監視委員会を設けましたのは、やはりこの入札制度のあり方を含め、またいろいろと技術的なものを含めまして、公

共事業の入札の方法がどうあるべきなのか、これをもう一回原点になっていろいろと制度を図っていきたい。その談合があった一つの起因にはなりましたが、今後、やはり公共事業を含めた事業等は今からも進んでいくわけですので、そういうことを踏まえて監視委員会の中で制度をきちっと制度化していきたいと思っております。

○3番（下御領昭博君）

それでは、今市長が言われましたように、その入札のやり方というのも改善されていくわけですね。わかりました。

最後になりますが、やはり一番いい方向でお互い入札が進められていくことを願いまして、私の最後の質問とします。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、29番、鳩野哲盛君の質問を許可します。

〔29番鳩野哲盛君登壇〕

○29番（鳩野哲盛君）

一般質問も最終日になりました。最後のトリを務めることになりましたけれども、今議会、一番小さい男が日置市で一番大きな問題と思っています。日置市が誕生いたしましたからこのあと20年、50年後にとりましては、この問題をなくしては絶対に日置市は発展しないところっておりますので、今回、人材育成についてを質問いたします。

これは、それぞれの組織団体を維持する、向上させるためにはどうしても欠かせない永遠の課題であり、新世日置市の10年先、20年先合併してよかったと言えるまちづくりをするためにも、我々に課せられた責任だと思ふからであります。そして、その最たるリーダーが新市日置市所在市長の宮路市長であり、その教育責任者が田代教育長であります。人材育成についての所見を伺いするとともに、今後の行政に生かしてもらおうべく提言

をいたします。

合併前のそれぞれの町で人材育成資金等を活用して、またいろいろな施策を通じ研修を行って人材育成に努めてきたと思います。人材の育成というのは、きょう研修をやったから必ず成果があらわれるというものではないことは百も承知しております。継続的により高く、より大きくなることを望み、研さんを重ねて初めて効果があわれますが、終わりということはありません。長い目で見たとき、歴史の中でも証明しているように、優れたリーダーは優れた後継者を育てると言われております。

まず、人材育成資金の活用についてであります。合併前の旧4町でもそれぞれの条件を設けていろいろな施策を通じこの基金を活用した人材育成が図られてきたと思いますが、これまでの成果を踏まえ、今後日置市の政策としてどのように対応していく考えか市長、教育長にお伺いいたします。

次に、国際交流にかかわる人材育成について質問いたします。これも、旧各町におきましても、それぞれユニークな取り組みがなされ、それなりの成果を上げられたこととは存じますが、どのような内容で、どのような成果が具体的にあらわれたのか説明を願いたいと存じます。

近年、国際化が進み、我々日置市の中にも定住の外国人を相当数見かけるようになりました。混住化社会の中ではいろいろな社会問題も起きていることも事実であります。他の国々の人々と接し、交流することによって相手を理解し、そして、その国を理解することは、これからの青少年にとってはもちろん、国際平和を構築していくためにも大変大事なことだと思います。

国際的視野に立ち、これからの日置市を担っていく青少年を育てていくことは、重要な課題とも言えると思いますが、市長、教育長

の国際交流に対するご見解を伺いたいと存じます。

次に、子ども会活動、育成会等の役割はこれも未来の日置市を、また日本を背負っていく子供たちを育てるために、我々大人の大きな責任があると思いますが、これも合併前のそれぞれの町で取り組んできたと思います。鹿児島県は全国でも有数な子ども会活動の推進県でもありますし、また、育成会の活動もそれなりに活発にやっています。今後、少子化の中で単位子ども会の維持も困難になりつつある中で、現状をどのように把握し、日置市全体の子ども会活動をどのように推進していくのかお伺いいたしたいと存じます。

最後に、生涯学習の取り組みについてお伺いします。これまで各町の社会教育課、生涯学習課がそれぞれ取り組んできた社会人教育であります。その取り組み内容は、それぞれの町によって差があると思います。優れたリーダーのいるところ、指導者、講師のいるところでは、公民館講座が発展的に自主講座となり、広く、大きく底辺を広げ、組織を広げたところもあると思います。自治会組織の見直しで、3層構造の中での行政自治公民館活動となる日吉町では、なじみが薄く、まだよく理解できていない部分もありますけれども、それぞれの団体の活動とともに、講師の育成、リーダーの育成と今後どのように考えているかお伺いいたします。

最初の質問といたします。

○議長（宇田 栄君）

ここで本日の会議を18時まで延長いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

人材育成についてというご質問の中でございます。現在、人材育成基金については、1億4,000万円程度の原資を活用し、果実運用を行っています。しかし、昨今におけ

る低金利な状況により、思うような果実収入も望めない状況下にあります。

人材育成という観点から、青少年を初め、農林漁業従事者、商工業従事者等地域の若いリーダーや活力ある人材を育て、あらゆる分野において、今後の日置市を担うすばらしい人材を育てることが目的であります。

また、今後、人材育成に係る研修補助を有効に活用するため、日置市としての研修への補助制度を含め、人材選考等制度的な整備も確立し、広く日置市民を対象とした基金運用事業が実施できるよう取り組んでいきたいと思っております。

日置市の国際交流といたしましては、旧東市来町に韓国の、旧吹上町にマレーシアの交流員を配置しており、これまでそれぞれの地域で、小中学校の語学や異文化交流、一般の皆様への生涯学習講座での交流などに取り組んできております。

また、民間の皆さん方では、吹上地域でマレーシア交流実行委員会を中心にした活動やカライモ交流など、さまざまな取り組みがされてきております。

この2人の交流員には、来年以降、市全体で交流活動を進めていきたいということで、まずは小中学校の語学・異文化交流に取り組んでもらい、その後、状況を見ながら生涯学習講座や体験ツアーの企画など広げてまいりたいと考えております。

また、民間を主体とする交流についても、これまで同様に取り組みながら、将来的には市の国際交流協会的な組織に発展させたいと考えております。

3番目、4番目については教育長の方に答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

2番目の国際交流につきましての教育委員会所管分ですが、現在国際交流をやっており

ますのが、伊集院が過去10回、延べ58人ほど青少年を英国に派遣をいたしております。また、吹上が過去14回で延べ82名を米国と英国に派遣をしております。東市来は地域間交流の意味合いも大きいですが、過去6回、延べ77人が韓国との交流を実施をしております。

以上のような状況であります。今後ますます国際化が進展する中で、若いうちに外国での生活を体験させることは、大変有意義なことであると考えております。それは、研修生の感想等を読むと実感できるようであります。青少年が外国での生活を体験し、国際感覚を身につけることは大変大事なことでありますので、その成果を他の青少年にも派遣できるようにしていきたいと考えております。

そして、来年度、次年度からは日置市全体を対象にして事業を実施していきたいと考えております。

3番目の子ども会活動についてですが、日置市内には東市来に33、伊集院が54、日吉が17、吹上が47の計151の単位子ども会がございまして、現在4,870人が加入をしているようでございます。小学生の加入率は97.25%、中学生が95.5%でございます。主な活動は、地域活動をしておりまして、中でも伝統芸能の継承やボランティア活動が大変顕著に行われているようであります。全市内で第3土曜日、子ども会活動を展開しておりますが、地域の教育力を高めると同時に、高齢者や婦人との交流の場にもなっております。

今後、市といたしましては、リーダーの育成のための事業、少年の船事業やリーダー研修等を統一して実施していきたいと考えております。

現在は4つの地域がそれぞれ独自の活動をしておりますけれども、市の子ども会育成連絡協議会も立ち上がり、その理事会の中で日

置市として統一した活動のあり方も現在検討しているところがございます。早急に統一はできませんが、子ども会リーダー研修や育成会の研修等を通して、日置の子供としての一体感を醸成していきたいと考えております。

4番目に生涯学習によるまちづくりについてですが、これは、社会教育の基本的な考え方でございますけれども、現在、3層の公民館活動を推進しておりますけれども、その中で地域課題の発見と解決、あるいは地域の誇りの再発見とその発展を学習の柱として推進していきたいと考えております。そのためには、市民の学習活動を教養の向上や趣味的学習から地域課題や生活課題、発達課題の学習にシフトチェンジすることも大切であると考えております。

生涯学習の対象は、行政課題とも深い関連性があります。したがって、教育委員会だけでなく、行政全体で取り組む必要があると考えております。

したがって、行政全体でこれから生涯学習の推進会議を設置できるようにしていきたいと考えております。

○29番（鳩野哲盛君）

最初の人材育成基金の中で、日置市といたしましての新しい取り組みの中でやっていきたいというふうなことでございますけれども、先ほど市長の答弁の中にもございましたように、それぞれのこの基金の果実を利用した形での運用というのがなされてまいりましたけれども、現在では、低利の中でそれが思うようにいかないというようなことから、日吉町では一般財源からもその都度繰り入れたりしながら運用した経過もありますけれども、この基金の日置市として今後持つべき理想の額というんですか、高ければ高いほどいろんな形で運用はできると思いますけれども、今のところでの市長のお考えとして、この基金の額というのは、もうここまでで置かれるのか、

それとも、逐次上乘せをして、どのぐらいまでもっていかれるお考えがあるのか、その辺が一点と。

それから、今後の活用法といたしまして、いろいろその町町で違って来たと思うんですが、一人当たりの上限額といたしますか、補助額等について、プログラムの内容等についても変わるわけですが、市の持ち出し分、また個人の持ち出し分、そしてまた、いろんなプログラムの内容によっても違うかと思えますけれども、最低限補助金の上限というのをどの辺まで考えておられるのかということ。

それから、国際交流についてですが、外国の方からこうしてみえてる方も多いわけですが、研修目的、交流目的でそれぞれの町で今まで過去何回も出されて、いろんな成果が上がっているんじゃないかと思うんですけども、その中で突出するような成果があれば教えていただきたいと思いますが、単純に何百万円という投資をして、それなりの成果が上がるということは非常に、先ほど最初の質問でもいたしましたけれども、きょうやったからあした成果が出るというもんでもありませんが、そういった過去それぞれの町では大きな事業をされておるようですので、それが把握されておったら知らせていただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

基金は1億4,000万円程度ということでございますが、今後、まだふやしていく考えはないかということでございますけど、こういう低金利の時代の中でございますので、基本的にはこの1億4,000万円の中の活用して、研修費につきましては、もう一般財源の中で対応していく、そういう運用をさせていただきたいというふうに考えております。

また、それぞれの各町におきましても、今までも補助率が違ったようでございますので、

今からの中におきまして、多いところ7割から8割、少ないところで4割程度いうばらばらでございましたので、このことも早い時期に統一をしていきたいというふうに考えております。

○教育長（田代宗夫君）

交流等の成果についてのご質問でしたけれども、具体的なものとして一つ上げますと、伊集院地域には、このように海外等に行った子供たちが帰国、帰ってきました、チェストというジュニアリーダーのクラブを結成しております。私も、ことし、ここに、伊集院に参りましたけれども、この子供たちが伊集院のいろんなところで活躍をしてくれております。

例えば、せんだつての梅マラソンのときも子供たちが部署に行っているような手伝いをしておりましたし、子ども会のキッズフェスティバルでもリーダー性を発揮しているような手伝いをしてくれました。これから、今度成人式にもまた手伝いをしてくれますが、子供たちのゆすいん学寮、これの手伝いとか、あるいはせんだつての妙円寺詣り大行進子ども会の、こういういろんな市内の子ども会やいろんな行事に進んで手伝いをしてくれております。これはもう具体的な成果だと思えます。

そのほか感想文等で、具体的なものではないのかもしれませんが、ある子供は、外国に行きまして、ちょうどこれはイギリスに行きまして、ことし行った子供でロンドンでの自爆テロのあった後に行った子供たちでしたけど、いろいろある中で、こんなことを書いております。町が大変美しいでしたと。新しいものを取り入れながらも、古い街並みや昔からの穏やかな雰囲気大切にしているイギリス人の心に触れて日本人として強い感動をもらいました。次々と新しいものに手を伸ばし、古いものを時代の過去として忘れていく今の日本にはないものがそこにあったからですとか。いろん

ない文化に触れまして、子供たちの心の中に強い感動を与えているようです。

以上です。

○29番（鳩野哲盛君）

基金の活用については、いろいろ今後検討していただきたいと思いますが、せっかくこうした基金ができている中で、広く行政区域が広がった中でできるだけ多くの人に活用してもらって、いろんなチャンスをつくらせていただきたいと思っておりますので、これについては今後広く市民にもこういった制度でいろんな活用ができるんだということをまず広報活動等において知らしめていただきたいと思えますし、市としての方針、その中でやはり、先ほどからの質問の中でもいろいろあったんですけれども、この人材育成資金の活用については、いろんな世代、あるいはいろんな分野の人たちが活用できるというふうに理解しているわけですが、もちろん外国に行くこともその一つになるかもしれませんが、また、行政職員の人たちが国、県のいろんな研修に出席する。また、一般の人でもそういった形で出席する中での活用というのもあるかと思っておりますので、ぜひこれは早目にどういう形で活用できるんだということを定めてほしいと思えます。

それから、先ほど教育長の方からご答弁いただいたんですが、国際交流の中でこうして新しい若いうちに外国に行っているような体験をするといった、非常に視野が広がり、また新しい体験をすることによって、その人自身の人間性も高まるんじゃないかと思えます。今みんな先進国先進国という形で行くわけですが、今の日本の社会の中で、今子供たちが非常に荒れている。あるいはまた若い世代でも、我々が予想もつかない事件が起きております。命を本当におろそかにする事件が、もう我々が目を覆うような事件が起きています。アメリカなんかでは、もう小学生

がピストルで学校で人を殺したとかいうような事件まで起きているわけですが、一方、東南アジアのそういった国々の方に行けば、後進国といって普通さげすみますけれども、発展途上国の中には日本が30年、40年前に持っていたまだ本当に家族愛、あるいは兄弟愛、祖先を大事にする、そういった日本人らしい、あるいは人間らしい生活をまだとどめているところがあり、そういったところでの研修というの、また子供たちにとっては新しい経験にもなるんじゃないかというような気がいたしますので、今後、行き先等についても検討を願いたいと思います。

質問をいたします。子ども会活動についてですが、市子連を立ち上げたということですので、市統一でいろんな行事等については取り組まれるかと思うんですが、これも、若い子供たちにいろんな夢と感動を与える体験を全市的な取り組みの中で、多くの子供たちに参加してもらって、体験をしてもらいたいと思うわけですが、具体的にこういった、先ほどちょっと少年の船事業とかいろいろ言われましたけれども、どの程度の規模でとり行われるのか、今回は市が大きくなりましたので、参加する人数というのが制限されるんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えはどう考えておられますか。

○教育長（田代宗夫君）

ちなみに、本年度、東市来が韓国へ派遣しましたのが15人、それから、伊集院から行きましたのが、これが5名、それから、吹上から4名というような形で17年度は参加をさせておりますので、せめてこれよりはもちろん下回らないと思いますが、まだ具体的な数字とか、そういうものは今後詰めてまいりますけれども、全市を対象としてそういうものを進めていきたいということで、数字まではまだ上げておりません。

○29番（鳩野哲盛君）

今のは海外交流のことですか。子ども会活動の件で伺ったんですが。

○教育長（田代宗夫君）

具体的な数字等はまだ考えておりませんが、各これまでの旧町がいろんなインリーダーの研修会等がやっぱり30名から40名等の参加をしております。これと少年の船事業等々の絡みも考えながら、もちろん考えてまいりますので、具体的に少年の船事業に40名とか何名とかいう数字まではまだ詰めておりません。

○29番（鳩野哲盛君）

人数等については、今後検討してもらいたいと思うんですが、私といたしましては、やはり全市的に広く応募してもらって、できるだけ多くの方々に参加してもらいたいと思っております。

もう一つこの子ども会活動の中で第3土曜日が今子ども会活動の日として指定されておるわけです。それぞれの町で取り組みがなされているかと思うんですが、近年、部活動、あるいはほかの行事等で参加する人がちょっと少なくなったとか、あるいは塾等でも優先して子ども会活動に参加しない子供も出てきておるようではございますけれども、その辺の実態についてはどのように把握されておりますか。

○教育長（田代宗夫君）

第3土曜日の子ども会の活動につきまして、すべての旧町4町とも実施をしておりますが、一番出席で課題になっておりますのが、やはり中学生の参加ということが少なくなっているということですが、旧町におきましては、この日だけは部活動も休みにして子ども会活動を実施している旧町もございます。

ただ、いろんな部活の問題とかいろんな問題があつてなかなか参加が得られないという問題点は現在ございます。

○29番（鳩野哲盛君）

鹿児島県の方でもこの第3土曜日を徹底してやることによって、子供たちが素直に地域の中で育っていく、また、地域の中で子供を育てていく雰囲気が出てきているんじゃないかと思うんですが、これは、やはり今後やっぱり徹底して続けてもらいたいし、また、少子化の中で大変子ども会の維持というのが非常に困難になってきておるわけですけども、この辺の見直しというのも今後しなければならぬんじゃないかと思うんですが、市子連ができた範囲の中でそれぞれその辺の見直しも考慮されるかと思っておりますけども、この単位子ども会のあり方といいますか、今後の方向としてどのような考え方を持っておられますか。

○教育長（田代宗夫君）

確かにご指摘のとおり、子供たちの数が少なくても、本来の活動のできにくい自治会もございます。したがって、今問題になっております自治会の再編ともあわせながら、自治会はそのままで子ども会だけはどこどこが一緒になって活動するとか、そういう調整とかもお願いもこれからはしてまいります。

○29番（鳩野哲盛君）

ぜひそういった形で進めてもらいたいと思うんですが、今子供たちも非常に学校の中でさえも安心して暮らせないといいですか、生活できない実態もあるわけですけども、子ども会の行事、集会所に集まるのに遠くなればなるほど、そういった今度は危険性といえますか、親の目から離れる可能性も出てくるわけですけども、そこら辺はぜひ育成者の協力というのにも必要になってくるかと思えます。育成者の今協力の段階で、各町のそれぞれの取り組み、現状をどのように今把握されておりますか。

○教育長（田代宗夫君）

県下の育成会の指導者の状況というのは、きょうちょっと数字を持ち合わせておりませ

ん。

○教育次長（満尾利親君）

育成者の状況でございますけれども、これにつきましては、日吉地域で第3土曜日の子ども会の日の活動ということで、防災無線を使って呼びかけておりましたし、その育成者の方にもご協力をいただくというようなことをしております、子ども会の育成者の会長さんがそういうのには参加をさせていただいておったのじゃないかなと思っておりますので、やっぱりこの子ども会活動は子供だけでは活動がうまくできないと思われまますので、育成者の養成ということも大事なことでございまして、その辺に含めて市子連の方で十分検討していきたいと思っております。

○29番（鳩野哲盛君）

リーダーの育成というのも非常に必要じゃないかと思えます。これまでいろいろな段階で子ども会の方では地区、県等で研修がなされておりますし、子ども会育成リーダーの研修等にもそれぞれの町から出ているかと思えますけれども、ぜひ市全体としての取り組みの中でぜひこれも強化して取り組んでいってほしいと思えます。

次に、生涯学習の件についてちょっと質問させていただきますが、社会人教育の中でいろいろな団体の人がいろいろな形で勉強する機会を、学ぶ機会を得るということは、長寿社会の中で非常に大事な問題でありますし、今後、全市的な取り組みの中でこれは進めていかなければならないんじゃないかと思えますが、それぞれの町でやはり取り組み状況が違ってあるんじゃないかと思うんですけども、これまでの取り組みの中で優れたリーダーがいるところ、優れた講師のいるところは非常に大きく成長して発展しているところもあるだろうし、また一方ではなかなか少数の人は望んでいるんだけれども、それがなかなか思うようにいかないという点もあるだろうと思

ます。だから、今度合併をしたのを契機に、全市的な取り組みの中でうまくその講師を活用する、それぞれのところへ派遣してもらったり、あるいは1カ所に集まるなりしての研修活動、あるいは学習活動ができる体制というのを今後とってほしいと思うんですが、それについてどうお考えでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

ご指摘のように、日置市になりまして大変大規模な範囲の中でさまざまな学習活動等も行われていくこととなります。したがって、私ども、中央公民館で行うような内容、あるいは地区の公民館、小学校区で行う内容、それから、自治公民館の中で行うような内容というようなものがあるだろうと思います。

先ほどもお答えしましたけれども、市の生涯学習推進会議等を立ち上げてこれから検討していくこととなりますけれども、当然今までは自分たちの町内でしか学習が選べなかったわけですけれども、これからは、例えば吹上の方が伊集院も講座も簡単に受講できると、そのような体制にもっていかねばならないと考えております。そのためには、どこの地域でどのような講座、学習が行われているかを市民の皆さんに知らせなければいけないと思っております。そのお知らせするのをどんな形とするか、今検討しよりますけれども、それも私どもの社会教育課の範疇の学習講座もありますし、教育委員会を超えた農政部関係のものもある、いろんなものがあると思いますので、それらのすべてのものを網羅した形で市民の皆さんにお示しできなければならないと考えているところです。

○29番（鳩野哲盛君）

いろいろ言いたいこともたくさんあるんですが、もう時間もございませんので、最後に市長の、また教育長にも答弁していただきたいんですが、人材育成の重要性、それについてどのように考えておられるのかということ

と。市長として自分の後継者としてどんな理想像を考えておられるのか。それと、もう一点は、この4年間の中でこれだけは人材育成の面で取り組みたいという決意があらわれたらお答え願いたいと思います。

また、教育長におかれましては、学校教育、社会教育も含めて人材育成についての今後の決意といたしますか、任期中これだけは頑張るという決意を表明していただきたいと思いません。

○市長（宮路高光君）

人材育成、人づくり、大変言葉が響く言葉でございます。本当にこのことは永遠に続くものであるというふうに感じております。それぞれ私自身自身がどういう人を望んでいるのか、それは難しい質問であるというふうに思っております。特に、今後の問題につきましても、あらゆる場面の中におきましてやはり積極的にみんなが活動しやすい環境をつくらせてあげまして、また、それぞれの幅広い本当に仕事にいたしましても、いろんな活動にいたしましても、今は大変幅広くなっておりますので、今後のこの基金活用を含めながら、特に中心的にやはり私は若いといいますが、子供たちを含め、少青年、こういう方々が本当に今後あと10年、20年の後に私どものこの日置市を育てる人でございますので、そういう方々を中心にやはりいろんな研修をさせてやりたいというふうに思っております。

○教育長（田代宗夫君）

大変難しいご質問ですが、教育という立場から私が常々考えておりますことは、教育というのは、学校と家庭と地域社会で育てることが出来るものと思っております。したがって、端的に申し上げるとすれば、この3つの教育がしっかりできれば立派な人間は育つと考えております。家庭教育にありましては、特に保護者の方、親の方の教育が必要になってまいりますし、基本的な日常生活のしつけ

がきちっと家庭でなされて、親子の関係の愛情あふれる信頼関係の中で育てなければならぬ基本的なものというのがあるはずですので、そういうものをきちっと家庭でなされるような大人の方の教育を一步出していかなければならないと思います。

学校にあっては、先ほど花木議員からのご質問もありましたとおり、各教科の知的なもの、あるいは技能的なものを含めながら、生きる力を備えたそういうたくましい子供を育てなければならぬと思っております。

なおまた、地域社会にありましては、学校で学習したいろいろな知的なもの、技能的なものを総合的なものとして地域社会の中でそれを駆使してさまざまな活動を、例えば、子ども会の中では時間もいっぱい夏休みもあります。その中で自分で計画をして、自分で実践できることがいっぱい場がありますので、子ども会は本当に親がついていながらも、子供の自主的な活動を促して、それらを学校で学習したことを総まとめとして駆使していけるような活動を子ども会でもしくまなければならぬと思いますし、また、地域社会の中では大人の方もいっぱいいらっしゃいますので、その異年齢の大人と子供の関係の中で、あるいは先ほどの海外への派遣とか、いろいろな問題があると思います。そういうものを駆使して、この3つの中でそれぞれでしかできない教育というのがあるはずですので、それらをきっちりすることで立派な子供が大人になっていくんじゃないかなど、そんなふうに考えております。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

12月21日は午前10時から本会議を開き

ます。本日はこれで散会をいたします。

午後5時26分散会

第 6 号 (1 2 月 2 1 日)

議事日程（第6号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 88号 日置市安全安心まちづくり条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第 90号 日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について （産業建設常任委員長報告）
日程第 3	議案第 91号 日置市火災予防条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4	議案第 92号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 5	議案第101号 平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）（各常任委員長報告）
日程第 6	議案第102号 平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（環境福祉常 任委員長報告）
日程第 7	議案第103号 平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）（環境福祉常 任委員長報告）
日程第 8	議案第104号 平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号） （環境福祉常任委員長報告）
日程第 9	議案第105号 平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設 常任委員長報告）
日程第10	議案第106号 平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正 予算（第3号）（総務企画常任委員長報告）
日程第11	議案第107号 平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常 任委員長報告）
日程第12	議案第108号 平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（環境福祉常任委 員長報告）
日程第13	議案第109号 平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）（環 境福祉常任委員長報告）
日程第14	議案第110号 平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長 報告）
日程第15	請願第 3号 産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書（環境福祉常任委員長報告）
日程第16	発議第 5号 日置市議会議員政治倫理条例の制定について
日程第17	公共工事不正再発防止等調査特別委員会の中間報告（公共工事不正再発防止等調査特別委員長 報告）
日程第18	閉会中の継続調査申し出について
日程第19	所管事務調査結果報告について

日程第 20 議員派遣の件について

本会議（12月21日）（水曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野嗟や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	畠中實弘君	24番	地頭所貞視君
25番	谷口正行君	26番	西峯尚平君
27番	佐藤彰矩君	28番	成田浩君
29番	鳩野哲盛君	30番	宇田栄君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	中村治君	総務係長	仮屋求君
議事調査係長	川崎美智也君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	助役	湯田平浩美君
助役	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	益満昭人君	市民福祉部長	樋渡健郎君
産業建設部長	外園昭実君	消防本部消防長	田上規夫君
東市来支所長	住吉伸一君	日吉支所長	下田平輝己君
吹上支所長	坂口文男君	総務課長	池上吉治君
財政管財課長	福田秀一君	福祉課長	馬場恵三郎君

土木建設課長 樹 治 美 君
農業委員会事務局長 大 北 節 雄 君

教育総務課長 坂 上 安 男 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

お知らせいたします。教育次長より欠席届けが出ておりますのでお知らせをしておきます。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第88号日置市安全安心まちづくり条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第88号日置市安全安心まちづくり条例の制定についてを議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。田丸武人君。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第88号日置市安全安心まちづくり条例の制定についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日、本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、12月5日、6日委員会を開催し、所管部長、課長、係長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりについて基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、それぞれ連携及び協力し、犯罪、事故及び災害を未然に防止し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案されたものです。

第1条の目的から第10条の規則への委任まで逐条ごとに説明を受け、質疑に入りました。質疑の主な内容を申し上げます。

事業者の責務について、市から出向いて説

明するのに対し、全体計画については推進会議で具体的な話し合いを進める。事業者には協力を求めながら啓発活動に力を入れると答弁。

推進会議は代表者だけ呼んでも下まで通らないのではないか。事業者、所有者には事業者まで出向いて話しをした方がよいのではないかと、事業者、所有者1件1件は追いつかないが、浸透するようにお知らせしていきますと答弁。

推進会議20人の根拠は何か。20人のメンバーはどのような人たちかに対しまして、構成については規則で定める学識経験者、地域安全活動組織代表者、関係団体の代表者、行政関係の職員、市長が必要と認める者などを考えている。

委員20人については行政改革推進委員会外部を入れた会議の人数が15人から20人であるので平均をとって20人としたと答弁。

推進会議が20人以内であるが、地域性を考えてもらいたい。地域に広げる考えはないかに対し、支部の考えはないが市内全域で進める必要があると考えている。全地域で取り組みができると思っていると答弁。

条例をつくるのであれば実効性がないといけない。実効性の問題をどう考えるかに対し、推進会議は連合組織の団体の長が委員となる。警察署と市の連盟をお願いする連盟でお願いするので実効性が出てくるのではないかと思うと答弁。

所有者の責任をどうするかの問題であるが、条例で進んでいくのではないかと思う。第4条第5項の有害環境の排除とあるが、市内2カ所国道3号湯之元、吹上、浜田にある自動販売機のことでも県に届け出して設置ができる。県の条例でも管理者がだれになっているか。何が売られているか、管理者が管理をしないといけない。販売機から買ってきたがモロに写っている。こんなものを売ってよいの

か。条例制定で指導ができると思っているが、自販機はどのように思っているかに対し、これまでも動きはあったが、撤去できた事例がある。運動を行って撤去になった。以前松元地区でもあったが撤去できた。町民運動の声で撤去できた。今後そのような声で撤去できたらと思っている。設置者に住民の声を伝えることが大事であると考えていると答弁。

推進会議等で声を大きくなったときは新たにつくらせないことを条例でできるのか。市民運動しかできないのか。自治体でつくらないように条例等ではできないのか。その辺はどうかに対し、設置させないということはよく知らないが、そうであれば今までつくらないことができたのではないかと思う。条例でできないような運動をしていくことができるのではないかと思うと答弁。

市長の権限について伺う。第9条の必要な助言、指導について、例えば吹上町で産廃問題を抱えている。有害ドラム缶があるが警察が取り扱ってくれるわけでもないし、県もそれ以上は係わらない。地権者にどのように踏み込んで指導できるのか。実効性についてはどのように考えるかに対し、環境部門までの指導であり、その辺は難しいのではないかと思う。環境整備については防犯灯とか、犯罪を防ぐための条例であり、環境問題についての適用はないと思うと答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、内容は省略させていただきます。討論に入り、討論はなく、採決の結果、議案第88号日置市安全安心まちづくり条例の制定については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第2、議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾公裕君。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正について、産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日の本会議におきまして産業建設委員会に付託され、12月6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

この条例は日置市都市公園条例の一部改正でひまわり台公園大字伊集院町下谷口字中尾

2、パーム公園大字伊集院町徳重字瀬戸口を加える一部改正であります。このパーム公園は780平米で植田開発よりの寄附採納を受けたものであります。

また、日置市道路占用料金等徴収条例は占用物件単位、占用料額とありますが、その他のものの単位のところに占用面積1平米につき1年をつけ加えるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

市内の道路などに立っている電柱、電話柱などの徴収金額はとの問いに、合計金額は1,690万円であると答弁。

質疑を終了し、所管課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、議案第90号日置市都市公園条例及び日置市道路占用料等徴収条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第91号日置市火災予防条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第3、議案第91号日置市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。田丸武人君。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題になっております議案第91号日置市火災予防条例の一部改正について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日の本会議において総務企画常任委員会に付託され、12月5日、6日に委員会を開催し、所管消防長の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

本案は建築基準法施行令の一部改正に伴い、建設等の使用できる材料の中から石綿が除かれたため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案されたものです。

消防長から（火を使用する施設に附属する煙突）の条項第3章の第17条の2、第1項第2号、3号、4号の改正並びに第4章第1節の「取り扱い基準等」を「取り扱いの技術上の基準等」に改めるなどについて説明を受けました。

今回のアスベスト関係でアスベストをもって煙突のつなぎ目とか、そういうものを覆っていたが、それが廃止されたために、それにかわり燃焼性の排気が漏れない構造とすること、容易に清掃ができる構造にすることに改正するものです。

説明を終わり、質疑に入りまして、質疑の主なもの、アスベスト煙突が主であるが、既存のものの実態はどうなっているのかに対し、消防隊としては、消防隊自体で危ないということで県から1カ所の通知がきている。

火災があった場合、隊員に危険が及ぶのでマスクをつけるとか十分に気をつけるようにするとともに見物人は現場から離れるように指導すると答弁。

煙突、アスベストのかわりに何を使っているのか。金属だけ清掃ができるように熱が漏れないようにしなさいという規制だけであるとの答弁。

煙突は60センチから1メートル離さないとつけれないのかということかということに對しまして、屋根から60センチ離しなさいということであると答弁。

マスクはどのようなマスクかに対し、見物者はノーガードである。タオルなどマスクをするように、また、そのタオルは処分するように指導する意味のマスクである。アスベストが含まれているのはジョイント部分なのかとの問いに、アスベストは使えないが、熱が漏れないようにしなければならないということであると答弁。

実際、金属製のもので燃焼ガスが漏れないようにできるのかに対し、小屋裏など接続するためには燃焼ガスが漏れない構造にするべきということである。漏れない構造、清掃できる構造、あとは建築基準法の関係になるという答弁でありました。

そのほか質疑が多く出ましたが、省略いたします。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、議案第91号日置市火災予防条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第4 議案第92号市道の路線の認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第4、議案第92号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾公裕君。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第92号市道路線の認定について産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日の本会議におきまして産業建設委員会に付託され、12月6日に委員会を開催し、現地調査し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

この認定は、公衆用道路として寄附を受けた道路7路線及び鹿児島県から移管される予定の県道2路線を市道として認定したいので提案されたものであります。

公衆用道路として寄附を受けた道路はパームタウン1号線から7号線までであります。県道については県道バイパスができるため、市道大田飯牟礼線、市道麓城倉線に変更する

ものであります。

パームタウンについては、道路の欠陥部分やコンクリートの補修、ヤシの木の撤去など植田開発に文書で指示するとのことでありませぬ。

次に、質疑の概要を申し上げます。

ヤシの木の撤去じゃなくて他のものを植えたかどうかとの問いに、植田開発と協議すると答弁。

県道についてはこのまま受け取るのかとの問いに、ガードレール、側溝、道路を手直してから市道への移管を協議すると答弁。

以上で質疑を終了、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたところ、討論はなく採決の結果、議案第92号市道の路線の認定については原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

度日置市一般会計補正予算
（第7号）

○議長（宇田 栄君）

日程第5、議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。田丸武人君。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）の総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日本会議におきまして総務企画常任委員会に係る予算を付託され、12月5日、6日に委員会を開催し、所管部長、課長、課長補佐、係長の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

本案は現行の予算額に歳入歳出それぞれ4億4,370万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ244億1,319万円にしようとして提案されたものであります。

第2条は既定の債務負担行為の変更は図書館ネットワークシステム使用料日吉地域分、平成18年度から平成22年度まで、補正前351万5,000円を補正後の額340万6,000円にするものです。

第3条は既定の地方債の追加、変更は追加で一般単独事業債、集会施設伊集院地域3,190万円、県単農業農村整備事業日吉地域分220万円、地方特定道路整備事業吹上地域分960万円、計3件4,370万円の追加。

変更としては、減として道路整備事業債、漁港環境整備事業債、一般住宅建設事業債、消防施設整備事業債4件で、増が公営住宅建設事業債、現年度補助農地農業用施設災害復

△日程第5 議案第101号平成17年

旧債、臨時財政対策債3件でありました。

よって、前年度現在高300億8,458万2,000円、当該年度起債見込み額43億9,770万円、当該年度中、元金償還見込み額26億6,841万1,000円、当該年度末見込み額318億1,387万1,000円にする見込みとなりました。

所管の歳入歳出の主なものは、歳入では、款13使用料及び手数料の中の観光使用料18万1,000円減、県支出金、目の総務費県補助金で1億8,608万7,000円うち、合併特例交付金が1億8,041万5,000円、石油貯蔵施設立地対策交付金274万1,000円、県合併協議会運営費等補助金293万1,000円、総務費県委託金1,340万1,000円のうち347万6,000円の減は衆議院議員選挙費委託金です。それと、統計調査県委託金7万5,000円の増、繰入金としまして財政調整繰入金6億1,865万2,000円の減、17年度末見込み26億1,790万円になる見込みです。

諸収入、雑入でコミュニティー助成事業160万円増、市債、農林水産業事業債で500万円の減、土木債700万円の増、教育債3,190万円の増、消防債180万円の減、災害復旧債1,000万円の増、市債計4,210万円の増となっています。

歳出では、議会費122万6,000円の減、総務費総務管理費一般管理費で304万2,000円減、文書費19万3,000円の増、会計管理費2万円の増、財産管理費539万6,000円の減、交通安全対策費25万9,000円の減、企画費275万4,000円の増、広報費1,346万4,000円の減、情報管理費4,183万6,000円の増、電算システム維持開発業務が含まれております。

諸費2万8,000円の減、税務総務費

258万6,000円の減、賦課徴収費4万7,000円の減、選挙管理委員会費5万9,000円の減、衆議院議員選挙費345万2,000円の減、市議会議員選挙費889万2,000円の減、土地改良区総代選挙費8万4,000円の減、統計調査総務費12万7,000円の減、指定統計調査費6万8,000円の増、監査委員費157万4,000円の減、観光費70万1,000円の減、観光施設管理費40万5,000円の減、常備消防費354万9,000円の減、非常備消防費22万2,000円の減、消防施設費112万5,000円の減、災害対策費4万1,000円の減。

以上の額を説明書及び説明資料により説明を受けましたが、節の説明は省略させていただきます。

次に入りまして、主なものを申し上げます。

まず、財政管財課関係では、需用費（光熱水費）なぜ伊集院と日吉だけがふえているのかに対し、本町は職員が30%ふえている。日吉は年間分を計上されていなかった。

教育債で妙円寺地区公民館用地取得事業があるが、面積はどのぐらいかに対し、1,933平米であると答弁。

財政調整基金の繰り戻し後の財調額は21億1,790万円であるが、ほかに基金はどうか。本年度末の主な基金を申し上げるが、財政調整基金は21億1,790万円、減債基金が3億8,504万5,000円、施設整備基金が7,446万円、人材育成基金が1億4,179万7,000円、土地開発基金が2億3,915万1,000円の見込みであると答弁。

一般の貯金にあたる額としてはどのぐらいかということに対しまして、34億5,000万円であると答弁。

合併特例債は使っていないが、今後使うとしたらどのような事業があるかに対し、イン

トラネット、旧町間を結ぶ道路などが想定されるとの答弁。

喫煙所、見た目に庁舎の入り口とか見苦しい、禁煙と逆行するようである。仕事の兼ね合い、職員の要望はあったかに対し、住民からも見苦しいという声があり、今回処置をしたと答弁。

施設内は禁煙にしたが、吸う人のことも考えられないといけない、当分の間の処置であると答弁。

喫煙時間は設定するのかの問いに、今後時間を決めてするよう指導すると答弁。

次に、総務課関係で入ります。日吉支所の郵便料は増額になっているが、ふえた理由は何かに対し、当初の見込みの違いであったと。補助事業関係に回していた分が減もあるという答弁。

非常備消防の中で、消防団の前期の報酬が振り込まれているが合併前と合併後では手当が違う地域があるのかに対し、4月のときと5月以降が異なったケースはある。吹上町では減額が出ているがに対し、出ているという答弁でありました。

次に、衆議院選挙の時間外の減額について、山手の方は投票時間が繰り上げられて憤慨されていた人もあったが、今後どのように考えているかに対し、衆議院議員選挙は体育館で1カ所で開票するという調査をした。遠い投票所から開票所まで40分から50分かかる。20キロから27キロのところは3カ所あった。平鹿倉地区公民館、体育館、旧藤元小体育館は1時間ぐらにかかるので、この2つを繰り上げるということであったが、和田小も入れてもらえないかということで、支所の方で自治会長に説明を行い承諾してもらい繰り上げた。投票者数の確定が8時が過ぎてもよいことになったので、6時まで投票でも問題がないのではないかと思う。再度次の選挙までには検討していきたい。

石油備蓄交付金消防ホースなど購入するとあったが、用途については決まっているのかに対し、避難用の道路もあるが、主には消防ホース、発電機、無線機など決まっていると答弁。

串木野備蓄であるが、吹上はあったがなぜ日吉はないのかに対し、東市来町は串木野から、伊集院・吹上は鹿児島が関係するが、日吉はこれに該当しないという答弁。

燃料費の増28万6,000円とあるが、合併によって不便を感じることはどんなことがあるか。役所の方で不便とかに対し、特に感じてはいないが、面積が広がった分電話等で済まないところがあり、不便になったところもあるのではないかと思うと答弁。

経費の面で会議等で努力している部分、取り組みはどうかに対し、支所間の連絡事務はメールやりとりを行っている。距離的な不便さは感じていないが、動く距離はあるかもしれないとの答弁。

消防の件で後援会組織があるが、住民負担について各町間のバランス、用途はどうなっているのかに対し、伊集院町は後援会がないが、自治会で支援している。各町間の会費の把握はしていないという答弁。

次に、企画課・合併プロジェクト室関係では、コミュニティ助成事業2地区の要望があったが、それ以前の市内の該当地区はあったのかに対し、17年度は吹上の伊作太鼓が採択を受けていた。今回追加であったのでホームページ、お知らせ版等で募集を呼びかけ、郡地区と郡上地区の2地区から申請を出していただき、郡地区が採択された。16年度は吹上町で、その前も実績がある。14年度は日吉町で実績があると答弁。

次に、携帯電話の不通話地域があるが、今後どのようにするのかに対し、市内に不通話地域が10カ所くらいあるという考え方を持っている。東市来の上市来でも要望が合併当

初あった。これをカバーすると5本ぐらいの鉄塔を立てる必要がある。1基5,000万円かかり、光ケーブルを引く経費、維持などを考えると2億5,000万円以上3億円ぐらいの費用がかかる。日吉地域にはほかにも計画されている。市内イントラネットの基盤施設整備事業で小中学校、地区公民館約90カ所を光ケーブルでつなぐ。それができれば地区公民館でも議会中継も見ることができ、活用策もある。まちづくり計画の中でケーブルテレビのことがあるが、イントラネットから各家庭まで引きたい。ケーブルテレビに加入すれば地上デジタル放送にも対応できる。光ケーブルができれば携帯の不通話地域も解消できるとの答弁。

国勢調査が終わったところであるが、個人情報の関係と市民の協力はどうかであったかに対し、大きな問題はさほどなかった。自治会長を、調査員を通じて提出しないという事例が伊集院地域で10数件あったが出向いてお願いした。

聞き取り調査の結果報告、東市来が43件、伊集院が36件、日吉が2件、吹上が6件であったと答弁。

次に、商工観光課関係に入ります。キャンプ村施設使用料128万6,000円上がっているが、支出経費は幾らかに対し、1,476名入村して、委託料として215万円が7月、8月が主であるが、年間を通じて管理をしなくてはならないとの答弁。

次に、税務課関係では、申告のときの自治会長立ち会い賃金廃止であるが、お年寄りから自治会長が会場など準備していた。これらはどのように対応するのかに対し、従来の方法では人数、日程が足りない。今回は大まかに地域をまとめて大きな会場で行うことにしたので、自治会長の立ち会いは必要ないと答弁。

山手のお年寄りたちはどうするのかに対し、

そのようなところは従来どおりの取り扱いをすると答弁。

事務用品のレンタル料であるが、個人情報の保護があるのにレンタル料はどうかに対し、所得税、確定申告の仕組み、所得税、住民税と一緒にした申告のため、国税がパソコンを貸すということであると答弁。

個人情報の問題があるので、ずさんな管理をしないように取り扱ってほしいに対し、税務署がソフトを入れるパソコンを指定し、返却するときにデータも抹消するということになるという答弁。

次に、職員手当を組んでいるが、徴収率は何のくらい上がるのか。数字は明確に言えないが昼間では対応できなくて夜に納税相談を受けている。10月100万円を徴収を上げてきた。

徴収率、例年に比較して全体的に話してほしい。市民税3期分まで特徴6月から9月発送、固定1・2期、軽自動車年分、法人実績、調定が34億8,000万円、収入が24億8,000万円、71.1%の収納率になっている。今後例年並の93%の数字にはもっていけると思う。分母が大きいので徴収率になかなか反映しない。

今月は19日、20日、21日冬季徴収月間として部長、全課長で徴収体制をとることにしていると答弁。

市県民税データ入力の手続き方法はどのようにするのかに対し、2月から始まる申告書の数字を電算に打ち込む作業になる。これまで旧町ごとに行っていたが、本庁一括となる。一部支所入力もある。給報をそのまま電算パンチ入力するものであると答弁。

外部からの人材登用、情報の流失がないように十分気をつけてほしい。申告指導についてもしっかりしてほしいがに対し、確定申告にあたり、税務署で申告指導の勉強もするので、十分指導していきたいと答弁。

次に、出納室関係では、基金、出資金の管理はどうしているかに対し、総務助役が兼務しているので相談して管理を行っている。

課内でのチェック体制はどのようなものがあるかに対し、毎日データを通帳と確認している。毎日総務助役に報告し、決裁してもらっている。毎月例月出納検査もあるので確認してもらっているとの答弁。

以上のほか多くの質疑が出ましたが、内容は省略します。質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）総務企画常任委員会所管に係る補正予算については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野瑛や子さん。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となりました議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）の環境福祉委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は去る12月2日の本会議におきまして環境福祉委員会に係わる予算を付託され、12月5日に委員会を開催し、所管の部長、課長の説明を求め、質疑の後、討論、採決いたしました。

まず、歳出の主なものについて申し上げます。

社会福祉総務費の15節工事請負費はサービスセンター内の温泉等のレジオネラ対策工事及び老人福祉センター自動シャッター改修工事の見込み計上であります。

老人福祉費の8節報償費631万7,000円の減額は敬老祝い金の支給年齢や基準日の統一に伴う減額であり、対象者内訳は80歳

480人、85歳206人、90歳155人、99歳12人、100歳7人、100歳以上15人、計875人であります。

19節負担金1億276万円は日吉支所における広域連合への負担金不用額であり、旧町負担金をそれぞれ計上し、相当分を支払って残りの分については整理し、残金として減額計上するものであります。

児童福祉総務費の13節委託料379万円の減額補正は補助対象人数が年平均10人以上の基準であることに伴うものであります。

児童措置費の19節補助金及び交付金2,130万4,000円の減額については、これまでの補助金から交付金事業へ移行したため、補助基準額が改正となり、それに伴うものであります。

生活保護総務管理費の20節扶助費2億3,527万2,000円については、特に医療扶助が主であり、当初1年分計上であったものが医療費の請求が2カ月おくれになることにより今年度は9カ月分への変更に伴う減額補正であります。保護所帯は218世帯308人の状況であります。

環境衛生費の28節繰越金3,140万7,000円については、合併により合算された予算計上の分で吹上支所分の補正計上であります。

じん芥処理費の8節報償費331万8,000円については、コンテナ収集を当初10月実施の見込みを試行実施への変更による減額とモデル地区交付金等に伴う分であります。

モデル地区1自治会当たり謝金2,000円、指導員は1ステーションにつき2名ずつの2,000円であります。

11節需用費③印刷製本費のごみ分別手引き書は70数ページで1,200品目を掲示するものであります。

5の施設維持修繕費1,646万9,000円

の減額については、バクフィルター焼却煉瓦補修等の今回随意契約より競争入札に伴う執行残であるとの説明でありました。

13節の委託料のなのはなエコプロジェクト148万8,000円の減額については、モデル地区の菜種栽培の不作等により生ごみ収集等の事業が実施困難に至ったものであります。

し尿処理費の13節委託料298万5,000円については、処分量が前年度対比で10%程度の増による計上であります。

歳入については、それぞれの歳出基準に基づく国、県からの負担金及び補助金、手数料、雑入等が主なものであります。

次に質疑の概要を申し上げます。

市民生活課関係では、委員より、「渚クリーンアップ」事業は旧伊集院町を除く3地区よりの参加であるが、吹上浜につながる神之川上流の伊集院地区への参加への取り組みはどうかとの問いに、吹上浜は亀も上陸するので子供たちへの関心等今後は市全体で取り組みたいとの答弁。

委員より、コンテナ収集のモデル地区での評判はどうかとの問いに、コンテナ収集がなぜ必要なのか十分理解するのに難しい面もある。選別等も回数を重ねるごとに指導員の指導等で変わってきている。今後はパンフレット等で十分説明を行っていくとの答弁。

委員より、回収による収入を還元する手では考えられないかとの問いに、金額は少ないが予算計上を考えたいとの答弁。

委員より、収集日が月1回と2回あるが、今後はどうなるのかとの問いに、従来どおり2回の地区は変わらないと思うが、今後各支所調査検討するとの答弁。

委員より、コンテナ収集で自治会再編後はどうなるのかの問いに、自治会再編で自治会数の減になるが、旧自治会を班とした体制でいき、分別の徹底を図るために説明会も班ご

とに行っていくとの答弁でありました。

クリーンリサイクルセンター関係では、委員より、施設修繕費用が大幅に減額されているが、その要因、また、品質等の支障はないのかとの問いに、これまで購入等が随意契約であったが、入札実施の結果である。フィルター設計額4,811万円、入札額3,798万円、79%、煉瓦は設計額1,219万円、入札額682万円、56%、品質上は変わらないとの答弁でありました。

し尿処理関係では、委員より、し尿処理の今後の考え方はとの問いに、伊集院、日吉地区の汚泥については19年1月末には海洋投棄ができなくなるため、西薩及び他地域衛生処理組合との交渉を進めながら一時保管タンク等の建設も十分に視野に入れ、取り組みたいとの答弁でありました。

福祉課関係では、委員より、敬老祝い金について、対象年齢を統一し、これまでもらえた人がもらえなくなったこと等について住民への説明はとの問いに、各自治会長を通じて説明会を実施した。吹上において75歳、77歳も祝い金を支給していたが、180万円ほどの減額である。80歳以上は他地域と同じであるが、対象を年度末の3月としていた分が地域にあわせ9月としたため6カ月分が次年度になるとの答弁でありました。

健康保険課関係では、委員より、国民健康保険基盤安定化事業と国民健康保険財政安定化事業の違いは何かとの問いに、基盤安定化は低所得者を対象とした保険税の負担補てんで、国、県が行っているもの、財政安定化は低所得者の保険軽減分が交付税措置とされるものである。日置市は高医療指定を受け、財政的支援を受けられることになり、国、県、市それぞれ3分の1の負担になる。地域差指数は15年度指数で伊集院1.35、東市来1.28、日吉1.35、吹上1.32であり、この数は国を100とした場合の比較指数で

1.1 を超えた場合、県、1.14 を超えた場合、国の指定を受け、1.17 を超えた場合、国、県、市とも3分の1負担となる。現在4地域とも1.3を超えている。

委員より、老人保険医療特別会計繰り出し金については本年度は最終かとの問いに、繰り出し金については今後医療費がどのように推移するかわからずインフルエンザ等で医療費は急激に変化する心配があるとの答弁であり、今後危惧されるインフルエンザ等の予防対策を十分図りたいとの意見がありました。

以上のほか質疑がありましたが、所管課長の説明で了承し、質疑を終了、討論に入り、討論はなく採決の結果、全員一致で本案の所管に属する部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾公裕君。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日の本会議におきまして産業建設委員会に係わる補正予算を付託され、12月6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算のうち、農林水産業費に係わる予算は9,462万5,000円の減額補正であります。

農林水産課関係で主なものは、農業振興費の補助金及び交付金の新規就農者支援対策事業は新規就農者を支援していたが、1年で離農したために減額であります。

投資的経費の施設園芸原油価格高騰緊急対

策事業は多段式サーモ88台導入で伊集院地域イチゴ農家35戸、東市来地域イチゴ農家13戸分であります。また、排熱回収機11台はミカン農家4戸分であります。

活力ある村づくり支援事業費は東市来地域の元養母自治公民館建設費で補助金決定による減額であります。

農地費の工事請負費は県単農業農村整備事業で中川、恋の原、土橋の舗装工事等の執行残であります。

元気な地域づくり事業は委託料からの組み替えであります。上神殿地域の防火水槽40トンタンク建設費であります。

林業振興費の工事請負費は補助事業で吹上地域の林道舗装事業駒田線で組み替えによる増額補正であります。

単独事業では県単補助治山事業では伊集院地域の野田、山内地区と東市来地域の瀬戸地区での減額補正であります。

次に、土木費に係わる補正予算は2億67万9,000円の減額補正であります。土木建設課で主なものは、道路新設改良費で委託料の増額、工事請負費の大幅な減額、公有財産購入費の増額と各支所、本庁の各事業所内で予算の組み替えを行い、3,798万3,000円の減額補正であります。

河川総務費の負担金補助及び交付金は災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業東市来地域の下の山地区の県営事業に対する負担金であります。

土地区画整理費の委託料の主なものは、徳重地区の交付金で工事請負費からの組み替えであります。

街路事業費の工事請負費、公有財産購入費、委託料、補償金等はまちづくり交付金事業文化通り線事業費組み替え、変更による減額補正であります。

特殊地下壕対策事業費の委託料、工事請負費は吹上地域の野首地区の地下トンネル穴埋

めのための工事費等であります。

住宅管理費の委託料は公営住宅アスベスト調査委託料の8団地、12棟分であります。

次に質疑の概要を申し上げます。

農業者年金受給者数と被保険者はどのような状況かとの問いに、現在の受給者は549名であり、受給者会が発足しているが528名が在籍している。被保険者は現在32名であると答弁。

本会議にて災害復旧については来年2月までに行う旨の答弁があったが、進捗状況はどうかとの問いに、17年度は台風や集中豪雨による160件の被害があり、うち120件については査定済みである。残り40件は日吉地域であるが、国の災害査定を予定している。160件の内訳は東市来11件、伊集院10件、日吉89件、吹上50件となっている。12月中に43件の入札を予定している。単独事業として98件ある。2月いっぱいまで災害関係はおおむね工事を終了する予定であると答弁。

原油高騰に伴う多段式サーモの導入について、補助対象農家数は幾らあったのかとの問いに、多段式サーモの対象農家はイチゴで東市来29戸、伊集院50戸、果樹で東市来5戸、伊集院1戸、吹上1戸であると答弁。

都市計画課では、特殊地下壕は市内にどれぐらいあるか、また、吹上の野首地区で予算が組まれているが、どのような状況かとの問いに、特殊地下壕については、小さいものを含めて130カ所ぐらいと考えている。野首地区の状況は宅地近くで陥没があり、1.5メートルから2メートルの高さの穴で、長さ35メートル、地下13メートル、民家の下10メートルであり、対策としてエアーモルタル293立米を流し込みたいとの答弁。

まちづくり交付金の文化通りの事業変更があるかとの問いに、交差点協議が整わなかったために事業が妙円寺交流センターに組み替

えされたとの答弁。

土木建設課では、公営住宅アスベスト調査委託料があるが、調査結果はどうであったかとの問いに、13日に市長よりアスベスト調査結果報告が予定されている。アスベスト問題が発生した後、次第に対象材がふえていったため調査が困難であったとの答弁。

以上のほか多くの質疑がありましたが、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたところ討論もなく採決の結果、議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時12分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育文化常任委員長の報告を求めます。田畑純二君。

〔教育文化常任委員長田畑純二君登壇〕

○教育文化常任委員長（田畑純二君）

ただいま議題となっております議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会関係について、教育文化常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

12月5日第3委員会室において委員全員出席、また、執行当局の担当者の出席と本案に対する説明を求め、委員会を開催いたしました。

その説明の中で主な事項について申し上げます。なお、審査は1教育総務課、2学校教育課、3社会教育課、4市民スポーツ課の順で課ごとに説明を求め、質疑、答弁は1と

2を一括、3と4を一括して審査を進めました。ここでは予算書の説明は一括して主なものだけ申し上げます。

まず、平成17年度補正予算に関する説明書56ページから63ページ、説明資料53ページから62ページでございます。

歳出から申し上げます。款10項1目1教育委員会費減額の61万6,000円、目2事務局費1,440万5,000円、項2目1学校管理費減額の88万5,000円、主なものは吹上支所の単独事業実施による不用額減額の130万9,000円、目2教育振興費東市来小の補助事業で学校用品、給食費援助認定増加に伴う減額補正の53万5,000円、項3目1学校管理費148万6,000円、主なものは消耗品費40万円、工事請負費単独事業で東市来支所の上市来中学校旧図書室解体工事100万円。

目2教育振興費152万1,000円で扶助費補助事業の対象者増による増額補正。

項4目1幼稚園費89万2,000円、主なものは補助金及び交付金で吹上支所の奨励費対象者増による増額補正。

項5目1社会教育総務費減額の1,299万9,000円、主なものは人件費の調整、一般賃金減額の554万3,000円で伊集院瀬戸内地区等発掘調査及び日吉吉利古城遺跡発掘調査事業の執行残、そして、使用料及び賃借料減額の473万円で同じく伊集院瀬戸内地区等及び日吉吉利古城遺跡発掘調査事業の執行残であります。

目2公民館費6,834万5,000円、主なものは伊集院まちづくり交付金事業事務費一般事務用品、郵便料、電話料、コピー使用料及び土地購入費で伊集院まちづくり交付事業の妙円寺団地公民館1,933平米分6,900万円で県住宅供給公社に支払うものであります。

目3図書館費減額の53万9,000円、

主なものは使用料及び賃借料の減額57万6,000円で日吉分館図書館システム及び機器リース料の執行残。

目4社会教育施設費287万7,000円、主なものは需用費の344万4,000円で東市来文化交流センター空調用灯油代不足による燃料費及び同じく交流センターの電気料、水道料不足による光熱水費。

項6目1保健体育総務費減額の125万7,000円、主なものは人件費の調整及び報償費減額の42万7,000円で妙円寺詣り行事大会開催の執行残等、そして、同じく妙円寺詣り行事大会開催による執行残等による需用費、委託料、使用料及び賃借料の減額であります。

目2体育施設費111万5,000円、主なものは光熱水費96万4,000円で伊集院弓道場、体育館、東市来総合運動公園の電気料等及び備品購入費45万5,000円で伊集院総合運動公園放送設備購入費など。

目3給食センター費68万3,000円の主なものは、光熱水費92万9,000円で本庁の見込みによる増額及び修繕料で本庁の見込みによる増額、そして、その他委託料、備品購入費の減額等であります。

次に歳入でございます。主なものだけ申し上げます。

13ページ、目2教育費負担金減額の26万9,000円で小学校、中学校の学校教育費負担金。

17ページから18ページ、目6教育費国庫補助金3,501万2,000円、主なものは市立幼稚園奨励費国庫補助金580万3,000円、まちづくり交付金事業（集會施設）2,840万円。

25ページ、目6教育費県委託金減額の457万6,000円、主なものは埋蔵文化財発掘調査費県委託金減額の592万9,000円。

26 ページ、目1 財産貸付収入835 万円で教職員住宅貸付収入。

27 ページ、目4 教頭住宅建てかえ補償費（東市来湯田小分）減額の139 万8,000 円。このような説明がなされました。

続いて、質疑に入り、質疑と答弁の主なものについて報告いたします。

1、教育総務課、学校教育課関係、委員より、A L T 渡航旅費不用額（吹上支所分）12 万4,000 円は来日中のA L T が帰国せず、継続になったのか、また、来日するときと帰国するときの旅費はどうしているかとの質疑に対しまして、日本国際自治体交流協会（J E T）が一括して均等に負担してもらっている。吹上の場合、滞在中のマレーシアの国際交流員男性が8 月よりA L T になったので旅費は不用となり、国際交流協会に負担する必要がなくなった。A L T の費用については交付税に含まれているとの答弁。

委員より、就学援助費53 万5,000 円の説明をしてほしいとの質疑に対しまして、学費については当初の単価が変更になったのみで、人数的には変わらなかったと答弁。

委員より、給食費の滞納金はどのくらいあるのか。また、P T A 役員がそれを徴収している例もあると聞くが、その徴収方法はどのようにしているのかとの質疑に対しまして、伊集院で400 万円ぐらい、東市来で100 万円ぐらい、吹上で30 万円前後、日吉は自校方式で滞納金なし。生活保護者の就学援助費には給食費は含まれていないが、特別徴収対策協議会を過去2 回開催して校長、P T A 役員、教育委員会等で学校での取り組みを協議中。学校長を中心に文書を出したり、夜間徴収等学校単位での取り組みをお願いしている。滞納はまだ相当あるので関係者全員知恵を出しあい、いい方向に努力中であるが、今後とも顧問弁護士にも相談するなどしてなお一層真剣に取り組んでいきたいとの答弁。

委員より、本庁での役務費、通信費、運搬不用額20 万円の説明と消耗品購入については旧町間で開きがあるが、今後どうするのかとの質疑に対しまして、例年は量が見込みより少なくなった。消耗品の購入については伊集院方式をとり、3 回ほど講習をして小さいのも電算の関係でその都度必ず起票している。共通品は昨年より教育委員会で一括購入で安くして各校に配分しているとの答弁。

委員より、これに関連して、かつて伊集院で尋ねたところ、町内と町外からの購入割合は7 対3 ぐらいであるとのことであったが、地域の商工業者育成のためにもなるべく町内から購入してほしいとの要望に対し、安くするか地域を優先するか両方の立場があると思うが、現在では安くなる方法を選定しているとの答弁。

委員より、歳入の教育費国庫補助金の理科教育等設備整備費用国庫補助金に関連して、各小中学校の理科教室の整備の状況とその対策はどうなっているかとの質疑に対し、理科教室はほぼ整備されていると思っている。これは伊集院小の理科教育の備品購入が主な予算であるとの答弁。

委員より、教育費国庫補助金の中の要保護児童のみ対象となったためとの意味はどういうことか、また、全市での要保護の児童数はどうなっているかとの質疑に対しまして、このほどの全国の国の方針で今まであった準要保護児童がなくなり、要保護児童のみの対象となったための減額分であるが、18 年度以降は相当少なくなる見込みである。日置市全体では小学校要保護児童数19 人、準要保護児童数285 人、中学校要保護生徒数15 人、準要保護生徒数140 人であるとの答弁。

委員より、工事請負費単独事業吹上支所分事業実施による不用額減額の130 万9,000 円の内訳の説明をとの質疑に対し、永吉小の校門の入り口の暗渠、和田小の校舎

外壁塗装であるとの答弁。

委員より、同じく学校教育負担金減額の26万9,000円は今回は吹上のみか、また、日本スポーツ振興センターを詳しく説明してほしいとの質疑に対し、もとの日本学校安全会へ保護者負担金を本庁で一括処理するものである。今回は吹上支所のみであるが、ほか支所は今後出てくるとの答弁。

委員より、幼稚園国庫補助金588万円増額の理由と教職員住宅貸付収入835万円の理由は何かとの質疑に対し、公立、市立、幼稚園奨励費国庫補助金の対象者が市民税12万4,000円以下の低所得者となったため、ほとんど対象になり増額した。教職員住宅については、本庁に集約して一括徴収することになったため、今回は吹上分のみ減額となったが、後で東市来分も出てくる。現在日置市全体で教職員住宅は63軒あるが61軒入居しているとの答弁。

委員より、臨時、パート職員に関連して給食センターの臨時職員は何名か、また、職員が死亡した場合は1億円の保護があるのか。臨時職員はどうなるのかとの質疑に対し、伊集院のみで16人いる。公務災害の適用はあるが死亡の場合はどうなるか今後調査していくとの答弁。

委員より、給食センターの臨時職員の給与はどうかとの質疑に対し、このほど企画部が調査したりして日置市の平成18年度非常勤職員報酬等一覧表を作成したが、それによると調理員時間給670円、配達員時間給760円となっている。臨時職員に対しては旧町間で取り扱いが異なったので教育委員会としては1つの基準を設けたが仕事の内容もいろいろあるので、どうしても必要である人は基本的には臨時職員でも対応していきたいとの答弁。

委員より、幼稚園費吹上支所の奨励費対象者増による増額補正73万7,000円と補

助事業で対象者増による増額補正の152万1,000円の内容、内訳はどうかとの質疑に対し、吹上のみ対象者が29人から4人ふえて33人になったが、第2子分が加算されるので増額となった。中学校の本庁、東市来の就学援助対象者が学用品で12人ふえ、54万2,000円増、通学用（カバン、手さげ、ヘルメット等）で10人ふえ4万3,000円増、新入学用品費で15人ふえ34万4,000円増、修学旅行費が14人ふえ67万2,000円増、校外活動学習費で10人ふえ2万2,000円増、特殊教育の対象者がいないため10万2,000円の減となったとの答弁。

委員より、教育開発研究会はどういうものか、また、スクーリングサポート事業とはどういう事業か具体的に説明してほしいとの質疑に対し、吹上地域の学校の代表者が課題を決めて協議して回答を出す委員会だが、17年度は実施したものの教科部会で対応した。18年度は市として調整し、一本化できるものは一本化したい。スクールサポート事業は県からの補助事業で不登校児の対策として伊集院の活性化センターで週3回1人の教育相談員が6人を対象に触れ合いの中で相談にのったり、運動や学び方の指導をしている。今後は各地域の心の教育相談員とも連携を図り、連絡協議会を設置したりして市全体に広げていきたいとの答弁。

2、社会教育課、市民スポーツ課関係、委員より、市として初めての成人式の今回の内容と人数はどうなるか。東市来文化交流センターは開館後1カ月経過したが、イベント開催したり、市民が利用する上でどんな問題点があるのか。旧4町で行った運動会の状況と反省点及び来年度の予定をどう考えているかとの質疑に対しまして、成人式については合併協議会の中で新市で統一したものを開催しようと合意済みで、今まで実行委員会を2回

開催して、来年1月3日10時30分受け付け、11時より約1時間開催で段取り中である。今までは各地域で違う内容であり、写真代、記念品代負担もまちまちであったが、今回は記念植樹のみは旧4町地域で行い、12月25日には終了見込みである。新成人数は住民票では690名だが、うち101名は農業大学の寮生であるので実質589名で男性306名、女性283名、地域別では東市来115名、伊集院296名、日吉79名、吹上99名である。式次第は大体祝辞、成人の意見発表、記念品の贈呈である。東市来文化交流センターは10月21日の落成式以来数多くのイベントを順調に行ってきたが、市民からは駐車場が足りないとか、トイレ、自動販売機等の場所がわかりづらいとの要望があり、看板設置等で対応したい。駐車場不足については伊集院にいる近辺の土地の地権者にも協力願ひ、拡張していきたい。運動会については、各地域体協を通じ、各自治会長に種目、移動手段等についてアンケート調査中だが、今のところ全体の運動会を開催してほしいとの要望はない。今後の日置市の一体感をどうして作り出していくかは市政の重要課題だが、旧4地域での競技大会ではない運動会の実情はばらばらであり、各地域の文化面、移動手段等も総合的に判断すれば市民運動会をすぐに開かれる状況ではない。今後さらに検討していきたいとの答弁。

委員より、伊集院と東市来にある文化センターをどう使い分けていくかの質疑に対し、市内2つの文化センターについては運営審議会か、運営協議会をつくっておのおのの特徴が最大限に生かせるよう話し合いをしていきたいとの答弁。

委員より、ふるさと学業事業と海外研修事業について説明してほしいとの質疑に対し、海外研修については中学生を対象に語学研修も兼ねて、吹上はアメリカに4人、伊集院は

イギリスに5人、補助金は4分の1のみ、東市来は韓国に地域間交流として学校ごとに行っているが日吉はない。ふるさと学業の参加者は5年生以上の小中学生で伊集院はゆすいで5泊6日30名、日吉はせつとべ館で3泊4日30名、東市来は湯の元福祉センターで5泊6日で30名、本人負担は2,000円から3,000円である。目的は子供たちが親から離れ、異年齢者と生活をともにして遊んだり、勉強しながら通学することで親のありがたさを体験し、自分のことは自分でやりながら生活習慣を見直そうというものであるとの答弁。

委員より、妙円寺詣りの全体の予算は幾らで寄附金はどう取り扱っているかとの質疑に対し、教育委員会関係のみで469万5,000円の予算であるが、寄附金はフェスタで商工観光課が扱っているとの答弁。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、議案第101号平成17年度日置市一般会計補正予算(第7号)のうち、教育委員会関係で当委員会に属する案件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育文化常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宇田 栄君)

これから委員長報告の対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これから議案第101号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

討論なしと認めます。

これから議案第101号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対す

る委員長の報告は可決です。議案第101号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。全員起立です。したがって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第6 議案第102号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

日程第6、議案第102号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野瑛や子さん。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となりました議案第102号平成17年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の環境福祉委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は去る12月2日の本会議におきまして環境福祉委員会に付託され、12月5日に委員会を開催し、所管課長、所管部長及び課長の説明を求め、質疑の後、討論、採決をいたしました。

歳入歳出それぞれ3億696万9,000円を追加し、総額58億1,261万1,000円とするものであり、歳出の主なものでは、一般被保険者退職被保険者の医療費の伸びによる見込み計上であり、その要因としては平成14年10月から施行となった医療費改正で70歳以上は14年から5カ年は国保の負担となるためでもあるとの説明でありました。

歳入については、保険給付準備基金繰入金6,636万円であり、基金の残高は2億

1,148万9,000円であるとの説明でありました。

質疑に入り、委員より、合併後5年間で国保税の調整を行うとなっていたが、どうかとの問いに対し、18年度以降の医療費の伸びいかんによって調整もある得るとの答弁。

委員より、基金条例での積立金は二、三カ月となっているが、約10億円程度が基本となる。インフルエンザ等が流行すると現基金はなくなるおそれがあるかどうかの問いに、各地域の支出状況にあった負担を5年間は行うのがよいと思うが、新市の運営上難しいところである。18年度の所得など経済情勢を見極めながらこれからの指針を立てるべきである。同時に医療費抑制の予防、早期発見、節約等に一層努めたいとの答弁であり、今後とも医療費を下げるためにも健康づくりを全市的に行い、検診及び栄養指導のさらなる推進を図りたいとの意見がありました。

以上で審議を終わり、討論に入り、討論はなく採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第102号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第102号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第7 議案第103号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第7、議案第103号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野瑛や子さん。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となりました議案第103号平成17年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）の環境福祉委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は去る12月2日の本会議におきまして環境福祉委員会に付託され、12月5日に委員会を開催し、所管部長及び課長の説明を求め、質疑の後、討論、採決をいたしました。

歳入歳出それぞれ3億1,544万2,000円を追加し、総額90億7,334万7,000円とするものであり、歳出の主なものは医療給付費2億7,258万9,000円が主なものであります。

委員より、老人保健の対象者はの質疑に対し、国保被保険者8,286人、社保を含めた老人保健被保険者は1万693人であるとの答弁であり、委員より、医療費の今後の推移はとの質疑に対し、医療費交付金として拠入金が入ってくるが自治体の負担が大きくなってきているとの答弁であり、今後とも医療費抑制としても元気老人づくり運動や生きがい対策等の推進を強化されたいとの意見がありました。

以上で審議を終わり、討論はなく採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。これで報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第103号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第103号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第103号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第104号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第8、議案第104号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野瑛や子さん。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となりました議案第104号平成17年度日置市特別養護老人ホーム事業

特別会計補正予算（第3号）の環境福祉委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は去る12月2日の本会議におきまして環境福祉委員会に付託され、12月6日に委員会を開催し、所管部長、青松園長の説明を求め、質疑の後、討論、採決をいたしました。

歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、総額3億1,147万2,000円とするものであり、歳出の主なものは介護保険制度改正に伴うソフトシステムの入れかえに伴う計上見込み等であります。

1、委員より、制度改正後の入居者のサービスの状況はとの問いに、この減免申請は住居、食料、介護サービスを含めた費用で介護保険から2分の1の補助、2分の1が自前となる。1ないし4段階あり、段階が大きくなるほど負担が大きくなる。2段階で1万1,000円程度であるとの答弁でありました。

以上で審議を終わり、討論に入り、討論はなく採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第104号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第104号は委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第9 議案第105号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第9、議案第105号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾公裕君。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第105号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日の本会議におきまして産業建設委員会に係わる補正予算を付託され、12月6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算は、歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加して、歳入歳出の総額を5億3,334万3,000円とするものであります。

歳入では負担金を増額し、事業債を減額しております。

歳出では総務管理費を減額し、事業費を増額しております。

次に、質疑の概要を申し上げます。

受益者負担金の増であるが、全納者の割合はとの問いに、今回は90%が全納者であつ

た。今までは3割程度であったが今回は高速道路の出口付近で城山観光等が見てくれたとの答弁。

以上で質疑を終了、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたが討論はなく採決の結果、議案第105号平成17年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第105号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第105号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第105号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第10 議案第106号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第10、議案第106号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム

事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について総務企画常任委員長の報告を求めます。田丸武人君。

〔総務企画常任委員長田丸武人君登壇〕

○総務企画常任委員長（田丸武人君）

ただいま議題となっております議案第106号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）の総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、12月5日、6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。

本案は現行の予算にそれぞれ7万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,954万3,000円にしようとして提案されたものであります。

歳入では、事業収入で食事料7万円増額し、歳出で事業運営費の職員手当等を7万円増額しようとするもので、職員家族の出産に伴う扶養手当、児童手当等を支給しようとするものであります。

所管課長の説明を受け、質疑に入りました。質疑の内容は主なものは、予算としては職員手当、共済費しかないが、経営が厳しい。忘年会は大分予約が入っているが、景気の動向はどうかに対し、苦しい状況である。年間を通じて売り上げは減っている。昨年度は新幹線関係もあったが、ことしはこれまでそれがない。昨年と比較して20%減になっている。吹上砂丘荘は11月までは昨年度と比較して58万円ぐらい収支の赤字となっているが、売り上げは260万円ふえていると答弁。

次に、吹上砂丘荘と江口浜荘との比較で国民宿舎は職員が1人、江口浜荘は2人となっているが、老人休養ホームのとらえ方はどう

なっているのかに対し、江口浜荘は以前職員の2人で1人が支配人であった。1人でできれば今後改善していかなければならないと思うと答弁。

以上のほかたくさんの質疑がありましたが、省略させていただきます。

質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく採決の結果、議案第106号平成17年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第106号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第106号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第106号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第11 議案第107号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第107号平成17年度

日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾公裕君。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第107号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日の本会議におきまして産業建設委員会に付託され、12月6日委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

今回の補正は水道総務費を減額し、水道維持費を増額し、予算総額は歳入歳出変更なしであります。

次に質疑の概要を申し上げます。

修繕料が吹上地域で430万円補正増になっているが、どのような修繕かとの問いに、石綿管は1,680メートル残っているが、この管の漏水は1カ所であり、ほかはVP管であり、一番古いもので30年前のものもあり、修繕料は漏水が主であるが、原因はほぼ継ぎ目のソケットの劣化であると答弁。

以上で質疑を終了、所管課長の説明で了承し、討論に付しましたが討論はなく採決の結果、議案第107号平成17年度日置市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第107号について討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第107号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第107号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第12 議案第108号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第108号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野瑛や子さん。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となりました議案第108号平成17年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）の環境福祉委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は去る12月2日の本会議におきまして環境福祉委員会に付託され、12月6日に委員会を開催し、所管部長、課長の説明を求め、質疑の後、討論、採決をいたしました。

歳入歳出それぞれ640万1,000円を追加し、総額24億8,756万7,000円とするものであります。

今回介護保険特別会計が日置市直轄に伴い広域連合の決算の繰り越しが2億7,383万

252円であり、うち2億円は10月11日補正で繰り入れをし、残りの7,383万252円を今回一般会計へ繰り入れる補正である。

また、歳出の主なものは平成18年度よりの介護保険改正法に伴うシステム改修及びリース料等であり、歳入の繰入金454万2,000円は老人福祉費よりの繰り出し金であるとの説明でありました。

1、委員より、市来が離れ、直営となったメリット、デメリットは何かとの質疑に対し、広域連合においては各町からの職員派遣で少ない職員で済んだ。給付が多い自治体に対し給付が少ない自治体の保険料を利用することであるが、逆に考えるとどちらにもなる。今後は事務所サービスが整ってきたこと、高齢者の増加でそれぞれますます支出がふえることが懸念されるとの答弁。

委員より、平成18年度からの法改正は介護予防に重点がおかれるが、内容はどの質疑に対し、要介護1の中からこれ以上は介護度が進まないであろうという人を要支援に回すといったものになるとの答弁であり、委員より、運営上、支払いが多くなると収支の限界がくると思うが、今後どのように考えるかとの質疑に対し、今後事業所の認定、指導が保険者に権限がおりてくる分があるのでそのあたりでカバーできる部分があると考えが難しいとの答弁でありました。

平成18年度4月からの介護予防導入に伴い、利用者及び地域のニーズにあったサービス利用が円滑に行われることを望むという意見がありました。

以上で審議を終わり、討論はなく採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第108号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第108号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第108号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第108号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第13 議案第109号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

日程第13、議案第109号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野瑛や子さん。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となりました議案第109号平成17年度日置市立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の環境福祉委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は去る12月2日の本会議におきまして環境福祉委員会に付託され、12月5日に委員会を開催し、所管部長及び課長の説明を

求め、質疑の後、討論、採決をいたしました。

提案された補正予算は収入、支出それぞれ1,176万6,000円を減額し、総額3億6,432万1,000円とするものであります。

支出の主なものは、常勤医の勤務交代による人件費の減額に伴うものであり、転任医師の年齢は39歳で内科医との説明でありました。

委員より、合併後の病院の利用状況はどうか、また、新しい医師の専門は何かとの質疑に対し、市となり日吉地域以外の利用者がふえつつある。専門は糖尿、甲状腺、内分泌関係であるとの説明でありました。

委員より、市民病院として今後とも地域住民に親しまれ、特色を出され、国保会計の利用につながるよう健全運営を図られたいとの意見がありました。

以上、審議を終わり、討論はなく採決の結果、全員一致で本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第109号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第109号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第109号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第109号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第14 議案第110号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（宇田 栄君）

日程第14、議案第110号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について産業建設常任委員長の報告を求めます。松尾公裕君。

〔産業建設常任委員長松尾公裕君登壇〕

○産業建設常任委員長（松尾公裕君）

ただいま議題となっております議案第110号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）の産業建設委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る12月2日の本会議におきまして産業建設委員会に付託され、12月6日に委員会を開催し、所管課長の説明を受け、質疑、討論、採決をいたしました。

今回の補正で主なものは、収益的収入で一般会計補助金増や水道料金の減額であります。

収益的支出は育児休暇の減や企業債利息の増などあります。

補正の総額は29万5,000円で収益的収入、収益的支出をそれぞれ4億6,968万7,000円とするものであります。

質疑に入りましたが、質疑はなく、所管課長の説明で了承し、討論もなく採決の結果、議案第110号平成17年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第110号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第110号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第110号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第110号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第15 請願第3号産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第15、請願第3号産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書を議題とします。

請願第3号について環境福祉常任委員長の報告を求めます。長野瑛や子さん。

〔環境福祉常任委員長長野瑛や子さん登壇〕

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

ただいま議題となりました請願第3号産業廃棄物処理場の再開反対に関する請願書の環境福祉委員会での審査の経過と結果について報告します。

当委員会は第1回の委員会を12月6日開催しました。

まず、初めに、紹介議員2人に趣旨説明を求め、その内容については、1、これまで旧吹上町と議会においても弦掛処分場の安定5品目以外の調査など、県に対し要請書を提

出した経緯がある。調査により、有害物質の不法投棄が判明、搬出にもかなりの時間がかかるなど地域住民の不信を買うこととなった。現在、設置許可の継続が認められていることで譲り受けた栄和産業が営業許可の申請がなされ、法律的には成立するかも知れないが、自然化学的には、これまでの不法投棄等の経緯から危惧させざるを得ない。この問題は業者のモラルによるところが大きく、搬入物次第では地下水、河川、海へと汚染が拡大し、取り返しのつかない大きな問題にもなりかねない。慎重、審議をお願いしたい。

2、許可当時は7戸の1自治会のみ同意から始まっている。当初自治会への説明ではタイヤ、木くずの焼却とのことだったが、県の許可後はどんどん処理内容が変わってきた。今回滝之平処分場の再開への営業許可申請について、地域住民は県に対し業者に対するこれまでの対応に不信感を抱いている。地元においては、これまでにタイヤ焼却などの不完全燃焼のため、黒鉛や地下水への影響など随分苦しめられてきた。住民としては市議会に1,820人の声をしっかりと県に伝えてほしい。産廃行政は住民が納得する形で進めてほしいと願っているとのことでありました。

紹介議員への質疑については、委員より、請願書には許可などすべて消滅しとあるが、設置営業に係わる許可との見解であいまいなどところがある。旧吹上町でも陳情、要請などを行ってきたのに、なぜ成果が上がらなかったのかわからないが、陳情、請願だけで同じようなことで進んでいかないのである。質疑に対し、許可が設置と営業に分かれており、一般的には一体化したとらえ方にある。住民はそこがよくわかっていないところであった。県は説明でそこを濁していた。パンフレットにも許可の内容まではわからず不親切である。不信感につながっているとの答弁でありました。

続いて、執行部に対して、産廃行政の経緯について、資料に基づき説明を受け、質疑を行いました。

委員より、芋野、弦掛、滝之平の3カ所は別々に許可申請がなされているかとの質疑に対し、施設ごとである。業の許可は5年ごとの更新、違法があったら許可取り消しとなるとの答弁。

委員より、3カ所の面積はどの質疑に対し、芋野管理型処分場2,323平方メートル、1万3,194立米、滝之平9,800平方メートル、2万6,798立米、弦掛4,900平方メートル、3万3,798立米であるとの答弁。

委員より、規模的に大きいし、地元住民が心配するのは理解できるが、見解はどの質疑に対し、行政としても地元の方々の心配はわかる。しかし、許可については法的に拒むこともできないのも事実であるとの答弁でありました。

さらに次の開催を12月15日にすることと現地確認をすることを決定しました。

現地においては資料に基づき所管部長、課長の説明を受け、面積9,800平方メートル、2万6,798立米の容積量を山林の広がる急勾配の状況の中に委員一同確認いたしました。

第2回目の委員会を12月15日に開催し、討論を行いました。討論においては、1、我々議員は住民の代表であり、市民の立場で考えるのが原則である。この問題は最終的に県の問題であるが、過去安定型処分場での有害物質の不法投棄の道義的責任においても地域住民の声を産廃行政に反映させるべく本請願を採択することに賛成である。

2、過去不法投棄がなされ、現場を見て自然環境への汚染、影響を身に染みて感じた。住民の不信感が払拭されないままの営業再開は住民に対して法の冷たさが根本にある問題

である。含意を理解し、採択に賛成である。

3、地元住民としては産業廃棄物が放置された経緯からすると、将来不安があり、安心安全に生活するためには再開反対を表面に出すべきである。採択に賛成であるという討論がありました。

採決の結果、全員一致でこの請願は採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。地頭所貞視君。

○24番（地頭所貞視君）

ただいま委員長報告で採択ということですが、私もそのとおり、そういうことで賛同はするわけですが、ここに請願の処理の経過と結果の確認という中で、請願というのは議会の責任は請願を採択したことによって終わるものではなく、住民の要望にこたえて、その実現を図ることにある。したがって、少なくとも年2回程度は採択した請願の処理状況と結果の報告を求めて検討し、必要な処置を講じて最後まで請願書に対しての責任をとるべきであるということも請願に対してはですが、こういう点については、今後の対応というものに審議されたのかどうか。

それと、採択の住民に対する報告、それをどのように話し合われたのか。

それと、やはりこういう請願というすごく陳情よりも重いものでありますので、やはりこれを意見書とか、決議書とかをその執行機関に提出する考えはなかったのか、それも審議されなかったのか、3点についてお伺いいたします。

○議長（宇田 栄君）

長野瑛や子さん。

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

第1問目ですが、採択したことによって結果の報告、これはもしこの結果でそのとおり

県の方、また、県議会の方に要請書を届けるというところまで審議いたしました。

また、住民に対する報告はこの結果次第でそのとおりしたいと思っております。

意見書は県の方ですけど、議会には意見書とは見なされませんので要請書として届けることにしております。

○議長（宇田 栄君）

地頭所貞視君。

○24番（地頭所貞視君）

請願の採択ということであるから採択だけではなく、やはりこれに対しては請願に採択した場合は、その処理状況と結果の報告を住民にもすべきであろうということになっていきますが、その点については、やはり今言いましたように、県議会の結果を見てということですか。県議会にはどのような先ほど何か要請とかありましたが、その要請文、決議文、要請文ありますが、それはどのような方式の、どのような記述をもって出すつもりでいらっしゃいますか。

○議長（宇田 栄君）

長野瑛や子さん。

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

先ほども申しましたが、本会議の結果を見て、県議会には意見書は出せませんので要請書です。県の方には、と同時に要請をしてまいりたいとそういう委員会の決定であります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。池満渉君。

○16番（池満 渉君）

16番。一番最初にいわゆる当初吹上町にあるところに東洋クリーンあるいは環境美化センターというところに地元の意見と言いますか、同意というような形で資料として添えてあります林地開発行為に関する意見書の中で住民への生活の支障はないと思われる、あるいは国土の保全、水資源の確保及び環境保全に及ぼす支障はないとして、当時の吹上町の

判断として出されております。そして、そのことを一つの資料として許可をした許可権者である県であります。その結果が先ほどからありますように、芋野、やはり弦掛の処分場であります。今、弦掛については係争中だというふうに話を聞いておりますけれども、実際にこの裁判の行方など、今後どういったふうになるのかといったような議論はなかったのかということ一つお伺いをいたします。特に弦掛に関して今後どういったふうに行くだろうかというような議論はなかったのかということをお尋ねいたします。

それから、もう1つですが、2つの会社が倒産をしてそのままになっていたときに、いわゆる栄和産業があらわれてくるわけですが、当初、栄和産業が出てきたことと鹿児島県——県としての関係、係わり方どうだったんだろうかと一番最初で栄和産業と県との関わりはどうだったのだろうかという気はいたしますが、そこら辺の議論はいかがだったでしょうか。

以上、2つについてお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

長野瑛や子さん。

○環境福祉常任委員長（長野瑛や子さん）

お答えします。

最初の件であります。この弦掛に関してはいろいろ水資源先ほど報告したとおりであります。また、裁判の行方、これは民間の関係でそういうことは議論はしておりません。

あと栄和産業と県との関わり、このことについても議論はしておりませんが、今後の開発に関しては、やはりまず地元の住民のやはり不信感ということですね、このことは議論いたしました。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。

○16番（池満 渉君）

はい。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから請願第3号について討論を行います。討論はありませんか。

反対ですか、漆島政人君。

○11番（漆島政人君）

私はこの請願書を採択することに反対の立場で討論いたします。

請願書の内容文については少し理解できない部分もあるわけですが、私なりに請願趣旨を解釈いたしますと、滝之平安定型処分場の事業再開については阻止していただくよう県の方に働きかけてくれとそういうことではないかと認識します。

そこで、私はさきの一般質問でも申し上げましたとおり、県の方に事業を許可しない法的な根拠はないわけです。よって、来年の1月中旬ごろには事業許可がおりるのではないかと予測いたします。したがって、行政が地域住民の生活環境を守っていくために今取り組まなければならないことは新たな産廃処理事業者が不適切な処理ができないような仕組みを生活環境保全に関する協定の中で締結していくことだと思います。

また、締結交渉につきましては、事業者側に協定を結ばなければならない法的な義務はないことを考慮した場合、許可がおりる前に交渉に入っていく必要があるのではないかとそう認識しています。したがって、今の状況において、議会がやらなければならない役割は市長が早い時期に生活環境に関する協定書これを結んでいただくことを働きかけていくことが議会としての役割ではないかと。また、そうすることによって地域住民の生活環境は守られていくのではないかとそういうふうに認識します。

以上の理由により、この請願書を採択することについては反対といたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（宇田 栄君）

次に、賛成討論の発言を許可します。池満渉君。

○16番（池満 渉君）

産廃施設の必要性というのは私も認めます。そして、日本全国これだけ社会が発達をし、発展をしてきた中ではごみというものは大量にふえてきておりますし、適正に処分をしなければならぬと、しかも、鹿児島県においては管理型の処分場というのはまだ1つもございませんし、県行政としても自前で処理できるところをしっかりとつくらなければいけないということで今どんどん進んで加入と言いますか、住民への周知徹底がされているところでありますが、しかし、許可権者として先ほども申し上げましたけれども、県民の生命、財産しっかりと守るということを仕事とする許可権者としての県が許可をして、そして、地元の住民にかかわって見守るべき地元の旧吹上町これは吹上町のそこまでの責任はないと、法的にはないかもしれませんが、住民の不安というのを取り除くというのは逃れるものではないと思っております。これまでのこの廃棄物処分場の問題を住民の不信感というのは消えていないわけでありまして。もちろん許可業者としての倒産をしましたけれども、東洋クリーン、環境美化センターといったこの2つの会社の責任は最も重要であります。これまで適正な措置がとられなかったことへの住民の怒り、そして、今度もまた不法投棄がまかり通るのではないかというような心配の住民のいらだちと言うような、もどかしさというようなものが痛いほどわかります。今漆島議員からありましたように、法的要件を整えば許可せざるを得ないという行政の県の立場かもしれませんが、それに対して法

をつくることも、法を変えることもできない無力な住民の立場を考えれば議会や地元日置市というところに頼ってくるのは当然であります。業者にかわり国が代執行をしてふるさとの環境を取り戻しつつある豊島の問題もあります。廃棄物処理法やらさまざまな上級法が立ち上がる中で、そこに日々に暮らす、生活する住民がいることも頭に置きながら、その方々の側に立ち、少しでも努力を続け、どんな方がいいのかということと一緒に考えていくことが議員の責務であり、議会の役割であると考えております。よって、この切なる請願の趣旨に賛同し、委員長の報告のとおり採択することに賛成をいたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。この採決は起立によって行います。請願第3号に対する委員長の報告は採決です。この請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、請願第3号は委員長報告のとおり決定されました。

△日程第16 発議第5号日置市議会議員政治倫理条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、発議第5号日置市議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者に提案理由の説明を求めます。

〔6番花木千鶴さん登壇〕

○6番（花木千鶴さん）

発議第5号日置市議会議員政治倫理条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる日置市議会議員が市民全体の奉仕者として市政に対する市民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立を期し、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため、日置市議会議員政治倫理条例を制定するものであります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

ただいま提出者から提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第5号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第5号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、本案は

原案のとおり可決されました。

△日程第17 公共工事不正再発防止等
調査特別委員会の中間報告

○議長（宇田 栄君）

日程第17、公共工事不正再発防止等調査特別委員会の中間報告を議題とします。

この件については、会議規則第45条第2項の規定により、委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

池満渉君。

〔公共工事不正再発防止等調査

特別委員長池満 渉君登壇〕

○公共工事不正再発防止等調査特別委員長
（池満 渉君）

さきの9月議会において設置されました公共工事不正再発防止等調査特別委員会は12月議会での結果報告を目標としながらも調査の進展によってはその限りではない旨の申し合わせにより活発な議論を重ねてまいりました。

本委員会は10月12日、10月20日、10月31日、11月17日、11月22日、12月8日とこれまでに6回の会議を開催いたしました。最終的な詳細にわたる委員会の報告は後日になりますが、以下、開催日とその協議項目と内容について12名の委員の総意として中間のご報告をいたします。

まず、10月12日の第1回の委員会で原則すべての会議を公開とすることを確認し、調査審議事項について決定をいたしました。

その内容は以下のとおりであります。

1、本委員会設置の動機と意義として、本市発足と同時に発覚した旧伊集院町職員による汚職事件と公共工事をめぐる談合事件は本市の信用と市民の誇りを大きく失墜した。本市議会としてもこの事件の経緯並びに再発防

止策等の調査を実施し、信用と信頼を回復するべく特別委員会を設置する。特に今後の再発防止策に重点をおき、本市内全域で我々議員を含め、公に携わる者のすべてが公僕としての自覚を持ち続け、より一層の倫理観の高揚を図ることを意義としたい。

2、調査、審議する事項、贈収賄事件、談合事件の経緯全容、過去に類似した事件は本市になかったか。この事件が発生したと思われる背景は何か。当事者である官、民の事件後の現況はどうか。事件後の行政、関係業界の動き、対策はどうか。この事件に対する市民を初め、世間の論評はどうか。議員、職員など市内のすべてにこれまで事件には至らなかったが類似した行動はなかったか。その他。

3、調査、審議の結果を踏まえて執行部及び業界への提言。

4、議員としての対応をどうするか。

5、議会としての監視機能の確立強化。

6、市民の協力と責務。

7、結びに、以上の項目について決定をし、今後の関係参考人の招致については、その人選を委員の同意を得て適宜行うことといたしました。

第2回委員会を10月20日木曜日に午前9時より開催いたしました。当局の説明者として湯田平、横山両助役、総務企画部長、産業建設部長、総務課長、財政管財課長の出席のもと贈収賄事件、談合事件の経緯、全容とその背景、行政側の動き、対策、市民からの論評などについて調査、審議いたしました。

贈収賄事件が発生したと思われる背景、原因については、行政マンとしての自覚、モラルの欠如が一番であり、技師としては原課だけを移動する中で業者とのなれ合いが一番の原因であるし、それらを監督できなかった上司の責任とかねてからの職員間の人間関係の希薄さも要因の一つとの当局からの見解でした。

その後の対策として、職員の服務、公務員としての倫理観高揚のための講習を実施し、9月1日には日置市職員倫理規定を制定し、職員の綱紀粛正を図る手だてを講じているとのことでした。

また、談合事件を受けての改善策として、これまで工事完成検査を事業主管課が実施していたが、他の課の職員で検査するように改善したとしています。さらに7月1日から予定価格の事前公表、指名業者の事後公表、設計図書の見覧方法の変更などを試行実施、入札制度改善委員会の設置、建設工事等の調査委員会の設置を図り、早急に入札等監視委員会を設立したいとの改善策が示されました。

第3回委員会を10月31日月曜日に開催いたしました。土木関係業界の動き、その後の対応について、建設業協会日置支部の役員、事務局に委員会への出席を求め、意見を聴取する旨を打診しておりましたが、実現できませんでした。そのため、再度質問の内容について協議し、市内の全88社にアンケートを郵送し、11月15日を期限とし回答をもらうことと決定いたしました。

また、旧4町の指名格つけのあり方や県の格づけとの違いなどについても議論がありました。それらについても今後確認をするため、市長の出席を要請することで一致しました。

第4回委員会を11月17日木曜日の午前9時から開催いたしました。88社にお願いをしたアンケートは49社から回答を得ました。回収率は55%でした。委員会冒頭で開封し、回答を全委員で黙読し、集計を事務局に一任。回答用紙は委員、事務局以外には非公開としました。集計については、委員会の資料として活用し、今後の参考にいたします。

その後、宮路市長の出席を求め、入札参加資格の県のランクと伊集院地域の違いについて、電気工事にかかる伊集院地域のランクなしについて、さらに職員のOBで過去に土木

建設業界に就職した人数についてなど質疑、調査いたしました。

入札参加資格の県のランクと伊集院地域の違いについて、伊集院町は前年度の実績をもとに勘案してあるので、県の基準と違うし、最近の土木業者の増加に対処するために伊集院町独特のランクづけがなされてきたと市長からの答弁でした。

また、電気工事にかかる伊集院地域のランクなしについては、要綱はないが内部で格づけ表は持っており、県の指名基準を入れて指名しているとの答弁でした。

さらに職員のOBで過去土木、建設業界に就職した人数は2人であり、行政で斡旋したものではないとの報告でありました。

第5回委員会を11月22日火曜日午後2時から開催いたしました。さきに集計を事務局に依頼したアンケートの取り扱いについて協議し、各項目ごとの類似回答などを割合で集計。業界の傾向がよくわかるようにし、特別な意見は別記とすることにしました。職員、議員、職員など市内のすべてにおいてこれまでに事件には至らなかったが類似した行動はなかったかについて、各委員からの情報を交換し、議員としてふさわしくない行動やモラルの欠如を指摘する市民からの声があるとの意見もありました。よって、議員みずからも襟を正さなければ委員会の審議の進展にも影響を及ぼすとの意見集約をし、議員政治倫理条例の制定を急ぐべしとの結論に達しました。

第6回委員会を12月8日木曜日午前9時から開催いたしました。アンケート結果の集計表が完成、その内容や今後の取り扱いについて協議いたしました。幾つかの設問について集計したアンケートの傾向をご報告いたします。

まず、贈収賄事件が起きた原因については、当事者双方に原因があるとの回答が最も多く、

次いで行政職員のモラルの欠如、上司の管理体制の甘さを指摘するものでした。さらにこのような事件が二度とあってはならないよう教訓として取り組む決意を示した回答が大部分でした。

談合事件が起きた原因についての回答では、工事件数の減少、利益率の低下などが最も多く、業界全体の厳しさを浮き彫りにしたものでした。また、談合事件についての認識では、よくないこと、あってはならないこととした回答が多数だった反面、会社存続のためには必要悪とのものも幾つかありました。今回の談合事件の教訓については、談合を悪ととらえ、健全な工事受注に取り組むとした回答が最多でありました。

指名停止、営業停止の処分についての影響については、ほとんどなかったとした回答が寄せられた反面、創業以来の危機的状況にある。従業員のリストラを実施し、また、予定しているなどの悲鳴とも感じられるものがありました。現在試行中の予定価格の事前公表については、大方の業者が賛意を表しながらも、最低制限価格の設定を望む声が多数寄せられました。これらのアンケートの回答結果も参考にしながら今後の委員会審議を進めてまいります。この日は本日の中間報告の内容についても委員で協議し、閉会をいたしました。

なお、最終的な委員会の報告を明けた3月定例議会に報告をいたします。

以上をもちまして特別委員会の中間報告といたしますが、これからも当委員会終了までの議員各位、関係者各位のより一層のご協力をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

△日程第18 閉会中の継続調査申し出
について

○議長（宇田 栄君）

日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長、総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育文化常任委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第19 所管事務調査結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第19、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

環境福祉常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。この結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、環境福祉常任委員会からの調査結果は市長へ送付することに決定しました。

△日程第20 議員派遣の件について

○議長（宇田 栄君）

日程第20、議員派遣についてを議題とし

ます。

お諮りします。お手元に配付したとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

第6回定例議会が終了するにおきまして一言ごあいさつ申し上げます。

今回議会に提案いたしましたすべての議案につきまして議員の皆様方のご了解いただきまして厚くお礼申し上げます。

合併いたしましてももう8カ月ということで大変この間議員の皆様方にもお世話様になりました。それぞれの地域におきますいろんな行事、また、いろんな課題をそれぞれの分野の中で解決をしているところでございます。特に行政改革を含め、また、新たな18年度からの総合計画このことにつきましては議会の皆様方、また、市民の皆様方のご協力をいただきながら来年3月誠意ある形の中でつくっていきたいと思っております。ことし大変まだ寒いと言いますか、大変12月におきましても雪等多いようございまして。お互いかぜを引かないよう、また、来年の英気、たくさん出るような形の中で行政、議会それぞれ頑張っていきたいと思っております。本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（宇田 栄君）

これで平成17年第6回日置市議会定例会
を閉会いたします。

午後0時35分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 漆島 政人

日置市議会議員 中島 昭